國譯大藏經

論部

第十二巻

目次

卷の第十七

卷の第十八

卷の第十九

卷の第二十

卷の第二十一

卷の第二十二

卷の第二十三

卷の第二十四

卷の第二十五

卷の第二十六

以上

國譯阿毘達磨倶舍論

卷の第十三（分別業品第四の一）

本論第四　業品第一

第一章　業

第一節　業論總說

前に説く所の如く、有情世間、及び、器世間には、各多くの差別有り。是の如き差別は、誰に由りて生ずるか。

頌に曰はく、

(一)世の別は、業に由りて生ず。思及び思

【一】頌の舊譯　業生二世多異一、故意及所作。故意即心業、故意生身口。

外道に從へば我れ等及び世界は、大梵王(Mahā-brahma)或は大自在天 (Maheśvara) 等の超越的神格の所造と說く有り、又數論外道の如く、神我(Puruṣa) と自性 (Prakṛti) との二の根本的原因有りて、自性より覺を起し、順次に萬有を展開すと說く有れども、佛陀によりて、「自己に歸らしめられたる」佛教哲學從つて倶舍に有りては、萬有の原因をかくの如き超絶的神格に求めず、之れを有情そのものに歸し、その關係を業によりて說明す。

かくて、若し一の生主 (Prajāpati) 等が萬有の眞原因たる時は、凡てが、畢竟じて、此の一生主に歸すべきが故に、萬有の差別を說くべからざるに對し、之れを有情の業に歸する時は、諸法の差別せる理も自ら釋然たるべきなり。

扨て、倶舍に從へば、斯の如き業は、思の心所と、その外的發動(思の所作)とを體とす

の所作なり。
思は、卽ち是れ意業なり。　所作は、謂く、
身語なり。

一因論を否定す

論じて曰く、(二)一主の先づ覺するに由りて生ずるには非ず。但有情の業の差別に由りて起る。若し爾らば、何が故に、倶に業より生じながら、(三)鬱金、旃檀等は、甚だ愛樂すべきも、內〔有情〕の身形等は、彼れと相違するか。

諸の有情の業類の、是の如くなるを以てなり。若し(四)雜業を造りて、內の身形を感ぜば、(五)九瘡門に於いて、常に、不淨を流す。彼れを對治せんが爲めに、(六)外具を感じて、(七)色香味觸の、甚だ、愛樂す可きを生ず。諸の天衆等は、(八)純淨の業を造るが故に、彼れの招く所は、〔內外〕

ろものにして、前者を思業と名け、後者を思已業と名く。而も、是の二は、更に別ちて三業と爲すを得。卽ち思業はそのままに意業にして、思已業はその外に發動する際の所依の語(又は口)と身(行爲)となるによりて、語業(又は口業)と身業とに分別せらる。其理由(又は標準)に關しては、毘婆沙師は身業は所依に約し、語業は自性に約し、意業は等起に約して分つと說けども、要するに、是れは思業は卽意業にして、身語業は此の思業の等起なる思已業をその所依によりて別てるものに外ならず。(語業は特に口業と說く時に然り)。

【二】一主等。一主とは、大梵天、大自在天、生主、我、神我等を指す。覺とは、欲覺を起す謂にして、生主が「我れ繁殖せんと欲す」といふが如し。

【三】鬱金栴檀は共に好香。

【四】雜業(Vyāmiśra-karma)。善不善の雜れる業。

【五】九瘡門とは二耳、二眼、二鼻、一口、兩排泄器を指す。

【六】外具とは外の資具なり。之れは能作因にて感ずる增上果にして、內身は異熟因所招の異熟果なり。論六參照。

【七】色香等は鬱金等の體を擧ぐるなり。

【八】純淨の業。不雜業、卽ち唯善業のこと。

【九】思(Cetanā)。思惟、殊に意志的、情意心性活動。思の所作とは外的に思の發動せるもの。

【一〇】中阿含二十七、達梵行經曰、云何知業、謂有二業、思、思已業、是謂知業、云云。思業(Cetanā-karma)。者舊譯云故意業、思已業(Cetayitvā-karma)云故意所造業、

二事俱に妙なりとす。

業の體

此の所由たる業は、其の體、是れ何ん。謂はく、心所の[九]思、及び、思の所作なり。故に、[一〇]契經に說かく、二種の業有り。一には思業、二には思已業なりと。思已業とは、謂はく、思の所作なり。

三業

是の如き二業を分別して三と爲す。謂はく、卽ち有情の[一一]身、[一二]語、[一三]意の業なり。

三業の建立　外問

如何にして、此の三業を建立するか。所依[身]に約すと爲んか、自性に據ると爲んか、等起に就くと爲んか。

有部徵す

縱し爾らば、何の違あるか。

外難

若し[一四]所依に約せば、唯、[一五]一業のみなるべし。一切の業は、並びに身に依るを以ての故なり。若し自性に據らば、唯、語のみ、是れ業なるべし。三種の內にて、唯、[一六]語のみ、卽ち業なるを以ての故なり。若し[一七]等起に就かば、亦、唯、一業のみなるべし。一切の業は、皆、意の等起なるを以ての故なり。

有部の答

毘婆沙師は說かく、[一八]三業を立つるに、其の次第の如く、上の三因に由ると。[一九]然れども、心所の

【一一】身業(Kāya-karma)。
【一二】語業(Vāk-karma)。又は口業。
【一三】意業(Manas-karma)。
【一四】所依云云。所依とは、業卽ち活動の依り所となるもの、身體なり。自性とは活動そのもののこと、等起とは活動の原因となるもの、卽ち心特に思(意志)を指す。
【一五】一業とは身の一なり。
【一六】語業のみ獨り、其の體是れ業卽ち作用なり。身業は、業が身に由り、又は身に屬するなり。意業も亦然り。
【一七】等起に約せば、身語の二は、共に皆意業より引起せらる。故に意業唯一の外無し。
【一八】婆沙論卷第百十三。此の毘婆沙の意にては、身業は所依に約して立て、語業は自性に約して立て、意業は能等起に約して立つといふ。
【一九】然れども云云。是は思と思已の二業を三業に開く相を明す文。

思は、卽ち是れ意業にして、思の所作の業を分ちて、身語の二業と爲す。是れ、思の等起する所なるが故なり。

第二節　身語二業の自性

身語二業の自性

身語二業の自性は云何。

頌に曰はく、

(二〇)此の身と語との二業は、倶に(二一)表と(二二)無表とを性とす。

論じて曰はく、應に知るべし、是の如く說く所の諸業の中、身語の二業は、倶に、表と無表との性なり。

第三節　身語の表業

第一項　表業に關する有部正量部勝論の主張

【二〇】頌の舊譯、二有教無教。小乘佛教にては上の三業中、身語なる外的に發動せるもののみにつきて、其自性を表業と無表業とに分ち、大乘にては三業各表無表有りと說く。表業とは倶舍にては内心又は所作の意を表詮して、他をして、了別せしむるをいひ、無表業とは、かかる表業によりて引起せられたる不可見無對の色業をいふ。かくて、玆に五業あり。

業─┬─思業──意業………意業
　　└─思已業─┬─身業─┐─各─┬─表業
　　　　　　　└─語業─┘　　　└─無表業

二業　　三業　　五業

【二一】表業(Vijñapti)。舊譯、有教業。

【二二】無表業(Avijñapti)。舊譯無教業。

且らく、身語の表は、其の相、云何。

頌に曰はく、

（三）身表は別形なりと許す。行動を體と爲すに非ず。諸の有爲法は、有剎那なるを以て、盡く無因なること無かるべきが故に、生因應に能く滅すべし。形も、亦、實有に非ず。二根取なるべきが故に。別の極微無きが故に、語の表は言聲と許す。

有部の主張

論じて曰はく、（二四）思の力に由るが故に、別に、如是如是の身形を起すを、身表業と名く。

【三】 舊譯

說身有教相、非動剎那故、最後滅盡故、無不從因生、生因成能滅、於決無證故、於見等實有、向二一方聚生、若色假說此、相貌由比量、色約相決判、二根取無入、決是意界故、由分別堅等、長等習生故、於大業集有、復決定相貌、不同相違故、言教語音聲、

この頌文には含蓄する意義頗る多し。全體として十句ある中、前の九句にて身表業の自性を明かし後の一句にて語表業を明かしたるものなり。而して前の九句を解剖すれば亦三段に分る。先づ第一句にて身表業の體の形色にある旨を明にして有部の主張を提唱し置き、次いで、次ぎの五句にて、正量部が動色を身表の自性と見る說を駁し、更に轉じて、七八九の三句にて、經部の立場よりして第一句にて提唱したる有部の主張を駁すといふ仕組みなり。而も此間に於ける論證法、極めて緻密なるを以て、ここにその大要を摘記し難し。

【二四】 思の力云云。有部の身表業（Kāya-vijñapti-karma）を述ぶ。思の心所によりて引起せらるる此の身體の手足の屈伸する上の長短の形色（身形）之れを身表業と云ふ。

正量部の說

(二五)餘部有りて說かく、動を身表と名く。身の動く時は、業に由りて、動くを以ての故なりと。此れを破せんが爲めの故に、(二六)「行動に非ず」と說きたるなり。一切の有爲は、皆、(二七)有刹那なるを以ての故に。

刹那に就いて正量部及び勝論徵、論主の答

刹那とは何ぞ。

謂はく、體を得る無間に滅するなり。「而して」此の「如き」刹那を有する法を、有刹那と名く、杖を有する人を、名けて、有杖と爲すが如し。諸の有爲法は、纔かに、自體を得れば、此れより無間に、必ず滅して、無に歸す。若し、此の處に生ずれば、卽ち、此の處に滅し、此より轉じて、餘方に至る容きこと無きが故に、(二八)動を身表と名くとは言ふ可からず。

正量部及び勝論救

(二九)若し有爲法にして、皆、有刹那ならば、餘方に至らざる義は、成立すべし。

【二五】餘部有りて云云。正量部(Saṃmitīya)(光記)犢子部(VātsīPutrīya)(稱友)の計を揭ぐ。正量に於いては、一切諸色を刹那滅の色と、暫住の色とに二分し、身表は運動を自性とし。初時に生じ、後時に滅し、中間に生滅を經ざる住異有るが故に行動差別有るを得と說く。有部は今之れを許さざるが故に、頌中に「行動に非ず」と說きたるものにして、世親は無常遷流の諸法は凡て刹那滅の法とし、決して、暫住を許さざるなり。

【二六】「行動に非ず」等。舊譯には「非レ動、刹那故」(偈)といふ。

【二七】有刹那(Kṣaṇika)。舊譯、刹尼柯

【二八】動を云云。動とは場所を變へる義なれど、一切法は卽處卽處に於ける生滅の連續なれば、定住して場所を變へるものなき故動といふ現象なしとなり。

【二九】若し有爲法云云。上の正量部の救釋にして、一切法は凡て刹那滅のみならばいかにも動の義は成立せざるべし。然ども吾宗にては心心所、光、聲などをば刹那滅と立つれど、不相應行、身表業色、外の山林などをば刹那滅と見ざるが故に、此方に於て動の義成立すべしと。

論主の破

諸の有爲法は、皆、有刹那なること、其の理極成す。〔三〇〕後に必ず盡くるが故なり。謂はく、有爲法は、滅するに、因を待たず。所以は何。

正量部及び勝論徴論主の答

〔三一〕因を待つは、謂はく、果なり。滅は無にして、果に非ざるが故に、因を待たず。滅、既に因を待たず。纔に、生じ已はりて、卽ち滅す。若し、初め、滅せずんば、後にも、亦、然るべし。後と、初めと、性、等しきこと有るを以つての故なり。既に、後に、盡くること有れば、知る、前にも滅、有るを。〔三二〕若し、後には異有りて、方めて滅す可しといふとも、卽ち、

正量部及び勝論救

此れを、異有りと名くべからず。卽ち、此の相異なりといふ理、必ず、然らず。

〔三三〕豈に、世間に現見せずや。薪等の、火と

【三〇】後に必ず云云。一切法は凡て後に必ず滅する所より判ずれば、假令、暫らく停住し居るが如く見ゆるものも、その實、初より刹那に滅しつつあるもの、卽ち有刹那なりとせざるべからずとなり。

【三一】因を待つは等云云。凡て果といふは、本無なる法を、今、有らしむるものにして、從つて六因四緣を待たざれば果は生ぜず。然るに滅は法が滅して無くなるものなれば、本無今有の果とは稱し難し。已に果に非ざる故に、滅は因を待たず。因を待たざる故に、法は生ずる下に直に滅す。故に法は其が無常なる限り、有刹那なり。之を逆に言はば、有法若し初位に滅せざる時は、後と初と體同じきが故に、後に至りても滅すること能はざる可く、從つて此の點より又正量部が、法を以て、初め暫住し、後に滅すと說くは不合理なり。從つて又後に滅する限り、初めに亦滅して、諸法は有刹那ならざるべからず。且つ、有刹那にあらず、暫住なる限り、體に異あるべからず。故に、後には體が異るが故に滅すといふこともいひ得ず云云。

【三二】若し後に等。舊譯曰、若汝言二此法變異方有レ滅、此法即非二此變異一故、是義不レ然、何以故、此法自體、由二自體一變異、無二如レ此理一、云云。卽ち正量部にて、暫住法が後に滅するは、刹那滅になるが爲にあらずして、後に到りてその法體が前位と異り來るが爲なりと救釋せんも、そは理にあらず。何んとなれば、後

合するに因るが故に、滅無を致すを。

論主徵

定んで（三四）餘量の現量に過ぐるもの無し。故に、法の滅するは、皆、因を待たざるには非ず。如何にして、薪等の、火と合するに由るが故に、滅することを知るか。

正量及び勝論の答

薪等は、火と合して後、便ち、見えざるを以ての故なり。

論主反質

（三五）共に、審かに、思ふべし。是の如き薪等は、火と合して、滅するに由るが故に見えずと爲んか。前の薪等の生じ已りて、自ら滅し、後に、更に、生ぜずして、無きが故に、見えずと爲んかを。風と手との燈焰と鈴聲と合する如し。

正量及び勝論徵

此の義を成ずるには比量に由るべし。

何をか比量と謂ふ。

と初と性等しきを以て、初既に滅せずんば、後に滅すること無かるべし。

【三三】豈に云云。正量部の說よりしての救也。意は、法の滅するは因を待たずといふと雖も、それを現量（直接知）に鑑るに、薪は火といふ原因によりて滅せらるるに非ずやと。

【三四】餘量とは聖教量（世尊の教說）、及び比量（間接的知識推理によつて得る知）なり。是等もその源を尋ぬれば、凡て直接知（現量）に基くものなれば、現量の事實を否定する力なしとなり。

【三五】共に云云。正量部の言ふ如く、薪が火と合して滅する故に薪は見えざるに至るか。將た又、有部の主張の如く、前念の薪が生ずるや否や自ら滅して、後念の薪が續いて生ぜざるか。此の二の內、何れを眞とす可きか、よく思案せよ。喩へば、燈は風と合すると否とに拘はらず、念念剎那に滅す。爾るに前念の燈の滅する位に風に合するが爲めに、後念の燈はその風の力に障へられて生ぜざる故に見えざるなり。鈴聲の如きも亦爾り。手の合すると否とに拘はらず、念念に滅するものなれども、唯、手の合せざる間は滅する剎那に又續生するに對し、手の合するあらば滅する位に、他の生ずること無きのみ、而して、薪と火との關係も、亦、之れに同じ。然れば正量部の所謂現量は「あて」にならぬものなるのみならず。滅の因を待たざる道理は比量に依りて成立すべし。

論主の答

謂はく、前に說きたるが如し。滅は無にして果に非ざるが故に、因を待たずと。

〔三六〕又、若し、因を待ちて、薪等、方に、滅せば、一切の滅は、因を待たざること無るべし。生の、因を待ちて、無因の者無きが如くならん。然るに世に現見するに、〔三七〕覺、焰、音聲は、餘の因を待たずして、刹那に自ら滅す。故に、薪等の滅するも、亦、因を待たずとすべきなり。

勝論の說

〔三八〕有るは執す、覺と聲とは、前は、後に因りて滅すと。

論主の破

〔三九〕彼れも、亦、理に非ず。「前と、後と」二は俱なるにあらざるが故に。疑、智、苦、樂、及び貪瞋等は、自相、相違すれば、理として、俱なる義無し。〔四〇〕若し、復た、有る位に、明了な

【三六】 又若し云云。第五句「無因なることを無かるべきが故に」の解。卽ち滅に因を要すとせば、恰も生の場合に必ず因緣を要するが如くに滅するにも必ず因を要すとせざるべからざらんとなり。

【三七】 覺。心心所。

【三八】 有るは等。光記によれば勝論の異師なり。（稱友は單に勝論師とす）此の師の說は正量部の說に近きが故に、因みに破するものなり。但し此の說は十句義論には見えず。此の說に從へば前念の心心所又は聲の滅するは後念のそれが因となるに由るといふ主張にして、光記は、後の水が逼る故に前の水の流るる如しと喩說せり。

【三九】 彼れも亦。以下は、世親の破。曰はく、凡そ、一が他を滅する因たる爲めには、二者は同時に、同一舞臺に並在するを要す。然るに、前念の心所等が現在にあるときは、後念の心心所は未來に在りて、未だ生ぜず。故にその未來の無體が、現在の有體の法を滅すべき道理無し。又、後念の法が現在に入る時は、前念の法は已に過去に滅せり。已に滅せるものを又滅する道理無きが故に、此の主張は不合理なり。且つ又疑、智、苦樂其の他の法は性が相異するが故に決定して俱起すべきに非ず。從つて又一が他を滅すべきには非ず。

【四〇】 若し復た云云。有る時には、明了なる覺の無間に、不明了な覺の生ずること有り。不明了の心所が力のより強き筈の明了なる心所を滅する道

る覺、聲の無間に、便ち、不了明了なる者を生せば、如何にしてか、同類の不明了なる法は、能く、明了なる同類の法を滅せんや。(四一)「若し爾りと許すとも」、最後の覺、聲は、復た、誰に由りてか滅せん。

世親上座等の執

(四二)有るは執す、燈焰の滅するは、住無きを以て、因と爲すと。

勝論の執

有るが執す、焰の滅する時、(四三)法と非法との力に由ると。

論主評破

(四四)彼れは、倶に、理に非ず。

世親上座を破す

(四五)無は、因に非ざるが故に。

勝論を破す

(四六)法、非法は、生滅の因たるに非ず。刹那刹那に、順違、相反するを以ての故に。

(四七)或は、一切の有爲法の中に於て、皆、此の因の義有りと計度すべし。既に爾らば、本の

理なし。此の點より云ふも、亦、後の法が、前の法を滅すと説くは、又、不合理なり。

【四一】若し爾りと許す等。假りに上の如き不合理を許すとするも、最後の心所は、更に後の心所無し。此の時は誰によりて逼られ、滅せらると云ふべきか。

【四二】此の説を世親上座等の義とするは稱友の言ふ所なり。世親上座とは所謂ゆる古世親と同人なるべきか。文中の「住無きを以て因と爲す」は、梵本には「住の因無きが故に」と爲す。

【四三】法と非法 (Dharmādharma)云云。法、非法は勝論哲學二十四德中の二にして、人に於て益ある法と名づけ、人に於て益なきを非法と名づく。此の二の力に由て能く諸法を生じ、又能く諸法を滅すと言ふ。譬へば暗室の中に一燈あり、若し燈を要する者よりせば燈の在るは益有るを以て、法生ずるなり、若し燈を要せざる者(例せば竊盜者)よりせば燈の在るは益無きを以て、非法生ずるなり。又た燈の滅する場合も此に準ず、謂く、燈を要する者よりせば燈の滅は益無きを以て非法滅するなり、燈を要せざる者よりせば燈の滅は益有るを以て法滅するなり。

【四四】彼れは等。以下は論主が世親上座、勝論二師の説を破す。

【四五】無は云云。先づ世親上座を破す。燈の滅するは、住の無きに由ると説くも、住の無は即ち無體の謂にして、無の即ち因に非ざるは上述の如くなり。故に燈滅は、住の無に依ると説くは理に非ず。

諍は、隨つて、止息せん。餘の因を待たずして、皆、有刹那と許すが故に。

又、若し、薪等の滅するは、火と合するを因と爲すとせば、(四八)熟變の生ずる中に於いて、(四九)下中上有れば、生因の體、即ち滅因と成るべし。

勝論徴

所以は何ん。

論主の答

(五〇)謂はく、火と合するに由りて、能く、薪等をして、熟變の生ずること有らしむるならば、中上の熟［變］生じて、下中の熟［變］の滅すればなり。

即似の二轉計

(五一)或は、即ち、或は、似て、下中［の熟變］を、生ずるの因が、即ち、能く、因と爲りて、下中の熟［變］を滅すとせば、(五二)則ち、生因の體が、即ち、滅因となるべく。(五三)或は、［又應

【四六】法非法云云。法と非法とは互に相反する原理なり、此相反するものが、同一刹那に倶存して生滅の因となるとは正しき見解にあらずとなり。同一燈火にても讀書者には利益となり。盗人には不利益となるべく、從つて利益不利益は相違反するものなれば、之を因と爲し難しとなり。

【四七】或は云云。法非法論に上述の如き非理なしとすれば、一切有爲法の中には自ら法非法ありて刹那刹那に生滅の因となると言はざるべからず。若し之を許るすとせば、その結論に於て、吾等の主張と一致するが故に、正量部との諍も滅すべし。何んとなれば、有爲法に内在する法非法以外の客因を認めざることとなればなり。

【四八】熟變（Pāka）とは薪が火に燒かれて、色の變ること。

【四九】下中上有れば云云。其熟變に差別ありて、下とは、初に黄ろくなること、中とは、次に黒くなること、上とは後に眞黒になるが如し。

【五〇】謂はく云云。火と合して、上の如き中熟の生ずる位には、下熟は滅し、上熟の生ずる位には中熟は滅して、中熟を生ずる生因は、下熟を滅する滅因たるべく、上熟を生ずる生因の火は、中熟を滅する滅因の火たるべくして、かくて生因は即滅因たるべし。

【五一】或は、即ち云云。救を擧げて破す。是れに二の轉計あり。

一は即の轉計にして、下熟を生ずる因が即ち下熟を滅し、乃至、上熟を生ずる因が上熟を滅し、中熟を生ずる因が下熟を滅する等には非ずといふ

に〕滅と生との因は、〔其の〕相、別無かるべし。

二轉計並破

(五四)此れに卽し、或は、此れに似たるに由りて、彼れ有なり。彼れは、復た、此れに卽し、或は、此れに似たるに由りて、非有なるべからず。

(五五)設ひ、火焰の、差別して生ずる中に於いて、能く生じ、能く滅する因の異を許す容きも、(五六)灰、雪、酣、日、水、地と合して、能く薪等をして、熟變して生ぜしむる中に於いては、如何にしてか、生滅の因の異を計度せん。

勝論反質

(五七)若し爾らば、現に、水を煎ずるときは減盡するを見る、火は、合して、中に於いて、何の所作をか爲す。

(五八)事火と合するに因りて、(五九)火界の力を增

なり。

二は似の轉計にして、生因と滅因とは體別なり。然も、唯生因たる火と滅因たる火とが相雜りて能く似たるが故に、下熟を生ずる因が、下熟を滅する等の如くに見ゆるも、實は二はその體別なりとの轉計なり。

【五二】則ち、生因云云は、卽の轉計を破する文。下熟を生ずる因が卽ち下熟を滅する因なりといはば、上と同樣生因卽滅因となるべし。

【五三】或は、滅云云。似の轉計を破す。若し、生因と滅因と體が似るならば、其の相も似るべきに、何故ぞ、一は法を生じ、一は法を滅するか。

【五四】此れに卽し云云。卽似二轉計を並べて破す。

(一)卽の轉計、生因と滅因と、火の體一なりといふも、此の生因の火焰にて、彼の下熟が生ずるものならば、彼の下熟が卽ち此の生因たる火焰を滅することは能はざらん。

(二)似の轉計。生因たる火焰と滅因たる火焰と相似るといふも、此の滅因に似たる火焰にて彼の下熟が生ぜしものならば、彼の下熟が此の生因に似たる火焰を滅することは得ざらん。

【五五】設ひ等云云。似の轉計を破す。謂はく、火は刹那滅の故に前念後念種種差別して、生じ、能生の火焰と、能滅の火焰と、體の別なるものが雜りて存在すと云ふべく、此の事は容易に知るべきも、灰汁等を彼等は刹那滅に非ずとするが故に、薪等が此等と合して熟變する場合に於いては、此の灰汁等は、前念後念差別無ければ、唯だ滅因にして生

論主の答 し、火界の增すに由りて、能く水聚をして、後後の住に於いて、生ずること、漸漸に微からしめ、乃至〔是の如くにして〕、最も微くなりて、後、便ち續かず。是れを、火の、合して、中に於て作す所と名く。

概括 〔六〇〕故に、因有りて、諸法を滅すること無し。法は、自然に滅す。是れ、壞する性なるが故なり。自然に滅するが故に、纔かに生じて、卽ち滅す。纔かに生じて、卽ち滅するに由りて、刹那滅の義成ず。

〔是くの如く〕、有刹那なるが故に、定んで、行動無し。然れば、無間に異方に生ずる中、草を燒く焰の行くが如くなるに於いて、行の增上慢を起すもののみ。

總結 既に、此の理に由りて、行動は、定んで、無

因なりと計度することは得ざるべし。

【五六】灰。舊譯には灰汁に作る。

【五七】若し爾らば云云。若し、水火にして滅因に非ずんば、水を火にかけて煎る時、水の漸に盡くるは何故かとの問也。

【五八】事火とは釜の下の火のこと。

【五九】火界とは水を組成せる地水火風の火大なり。意は曰く、釜中の水が下の火と合するによりて、水中の火大の熱觸が增し、之れによつて、水聚は後の位に漸次無くなり、遂に、最少の位に至りて、最早、後念の水聚を引く力の無くなりて、續起せざるに至る。之を火の所作と稱す。故に水聚を滅せしむるは釜下の事火の力に由らず。水の成分たる火界の力によるものにて、換言せば水自身の力なり。

【六〇】故に云云。上の如くなる故に、特別の原因がありて、法を滅せしむるには非らず。壞滅の性有る法が自然法爾に滅するなり。而も諸法は（有爲なる限り）一刹那にして、已に刹那滅の義を有するが故に。諸法は此より彼に至る行動の意なし。故に野邊の草を燒く火が、念念に其處に生じて其處に滅しつつ、相續して餘方に生ずるに外ならざれども、之を外形的に觀察する時は恰も一火が次第に彼處に至る如く見ゆるに過ぎずして、其處に、此より彼處に行くといふ行の增上慢（左樣でなきものを左樣と思ふこと）を起すものなり。

く、身表〔業〕は、是れ形なる理、成立することを得。

第二項　經量部の形色非實有論

經部の形色非實有論

(六一)然るに、經部〔師〕は說かく、形は實有に非ずと。謂はく、顯色の聚の、一面に多く生ずるとき、卽ち、其の中に於いて、長色を假立し、此の長色に待して、餘の色聚の、一面に少き中に於いて、短色を假立し、四方面に於いて、並びに、多く生ずる中に、方色を假位し、一切處に於いて、遍滿して生ずる中に、圓色を假立す。所餘の形色も、〔其の〕應に隨ひて、當に知るべし。

火槽の喩

(六二)火槽を見るが如し。一面に於いて、無間に、速に運ぶを、便ち謂つて長と爲し、彼れの周旋するを見ては、謂つて圓色と爲すなり。故に、形には、實なる別類の色體無し。

形色實有の非理

(六三)若し、實に、別類の形色有りと謂はば、則ち、一の色が二根の所取と爲るべし。謂はく、色聚

【六一】然るに云云。以下經部の義によつて有部の形色實有論を駁す。有部に在りては、顯形俱實と稱し、顯色の外に形色の極微亦別に實在すと立つるも、經部は顯色の極微の安布せるその差別の上に長短有りて、假立に過ぎずとするが故なり。

【六二】火槽云云。長短方圓等は恰も松火が、振り廻はし方によりて種種の形に見ゆるが如しとなり。

【六三】若し云云。色の外に形も實有なりとすれば、それを認識する上に於て、一面にては形は視覺より、他面にては觸覺よりし得べし。然れば六處（六境）中、色處に限りて、眼根と身根との二根にて認識し得ることになり、他の五境はそれぞれ一定の根に對すると釣り合はざるの不都合を來たさんとの難なり。

の長等の差別に於いて、眼見と身觸と、倶に、能く、了別す。此れに依りて、二根取の過を成ずべし。〔而も〕、理として、色處は二根の所取なること無し。

経部の自義

(六四)然るに、觸に依りて、長等の相を取るが如く、是の如く、顯に依りて、能く、形を取るに〔外ならず。〕

毘婆沙師救

(六五)豈に、觸と形とが、倶に一聚に行ずるが故に、觸を取るに因りて、能く形を憶念す、觸〔境〕の中に於いて、〔身根が〕親しく形色を取るには非ざるにあらずや。(六六)火の、色を見て、便ち、火の煗を憶〔念〕し、及び華の香を齅ぎて、能く、華の色を念ふが如し。

経部の破

(六七)此の中の(六八)二法は、定んで、相離れざるが故に、一を取るに由りて、餘を念ふことを得可きも、觸と形とは、定んで、(六九)相離れざること無し。如何にして、觸を取りて、能く定んで、形を憶せん。

【六四】然るに等。経部の宗義にして、又世親の依る所の本意なり。曰はく、身根が觸境を取るとき、其の觸境によつて意識が長短の相を取る。即ち長短は意識の所取にして、假法なり。眼識が顯色を取る場合にも、亦眼識は青黄等を取り、意識は長短の形色を取る。即ち形色は觸と顯色とによりて假りに建立したるものに外ならずといふにあり。

【六五】豈に云云。有部にては曰ふ、觸と形とは實色にして、常に一色聚の中に倶起す。故に身根が觸境を取る時、其處へ意識が起り來りて、長短の形色を憶念して縁ずるなり。觸境の中にて、身根が親しく形色を取るといふには非ず。從つて二根取の誤無し。

【六六】火の等。喩。眼根が火の色を見れば意識が、火は煗と憶念する如し、華は準じて知るべし。

【六七】此の中の等は経部の難、有部の譬説を許して、法説を難ずる文なり。

【六八】二法とは、從つて上の譬中の火と煗、華と香なり。

【六九】相ひ離るる例は、例へば滑觸に長等あり。又た澁觸にも長等あるが如し。觸と形とは一定不離の關係にあらず。

(七〇)若し、觸〔境〕と形〔色〕とは、定んで同聚には非ざれども、然も觸〔境〕を取るに由りて、能く形を憶念せば、顯色も亦、觸〔境〕に因りて、定んで憶すべし。

(七一)或は、形色は、顯〔色〕の如くに定無かるべし、則ち觸〔境〕を取る位にも、形〔色〕を了せざるべし。(七二)而も、實は然らざるが故に、觸を取るに因りて、能く形〔色〕を憶念すとは說くべからず。

(七三)或は、錦等の中に、多形を見るが故に、便ち一處に多くの實形有るべきなれども、理として、然るべからず。〔例へば〕、衆くの(七四)顯色の如し。

是の故に、形色は、實に體有るには非ず。

極微に約して破す

(七五)又、諸所有の有對の實色は、必ず、實の

【七〇】若し。以下形色と顯色とを相例して難ずる文なり。先づ、初に顯色を形色に例して云ふ。若し觸境と形色とは決定倶生せずとするも、觸境を取りさへすれば、形色を思ひ出すものなれば、觸境と顯色も亦決定倶生せずとするも、觸境を取れば、顯色を思ひ出すべし。而もこの事は決定し居らざるは事實なり。

【七一】或は等。次に、形色を顯色に例して難ず。顯色は觸境と決定倶生せざる故に手、觸境に觸るるも、青赤は知るべからず。かくの如く形色も觸境と決定倶生せざるが故に手、觸境に觸れんとも、長短の形色は知るべからざるべしとなり。

【七二】而も等。然るに實際に於いては、目を閉ぢて觸境に觸るれば、長短の形は知るべきも、青赤の顯色は不可知なり。故に、身根が觸境に觸るる時に、昔、見たる形色を思ひ出すなりとは云ふべからず。若し昔。見しものを想起するならば、同じく昔見し顯色をも思ひ出すべきなり。是に由て觸を取るが故に形を憶すと云ふ理なし。然らば長短等の覺は如何にして有るや、謂く先に言へるが如く、顯色或は觸の一面多生を取る時は此に於て長なりと云ふ分別の覺を起し、一面少の中に於て短なりと云ふ分別の覺を起すものなりと知るべしとなり。

【七三】或は、錦云云。經部又難ず。一の錦上の模樣を左より見れば馬に見え、右よりすれば牛に見え、正面よりすれば人と見えなどする時、若し形

別類の極微有るべし。然れども極微には、名けて長等と爲すべきもの無し。故に、卽ち〔七六〕多物の、是の如く、安布する差別の中に、長等を假立するなり。

毘婆沙師救を破す

〔七七〕若し、卽ち形色の極微の、是の如く安布するを以て、名けて長等と爲すと謂はば、此れは、唯、朋黨たるべきのみ。極成するに非ざるが故に。謂はく、若し、形色に、別の極微の自相の極成する有らば、聚集して、是の如く安布し、以て長等と爲すことを得可し。［而も］〔七八〕諸の形式には、別の極微の自相の極成する有ること、猶し、顯色の如くなるに非ず。云何にしてか、聚集安布すること有るを得んや。

毘婆沙師反質

〔七九〕豈に、現に、諸の土器等は、顯相同じくして、而も形相の異るもの有るを、見るに非

色に實體有らばかくの如く種種に見らるべきに非らず。譬へば、衆くの顯色の如き、幾何ありとも、見方の云何によらず、赤は常に赤なるが如し。

【七四】顯色は對礙あるが故に多極微一處を占ること能はず、形色も亦是の如し。

【七五】又、諸所有の云云。經部極微に約して難ず。五根五境の障礙有對の十色は必ず夫夫別の極微あるべきも長短の極微といふはあらず。唯、多くの極微の安布する差別の如何によりて長等と立つるのみ。例せば枝は長き形色なりと雖も、若し是を短かく切斷すれば、長くなくして短かき形色となる。然らば形色は實に有るに非ず、之に反して青の物を幾ばく切斷しても青等とならざれば、青等の極微は別に實體あり。

【七六】多物の物は極微の意。

【七七】若し、卽ち等。若し長の極微が集りて長色となる等と言はば夫は唯自宗に朋黨追從するものに外ならずして、一般に認むる極成說にあらず。朋黨とは光記の第二解に曰はく、又解、此唯、朋ニ黨勝論師宗ニ、彼宗顯形體性各別、非ニ極成ニ故云云。

【七八】諸の形色云云。顯色の積集體は如何なる部分に於ても、青等の相あるが故に、青等の自性あること極成す。然るに形色の積集體は如何なる部分に於ても長等の相あるに非ざれば其極微あること極成せず。若し長等は極微の自性に非して安布の差別より長等の覺を起すと云はば、何故に顯色の極微のみの安布差別より長等の覺を起すと許さざるや

ずや。

經部の答

已に辯せずと爲すや。即ち、多物の安布する差別に於いて、長等を假立するのみと。衆蟻等は、相を有すること殊らざれども、然も、(八〇)行と輪と、安布する形の別なるものあるが如し。形の、顯等に依る理も、亦然るべし。

毘婆沙師の難

(八一)豈に、闇中に、或は遠處に於いて、杌等の物を觀るに、形〔色〕を了ずるも、顯〔色〕に非ざるにあらずや。寧ぞ、即ち顯等の安布を、形と爲さん。

經部の答

(八二)闇、遠の中には、顯〔色〕を觀るも、了せざるを以て、是の故に、唯長等の分別を起すのみなり。遠、闇〔の中に〕於いて、衆くの樹〔又〕人を觀るとき、但だ(八三)行、軍をのみ了じて、(八四)別相を知らざるが如く、理として、必ず爾るべし。

(八五)或は、有る時には、顯形〔二色を、倶に〕了せず。但だ、總聚をのみ知るを以てなり。

と云ふ意なり。

【七九】同じ白色の器にても角圓等種種の形有り。然れば顯色の外に形色あるべきに非ざるか。

【八〇】行とは長く行列すること蟻の相は同じく黑しとも、安布する形の差別によりて長圓を區別する如く、形色は白色にても、安布する形の如何によりて、長き器とも乃至短き器ともなるといふ意。

【八一】豈に等。暗中等にては形を見るも色彩を見ず、若し形は色の假現ならばかかる筈なしとなり。

【八二】闇遠の中には等。闇中又は、遠處に於ては、顯色を見るも明ならず。故に意識が長等の分別を起して、向ふに高きもの有りと思ふのみなるも、顯色を見ざるには非ず、明かならざるなり。

【八三】行とは木の別なる林又は並木の意、軍とは人の集合。之れは喩にして、意識が、唯、形色をのみ緣ずることを喩へたるなり。

【八四】別相云云。衆樹又は衆人の個別體にして、眼にて顯色を見るも明ならざるに喩ふ。

【八五】或は等。顯形の色を明了に識別せずして唯だ總相を見るも、顯形色を離れて別に實物あるに非ざるが如く、形を見るも、顯色を離れて別に實物ありと云ふ可らずと云ふ義なり。

第三項　經量部の無表

毘婆沙師の問

（八六）既に、已に、行動、及び、形「色」を遮遣す。汝等經部宗には、何を立てて、身表「業」と爲すか。

經部の答

（八七）形を立てて身表と爲すも、但だ假にして實にあらず。

毘婆沙師の問

既に但だ假を用て身表と爲すと執せば、復た、何の法を立てて身業と爲すや。

經部の答

若し業あり、身に依るを立てて身業と爲す。謂く、能く種種に身を運動せしむる思が身門に依りて行ずるが故に身業と名く。語業と意業とも、其の所應に隨つて差別の名を立つること知るべし、亦爾り。

毘婆沙師詰

若し然らば何が故に、（八八）契經の中に、二種の業あり、一には思業、二には思已業と說けるや。此の二つ何の異りありや。

經部會通

（八九）謂はく、前の加行に思惟の思を起して、我れ當に如是如是の作すべき所の事を爲すべし「と思ふを」名けて思業と爲す。既に思惟し已りて、作事の思を起し、前の所思に隨ひて、所作の事を作し、

【八六】既に等。上來正量部の行動、及び毘婆沙師の形色實有論を破し來りて、以下經部の身表業を叙す。今の文は問起なり。

【八七】形を立てて云云。經部は業の本性を思(Cetanā)卽ち意志と見るものなり。故に身表といふが如きは此内的意志が形の上に現はれたる現象に外ならざれば、勿論、意志活動、卽ち業作用の一方面として假と判するなり。

【八八】契經云云。中含第廿七。

【八九】謂はく云云。經部に從へば思業は所謂内的意志(インネレ、ヴイルレ)に相當し、思已業は外的意志(オイセレ、ヴイルレ)に相當す。

身を動かし、語を發するを、名けて思已業とす。

毘婆沙師難

(九〇)若し爾らば、表業は、則ち。定んで無なりと爲す。表業、既に無ならば、欲〔界〕の無表業も、亦、有に非ざるべく、便ち、大過を成せん。

經部の答
無表論

是の如き大過は、理の能く遮するもの有り。

(九一)謂はく、前に說く所の如き、二の表〔業〕の殊勝の思に從るが故に起る〔所の〕(九二)思の差別を、名けて無表と爲す。

毘婆沙師
難

此れに、何の過か有る。

此れは、應に名けて(九三)隨心轉の業と爲すべし。定の無表の、心と俱轉する如くなるが故なり。

經部通

(九四)是の如き過無し。審と決との勝思と、動發勝思との引生する所あるが故に。

【九〇】若し爾らば云云。已に爾らば、表業の引起する無表業も亦無からん。若し、無表なくんば苾芻等八種の差別は立たずして大過を成ぜんと。

【九一】謂はく云云。動發勝思卽ち殊勝の思が心識に種子を熏じ付くる(affektieren)其種子を無表と名く。但し、ここに無表と言ふと雖も、經部には業種子と稱して無表とは名けず。今は暫らく、有部に同ずる者のみ。卽ち經部の無表とは正しく意志を性格附くることを指すなり。

【九二】思の差別。種子を指す。(一)思の心所の上に現行と種子と相互相別れ(二)又は種子と種子と相互相別るる故に種子を差別と名く。(大乘も同義)

【九三】隨心轉云云。上の如く、業種子は、一種の潜在觀念に似、心と離れざるが故に、隨心轉(心に隨ひて轉 の業と稱すべしとの意。

【九四】是の如き云云。元來定の無表と云ふは、現行の思の心所の上に假立せるものにて、入定せば有り。出定せば無きものなれども、今の業種子は審慮、決定の思惟思を遠因とし、動發勝思を近因として等起するものにして、無心の位に於いても常に相續して轉ず。故に二者は自ら別有り。

(九五)設ひ、表〔業〕有りと許すとも、亦、前に説く所の如き思力に待す。性の鈍なるを以ての故に。

第四項　世親の歸宗

本宗締結

(九六)毘婆沙師は説く、形〔色〕は、是れ實なるが故に、身表業は、形色を體と爲す。語表業の體は、謂はく、即ち言聲なり。

第四節　無表業

第一項　序説——經量部の假有説

無表業の相は、(九七)前に已に説くが如し。

經部無表を破す

(九八)經部は、亦、説く、此れは實有に非ず。(九九)先の誓限に由りて、唯、作さざるのみなるが故なり。(一〇〇)彼れも、亦、過去の大種に依りて、施設す。然るに、過去の大種は、體、非有なるが故

【九五】設ひ等。設ひ汝が言ふ如き表業實有を許すとも、其無表を引生するには、此を生ずべき思の力を須つ。身語の表は性、猛利ならざるが故に、無表を生ずること能はず、所以は、要期して受る思有らずんば、偶然に起る表業は、無表を生ぜざるが故に。

【九六】毘婆沙師云云。上來、經部の説を明し來りて、それとの諍を止め、本宗たる有部の説に復歸して叙す。

【九七】前とは界品一。

【九八】文中に「亦」と言ふは、單に表の非實有のみに非ず、無表も亦非實有なればなり。經部にては思の心所の熏ずる種子を假りに無表と名く。故に別に無表なる實在有りとは立てず。その理由に三因故あり。

【九九】先の等。第一因故にして、別解脱を受くる時には、誓限を立てて盡形壽殺生すまじと誓ふ。その誓限の時の現行の思の心所と、その心所所熏の種子との力にて生涯殺生せざるのみにして、別に無表業なる實物體有るには非ず。

【一〇〇】彼れも亦。以下第二因故也。有部の無表色は、初念の無表は現在の大種が造るも、第二念已後の無表は過去の大種取造なりと稱す。而も過去の大種は無體なり。故に所造の無表も亦無體ならざる可からず。

なり。〔一〇一〕又、諸の無表は、色の相無きが故なり。

第三項　有部の實有論

毘婆沙〔師〕は說かく、此れも、亦、實有なりと。

云何にして、然るを知らん。

頌に曰はく、

三と無漏との色と、增と說くと、非作等との故に。

無表實有の證

第一證

論じて曰はく、〔一〇二〕契經に說かく、色に三種有りと。〔而して經は〕、此の三を、處と爲して、一切の色を攝す。〔所謂三とは〕、一に、色の〔一〇三〕有見有對なるあり、二に、色の無見有對

【一〇一】又諸の。以下は第三因故也。無表とは變礙の色の相無し。故に實有に非ず。然るに有部は例によつて、實有說を主張するものなるが、次の頌はその根據を示すものにして舊譯にては、

三無流色、長、不作、說道等。

と作る。

無表實有の證として、ここに擧げたる頌文は、多く經說を主としたり。卽ち經文中に三種の色ありとか、無漏の色ありとか、乃至、福業增長すとかの說あり。又自ら手を下さざるも人を使はして惡事をなせば、罪を受くる理あり。是等は凡て無表を豫想せざれば通じ得ずといふにあり。是等を長行中には布衍して八種となす。然るにそれに對して、經部は一一反駁したるを以て此部門も亦、前と同じく可なり煩瑣を免れず。

【一〇二】契經等。有見有對等三種の色に關する經は、雜阿含十三、其文に曰く、眼是內入處、四大所造淨色、不可見有對。耳鼻舌身、內入處亦如レ是。意內入處者、若心意識非色不可見無對。色外入處、四大造可見有對。聲香味四大造不可見有對。觸外入處者、四大及四大造色、不可見有對。法外入處者、十一處所レ不レ攝、不可見無對云云。此の文を第一證とす。

【一〇三】有見有對等。界品に詳し、然れども、今引用したる目的は無見無對の一にあり。卽ち見ることも出來ず、接觸することも出來ざる色法とは、無表色を除いて他に求むべからずと言はんとするにあり。

なるあり、三に、色の無見無對なるあり〔等即ち是れなり〕。

第二證 〔一〇四〕又、契經の中に說かく、無漏の色有りと。契經〔の中〕に說くが如し。無漏法とは云何。謂はく、過去、未來、現在の諸所有の色に於いて、〔一〇五〕愛恚を起さず。乃至、識も、亦、然り。是れを無漏法と名くと。無表色を除きては、何なる法を名けてか、無見無對、及び、無漏の色と爲さん。

第三證 又、契經に、福增長すること有りと說く。〔一〇六〕契經に言ふが如し。諸の、淨信有るものは、若くは善男子にもあれ、或は善女人にもあれ、〔一〇七〕有依の七の福業の事を成就するときは、若くは行き、若くは住し、若くは寢ね、若くは覺めんとも、恆時に相續して、福業漸く增し、福業續いて起る。〔一〇八〕無依〔の、七の福業の事を成就するとき〕も、亦爾なりと。無表業を除いては、若

【一〇四】又、契經とは、第二證にして、雜阿含二、曰、云何無漏法、諸所有色無漏非レ受ニ彼色一、若過去未來現在彼色不レ生ニ愛恚一、如レ是受想行識無漏非レ受ニ彼識一、若過去未來現在不レ生ニ愛恚一、是名ニ無漏法一、云云。

【一〇五】愛恚とは貪愛、瞋恚なり。

【一〇六】福增長の契經とは第三證にして中阿含二、世間福經曰、有信族姓男族姓女、已得ニ此七世間福一者、若去若來若立若坐若眠若覺若晝若夜、其福常生、轉增轉廣………中略………七世間福者、一施ニ比丘衆房舍閣一、二施ニ房舍中牀座臥具一、三施ニ新淨妙衣一、四施ニ房中衆朝粥一等………七出世間福者、一聞ニ如來及聖弟子遊ニ某處一已極歡喜、二、聞ニ如來及聖弟子欲ニ從レ彼至レ此極歡喜、三、聞ニ如來及聖弟子已從レ彼至レ此歡喜、四、躬往奉レ見、五、禮敬供養、六受ニ三自歸一、七、於ニ佛法僧中一受ニ禁戒一云云。尙、七福業のことは、有部の毘那耶四十六、此の論十八にも出づ。

【一〇七】有依(Aupadhika)とは、實物ありと云ふ義。其の物は福なる作業の物件なれば福業の事と名づく。

【一〇八】無依(Niraupadhika)とは、施す物は無くして如來又は如來の弟子の某處に住すと聞き、或は面接し、或は法を聽き、或は歸依する等の行爲を指す。

くは(二〇九)餘心を起すとき、或は無心なる時、何の法に依りてか、福業增長すと說かん。

第四證

(二一〇)又、自ら作すに非ずして、但だ、他をして爲さしむるとき、若し無表業無くんば、〔能教者は〕、業道を成ず可からざらん。(二一一)他を遣ふ表〔業〕は、彼の業道の攝に非ざるを以て、此の業は、未だ正しく所作を作すこと能はざるを以ての故なり。〔又〕使が(二一二)所作を作し已はるも、此れの性に、異り無きが故なり。

第五證

(二一三)又、契經に說かく、苾芻、當に知るべし、法〔處〕とは、謂はく、(二一四)外處にして、是れは十一處に攝せざる所の法なり。無見無對なりと。(二一五)〔此の中に〕、無色と言はず。若し法處に攝する所の無表色を觀ぜずんば、此の言は闕減して、便ち無用と成らん。

第六證

(二一六)又、若し無表〔色〕無くんば、八道支無かる

【二〇九】餘心。染汚心無記心。

【二一〇】又、自ら云云。第四に非自作業の證。

【二一一】他を遣ふ表業とは、能教者が他の使者に命ずる時の語表業にして、之れは根本業道の攝に非ず。加行位なれば、未だ使者は命ぜられたる所作を成ぜず。

【二一二】所作を云云。使者が所作を成じ已るも能教者の命令する時の語表業は依然として語表業たるのみ。その性に變異を來たして業道を成ずべきに非ず。故に無表あればこそ、使が所作を作せる時法爾として、能教者の身內に殺生の無表業起り、根本業道を成ずるなり。

【二一三】又契經云云。第五に法處色の證。經は雜阿含經十三、前に引くが如し、法外入處者、十一處所レ不レ攝、不可見無對云云。

【二一四】外處。六境の何れにも通ずる名也。六根を內處と言ふ。

【二一五】〔此の中に〕等。釋文なり。經文の、意處を說く處には、若心意識非色不可見無對とて、非色といふも、今の法處には非色と斷らず。蓋し之れ、佛が此の中に、無表色を攝する底意に出でしものなり。若し爾らざれば此の言は無色の言を說き落せるものにして、缺減の經にして從つて無從無用なるべしとの意。

【二一六】又、若し云々。第六に八道支の證。若し無表無くんば八聖道支が缺けて五となるべし。蓋し、定中にては語るべからざる故に正語なかるべ

べし。定に在る時には、語等無きが故なり。

外難

（二七）若し爾らば、何が故に、契經の中に言ふか。彼れは、是の如く知り、是の如く見て、正見正思惟正精進正念正定を修して、皆圓滿なるに至る。正語〔正〕業〔正〕命は、先の時に、已に得て、清淨鮮白なりと。

毘婆沙師通

（二八）此れは、先の時に、已に世間の、離欲の道を得るに依りて說くものなれば、相違の過無し。

第七證

（二九）又、若し無表色を撥無せば、則ち、亦、別解脫律儀も有ること無かるべし。戒を受くる後、戒、相續して、（三〇）異緣の心を起すと雖も、而も苾芻等と名くこと有るに非ず。

第八證

（三一）又、契經に說かく、殺等を離るる戒を、名けて（三二）堤塘戒と爲す。能く長時相續して、

く、又身を起して佛を拜する等の身業を起す可からざるが故に正業無く、又乞食して活命する能はざる故に正命なし唯、無表を體となすことによつて、此の三は定中にも有ることを得るなり。

【二七】若し爾らば等は難。契經とは、雜阿含二七、曰、作二如レ是知、如レ是見一者、名二爲正見修習一、滿二足正志正方便正念正定一、前說正語正業正命清淨修習滿足、是名二修習八聖道清淨滿足一云云。

難意は、此の經に、見道の行者が八忍八智を得て、正見正思惟等の五道支を修習し皆圓滿に至る。正語等三支は見道より前に得て清淨鮮白なりと說けり。此文より察すれば、後の正語等三支は定中の無漏の無表の謂には非ず。無漏の無表ならば、見道の位に至りて初めて成就するが宗義なればなり。

【二八】此れは等。答也。之は見道已前凡夫の位に有漏の六行觀を以て、欲界の煩惱を離れし時、欲界の不善の邪業等三を離れて人の事を說く經文なり。無漏の定中には必ず無漏の八道支を得る故に相違の過無し。

【二九】又若し云云。第七に別解脫の證。別解脫律儀とは比丘の受くる戒法をいふ。ここの證意は、戒法を受けて一生涯それを犯さずと誓ひて比丘となる。然し實際をいへば、その戒法は必ずしも始終相續するものにあらず、比丘と雖も時に、善心以外の惡心や無記心を起すことあり。然らば少しもその刹那には比丘にあらずやといふに、その際も矢張、比丘と名けらる。之れ一旦戒

犯戒の過を堰遏するが故にと。體の有ること無きに、提塘と名く可きには非ず。

總結

此等の證に由りて、實に無表色ありと知る。

第三項　經量部の破論

經部の破

（二三）經部の師は說く、此の證は、種種の希奇多しと雖も、然も理に應せず。

第一證を破す

（二四）然る所以の者は、所引の證の中、且らく初の經に三の色有りと言へるは、（二五）瑜伽師の說かく、靜慮を修する時に定力より生ずる所の、定の境界たる色は、眼根の境に非ざるが故に無見と名け、處所を障へざるが故に無對と名くと。

有部の難を通ず

（二六）若し、既に爾らば、如何にして、色と名くるかと謂はば、是の如き難を釋すること、「汝の」無表と同じ。

第二證を破す

（二七）又、經に所言無漏の色とは、瑜伽師の說かく、即ち定力に由りて生ずる所の、色界「の中」の無漏

法を受けし時の無表が、所謂戒體となりて、その比丘の身中に發得せられあるが爲めなりと解釋する外に道なからんとなり。

【二〇】異緣の心とは惡無記等、戒の善性と性を異にする緣より生ぜる心。

【二一】又契經云云。第八に戒爲堤塘證なり。或は惡を止むるの堤塘なりとあるは、必ず堤塘に相當する實體あるが爲めなり。そは無表に外ならず。

【二二】堤塘戒(Setu-bhūta)。

【二三】經部の師等。以上有部の揭ぐる八證を破する文。

【二四】然る所以とは、第一、三色證を破す。

【二五】瑜伽師(Yogācāra)。觀行者の意。其の師の說に、色界の四靜慮を修する時、定力より顯はるる定境界の色あり。八遍處の如く、地水火風青黃赤白の色が世界中に遍滿す。而してその色は眼根の所取に非ず(無見)又障碍無し(無對)故に無見無對色といふと。今の文の意は、經の所謂無見無對の色とは此の瑜伽師の所謂色にして無表色に非ずとの難破也。

【二六】若し云云。有部の無表色も無見無對にして色と名くるが如しとの意。

【二七】又、經云云。第二、無漏色の證を駁す。

比喩師の無漏說

定に依る者を、卽ち說きて無漏と爲すと。

(二八)有る餘師は言はく、無學の身色、及び、諸の外色は、皆、是れ無漏なり。漏の依に非ざるが故に、無漏の名を得と。

有部の難

(二九)「若し爾らば」、何が故に、經には、有漏法と言ふは、諸所有の眼と言ひて乃至、廣說するや。

比喩師の答

(三〇)此れは、漏の對治に非ざるが故に、有漏の名を得たり。

有部の難

(三一)是れ則ち、此は有漏、亦、無漏なりと言ふものなるべし。

比喩師反質

若し爾らば、何の過かある。

有部の答

相雜の失有り。

比喩師通

(三二)若し、此の理に依りて、說きて有漏と爲さば、曾て、此れに依りて、說きて無漏とは爲

【二八】有る餘師等。經部の譬喩者の說。有部にては所緣隨增を有漏と立つる故に、佛陀も前十五界は有漏なれど、此譬喩師は所緣隨增を立てず、煩惱の所依となりて互に隨增するものを有漏と名く。故に無學の身や、外の木竹等は煩惱無き故に、煩惱の所依とならずと說き、從つて之れ等を無漏と爲す。

【二九】「若し爾らば」云云。有部の難也。前十五界有漏と說く經を引く。便ち雜阿含八曰、云何有漏法、謂眼色眼識眼觸、眼觸因緣生受內覺、若苦若樂不苦不樂、耳鼻舌身意法、意識、意觸、意觸因緣生受內覺、若苦若樂不苦不樂、世俗者名二有漏法一、云何無漏法、謂出世間意、若法意識、意觸因緣生受內覺、若苦若樂、不苦不樂、出世間者、是名二無漏法一云云。

【三〇】此れは云云。譬喩者の通經。前十五界は煩惱の能對治とならざる所に約して有漏と名けしものにして、煩惱の所依とならざる邊にては無漏なりとの意。

【三一】是れ則ち云云。有部の難。若し爾らば一の法體を有漏とも無漏ともいふべしとの意。

【三二】若し云云。煩惱の能對治とならざる邊にては何處迄も有漏と稱し、無漏といふこと無し。無漏も難じて煩惱の所依とならざる義邊にては何處迄も無漏と稱す。故に相離るなどの過失無しとの意。

さず。無漏も、亦、然り。何ぞ、相雜ること有らんや。

第三證を破す

（一三三）若し「汝の如く」、色處等にして、一向に有漏ならず。此の經は、何に緣りて、差別して說けるか。有漏有取の諸の色は、心の（一三四）栽覆の事なり。聲等も、亦、爾りと說くが如し。

（一三五）又、經に說く所の「福增長す」との言については、先軌範師は、是の如き釋を作る。（一三六）法爾の力に由りて、福業增長す。如如の施主が施す所の財物を、如是如是の受者ありて受用す。諸の受者が、施物を受用するに由りて、（一三七）功德攝益に差別あるが故に、後に於いて、施主の心に異緣有りと雖も、而も、前に施を緣じたる思の熏習する所「の種子」の、微細に相續し、漸漸に轉變差別して生じ、此れに由りて、當來に

【一三三】若し（汝の如く）云云。譬喩師反難。雜阿含十三、曰、世尊告二比丘一、有二六覆一、云何爲レ六、謂色有漏是取、心覆藏、聲香味觸法有漏是取、心覆藏是名二六覆一云云。難意は、若し、有部の如く、一向に前十五界是れ有漏といふならば、此の經に有漏有取の諸の色などと特に簡んで差別する必要なしとの謂也。

【一三四】栽覆（Khila-mrakṣa）栽は栽棐にして頑强なるものの義、覆は覆障、何れも煩惱の異名なり。

【一三五】又、經に云云。第三、福業の證を破す。經部の福業は布施する時に熏じたる思の心所の種子の謂にして、思の心所がその體なり。先軌範師とは四諦論に經部師と云ふ。

【一三六】法爾の力とはそれ自體が自然に又は先天的に存する力の意。

附記す。如如とは如何なるものにてもの義。今は財物の種類を問はざるが故なり。如是といふは、一人に非ざるが故なり。

【一三七】功德攝益（Guṇa, Anugraha）。光記に二解有り。初解は受者が其施物の飲食等を受けて、夫より慈悲喜捨の四無量等の德を修し、且又、其の食物にて其身を攝益する義。後解にては、受者が其施物を受けて、自身の四無碍の德を得、其上に衆生を攝益すと說く。卽ち初解は自利に約し、後解は自利利他に約す。初解は稱友の釋に合す。

能く多果を感ず。故に、(二三八)密意をもつて、恆時に相續して、福業漸く增し、福業續起すと說くものなりと。

(二三九)若し、如何にして、(二四〇)餘の相續の德益の差別に由りて、(二四一)餘の相續をして、心に異緣ありと雖も、而も、(二四二)轉變有らしむるぞと謂はば、此の疑難を釋することは、「汝が」無表と同じ。

(二四三)彼れ、復た、如何にして、餘の相續の德益の差別に由りて、餘の相續をして、別に眞實の無表の法を生ずること有らしむるか。

有部の問

(二四四)若し無依の、諸の福業の事に於いて、如何にして、相續して福業增長するや。

經部の答

(二四五)亦、彼を緣ずる思を數習するに由るが故なり。乃至、夢中にも、亦、恆に(二四六)隨轉す。

(二四七)無表論者は、無依の福に於いて、既に表業

【二三八】密意とは、上の種子が微細に相續し轉變し差別することを陽に出さずして、之れを言外に置きて寓意たらしむる意。

【二三九】若し以下。難を自ら作りて徵しつつ有部を破す。

【二四〇】餘の相續のとは受者の身の上にて德益が差別するを。

【二四一】餘の相續をしてとは、施主を指す。

【二四二】轉變とは前に謂ふ所の轉變差別にして次第に後は前に勝るるを云ふ。

【二四三】彼れ云云。經部より有部に反質して、無表成立の因由を問ひ、由つて以て、其答辯を自宗に應用せんとしたるものなり。

【二四四】若し無依の云云。實物有る福業ならば、受者の德益差別し、施主の福業が增上するといふとも在るべきも、無依の福業に至りては、他方の世界に佛出世すと聞き、恭敬の意を生ずる如きは受者無し。云何にして、福業は相續するか。

【二四五】亦以下。經部の答。無依も有依と同じく思の力に由りて福業增上す。數數他方界の佛を緣じて、その勝思の心所の力に由り、行住坐臥は勿論夢中にも種子が增上す。

【二四六】隨轉（Anusangin）とは前念の種子が後念の種子を引き、後念の種子が前念の種子に隨つて相續して起ること。

【二四七】無表論者等、經部の難。有部にては、無表業は表業によつて起ると云ふ故に此の難有るなり。

無しとす。寧ぞ無表有らんや。

經部の異師の說

〔一四八〕有が說かく、有依の諸の福業の事も、亦、彼の境を緣ずる思を數習するに由るが故に、恆時に相續し、增長すと。

論主之を破す

〔一四九〕若し爾らば、經に說かく、諸有の苾芻は、〔一五〇〕淨尸羅を具して〔一五一〕調善の法を成じ、他の施す所の諸の飮食を受け已りて、〔一五二〕無量心定に入り、〔一五三〕身證具足して住す。此の因緣に由りて、應に知るべし、施主の、無量の福善は、〔一五四〕相續を滋潤し、無量の安樂は、其の身に流注すと。施主は、爾の時、福、恆に增長するも、豈に、定んで常に、〔一五五〕彼れを緣ずる勝思有らんや。是の故に、〔前に〕所言、思の熏習する所の〔種子が〕、微細に相續して、漸漸に轉變差別して生ずといふことは、定んで、理に應ずと爲す。

第四證を破す

又、自ら作すに非らずして但だ他を遣つて業道を爲すとき、如何にして成滿するを得んといふは、應

【一四八】答として異說を擧ぐ。意は、有依の福業の事は單に受者の德益の差別によるのみに非ず。又數數施者が其施物を緣ずる勝れたる思の心所の力にて福業は增上すと云ふ也。

【一四九】若し爾らば云云。經は增一阿含三十四に似文有り。四諦論四には郁伽長者經といふも乖ならず。何れにするも受者の德益差別により施主の福業が增上するとの謂の文也。

【一五〇】淨尸羅。善戒と飜すべし。

【一五一】調善。調は調練なり。れり上げし善法卽ち定。

【一五二】無量心定とは四無量心のこと。

【一五三】身證具足とは、身に證得し、具足圓滿する義。（體現、體得）。

【一五四】相續。其の身とは共に施主を指す。

【一五五】彼れとは、上の異說中に云ふ、彼の施物を數數緣ずることと。

に是の如く說くべし。［謂はく］、(二五六)本の加行に由りて、使者の、敎に依り、所作成ずる時、法爾として、能く、教者をして、微細の、相續の轉變の、差別をして生ぜしむ。此れに由りて、當來に、能く多果を感ず。(二五七)諸有の、自作の事の究竟する時も、當に知るべし、亦是の如き道理に由る。

應に知るべし、卽ち此の微細の、相續の轉變の差別を、名けて業道と爲す。(二五八)此れは卽ち果に於いて、假りに、因の名を立つるなり。是れは、身語業の引く所の果なるが故なり。別に無表有りと執ずる論宗に無表を、亦身語業道と名くるが如し。

大德の業道觀

(二五九)然るに、大德の說く、(二六〇)取蘊の中に於いて、三時に起る思に由りて殺罪の爲めに(二六一)觸れらる。謂はく、我れ當に殺すべし、正しく殺す、殺し已ると。

論主之を許す

(二六二)但だ、此れに由りてのみ、業道は究竟するに非ず。自らの母等の、實は、未だ害せられざるに、已に［殺］害すと謂ふに由りて、無間業を成ずること勿し。

【二五六】本の加行云云。初め能教者が第二者に命令する時、能教者の身に思の心所の種子が熏ぜられ、又使が其の敎によつて正しく殺せる刹那（根本業道）に又能教者の根本業道の思の種子が起る。之は法爾の力によつて起るもの也。

【二五七】諸有の云云。上の他を遣りて業道を成ずる場合に例同して、自ら業道を究竟する場合を明す。

【二五八】此れは云云。業道とは、思なる業の道の義にして身、語の加行を稱す。是を因として相續の轉變の差別起る、是れ卽ち身語の加行の果也。

【二五九】然るに云云。婆沙論師の一人たる大德の說を擧ぐ。

【二六〇】取蘊とは、有漏の五蘊の組織する身を指す。

【二六一】觸れらるとは殺生業道を成ずること。

【二六二】但だ云云。三時の思のみにては業道を完全に成ずるにあらず、更に其外、目的を誤らずに遂行すといふ條件を要すとなり。

然るに、自ら造る〔時に〕於いて、殺の事を誤ること無くして、是の如き思を起さば、殺罪便ち觸る。若し此れに依りて說かば、理に應ぜざるには非ず。

有部難ず 何ぞ、無表に於いて、偏に憎嫉を懷き、定んで撥して無しと爲し、而も所熏の〔種子の〕、微細に相續し、轉變する差別を許すか。

經部の答 然れども、〔一六三〕此れも、〔一六四〕彼れも、倶に了知し難し。今、此の中に於いては、憎嫉する所無し。然れども、業道は、是れ〔一六五〕心の種類にして、身の加行に由りて、事の究竟する時、心身を離れて、能教者の身中に於いて、別に無表の法の生ずること有りと許す。是の如き所宗は喜を生ぜしめず。

〔一六六〕若し此れの引くに由りて、彼の加行より生ぜる事の究竟する時、卽ち此れは、彼れに由りて、相續の轉變の差別生ず。是の如き所宗は喜を生ぜしむべし。但だ心等の、相續の轉變の差別に

【一六三】此れもとは經部の種子。

【一六四】彼れもとは有部の無表。

【一六五】心の種類(Cittānvaya)。心に繼いて起るものと云ふ義なり、身の加行是よなり。使者が加行（前提的施設卽ち道行きの事業行動）を起し、其使者の加行に依り、殺生の事究竟し、其刹那に能教者の身中に、心を離れ身を離れて別物なる無表生ずるといふ說は喜ばざる所也となり。

【一六六】若し以下。經部の主張なり。此の部にては、此の能教者の敎に由りて、彼の使者の加行を起し、其結果使者が殺生の事を究竟せし刹那、能教者の心より離れざる思の心所の種子が起りて相續轉變の差別生ず、之れを業道と立つ。其結果として業道の所作究竟する時に、其加行をなしたる心心所は、其加行てふ因に由りて相續轉變の差別（卽ち特殊の轉變）を來す—稱友。是の主張は所謂業道卽ち種子が心と不離也と說く故に世親は可として許せり。卽ち經部の說にては唯心身の力に依りて、思の種子が、相續轉變差別して未來の果を引くものにして、心は能熏、身は所熏なり。故に心等に由ると記す。

由りて、能く未來の果を生ずるが故なり。

有部徴す

(二六七)又、「是れにつきては」、先にも、已に説きたり。

先にも説くとは何ぞ。

經部の答

(二六八)謂はく、表業既に無し。寧ぞ無表有らんやと。

第五證を破す

(二六九)又、法處を説くに、無色と言はざるは、前に説く所の如き定の境たる無見無對の、法處に攝する色有るに由る。

第六證を破す

(二七〇)又、道支、應に八有ること無かるべしとは、且らく、(二七一)彼れは、應に説くべし、正しく(二七二)道に在る時、如何にして、正語業命有ることを得べきかを。

此の位に於いて、(二七三)正言を發し、(二七四)正作業を起し、(二七五)衣等を求むること有りと為んか、不か。

有部の答

爾らず。

經部徴す

云何。

有部の答

(二七六)彼れは、是の如き種類の無漏の無表を獲得するに由るが故に、出觀の後、前の勢力に由

【二六七】又等。此の經部の宗義、乃至、無表を立てざることは前にも述べたりとの意。

【二六八】謂はく以下。上掲經部が有部の第三、漏業事の證を破する下參照。

【二六九】又法處云云。第五、法處色の證を破す。第一、第二證等を破する下參照。

【二七〇】又、道支云云。第六、八正道支の證を駁す。

【二七一】彼れとは有部を指す。

【二七二】道。無漏道即ち無漏定。

【二七三】正言とは正語。

【二七四】正作業とは正業。

【二七五】衣等を云云。正命。

【二七六】彼れは云云。彼れ見道の行者が無漏定中に在りて、邪語等の三邪を離れ、三正を起すべき防非止惡の無表を得るに由りて、其の無表の勢力にて、無漏定を出觀して後に三世を起して三邪を起さず、正作業を起し正命を起して衣食

りて、能く三正を起して、三邪を起さず。因の中に於いて、果の名を立つるを以ての故に、無表に於いて、語業命の名を立つるなり。

經部の詰

(二七七)若し爾らば、云何にしてか、此の義を受けざる。

〔謂はく〕、無表無しと雖も、道に在る時、斯の如き(二七八)意樂と(二七九)依止とを獲得するが故に、出觀の後、前の勢力に由りて、能く三正を起して、三邪を起さずと。因の中に於いて、果の名を立つるを以ての故に、具さに、八聖道支を安立す可し。

經部の異師の解

(二八〇)有る餘師は言ふ。唯邪語等の事を作さざるを説きて以て道支と爲す。謂はく、定に在る時、(二八一)聖道の力に由りて、便ち能く、決定して作さざることを獲得す。(二八二)〔而して〕、此の定んで作さざることとは、無漏道によりて、安立することを

等を求めて活命するなり。定中の無表は因、出觀後に三正を起すは果なり。今は因の上に果の名を立てて、定中の無表を三正等と名く。無漏定中に此の三正を正しく起すに非ず云云の意。

【二七七】若し爾らば等。經部、有部を詰る。卽ち若し爾らば何故に我が宗旨を許さざるか。曰く、別物の無表と稱するもの無きも、入觀して無漏定に在る時、三邪を離るる意樂と勝れし依止との勢力にて三正を起して三邪を起さずと。之も、無漏定中に得たる意樂依止は因、出觀後の三正は果なり。因の上に果の名を立てて意樂と依止との事を正語業命と云ふもの也。從つて八正道支は缺減無しとの意。

【二七八】意樂(Āśaya)とは、意の樂欲の略、不殺等の意樂、又は信等の意樂なり。體は現行の思及び欲の心所なり。

【二七九】依止(Āśraya)とは、所依止の身のこと。今は所依止の轉化することを云ふ。

【二八〇】有る餘師等。經部の異師の説なり。異説を擧げて破す。此の説にては三正は三邪を爲さずといふ消極的態度に過ぎずして別に體有るに非ずといふなり。

【二八一】聖道。無漏定。

【二八二】〔而して〕云云。若し別體なくば、無漏とは名け得らるまじと説く者有らんも、此の決定して作さずといふは無漏道を所依として立つるもの故に、無漏と名くと通ずべし云云の意。

第七證を破す

得るが故に、無漏と名く。

(一八三)一切處に、要らずしも、眞實に別の法體有るに依りて、名數を立つるに非ず。(一八四)八世法の如し。謂く、得、不得及び毀、譽、稱、譏、苦、樂なり。[卽ち]此に、衣食等の事を得ざるは、別に關係有るには非ず。(一八五)此れも、亦、應に然るべし。

(一八六)別解脫律儀も、亦、此れに准ずべし。(一八七)謂はく、思の願力に由りて、先づ要期を立て、能く、定んで、身語の惡業を遮防す。斯れに由るが故に、別解脫律儀を建立す。

(一八八)「若し異緣の心を起すときは、律儀無かるべし」とは、此の難は、理に非ず。熏習の力に由り、過を發さんと欲する時、憶ひて便ち止むが故なり。

【一八三】一切處云云。或は、體無きものに正語等の名を立て、八正道とは爲す可からざらんといはんも、世間の八法の中不得といふ有りて、それは別に體無きも、倘立てて八世法の數を滿たせるが如く、今の三正道も同樣なるのみ。

【一八四】八世法(Aṣṭau loka-dharmāḥ)とは、世間の有情に隨順する法の意。引用のの目的は不得の一事にあり。

【一八五】此れも云云。前の定中の正語、正命等も亦不得の如く消極的のものなりとの義。

【一八六】別解脫律儀云云。第七、此別解脫律儀の議を非議す。此の無表色の別體無き事も亦八正道に準ずとの意。

【一八七】謂はく等。その理由を示す文。受戒の時、心を起して我れは盡形壽(一生涯)「殺生戒」等を持すべしと思願し、その思願力によつて、我れ生涯殺生等を爲すまじと誓を立て、以て身語の惡業を防ぐ。之れを加行位とし、その加行位に思の心所の種子を熏じ已りて、第三の歸依戒の第三回目に復た前の思の種子より七支の思の種子を熏ず、是れ等の種子を假りに別解脫の無表と立つるなり。

【一八八】若し異緣心云云。有部の難を作りて、自ら通ず。若し善の思が律儀ならば、其餘の心は律儀に非ざるべしとは言ふ可らず。惡無記心を起すときには、前に熏ぜる思の種子の力にて、前の要期し立誓せることを思ひ出して、過を止むるなり。

第八證を破す

(一八九)戒の堤塘たる義も、亦、應に此れに准ずべし。謂はく、先に誓限を立てて、定んで、惡を作さず、後に數憶念し、慚愧現前して、能く自ら制持し、犯戒せざらしむ。故に、堤塘の義は、心の(一九〇)受持に由るなり。(一九一)若し無表に由りて、能く犯戒を遮すとせば、應に失念して、破戒する者無かるべし。

第四項　世親の結評

歸結本宗

且らく、是れ等衆多の諍論を止めん。

(一九二)毘婆沙師は說く、實物有りて、無表色と名くと。〔卽ち〕是れ我が所宗なり。

第五節　業と大種

第一項　表無表の性としての大種

(一九三)前に無表は、大種所造の性と說きつ。表の大種の造と爲んか、異有りと爲んか。

頌に曰はく、

【一八九】戒の堤塘云云。第八戒堤塘の證を破す。前の場合に準じて知るべし。

【一九〇】受持(Samādāna)とは、先に受たる戒を破らざらんとして持する心の態度をいふ。

【一九一】若し等。堤塘の義を破す。色法は何時も不變にして念念に相續するを性とす、故に失念して破戒する筈なけれど、實際に於て犯戒者あるは心の受持を體とするが爲なり、無表の堤塘あるが爲に非ず。

【一九二】以上、有經二部の宗義を明し來りて、その意は經部に朋へども表面有部に與すと見せて、有部の義を反語的に述ぶる文なり。

【一九三】前にとは、界品、卷第一。

表無表の大種異る

(一九四)此の能造の大種は、表の所依に異なり。

論じて曰はく、無表と、表とは異れる大種より生ず。所以は何ん。一の(一九五)和合に依りて、(一九六)細と麁との果有るは、理に應せざるが故なり。

第二項　無表と大種との前後

大種と無表との前後
所造色と大種との同時
過去の大種と所造色

(一九七)表と大とは、必らず、同時に生ずるが如く、無表も、亦、然るか、差別有りと爲んか。一切所造の色は、多くは、大種と倶時に生ず。然るに、現在未來には、亦、少分の過去「の大種」に依る者有り。

【一九四】此の偈に當るもの、舊譯には無く、唯長行に於て、此依ニ止四大ニ生、爲下依ニ有教四大ニ生上、爲レ不レ爾、依ニ別四大ニ生云云といふのみ。

【一九五】和合(Sāmagrī)とは、一具の四大種をいふ。

【一九六】細とは無見無對無表の故に、塵とは有見有對有表の故に。

【一九七】一般に云へば一切所造の色は大體現在の大種の所造にして、隨つて色と大種と同時なり。從つて又無表を準知すべきなるが、然し第二念以後の無表に至りては過去の大種の所造なり。今の頌文は之を明すものなり。頌の舊譯には、刹那後無數、欲過去大生、に作る。その大意は、欲界の「別解脱戒の如き」その初念の無表業は現在の大種所造なる故に、無表と能造の大種と同時なれども、第二念以後の無表は過去の大種より生ず。第二念の無表が未だ未來生相の位に有る時は、能造の大種は現在に在れども、第二念の無表が現在に入るときは能造の大種は過去に入るが故なり。但し、此の際、現在の大種も全然無關係なるには非らず。第二念以後の無表も身に依て起る故に現身の大種無くしては起り得ず。然も、その現在の(又は現身の)大種は、能造の原因には非ずして、恰も乳母の兒に對するが如く「依」となるに止まる。故に生因たる過去の大種を轉因と稱するに對し、現身の大種は隨轉因と稱す。

少分とは何ん。

頌に曰はく、

欲の後念の無表を、過の大種に依りて生ず。

論じて曰はく、唯、欲界繫の初刹那より後の、所有無表は、過［去］の大［種］より生ず。(一九八)此れを所依として、無表起ることを得。(一九九)現身の大種は、但だ能く、(二〇〇)依と爲る。［卽ち］、(二〇一)轉、(二〇二)隨轉の因と爲ること、其の次第に隨つて、(二〇三)轉の地を行くに、手と地とを依と爲すが如し。

轉因
隨轉因

第三項　業と大種との地的關係

【一九八】此れをとは、次前に記せる過去の大種を指す。所依(Āśraya)。

【一九九】現身の大種(Pratyutpannāni śarīra-mahā-bhūtāni)とは、第二念等の無表が現在する位に身根等を造る大種をいふ。

【二〇〇】依(Saṃniśraya)とは所依に對して、疎なる關係を意味す。卽ち所依とは生める母の如く、依とは乳母の如く疎緣となる意。

【二〇一】轉(因)(Pravṛtti-kāraṇa)とは過去の大種に名くるものにして、轉とは起の義にして親しく能造する因の義。

【二〇二】隨轉の因(Anuvṛtti-kāraṇa)とは、現身の大種に名くるものにして、無表が現身の大種に隨つて轉ずる義なり。

【二〇三】輪等の文は、轉、隨轉二因の關係を明す比喩にして、過去の大種は手の如く、輪の轉ずる因にてあり(轉因)、現身の大種は大地の如く、それの立つ處(依因)なり。

業と地と大種との關係

何れの地の身語業は、何れの地の大〔種〕の所造なるか。

頌に曰はく、

有漏は自地

〔二〇四〕有漏は、自地の依なり。　無漏は、生ずる處に隨ふ。

論じて曰はく、欲界所繫の身語二業は、唯、欲界繫の大種の所造なり。是の如くにして、乃至、第四靜慮の身語二業は、唯、是れ彼の地の大種の所造なり。

無漏は生處

若し身語業の、是れ無漏なる者は、此の地に生ずるに隨ひ、起りて現前すべし。卽ち、是れ、此の地の大種の所造なり。

〔二〇五〕無漏法は、界に墮せざるを以ての故なり。

必らず、大種の、是れ無漏なるもの無きが故なり。所依の力に由りて、無漏生ずるが故なり。

【二〇四】頌の舊譯　依二止自四大一、身口業有流、無流隨二生處一。今これは無表業の外、身語の表業を攝して、一般に地に約して、能造の大種を明すの一段なり。但し、欲界初定までは、表無表有れども、二定已上には表業なく、唯無表のみなり。而して、有漏に攝する業は、界地に墮する故に必ず自地(欲界ならば欲界の)の大種より作らる。然るに無漏業(唯無表に局る。表業無し)に至りては、欲界に在りて、未至、中間、四根本の六地の定に入りて起す時は欲界の大種にて作り、又若し初地の無漏定に入りて起せる無漏の無表ならば、身の生ぜる地の大種にて造るを定とす。

【二〇五】無漏法は界に云云。無漏無表の、生地の大種に從ふ因故を擧ぐ。三有り。(一)は、身が欲界に在りて、初定の無漏定に入りて起す無表は初定の大種にては造らず。無漏は界繫に墮せざるが故なり。(二)無漏の大種にて造らざる理由は、大種に無漏なるもの無きが故なり。(三)所依の身に依りて無漏の無表は起り所依の身なくんば起る能はず。故に生地の大種にて造る。

第六節　表無表の類及びその大種

表無表の類等

〔二〇六〕此の表と無表とは、其の類は是れ何ぞ。復た、是れ何の類の大種の所造ぞ。

頌に曰はく、

〔二〇七〕無表は、無執受なり。亦、等流なり。情數なり。

散の依は、等流の性なり。有受なり。異の大より生ず。

定生のものの依は、長養なり。無受なり。異の大無し。

表は、唯、等流の性なり。身に屬するは有執受なり。

無表の類（初二句）

論じて曰はく、今、此の頌の中にて、先づ無表を辯ずれば、〔二〇八〕是れ無執受なり。變礙無きが故なり。

【二〇六】此の表と無表と等。諸門分別の問起文なり。

【二〇七】舊譯　無教非ニ心取一、流果衆生名、流心取大生、　定生増長果、無ニ取異大生一、ここも亦新譯に「表は、唯、等流の性」以下の句に當る偈は舊譯に見えず。長行には、有教色等流、若屬レ身是心所取とあり。全體、八句より成る中、前の二句は無表の類を明にしたるもの、次ぎの二句は散位に於ける無表の所依たる大種を説明したるもの、而して次ぎの二句は定位に於ける所依の大種を説きたるもの、最後の二句は表業を明にしたるものとす。一一に就ては長行を見よ。

【二〇八】是れ無執受云云。無表は非積集の物なれば、心心所の依る所に非ざるが故なり。

亦、(二〇九)等流の性なり。「亦」と言ふは、此れの、是れ有刹那なるもの有ことを顯はす。謂はく、初無漏なり。

餘は、皆、等流の性なり。謂はく、同類因より生ず。

此れは、唯、有情數なり。内〔身〕に依りて起るが故なり。

散位の無表の大種（三四句）

(二一〇)中に於いて、欲界の所有無表は、等流なり。〔有〕執受なり。別異の大〔種〕より生ず。「異の大〔種〕より生ず」との言は、(二一一)身語の七の、一一に、是れ別の大種の所造なることを顯はす。

定位に於ける無表の所依（五六句）

定より生ずる無表の差別に二有り。謂はく、(二一二)諸の靜慮と、(二一三)無漏との律儀なり。此の二は、(二一四)倶に定に依りて長養せらるる所にして、(二一五)無〔執〕受なり。無異大種の生ずる所な

【二〇九】亦等流云云。無表は同類因より生ずるが故に、等流性なるをいふ。但し見道初無漏の無表は、同類因より生ずるにあらず、道力によりて頓に生ずるを以て有刹那とす。頌に亦といへるは之を意味するなりと。

【二一〇】中に於いて等。欲界の散位の無表の所依の大種を明す。五類門にては等流の大種也。有執受、無執受門にては身語業を引起する所謂因等起心が、表無表を引起する時、大種も倶伴して引起せられ、從つて其大種は身を離れたるものに非ざる故に有執受大種也。此の時の無表は此の大種を所依とす。又、此の散位の無表は、其の七支を望め合はするも、皆別別にして倶有因に非ず。故に同一果に非ざる故に身語七支の無表は別別の大種の所造なり。

【二一一】身語の七とは身三（卽ち不殺生、不偸盜、不邪婬）口四（不惡口、不妄語、不兩舌、不綺語）をいふ。

【二一二】諸の靜慮律儀（Dhyāna-saṃvara）とは、又は定共戒ともいふ。

【二一三】無漏の律義（Anāsrava-saṃvara）は、又は道共戒ともいふ。

【二一四】倶に定によりて云云。此の定の無表の大種が所長養の大種なることを明す文。勝れたる定心もて、此の四大種を養ふが故なり。

【二一五】無〔執〕受等。此の大種は定心より引起せる定心の果にして、唯定中にのみ在りて出定せば無し。心に隨つて轉ずるが故に有執受（卽ち身體の

り。「無異大」との言は、此の無表の七支の、同じく、一具の四大種の所生なることを顯はす。所以は何ん。

表業の類に就て（七八句）

(二六)所依の大種は、「定に於いて」、心の唯一なるが如く、差別無きが故なり。

應に知るべし、有表は、唯、是れ(二七)等流なり。(二八)若し、此れが、身に屬するときは、是れ有執受なり。

(二九)餘の義は、皆、散の無表と同じ。

表業と異熟身との關係

內徵

(三〇)表業の生ずる時には、要らず、本身の形量を破壞すと爲んか。爾らずとせんか。

若し爾らば、何の失ぞ。

外難

(三一)若し破壞せば、異熟の色は、斷じて「又」更に續くこととなるべし。是れは則ち毘婆沙の宗に違越す。(三二)若し破壞せずんば、如何にして、一身

主要成分）に非ず、有執受大種は滅盡定等の位にも心を離れて存在す。

【二六】所依の大種云云。定生の無表は隨心轉の法にして、恆に心に隨ひて起る。故に七支の無表を一の定心にて起す如く、能造の大種も一具の四大なり、此の大種は持の義邊に於て無表の所依となるに非ず、轉の義邊に於て無表の所依となるなり。

【二七】等流は牽引力に由つて、隨轉するが故に。

【二八】若し等。身表業の形式は扶塵根（感官の依處）を依として生じ、扶根を離れざるが故に有執受なり。然れども口業は身に屬せざるを以て無執受なりとす。

【二九】餘の義とは、別解脫の無表が有情數なるが如く、今の身語表業も有情數也。又散の無表所依の大種が等流の大種、有執受の大種、別異の大種なるが如く、今の無表の大種も同樣なり。

【三〇】表業の生ずる時云云。形量とは、我我の異熟身の大小の量をいふものにして、身語表業が生ずる時には本の異熟身の形量を破して生ずるか否かと問ふ意。

【三一】若し破壞せば云云。異熟色が、一度斷ずれば、再び續起せずと說くこと婆沙の宗義なり。

【三二】若し破壞せずんば云云。一の身の同じ處に、表業の形色と、本の異熟身の形色と二つ並ぶ筈無しとの意。

内答　の處所に、二の形量成ずること有るを得んや。
別に、新に生ずる等流の大種有りて、有表の業を作り、本身を破せず。

外難　(三三)若し爾らば、隨つて何れの身分の處に依りて、有表業を起すとも、本のよりは大なるべし。新に生ずる大種の、遍く增益するが故に。

(三四)若し遍く增益せずんば、如何にしてか、遍く表〔業〕を生ぜん。

内答　(三五)身に孔隙有るが故に、相容るることを得。

第七節　表無表の性界地

第一項　三性門

表無表の性界地

(三六)已に業門の二、三、五の別を辨じつ。此れが性、界地の差別は云何。

頌に曰はく、

(三七)無表は記なり。餘は三なり。不善は、唯欲に在り。

【三三】若し爾らば等。難駁する文。若し手が用らきて表業を起す時は、手の先に新生の大種が增す故、手の先は本のより大となるべく、遍身用らく表業を起す時は、新生の大種は遍身に增す、故に本の身より大となるべし。

【三四】若し遍く等。若し又逆に新生の大種が增さざれば、表業を起すことはなるまじ。

【三五】身に等。內の通釋にして、異熟身は虛疎にして隙ある故に、沙に水を加ふる如く增すこと無しとの意。

【三六】已に云云。二とは思業思已業、三とは身語意業、五とは身語の表無表の四と意業との五。

【三七】頌の舊譯

無二無記無教一、餘三、復不善、欲中、色無教、有教有觀二、欲無二無記教一、緣起無レ有故。

大意に曰く、三性分別より始むれば、無表業は三性中、唯善惡有りて無記なり。無記の心は力劣にして、之によつて無表業を續起せしめ得ざればなり。餘の表、思二業は、三性に通ず。界繫門に至りては

無表は、欲色に通ず、表は、唯、有伺の二なり。

欲には、有覆の表無し。等起無きを以ての故なり。

三性門

論じて曰はく、無表は、唯善と不善との性に通ず。無記は有ること無し。

所以は何ん。

無記の心は、勢力微劣にして、(二八)强業を引發して生ぜしめ、(二九)因の滅する時も果の仍ほ續起す可きこと能はざるを以てなり。

言ふ所の(三〇)餘とは、謂はく、表〔業〕、及び、思〔業〕にして、三とは、〔此れ等が〕、皆、善惡無記に通ずる〔謂〕なり。

第二項　界地門

界地門

(三一)中に於いて、(三二)不善は、欲〔界〕にのみ在

不善性のものは凡て欲界に局り、善及び無記は諸地に通ず。又無表業は欲色二界には通じて有るも、無色界には能造の大種無き故に自ら無く、表業は欲界と初定、中間定等、表業を發引すべき尋心所又は伺心所有る地には存在するも、二定以上には、その條件具備せざる故に、表業も亦無し。

其の中にも有覆無記の表業は、唯梵世にのみ限りて、欲界には無し。

【二八】强業(Balavat-karma)、無表のこと。

【二九】因とは表業をいふ。從つて果は無表なり。

【三〇】餘とは、頌文に餘は三とある餘を指す。

【三一】中に於いて云云。三界九地の分別を明す。

りて、餘には非ず。〔上二界の有情は〕、已に(二三二)不善根と、無慚と、無愧とを斷じたるが故なり。(二三三)

善、及び、無記は、諸地に皆有り。頌の中に於いて、別に遮せざるが故なり。欲色二界には、皆、無表有り。無色に中には、大種無きを以ての故に、〔無表無し〕。

(二三四)隨つて、何れの處に於ても、身語〔表業〕の轉ずること有らば、唯、是の處に身語律儀〔の無表〕有り。〔是れ、欲色二界に、皆、無表ある所以なり〕。

第三項　無色界に無表無き所以

無色界に無表なきに就ての難

(二三五)若し爾らば、身、欲色二界に生じて、無色定に入るときは、律儀有るべし。無漏心を起すに、無漏の無表有るが如し。

答通一

(二三六)爾らず。(二三七)彼れは界に墮せざるを以ての

【二三二】不善とは不善性の表無表及び意業なり。

【二三三】不善根とは貪瞋癡の三不善なり。これと無慚無愧との五を斷じて上界に生ずるが故に、上界には不善無し。

【二三四】隨つて云云。二禪以上にても下地の語を假りて發す、故に身語表業は轉ず。從つてその限り無表有り。

【二三五】若し爾らば等は難。次上無色界には能造の大種なき故に無表無しとの義につきての難也。無漏定に入る時は、無漏の大種としては無きも、生處の大種にて無漏の無表を造る規則なるが、今も同様に、身が欲色二界に在りて、無色定に入るときは、無色に四大は無くとも、生處の大種にて、無色の無表を造るべしとの意なり。

【二三六】爾らず等。以下は答にして三說有り。

【二三七】彼れ等。第一說にして、彼れとは無漏の無表を指す。

故なり」。(三三八)無色界に於いて、若し無表有らば、無表の、大種より生ずるに非ざるもの有るべし。「又」、說きて、有漏の無表は、別の界地の大種を以て、依と爲すとは、言ふ可からず。

頌二

(三三九)又、諸色に背きて、無色定に入るが故に、彼の定の中には、色を生ずること能はず。彼の定は、色の想を伏すること有るに由るが故なり。

頌三

(三四〇)毘婆沙師は、是の如き說を作す。(三四一)惡戒を治せんが爲めの故に、(三四二)尸羅を起す。「而して」、但だ諸の欲界の中にのみ諸の惡戒有り。「然るに」、無色は欲に於いて、(三四三)四種の遠を具す。一には所依遠、二には行相遠、三には所緣遠、四には對治遠なり。故に、無色の中には、無表色無しと。

第四項　特に表色の界地に就きて

此無漏の無表は界の拘束を受けざるが故に、無漏の大種は無くとも、生處の大種にて造るべきも、有漏の無表は界地に墮し、その制約を受くる故に異界の大種にて造ること能はず。

【三三八】無界色云云。返難也。

【三三九】又、諸色等。答の第二說なり。無色定に入るは、一般に色を厭背して入るものなるが故に凡て色想を起さず、之を伏して起らしめざるが故に無表色は起ること無しとの謂なり。

【三四〇】毘婆沙師云云。答の第三說なり。其の意は、身語の惡戒を對治せんが爲めに善戒を起すものなるが、その惡戒は唯欲界の內にのみ在り。故に欲界の別解脫戒、色界の定共戒を起して欲界の惡戒を退治す。爾るに、無色界を欲界に望めては、四種の遠を具する故に、欲界の惡戒を對治すること無し。故に無色界には無表無しとの論なり。

【三四一】惡戒とは、殺生等の不律儀を指す。

【三四二】尸羅(Śīla)とは、戒のこと。清涼と翻す。

【三四三】四種の遠とは此の論七に出す。參照すべし。今は對治遠を取る。

特に表色の界地に就て第一毘婆沙師の說

(二四四)表色は、唯、二の有伺地にのみ在り。謂はく、欲界と初靜慮との中に通ず。上地の中には、表有りと言ふ可きには非ず。

(二四五)有覆無記の表〔業〕は、欲界には、定んで無く、唯、梵世の中に於いてのみ有りと說くを得べし。

曾て聞く、大梵〔王〕に誑諂の言有りと。謂はく、自の衆の中にて、(二四六)馬勝に徵問せらるることを避けんが爲めの故に、(二四七)矯つて自ら歎じたる等なり。

問 (二四八)上地には、既に言〔語の表業〕無し。何ぞ聲處有ることを得ん。

答 (二四九)外の大種有りて因と爲り、聲を發す。

第二有餘師の說

(二五〇)有る餘師は言はく、上の三靜慮には、亦無覆無記の表業有りて、善も無く、染も無しと。

【二四四】表色等は、表業の界地を明す。表業は、伺の心所有れば起る、故に伺の心所を發業の心と稱す。從つて有伺地には定んで皆表色無かるべく、此の點より欲界の生と初靜慮と及び無尋有伺の中間定とには表色有るも、二定には、發業の心無き故にが表業（又は表色）無し。

【二四五】有覆無記云云。欲界に有覆の表なきこと已に明にせり。

【二四六】馬勝(Aśvajit)。此の因緣は論四に廣說せり。(婆沙論一百廿九に詳し)

【二四七】矯つて自ら歎するは有覆の語表業なり。

【二四八】上地とは二定以上を指す。二定以上第四定までも聲處のあることは本論に說く所なり。

【二四九】外の大種云云。風等の聲處を指す。今は專ら表の聲を遮する爲に外聲を擧げたるも其實は手等の內の大種より生ずる聲も無きに非ず。

【二五〇】有る餘師等。異說を擧ぐ。下地(初定)の威儀無記心を借りて起す故に、二定以上にも有覆無記の表業は有るも、下地の善心は劣、又下地の染汙心は已に斷ぜる故に、上地に生れたる者は下地の善心と染汙心とは起さず。

以上毘婆沙師と有る餘師との二說は其漂準を異にす。前說は表業を發する心(發表心)に隨つて界繫を判じ、二定已上にて表業を起す時には必ず初定の發表心有りて起し、その發表心は初定の心なるによつて起せる表業も初定に繫し、二定以上には表業無しと云ひ

徵　所以は何ん。

有餘師答　上地に生じては、能く下地の善、及び染心を起して、身語業を發することあらず。(二五一)劣なるが故に、(二五二)斷ぜるが故に。

毘婆沙師の所宗　(二五三)前の說を、善と爲す。

問　復た、何なる因を以て、二定以上には、都べて表業無く、欲界の中に於いては、有覆無記の表業有ること無きか。

答　(二五四)業を發する等起心無きを以ての故なり。

二定以上に表なき理由　有尋伺の心は、能く表業を發するも、二定以上には、都べて此の心無し。

(二五五)又、表〔業〕を發する心は、唯修所斷なり。

欲に有覆の表なき理由　(二五六)見所斷の惑は、内門轉の故に。「而も」欲界の中には、決定して、有覆無記の修所斷の惑有ること無きを以てなり。

後者は身に從て界繫を判じ、發表心は初定の心を假りて起すも、身が二定以上に在る故、所起の表業は二定以上に繫し、二定以上に無覆無記の表業有りと說く也。

【二五一】劣なるが故にとは、下地の善に關す。

【二五二】斷ぜるが故にとは染心に契す。

【二五三】前の說等。蓋し、發表心は表業の親因にして、所謂所依なるも、身は唯疎因にして單の依るに過ぎず。又表業の性質は表業それ自身として判ずれば、畢竟皆無記たるべきが故に、常に發表心によつて判ず。故に界繫も亦發表心によつて判ずべきなり。此二理由によつて、下地の心に由つて上地の表を起すと云ふ有る餘師の說を捨て、欲を除きては唯だ初定にのみ表あり、初地の心等起するが故にと云ふ說を取る。

【二五四】業を發する等起心云云。上の第一問に答ふ。表業を發する等起心即ち尋伺と相應する心無き故に、所發の表業も無し。

【二五五】又、表〔業〕等。第二問に答ふ。發表心は外の色聲等を緣じて起るが故に是れを外門轉といふ。之れは唯修所斷に局るなり。

【二五六】見所斷の惑はは道理に闇する所謂知識上の迷にして、ただ内面のみに轉じ(反省的)外面に轉ずることなし、欲界には身見邊見の有覆無記なれど、見所斷にして修所斷にあらざれば、從つてそれに對する表業はなきなり。

是の故に、表業は、上の三地には都べて無く、欲界の中には、有覆無記の表〔業〕無し。

第八節　三性の根據

三性の根據

（二五七）但だ等起に由りてのみ、諸法をして、善不善の性等とならしむと爲んか。爾らず。

（二五八）云何。四種の因によりて、善性等と成る。〔謂はく〕、一には勝義に由り、二には自性に由り、三には、相應に由り、四には、等起に由る。

（二五九）何の法か、〔所謂勝義等なる〕〔是れ〕何の性ぞ、〔又〕、何の因成ずるや。

頌に曰はく、

【二五七】但だ等起云云。上に發業の等起心を明して、等起心によりて所發の業の性を判すと說きたる故に、その尾に附して、一切諸法は凡て因等起心に由つてその價値を判ずべきか否かを明かす。

【二五八】四種の因云云。答へて、一切諸法評價の標準を示す文なり。所謂四種の因はその評價の標準に外ならざるが、その內、

(一)勝義とは、最高善、卽ち涅槃をいひ、

(二)自性とは、それ自身善なる心所をいひ、

(三)相應とは、自體は善惡に非ざるも、其れが相應俱起する所の本法が善惡なるにより、其の本法に準じて評價せらるるものをいひ、

(四)等起とは、相應同時自體には善惡に非ざれども、その所等起の前件たるものに準じて、評價せらるるものをいふ。かくて、之れを現實法に配當せば、

(一)勝義の善は涅槃、勝義の惡は、生死法、

(二)自性の善は慚愧及び無貪・瞋癡、自性の惡はその逆なりと知るべし。

(三)相應の善は慚愧及び三善根と相應する十大地法等、不善は同じく十大不善地法、

(四)等起善は自性善相應善の引起する所の身語業、及び不相應行の得、四相、及び二無心定なり。不善は、同上の不善に引起されしものなり。

但し無記は自性と勝義とあり四十六心所中、自性無記の心所は一もなく、從つて又相應及び等起と云ふとも無ければ

(三六〇)勝義の善は解脱なり。自性は、慚、愧根なり。相應は、彼れと相應す。等起は、色業等なり。

此れに翻ずるを不善と名く。勝無記は、二の常なり。

勝義善

論じて曰はく、勝義の善とは、謂はく、眞の解脱なり。涅槃の中には、最極安隱にして、(三六一)衆苦永く寂すること、猶し、無病なるが如くなるを以てなり。

自性善

自性善とは、謂はく、慚と、愧との根なり。有爲[法]の中にて、唯、慚と、愧と、及び、無貪(三六二)等の三種の善根とは、相應、及び、餘の等起を待たずして、體性是れ善なること、猶し良藥の如くなるを以てなり。

相應善

相應善とは、謂はく、彼の[慚等]の相應なり。心心所は、要らず、慚と、愧と、[三]善根と相應して、方に善性を成じ、若し、彼の慚等と相應せざれば、善性の成せざること、[恰も是れ]、藥に雜る

此の意味に於ける自性相應等起の別なし、自性無記は有爲の無記なるものなるも別因を待たずして無記を成ずるを以て今略して論ぜず。

【三五九】何の法か等。問起にして三問あり、(一)は四種の因の體を質し、(二)は四因の性を問ひ、(三)は何の法は何の因にて善等となるかを尋ぬ。

【三六〇】頌の舊譯

解脱眞實善。自性根慙愧。相應彼雜故、發起有教等。翻二此四一名レ惡。實無記二常。

【三六一】衆苦とは、苦苦、壞苦、行苦等をいふ。涅槃は之れ等の苦を永滅して、一切諸法中之に如くもの無し。故に勝と云ひ、實體有る故に義と云ひ、安穩なるが故に善といふ。

【三六二】等の三種とは無瞋無癡を等取す。

水の如くなるを以てなり。

等起善

等起善とは、謂はく、身語業と〔二六三〕不相應行となり。是れは自性と、及び、相應との〔二の〕善に等起せらるるを以ての故に、〔二六四〕良藥の汁と引生せらるる乳との如くなればなり。

論主、等起善の說明を難ず

〔二六五〕若し異類の心より起る所の得等は、云何にして善と成るか。此の義應に思ふべし。

不善の四種

善性の四種の差別を說くが如く、不善の四種は、此れと相違す。云何が相違する。

勝義不善

勝義不善とは、謂はく、〔二六六〕生死の法なり。生死の中の諸法は、皆、苦を以て自性と爲し、極めて安隱ならざること、猶し痼疾の如くなるに由る。

自性不善

自性不善とは、謂はく、無慚愧と〔二六七〕三不善根となり。有漏の中に於いて、唯無慚、〔無〕愧、及び、貪瞋等三不善根のみは、相應、及び、餘の等起を待たずして體是れ不善なること、猶し毒藥の如くなるに由る。

相應不善

相應不善とは、謂はく、彼〔の無慚等〕の相應なり。心心所法は、要らず、無慚〔無〕愧と不善根と相應して、方に不善の性となる。異れば卽ち然らざること、毒に雜る水の如く

【二六三】不相應行とは、得、四相、二無心定なり。

【二六四】良藥云云。ここに良藥は自性善に當り、汁は相應善に當り、乳は等起善に當る。

【二六五】若し異類云云。有部は等起善を說明して善心より等起する場合のみを擧げたれど、疑心よりの善心の續く場合の如く、異類の染汙心より等起する善の行等はいかに說明するか、此點も少しは考へて然るべきならんと、一寸、批評したるなり。

【二六六】生死の法とは有漏生死の法を悉く攝す。五戒十善も、皆攝せらる。

【二六七】三不善根とは貪瞋癡をいふ。

なるに由る。

等起不善

等起不善とは、謂はく、(二六八)身語業と(二六九)不相應行となり。是れは、自性と相應との不善に等起せらるるが故に、毒藥汁に引生せらるる乳の如くなるを以てなり。

勝義不善に就ての疑

(二七〇)若し爾らば、便ち、一の有漏法として、是れ無記、或は善なるは無からん。皆、生死の攝なるが故なり。

(二七一)若し勝義に據らば、滅に言ふ所の如し。然れども、此の中に於いては、異熟に約して說く。[卽ち]、諸の有漏法にして、若し異熟果を記すること能はざるは、無記の名を立てて中に於いて、若し能く[可]愛の異熟を記するを、說きて名けて善と爲す。故に、過有ること無し。

勝義無記

勝義無記とは、謂はく、二の無爲なり。太虛空、及び、非擇滅は、唯無記性にして、(二七二)更に異門無きを以てなり。

等起善に對する疑難

(二七三)此れに於いて、應に思ふべし。若し等起の力が、身語業をして、善不善と成らしむるならば、

【二六八】身語業は、不善心に引起せられしもの。

【二六九】不相應行とは同じく不善心所起の得四相なり。

【二七〇】若し爾らば云云。勝義不善につきての難。

【二七一】若し勝義等。答。最高善に約して評價せば一切有漏は是れ生死法にして、勝義不善に攝すべきなれども、今は異熟に約して說く故に三性の別有り。卽ち異熟果(無記)を感ずるは無記、人天可愛の果を引くは善なり。

【二七二】更に異門無しとは、二無爲は無記性なる以外には更に善不善に通ぜざればなり。

【二七三】此れに於いて云云。問。身語等因等起の力によりて、(所等起)が善等となるならば、同じく因等起の心に引起せらるる大種も、等起の力にて善等となるべき筈なり。然らざるは何故かと。

答

難

卽ち諸の大種も例して亦應に然るべし。

（二七四）作者の心は、本、業を起さんと欲し、四大種に非ざるを以ての故に、例を成ぜず。

（二七五）若し爾らば、定心に隨轉する無表は、正しく定に在るときの作意の引生するものに非ず。亦、散心の加行の引發するにも非ず。同類に非ざるが故なり。如何にしてか善と成らん。

（二七六）或は、天眼［天］耳も、善性と成るべし。

（二七七）是の如き義に於いて、應に劬勞を設くべし。

第九節　二種の等起

（二七八）上に言ふ所の如く、見所斷の惑は、內門轉なるが故に、表［業］を發すること能はず。

若し然らば、何に緣りて、契經の中には、邪

【二七四】作者等。答。能作等の有情が、もと業を起すを目的とする故に、所發の身語業は所等起なれども、大種は所等起に非ざる故に無記なり。

【二七五】若し爾らば等。論主の難。若し意志して初めて等起といふならば、入定する時自然に得る無表は、又入定前の加行位の散心にて引起するにも非ざれば、善たるべきに非ざること、身語等の所作の大種の如きに非ざるか。而も之を善とする以上は、大種も然るべしとなり。

【二七六】或は云云。若し爾らずとせば逆に、定心の善にて引起する天眼天耳も善なるべし。何故に無記とするか。（論二十七參照）。

【二七七】是の如き義云云。論主はかく、問答によりて、有部宗の難點を擧げて、更に一と工夫せよと薦めたるなり。而も論主、自ら之を解決せざる所以は一は學人の自發的研究を要求せんが爲にして、他の一つは有部の宗義に種種の難點あるを暗示せんが爲なりとす。正理第三十六卷には之に對する會通法を擧ぐ。

【二七八】上に說きたる如く、見所斷の惑は心の上にのみ向ひ內門轉の法なるが故に表業を發せざるものなるが、玆に雜阿含二十八に邪見に由りて邪思惟、邪語、邪命等を起す云云と說くあり。此の文は如何に通ずべきか、邪見は見所斷の惑にして、邪語、邪業、邪命は各身語の表業には非ざるかと問起して、廣く因等起及び刹邪等起の二種の等起を明す。

見に出るが故に、邪思惟邪語邪命等を起すと說くか。

此れは相違せず。

何を以ての故ぞ。

頌に曰はく、

二種の等起

（二九）等起に、二種有り。　因、及び、彼の剎那なり。

次第の如く、應に知るべし、　轉と名け、隨轉と名く。

見斷の識は、唯轉なり。　唯隨轉なるは、五識なり。

修斷の意は、二に通ず。　無漏と異熟とは非なり。

轉の善等の性に於いて、　隨轉は、各三を容る。

牟尼の善は、必ず同なり。　無記は隨、或は善なり。

【二九】頌の舊譯　緣起有二二種一、生因、剎那起、於レ二初能生、第二隨レ彼起、能生見レ諦滅、意識修道滅、生隨起具能、五識唯隨起、於二能生善等一、隨起有二三種一、於二佛等一或善、果報生無レ二、　頌文の大要を擧ぐれば、全體として十二句ある中、大に三段に分る。初の四句一頌は、等起に因等起、剎那等起の二種あり、前者を轉と云ひ、後者を隨轉と名くる旨を明にしたるものなり。次ぎの四句一頌（見斷云云より無漏と云云に至る）は六識に約して轉と隨轉とを明にしたるもの、最後の四句一頌（轉の善等云云以下）は三性門に約して二等起の差別を明にしたるものなり。

二等起、(初の四句一頌)

論じて曰はく、表、無表業の等起〔心〕に二有り。謂はく、因等起と刹那等起となり。

(二八〇)先きに在りて因と爲るが故に、彼の刹那に有るが故に、次の如く、初めを轉と名け、第二を隨轉と名く。

謂はく、因等起は、將に業を作らんとする時、能く引發するが故に、說きて名けて轉と爲し、刹那等起は、正しく業を作る時に、相離れざるが故に、名けて隨轉と爲すなり。

隨轉刹那等起の功能に對する疑

(二八一)隨轉は業に於いて、何の功能有るか。

答

先に因有りて、能く引發すと雖も、若し隨轉無くんば、(二八二)死〔人〕の如く、業無かるべし。

問

(二八三)若し爾らば、無心のときに、如何にして、戒を發するか。

答

(二八四)諸の有心の者は、業の起ること、分明な

【二八〇】先きに云云。前件として必然に表無表業を引起する心心所を、因等起と稱す。將に業を作らんとする時、業は未來に在り、因等起心は現在に在りて能く業を引起するが故に之を轉因と名く。次に、業と倶時に並在して、業の生起に對し、充足的條件(Sufficient condition)となるに過ぎざるものを刹那等起と稱し、業の現在する刹那に、業に相離れずして隨逐して起るによりて之を隨轉因と稱す。

【二八一】隨轉因の功能を說く。轉因を是れ引發するものを說くによりて起る問題なり。

【二八二】死〔人〕の如く等。死人には身語業無し。之れ、隨轉因となるべき心無きに依るとの喩なり。例せば我れ明日村へ往くべしと云ふ因等起心を起すも、彼れ直に死せりとせば實に村へ往くと云ふ業あることを得ず。

【二八三】若し爾らば云云。難文。無心定を得たる者が具足戒を受んとして、身表業を發したるに其の際に無心定現前して無心となるとせんか、第三羯磨(得戒の決定する際)の時既に能く身表を發すべき心なし、爾らば身表業を起さず、云何にして得戒せんや。

【二八四】諸の等。答。有心の者は唯表業を起すこと分明なりといふのみにして、無心のものも最初乞戒作禮の位には表業を起し、第三羯摩位に無心定に入るものにして、無心得戒の者に唯表業を起すこと分明に知れざるのみ。從つて無心のもの得戒せずといふこと無

るが故に、隨轉の心は、業に於いて用有り。

以下六識に約して論ず。（五一八句）

見所斷識

（二八五）見所斷の識は、表〔業〕を發する中に於いて、唯能く轉〔因〕と爲る。能く表〔業〕を起す（二八六）尋伺の生ずる中に於いて、資糧と爲るが故なり。隨轉とは爲らず、外門〔轉〕の心の、正しく業を起す時に於いて、此れは、有ること無きが故なり。

經部の問

（二八七）又、見所斷にして、若し表色を發すとせば、此の色は、卽ち是れ見斷所なるべし。

（二八八）若し〔表色を〕見所斷なりと許さば、斯れに何なる失有るか。

毘婆沙師釋

（二八九）是れ、卽ち阿毘達磨に違越す。又、明、無明と相違せざるが故に、有漏の業色は、見所斷に非ず。

經部追徵

（二九〇）是の如き道理は、更に成立すべし。

しとなり。

【二八五】見所斷等。第五頌を釋す。見所斷の識は唯轉因、而も唯遠因等起と成る許りにて、表業は起さず。

【二八六】尋伺二心所は表業を發する心にして、發表心と稱せらる。此の尋伺及び其の相應心、一般に發表心の起る時に、見所斷の邪見等が資糧として、尋伺等を助けて起らしむる故に見所斷の心を轉因と云ふ。故に見所斷の邪見等によりて發表心たる尋伺は起り、その尋伺によりて、邪語等の身語等を起す。故に見所斷の邪見等は遠等起にして、修所斷の發表心は近因等起なり（尋伺等）、然れども、修所斷の外境を緣する尋伺等の心所が正しく業を引起する時には、此の見所斷の心は滅して無きが故に隨轉因とは爲らず。

【二八七】又、見所斷云云。逆理を述べて裏より證する文。有部に從へば色には見所斷なるもの無し。

【二八八】若し等。經部の問。これ經部は惡趣を招く身語の表色を見斷と許すによる。論二參照。

【二八九】是れ卽ち云云。表色を見所斷とし能はざるに二理由あり。一は本論に色は見斷にあらずと說くが故なり。二は法相の理と相違するが爲めなり。法相の理と相違すとはこの表色は、明とも無明とも倶存して相容れずといふことなきをいふ。明と相違せずとは、明とは見道にして、有身等の如く、色は見道と相違せず卽ち見に由て斷ぜられず、已見諦の者も尙ほ成就するが故なり。又表色は無明とも相違せず、其所以は、染不染の色現

有部反難

（二九一）若し爾らば、大種も、亦、見〔所〕斷なるべし。但に見〔所〕斷の心より起る所なるが故なり。

經部の答

（二九二）是の如き過失無し。善と不善とに非ざるが如し。

經部の第二答

或は復た、爾りと許すも、理としては亦違すること無し。

有部、第二答を難す

（二九三）然りとは許す可からず。諸の大種は、定んで見斷及び非所斷に非ざるを以てなり。一切種の不染汙法は、明無明と、相違せざるを以ての故なり。

有部、經を會す

（二九四）彼の經は、但だ前の因等起のみに據りて、是の說を作すが故に、相違せず。

五識身は隨轉なり（第六句）

（二九五）若し五識身は、唯、隨轉と作るのみ。

（二九六）分別無きが故に、外門に起るが故に。

行する位、又は其の得相續するときに、無明有らざるに非ず、又無明有るとき色有らざるに非ざるが故なり。尙ほ「阿毗達磨に違越す、又明無明」等の文を解するに光寶共に之を敎證、現證の二相違と見たるに從ひたれど、舊譯には、則違二阿毗達磨一彼藏曰與二明無明一不二相違一故：：とあり、是れ異本也。稱友所引の本文は玄奘譯と全く同じ。

【二九〇】是の如き道理とは、色の明と相違せずと云ふ道理なり。見所斷の色ありと許す人が如何にして其色が明と相違せずと考へ得んやとなり。

【二九一】若し爾らば云云。有部の反難、表色を見所斷と許すならば、能造の大種も見所斷ならん。見所斷の邪見等が引起する所の故に。

【二九二】是の如き過失云云。身語の色は因等起にて、意欲して起すが故に色業は因等起と同性なるも、大種は然らずして、常に無記なれば見所斷には非ず。

【二九三】然りとは云云。一切の無覆無記と善の有漏法とは、染汙法の如くに明卽ち無漏道と相違せず、染汙法は無漏生ずる時は其の得斷ずれども、不染汙法は然らず。但し無覆無記と有漏善とは俱に有漏なれば、其能緣の惑の得斷ずると云ふ點に於ては、明と相違せざるに非ず、又無覆無記と有漏善とは得の斷ずると云ふ點と、其の能緣の惑の斷ぜらると云ふ點とに於て無明と相違せず。故に諸の大種は染汙に非ざるを以て上の理に由つて見所斷に非ず、又有漏なるを以て非所斷にも非ず、故に唯だ是れ修所斷なり。

修斷の意識（第七句）

修斷の意識は、通じて（二九七）二種と爲る。分別有るが故に、外門に起るが故に。

無漏と異熟（第八句）

一切の無漏と、異熟生との心は、轉と隨轉とに非ず。（二九八）唯、定にのみ在るが故に。（二九九）加行に由らずして、任運に轉ずるが故に。

轉と隨轉との四句分別

（三〇〇）是の如きは、即ち四句の差別を成ず。

（一）單句

轉にして、隨轉に非ざるもの有り。謂はく、見所斷の心なり。

（二）單句

隨轉にして、轉に非ざる有り。謂はく、眼等の五識なり。

（三）倶句

轉にして亦隨轉なる有り。謂はく、修所斷の三性の意識なり。

（四）非句

轉にも、隨轉にも非ざる有り。謂はく、諸の無漏と異熟生との心なり。

以下三性に約して、轉、隨轉を說く（九―十二句）

轉と隨轉との心は、定んで同性なるか、不か。

【二九四】彼の經とは、頌の前に擧げし邪見發業の經なり。有部此の經を會す。邪見が前の因等起と爲りて發業心を助くることにして、邪見が刹那等起となることにも非ず、又直に邪見が發表すといふにも非ずとなり。

【二九五】若し五識身云云。第六句を釋す。五識は無分別の故に業を發する力無きも、外門轉の故に隨轉因とは爲る。

【二九六】分別無し。轉因と作らざる理由、外門轉とは隨轉因と爲る理由なり。

【二九七】二種とは、轉因と隨轉因となり。有分別は轉因の理由にして外門起は隨轉因の理由なり。

【二九八】唯定云云。無漏心の轉と隨轉とに非ざる因故なり。一切無漏心は唯定中に在りて內門轉の故に、外門轉の身語業を起す轉因、隨轉因とは爲らざるなり。

【二九九】加行に因らず等。異熟心の轉と隨轉とに非ざる因故也。異熟心は前生の業に引かれて、加行に由らざる任運起の心の故に、其性甚劣也。且つ身語業は故思して起すものなるも、異熟心には其の故思の力も無し。

【三〇〇】是の如き以下。諸の心心所を轉因、隨轉因の見地より見ての四句分別なり。

轉と轉隨の性は一致せず

特例として佛

大衆部

此れは、決定せず。

其の事、云何。

(三〇一)謂はく、前の轉心は、若し是れ善性なるも、後の隨轉の識は善等の三に通ず。(三〇二)不善と無記との隨轉も、亦爾り。

(三〇三)唯牟尼尊は、轉と隨轉との識、多分は同性にして、少し不同有るのみなり。謂はく、轉にして若し善心ならば、隨轉も亦善なり、轉心若し無記ならば、隨轉も亦然り。(三〇四)而して、或は、有る時は善「心」、無記「心」に隨つて轉ず、曾て無記「心」の善「心」の、隨轉と爲る時無し。(三〇五)佛世尊は、說法等に於いて、心或は增長すること有れども、萎歇すること無きを以ての故なり。

(三〇六)有る餘部に說く、諸佛世尊は、常に定に在るが故に、心は唯是れ善にして、無記の心無し。故

【三〇一】謂く云云。最初の動機は善ながらも、彌よといふ場合に無記心或は不善心に變ずるが爲なり。

【三〇二】不善と無記と等。不善の轉心及び無記の轉心に對する隨轉心が、亦三性に通ずることを例釋す。

【三〇三】佛世尊の特例を明す。佛世尊は、心を變へることなければなり。

【三〇四】而して云云。少しの不同を明にしたるものとす。以下舊譯、解し易し。曰「有時生因緣起(轉)無記、共剎那緣起或善、無記時生因緣起是善、共剎那緣起是無記」云云。無記心が轉因となりて、善心が隨轉因なることは有れども、善心が轉因と爲りて、隨轉因が無記たることは無しとの意なり。

【三〇五】佛世尊以下。その理由なり。「說法等」より「有れども」迄は、說法等に於いて、佛心彌增になる事は有る故に、無記の轉心の後に善心が隨轉と爲ることの有る理由。又萎歇等は、最初善心が轉因となり表業を起すこと花の開くが如く、後に無記心が起りて隨轉と爲ること花の次第に凋落するが如き事はなしとの意。

【三〇六】有る餘部とは大衆部を指す。意は佛は行住坐臥の四威儀共に常に定に在る故に善心許りにして、無記心無しといふ也。

に、〔三〇七〕契經に説く、

那伽は、行くも定に在り。那伽は、住するも定に在り。
那伽は、坐するも定に在り。那伽は、臥するも定に在り。

毘婆沙師

毘婆沙師は、是の如き釋を作す。此れは、佛の意の、若し散心を樂まざれば、卽ち四威儀に於いて、能く常に定に在ることを顯はすものなり。然れども、〔佛は〕、〔三〇八〕餘の位に於いては、威儀、及び、異熟より生ずると、通果心と起ること無きには非ずと。

表業と轉隨轉との關係。問

諸有の表業の、善等の性を成ずるは、轉心の如しと爲んか、隨轉の如しと爲んか。

徵

設し爾らば、何の失有るか。

難

若し轉の如くんば、則ち、欲界の中に〔在りては〕、應に有覆無記の業有るべし。〔三〇九〕身見邊見は、能く轉と爲るが故なり。〔三一〇〕或は、一切種の見所斷の心は、皆能く轉と爲るには非ずと簡

【三〇七】契經とは中阿含、廿九、龍象經。那伽（Nāga）は龍の意。世尊を指す。此の偈を、巴利には、
‖ So jhāyī assāsarato ajjhattaṃ susamāhito ‖ Gacchaṃ samāhito nāgo ‖ Thito nāgo samāhito ‖ Sayaṃ samāhito nāgo ‖ Nisinno pi samānito ‖ Sabbattha saṃvāto nāgo ‖ Esā nāgassa sampadā ‖
（Aṅguttara Nikāya : VI. 43, Nāga）

【三〇八】餘の位とは散心の位也。爰に工巧處心を說かざるは、佛は多く工巧處心を起すこと無き故に略せる也。

【三〇九】有身見・邊執見は見所斷の惑にして、有覆無記なり。且つ能く轉因たるべきが故に

別すべし。

（三一）若し隨轉の如く「と言はゞ」、惡無記の心と俱に得する別解脫の表「業」は、善性に非ざるべし。

論主會通

此の徵難に於いて、應に劬勞を設くべし。

（三二）轉心の如く、表「業」は善等能性と成ると言ふべし。然れども、彼の見「所」斷の轉心の如くには非ず、修「所」斷の轉心が、間隔を爲すが故なり。

論主、所引の經を會す

（三三）若し表業にして、隨轉心の力に由りて善等と成らずんば、則ち、彼の經は、但だ前の因等起に據りて、刹那「等起」に據るには非ざるが故に、欲界の中には、定んで有覆無記の表業無しとは言ふべからず。「故に」、但だ應に說きて言ふべし。彼の經は、唯、餘心に間てられたる

云ふ。〔上に四句分別の條に見所斷の心は轉因と爲ると記せり〕。

【三〇】或は以下。若し總てが能く轉因と爲るに非ず、唯邪見等のみは表の轉因にして、有身見等は然らずと云ふならば如何なるものが轉因にして、如何なるものが轉因に非ずと簡別すべし。

【三一】若し隨轉云云　別解脫戒を受くる最初位にして乞戒作禮する時には善心にても、夫から間を經て第三羯磨の時には惡無記心起りて、その惡無記心と俱時に別解脫の戒體を得することあるによりて此の論を作る。

【三二】轉心の如く等。世親の正釋。見所斷の轉心は遠因等起にして、修所斷の近因等起に隔てらる。譬へば、先に心の中にて、我れ他人に我有りと知らしむべしと決意して、其語を引起する外門轉の修所斷の、有尋有伺の心を以て我は有り等と言ふが如し。是の如くして、見所斷の轉因の無間に、修所斷の善、不善、無記の轉因は生ず。故に見所斷の轉心に依らず、修所斷の轉心によりて、表業を判すべしとの意。

【三三】若し表業等。上の如く、表業は唯轉心によりて善等となるとせば前に毘婆沙師が、經を、唯前の因等起に據つて說くものにして、刹那等起に據るに非ず、故に欲界には定

因等起に據りて說くが故に、見斷の心は、能く轉と爲ると雖も、欲界に於いては、定んで有覆無記の表業無しと。

んで有覆無記の表業無しと通ぜる文に失あり。
前の因等起には、近因等起と遠因等起と二有りて、遠因等起は、疎因にして、發業に直接に關係せざるも、近因等起は即ち當の發業心也。然るに唯「前の因等起に據りて說く故に邪見は發業せず」とのみ云ふては、近因等起亦發業せざるが如くに聞え、又「刹那等起に據るに非ず」といふのみにては、裡面に、「若し刹那等起に據りて說かば、欲界に有覆無記有り」と許す意を藏するが如くに聞ゆ。
故に、世親は改めて、「故に」以下の文を以て、經を通釋したるなり。
經は、餘の修所斷の心に隔てられたる遠因等起によりて說くものにして、見所斷の邪見は、轉因の內、遠因等起なれば、發業せず。此の故に、欲界には、又自ら有覆無記の表業無しとの意。

巻の第十四（分別業品第四の二）

本論第四　業品第二

第十節　三種の無表

無表
無表の相

傍論、已に了る。復た應に、前の表、無表の相を辯ずべし。

頌に曰はく、

(一)無表に三あり、律儀と、不律儀と非二となり。

無表の三種

論じて曰はく、此の中、無表を、略して説くに、三有り。一には律儀、二には不律儀、三には非二。謂はく、非律儀非不律儀なり。

律儀の意義

惡戒の相續を能く遮し、能く滅するが故に、律儀と名く。

【一】頌の舊譯

無教應レ知三、護、不護、異二。

今爰に廣く無表業を解説せんに、之れに三種あり。

(一)律儀（舊譯、護 Saṃvara）。

(二)不律儀（舊譯、不護 Asaṃvara）。

(三)非律儀非不律儀（舊譯、非護非非護 Naivasaṃvara-nāsaṃvara）。

の三之れなり、律儀とは惡戒の相續を滅し遮するが故に名くる所なり。

第十一節　律儀

第一項　律義の種類

是の如き律儀の差別に、幾くか有る。

頌に曰はく、

(二)律儀は別解脱と、　靜慮と、及び、道生となり。

律儀の種類

論じて曰はく、律儀の差別に、(三)略して、三種有り。一には別解脱律儀、謂はく欲塵の戒なり。二には靜慮より生ずる律儀、謂はく、色塵の戒なり。三には、道より生ずる律儀、謂はく、無漏戒なり。

【二】頌の舊譯
護波羅提木叉、定生及無流。
所謂律儀に三種有り。
(一)別解脱律儀（舊譯、波羅提木叉）。
(二)靜慮生律儀（舊譯、定生護）。
(三)無漏律儀（舊譯、無流護）。
等之れにして次に別釋する所の如し。

【三】略して三種云云。三種の無表に就ては已に屢屢述べたる所なれど、ここに改めて簡單に說明すれば、

一、別解脱律儀（Prātimokṣa-saṃvara）。一定の師に就いて誓約して一定の戒法を受くる時、その一一の戒法に應じて無表を發得するをいふ。別解脱といふは戒法の一一に應じて別別に解脱するが爲め也。これは欲界に於て得べきものなるが故に、欲纏の戒と名く。

二、靜慮律儀（Dhyāna-saṃvara）。所謂俱戒にして、色界の靜慮を修する時、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。此力は定に入れば生じ、定を出づれば消ゆるを以て、之を隨心轉の戒と名く。

三、無漏律儀（Anāsrava-saṃvara）。即ち道俱戒にして、無漏道を得る時、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。之も定に入れば生じ、定を出づれば消ゆるを以て、同じく隨心轉と名く。

別解脫律儀

初の律儀の相の差別云何。

頌に曰はく、

　(四)初の律儀は八種あり。實體は唯四有り。形轉ずれば、名異るが故なり。各別なるも相違せず。

八種の別解脫戒

論じて曰はく、別解脫律儀の相の差別に八有り。一には、(五)苾芻律儀、二には、(六)苾芻尼律儀、三には、(七)正學律儀、四には、(八)勤策律儀、五には、(九)勤策女律儀、六には、(一〇)近事律儀、七には、(一一)近事女律儀、八には、(一二)近住律儀なり。

【四】 初の律儀は云云の頌の舊譯　木叉或八種、由實物有四、由根名異故、彼各不相違。律儀の三種の中、初の別解脫戒に且らく八種有り。其の名は本文の中に列ぬるが如し。其の數はかく八なりと雖もその體に至りては唯四に限る。初七の中の六は同一體の戒を受くる所の有情の男女なるによつて名を分ちたるもの、又正學律儀の一は、勤策律儀の中に於いて、其の楷梯の進程を認めて別立せるに外ならざるが故なり。而して、此等の四の關係は單に一に他のあるものを加へて、多となる如き梯子的關係のものに非ずして各戒は其の體各別にして、而も互に相遮することは無く、同一身中に俱時に轉ずることを得るものとす。

【五】 苾芻。舊譯比丘(Bhikṣu)。譯して乞士といふ。出家せる專門の男佛徒なり。

【六】 苾芻尼。舊譯比丘尼(Bhikṣuṇī)。出家せる專門的の女人佛徒をいふ。

【七】 正學。舊譯、式叉摩那(Śikṣamāṇā)。不婬、不盜、不殺生、不虛誑語、不飮酒、不非時食の六法を學せる者に名く。

【八】 勤策。舊譯、沙彌(Śrāmaṇera)。比丘たらんと欲して努めつつあるものにして十戒を保つもの。

【九】 勤策女。舊譯、沙彌尼(Śrāmaṇerikā)。同上女人。

【一〇】 近事。舊譯、優婆塞(Upāsaka)。在家の男佛徒のこと、

【一一】 近事女。舊譯、優婆夷(Upāsikā)。同上女性。

是の如き八種の律儀の相の差別を、總じて第一の別解脱律儀と名く。

八戒の體は唯四

八の名有りと雖も、實體は唯四なり。一には、苾芻律儀、二には、勤策律儀、三には、近事律儀、四には、近住律儀なり。唯、此の四種の別解脱律儀は、皆、體の實なるもの有り。〔三〕相、各別なるが故なり。

其の理由

所以は何。

苾芻律儀を離れて、別の苾芻尼律儀無く、勤策律儀を離れて、別の正學と、勤策女との律儀無く、近事律儀を離れて、別の近事女律儀無ければなり。

戒體の同じき理由

云何にして、然るを知るか。

〔四〕形の改轉するに由りて、體に、捨得無しと雖も、名に異有るが故なり。形とは、謂はく、形相にして、卽ち、男女根なり。此の二根に由りて、男女の形は別るればなり。但だ、形の轉ずるに由りて、諸の律儀をして、名けて苾芻、苾芻尼等と爲らしむ。謂はく、轉根の位に、本の苾芻律儀をして、苾芻尼律儀と名けしめ、或は苾芻尼律儀をして、苾芻律儀と名けしめ。本の勤策律儀をして、勤策女

【三】近住。舊譯、優婆娑沙、(Upavāsa)。同じく在家の男女にして、一晝夜に八戒を保つもの。

【三】相、各別云云。相の各別とは、是等の四者は所謂五、八、十等を具して戒法の數も異り、其の資格も異るをいふ。之れに反して、苾芻律儀に對して苾芻尼律儀、乃至、近事律儀に對して、近事女律儀は、ただ男女の相違のみにて、戒法その者の相違にあらざるが故に別相なきものとす。

【四】形の改轉云云。根を轉じて男が女となり、女が男と爲るとき、本の戒體は、そのまなれど唯戒の名を改めて、苾芻戒が苾芻尼戒となる等に過ぎざるが故なりとの意。

律儀と名けしめ、或は勤策女律儀、及び、正學律儀をして、勤策律儀と名けしめ、本の近事律儀をして、近事女律儀と名けしめ、或は近事女律儀をして、近事律儀と名けしむ。轉根の位に、先に得するところを捨して、先に未だ得せざりし律儀を得する因縁有るには非ず。故に、〔二五〕四の律儀は、〔二六〕三の體と異なるものに非ず。

戒體相互間の關係

〔二七〕若し、近事律儀より、勤策律儀を受け、復た、勤策律儀より、苾芻律儀を受くとせば、此の三律儀は、〔二八〕遠離の方便を增足するに由りて、別別の名を立つること、〔二九〕隻雙の金錢、及び、五と十と二十との如しと爲んか、體、各別にして、具足して、頓に、生ずと爲んか。

答

三種の律儀の體は相雜せず、其の相、各別にして、具足して頓に生ず。〔三〇〕三律儀の中に、三の離殺を具し、乃至、三の離飲酒を具足す。〔三一〕餘の數の多少も其の所應に隨ふ。

【二五】 四の律儀とは、苾芻尼、勤策女、正學、近事女の四律儀をいふ。

【二六】 三の體とは苾芻律儀と勤策律儀と近事律儀となり。近住は簡單なれば特別に擧げず。

【二七】 若し近事云云。近事より勤策戒を受け、勤策より比丘戒を受くる時は、戒卽ち惡の遠離の方便を增し、それによつて前と差別して別名を立つるものなるか。乃至は前戒と後戒とは全然體は別なれども同時に具足して、揃へて頓に生ずるものなるかとの問意。

【二八】 遠離の方便とは惡不善法を遠離する方便のことにして卽ち戒のことなり。

【二九】 隻雙の金錢云云とは、一(隻)の金に又一の金を加ふるときは、併せて雙(二)金錢となり、五の金錢に又五を足せば併せて十の金錢となる等の如く、上の三戒相互の關係も、近事の五戒に又五戒を加へて勤策の十戒とし、その十戒に又餘の二百四十戒を加へて苾芻の二百五十戒となすものかとの意。

【三〇】 三律儀の中云云。近事にも勤策にも苾芻にも倶に不殺あり乃至倶に離飲酒あり。

【三一】 餘の數の云云。例へば不非時食は勤策と苾芻とには有れども近事戒には缺けたり。故に所應に隨ふと云ふ。

(三二)既に爾らば、相ひ望むるに、同類なり。何の別あるか。

三戒の中に於て共通する戒の相互の關係

答 (三三)因緣の別なるに由りて、相ひ望むるに異有り。

徵 其の事云何。

答 (三四)如如の多種の學處を受けんことを求めて、如是如是の、能く、多種の(三五)憍、逸の處を離るる時、即ち衆多の殺等の緣を離れて[此の戒を]起す。諸の遠離は、因緣に依りて發するを以ての故に、因緣、別なれば遠離に異有り。(三六)若し、此の事無んば、苾芻律儀を捨するに、爾の時、則ち、應に三の律儀を、皆、捨すべし。前の二は、攝して後の一の中に在るが故なり。[而も]既に然りと許さず。故に、三は、各別なり。然も、此の三種は、互に、相違せず。一身の中に

【三二】舊譯曰、三種遠離有二何差別一。意は例へば近事の不殺生の無表と及び苾芻の夫れと相望むるに同類なり。然るを如何にして別立するかとの謂。

【三三】因緣云云。(一)戒を受けんとする志願の別なるを因といふ。即ち五八十具を求むる心の動機なり。(二)戒を受くるには、近事は和上一人、勤策は和尚と阿闍梨との二人、苾芻ならば三師七證の十人を要す。之れを緣といふ。

【三四】如如の云云。五戒とか十戒とか乃至具足戒とか、しかじかの學處即ち戒を受け、それに應じて、高廣床座飮酒等の種種の憍逸の處を離るる時、それによりて殺盜等の種種の緣を離れて、其戒を起す。從つてその最初に五戒を受くるとか十戒によるとか乃至は具足戒にするとかの志願の相違と、それに應じて戒師、阿闍梨の數にも相違を來たし、所謂因緣の相違によりて、たとひ、同じ不殺生にしても、五戒の場合と乃至具足戒の場合とによりて、その戒體の範疇に相違を來たすとなり。

【三五】憍とは高牀を用ゐる等、逸とは酒を飮む等。

【三六】若し此の事云云。若し苾芻律儀、勤策律儀、近事律儀の中にある同一類のものが、別範疇のものにあらずとすれば、苾芻律儀を捨つることは軈て勤策、近事をも捨つることになるべき筈ならん。而も實際には然らざるは別範疇のためなりと。

於て、倶時に轉じ(二七)後のを受くるに由りて、前の律儀を捨するには非ず。(二八)苾芻戒を捨するに、便ち、近事等に非ざる勿れ。

第三項　近事、近住、勤策、苾芻等の律儀の安立

近事近住勤策苾芻の四種の戒の安立

近事、近住、勤策、苾芻の四種の律儀は、云何に安立するか。

頌に曰はく、

(二九)五と、八と、十と、一切との、　離るべき所を離るるを受くるに、

近事と近住と、　勤策と、及び、苾芻とを立つ。

【二七】後のを受くるに由りて云云。初めに近事を受けて後に勤策を受くるも前の近事を捨するにあらず、同様に勤策に對して苾芻戒を受くるも然り。

【二八】苾芻戒を捨する云云。前の說明に對する追說なり。即ち先きに後の苾芻戒を捨つるも、必ずしも、勤策近事等を捨するにあらずと言ひしにあらずや、之れ三者は別別ながらも、同時に一身に俱起し居ることを豫想せざれば出來ざる說明ならずやといふ義也。

【二九】頌の舊譯

五八十一切、惡處受レ離故、優婆塞布薩、沙彌及比丘。

近事、近住、勤策、苾芻の四律儀の安立は戒を受くること、五、八、十、及び一切なるに從ふ。即ち五戒を受くる者に近事律儀を安立し、八戒を受くる者に近住律儀を安立し、十戒を受くるものに勤策律儀を安立し、一切二百五十戒を受くる者に比丘戒を安立す。

近事律儀

論じて曰はく、應に知るべし、此の中、數の次第の如く、四の遠離に依りて、四の律儀を立つ。謂は

く、五の(三〇)遠離すべき所を離るるを受くるに、第一の近事律儀を安立す。

五の所應離

何等をか名けて、五の所應離と爲す。

一には(三一)殺生、二には(三二)不與取、三には(三三)欲邪行、四には(三四)虚誑語、五には(三五)飲諸酒なり。

近住律儀

若し八の遠離すべき所を離するを受くるに、第二の近住律儀を安立す。

八の所應離

何等をか名けて、八の所應離と爲す。一には殺生、二には不與取、三には(三六)非梵行、四には虚誑語、五には飲諸酒、六には(三七)塗飾香鬘舞歌觀聽、七には(三八)眠坐高廣嚴麗牀座、八には(三九)食非時食なり。

勤策律儀

若し十の遠離すべき所を離するを受くるに、第三の勤策律儀を安立す。

十の所應離

何等をか名けて、十の所應離と爲す。

謂はく、前の八に於いて、塗飾香鬘と、舞歌觀聽を開きて、二種と爲し、(四〇)復た受蓄金銀等の寶を

【三〇】遠離すべき所とは、遠離するを要するもの、卽ち過非の事といふ義。

【三一】殺生(Prāṇātipata)。

【三二】不與取(Adattādāra)。

【三三】欲邪行。舊譯、邪婬行(Kāma-mithyā'cāra)。

【三四】虚誑語。舊譯、妄語(Mṛṣāvāda)。

【三五】飲諸酒。舊譯、飲酒類醉處(Madyapāna)。

【三六】非梵行(Abrahmacarya)。

【三七】塗飾香鬘舞歌觀聽。舊譯著香華觀聽舞歌等(Gandhamālaya-vilepana varṇaka dhāraṇa)。

【三八】眠坐高廣嚴麗牀座(Uccaśayanamahāśayana)。

【三九】食非時食(Vikāla bhojana)。

【四〇】光記曰、問何故八合十開、解云、於二在家人一其過輕故、二合爲レ一、於二出家衆一譏嫌重故、開レ一爲レ二。」婆沙論百廿四曰、謂離二塗飾香鬘一與レ離二歌儛倡伎一同於二莊嚴處一轉故、合立二一支一云云。」

苾芻律儀

加へて以て第十と爲す。

〔四一〕若し一切の應に離すべき身語業を離するを受くるに、第四の苾芻律儀を安立す。

第四項　別解脫律儀の異名

別解脫戒の異名

別解脫律儀の名の差別は、

頌に曰はく、

〔四二〕倶に尸羅とも妙行とも、業とも、律儀とも名くることを得。
唯、初の表無表のみは、別解とも、業道とも名く。

尸羅

論じて曰はく、能く〔四三〕險業を平ぐるが故に、尸羅と名く。〔四四〕詞を訓釋する者は謂はく、清涼の故なり。伽他に言ふが如し。

【四一】若し一切の云云。之れ卽ち具足戒にして、大凡、二百五十前後に上る。

【四二】頌の舊譯　尸羅、善行、業、或說守護等、初有教無教、波木叉業道。

上の如き別解脫律儀は、平治又は清涼の義によつて尸羅(Sīla)と名け、諸聖の讃嘆する所の故に妙行と名け、思の心所の引起する所作の義によつて業と名け、能く惡戒を遮滅する意によつて律儀と名く。

之れ等は凡て、戒を全體　多刹那に亘る戒を一个體として名けたるものなるが、かくの如き別解脫律儀は、其の初刹那には、その表、無表の二に亘りて、初めて、別別に惡を捨する意によりて、別解脫と名け、業たる思の心所の遊履する道たる意によつて、業道と名く。

【四三】險業。險惡諸業也。舊譯に不平等の事と云ふ。平不平等險業、爲自他平等是則尸羅。

【四四】詞を訓釋云云。舊譯云若依尼六多論云云、次の伽他(Gāthā)の舊譯は次の如し。

受持戒最樂、名色無燒熱。(此の偈出曜經、六、參照)

戒を清涼の義としたるは、尸羅(Śīla)卽ち戒の語は語根(Śī 冷やかなり)より來れるものと解したるなり。

戒を受持するは樂し。身に熱惱無し。

妙行

故に、尸羅と名く。
智者、稱揚するが故に、(四五)妙行と名く。

業

(四六)所作の自體なるが故に名けて業と爲す。

無表業を所作といふ

豈に無表を、亦、不作と名けずや。如何にしてか、今、所作の自體と說くや。

答

慚恥有る者の受くる無表の力は、衆惡を造らず。故に「經には」不作と名くるも、「今は」表と思との所造なれば、所作の名を得。

異說

餘の釋して言ふ有り。是れは(四七)作の因なるが故に、是れは(四八)作の果なるが故に、作と名くるに失無しと。

律儀

能く身語を防ぐが故に、律儀と名く。

別解脫と業道

是の如くにして、應に知るべし、別解脫戒は、(四九)初後の位に通じ、差別の名無し、唯初刹那の表及び無表は、別解脫、及び、業道の名を得。

別解脫

謂はく、受戒する時、初「刹那」の表と無表とは、別別に、

【四五】妙行。舊譯善行。

【四六】所作とは思心所の引起せる所作との意。

【四七】作の因とは、無表には防非止惡の功能あるを以て善事を爲すの因となる。

【四八】作の果とは、無表は前の表業と思の心所との造作によりて生ずる所なるを以て云ふなり。

【四九】初後とは初念と第二念以後といふ意。別解脫戒の名は初後の諸位に通ず。

種種の惡を棄捨するが故に、初めに、別に、捨する義に依りて、別解脫の名を立つ。(五〇)即ち爾の時に於いて、所作究竟すれば、業の暢ぶる義に依りて、業道の名を立つ。故に、初刹那を別解脫と名け、亦、名けて別解律儀と曰ふことを得、亦、名けて根本業道と爲すことを得るも、第二念より、乃至、未だ捨せざるあひだは、別解脫と名けず。(五一)別解律儀とは名くるも、業道とは名けず。名けて(五二)後起と爲す。

業道

第五項　機根と律儀との關係

機根と律儀との關係

誰れは何れの律儀を成就するか。

頌に曰はく、

(五三)八は別解脫を成ず、靜慮と聖とを得する者は、靜慮と道生とを成ず。後の二は隨心轉なり。

【五〇】 即ち爾の時云云。初念に所作の事柄が全然究竟滿足する時は、前に戒を求めし思の心所が其の初念の表無表を緣じて從前の思が延びるとの意によつて業道といふ。思の心所(業)の所遊履(道)の意也。光記曰、即初念時、所作善時、皆悉究竟、因等起思暢思義邊、立二業業道名一、因等起思造作名レ業、初表無表、思所遊路名レ道、業之道故、名爲二業道一、故初刹那初別捨惡、名二別解脫一、初別遮防、亦名二別解脫律儀一、暢思義邊、亦得三名爲二根本業道一。

【五一】 別解律儀云云。初刹那の表無表は別別に惡を捨するが故に別解脫と名け、別別に惡を防ぐ故に別解脫律儀と云ひ、業たる思の心所の遊履して暢びる義によつて、根本業道と名くれども、第二念以後は、初て別別に惡を捨するにあらざれば、別解脫と名けず。能く惡を一般に防ぐが故に、別解脫律儀と名くるも、業たる思の心所の暢びる位に非ざれば、業道とは名けず。唯、業道の後に起るが故に後起と名く。

【五二】 後起(Pṛṣṭha)。

【五三】 頌の舊譯

八衆の別解脱戒成就

論じて曰はく、八衆は、皆、別解脱律儀を成就す。謂はく、苾芻より、乃し、近住に至る。

外道と戒律

外道には所受の戒有ること無きか。

有りと雖も、別解脱戒とは名けず。彼れの受くる所は、功能の永く諸惡を脱すること有ること無くして、(五四)有に依著するに由るが故なり。

靜慮生律儀

靜慮生とは、謂はく、此の律儀は、靜慮より生じ、或は、靜慮に依る。若し靜慮を得すれば、定んで此の律儀を成ず。諸の靜慮の(五五)邊も、亦、靜慮と名く。(五六)村邑に近ければ村邑の名を得るが如し。故に、有るが說きて、此の村邑に於いて、稻田等有りと言ふと。此れも、亦、然るべし。

道生の律儀

道生の律儀は、聖者のみ成就す。此「の聖者」に二有り。謂はく、學と無學となり。

隨心轉の二律儀

(五七)前に倶有因を分別したる中に於いて、二律儀は、是れ、隨心轉なりと說きたり。此の三の中に於いて、其の二とは何。

應二波木叉一八、定生護得定。無流護聖人、後二隨レ心起。

機根について律儀の所就を明さば、苾芻以下近住に至る八部の衆は皆別解脱律儀を成就するも、靜慮生の律儀は得定の者のみ成就し、道生の律儀は無學の聖者のみ成就し得る所なり。奚に靜慮生律儀といふは、律儀の靜慮より生じ又は靜慮に依從（Defend）するもののとにして道生律儀とは無漏聖道所生の律儀に名くる所なり。而して、其の二は、常に心の狀態と倶に轉ずるが故に隨心轉と名く。

【五四】有とは三有卽ち三界をいふ。外道は解脱を求むと雖も、邪見等に損傷せられて、唯だ或種の存在(有)を以て解脱とするのみ、畢竟じて生死を脱出するに非ず。

【五五】邊とは近分の意。

【五六】村邑に近ければ云云。東京府下の村を東京といふが如し。

【五七】前に。卷第六、參照。

謂はく、靜慮生と、及び、道生との二なり、別解脫には非ず。所以は何ん。

(五八)異心にも、無心にも、亦、恆に、轉ずるが故なり。

第六項　斷律儀

斷律儀と其の建立

靜慮と無漏との二種の律儀を、亦、(五九)斷律儀と名く。何の位に依りて建立するか。

頌に曰はく、

(六〇)未至の九無間と、倶生する二を斷と名く。

斷律儀の體

論じて曰く、未至定の中の九無間道と倶生する靜慮と無漏との律儀は、能く、永く、欲纒の惡戒、及び、[其の]能起の惑を斷ずるを以て斷律儀と

【五八】異心にも云云。別解脫律儀の無表は、先の無表の說明にあるが如く、亂心と無心等に隨流すればなり。光記曰、別解脫、於二惡無記與心位中及無心位一亦恆轉故、所以不レ名二隨心轉戒一、若名二隨心轉一者、善心起位、可レ名二隨轉一、惡無記心起時、及無心位彼應レ斷故。

【五九】斷律儀(舊譯、滅護)、婆沙論一百一十九に云く、問、何故唯此名二斷律儀一、答、能與下破戒及起二破戒一煩惱上作二斷對治一故、謂前八無間道中二隨轉戒、唯與下起二破戒一煩惱上、作二對治一、第九無間道中二隨轉戒、通與下破戒及起二破戒一煩惱上作二斷對治一云云。

【六〇】頌の舊譯　於二未來一二滅、九次第道生。上の如き靜慮生律儀及び道生の無漏律儀の中、未來定の九無間道と倶生する二種の律儀を特に斷律儀と名く。これこの九無間道と倶生する二律儀は、能く欲界の惡戒と、それを起す煩惱とを斷ずればなり。中に於て前八無間道と倶生する二律儀は欲の煩惱を有し、第九無間道の二律儀は欲の惑と倶に欲の惡戒を斷ずるものとす。欲の惡戒は所謂緣縛斷にて、能緣の九品の煩惱を斷じ盡して初めて斷ぜらるればなり。

名く。

靜慮律儀と斷律儀との關係—四句分別

此れに由りて、或は靜慮律儀にして斷律儀に非ざる有り。應に四句を作るべし。（六一）第一句は未至定の九無間道の有漏の律儀を除きて所餘の有漏の靜慮の律儀なり。（六二）第二句は未至定に依る九無間道の無漏の律儀なり。（六三）第三句は未至定に依る九無間道の有漏の律儀なり。（六四）第四句は未至定九無間道の無漏律儀を除ける所餘一切の無漏の律儀なり。

道生律儀と斷律儀との關係

是の如く或は無漏の律儀にして、斷律儀に非ざる有り。應に四句を作るべし。前の四句に準じて、如應に、當に知るべし。

第七項　意律儀と根律儀

經說の意律儀と根律儀

（六五）若し爾らば、世尊の說く所の略戒の頌に曰はく、

【六一】第一句（單、靜慮にして斷にあらず）。斷律儀は未至定の九無間のみなれば、之れ以外の有漏の靜慮律儀はこの中に入る。無漏は道生律儀なれば靜慮律儀中に入らず。

【六二】第二句（單、斷律儀にして靜慮律儀に非ざるもの）。未至定の九無間道と俱生する律儀は斷律儀なり。然れども無漏は道生にして靜慮律儀にあらず。

【六三】第三句（俱、靜慮律儀にして、斷律儀たるもの）。

【六四】第四句（非、二律儀の何れにも非ざるもの）。無漏の未至定の九解脫と四根本定中間定の無漏律儀。之れは凡べて無漏の故に靜慮律儀に非ず、九無間道を除くが故に斷律儀に非ず。

【六五】若し爾らばとは、若し上の如く、毘婆沙師が唯身語の上許りに律儀を立つるならばとの謂。

(六六)身律儀善哉、　善哉語律儀。
意律儀善哉、　善哉遍律儀。

又、(六七)契經に、善く、眼根の律儀を守護すべく、善く、「眼根の律儀に」安住すべしと說けるが、此の意と根との律儀は、何を以つて自性と爲すか。

此の二の自性は無表色に非ず。

若し爾らば是れ何ぞ。

頌に曰はく、

意と根との律儀の自性

(六八)正知と正念と合するを、　意と根との
律儀と名く。

論じて曰はく、是の如き二種の律儀は、倶に、正知と正念とを以て、體と爲すことを顯さんが爲めの故に、名を列ね已りて、復た「合する」の言を說く。謂はく、意律儀は、慧と念とを體と爲す、卽

【六六】頌の舊譯
由身護善哉、口護亦善哉、依意護善哉、一切護善哉。
增一阿含十一、制三惡行、令修三善行、有五頌中曰、身行爲善哉、口行亦復然、意行爲善哉、一切亦如是。

【六七】契經云云。雜阿含十一云、云何律儀、眼根律儀所攝護眼識色、心不染著、

【六八】頌の舊譯
合善慧正念、各說意根護。
意律儀と根律儀との二は共に正知正念を體とし、慧の心所によつて之れを憶念するによりて惡を防ぎ制するが故に律儀と立つ。

ち二種を合して根律儀と爲す。(六九)故に離合の言は、次の如くなること勿れと顯す。

第十二節　表無表の成就

第一項　無表の成就

表無表の世に約しての成就

(七〇)今應に思擇すべし。表、及び、無表は、誰は何れを成就し、何れの時分に齊るか。且らく、無表の律儀不律儀を成ずることを辯ずべし。

無表の成就

頌に曰はく、

(七一)別解に住する無表は、　未だ捨せずんば、恆に現を成ず。
剎那の後には過を成ず。　不律儀も、亦、然り。
靜慮律儀を得したるものは、　恆に過未を成就す。

【六九】故に離合云云。頌文に斯く正知と正念と離して言ひ、更に〔其二の〕合と言ふは、次の如く、正知を意律儀と名づけ、正念を根律儀と名くるに非ざることを示す。

尙ほ、ここにては暫らく眼根の一に就て言へるも、他に耳鼻根等の律儀もあるや、勿論にて而も是等も正知正念の合したるものを指すものとす。

【七〇】今應に云云。表無表を成ずる人と、成ぜらるる表無表の種類と、其に付きて三世の時を問ふ文なり。

【七一】頌の舊譯

若住二波木叉一、與レ現應至レ捨、與二無教一相應、前念後與レ過、住二不護一亦爾。有定護相應、與三過去未來一、聖初非レ與レ過、住二定及聖道一、與二現世一相應。

頌文の大要をいへば、三世の無表と持戒者との關係を論じたるものなり。八句ある中、初の三句は別解脫の無表を明にし、次ぎの一句(第四句)は不律儀の無表を明にし、第五第六の二句は定共の無表を、第七句は道共のそれを、而して最後の一句は更に亦定道の無表を明にしたるものとす。

聖の初には、過去を除く。定と道とに住するは、中を成ず。

論じて曰はく。(七二)別解脫に住する補特伽羅は、未だ捨[戒]せざる以來、恆に現世を成ず。此の別解脫律儀の無表は初刹那の後には、亦、過去のをも成ず。

別解脫戒に住する有情の成就(初三句)

(七三)前の「未だ捨せず」との言は、遍ねく、後に流至す。(七四)散の無表は、未來を成ずるもの有ること無し。(七五)不隨心の色は勢の微劣なるが故なり。

不律儀に住するものの成就(第四句)

別解律儀に安住するものを說くが如く、不律儀に住するものも、應に知るべし、亦爾なり。謂はく、未だ惡戒を捨せざる以來に至りては、恆に、現世のを成じ、惡戒の無表の初刹那の後も、亦、過去を成ず。

靜慮律儀を得せるものの成就(第五六句)

諸有の靜慮律儀を獲得するものは、乃至、未だ捨せざれば、(七六)恆に過と未とを成ず。餘生にて失せ

【七二】別解脫に住する云云。別解脫戒に住して、苟もその戒を捨てざる限りは、その戒の無表を常に法倶得によりて、現在に成就するを通則とす。然れども第二念以後に到れば亦、法後得によりて過去の無表をも成就するを以て、通じて云へば第二念以後には現在と過去とを成就することとなる。但し法前得によりて未來を成就することはなし。

【七三】前の未だ捨せず云云。頌中に未だ捨せずとある句は以後の凡ての場合に宛てはまる條件なりといふ義。

【七四】散の無表とは、道定生に非ざる位の所生の無表のこと。從つて別解脫律儀の無表は言ふまでもなく之に屬す。

【七五】不隨心云云。不隨心の色は勢力微劣なるが故に法前得無く、從つて未來を成就すること能はず。

【七六】恆に過と未とを云云。靜慮律儀は、隨心轉にて勢强ければ、未だ捨せざる間は法前得にて未來を成就し、又前世にて失ひたる定共戒も、回復するを以て過去をも成就するなり。

る所の過去の定律儀も、今の初刹那に、必ず、還た、彼れを得するが故なり。

聖者の無漏律儀を得しての成就（第七句）

一切の聖者の無漏の律儀は、過去と未來とを、亦、恆に、成就す。（七七）差別有りとは、謂はく、初刹那に、必ず、未來を成じて、過去を成ずるには非ず。此の類の聖道は、先には、未だ起らざるが故なり。

定道倶戒の現住（第八句）

若し、（七八）現に、靜慮と、彼の道とに住すること有るは、次の如く、現在の靜慮と道との律儀を成ず。出觀の時には、現在のを成ずること有るに非ず。（七九）

第二項　處中に住する者の成就

處中に住するものの成就

已に、善惡の律儀に安住するものを辯じつ。（八〇）中に住するは云何。

【七七】差別あり云云。同じく無漏律儀を成就するも初刹那と第二刹那以後と差別あり。初刹那には、無始已來未だ曾て起したることなき聖道の起れるなれば過去を成就することなきなり。

【七八】現に靜慮に住するものは、現在の定倶戒を成じ、無漏道に住するものは現在の道共戒を成就す。

【七九】定道律儀は、隨心轉の故に、散心の現前する時は必ず彼無きが故（光記）

【八〇】中に住すと言ふは、所謂處中をいふ。處中とは律儀と不律儀との中間にある行を指す。律儀も不律儀も共に誓約を俟て成立するものにして、一生涯、若しくは一定期間、かくかくの所行は決してなすまじと、善事の方に誓ふを律儀といひ、之に反し生涯、屠殺を業務とするとか、盜人として一生を送らんなど決定して惡事を爲すは不律儀なり。かく、兩極に決定することなくして、而も時に善をなし、時に惡をなすを處中とはいふなり。

頌の舊譯

中住若有レ二、初中後二時。

處中の有情の業には決定して常に無表有るには非ず。而もその有る限りは、善惡の戒に攝す。かくて、その成就に關しても、初刹那には唯現在の無表をのみ成就し、第二念以後の、未だ捨戒せざる中は、過去（法後得により）と、現在（法倶得に由り）との二世の無表を成就す。

頌に曰はく、

中に住して無表有るは、　初は、中を成じ、後は二なり。

住中の意義

論じて曰はく、「中に住す」と言ふは、非律儀非不律儀を謂ふ。

住中の有情の業と無表

彼れの起す所の業は、未だ、必ずしも、一切、皆、無表有るには非ず。若し無表あるは、卽ち、是れ善戒、或は是れ惡戒の種類の所攝なり。

其の成就

彼れの初刹那は、但だ、現在をのみ成ず。然るに、現在世は、過と未との中に處るが故に、中を成ずる「といふ語」を以て、現在を成ずることを說く。

第二念以後の成就

初刹那の後の、未だ、捨せざる已來は、恆に、過現二世の無表を成ず。

第三項　律儀不律儀と處中の善惡

律儀不律儀者と處中の善惡

（八一）若し律と不律儀とに安住する有らんとき、亦た惡と善との無表を成ずること有るか不か。設し成就すること有らば、幾くの時を經と爲んか。

【八一】若し律と云云。律儀に住する人が處中の惡無表を成ずること有りや。不律儀に住する人が處中の善の無表を成ずることありや。若し成就すること有らば幾の時を經て、何時迄成就するかとの問意。

頌に曰はく、

（八二）律と不律儀とに住して、　染淨の無表を起すは、
初には中を成じ、後には二なり。　染淨の勢の終に至る。

律儀不律儀に住しての善惡業の發得

論じて曰はく、若し律儀に住するも、勝れたる煩惱に由りて、殺縛等の諸の不善業を作さんに、此れに由りて、便ち、不善の無表を發す。不律儀に住するも淳淨の信に由りて、禮佛等の諸の勝善業を作さんに、此れに由りて、亦、諸の善の無表を發す。乃至、此の「善不善」の二心の、未だ斷せざる來、發す所の無表は、恆時に相續す。然るに、其の初念のは、唯、現在をのみ成じ、茲より已後のは、通じて、過現を成ず。

其の成就

第四項　表業の成就

表業の成就

已に無表を辯じつ。表を成ずること云何。

頌に曰はく、

【八二】頌の舊譯

住ニ不護一與レ善、住レ護復與レ惡　與ニ無教一相應、乃至ニ淨汙疾一。

律儀に住すとも勝煩惱を起して、殺人などする時は、惡の無表を發し、不律儀に住すとも、淳淨の心を起して佛を頂禮するときは處中の善の無表を發す。之れ等は、捨せざる限り、不斷相續するも、其の初刹那には、唯現在の無表のみを成就し、第二念以後には過去と現在との無表を通じて成就す。

(八三)表は、正しく作すは中を成ず。後は過を生じ、未に非ず。
有覆と、及び、無覆とは、唯、現在をのみ成就す。

善惡の表業

論じて曰はく諸の律、不律の儀に安住すると、及び、中に住する者とあり。乃至、正しく諸の表業を作してより來、恆に現「在」の表「業」を成ず。初刹那の後には、未だ捨せざる來に至るまで、恆に、過去を成ず、(八四)必ず、未來の表「業」を成就すること無きは、無表「の下」に釋するが如し。

有覆無覆無記の表業の成就

(八五)有覆無覆二無記の表「業」は、定んで、能く過去を成就すること有ること無し。法の力、既に、劣なれば、得の力も、亦、微なり。是の故に、能く逆と追とに成ずる者無し。

二無記の劣力なる理由

此の法の力の劣なるは、誰れの爲す所なるか。

答 是れ心の爲す所なり。

(八六)若し爾らば、有覆無記の心等も、過未を成ずること勿けん。

能等起心は能く過未を成ず

此の責は理に非ず。表「業」は味鈍なるが故に。他に依りて起るが故に。心等は然らず。無記の

【八三】頌の舊譯。復一切與ㇾ教、正作與ㇾ中應、刹那後與ㇾ過、至ㇾ捨非ㇾ來應。與有覆無覆一、過去不ㇾ相應。四句中、初の二句は善惡の表を明にし、後の二句は無記の表を明にしたり。大要を云へば、善惡の表業は必ず現在(中)を成就し初刹那以後は過去にも通ず。然れども無記の表業は現在のみに限ると。

【八四】必ず未來の云云。散の表業は其の勢力微劣にして法前得を起すこと無きが故に、未來を成就することなし。

【八五】寶疏曰、二無記無ㇾ成ㇾ過去未來一、法力劣故、逆謂未來、追謂過去。

【八六】若し爾らば云云。有覆無記心、及び强無記心 串習の

表業は、劣なる心より起るものなれば、其の力は、倍、彼の能起の心より劣なり。故に、表〔業〕と心とは成〔就〕に差別有り。

第五項　不律儀の異名

不律儀の異名

前に説く所の如く、不律儀に住すと。此の不律儀の名の差別は、頌に曰はく、

(八七)惡行とも、(八八)惡戒とも、業とも、業道とも不律儀ともいふ。(八九)

惡行　論じて曰はく、此の惡行等の五種の異名は、是れ不律儀の名の差別なり。是れは諸の智者の訶厭する所なるが故に、果の非愛なるが故に、惡行の名を立つ。

惡戒　淨き尸羅を障ふるが故に、惡戒と名く。

業　身語の所造なるが故に、名けて業となす。

業道　(九〇)根本に攝する所なるが故に、業道と名く。

不律儀　身語を禁せざれば、不律儀と名く。

威儀路心等）には、法前得と法前後得とありと説くが故にこの難あるなり。

【八七】惡行(Duścarita)。

【八八】惡戒(Dauḥśīlya)。

【八九】頌の舊譯

不護及惡行、惡戒或業道。是等の名義の理由は長行にあり。

【九〇】根本に攝す云云。前の律儀を業道と名くるに例して知るべし。

(九一)然れども、業道の名は、唯、初念にのみ目け、初と後との位に通じて、餘の四の名を立つ。

第六項　表業成就と無表業成就との關係

表業成就と無表業成就との關係(四句分別)

或は、表業を成じて、無表に非ざる有り等、應に四句を作るべし。其の事は云何。頌に曰はく、

(九二)表を成じて、無表に非ざるは、　中に住する劣思の作なり。
捨して、未だ、表を生ぜざる聖は、　無表を成じて、表には非ず。

第一句

論じて曰はく、(九三)唯、表をのみ成就して、無表に非ざるは、謂はく、非律儀、非不律儀に住して、微劣なる思を以つて、善を造り、惡を造るときは、唯、表業をのみ發す、尙、無表無し。況んや、無

【九一】然れども云云。初念は卽ち思を暢ぶるが故に、特に業道と名けらる。律儀に例して知るべし。

【九二】頌の舊譯

但與レ教相應、中住下心作、捨未レ生ニ有教一、餘無教聖人。

律儀の表業成就と無表業成就とを相望めてその相互間の關係を四句分別にて示さんに、第一單句は、微劣の思より發せる處中の善惡業なり。第二單句は三界復生の聖者の未だ表業生ぜず、又は生ぜるも已に捨せるもの。第三俱有句は、別解脫戒に住するもの。第四俱非句は、凡夫の律儀に住せざるものの如し。

【九三】唯表をのみ云云。第一單句は表業をのみ成就して、無表業に非ず。謂はく、微劣の思の心所より發する善惡業は輕善輕惡の故に表業のみ有つて無表無し。

記の思の發する所の表業をや。(九四)〔但し〕、有依の福、及び、業道を成ずるをば除く。

第二句

唯、無表をのみ成じて、表業に非ず。謂はく、(九五)易生の聖の補特伽羅の、表業の未だ生ぜざるもの、或は、生じ已りて捨したるものなり。

第三、四句

(九六)俱成と〔俱〕非との句は、如應に當に知るべし。

第十三節　得戒の緣

得戒の緣別

律儀不律儀等に住して、表業無表業を成就することを說き已りつ。此の諸の律儀は、何に由りて得するか。

頌に曰はく、

(九七)定生は定地を得し、　彼の聖は道生を得す。

【九四】〔但し〕有依云云。有依の七福業は如何に劣思によつて起すとも無表有り。又云何に劣思にて殺すも人命を斷ちて業道成滿せば無表を成ず故に此の二は除くとの意。光記曰、除ニ七有依福及成ニ善惡業道一、雖ニ處中人微劣思起一、亦發ニ無表一、故別簡也。

【九五】易生の聖云云。煩惱は斷じ難く、聖道は熟し難きが故に三界を經生して幾度も生を易へて修行する經生の聖者が、欲色二界に生ぜば、道俱戒の無表、定俱戒の無表を成就し、無色界に生ぜば、唯道俱戒の無表のみを成就す。表業未生とは欲界に生ずる時は母胎に在る位の如し。生じ已りて捨すとは、無記心所發の表業の如し、此の表を捨すれば表も其無表をも成就せず、唯だ過未定道の無表を成就するのみ。

【九六】光記曰、第三俱成句謂俱成ニ彼表無表二一、如レ住ニ別解脫律儀等一、第四俱非句、謂非レ成ニ彼表無表一、如レ處ニ卵殼等一。云云

【九七】頌の舊譯　定生由ニ定地一、得由レ聖依ニ此一、無流ニ波木叉一、由ニ互令他等一。得戒の緣の差別を擧ぐれば、定生律儀は有漏の根本、近分の定心を得する時に得し、無漏律儀は、無漏の根本近分の定心を得する時に得し、別解脫律儀は戒師(他)の教等に由りて得す。

別解脱律儀は、得すること、他の教等に由る。

靜慮律儀

論じて曰はく、〔九八〕靜慮律儀は、有漏の根本と近分との靜慮地の心を得するに由りて、爾の時に、便ち、得す。心と俱なるが故なり。

無漏律儀

無漏律儀は、無漏の根本と、〔九九〕近分との靜慮地の心を得するに由りて、爾の時に、便ち、得す。亦、心と俱なるが故なり。

頌中の「彼の聖」の字の釋

「彼」の聲は、前の靜慮の心を、顯はさんが爲なり、復た、「聖の」言を說くは、無漏を簡取する〔謂なり〕。〔一〇〇〕六の靜慮地に、無漏心有ればなり、謂はく、未至と中間と、及び、四根本定となり。〔一〇一〕三の近分〔定〕には非ず。後に當に辯ずべし。

別解脫律儀

別解脫律儀を、他の教等に由りて得す。能く他を教ふる者を說きて名けて他となす。是の如き他の教の力に從りて戒を發するが故に、此の戒を、他の教に由りて得すと說く。

他教の二種

此に復た二種あり。謂はく、〔一〇二〕僧伽と補特伽羅とに從りて差別あるが故なり。〔一〇三〕僧伽に從り

【九八】靜慮律儀は、四禪の有漏定に入りたる刹那に發得せらるといふ義。

【九九】未至定と中間定。

【一〇〇】六の靜慮地云云。四靜慮中に於て無漏あるは六地に限る。卽ち未至定、中間定、四根本定なり。之を未至中間根本の六無漏地といふ。道共戒は、實に聖者がこの六地の何れかに入りて發するものとす。

【一〇一】三近分定云云。二三四の三定の近分には無漏無し。此の論廿八參照。

【一〇三】僧伽(Saṃgha)。比丘、比丘尼の教團なり。舊譯には和合と譯し唐には衆と翻す。四人以上を僧伽といひ、一人を補特伽羅といふなり。

毘奈耶毘婆沙師の說

十種の得戒法

て得すとは、謂はく、比丘、比丘尼、及び、正學の戒にして、補特伽羅に從りて得すとは、謂はく、餘の五種の戒なり。

諸の（一〇四）毘奈耶の毘婆沙師は說かく、十種の具戒を得する法有りと。彼れを攝せんが爲めの故に、復た、「等」の言を說く。

何を十と爲すか。

一には（一〇五）自然に由る。謂はく、佛と獨覺となり。二には（一〇六）正性離生に入ることを得るに由る。謂はく、（一〇七）五苾芻なり。三には（一〇八）佛の善來苾芻と命ずるに由る。謂はく（一〇九）耶舍等なり。（一一〇）四には佛を信受して大師と爲すに由る。謂はく、大迦葉なり。五には善巧もて、［佛の］、所問に酬答するに由る。謂はく、（一一一）蘇陀夷なり。六には八尊重の法を敬受するに由

【一〇三】僧伽に從りて云云。比丘比丘尼、正學の三種の戒は必ず、團體としての僧衆の認可を要す。之に反して沙彌（勤策）沙彌尼（勤策女）優婆塞（近事）優婆夷（近事女）近住等は、必ずしも團體としての承認を要せず、寧ろ個人としての和上阿闍梨等の教を受くるを條件とす。

【一〇四】毘奈耶の毘婆沙（Vinaya-vaibhāṣika）師。雜心論三云、律毘婆沙說。十誦律六十初說ニ十種得戒一、此毘奈耶是毘婆沙師所依、依レ彼說故云ニ毘奈耶毘婆沙師說一。（法義）。

【一〇五】順正理論三十七云、自然謂智、以下不レ從レ師、證ニ此智一時、得中具足戒上。

【一〇六】正性離生云云。見道に入る時、自ら具足戒を得。

【一〇七】五苾芻とは憍陳如（Kaṇḍinya）摩訶男（Mahānāman）跋提（Bhadrika）婆沙波（Vāṣpa）阿說示（Aśvajit馬勝）なり。之れ佛の苦行時の伴侶にして成道後最初の歸依者なり。

【一〇八】佛の善來云云。順正理論云。由ニ本願力一佛威加故。

【一〇九】耶舍（Yaśas）。長者の子にして、同じく初期の弟子なり。

【一一〇】四には佛を信受し云云。遁麟記云、世尊告ニ迦葉一曰、汝當下發ニ慚愧心一、徹中於骨髓上、彼在ニ多子搭邊一發ニ誠誓一言、世尊是我大師、修伽陀（Sugata＝善逝）是我大師、如レ是三言便發ニ具足一、然此得戒始後三名、一名ニ教授一卽是初義、二名ニ自誓一三名ニ上法一今章（指ニ圓暉頌疏一）言下信ニ受佛一爲中大師上是卽當ニ第二義一。

【一一一】蘇陀夷（Sodāyin）。光記に善施と譯す。年甫めて七歲聰明にして能く佛問に答へ、二十に滿たずして佛具足戒を

る。謂はく、（二二）大生主なり。七には遣使に由る。謂はく、（二三）法授尼なり。八には（二四）持律を第五人と爲るに由る。謂はく、邊國に於いてす。九には十衆に由る。謂はく、中國に於いてす。十には三たび佛法僧に歸すと說くに由る。謂はく、（二五）六十の賢部の、共に集りて、具戒を受くるなり。

是の如くにして得する所の別解律儀は、必定して、表業に依りて發するに非ず。

第十四節　受戒に際しての戒の持續に對する要期

第一項　別解脫律儀

別解脫戒と期限

又、此に說く所の別解律儀は幾の時に齊りて期して受くべきか。

受けしむ。佛の所問云云とは佛嘗て蘇陀夷に、「汝の家は何れに在りや」と聞きたるとき、年少能く「三界家無し」と答へしと。

【二二】大生主（Mahāprajāpatī）。摩訶波闍波提、佛の姨母なり。佛、阿難を遣はして爲めに八の尊重を說かしめたること有り。大生主即ち敬受したりといふ。八の尊重法とは、一、百歲の尼と雖も、初歲の比丘に敬禮すべし。二、比丘を罵謗することを得ず。三、比丘の過失を擧說するを得ず。四、大僧に從つて戒を受く。五、半月、大僧に從つて大に摩那埵を行ず。六、半月僧より敎誡人を求請す。七、僧に依りて安居す。八、僧に詣りて自恣なること云云。

【二三】法授尼（Dharmadinnā）は、甚だ美婦人なり。僧伽に往いて受戒せんと欲せしも、途に難有ることを恐れて、到ることを得ず。僧伽乃ち爲めに一尼を遣はして、轉じて受戒せしめしと。

【二四】持律云云。邊國に在りては僧の數少き爲めに、佛は五人にして、具足戒を受くることを許す。持律とは受戒の時戒律の作法を取り行ふ人のことなり。

十衆云云。中國に於いては僧多きを以て、受戒するときの比丘の數は少くも十人なるべく、多きはかまはず。

【二五】六十の賢部（Saṣṭi-bhadra-vargā）。今詳ならず。或は曰く、六十人は是れ尊者耶舍の朋友なり。耶舍已に歸佛すと聞きて、遂に亦出家す。三寶に歸依し、即ち具足戒を受く（栖記敘、集玄解）といひ、或は是れ化地部の徒衆といひ、

頌に曰はく、

(二六)別解脫律儀は、　盡壽の或は晝夜なり。

論じて曰はく、七衆の所持の別解脫戒は、唯、應に、盡壽まで要期して受くべし。近住の所持の別解脫戒は、唯、一晝夜のあひだ要期して受く。(二七)此の時、定んで爾なり。

戒持續の極限

所以は何。

戒の、時の邊際に、但だ、二種あり。一には壽命の邊際、二には晝夜の邊際なり。(二八)重ねて、晝夜を說て半月等と爲す。

時の體

時とは、是れ、何の法に名くるか。

謂はく、諸行の(二九)增語なり。四洲の中に於いては、光位と闇位とに、其の次第の如く、晝と夜と

本行集經には六十雲種姓人といひ、光記には、六十賢和衆部共集、佛遣二阿羅漢一、爲說二三歸一云云。

【二六】頌の舊譯

隨二有命一善受二、正護一或日夜。

比丘より近住に至る八衆の中、比丘以下七衆の別解脫戒を受くるは一生その持續せんことを要期して受戒し、近住の一は、唯一晝夜のみ持續せんことを要期して受戒す。

【二七】此の時云云。此の一生涯と一晝夜の時の定めは變更又は除外例を許さずとなり。

【二八】重ねて晝夜。半月持二八齋戒一といふが如きは一晝夜を重ねて半月に至る意にして、半月の間、毎朝八齋戒を受くるなり。

【二九】增語とは名のこと（卷十參照）。語は其の體是れ音聲なるも、音聲には法を詮表する用なきも名は表詮する所有りて增勝なるが故に名く。時とは即ち別體有るに非ず。有爲の諸法が移り行く名のことにして、須彌の四洲にては日光の照す位を晝といひ、闇の位を夜と名く。

の名を立つ。

近住一晝夜の諍
經部の問

二の邊際の中、盡壽は爾るべし。命終の後に於いては、要期すること有りと雖も、而も、別解脱戒を生ずること能はず。依身、別なるが故に。別の依身の中には加行なきが故に。憶念無きが故に。〔三〇〕「然れども」、一晝夜の後、或は五、或は十晝夜等の中に、近住戒を受くるは、何の法の、障を爲すありて、彼の衆多の近住律儀をして、亦た、起ることを得るに非ざらしむるか。

有部の答

〔三一〕必らず、法の、能く、正礙を爲すもの有るべし。薄伽梵が、契經の中に於いて、近住律儀は、唯、一晝夜なりと說けるを以ての故なり。

作部勸思

是の如き義に於いて、應に、共に、尋思すべし。佛は、正しく、一晝夜の後には、理として、近住律儀を起す容きこと無しと觀せるが故に、經の中に於いて、一晝夜と說きたりと爲さんか、〔三二〕所化の根の調へ難き者を觀じて、且らく、一晝夜の戒を授與すべしと爲せるかを。

有部徵す

何の理と教とに由りて、是の如き言を作すか。

【三〇】〔然ども〕一晝夜の後等、一晝夜の後或は五晝夜十晝夜と要期して近住戒を受くるに何の障りか之れあらん。必ず一晝夜を單位とする理由分らずとなり。經部は五晝夜又は十晝夜を一と纏めの要期とする近住戒を許すによりて、この問を發したるものとす。

【三一】必ず云云。何の障礙と言つて具體的に說明し得ざるも、佛が近住戒を一晝夜と定めたるには、一晝夜以上に亙るべからざる理由あるに相違なしとなり。

【三二】所化の機根の調へ難き者は、二晝夜の戒を受くること難き故に、且らく一晝夜の戒を受くべしと、所化の機を觀じて經の中にかく說きたるもの云云の意。

經部の答　此れを過ぎても、戒の生ずることは、理に違せざるが故なり。

有部結宗　毘婆沙者は、是の如き言を作す。曾つて、契經に、〔二三〕晝夜を過ぎて、別に、近住律儀を受得することと有りと説くこと無し。是の故に、我が宗は、斯の義を許さずと。

第二項　不律儀の期限

不律儀の期限　何れの邊際に依りて、不律儀を得するか。

頌に曰はく、

〔二四〕惡戒には晝夜無し。謂はく、善受の如くに非ざればなり。

盡壽要期　論じて曰はく、盡壽を要期して、諸の惡業を造るときは、不律儀を得す。一晝夜なること近住戒の如くには非ず。

一晝夜の不律儀無し　所以は何。

謂はく、此れは善戒の受の如くに非ざるが故なり。謂はく、必らず、限を立てて師に對し、不律儀を受くること近住戒の如く、「我れ、一晝夜、定んで、不律儀を受く」といふこと有ること無し。

【二三】晝夜を過ぎて云云。一晝夜以上に亙りて、二晝夜五晝夜と要期して近住戒を受得すと經に説くこと無きが故に云云の意。

【二四】頌の舊譯　無二日夜一不護由レ不二受如一レ此。不律儀は我今日以後盡形壽、殺生等をなして活命せんと要期し惡業を作るときに得するものにして、近住戒の如く一晝夜を要期して惡業を造るといふが如きことなし。

(二三五)此れは、是れ、智人の訶厭する所の業なるが故なり。

難

(二三六)若し爾らば、亦限を立てて師に對し、「我れ、乃至、命終まで、定んで、惡戒を受く」といふことと有ること無ければ、形壽を盡して、不律儀を得すること勿らん。

通釋

師に對して、盡壽を要期し、諸の惡業を作すこと無しと雖も、(二三七)畢竟じて善を壞するの意樂を起すに由りて、不律儀を得す。暫時、善を壞するの意樂を起すには非ず。師として、彼をして、不律儀を得せしむるもの無きが故に、不律儀には一晝夜無し。然るに、近住戒は、現に、師に對して、要期して、受くる力に由り、畢竟じて、惡を壞するの意樂無しと雖も、律儀を得す。(二三八)設し、師に對して、暫受の不律儀を要期する者有らば、亦、必ず得すべし。然れども、未だ、曾て、見ざるが故に、有りとは立てず。

經部の說

(二三九)經部の師は說く、善の律儀に、別の實物の名けて、無表と爲すもの無きが如く、此の不

【二三五】此れは云云。不律儀は智人の惡む所なれば、一晝夜間惡行をなすといふ誓約を受くる師なしとの義。

【二三六】若し爾らばとは、戒師に對して受けざるが故に、一晝夜の不律儀無しといはば、盡形壽の惡戒も亦戒師に對して受くる所には非ず。故に盡形壽の惡戒を得すること無からんとなり。

【二三七】畢竟じて善を壞すとは生涯善根を斷ずる思ひ付きのこと。その時はその意樂強きに依りて不律儀を得すも、暫時即ち一晝夜だけ善根を壞する意樂は、意樂が劣なる故に不律儀を得せずとの謂。

【二三八】設し云云。師に對して一晝夜間、惡事を爲さんとの誓約を立つることありとすれば、道理上よりは一晝夜の不律儀もあるべき筈なり。然れども、實際に於てはかかることなきが故に、之を立てずとなり。

【二三九】經部に於いては、善の律儀は思心所の種子の上に假立せるものにして、別に實物の無表と名くべきものなしと說くが、それと同樣に今の不律儀に於ても、別の實體有る實

律儀も、亦、實に、非ざるべし。卽ち、惡不善を造らんと欲する意樂の、相續して捨せざるを、不律儀と名く、此れに由りて、後時に善心の起ることありと雖も、不律儀を成就する者と名く。此の〔三〇〕阿世耶を捨せざるを以ての故なりと。

第十五節　近住律儀

第一項　近住戒の受方

一晝夜の近住律儀を「ば已に」說きつ。正しく「是れを」受けんと欲する時は、當に、如何にして受くべきか。

頌に曰はく、

〔三一〕近住は晨旦に於てす、下座にして師に從ひて受く。
敎に隨ひて說き、支を具す。嚴飾を離す。晝夜なり。

在は無く。惡を造らんと欲する思の心所の起るときは、それが色心の上に種子を熏じ、其の種子が念念に相續して、起りて不斷なるが故に、之れに於いて不律儀の體を立つ。故に、後に善心が起るとも、その種子の相續して、造惡の意樂(阿世耶)の有するに約して不律儀の人といふとの意。

【三〇】阿世耶(Āśaya)。寶疏曰、此云二意樂一。「以二欲及勝解一爲二意樂體一」(攝大乘論)。

【三一】頌の舊譯
晨朝從二他受一。下坐隨後說。布薩護具分。離二莊飾一晝夜。
受戒の時は早朝、日出までになすを通則とす。その方法は師の下座にありて、必ず師の敎に從ふべきものにして、自ら自分に取行ふべからず。戒の數は必ず八戒全部を具足すべく、服裝は嚴しき飾を去るべく、期限は一晝夜なり。

受戒の時

論じて曰はく、近住律儀は、晨旦に於いて受く。謂はく、此の戒を受くるは、要らず、日の出づる時なり。(一三二)此の戒は、要らず、一晝夜を經るが故なり。

受戒時の要期

諸の、先づ是の如きの要期を作すもの有らんに、謂はく、「我れ、恆に、(一三三)月の八日等に於いて必らず、當に、此の近住律儀を受くべし」と。

且に礙緣有る場合

若し、且に、緣を礙ふること有らば、(一三四)齋し竟りても、亦、受くることを得。

受戒時の坐位の作法

「下座」と言ふは、謂はく、師の前に在りて、卑劣の座に居り、或は、蹲り、或は跪づき、躬を曲めて、合掌するなり。唯し、病有るものは除く。若し恭敬せずんば律儀を發せず。

必ず師に從ふ

此れは、必ず、師に從ひて「受け」、自ら受くべきこと無し。後に、若し諸の犯戒の緣に遇はんとき、戒師に愧づるに由り、能く違犯せざるを以てなり。

師の敎に從ふ

此の戒を受くる者は、應に、師の敎に隨うて、(一三五)受者は後に、說きて、前にすること勿かるべく、倶にすることも勿かるべし。是の如くすれば、方に、師の敎に從うて受くることを成じ、(一三六)此に異な

【一三二】此の戒は要らず一晝夜を經るが故にとは一晝夜だけは必ず相續するが故にとの謂。一の日出より次の日出までを一日一夜と計算す。

【一三三】月の八日云云。起世因本經第七曰、白月受齋日、所謂月八日、十四日、十五日、黑月亦有三受齋日、如白月數。雜四十、增一、三十八等曰、六齋者、八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日云云。

【一三四】齋し竟りとは、朝食を喫してとの義。婆沙百廿四に從へば午後になりてよりは受戒し得べからず。

【一三五】受者は後に說き云云。戒師先づ戒文を唱ふれば受者之に從うて唱ふるをいふ。たとひ受者が戒文を知り居るとも、師に先ち、若しくは同時に唱ふべからずとなり。

【一三六】舊譯曰、若不、爾受隨皆不成。

れば、授受の二、倶に成ぜず。

八支受持　具さに〔二三七〕八支を受けて、方に近住を成ず。隨つて闕くる所有らば、近住は成ぜず。

落飾　此の律儀を受くるには、必らず、嚴飾を離るべし。憍逸の處なるが故なり。常の嚴身の具は、必らずしも、捨するを須ゐず。彼れを緣としては、能く、甚だしき憍逸を生ずること、新異のものの如くにあらざるが故なり。

受時　此の律儀を受くるは、必らず、〔一〕晝夜なるべし。謂はく、明旦、日の、初めて出づる時に至る。

〔二三八〕若し斯の如く、法に依りて受けずんば、但だ、妙行を生じて、律儀を得せず。又、若し、斯の如く晝夜を盡して、受くれば、具さに屠獵姦盜の有情を制して、近住律儀は、深く、有用と成らん。

釋名　近住と言ふは、謂はく、此の律儀の阿羅漢に近づきて住し、彼れに隨ひ學ぶを以ての故なり。

異說　說くもの有り。此れは、盡壽戒に近づきて住すればなりと。

【二三七】八支とは(一)離殺生(二)離偸盜(三)離欲邪行(四)離妄語(五)離飲酒(六)離著華鬘好香塗身(七)離高廣牀座(八)離歌舞倡伎、亦不往觀聽・離非時食。

【二三八】若し斯の如き云云。總結、一、若不レ具ニ足二一、二、若不レニ師下床一、三、能不ニ從レ師受一、四、若不レ隨ニ師教一、五、若不レ具ニ八支一、六、若不レ離ニ嚴飾一、七、不ニ晝夜一、八、隨闕ニ一緣ニ不レ得ニ律儀一(光記)。

異名

是の如き律儀を、或は(一三九)長養と名く。薄少の善根ある有情を長養し、其の善根を、漸に増して、多からしむるが故なり。有る頌に言ふが如し。

(一四〇)此れに由りて、能く、自他の善淨の心を長養す。
是の故に、薄伽梵は、此れを說きて長養と名く。

第二項　八支の具足

八支の具足

何に緣りて、此れを受くるとき、必らず、八支を具するか。頌に曰はく、

(一四一)戒と不逸と禁との支なり。四と一と

【一三九】長養（舊譯、布沙陀 Posa-dha）、布薩（Upavasatha）を巴利語にてPosatha といふ。之を例へば Lalitavistara の如き、佛教梵語にては訛して Posadha となす。然るにこの Posadha を字源的に解すれば Posa は長ずること、dha は其使役の意義なれば「養ふ」と云ふ動詞なり、此の二字合成して Posadha となりしものとす。是れ俗說字源論なり。

【一四〇】頌の舊譯
由此能長養、自他淨善心、故佛如來說、此名布沙他。

【一四一】頌の舊譯

戒分無放逸、分修分次第、前四一後三、由此失念醉。
近住戒の八支は、性質上、之を三類に分ち得べし。第一類はそれ自身罪たる所謂性罪を防止する戒にして、不殺生、不偸盜、不邪婬、不誑語の四戒なり。第二類は、それ自身は罪惡にあらざるも罪の因たるもの、卽ち遮罪を防ぐの戒にして、不飮酒戒なり。第三類は心を放縱にして、間接に罪を造らしむる緣となるものを防ぐものにして、離著花鬘好香より、非時食の三なり。近住戒は實にこの三類の過失

三と、次の如く、
諸の性罪と、失念と、及び、憍逸とを
防がんが爲めなり。

尸羅支

論じて曰はく、八の中、(一四二)前の四は尸羅支なり。謂はく、殺生より虛誑語に至るまでを離るるものなり。此の四種に由りて、(一四三)性罪を離るるが故なり。

不放逸支

次に一種あり。是れ不放逸支なり。謂はく、飲諸酒を離るることなり、放逸を生ずる處なればなり。尸羅を受くと雖も、若し、諸の酒を飲まば、則ち、心放逸にして、尸羅を犯すが故なり。

禁約支

(一四四)後に三種有り。是れは禁約支なり。謂はく、塗飾香鬘より、乃至、非時食を食することを離るるなり。能く、厭離の心に隨順するを以つての故なり。

如上三支を受くる理由

何に緣りて、具さに、是の如き三支を受くるか。

若し支を具せざれば、便ち、性罪、失念、憍逸の過失を離るること能はず。謂はく、初の離殺より虛誑語に至るまでは、能く、性罪を防ぐ。貪瞋癡の起す所の殺等の諸の惡業を離るるが故なり。離飲酒は、能く、失念を防ぐ。酒を飲む時は、能く應「作」、不應作の諸の事業を忘失せしむるを以ての故なり。後の三種を離るれば、能く、憍逸を防ぐ。

を離れんが爲めに受くるものとす。

【一四二】前の四とは離殺生、離偸盗、離邪婬、不妄語の四。

【一四三】性罪とは行爲自體が罪性なるもの。

【一四四】後に三種とは、離塗飾香鬘舞歌觀聽、離眠坐高廣嚴麗牀座、離食非時食。

若し種種の香鬘［又は］高廣の牀座を受用し、歌舞に習近せば、心、便ち、憍擧するを以つて、尋いで、卽ち、戒を毀つ。彼れを遠ざかるに由るが故に、心、便ち、憍を離る。

若し、能く、(一四五)依時の食を持すること有らば、能く、(一四六)恆時の食を遮止するを以つての故に、便ち、自ら、近住律儀を受くることを憶ひ、能く世間に於いて、深く厭離を生ずるも、若し非時にして食せば、(一四七)二事は、俱に、無し。數、食せば、能く、心をして、縱逸ならしむるが故なり。

異說

(一四八)有る餘師は說く、非時の食を離るるを、名けて齋の體と爲す。餘に八種あり。說きて齋の支と名く、塗飾香鬘舞歌觀聽を分けて二と爲すが故にと。

經部破す

若し此の執を作さば、便ち、契經に違しぬ。

(一四九)經の中に說く、離非時食を說き已りて、便ち、是の說を作す。此の第八支は、我れ、今、聖阿羅

【一四五】依時の食とは、時間を定めし(日中一食)以外には食せぬこと。

【一四六】恆時の食とは、勝手に何時にても食ふことなり。尙ほ明本には恆食時とあれど、正理にても光記にても恆時食とあるを以て、今はそれに從ひたり。

【一四七】二事とは憶念及び厭離をいふ。

【一四八】有る餘師の異說の意は、離非時食を齋の體とし、餘の八支は此の非時食齋を助くるもの卽ち助支又は支助として、八齋支又は八支戒と名くとの意。謂はゆる八とは、上述の八支中より非時食を除きて塗飾香鬘と舞歌觀聽とを分ちて二としたるをいふ。此の說に從へば、近住戒に九戒ある譯なり。而も非時食を齋(斷食)の主體と見る所以は、それは八支中にても特に重き行持(他のことは、謹みやすし)なる上に、布薩と斷食とを密に關連せしむる婆羅門的習慣を考慮して、而も布薩(Posadha)と近住とを一致せしめんとの考に基くものならん(布薩 Upavasata = Upavasa 近住)。

【一四九】經の中云云。佛說優婆夷隨舍經。

漢に隨ひて學し、隨ひて行じ、隨ひて作すと。

問 若し爾らば、何の別の齋の體有りてか、此の八を說きて齋支と名くるか。

經部の釋 (一五〇)總じては、齋の號を標し、別して說きて支と爲す。別を以て、總を成じ、支の名を得るが故に。(一五一)車の衆分、四支の軍、五支の散等の如く、齋戒の八支も、應に知るべし、亦、爾なり。

毘婆沙師の說 毘婆沙師は、是の如き說を作す。非時の食を離るるは、是れ、齋にして、亦、齋支なり。所餘の七支は、是れ、齋支なれども、齋に非ず。(一五二)正見は、是れ、道にして、亦、道支なるも、餘の七支は、是れ、道支にして、道には非ず。(一五三)擇法覺は、是れ覺にして、亦た、覺支なれども、餘の六支は、是れ、覺支にして覺には非ず。(一五四)三摩地は、是れ、靜慮にして、亦、靜慮支なるも、所餘の支は、是れ、靜慮支にして、靜慮に非ざるが如しと。

【一五〇】總じて云云。八支全體を總括して齋といひ、之を別別に說いて支と名くとなり。

【一五一】車の衆分云云。車の諸部分を車の衆分といふも、衆分を離れて別に車體なし、象馬車步を四支軍といひ、五種を合して作れる散藥を五支散といふも同樣なり。

【一五二】正見云云。八聖道につきて例示。道の體は慧なるに正見は慧を體となすが故に道なり、他の正語等は慧を體とするにあらざるが故に、道支なれども道にあらず。

【一五三】擇法覺は七覺支につき例示。擇法覺は慧を體とするが故に是れ覺なり。七の中なるが故に又覺支なり。然し、餘の六は支の一として覺支なるも、慧を體とせざるに由りて覺には非ず。

【一五四】三摩地云云。靜慮五支の例。三摩地は靜慮を體とするが故に、靜慮にして、五中の一の故に亦靜慮支なり。餘の四は(尋伺等)五中の一の故に支なり。されど其の體の靜慮に非ざるが故に靜慮には非ず。

論主の破

（一五五）是の如く說く所のものは、正理に應ぜず。正見等は、卽ち、正見等の支なるべからず。若し前生の正見等を、後生の正見等の支と爲すと謂はば、則ち、初刹那の聖道等は、具さに、八支等有らざるべし。

第三項　近住戒を受くる主體の資格

近住戒を受くる資格

唯、近事のみ、近住を受くることを得と爲んか、〔或は〕餘も、亦、近住を受くること有りと爲んか。

頌に曰はく、

（一五六）近住は、餘にも、亦、有り。三歸を受けざれば無し。

論じて曰はく、諸有の、未だ近事律儀を受けざるものにして、一晝夜の中に、三寶に歸依し、（一五七）三歸を說き已りて、近住戒を受くれば、彼れも、亦、近住律儀を受得す、此れに異るときは、則ち、無

【一五五】是の如く說く所云云。經部の駁意は、八正道中の正見（等は擇法覺等を等取す）が、卽ち正見の支となることなし。自體が自體の支助たるべき筈なきが故なり。若し又、前刹那の正見等が次刹那等の正見等の支助たりと云はば、然らば、善法智忍の初刹那には正見はなきこととなりて、八支は一を欠きて七支とならざる可からず。その最初の刹那以前には正見を支助すべき他の支なかりしが故に、その支助を受けて支たるべき正見の有るべき理無ければなり云云の意。

【一五六】頌の舊譯「餘人有布薩、若無三歸無。」上の如き近住戒は必ずしも、近事卽ち優婆塞優婆夷に局りて受くる者に非ず。未だ近事律儀を受けざるものも、初めに三歸戒を受けて、次に近住戒を受くるときは其の結果卽ち近住律儀を得す。但し、その初め、三歸戒を受けざれば無効とす。

【一五七】三歸を說き云云。師に對して歸依佛、歸依法、歸依僧と至心に三唱するは、佛弟子たる第一の條件なり。

し。(二五八)不知の者を除く、(二五九)契經に説くが如し。佛、大名に告ぐ、諸有の在家の白衣の男子にして、男根成就するもの有り。佛法僧に歸して、殷淨の心を起し、誠諦の語を發して、自ら我れは、是れ、鄔波索迦なり。願はくは、尊よ、憶持して、慈悲護念したまへと稱す。是れに齊りて、名けて、鄔波索迦と曰ふ。

三歸と近事

(二六〇)但だ、三歸を受けて、卽ち近事と成ると爲んや。

健駄羅の經部師の說

(二六一)外國の諸師は説かく、唯、此れ卽ち成ずと。

有部の說

(二六二)迦濕彌羅國の諸論師は言ふ、近事律儀を離れては則ち近事に非ずと。

經部師難ず

若し爾らば、此の經と相違す。

有部の答

(二六三)此れは相違せず。已に戒を發せるが故なり。

【二五八】不知の者云云。但し其の順序を知らずして、若しくは師たるものが失念して、三歸を經ずして、近住戒を受くることある際は、矢張り、之を得すとあり。故意にしたることにあらざれば、至心の求道は無効にならざるなり。

【二五九】契經云云。雜阿含卅三なり。大名とは、釋氏の摩訶男(Mahānāman)の譯名。こは三歸によりて優婆塞(近事)になることを證せんが爲めに引用したるものとす。

【二六〇】但だ三歸を云云。右引用の經に基いての質問なり。

【二六一】外國の諸師とは、迦濕彌羅以外の外國にして乾駄羅の經部を指す。此派にては三歸を唱ふる刹那に佛弟子となるといふなり。

【二六二】迦濕彌羅國の諸論師とは毘婆沙師を指す。五戒を持することを條件と見る。

【二六三】此れは相違せず等。前引用の大名に對する說法中に、三歸によりて優婆塞となるといひしは、三歸と同時に五戒を發することを含めて言へるなりと。

有經に於ける發戒の時

何れの時に戒を發するか。

頌に曰はく、

(一六四)近事と稱するに戒を發す。說くこと苾芻等の如し。

論じて曰はく、殷淨の心を起し、誠諦の語を發して、自ら、我れは是れ鄔波索迦なり。願はくは、尊よ、憶持して、慈悲護念したまへと稱せば、爾の時、卽ち、近事律儀を發す。近事等の言を稱する時、便ち、律儀を發するが故なり。

引證

(一六五)經に復た、「我れ、今より、乃至、命終まで、捨生せん」との言を說くを以つての故なり。此の經の意は、殺生等を捨することを說くに、殺等を略し去りて、但だ、捨生と說けるなり。(一六六)故に、前時に於いて、已に五戒を得す。彼れ、已に、近事律儀を得すと雖も、所應の學處を了知せしめんが爲めの故に、復た、後に、離殺生等の五種の戒相を說き、堅持を識らしむ。苾芻の具

【一六四】頌の舊譯　由レ稱ニ優婆塞一、說如ニ比丘護一。我は優婆塞なりと宣言する時、已に自ら近事戒たる五戒を發得するなり。之れ恰も、比丘戒は具足戒を受くる初めに、白四羯磨（一白三羯磨とも云ふ）の儀式終れば、未だ種種の戒を學ばざるも比丘戒を成就するが如し。

【一六五】經云云。見諦經（雜阿含）の下に引く。

【一六六】故に前時に於いて等。大名經に命終まで捨殺）生せんと言へるに徵して、三歸と同時に、已に殺生を離るる等の五戒を發得し居るが爲めなりと解せざるべからず、是れ猶ほ苾芻の具足戒を受くる場合と同じとなり。

足戒を得し已りて、重ねて（一六七）學處を説き、堅持を識らしむるが如し。勸策も亦然り、此れも亦爾るべし。是の故に近事は必らず律儀を具す。

經文會釋

頌に曰はく、

（一六八）若し、皆、律儀を具せば、何ぞ一分等と言ふか。

謂はく、能持に約して説く。

經部難ず

論じて曰はく、（一六九）若し諸の近事は、皆、律儀を具するといはば、何に縁りてか、世尊は言へりや。四種有り。一は、能く、一分を（一七〇）學し、二は、能く、少分を學し、三は、能く、多分を學し、四は、能く、滿分を學すと。

【一六七】學處（Sikṣapada）。戒の項目。

【一六八】頌の舊譯
一切若有レ護、一處等云何。
能持故説爾。
前二句は經部の有部の説に對する破にして、後の一句は有部の答なり。その意は謂はく、若し有部にして、上來説く所の如く、初に五戒を受けたるものをのみ近事と説くといふならば、從つて、凡べて近事は已に律儀を具すといふことならば、佛は正法念經等に於いて、何故に、四種の鄔波沙迦有り。一には一分を學すと等といふか。之れは五戒中の一戒を持す等の謂にして、從つて近事に四種有りと説く所以のものに非ずや云云。之れに對して有部は、經にかく一分等といふは、戒を受くることに約せるものに非ずして、受けたる戒を能く現在に持する量に約して言へるものに外ならず。故に今の引文は五戒を受くるが故に近事と名くることを破するに足らずと釋答す。

【一六九】若し諸の云云。若し近事が皆五戒を具するならば、大名經に「近事に四種あり」に(一)に一分（五戒中の一戒）を持つもの、(二)に少分（二戒）を持するもの等といふかとの難。

【一七〇】學すとは、舊譯に持すといひ、分を舊譯には處と云ふ。此の經の文は正法念經四十四云、優婆塞有二四種一、何等四種、一、一分行、二、半分行、三、數數行、四、一切行。」增一阿含二十云、夫請信之法、限戒有レ五、其中能持二一戒二戒三戒四戒乃至五戒一、皆當レ得レ之、

有部の答

謂はく、能持に約するが故に、是の説を作す。能く、先に受くる所を持するが故に、能く、學すとの言を説く。爾らずんば、應に、一分等を受く等と言ふべし。〔一七一〕理として實に、受くることに約せば、等しく律儀を具す、律儀を具するを以ての故に、近事と名く。

經部難

是の如き所執は、契經に違越す。

有部徴問

如何ぞ經に違するや。

經部出過

謂はく、〔一七二〕經には、「自ら、我は、是れ、近事等」の言を稱するとき、便ち、五戒を發すと説くこと無く、「又」、此の經に、「我れ、今より、乃至、命終まで捨生す」との言を説かざるが故なり。

有部徴す

經には、如何んが説ける。

經部の答

大名經の如し。唯、此の經の中には、近事の相を説くも、〔一七三〕餘の經は、爾らず。故に、經に違越す。然るに〔一七四〕餘の經に説く、我れ、今より、乃至、命終まで、捨生歸淨せんと。「即ち」是れ三寶に歸し

當下再三問ニ能持者一使上持レ之。

【一七一】理として云云。持する事に於いてこそ四種の差別有れ、若し初め戒を受くるときに約せば、凡て皆五戒を受けて、近事と名けらるるものにして、此の上に差別無し。

【一七二】經とは前掲の大名經なり。次も亦爾り。

【一七三】餘の經は爾らずとは前に引ける「我れ今より、乃至命終まで、捨生せん」と言へる見諦經の文を指す。

【一七四】餘の經云云。雜阿含一、曰、「長者子輸婁那（梵Śroṇa 巴利Soṇa）遠塵離垢、得ニ法眼淨一、時長者子輸婁那見法得法、不レ由ニ於他一、於ニ正法中一得ニ無所畏一、從レ坐起、偏袒右肩、胡跪合掌白ニ舍利佛一言、我今已度、我從ニ今日一、歸ニ依佛一、歸ニ依法一、歸ニ依僧一、爲ニ優婆塞一我從ニ今日一已盡ニ壽命一、清淨歸ニ依三寶一」を指す。捨生を有部は殺生を捨する義、從つて戒の意味にとりたれど、經部にては身を捨つるもといふ義にとるなり。

て、誠信の言を發するものなり。此の中、(一七五)已に、諦を見る者が、證淨を得するに由り、命を擧げて、自ら、要らず、正法に於いて、深く愛重を懷ふことを表し、乃至、自らの生命を救ふ緣の爲めにも、終に、如來の正法を捨てざることを顯示す。彼れは、近事の相を說かんと欲する爲めの故に、是の如き捨生等の言を說くに非ず。設ひ說くとも、亦、分明の理敎に非ず。誰か、能く、此の(一七六)不明了の文に準じて、便ち、前時に、已に、五戒を發すといふことを信ぜんや。

經部、有部の釋經を難ず

又、(一七七)戒を持犯するに約して、一分を學す等と說くといはば、尙、〔佛に〕問ふべからず。況んや、〔佛〕、爲めに、答ふべけんや。(一七八)誰れか已に、近事律儀は、必らず、五支を具すと解して、所學の處に於いて、一を持して餘に非ず、乃至、具さに持するを一分等と名くることを解する能はざるもの有らんや。

【一七五】已に諦を見る者云云。無漏智を起して四諦の理を見た聖者が(一)に佛寶を信じ(二)に法寶を信じ(三)に僧寶を信じ(四)に聖戒を嚴守して證淨す。(以上四證淨、二十五・參照)且つ我が生命を投出して、正法を愛重することを誓ふ文なり。

【一七六】「生を離る」(Prāṇāpetam)は「生を離れたる」(Prāṇebhyopetam)か「生の離れたる」(Prāṇairapetam)か「殺生等を離れたる」(Prāṇāti-pātādibhyopetam)と解すべきか明了ならず。

【一七七】戒を持犯する云云。以下前に經部より破の爲めに引用せる大名經四種の近事の文に對する有部の釋通を破す。戒を受けて一分を持ち滿分を持つと汝が宗に釋する如きは當然のことにして、佛に問ふに及ばず。又佛も悉く答ふるに當らざる所なり。

【一七八】誰れか已に云云。近事は具に五戒を揃へて受くべきことを知りながら其の受けたる五戒を唯一つ持つもの有り、それを一分を持すと名け、又五を凡べて持するもの有り、之を滿分と名くることを知らざるもの有らんや。

世親自ら經を釋す

(一七九)彼の、未だ、近事律儀の受量の少多を解せざるに由るが故に、應に請問すべし。凡そ幾種の鄔波索迦有りて、能く、學處を學するかと。[佛]答へて言はく、四の鄔波索迦有り。謂はく、能く、一分を學する等なりと。猶、未だ了する能はず。復た問ふ。何をか、能く、一分を學すと名くるかと。乃至、廣く說くものなり。

有部難ず

(一八〇)若し律儀を闕くとも、近事と名くることを得ず、苾芻、勤策も、闕きて、亦、成ずべし。[而も]彼れにして、既に、成ぜざれば、此れも、亦、爾るべし。

經部反責

(一八一)何に緣りて、近事、乃至、苾芻の所受の律儀の支の量は、定んで、爾るか。

有部の答

佛の敎力に由りて、施設するが故に然り。

經部例釋

若し爾らば、何に緣りて、佛の敎力に由りて、律儀を闕くと雖も、近事と名け、苾芻等には非ずと施設することを許さざるか。

本宗に歸す

迦濕彌羅國の毘婆沙師は、律儀を闕きて、近事を成ずることを得と許さず。

【一七九】彼の未だ云云。受戒者が近事戒といふは、抑も何程の戒を受くるものか、受量の多少を知らざるが故に佛に問ひ、佛も答へたるなり、云云の意。

【一八〇】若し律儀云云。若し五戒の中に缺く所有るも、近事戒と名け得べくんば、苾芻戒其の他も亦缺く所有るも、苾芻戒等と名けて差閊無きことなるべし。舊譯　毗婆沙師說、若離㆑護亦成㆓優婆塞㆒、若不㆓具受㆑護、亦應㆑成㆓比丘及沙彌㆒云云。

【一八一】何に緣りて云云。比丘以下優婆塞に到る佛弟子が、それぞれ守るべき一定の戒法のあるは、一體何によりて然るかとの問なり。

第五項　律儀の三品の差別的基礎

三品の原因

此の近事等の一切の律儀は、何に由りて、下中上の品を成ずることを得るか。

頌に曰はく、

(一八二)下中上は心に隨ふ。

論じて曰はく、八衆の所受の別解脱律儀は、皆、受心に隨ひて、下中上品有り。是の如き理に由りて、諸の阿羅漢も、或は下品の律儀を成就すること有り。然るに、諸の異生にして、或は上品を成ずることも有るなり。

第十六節　近事の五戒

第一項　三歸戒

【一八二】頌の舊譯
下中上如レ意。

同じく近事戒、乃至苾芻戒と雖も、各上中下の三の品等の差別有り。而して、それは之れを受くる主體の態度、從つて其の心の奈何によりて決するものなり。從つて凡夫と雖も受戒の態度卽ち心にして上品ならば、その結果たる戒も亦上品なるべきに反し、その心にして下品ならば、阿羅漢所受の戒と雖も亦下品なり。

近事律儀
三歸戒

（一八三）但だ、近事律儀をのみ受け、三歸を受けずして、近事を成ずること有りと爲んか不か。

近事を成ぜず。「但し」、知らざるもの有るを除く。

三歸の體

諸有の佛法僧に歸依する者は、何等に歸すと爲んか。

頌に曰はく、

（一八四）佛と僧とを成ずる、無學と二種との法と、
及び、涅槃擇滅とに歸依する、是れを三歸を具すと說く。

歸依佛の
意義

論じて曰はく、佛に歸依すとは、謂はく、但だ、能く、佛を成ずる無學法に歸依するなり。彼れの勝れたるに由るが故に、「依」身に、佛の名を得、或は彼の法を得るに由る。佛とは、能く、一切を覺するなり。

無學法

何等を名けて佛の無學法と爲すか。

謂はく（一八五）盡智等と、及び、彼の隨行とな

【一八三】但だ近事律儀云云。三歸戒を受けずに、直ちに近事戒を受くるとき、近事の戒體を成ずるや否やとの問。

【一八四】頌の舊譯、能成佛僧法、無學及二種、歸依及涅槃、歸依佛法僧。之れ卽ち歸依三寶の理論的解釋にして、有部に從へば三寶の本體は要するに三寶を三寶たらしむる所以の法にあり。卽ち佛を成ずる最勝の無學法と、僧（學無學）を成ずる所以の學無學法と、勝義法を成立する所以の涅槃となり。從つてこの三に歸依するは軈て三歸の標意なりといふにあり。いかに唯理論的なるかを注意すべし。

【一八五】盡智等云云。佛をして佛たらしむる所以の法は、その有する盡智無生智又は之に伴ふ所の無漏の五蘊なり。肉身等の所謂前十五界は必要條件

り。色等の身には非ず。前と後と、等しきが故なり。

歸依佛の通局

〔一八六〕一佛に歸すと爲んか、一切佛〔に歸す〕とせんか。

〔一八七〕理として、實に一切佛に歸すと言ふべし。諸佛の道の相は異ること無きを以ての故なり。

歸依僧

歸依僧とは、謂はく、通じて、諸の能く僧を成ずる學、無學の法に歸依するなり。〔一八八〕彼を得るに由るが故に僧成ず。八種の補特伽羅は、破すべからざるが故なり。

歸依僧の通局

一の佛僧に歸すと爲んか。一切の佛僧〔に歸す〕とせんか。

理として、實に、通じて、一切の佛僧に歸す。諸僧の道の相は、異なること無きを以ての故なり。然るに、〔一八九〕契經に、「當來僧有り、汝の歸すべき者なり」と說くは、彼の經は、但だ、當來に、現見の僧寶を顯示せんと爲せるのみ。

にあらず。何んとなれば成道前と成道後と異ることなければなり。

【一八六】一佛云云。歸依佛といふ時、ただ一佛のみに歸依する意となるか、將た三世の一切佛に歸依する意となるかとなり。

【一八七】理として實に云云。たとひ、一佛を目標として歸依するも、其意味を、道理上より推しつむれば一切佛に歸することとなる。何となれば佛佛平等にして、佛をして佛たらしむる道は凡て同一なれば也。

【一八八】彼を得るに云云。學、無學の法を成就するによりて、四向四果八種の佛弟子を成ず。而もそは聖道と合致して人に出るも天に出るも分破し得べからざるが故に、之を僧伽(Saṅgha)即ち和合とは名くるなり。

【一八九】契經とは瑞應經下の文なり。佛成道の初、提謂波利(Trapusa-Bhallikau)等五百の商人に三歸戒を授けたるに、當時は未だ僧伽無く佛法の二のみ有り。故に歸依僧を說くに當來有僧等と云へり。之れは現實に顯はるべき僧寶即ち憍陳如等を指すものなり。當時僧を成ずる學、無學の法無きには非ず。

歸依法

歸依法とは、謂はく、(一九〇)涅槃に歸するなり。此の涅槃の言は、唯、擇滅を顯はす。(一九一)自他相續の煩惱、及び、苦の寂滅せる一相なり。故に、通じて、歸依す。

論主難ず

若し、唯、無學の法のみ、卽ち、是れ佛ならば、如何にして佛所に於いて、惡心もて、血を出さしめんとき、但だ、生身を損ずるのみなるに、無間の罪を成ずるか。

毘婆沙の說

毘婆沙者は是の釋を作す。言はく、彼の「無學法の」所依を壞するとき、彼の「法も」、隨つて壞するが故なりと。

論主の評量

然れども、(一九二)本論を尋ぬるに、唯、無學の法をのみ、卽ち、名けて佛と爲すと言ふこと有るを見ず。但だ、無學法は、能く、佛を成ずと言ふのみ。

(一九三)既に、佛の體を遮せざれば、亦、依身をも攝す。故に、此の中に於いては、(一九四)前難を容さず。(一九五)若し、此れに異らば、佛と僧とが世俗の心に住するとき、僧に非ず、佛に非ざるべし。

有部を反難す

又、唯、苾芻を成ずる戒は、卽ち、是れ、苾芻なりと執すべけん。

論主の和會

(一九六)然るに、苾芻を供養せんと欲するもの有るが如き、彼れは唯、苾芻を成

【一九〇】涅槃(梵 Nirvāṇa) 佛教の最高至極の理想境界なり。

【一九一】自他相續の云云。我身の煩惱と苦果と、他の身の煩惱と苦果とが、寂靜滅盡して唯一相となる、その境地が卽ち涅槃なり。

【一九二】本論とは。阿毘達磨論、卽ち根本六足等。

【一九三】既に佛の體を云云。經に特に、佛の依身を佛の體に攝せずと說くもの無し。故に生身をも亦佛と名くるに差間無しとの謂。

【一九四】前難を容さずとは、佛の生身を破りて無間罪を構成するは何故かとの難なり。卽ち佛の生身も直ちに佛の要素なるが故に、之を壞するは直ちに佛を壞することになるなり。

【一九五】若し此れに異らば云云。佛の生身をも佛の要素とせざらば、例へば、佛も僧も有漏

ずる尸羅をのみ供養すべし。是の如く、佛に歸依せんと欲する者有るときも、亦、但だ、佛を成ずる無學法に歸すべし。

異説

（一九七）有る餘師は説く、歸依佛とは總じて、（一九八）如來の十八不共法に歸依することなりと。

能歸依の體

此の能歸依は、何の法を體と爲すか。語表を體と爲す。

歸依の意義

是の如き歸依は、何を以て、義と爲すか。救濟を義と爲す。彼れを依と爲すに由りて、能く、永く、一切の苦を解脱するが故なり。世尊の言ふが如し。

（一九九）衆人は怖に逼られて、多く諸山、園林、

心を起し居る時は、佛にもあらず僧にもあらずと言はざるべからざらんとなり。

【一九六】上の難の如く、僧又は佛に歸依するは單に其等が有する法に非ずして、其法を有する依身にも歸依すべき筈なるに、本論には佛に歸依すとは佛を成ずる無學法に歸依する也と説けるは、例せば僧は戒を有する人なれば其點にて僧に歸依せば、隨つて僧を成ずる法に歸依すべし、但し戒のみを僧と云ふに非ず、又た無學法を得て居ると云ふ點にて佛に歸依せば、隨つて佛を成ずる無學法に歸依すべし、但し無學法のみを佛と云ふに非ず。故に論に佛に歸依するは、佛を成ずる無學法に歸依するなりと云ふも失あること無し。

【一九七】有る餘師云云。光記曰、此師意說、以二佛身中有爲無漏功德、及佛身中有漏功德一、爲二佛寶體一、不レ取二生身一、非二功德一故。

【一九八】如來の十八不共法は此の論二七初、參照。

【一九九】頌は毘奈耶雜事二十六に出づ。舊譯

多人求二歸依一、諸山、及密林、園苑、樹、支提、怖畏所二逼惱一、此歸依非レ勝、此歸依非レ上、若至二此歸依一、不レ解二脱衆苦一、若人歸二依佛一、歸二依法及僧一、四種聖諦義、依レ慧恆觀レ察、苦及苦生集、一向過離苦、具ゆ八分聖道上、趣二向苦寂靜一、此歸依最勝、此歸依爲レ上、若至二此歸依一、則解二脱衆苦一、

及び、叢林、孤樹、〔二〇〇〕制多等に歸依するも、
此の歸依は勝に非ず、此の歸依は尊に非ず。
此の歸依に因りて能く、衆苦を解脫するにあらず。
諸の佛に歸依し、及び、法と僧とに歸依する有らば、
〔二〇一〕四聖諦の中に於いて、恆に慧を以て觀察して、
苦を知り、苦の集を知り、永く、衆苦を越ゆることを知り。
八支の聖道を知りて、安隱の涅槃に趣く。
此の歸依ぞ最勝にて、此の歸依ぞ最尊なれ。
必らず、此の歸依に因りて、能く衆苦を解脫す。

と。是の故に、歸依は、普く、一切「八衆所」受の律儀處に於いて、方便の門となる。

近事律儀と邪婬

第二項 近事律儀と邪婬

何に緣りて世尊は餘の律儀處に於いては、〔二〇二〕非梵行を離るることを立てて其の所學と爲し、唯、近

【二〇〇】制多(Caitya)。祀の如き靈ありと認められたる物をいふ。

【二〇一】四聖諦。
苦(Duḥkha)
集(苦集)(Duḥkhasamudaya)
滅(苦滅)(Duḥkhanirodha)
道(苦滅道跡)(Duḥkhanirodha gāmini pratipat)
の四を言ふ。

【二〇二】非梵行。舊譯、婬欲とは正邪を簡ばず、總じて婬を行ふこと。

事の一律儀の中に於いては、但だ、制して、其をして（二〇三）欲邪行を離れしめんとするか。

頌に曰はく、

（二〇四）邪行は最も訶すべし。離れ易し。不作を得す。

訶責

論じて曰はく、唯、欲邪行のみは、世に極めて訶責す。能く、他の妻等を侵毀するを以ての故に、惡趣を感ずるが故に。非梵行には非ず。

易離

又、欲邪行は遠離し易きが故に。諸の在家者は、欲に耽著するが故に。非梵行を離することは受持すべきこと難し。（二〇五）彼れは長時修學すること能はざることを觀ずるが故に、［佛は］彼の離非梵行を制せず。

得不作

又、諸の聖者は欲邪行の一切に於いて、定んで、（二〇六）不作律儀を得す。（二〇七）經生の聖者も、亦、行ぜざるが故に。非梵行を離るることは、則ち、

【二〇三】欲邪行。舊譯、邪婬とは自己の妻妾以外に不義をすること。

【二〇四】頌の舊譯

邪婬最可レ訶、易レ作得ニ不作一。

(一)欲邪行は有學無學の最も訶責する所なり。

(二)欲邪行は離れ易し。

(三)聖者は一切不作律儀を得して行ぜず、而るに非梵行は正當なる限り行ずるあり

(一)必ずしも惡趣を感ぜず。

(二)それだけ又、遠離し難きものの有り。

(三)諸の聖者も、亦、必ずしも凡べて遠離せるに非ず。故に近事の戒中に之れを制立せば、近事が自ら之れを犯すことに歸するが故に、近事の五戒中には、唯、欲邪行をのみ立てて非梵行を制立せず。

【二〇五】彼れとは在家者をいふ。

【二〇六】不作律儀とは、離るることは卽ち律儀なるをいふ。

【二〇七】經生の聖者とは現一生にて入涅槃すること難く、生生

是の如くならず。故に、近事所受の律儀に於いては、但だ、爲めに、離欲邪行をのみ制立す。經生の聖者は近事律儀を（二〇八）犯すこと勿れ。

不作律儀

不作律儀とは、謂はく、定んで、作さざるなり。

第三項　邪欲行と受戒後の妻妾嫁娶

邪欲行と未來の妻妾

諸の、先に、近事律儀を受けて、後に妻妾を取るもの有らんに、（二〇九）彼の妻妾に於いて、先に戒を受くる時、律儀を得するか不か。

理實には得すべし。（二一〇）但だ、一分に於いてのみは、別解脱律儀を得すること勿れ。

若し爾らば、云何にして、後に、戒を犯すに非ざるか。

頌に曰はく、

世世の善功を積集して入涅槃せんとする聖者のこと。初二果の聖者なり。文意は不還、阿羅漢等の果の聖者は勿論經生の聖者も亦行ぜざるが故に諸の聖者は一切定んで不作律儀を得するも、非梵行は然らず、欲界經生の聖者の如きは非梵行を行ずるもの有り。故に近事の受くる律儀に於いては、唯、欲邪行をのみ制立す。若し非梵行を立つるときは、上の如くにして經生の聖者が、五戒を犯すことになる故なり云云。

【二〇八】犯すこと勿れ。かゝる場合の勿れは、犯すことあるべからずといふ位の義。卽ち經生の聖者をして近事律儀を犯さしむるが如き、制定のあるべき筈なしといふ義。

【二〇九】彼の云云。初めに一生涯邪婬を犯さずと誓ひしとき、未だ娶らざる妻妾をも、その中に含めたりや否やとの問なり。

【二一〇】但だ一分に於いて等。未だ娶らぬ妻妾を含まぬとすれば、邪欲行を行ぜぬといふ誓約も、要するにただ一部分のみに適用せらるゝに過ぎずといふことになる。かゝる制定のあるべき筈なしと。

（三一）律儀を得するは誓の如し。總じて、相續に於いてするに非ず。

受誓と律儀

論じて曰はく、本の受誓の如く、律儀を得す。

受誓

本の受誓とは云何。

謂はく、欲邪行を離るるは、一切の有情の相續に於いて、我れ、皆、當に、非梵行を離るべしと言ふには非ず。此れに由りて、普く、有情の相續に於いて、唯、離欲邪行戒を得するなり。離非梵行律儀には非ず。故に、後に、妻妾を娶るとき、前の戒と毀犯するに非ず。

第四項　五戒と虚誑語・離間語等

離虚誑語

（三二）何に縁りて但だ虚誑語を離るることを制するも、離間語等を近事律儀と爲すこと非ざるか。

亦、前に、說きたる三種の因に由るが故なり。謂はく、虚誑語は、最も訶すべきが故に。諸の在家の者も、遠離し易きが故に。一切の聖者の不作を得するが故にとなり。

【三一】頌の舊譯

如二受意一得レ護。

非下於二相續一得上。

近事律儀を受くることは師に隨つて、誓を立つる際の其誓に准據す。然るにその誓に於いて、欲邪行を離すべしと誓ふは、一切の女人に對し、非梵行を離せんと誓ふものには非ずして、唯、不正當なる婬行を離せんと誓へるものに外ならず。故に五戒を受けて後時妻妾を娶るとも、寸毫も近事の所受の戒としての五戒を犯すには非ず。

【三二】何に依りて云云。近事五戒の中に唯虚誑語のみを制して、離間語等の三を制せざるかとの問意。

復た、別の因有り。

頌に曰はく、

(二三)虚誑語を開すれば便ち、　諸の學處を越ゆるを以てなり。

論じて曰はく、諸の學處を(二四)越えて、檢問せらるる時、若し、虚誑語を(二五)開すれば、便ち、我れ、作さずと言はん。(二六)斯れに因りて、戒に於いて、違越すること多し。故に、佛は彼「の戒」を堅持せしめんと欲するが爲めに、一切の律儀に於いて、虚誑語を離るることを制す。「爾らずんば」、云何にしてか、彼「の近事」をして、若し戒を犯すときは、便ち、自ら、發露して、能く、後に犯すことを防がしめんや。

【二三】頌の舊譯

通起二妄語一故、過二一切學處一。

虚誑語を近事五戒の中に置くは、

(一)最も訶責すべく。

(二)在家の士も遠離し易きが故に。

(三)一切聖者は不作を得するが故に其の三因の外に更に、

(四)是れを許すときは、それを根本として、更に他の諸の戒を破犯することあるが故に、語の戒に四ある中、唯此の一をのみ近事五戒の中に置く。

【二四】越えてとは、戒を破りての義。

【二五】開すとは許すこと。

【二六】舊譯曰、於二一切違犯學處中一、若被二檢問一、妄語即起、謂我不レ作、如レ此由二妄語一通起違犯無二更起義一。意は、若し戒を犯して戒師より罪を調べらるる時、若し虚誑語を制定せずんば、諸の比丘は犯戒を否定隱蔽して、爲めに戒を破ぶること益多からんが故に、佛は之れ等の戒を堅持せしむる上の必要上、特に虚誑語の一を立てて、後の犯戒を防がんとせるものなり云云。

第五項　近事と遮罪

近事と遮罪

(三七)復た、何の縁を以て、遮罪を遠離するに於いて、近事律儀を建立せざるか。

答　誰が、此の中に、遮罪を離れずと云ふか。

問　何の遮罪を離るるか。

答　謂はく、飲酒を離る。

諸の遮罪の中唯飲酒をのみ五戒中に置く理由

何に縁りて、彼の諸の遮罪の中に於いて、(三八)餘を離るることを制せず、唯、飲酒をのみ遮するか。

頌に曰はく、

(三九)遮の中にて、唯、酒を離るるは、餘の律儀を護らんが爲めなり。

離飲酒制定の所以

論じて曰はく、諸の飲酒者は、心、多く縦逸にして、諸の餘の律儀を守護すること能はず。故に、

【三七】復た何の縁云云。飲酒に關しては、解釋に二說有りて、一には、飲酒自身を以て罪惡とし(性罪)、二には飲酒そのものは、罪惡に非ざるも、失念等のことを起し、正念を失するが故に佛の遮制して罪と認めたる佛制定の罪惡なり(遮罪)と說く。その中今は性罪說を取るものより。五戒の中(近事の)に、何故に遮罪遠離の規定を置かざるかと聞き、遮罪家より、飲酒は卽ちそれに非ざるかと答ふ。

【三八】餘とは塗飾香鬘等をいふ。

【三九】頌の舊譯

假制罪中唯、離レ酒爲レ護レ餘。

上の如く、遮罪としての罪惡は、その數、ただに離飲酒の一に限らずと雖も、唯飲酒の一は、引いて餘の諸の罪惡にも影響すること大にして、それ等を誘導するものなるが故に、その他の罪惡の緣となる意義を認めて、多くの遮罪の中に特に、此の一を近事五戒の中に制立せるものなり。

餘を護らんが爲めに、飲酒を離れしむ。

遮罪と飲酒

寧ぞ飲酒は遮罪に攝すと知らんや。

此の中には、性罪の相、無きに由るが故なり。(三〇)諸の性罪は、唯、染心をもつて、行ずるを以てなり。病を療せんと爲る時は、諸の酒を飲むと雖も、醉亂を爲さずして、能く染心無し。

性罪説よりの難

豈に、先に、酒の、能く、醉亂するを知りて、故らに飲まんと欲するは、即ち、是れ、染心ならざらんや。

遮罪説よりの答

此れは染心に非ず。自ら量を知るに由りて、病を療するが爲めの故に分限して飲み、醉亂せしめず、故に、染心に非ず。

性罪説の四證
(一)佛説除性罪の證

諸の持律者は言ふ。飲酒は、是れ、性罪なりと。彼の尊者、(三一)鄔波離の言へるが如し。我れ、當に、如何にして、病者に供給すべきと。世尊、告げて曰はく、唯、性罪を除きて、餘は、所應に隨ひて、皆、供給すべしと。然も、疾に染せる釋種の、酒を須うること有るをも、世尊は彼れの酒を飲むことを(三二)開せざりしが故なり。又(三三)契經に説く。諸有の苾芻

(二)極少不飲の證

【三〇】諸の性罪云云。舊譯に性罪説明の文として曰く、性罪相者、若起二染汙心一、方犯二此罪一、是名二性罪一。順正理論三十八曰、性罪遮罪、其相云何、未レ制レ戒時、諸離欲者、決定不レ起、是性罪相、若彼猶行、是名二遮罪一、又若託二染汙心一行、是性罪相、若有下亦託二不染心一行上、名二遮罪一。

【三一】鄔波離(Upāli)。舊譯、優波離、薩婆多律攝八、參照。

【三二】開せずとは許さずといふ意。雜阿含三十三曰、有二釋氏百年者一、犯二飲酒戒一、世尊記二説須陀洹一、諸釋氏疑レ之、令三釋摩訶男問二世尊一、世尊言、百年將二命終一、受二持淨戒一、捨二離飲酒一、然後命終、故記二須陀洹一。

【三三】又契經等。出二優婆塞五戒相經一、又有部毘那四十二、十誦律十七皆作二此禁一。

の、我れを稱して師と爲ること有らんものは、應に、酒を飮むべからず。乃至、極少なること、一茅の端にて沾す所の酒量の如きをも、亦、飮むべからずと。故に知る、飮酒は是れ性罪なるを。

（三）經生不犯の證

又、(三四)諸の聖者は多生を易ふと雖も、亦、犯さざるが故に。殺生等の如し。

（四）身惡行の證

又、經に、是れ身惡行なりと說くが故にと。

對法諸師の通釋

（一）第一證を通ず

對法の諸師は曰はく、[酒は]性罪に非ず。然れば、病者の爲めに、總じて遮戒を開す。復た、異時に於いて、飮酒を遮せるは、此れに由りて、性罪を犯すことを防がんが爲めの故のみ。又、醉亂せしめ、量に、定限無し。故に、乃至、茅の端にて沾す所の量を飮むことを遮したるなり。

（二）第二證を通ず

（三）第三證を通ず

又、一切の聖者の、皆、飮まざるは、諸の聖者は、慚羞を具するを以つての故に、酒を飮めば、能く、正念を失せしむるが故に。乃至、少分も、亦、飮まざるは、毒藥の如く、量に定まり無きが如くなるを以ての故にとなり。

（四）第四證を通ず

又、經に、是れは、身惡行なりと說くは、酒は、是れ、一切放逸の[所依]の處なるが故に、是れに由りて、獨り放逸處の名を立てて、餘には此の名を立てず。(三五)皆、是れ、性罪なるが故なり。然るに數習して、惡趣に墮つと說くは、數數酒を飮みて、能く、心中の諸の不善法を相續して轉せしむることを顯さんとするものなるが故なり。又、能く惡趣を引くべき業を發するが故に。或は、能く、彼を

【三四】諸の聖者等。舊譯曰、由諸聖人慚羞失念事、因此失念、是故一滴亦不許飮。
【三五】皆是れ云云。酒以外の殺盜等を指す。

Surā mai-reya-madya-pramāda-sthānāḥ
窣羅迷麗耶末陀

して轉た增盛せしむるが故にと。

契經に說くが如し。(三二六)窣羅、迷麗耶、末陀の放逸の處と、何の義に依りて說くか。食を醞して酒と成すを名けて、(三二七)窣羅と爲す。餘の物を醞して成ずる所を(三二八)迷麗耶酒と名く。卽ち前の二酒の、未だ熟せず、〔或は〕、已に壞して醉はしむること能はざるは、(三二九)末陀と名けず。若し醉はしむる時は、末陀酒と名く。(三三〇)無用の位を簡び、重ねて、此の名を立つ。然も檳榔、及び、(三三一)稗子等も、亦、能く醉はしむるを以て、彼を簡ばんが爲めの故に、須く窣羅、迷麗耶酒と說くべし。是れは、遮罪なりと雖も、而も、放逸にして、廣く衆惡を造らしむ。殷重に、遮斷せしめんが爲めの故に、放逸處の言を說く。酒は、是れ、放逸の所依の處なるが故なり。

【三二六】窣羅云云。舊譯云二酒酒類云云一(Surā-maireya-madya-pramāda- sthānāḥ)

【三二七】窣羅(Surā)。

【三二八】迷麗耶酒(Maireya)。此云二米酒一(依二十誦律一穀酒)法蘊足論音釋云二雜酒一、十誦律云二甘蔗酒一

【三二九】末陀(Madya)。

【三三〇】無用の位云云。特に醉はしむるといへるは、スラー酒にてもマーイレーヤ酒にても、醉力を有せざる戒法としては無用の位を簡ばんが爲めなりと。

【三三一】稗子。舊譯には倶陀婆穀(Kodrava = 'paspalum scrobiculatum')とあり。

卷の第十五（分別業品第四の三）

本論第四　業品第三

第十七節　律儀等の得

第一項　別解脱、靜慮、無漏三律儀の得方

此の別解脱と靜慮と無漏との三種の律儀は、(一)彼に從ひて一を得るに、亦、餘の二をも「得るや」、不や。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

三律儀の得し方

(二)一切と二と現とに從ひて、欲界の律儀を得し、

【一】「彼」とは根本等及び有情非有情を指す。「一を得」とは別解脱律義なり、「餘の二」とは靜慮と無漏との二律儀なり。

【二】頌の舊譯　欲從二一切二、現二得二木叉護一、從二根本恆時一、得二定無流護一。前二句は別解脱の得し方を明し、後の二句は靜慮無漏の二

根本と恆時とに從ひて、靜慮と無漏とを得す。

欲界の別解脫戒

論じて曰はく、欲界の律儀とは、謂はく、別解脫なり。㊂此れは一切の根本業道に從ひ、及び、加行と後起とに從ひて得す。

㊃「二に從ひて得す」とは、謂はく、二業に從ふ。卽ち、情と非情と、性罪と遮罪となり。

㊄「現に從ひて得す」とは、謂はく、現世の蘊處界に從ひて得す、去來のに從ふには非ず。此の律儀は、㊅有情と處とに轉ず。去來は、是れ有情と處とに非ざるに由るが故なり。

靜慮、無漏二律儀

若し靜慮と無漏との律儀を得するは、應に知るべし、㊆但だ根本業道のみに從ふ。尙、彼の加行と後起とに從ひて、此の律儀を得せず。況

律儀の得し方を明にしたるもの。詳しくは長行を見よ。

【三】此れは云云。「一切に從ふ」といふ句を明にしたるものなり。別解脫律儀を完全に發得する第一條件は、先づ惡業に對して、獨りその惡業の遂行(根本業道)を離るゝ許りにあらずして、その豫備行爲(卽ち加行)も、亦、惡業をなして欣びて、其跡始末をすること(後起)をも避くるにあり。

換言せば別解脫律儀の對象は惡業の加行、業道、後起の三位にありといふを、頌に「一切に從ふ」といへるなり。

【四】二に從ひて得す云云。更に之を惡業の對象と其性質に就て言へば、惡業を加ふる對象に二類あり、生物と無生物となり。而してその惡業の性質としては、二類に涉りて各各性罪と遮罪とあり。便利上、之を圖表すれば次の如くになる。

- 生類を對象として
  - 性罪(殺生の如き)
  - 遮罪(他の婦人と同室に眠るが如き)
- 無生類を對象として
  - 性罪(他人の物を盜むが如き)
  - 遮罪(無斷にて他の畑に入るが如き)

是等の罪を離るゝことによりて、別解脫律儀は成立するものにして、換言すれば是等の處に於て、別解脫律儀を得するは、その得し方の第二條件なり。

【五】現に從ひて得す。第時間的に云へば別解脫は現に關するものにして、過去未來を對象とせず。別解脫律儀は、專ら具體的事物關係を目標とすればなり。

んや遮罪に從はんや。

二戒の無表は三世に亙る

(八)「恆時に從ふ」とは、謂はく、過去現在未來の蘊處界に從ひて得することなり。

三戒の得の三科に對する關係—四句分別

(九)此の差別に由りて四句を作るべし。蘊處界あり。彼の[蘊等]に從ひて、唯別解脫律儀のみを得して、餘の二に非ざる等なり。(一〇)第一句は、謂はく、現世の加行、後起、及び、諸の遮罪に從ふ。(一一)第二句は、謂はく、去來の根本業道に從ふ。(一二)第三句は、謂はく、現世の根本業道に從ふ。(一三)第四句は、謂はく、去來の加行、後起に從ふ。

論主の批評訂正

(一四)正しく善律儀を得する時に於て、現世の惡業等有る可きに非ず。是の故に、應に、現の處に從ひて得すと言ふべし。理として、但だ、未來を防護すと說くべく、定んで、過現を防護す

【六】有情と處云云。有情とは有情自身のこと。處とは有情處の義にして、有情の所有するものをいふ。卽ち別解脫律儀は、現實の有情やその所有に於て發せらるるものといふは、その第三條件なり。

【七】但だ根本業道云云。別解の加行、後起をも含むに反し、定道の二律儀はただ業道の處に於てのみ得す。加行後起はただ散心位のみにあるべきものなるに、この二律儀はただ定中に於てのみ發得せらるるによる。從つてその離るる罪もただ性罪のみにて遮罪に及ばず。定中にて遮罪を托することなければなり。

【八】恆時に從ふ。別解の現在に限るに反して定道律儀は三世に及ぶ。これこの二律儀は隨心轉なれば、心の三世を緣するに應じて、その心と倶なる戒も三世を防ぐの能あるによる。

【九】此の差別。右の如く別解と定道戒との間に差別あり。從つて業の種類や性質によりて、ただ別解のみに關するあり、定道戒のみ關するあり、兩者に跨るあるを以て四句分別の必要起るなり。

【一〇】第一單句は別解脫を得して定道二戒を得せず—現在の加行、後起及び一切遮罪。現世なるを以て別解を得す。加行等の故に定道戒を得せざるなり。

【一一】第二單句は定道二戒を得して別解脫に非ず—過去未來の根本業道。根本に由るが故に定道戒を得す。去來なるが故に別解を得せず。

【一二】第三(倶)句は三戒倶に得す—現在の根本業道。

【一三】第四(倶非)句は、三戒倶

とは言ふべからず。

第二項　律儀の得の範圍と動機

律儀、不律儀の得し方の範圍と動機

（一五）諸の律、不律儀を獲得すること有るは、一切の有情と支と因とに從ひて、異有るか不か。

此は、定んで、異有り。

異の相、云何。

頌に曰はく、

（一六）律は諸の有情に從ふ。　支と因とは不定と說く。

不律は一切の有情と、支とに從ふ、因には非ず。

律儀

論じて曰はく、律儀とは、定んで、一切の有

に得せず—過去未來の加行及び後起。去來に由るが故に別解脫戒なく、加行後起の故に定道戒なし。

【一四】 正しく云云。右の四句分別に對する論主の批評訂正なり。謂ふ心は、右の四句中、第一句は「現世の加行、後起及び諸の遮罪に從ふ」とあり、第三句は、「現世の根本業道に從ふ」とあれど、一體、正しく善戒を受くる時に、現世の惡業道等あるべき筈なし、從つて現の業道とか加行とか後起とか、行爲に就て律儀の發得を說くは妥當ならず、宜しく兩句の末に各各處といふ字を附して、例へば現の業道處と訂正すべきなり。何んとなれば善戒を受くる時、惡行爲なきも、惡行爲を起すべき處あるを以て、善戒の功能は、その處あるにも關らず惡業を起さざる所に存すればなり。理として云云。又、發戒に就て三世を論ずる際は、宜しく未來を防護すと說くべし。過去は已に滅し、現在已に生ずるを以て、之を防ぐの力なければなり。

【一五】 諸の云云。此一段は律、不律を得する上に於て、その範圍と動機とを明にせんとするものなり。律儀不律儀はその對象として有情非情を豫想するも、今は有情のみについて明す」その處所として身三、口四の七支を豫想し、實にその動機に上中下の三因を豫想す。然らば律儀・不律儀を得する上に於て、是等の條件を全具する必要あるか否かといふは疑問の所在點なり。

【一六】 頌の舊譯

於二衆生一得レ護。由二分因一不定

不護從二一切・一切分一非レ因。

情に從ひて得す、(一七)少分の理無し。

支不定

支と因とは不定なりと說く。支、不定とは、一切に從ひて得するあり、(一八)謂はく、苾芻律儀なり。(一九)四支に從ひて得するあり、謂はく、所餘の律儀なり。(二〇)唯、根本業道を律儀支と名くるが故なり。

因不定

(二一)因不定とは、謂はく、或は有る義は一切の因に從ふ、或は、餘の義に約すれば、唯一のみに從ふと許す。一切に從ふとは、謂はく、無貪瞋癡に從ふなり。必らず、倶起するが故に。唯、一にのみ從ふとは、謂はく、下中上の心に從ふなり。〔此の三心は〕、倶起せざるが故に。此の〔論の〕中には、且らく、後の三因に就きて說くなり。

初の二句は律儀に關して述べたるものにして、後の二句は不律儀に關して述べたるものとす。

律　儀｛有情は全體／支と因は不定

不律儀｛有情と支と全體／因は不定

といふは頌の大要なり。

【一七】少分の理なしとは、律儀は一部の有情だけを對象とすることなし。例へば、不殺生にしても、人だけは殺さざれど、動物は此限にあらずといふが如きは、眞の律儀にあらずとなり。

【一八】謂はく苾芻律儀等。比丘の律儀は身三、語四の七支全體の罪を離るるにあり。

【一九】四支とは殺生、偸盜、邪婬、妄語の四をいふ。勤策、近事、近住なるは之の四を離るるを以て律儀とす。

【二〇】唯、根本業道云云。身三、口四、意三の十善、若し、は十惡ある中、ただ身三口四のみに就て、七支として論ずる理由は律儀支とは根本業道、卽ち正しく實行することを指すが故なりとの斷りなり。

【二一】因不定とは云云。受戒の動機の解釋に二義あり、第一は無貪無瞋無癡を因と稱する場合にして、之に從へば、律儀は一切因によると言はざるべからず。何んとなれば貪瞋癡を有して戒を受得し能はざればなり。然れども、今、本論はこの無貪瞋癡を因と稱する解釋を取らず。本論の因と稱するは、その所謂第二義にして、受戒する時の熱心の程度を上中下に分ちて、上品の心を以て受戒すとか、下品の心を以て受戒すとかを指す也。從つて之に從へば、一時に上

因支に約して四句分別

(三二)或は、一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於て、律儀を得して、一切支にあらず、一切因にあらざるあり。(三三)謂はく、下心或は中、或は上を以て、近事、勤策の戒を受くるものなり。或は一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於いて、律儀を得するに、一切支に由りて、一切因に非ざる有り。謂はく、下心、或ひは中、或は上を以て(三四)苾芻戒を受くるものなり。或は一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於いて、律儀を得するに、一切の支、及び、一切の因に由るものあり。(三五)謂はく、三心を以て、(三六)近事、勤策、苾芻の戒を受くるものなり。或は一類の、律儀に住するものにして、一切の有情に於いて、律儀を得するに、一切因に由りて、一切支に非ざるあり、謂はく、三心を以つて、近事、近住、勤策の戒を受くるものなり。

中下の三品の心を起し能はざるを以て、一切因によると言ふ能はず。

【三二】 或は云云。前述の如く、支因は不定なるを以て、支を完備して、因を完備せざる場合、逆に因を完備して支を備へざるあり、又兩者を具備する場合等あるを以て、ここに律儀と支因との關係に於て四句別を下したるなり。

【三三】 謂はく下心或は中等。三品の心の隨一にて近事、勤策を受くとせば、因はただ一、支はただ四なるを以て、一切因にもあらざれば、一切支にもあらざるなり。

【三四】 苾芻戒を受くる云云。比丘戒は七支全體に渉るを以て、一切支なれど、三品心の隨一を以てする限り、一切因にあらず。

【三五】 謂はく三心云云。例へば初めに下心を以て近事戒を受け、次ぎに中心を以て勤策戒を受け、最後に上心を以て苾芻戒を受くる時は、遂に一切支にして一切因といふことになる。

【三六】 近事、勤策、苾芻云云。第一に下心を以てし、第二に中心を以てし、第三に上心を以てすれば三因を具することになれど、苾芻戒に及ばざる限り、一切支と言ふこと能はざるなり。

（二七）諸の有情に遍からずして、律儀を得すること有ること無し。一切の諸の有情所に於いて、善の意樂に住するを以て、方に律儀を得す。異なるときは、則ち、然らず、惡の意樂の、全く、息まざるを以ての故なり。

有情に通する所以

若し人、五種の定限を作さずんば、方に、別解脱律儀を受得すべし。謂はく、有情と支と處と時と緣との定なり。有情定とは、我れは、唯、某類の有情に於いてのみ、當に、殺等を離るべし等と念ずるなり。（二八）支定と言ふは、我れは、唯、某律儀支に於いてのみ、當に、持して犯さざるべしと念ずるなり。處定と言ふは、我れは、唯、某類の方域に住してのみ、當に、殺等を離るべしと念ずるなり。時定と言ふは、我れは、唯、一月等の時に於いてのみ、能く、殺等を離るべしと念ずるなり。緣定と言ふは、我れは、唯、鬪戰等の緣を除きてのみ、能く、殺等を離るべしと念ずるなり。是の如くにして受くる者は、律儀を得せず。但だ、律儀に相似せる妙行を得するのみ。

五種の定限と盡形壽の別解脱戒

有情定

支定

處定

時定

緣定

（二九）非所能の境に於いて、如何にして、律儀

能く害せらるること無き境に於いて律儀を得する理由

【二七】諸の云云。上述の如く支と因とには、差別あれども、何れにしても、一切有情全體を目標とせざるはなし。何んとなれば一人半疋なりとも、それに對して、害心ある限りは、律儀を得せりと言ふを能はざればあり。

【二八】支定とは、例へば殺生のみは犯さざれど、邪婬は此限にあらずといふが如きをいふ。但し苾芻戒の七支なるに對して、近事等の四支なるは、七支に對する定限にあらず、近事等の四支は四支として完全せるものなればなり。

【二九】非所能の境云云。天人等の如き害せらるること無き有

(一)論主通釋(總發說)

を得するか。

普く、有情に於いて、增上の不損命の意樂を發起するに由るが故に、律儀を得す。

(二)毘婆沙師通釋(別發說)

(三〇)毘婆沙師は是の說を作す有り。若し、一向に、所能の境に於てのみ、方に、別解脫律儀を受得すべしと謂はゞ、則ち、此の律儀は、應に、增減有るべし。所能の境と非所能の境との二類の有情に、轉易有るを以ての故なり。(三一)是の如くならば、便ち、別解脫律儀は、得捨の緣を離れて、得捨有りとの過有るべしと。

世親別發說を難ず

(三二)彼の說は然らず。生草等の、先には無くして、後に起り、或は、起り已りて枯るゝが如し。彼れに於いて、律儀は增すことも無く、減ずることも無し。能と不能との境に、得する所の律儀の境の、轉易する時も、例して、亦、爾る

情に對して不殺生等の律儀を得する理由を明す。二釋あり、初めは總發說、後は別發說なり。總發說とは一切有情全體の上に總じて一の七支戒を得すといふ說、別發說とは、一切の有情の一人一人の上に別別に七支の戒を得し、有情の數の如く所得の戒體の數有りと立つる說。

【三〇】毘婆沙師云云。此の說にては、若し唯所能害の有情に於てのみ別解脫律儀を得し、非所能害の有情に於ては、得せずと說くならば、戒體に增減あることを許さゞるべからず。何んとなれは、人間に於ては律儀を得するも、天に於ては律儀を得する等のこと有らざるべきが故なり。而も斯の如きは、甚だ不合理の說なるを以て、所能の境も、不所能の境も、凡て一一、律儀の對象とせざるべからずといふにあり。

【三一】是の如くならば云云。その不合理の理由にして、若し殺等の業道を行ずるに不可能の處にあるものに對しては、律儀を得せずと言はゞ、例へば人間界にありて、持律者の不殺律儀の對象となり居る者が、天上界に生れたりとせば、少しもその人に對して、持律者は律儀を捨てたりと言はざるべからず。律儀を得捨する條件(餘所に之を明す)以外に亦、律儀を得捨する道ありといふことになるべしとなり。

【三二】彼の說は然らず。之れ別發家に對する論主の批評なり。謂ふ心は、生草等を隨意に或は拔き、又は採る等のことは、一の遮戒に屬すれど、此の遮戒は全體の生草等を目標とするものにして、その一

べし。

別發說よりの反難

彼の言は爾らず。

論主徵す

所以は何。

別發家の答

（三二）諸の有情は、前後、性等しく、草等は、前後、性の同じからざるを以ての故なり。

世親の難

（三三）若し、爾らば、有情、般涅槃し已れば、前の性類の如きは、今時、既に無し、彼に於いて、律儀は如何にしてか、滅ずること無からん。故に、是の如き釋は、理に於いて然らず。前に說く所の因こそ、理に於いて、善と爲す。

別發說より總發說を難ず

若し爾らば、（三四）前佛、及び、所度の生の、已に涅槃したる者は、後佛は、彼に於いて、既に別解脫律儀を發得せず。如何にして、尸羅が、前より減ずる過無からんや。

論主（總發說）の答

一切の佛の別解脫律儀は、皆、一切有情處に從ひて得するを以て、設し、彼の有情にして、今、猶

本一本の榮枯に關せず、之れを全體と見て、一の遮戒を制定せり。有情に對する殺等の律儀も亦、之と同じ精神に出づるが故に、所能、不所能の境によりて得捨するものにあらずと。

【三二】諸の有情は云云。有情はここに死して彼處に生ずるも業相續の結果として、自己同一も保存すれど、草等は先きに滅したるものと、後に生じたるものとの間にこの自己同一の關係なきを以て、例とすべからずとなり。

【三三】若し爾らば云云。所能、不所能を楯として議論するならば、衆生が涅槃し終はれるに對しても、それだけ律儀は滅すと言はざるべからず。而もこは別發家と雖も、主張せざる處ならずや。果して然らば、二つの總發の理由を以て正當とせざるべからざるや明ならんとなり。

【三四】前佛云云。前佛は過去佛のこと。毘婆尸佛以下迦葉佛に至る六佛の如し。意は、若し涅槃に入れるものを引き合ひとして云はば、迦葉佛等の前佛及びそれ等前佛に濟度せられたる諸の衆生の入涅槃せる者に對しては、今の釋迦佛は戒を發得せざるべければ、總發說よりしても、此の點に於いては、境の滅するによりて戒も減ずるに非ざるかとの難なり。

在らば、後佛は、彼に從ひて、亦、律儀を得すべきが故に、後の尸羅は、前より減ずるの過無し。

第三項　不律儀の得し方

不律儀の得

已に、彼に從ひて、諸の律儀を得することを說きつ。不律儀を得することは、定んで、一切の有情と業道とに從ふ。〔三六〕少分の境と、及び、支を具せざるとの不律儀の者無し。〔然れども〕此は定んで、一切の因に由ること有ること無し。下品等の心の俱起することなきが故に。

三品の不俱

〔そは〕〔三七〕若し一類有りて、下品の心に由りて、不律儀を得し、後に、異時に於いて、上品の心に由り、衆生の命を斷せば、彼は、但だ、下〔品〕の不律儀を成就し、亦、殺生の上品の表を成ずる等なり。中品、上品を、此に例して、應に知るべし。

不律儀者

此の中、何をか不律儀の者と名くる。

〔三八〕謂く、諸の屠羊、屠鷄、屠猪、捕鳥、捕魚、獵獸、劫盜、魁膾、典獄、縛龍、煮狗、及

〔三六〕少分の云云。不律儀とは徹底、惡行を行ふことの期誓の謂なれば、一切の有情を含み、身語七支全體に涉るものにて、少しの除外例もなしとの意なり。

〔三七〕若し一類ありて云云。三品俱起せざる理由を明にす。假りにここに下品の心を以て、殺生等を自己の終世業と定めんに、その不律儀は、この下品心によりて得らるるものにして、たとひ、後に上品心によりて、それを實行したりとするも、それに對する表業は上品なるも、不律儀としては、矢張下品なり。何んとなれば不律儀には重發なければなりと。同理にて、中品又は下品心によりて、殺生を實行するときは、表業は中又は下品なるも、不律儀としてはやはり下品なり。

〔三八〕謂く云云。不律儀者とは度度述べたるが如く、必ず一生涯、それを業務とせんと要期する者を指すものにして、遂に之を行ずるものをいふにあらず。論に種種の例を擧げてある中、魁膾とは殺人を主

屠羊

び、罝弥等なり。等の言は、王と刑罰を典るものと、及び餘の聽察、斷罪等の人を類顯す。但だ、恆に、害心有るを不律儀の者と名づく。彼の一類は、不律儀に住し、或ひは、不律儀を有するに由りて、不律儀の者と名くるなり。

屠羊と言ふは、謂はく、活命の爲めに、盡壽を要期して、恆に、羊を害せんと欲するものなり。餘は、所應に隨ひて、當に知るべし、亦爾なり。

第四項　經量部と毘婆沙師との律儀不律儀の得に關する論難

論主の難

遍く、有情界に於いて、諸の律儀を得することは、其の理爾るべし。普く、利樂を欲する（三九）勝阿世耶に由りて、受得するが故なり。（四〇）屠羊等の不律儀の人も、己の至親に於いて、損害の意有るに非ず。乃至、自の身命を救ふ緣の爲めにも、亦、「至親を」殺さんことを欲せず。如何にしてか、普く、一切に於いて、不律儀を得すと說く可けんや。

る役をいひ、縛龍とは、蛇を縛して見世物にするをいひ、煮狗とは、犬殺などの業をいひ、罝弥とは、網を張りて兎などを捕ふる業をいふなり。又、ここに王と刑罰を典るものをも數へたる所以は、印度には屢屢、惡王、惡臣など出でて、人民を虐げたるものありしを以て、今は此等を指すものとす。聽察（警察官、檢事など）斷罪（判事）なども、之に例して知るべし。

【三九】勝阿世耶（Adhyāśaya）。又は增上意樂と翻す。

【四〇】屠羊等云云。惡律儀は一切の有情に對して一切支を以て得すと說く。然れども實際に於ては、假令屠羊者と雖も自己の親屬などに對しては、自身の命の危きことあるとも之を殺ろすことなし。いかで一切有情に對して殺生の不律儀を得すといひ得べけんやとの疑問なり。

有部の答

（四一）彼の至親も、若し、羊等と爲らば、彼に於いて、亦、損害の心有る可きに由るが故なり。

論主重難

既に知る、至親は、現に羊等に非ざるを。如何にしてか、彼に於いて、害心有る可けんや。又、聖は、必ず、羊等と作る理無し。如何にしてか、彼に於いて、不律儀を得せん。（四二）若し、未來の羊等の自體を觀じて、現の相續に於いて、不律儀を得すとせば、是れ、則ち、羊等も、未來世に於いて亦、至親、及び、聖の自體有り。彼に於いて、決定して、損害の心無からん。是の[如くならば]、則ち、未來の自體を觀じて、現在に於いて、不律儀を得せざるべし。

有部救

羊等の現身に於いて、既に、害意有り。如何にしてか、彼に於いて、不律儀を得せざらん。

論主反責

母等の現身に於いて、既に、害心無し。如何にしてか、亦、彼に於いて、不律儀を得せん。（四三）等しき事の中に於いて、異れる理を求むべし。

又難

（四四）又、屠羊等の不律儀の人は、一生の中に於いて、與へざるを取らず、己が妻妾に於いて、知足

【四一】彼の至親も云云。之れ無限輪廻を前提としての答なり。いかにも現實の親戚は勿論、他の人に對しても、害心なかるべきも、無限輪廻の間には、一切衆生は必ずいつかは羊となることあるべし。從つて其際は屠羊者の對象となるべきを以て、展轉して言へば、遂に一切衆生に對して害心を有すといふ結論に達すべしとなり。

【四二】若し未來云云。若し至親等が未來にて羊等と爲るとを觀じて、現在の親に於いて、不律儀を得といふならば、逆に、現在の羊等に於いても、亦、未來に至親、聖等と爲るべきことを觀じて害心無かるべきなりとの難。

【四三】等しき事云云。我は此の事柄に於て上述の如き道理を見る。汝若し此の事柄にて、我が說を駁せんとせば、別の道理を求めざる可らず。

【四四】又屠羊云云。屠羊者は必ずしも七支具足の不律儀を得すると有るまじとの難意也。論主從つて經部宗にては、具支の不律儀と不具支の不律儀とを立つ。此の意によつて難するなり。

の心に住し、瘂にして言ふこと能はざれば、語の四過無し。如何にして、彼は、亦、具支の不律儀を得せん。

有部の答

(四五)彼は、遍く、善の阿世耶を損ずるが故に、瘂にして言はずと雖も、而も、身にて語の說かんと欲する所の義を表するが故に、支を具することを得。

論主復難す

(四六)若し爾らば、彼の人は、或る時、先づ二三の學處を受けて、後に、但だ、殺を受けんに、餘に於いて、善の阿世耶を損せず。如何にして具さに、七支の惡戒を發せん。

毘婆沙の說

(四七)毘婆沙者は、是の如きの言を作す。必らず、支を缺き、及び、餘の一分を不律儀に住する人と名け得べきこと無しと。

經部の說

(四八)經部の諸師は、是の如き說を作す。期限する所に隨ひて、支の具はると、具はらざると及び、全分と、一分と、皆、不律儀を得す。律儀も、亦、然り、唯、(四九)八戒を除く。(五〇)彼の量

【四五】 彼は遍く云云。不律儀の人はたとひ實際に於て身語七支に於て惡事を行はずとするも、根本的に善心を破壞し去れるが故に、その結果として七支全體に不律儀を得することになるとの答なり。

【四六】 若し爾らば云云。爰に一人有り、前に不殺生、不偸盜の戒を受け、又、不邪行の戒をも受けたるが、後に緣に逢ひて屠羊者となり、唯殺生の業を誓受して渡世する如きは不偸盜等の戒に於いては何等善の意樂を損ずること無し。之れ等は如何にして、七支具足の不律儀を得し得るかとの意。

【四七】 毘婆沙者云云。身語の七支を欠き、又は一分の有情を境として餘に遍せざるものを不律儀の人とは言はずの謂なり。

【四八】 經部にては造惡の人が心に要期する所に從つて七支を具する不律儀も有り、具せざるも有り。又一分の有情の境に發得するもあり、一切有情の全體の上に於いて發得するも有りと許す。

【四九】 唯八戒を除く云云。近住の八齋戒は唯一晝夜の故、必

に随ひて、善惡の尸羅は、性相相違して、互ひに、相遮するに由るが故なり。

第五項　不律儀等の無表を得する條件

不律儀等を得する條件

已に、彼れに從ひて、不律儀を得することを說きつ。不律儀、及び、餘の無表を得するには如何なる方便あるか、未だ「此れを」說かざれば當に說くべし。

頌に曰はく、

〔五一〕諸の不律儀を得することは、作、及び、誓受に由り、
所餘の無表を得することは、田と受と重行とに由る。

不律儀の二因
(一)作業得

論じて曰はく、諸の不律儀は二因によりて得す。一には生れて不律儀の家に在り、初めて、殺等の

す身三語一の四支を具せざるべからずとなり。

【五〇】彼の量に隨ひて云云。全支にても一支にても、律儀不律儀を得する所以の説明なり。彼の量とは、全支又は一支の量を指すものにして、つまり、全支としても一支としても、律儀は不律儀に反し、不律儀は律儀に反して、互に遮制の關係に立つを以て、それぞれ律儀、不律儀と名け得べしとなり

【五一】頌の舊譯

得二不護一由レ二、自作及求レ受、
得二所餘無教一由二田、受、重行一
不律儀は二因によりて得す。

(一)には、不律儀の家に生れて初めて、加行を起すときに不律儀を得す。
(二)には、餘の家に生るるとも誓限を立て要期して事業を成すとき、
又、處中の無表を得することは三因による。
(一)には、布施等の行爲の相手(田)に從ひ、その布施等の行爲を爲す刹那に無表を得す。
(二)には、誓限を立てて云云せんとするその立誓の位に無表を得す(受)。
(三)には、誓を立てずとも、重大に考慮思惟して、行爲するときは又無表を得す(重行)。

（三）誓受得

加行を現行するに由る。二には復た、生れて、餘の家に在りと雖も、初めて、要期して、殺等の事を受くるに由る。謂はく、我れ當に、是の如きの事業を作し、以て、財物を求め、自身を養活すべしと。當に爾の時に於いて、便ち、惡戒を發す。

處中の無表の得の三因

餘の「處中の」無表を得することは、三種の因に由る。一には（五二）田に由る。謂はく、是の如きの諸の福田に施す所の園林等に於いて、彼の善の無表は、初めて施すとき、便ち生ず。有依の諸の福業の事を說くが如し。二には受に由る。謂はく、自ら誓ひて言はく、若し、未だ佛を禮せずんば先には、食せず等と、或は誓限を作して、（五三）齋日と、月半と、月と、及び年とに於いて、常に、食等を施す。三には（五四）重行に由る。謂はく、是の如き殷重の作意を起して、善を行じ、惡を行ずるなり。此の三因に由りて、餘の「處中」の無表を起す。

【五二】　田（Kṣetra）。
【五三】　齋日云云。舊譯云、若齋日及半月一月中、我當三恆施二他食一云云。
【五四】　重行（Ādarehanī）とは、重大に考慮して、行ずること。その時は別に誓限等を立てずとも處中の律儀を成す。

第十八節　律儀不律儀の捨

第一項　別解脫律儀の捨

別解脫律儀を捨する條件

是の如く、已に、律儀等を得することを說きつ。律儀等を捨することは、未だ說かず。當に說くべし、且らく、云何にして、別解脫律儀を捨するか。

頌に曰はく、

(五五)別解の(五六)調伏を捨するは、故捨と命終と、及び、二形俱生と、斷善根と夜盡とに由る。

有るが說く、重を犯すに由ると。餘は說く、法の滅するに由ると。

迦濕彌羅は說く、犯に二あり、負と財との如しと。

調伏

論じて曰はく、[頌に]調伏と言ふは、[其の]意、律儀を顯はす。此れに由りて、能く、根をして調伏せしむるが故なり。

四緣に由る捨

唯、近住を除きて、所餘の、七種の別解律儀は、四緣に由りて捨す。一には(五七)意樂に由り、

【五五】 頌の舊譯

捨護木叉調、由捨學處、死、由二根轉生、由根斷、時盡、餘說(版本は記に作る)感大燒、或由正法盡、罽賓師說犯、有二如負財。

六根を調和制伏して惡業を起さしめざるものとしての八種の別解脫律儀の中、七は四緣によりて捨し、近住の一は五緣によりて捨す。四緣とは、

(一)故意に意欲して捨す(意樂捨)。

(二)所依たる相續身を捨するが故に捨す(命終捨)。

(三)二形にして、法器に非ざるが故に捨す(二形捨)。

(四)戒の因としての善根を斷ずるが故に捨す(斷善捨)。

五緣とは此の四に、

(五)近住戒一晝夜の期限のきれるが故に捨す(夜盡捨)。

の一を加ふ。而るに此の捨に關しては異說有りて、經部にては、以上五因の外に、殺人偸盜、非梵行、說勝人法の四根本重罪の隨一をも犯すときは、延いて、一切所受の戒體を悉く捨すと說き、法密部に於いては、又上の外に佛の正法の滅するときは、別解脫戒を捨すと說く。之れは又毗婆沙師の許さざる所にして、後の二句は之を說明したるものなり。

【五六】 調伏(Vinaya)。毘耶の譯也。六根を調和伏制して、惡業を起さしめざるが故に律儀を又調伏といふ。

【五七】 意樂により云云。戒を厭ひて今迄の作法を捨せんとの意樂を起し能くその意を解し

有解の人に對して、有表業を發して、學處を捨するが故なり。二には(五八)衆同分を棄捨するに由るが故なり。三には(五九)二形の倶時に生ずるに由るが故なり、四には(六〇)所因の善根の斷するに由るが故なり。

近戒と夜盡

近住戒を捨するは、前の四緣に由り、及び、(六一)夜盡に由る。

是の故に、總じて別解律儀は五緣に由りて捨すと說く。

捨戒の五緣に由る理由

何に緣りて、戒を捨することは、此の五緣に由るか。

(六二)受と相違して、表業の生ずるが故に、所依の捨するが故に、所依の變ずるが故に、期限を過るが故に。

經部の說

有る餘部は說く。(六三)四の極重の墮〔地獄〕を感ずる罪の中に於いて、若し、隨つて、一を犯すときは、亦、勤策と苾芻との律儀を捨すと。

得る人に向ひて語表業を起して捨戒すること。

【五八】衆同分云云。戒體は衆同分たる身によりて相續す、故に死して所依の身を捨せば能依の戒も亦捨す。

【五九】二形の倶時云云。身體に變狀を來たし、同時に男女根を發生する場合は、法器たるの資格を失ふ。

【六〇】所因の善根。戒の根元は善根にあるを以て、之を斷ずる時は、戒體も斷ぜらる。

【六一】夜盡とは、夜が明けるとき一晝夜の期限が切れることなり。

【六二】受と相違云云。第一意樂捨は受戒の表業と相違せる表業の起るが故に捨し、第二の命終捨は、戒の無表の所依身を捨するが故に捨戒す。第三二形捨は所依の身の變ずるが故に無表も隨つて變ず。第四斷善捨は無表の因たる善根の斷ずるが故に捨す。第五夜盡捨は一晝夜の期限を過ぐるが故に捨す。

【六三】四の極重の墮〔地獄〕を感ずる罪とは、殺人、偸盜（不與取）非梵行、說勝人法（神通ありといつはりて信施を受くること）なり。之を律にては四波羅夷（Pārājika）と稱し、その一を犯すものは、敎團を擯斥せらるる規定なり。

法密部の説

（六四）有る餘部は言はく、正法の滅するに由りて、亦、能く、別解律儀を捨せしむ。法の滅する時は、一切の學處、（六五）結界、羯磨も、皆止息するを以ての故にと。

毘婆沙師より前の經部の説を破す

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言ふ、根本［四重の］罪を犯す時も出家の戒を捨せず。然る所以は、（六六）一邊を犯すとも、一切の律儀を、遍く、捨すべきには非ざるが故なり。餘の罪を犯して、（六七）尸羅を斷ずること有るには非ず。（六八）然るに二つの名有り、謂はく、戒を持すると犯すとなり。有財の者の、他の債を負ふ時、名けて、富人及び、負債の者と爲すが如し。若し、犯す所に於いて、發露し悔除せば、尸羅を具すと名け、戒を犯すとは名けず。債を還し已れば、但だ、富人と名くるが如しと。

經部難ず

若し爾らば、何に縁りて、（六九）薄伽梵は、「四の重を犯す者は、苾芻と名けず、沙門と名けず、釋迦

【六四】有る餘部云云。法密部（達磨毱多部 Dharmaguptaka）。佛の正法の滅するときは別解脱戒を捨すとの謂。

【六五】結界（舊譯、戒壇）とは、律不律の人の界を定める限界にして、一定の限界内には不律の人は入るべからずと定むること。羯磨（Karman）＝業、受戒のときの儀式のこと。

【六六】一邊とは一の邊際の意。四重禁戒を指す。罪惡中至極最重の意なり。

【六七】尸羅。此には戒體を意味す。四重罪を犯せばとて其餘の罪を犯さざれば、尸羅を斷ずべきに非ず。婆沙論一百十九曰、迦濕彌羅國諸論師言、彼犯二律儀一時、不レ捨二律儀一、而得二非律儀非不律儀一、是故爾時名レ住二非律儀非不律儀一、亦名下住二律儀一者上、若時發露、無二覆藏心一、如法悔除、便捨二非律儀非不律儀一、但名下住二律儀一者上、

【六八】然るに二の名云云。上の次第にて、根本重罪を犯す一人に二の名有りて、持戒とも名け、犯戒とも名く。

【六九】薄伽梵云云。十誦律二十一曰、若比丘於二是四墮法一、若作二一一法一是非二比丘一、非二沙門一、非二釋氏一、失二比丘法一、如下多羅樹頭斷更不レ生、不レ青、不レ長不上レ廣、比丘亦如レ是。

子に非ず。苾芻の體を破し、沙門の性を害し、壞滅墮落して、（七〇）「他勝の名を立つ」と說くか。

毘婆沙師答ふ　（七一）勝義の苾芻に依りて。密意に、是の說を作すのみ。

經部責む　此の言は兇勃なり。

兇勃とは何。

謂はく、（七二）世尊の了義の所說に於いて、別義を以て釋し、不了と成さしめ、煩惱多き者の與めに、重罪を犯すの緣と爲せばなり。

有部を以て答ふ　寧ぞ、此の言の、是れ、了義の說なることを知らん。

經部答ふ　（七三）律の中に、自ら釋すらく、四の苾芻有り。一には（七四）名想苾芻、二には（七五）自稱苾芻、三には（七六）乞匃苾芻、四には（七七）破惑苾芻なりと。

（七八）此の義の中にて、苾芻に非ざるものと言ふ

【七〇】　他勝とは、波羅夷（Pārā-jayika）の譯語なり。光に從へば善法を自といひ、惡法を他といふ。四波羅夷罪は法惡勝利あるを以て之を他勝といふと、是れ俗的字源論なり。

【七一】　勝義の苾芻とは見道以上の聖者のこと。（之れに對する世俗の比丘とは諸の異生凡夫のこと）。卽ち世尊の意は、四重禁を犯せる者は戒體を捨することは無きも、無漏聖道を得て聖者と成ることは能はず。故に勝義の比丘とは名けず。それを顯說して、勝義の比丘と名けずと說かずして、密意を以て唯苾芻と名づけずと說きしものなりとの謂。

【七二】　世尊云云。佛の已に意を盡して說示せる所のものを、不了義の說と成すが如きは、却て煩惱多きものに對して四重禁を犯す緣を與ふると謂ば、是の如くんば何ぞ兇勃の言と言はざらんや。

【七三】　律の中に云云。十誦律一曰、若比丘者有二四種一、一者名字比丘、二者自言比丘、三者爲乞比丘、四者破煩惱比丘。名字比丘者、以レ名爲レ稱、自言比丘者、用二白四羯磨一、受二具足戒一、又復賊住比丘剃二除鬚髮一、被二著袈裟一、自言二我是比丘一、爲乞比丘者、從レ他乞レ食者故、如下婆羅門從レ他乞時亦言中我是比丘上、破煩惱比丘者、諸漏結縛煩惱衆生、能受二後身生熟苦報一、生死往來相續因緣、若能知見斷二如レ是漏一、拔二盡根本一、如下斷二多羅樹頭一、畢竟不上レ生。

【七四】　名想比丘とは俗人の身にして、苾芻と名くるもの。卽ち苾芻といふ固有名詞を有す

は、謂はく、白四羯磨、受具足戒の苾芻に非ざることなり。(七九)此の苾芻は、先には、是れ、勝義なりしも、後に、重〔罪〕を犯すに由りて、非苾芻と成れるには非ず。故に知る、此の言は、是れ、了義の説なるを。

有部の計を牒して破す

然るに、彼の説く所の、「一邊を犯すとも、一切の律儀を、遍く捨すべきには非ず」との彼の言は、便ち是れ大師を微詰するものなり。大師は此の中に是の如き喩を立つ。「多羅樹の、若し頭を斷たるれば、必ず、復た、生長して廣大なること能はざるが如く、諸の苾芻の、重〔罪〕を犯すも、亦、然りと。

有部問ふ

大師は、此の中に、何の義を喩へて顯はすか。

經部答ふ

意は、戒に於いて、隨つて、一邊の根本重罪を犯さば、餘の受くる所をも、必ず、復た、生長して廣大なること、能はざらしむることを顯はす、謂はく、彼れ、諸の重罪を毀犯する時は、苾芻の(八〇)根本の行に違越するが故に、極めて、猛利なる無慙無愧と共に相應す。故に、行根、既に、斷ずれば、

ろ者。

【七五】 自稱苾芻とは苾芻の行儀を守らず、實は比丘に非ざれども、自らは比丘と稱する者。

【七六】 乞句苾芻とは、出家の人が三衣一鉢にて常に乞食して活命するが如し。

【七七】 破惑苾芻とは阿羅漢にして煩惱を破し盡したるもの。

【七八】 此の義の中にて云云。前に、十誦律二十一の苾芻に非ざるものと說きたる比丘は、今言ふ所の四種の苾芻以外の苾芻に非ず。卽ち苾芻となる作法をして受戒具足せる苾芻に非ずと云ふことなり。白四羯磨とは、戒師が事件を三回唱明して、第四回目に決定の表白を爲すことを云ふ。

【七九】 此の云云。見道以上の聖者にして、四重禁を犯すが如きこと身なし、故に非苾芻となる筈なし、然るに文に既に苾芻と名づけずと言ふを以て聖者に非ず卽ち勝義に依て言へるに非ざるを見るべし。

【八〇】 根本の行とは不殺生、不偸盜等の四波羅夷罪なり。

理として、遍く、一切の律儀を捨すべし。

經を引きて犯重者の捨戒を示す

又、重［罪］を犯せる人には、世尊は、(八一)僧祇食を食ふに、下一摶に至ること、［及び］毘訶羅を踐むに、一足の地を跟むことを許さずして一切苾芻の事業を擯出す。(八二)大師は、彼に依りて、是の如き言を說けり。速に、(八三)稻禾の稗莠を拔除すべし。速に、腐朽せる棟梁を簡棄すべし。速に、穢中の糠秕を簸颺すべし。是の如く、應に速に衆中の、實に、苾芻に非ずして、苾芻と稱する者を驅擯すべしと。

經部より問ふ

(八四)彼の苾芻の體と、其の相とは是れ、如何ん。

有部を以て答ふ

相の、是れ、何なるかに隨ひて、［戒の］體必ず有るべし。世尊の、(八五)淮陀に、「當に知るべし、四の沙門有り、更に第五無し。言ふ所の四と

【八一】僧祇食云云。重罪を犯したるものは、少し許りの僧伽の食をとることも許さず、一步も僧房（Vihāra）を踏むことを許さずとなり。

【八二】大師は彼れに依り云云。中阿含二十九、瞻波經。

【八三】稻禾は善き米のこと。稗莠とは稗草のこと。前者は持戒者に、後者は犯重者を喩ふる意。

【八四】其の犯重者の戒體と其の相（卽ち苾芻の苾芻たる所以のもの）は云何といふ意。

【八五】淮陀（Cunda）。（舊譯、曰純陀。）長阿含三、佛答周那（Śroṇa）頌曰、如汝之所問、沙門凡有四、志趣各不同、汝當識別之、一、行道殊勝、二、善說道義、三、依道生活、四、爲道作穢、能度恩愛剌、入涅槃無疑、超越天人路、說此道殊勝、善解第一義、說道無垢穢、慈仁交衆疑、是爲善說道、善敷演法句、依道以自生、遙望無垢場、名依道生活、內懷於奸邪、外像如清白、虛誑無誠實、此爲道作穢。婆沙論六十六解云、勝道（Mārga-jina）沙門者謂佛世尊自然覺故、一切獨覺、應知亦爾、示道（Mārga-daiśika）沙門謂尊者舍利弗、無等雙故、大法將故、常能隨佛轉法輪故、一切無學聲聞、無知亦爾、命道（Mārg-ejivati）沙門者、謂尊者阿難陀（Ānanda）雖居學位、而同無學、多聞總持、具淨戒禁、一切有學、應知亦爾、汙道（Mārga-dūṣi）沙門者、謂莫喝落迦苾芻（Mahallaka-bhikṣu）喜盜他物等云云。彼の犯重

は一に勝道沙門、二に示道沙門、三に命道沙門、四に汙道沙門なりと説けるを以てなり。

経部より経を通ず

(八六)此の説有りと雖も、彼「汙道沙門」は、唯、餘の沙門の相有るが故に、沙門と名くるのみ。

(八七)焼かれたる材と、假の鸚鵡の嘴と涸れたる池と、敗れたる種と、火輪と、死人との如し。

有部より難ず

(八八)若し、犯重の人にして、苾芻に非ずんば、則ち學を授くる苾芻有ること無かるべし。

経部を以て答ふ

犯重の人は、皆、他勝罪を成ずとは説かず、但だ、他勝罪を成ずるものは、定んで、苾芻に非ずと説くのみ。謂はく、或は、人有り、相續、殊勝なれば、極重の戒を犯すと雖も、而も他勝罪に非ざるなり。彼に一念の覆心有ること無きに由る。法主世尊の制立するところは、是の如し。

有部より難ず

若し他勝を犯すとき、便ち、苾芻に非ずんば、何ぞ重ねて、出家、受戒せしめざるか。

経部答ふ

彼の相續の、已に、極重なる無慚愧の爲めに壞せらるるに由り、能く、出家律儀を發するに力無きこと、焦たる種の如くなるが故なり。彼に苾芻律儀有りと觀ずるが故に、重ねて、出家、受戒せしめざ

苾芻は此の中の汙道沙門なりとの意。

【八六】此の説云云。唯戒體以外の剃髪染衣の外相あるが故にその外相に約して沙門と言ふのみ、實に戒の體あるに非らず。

【八七】焼かれたる云云。材の已に焼けざるは材に非ざれども焼かるる以前の物の名に從つて材と言ふ假の鸚鵡の嘴も、其物の形が鸚鵡の嘴に似たるが故に鸚鵡の嘴と名づく。實は鸚鵡の嘴に非ず。餘は此に准じて知るべし。

【八八】若し犯重の爲めに戒を凡べて捨するなれば、難提比丘が四重禁を犯しながら、佛は彼れの覆藏無く發露懺悔したるが故に、盡形壽戒を學せしめ如きことは有るべからざらんとの謂。(學を授くることは、能授者に約して言へるものにして、所學の苾芻より言へば學を受くると云ふ意味なり。)

るには非ず。然る所以は、設ひ、彼れ、後時に、是れ苾芻なりと謂ふとも、便ち、所學を捨すれば、亦、彼れ、重ねて、出家することを許さざるが故なり。此の(八九)無義に於いて、苦ごろに救ふこと、何の爲めぞ。若し、是の如き人に、猶、苾芻の性有らば、應に、自ら是の如き類の苾芻に歸して禮すべし。

法密部を破す

(九〇)正法の滅する時には、一切の結界羯磨、及び、(九一)毗奈耶無ければ、未だ得せざる律儀を新に得する理無しと雖も、而も先に得せる者を捨すべき義有ること無し。

定道二律儀の捨

第二項　定道二律儀の捨

靜慮、無漏の二律儀等は、云何にして當に捨すべきか。

頌には曰く、

(九二)定生の善法を捨するは、易地と退等に由る。

【八九】無義とは無益と云ふに同じ。

【九〇】正法滅する時云云。以下法密部を破す

【九一】毘奈耶（Vinaya）とは律のこと。佛の正法の滅する時には、結界羯磨律等悉く無くなる故に、未得戒の者の新に得戒することは勿論無けれども、已得の者が捨する道理は無し。

【九二】頌の舊譯

由₌度地及退₋、棄₌捨定得善₋、

無色亦爾、聖、得果、練根、退。

次に定道二律の捨は、一般に定地の善は、

(一)地を易ろにあり。

(二)その得を退するに由る。

又無漏の善法は、同樣に、

(一)上果を得するときは下果の善を捨す。

(二)鈍根より轉じて利根に至る時は、同時に鈍根聖者に俱なる無漏を捨す。

(三)退を得するが故に捨す。

聖を捨するは得果と、練根と及び退失とに由る。

論じて曰はく、諸の靜慮地所繫の善法は、二緣に由りて捨す。一に地を易ふるに由る。謂はく、下地より上地に生ずる時、或は上地より沒して、下地に來り生ずる時なり。二には退を得するに由る。謂はく、已に獲たる勝定の功德從り退失する時なり。

「頌に」「等」と言へるは、(九三)衆同分を捨するとき、亦、少分の殊勝の善根を捨することを顯さんが爲なり。

定地の善法の捨

色界中の所有の善法を、易地と退とに由りて捨するが如く、無色界も、亦、然り。(九四)唯、律儀無きことは色界と異り。

無色界の善法の捨

無漏の善法は、三緣に由りて捨す。一には(九五)得果に由る。謂はく、得果する時に、前の向道、及び、果道を捨するが故なり。二には(九六)練根に由る。謂はく、練根の位に、利道を得するに由りて、鈍道を捨するが故なり。三には(九七)退

無漏善の三緣捨

【九三】衆同分云云。命終によりて煖、頂、忍、世第一の四善根の或る部分(煖、頂、下中忍)を捨するをいふ。こは當地に死して當地に生ずる場合にもある事柄にて易地捨の中に攝すべからざるを以て、等といへるなり。少分といへるは四善根中、上忍と世第一とは必ず見道に進み、途中にて命終することなきが爲なり。

【九四】唯律儀なきことは、無色界のは身語なきを以て、その七支の律儀もなきなり。

【九五】得果に由るとは、例へば第二果を得るときは、第二果の向道の無漏、及び初果の無漏を捨し、其の時、前の向道果道の道共戒を捨す。

【九六】練根とは能力を練磨すること。

【九七】例へば、不還の聖者が若し不還果を退するならば、彼は不還果なる後の道を捨す。

失に由る。謂はく、退を得するは、(九八)果道、(九九)勝果道を退失するが故なり。

第三項　不律儀の捨

不律儀の捨

是の如く、已に諸の律儀を捨することを説きつ。不律儀は、云何にして、捨するか。

頌に曰はく、

(一〇〇)惡戒を捨することは死と　得戒と二形生とに由る。

死捨

論じて曰はく、諸の不律儀は、三縁に由りて捨す。一には、死に由る。所依を捨するが故なり。

得戒捨

二には得戒に由る。謂はく、若くは、別解律儀を受得し、或は靜慮律儀を獲得するに由りて、惡戒便ち捨す。

(一〇一)因緣力に由りて、律儀を得する時、諸の不律儀は一切、皆斷ず。善惡の戒は、其の性相違し、善

併し彼若し第二定を得て居れば、又第二定よりも退す、彼は不還果中の勝れたる第二定地の道をも捨するなり。

【九八】果道（Phala-mārga）とは果に屬する無漏道のこと。故に果中の道の謂なり。

【九九】勝果道（Phala-viśiṣṭamārga）とは果を得し了りて餘の前のに勝れたる果に趣く無漏道のこと。

【一〇〇】頌の舊譯

捨二不護一得レ護、死、二根生故。

不律儀の捨は、三縁による。

三縁とは次の如し。

(一)に所依の身の死。

(二)に善の律儀を得すること。

(三)に二形倶生するとき。

【一〇一】因緣力云云。同類因の力と他の音聲の力とによりて善の律儀を得る時、その力によりて反對性の不律儀を斷ずるが故なり。

戒は、中に於いて、勢力强きを以ての故なり。三には相續に、二形の倶生するに由る。爾の時に於いて、所依、變ずるを以ての故なり。（二形捨）

惡戒の難捨

惡戒に住する者が、或は、時ありて不作の思を起し、刀網等を捨すと雖も、若し、諸の善律儀を受得せずんば、諸の不律儀は棄捨す容きこと無し。譬へば、發病の因縁を避くと雖も、良藥を服せざれば、病の、遂に愈え難きが如し。

問

〔一〇二〕不律儀の者ありて、近住戒を受け、夜盡の位に至りて、律儀を捨する時に、不律儀を得すと爲んか、處中〔を得す〕と名くと爲んか。

第一解

有る餘師は說く、不律儀を得す。〔一〇三〕惡の阿世耶、永く捨するに非ざるが故なり。熱鐵を停むるに、赤、滅して、青、生ずるが如しと。

第二解

〔一〇四〕有る餘師は言ふ、若し更に作さざれば、彼をして、不律儀を得せしむるに緣無し。不律儀は、表に依りて得するを以ての故なりと。

第四項　處中の無表の捨

處中の無表の捨

處中の無表は、捨すること、復た、云何。

【一〇二】不律儀云云。初め不律儀に住せしものが、偶〻近住戒を受けたる時は、彼れは、近住戒の一晝夜の期限が過ぎて律儀を捨し已らば、又再び元の不律儀を得するか、將た又惡の處中に住するかとの問。

【一〇三】惡の阿世耶云云。先の得戒の時に唯一晝夜殺生せずと誓へる爲め惡意樂の緣は永く捨せず。故にその時は又本の不律儀を得すとの意。

【一〇四】有る餘師の第二說にては善戒を受くる時は、惡戒は一應捨し已るものとし、從つて一旦近住戒を得せる以上、夜盡の後に至るも再び不律儀の行爲をなさざる限り、不律儀を得すること無しと說く。

頌に曰はく、

〔一〇五〕中を捨するは受と勢と、作と事と壽と根との斷ずるに由る。

處中の六緣捨

(一)斷受心捨

論じて曰はく、〔一〇六〕處中の無表は、捨すること六緣に由る。一には受心の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、所受を捨するとき、是の念を作す。言はく、我れ今時より、先に受けし所を棄てんと。

(二)斷勢力捨

二には〔一〇七〕勢力の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、淨信と煩惱との勢力に由りて引かれたる無表は、彼の二の限勢の、若し斷壞する時は無表も、便ち、捨す。放たれたる箭、及び、陶家の輪の弦等の、勢力の盡くる時、便ち止る如

【一〇五】舊譯　疾心、受、行、物、命、根斷捨レ中

處中の無表を捨することは左の六の事情による。謂く、
(一)受力によりて得する所は受力の滅斷するによりて捨す。
(二)重行に由りて得する所は、重行の斷ずるに由りて捨す。
(三)又從來禮佛等の緣によつて起り又相續せるものは、それ等の作業を廢するに由りて捨す。
(四)田に由りて得せるものは、所施の事物の斷懷して原因の滅するに由りて捨す。
(五)所依止たる身の滅するが爲めに捨す。
(六)唯善の處中の無表に局りて言はば、原因たる善根の斷ずるに由りて捨す。
是れを要するに處中の無表を捨することは、一般に消極的にして、その原因たるものの、又は根本的條件たるものの缺除し斷壞するによりて捨すといふべし。

【一〇六】處中の無表は、(一)には田によりて得し、(二)には受力によりて得し、(三)には重く考慮して行ずるによりて得す。その中、第一の斷受心捨は、(二)の受（誓受）力によりて得せるものを、その受の力の斷ずるに由りて捨するものなり。

【一〇七】勢力の斷ずるに由るとは(三)の重行によりて得したる無表にして、深き淨信を以て行じ重き煩惱にて行ずる時に起る無表のこと。その淨信又は煩惱の勢力斷ずるが故に無表も捨するなり。

し。

(三)断作業捨

三には(一〇八)作業の断壊するに由るが故に捨す。謂はく、所受を、後に、更に、作さざるが如し。

(四)事物断捨

四には事物の断壊するに由るが故に捨す。

事物とは何ぞ。

謂はく、捨施する所の寺舎、敷具、(一〇九)制多、園林、及び、施爲する所の罝網等の事なり。

(五)壽命断捨

五には(一一〇)壽命の断壊するに由るが故に捨す。

謂はく、所依止に轉易有るが故なり。

(六)断善根捨

六には(一一一)善根の壊断するに由るが故に捨す。

謂はく、加行を起して善根を断ずる時、便ち、善根所引の無表を捨す。

第五項　非色の捨

非色の捨

欲の(一一二)非色の善、及び、餘の一切の非色の染法は捨すること、復た、云何。

頌に曰はく、

【一〇八】作業云云。別に意樂を起して捨するには非ざるも、從前の所作を廢したるが爲めにその結果の無表も亦捨すといふが如きものなり。

【一〇九】制多(Caitya)。又支提とも作る。靈廟又は尊崇、禮拜すべき物件を云ふ。此の無表は(一)の日によりて得したるものなり。それを施せる寺などの壊するが故に、原因の滅せる結果として捨するなり。

【一一〇】壽命云云。一切無表は所依たる身に由りて起る、而して命終する爲に、所依止の身の滅するが爲に、能依止の無表を捨す。

【一一一】善根云云。又善の處中の無表はその原因としての善根を断ずるが爲に、結果たる無表も捨す。

【一一二】非色とは無表色の捨を明せるが故に、其反對の非色の善染法を捨することを明す。欲界の非色善とは生得善と聞思慧の加行善となり。餘の一切の非色の染法とは三界の見修断の煩惱等の染汚法のこと。

(二三)欲の非色の善を捨するは、根斷と上生とに由る。
對治道の生ずるに由りて、諸の非色の染を捨す。

欲界非色の二緣捨

論じて曰はく、欲界の一切の非色の善法は、捨すること、二緣に由る。一には善根を斷ず、二には上界に生ず。

三界非色の染汙法の一緣捨

三界の一切の非色の染法は、捨すること、一緣に由る。謂はく、彼は、但だ(二四)對治道の起るに由る。若し此の品類の能斷の道生ずれば、此の中の所有の煩惱、及び、彼の助伴を捨すべし。餘の方便には非ず。

第十九節　三界五趣の有情と善惡律儀の成就

三界五趣の有情と善惡律儀

善惡の律儀は何の有情に有るか。

頌に曰はく、

(二五)惡戒は人なり。地と、二の黃門と二形

【二三】頌の舊譯
欲界無色善、根斷上生捨、
由對治生故、捨無色染汙。
欲の非色の善を捨するは、
(一)善根を斷ずるに由り、
(二)上界に生じ、欲界の緣を斷つに由りて捨し、一切非色の染法を捨するは對治道の生ずるに由りて捨す。

【二四】對治道とは、其等の染法を對治すべき無漏道をいふ。

【二五】頌の舊譯
人道不護除二二黃門二根一、
鳩婁、護亦爾、天亦人具レ三、
生二欲色界天一、定護、復無流、
除二中定無想一、天及無色界。
此の一段は上來解說し來れる善惡律儀を三界五趣の有情に望めて、その成就の上の關係を明にしたるものなり。先づ不律儀は人趣に有りと雖も、その中の唯三洲に限りて北洲には無く、又人趣中にも扇搋等と二形等とには無し。此の

とを除く。
律儀は、亦、天に在り。唯、人にのみ、三種を具す。
欲の天と色界とに生じては、靜慮律儀有り
無漏には、無色を并す、中定と無想とを除く。

不律儀

論じて曰はく、唯、人趣に於いてのみ、不律儀有り。然るに北洲を除き、唯、三方に有り。三洲の内に於いても、復た、扇搋と、及び、半擇迦と、二形を具する者とを除く。

律儀

律儀も、亦、爾り。謂はく、人中に於いて、前に除ける所を除く、并に〔二六〕天にも、亦、有り。故に、〔二七〕二趣に於いて、律儀有る容し。

二黄門等の律儀の所縁に非ざる根據教證—大名經

復た、何の縁を以て、扇搋等の所有の相續は、律儀の依に非ざることを知るか。

經律の中に、誠證有るに由るが故なり。謂はく、〔二八〕契經に說く、佛、大名に告ぐらく、諸有の在家の白衣の男子にして、男根を成就せるものの、佛法僧に歸して、殷淨の心を起し、誠諦の語を發して、自ら、我は、是れ鄔波索迦なり。願くは、尊よ、憶持して、慈悲護念し給へと、是れに齊りて、

ことは亦律儀に於ても同樣なるも、唯律儀は更に欲界六欲天等にも有る點に於て異る。更に之れを細說すれば、律儀の三種を凡べて具するは唯人趣のみに限り、靜慮律儀は六欲天及び色界諸天に有り、無漏律儀は更に無色界に及ぶもそれは唯成就するのみにして無色には色無きが故に現起することはあらず。且つ、その色界中に於ても、唯異生のみ生じて聖者に關係無き中間定と無想定との二には無漏律儀を缺く。

【二六】天とは欲界六欲天の謂にして、定道生の律儀有り。

【二七】二趣とは人天二趣。

【二八】契經。雜阿含卅三、此論第十四參照。

名けて、鄔波索迦と曰ふと。

（二九）毗奈耶の中にも、亦、是の說を作す。汝、應に、此の色類の人を除棄すべしと。故に知る、律儀は、彼の類に有るに非ざるを。

律儀—十誦律

復た、何の理に由りて、彼に律儀無きか。

理證

（三〇）二の所依の起す所の煩惱は、一の相續に於いて、倶に、增上なるに由るが故に。正思擇に於いて、堪能無きが故に。極重の慚愧心有ること無きが故に。

二黃門に不律儀なき所以

若し爾らば、何が故に不律儀無きか。

彼は惡の中に於ても心の不定なるが故なり。

（三一）又、若し、是の處に、善の律儀有るときは、則ち、惡の律儀も彼に於ても、亦、有り。此の二種は、相翻じて立つるに由るが故なり。

北洲を除く理由

（三二）北倶盧の人は、受、及び、定無く、及び、造惡の勝れたる阿世耶も無し。是の故に、彼には、善戒も惡戒も無し。

【二九】毗奈耶。十誦律廿一參照。彼の類とは、扇搋等の者をいふ。

【三〇】二の所依云云。二形の者は男女の二の煩惱が極めて增上して起り、爲めに戒を發得すること能はず。聞思修の慧によりて邪を離れて正等の思擇もなし得ず、又極重の慚愧もなく、一般に心の劣なるが故に戒を得せず。

【三一】又若し云云。二黃門に善の律儀あらば惡律儀もあるべき筈なれど、已に善律儀なき以上、惡律儀のみあるべき筈なし。

【三二】北倶盧洲には受戒無きが故に別解脫戒無く、入定といふこと無きが故に、亦、定生の律儀もなく、造惡の強意樂無きが故に不律儀も無し。

惡趣に除く理由

猛利の慚愧は、惡趣の中に無し。故に、律も不律儀も彼に於いては、亦、有るに非ず。勝れたる慚愧と相應し、相違して、方に、律儀と不律儀と有るが故なり。

再び扇搋等を除く理由の喩説

又、扇搋等は、鹹鹵田の如くなるが故に、善戒惡戒を生ずること能はず。世間に現見する諸の鹹鹵田は、嘉苗も穢草も滋生すること能はず。

惡趣に受戒すること有るの難

(一三三)若し爾らば、何の故に、契經の中に、「卵生の龍有り。(一三四)半月の八日毎に、宮より出でて、人間に來至し、八支の近住齋戒を受けんこと求む」と言へるか。

釋

此れは(一三五)妙行を得するのみ。律儀を得するには非ず。是の故に、律儀は、唯、人天にのみ有り。

三律儀を具備するは人趣に局る

然るに、唯、人のみ三種の律儀を具す。謂はく、別解脱、靜慮、無漏なり。

天界と靜慮律儀

若し(一三六)欲天に生じ、及び、色界に生ずるは、皆、靜慮律儀有ることを得容きも、無色界に生ずるは、彼[の律儀]は、必ず、有るに非ず。

無漏律儀と天界

(一三七)無漏の律儀は、亦、無色にも在り。謂はく、若し生じて欲界天の中に在ると、及び、色

【一三三】若し爾らば云云。惡趣に受戒なしとするならば、何が故に契經に龍の受戒を說きたる所あるかとの難なり。

【一三四】半月の八日毎にとは、白半十五日の中日、黑半十五日の中日をいふ。

【一三五】妙行云云。龍は八齋戒を受くとも、唯處中の妙行を得するのみにして、律儀には非ず。

【一三六】欲天云云。六欲天以上には別解脱戒無し。然し、六欲天と色界諸天とには定共戒は有り。無色界に生ぜるものはそれも無し。

【一三七】無漏の律儀云云。こは最後の二句を解したるものなり。謂く、無漏の律儀は欲天、色天、無色天に何れもあれど、除外例といふべきは色天中の中間定と無想定となり。何んとなれば、そは異生外道のみ生ずる所なればなり。又、無色界には無漏律儀ありといふとも、色なきを以て、ただ下

界の中に生ぜるとには、中定と無想とを除きて皆、無漏の律儀有ることを得容し、無色の中に生じては、唯、成就することを得るも、色無きを以つての故に、必ず、現起せず。

第二章　經所說の諸業

第一節　三性業

經說の諸行

諸業の性相の不同を辯ずるに因みて、當に、經の中に標する所の諸の業を釋すべし。

且らく、(二三八)經の中に業に三種有りと說く。善、惡、無記なり。

其の相云何。

頌に曰はく、

(二三九)安と不安と非との業を、善と惡と無記と名づく。

の六地の無漏律儀を成就するのみにて、現行することなし。

【二三八】善等三業を說く經、四阿含中に見えず。恐らく義を取つて此の言を爲せる者か。雜阿含經十八曰、善不善無記無レ知云云。

【二三九】頌の舊譯　平不平異業、善不善異二、以下、上來主として戒律的意義によつて明し來れる業を果報に望めて分類的に明す。今はその最根本的分類として三性業を明す。

善業

論じて曰はく、是の如きを名けて善等の業の相と爲す。謂はく、(二〇)安穩の業を說きて、名けて善と爲す。能く、可愛の異熟と涅槃とを得し、暫と永との二時に、衆苦を濟ふが故なり。

不善業

不安穩の業を名けて不善と爲す。此に由りて、能く、非愛の異熟を招き、前の安穩と「その」性、相違するが故なり。

非二業

前の二に非ざる業に無記の名を立つ。記して、善不善と爲す可からざるが故なり。

第二節　福等三業

福等三業

又、(二一)經の中に說かく、業に二種有り。福、非福なり等と。其の相云何。頌に曰はく、

(二二)福と非福と不動とあり。欲の善業を福と名け、
不善を非福と名く。　上界の善は不動なり。
自地の處所に約するに　業果、動無きが故なり。

【二〇】安穩の業とは安穩の果報を受くる業といふ義。

【二一】經の中云云。中阿含二十七達梵行經(是六、三三右)參照。

【二二】頌の舊譯

福非福不動、苦受等復三、
欲善業福德、上界善不動、
由下業於二自地一約レ報不もレ可レ動

又業は其の福非福なる別に由りて福業(Puṇya-karma)、非福業(Apuṇya-karma)、不動業(Aniñjya-karma)の三種に分つなり。

三業の釋

論じて曰はく、欲界の善業を說きて名けて福と爲す。可愛の果を招きて有情を益するが故なり。諸の不善業を說きて非福と名づく。非愛の果を招きて有情を損ずるが故なり。上二界の善を說きて不動と名く。

妨難

(三三)豈に、世尊は、下の三定を說きて、皆、有動と名けずや。

通釋

聖は、此の中に、尋伺等の有るを說きて名けて動と爲すが故なり。下の三定には、(三四)尋伺等の災患ありて、未だ息まざるに由るが故に、動の名を立つるのみ。(三五)不動經の中には、能く、不動の異熟を感得するに據りて、說きて不動と名く。

有動にして無動の果報ある所以

如何にして、有動の定が、無動の異熟を招くか。

此の定の中には、災患の動有りと雖も、而も業を果に對するに、欲界の動轉有るが如きには非ざるが故に不動の名を立つ。謂はく、(三六)欲界

【三三】豈に云云。上二界の善を不動と名くるは、經に違せずや。經には下三定(色界)を有動と說く故に云云の意。中阿含五十烏陀夷經曰、烏陀夷比丘離レ欲、離ニ惡不善之法一、有覺有觀、離生喜樂、得ニ初禪成就遊一、聖說ニ是移動一、此中有覺有觀、是聖說ニ移動一、烏陀夷覺觀已息、內靜一心無覺無觀、定生喜樂、得ニ第二禪遊一、是聖說ニ移動一、若此得レ喜、是聖說ニ移動一、烏陀夷離ニ於喜欲捨一無レ求レ遊、正念正智而身體樂、謂聖所說聖所捨念樂作空、得ニ第三禪成就遊一、是聖說ニ移動一、若此說ニ移動一、心樂、是聖說ニ移動一。

【三四】尋伺等の災患とは此の論二十八、參照。

【三五】不動經。中阿含十八淨不動道經曰、若我可レ得ニ大心成就一、掩ニ伏世間一、攝ニ持其心一者、如レ是心便不レ生ニ無量惡不善之法一、增ニ伺恚及鬪諍等一、謂聖弟子學時、爲作ニ障礙一、彼以ニ是行一以ニ是學一、如レ是修習而廣布、方便於レ處得ニ心淨一、於レ處得ニ心淨一已比丘者、或於レ此得レ入ニ不動一。

【三六】欲界の中にては云云。欲界の業は、それに對する果報

の中にては、餘の趣、處の業も、別緣の力に由りて異れる趣處に受くることあり。或は、業あり、能く、外內の財位、形量、色力、樂等を感ずるもの、天等の中に於いて、此の業熟すべきに、別緣の力に引轉せらるるに由るが故に。人等の中に於いて、此の業の、便ち、熟するを以てなり、色、無色界には餘の地處の業の、轉じて、異れる地處に受けしむべきこと無し。業、果の處、定まるを以て、不動の名を立つ。

第三節　順樂受等の三業

順樂受等三業

又、經の中に說かく、業に三種有り。(一三七)順樂受なり等と。

其の相、云何。

頌に曰はく、

として、趣處(引業)及び運命等(滿業)が大體に於て定まりゐるも、散地なるを以て改轉し易く、強く善心又は惡心の起ることあれば其の力により て大體定まれる趣處も改轉して、別の趣處等を感得することあり。之に反して、上界にありては、初禪の業は必ず初禪の果を招き、乃至三禪の業は三禪の果を招くといふが如く趣處、一定して動轉することなきが故に之を不動とは名くるなり。頌文に「自地の處所に約して業果、動なきが故なり」といへるは、即ちこの意味なりとす。

【一三七】順樂受等等。

順樂受業　(Sukha-vedaniya-karma)。

順苦受業　(Duḥkha-vedaniya-karma)。

順不苦不樂受業　(Aduḥkhasukha-vedaniya-karma)。

この三業の分類は業に對する果報を此等の感情に配發して論じたるものとす。

(一三八)順樂と苦と非二となり。善は三に至るまで順樂なり。
諸の不善は順苦なり。上の善は順非二なり。
餘の說かく下にも、亦、有り。中の異熟を招くに由ると。
又、此の三業は非前後に、熟すと許すが故なり。
順受に總じて五有り、謂はく、自性と相應と、
及び、所緣と異熟と現前と差別するが故なり。

順樂受業（第二句）

論じて曰はく、(一三九)諸の善業の中、初め、欲界より第三靜慮に至るまでを順樂受業と名く。

順苦受業（第三句）

諸の樂受は、唯、此〔の第三靜慮〕に至るのみなるを以ての故なり。諸の不善業を順苦受と名く。

順不苦不樂業（第四句）

三靜慮を過ぎて、上地の諸の善業を、說きて名けて順不苦不樂受と爲す。此より上には、都べて、苦樂の受無きが故なり。

所謂受の意義

(一四〇)此の諸の業は、唯、受の果をのみ感ずる

【一三八】頌の舊譯
樂善至二三定一、向レ上善非レ二、
於二欲界惡業一、立レ名有二苦受一、
餘說下有レ中、中間定報故、
無前後報熟、由二佛說一三業、
自性及相應、境界與果報、
或由レ令二現前一、受義有二五種一。
三頌十二句ある中、初の一頌（一句―四句）は三受業の性質を說けるものなり。次ぎの一頌（五句―八句）は、三受業中特に第二の順非二業の所在に關する異論を述べたるもの、最後の第三頌（九句―十二句）は順受の意義を明にしたるものとす。詳しくは長行に就いて見るべし。

【一三九】諸の善業云云。善業ありて、その果報として、欲界より第三禪に到るまでを感得するを、順樂受業と名づくるなり。何んとなれば、第三禪まで樂受あるを以て、善業の果として、その樂を感ずるを以てなり。

【一四〇】此の諸の業云云。斷り書

には非ず、應に知るべし、亦、彼の、受の資糧をも感ず。〔其の〕受、及び、資糧を、此の中には、受と名けしものなり。

異說（第五-六句）

有る餘師は說く、（一四一）下の諸地の中にも、亦、第三の順非二業有り。（一四二）中定の業の異熟を招くに由るが故なり。（一四三）若し此に異らば、中間定の業は、異熟無かるべし、（一四四）或は、業無かるべし。苦樂の異熟果無きを以ての故なりと。

異說二

（一四五）有る餘師は說く、此の業は、能く、根本地の中の樂根の異熟を感ずと。

異說三

（一四六）有るは說く、此の業は、受の果を感ぜずと。

後二說の批評

二說は、倶に、本論と相違す。故に、（一四七）本論に言はく、頗し、業の、心受の異熟を感じて、身〔受〕に非ざるもの有りや。曰はく、有り。謂はく

なり。受云云といふが故に、四十六の心所中、ただ受のみを感得すと誤解する勿れ、その受といふ中には受を中心として、そを助くるの資糧たる他の心心所、命根、衆同分等をも含むことを忘るべからずとなり。

【一四一】下の諸地とは、第三定以下のこと。

【一四二】中間定を修して中間定の異熟を招く。

【一四三】若し此に異ならば云云。餘地の業が中間定の異熟を感ずる理なし、順樂受の根本初定の業は中定の異熟を感ぜず初定は有尋にして中定は無尋なり。初定の根本よりも中定は勝れたるを以てなり。又た欲界の業が中定の異熟を感ぜず、異地なるが故なり。又た第四定等の業も中定の異熟を感ぜず、此等は異地なるのみならず。中定の染を已に離れたるが故なり。

【一四四】或は云云。中間定の業の異熟を招かざるか、或は中間定には、總じて業なしといふ不都合を來たさんとなり。

【一四五】有る餘師云云。中間定の無尋唯伺の業は、中定と初定とは同一地の故に根本初定地の中の、眼耳身三識と相應する樂根の異熟を感ずといふ說なり。

【一四六】有るは說く云云。此の說にては、中間定の無尋唯伺の業は、異熟性の受果を感ずること無く、唯等流性一受を感ずといふ。

【一四七】本論とは、發智論十一、其文曰頗有下業感二心受一非上身耶、答、謂有、善無尋業。業の中に、第六識相應の受をのみ感じて五識相應の受を感ずること無きもの有りやとの

善の無尋業なりと。（一四八）又、本論に說く、頌し、三業の、非前、非後にして、異熟を受くるもの有りや。曰はく有り。謂はく、順樂受業の色と順苦受業の心心所法と、順不苦不樂受業の心不相應行なりと。乃至、廣く說けり。此れに由りて證知するに、下地にも、亦、順非二業有り。欲界を離れては、此の三業の、倶時に、熟すること有ること非ざるが故なり。

第二定以下の捨受業の性

此の業は、善と爲んか、不善と爲んか。

是れは善にして（一四九）劣なり。

難

若し爾らば、便ち（一五〇）所說と相違す。謂はく、善の、三に至るまでを、順樂受と名け、可愛の果を得するを、名けて善業と爲すと。

通釋

應に知るべし、彼は多分に據りて、言を爲したるのみ。

謂なり、文に、善の無尋業は第六識相應の心受を感じて、前五識相應の心受に非ずと有り。爾れば根本地の五識相應の樂根を感ずとは言ひ得ず、又心受の異熟を感ずる故に受の異熟無しともいふべからずとの意。

【一四八】又本論云云。發智論卷第十一、參照。此の文は順捨受業は下地の欲界にも通ずといふことの證にして、文は順樂苦、捨の三業が同一刹那に、非前非後異熟果を感ずること有るやとの問に對して、順樂受業は色（眼等）の異熟果を感じ、順苦受業は欲界の苦受と相應法（五識と相應するもの）とを感じ、順不苦不樂受業は命根等を感ず、而も是等は倶時に感果すといふ。然るに、是の如きは（順苦受業は唯欲界の果を感ずるが故に）欲界以外に於ては不可能のことなり。故に之れに由つて順捨受業も亦欲界に有ることを承知すべしとの意。

【一四九】劣とは第三定以下にては勝善業は凡べて樂受を感ず。從つて善業にして捨受を感ずるものは勝業なることを得ざればなり。

【一五〇】所說と相違すとは、前に第三定までの善業を順樂受業と名づくといひ、又た可愛の異熟を感ずるを善業と名づけたれば、善業にして捨受を感ずべき筈のもの無きに非ずやとの難意。

三業の釋名

(一五一)此の業は、受と體性既に殊り。如何にして、說きて、(一五二)順樂受等と爲すか。

第一釋 業は樂受と體性殊りと雖も、而も、能く、因と爲りて、(一五三)樂受を利益す。

第二釋 或は、復た此の業は、是れ、(一五四)樂の所受なればなり。

問 彼の樂は、如何にして、能く、業を受くるか。

答 樂は、是れ、此の業の異熟果なるが故なり。

第三釋 或は、復た、彼の樂は、是れ、業の所受なり。此れに由りて、能く樂の異熟を受くるが故に。

(一五五)順浴散の如く、此も、亦、然るべし。

結文 是の故に、名けて順樂受業と爲す。餘の順ずる二業も、應に知るべし、亦、爾り。

順受(第三頌)

一、自性順受 (一五六)總じて、順受を說かば、略して、五種有り。一には(一五七)自性順受。謂はく、一切の受なり。(一五八)契經に說くが如し。樂受を受くる時、實の如く、樂受を受くと了知すと。乃至、廣く說

【一五一】此の業は云云。樂は受け(感ぜ)らるるもの、業は受けらるるものに非ず、如何にして業を順樂受等といはん。

【一五二】順樂受(Sukha-vedanīya)

【一五三】樂受の生ずるを助く。

【一五四】樂の所受云云。受と業との因果の關係を且らく主客顚倒して明せるなり。業は樂受の果に受け込まれ、それを感得する所に究竟するものなるが故にかくいふ。

【一五五】順浴散 (舊論は唯浴散 Snāniya-kaṣāya) とは洗粉のこと。此の粉は浴に順ふが故に名く。散に由て浴するにより其の散を順浴と名づく。是の如く業に由りて樂を受るにより其の業を唯樂と名づく、

【一五六】總じて順受(Vedanīyatā)云云。一般に順受といふ義理は一樣ならず、略して說けば大凡、五種に分たる。業を順受といふは、その中の一種の用法なりとの義。

【一五七】自性順受(Svabhava-vedanīyatā)。順受(Vedanīyā)とは「受けうべき、感受せらるべき」と云ふ義。自性順受とは其の自性が卽ち領納する特色

けり。

二、相應順受

二には、(二五九)相應順受。謂はく、一切の觸なり。(二六〇)契經に說くが如し。順樂受觸と。乃至、廣く說けり。

三、所緣順受

三には(二六一)所緣順受。謂はく、一切の境なり。(二六二)契經に說くが如し。眼色を見已りて、唯、色を受け、色貪を受けずと。乃至、廣く說けり。色等は、是、受の所緣なるに由が故なり。

四、異熟順受

四には(二六三)異熟順受。謂はく、異熟を感ずる業なり。(二六四)契經に說くが如し。順現受業と。乃至、廣く說けり。

五、現前順受

五には、(二六五)現前順受。謂はく、正しく現行する受なり。(二六六)契經に言ふが如し。樂受を受くる時二受便ち滅すと。乃至、廣く說けり。此の樂受の、現在前する時に、餘の受有りて、能く

に由りて感受せらるべきものを指す。

【二五八】契經とは謂雜阿含十二。其文曰、樂觸緣生樂受。樂受覺時、如實知ニ樂受樂一、彼樂觸滅、樂觸因緣生受亦滅止清涼息沒、如ニ樂受一、苦觸喜觸憂觸捨觸因緣生ニ捨受一、捨受覺時、如實知ニ捨受覺一、彼捨觸滅、彼捨觸因緣生捨受亦滅止清涼息沒。

【二五九】相應順受（Samprayukta-vedanīyatā）相應する特色に由りて感受せらるべきもの、即ち觸なり。

【二六〇】契經とは、前引雜阿含十二の文。

【二六一】所緣順受（舊譯、境界受 Ālambana-vedanīyatā）とは所緣と云ふ特色に由りて感受せらるるもの、即ち所緣の境なり。下之に倣へ。

【二六二】契經とは謂雜阿含十三。其文云、比丘、眼見レ色、已覺ニ知色一、而不レ覺ニ色貪一、我先眼識於レ色有レ貪、而今眼識於レ色無レ貪、如實知乃至耳鼻舌身意法亦如是說。

【二六三】異熟順受（舊譯、果報受 Vipāka-vedanīyatā）

【二六四】契經。中阿含三思經文曰「世尊告ニ諸比丘一、若有ニ故作業一、我說彼必受ニ其報一或現世受、或後世受。若不ニ故作業一、我說此不ニ必受レ報。」

【二六五】現前順受（舊譯、現前受 Saṃmukhībhāva-vedanīyatā）とは心性活動が、一受に專注して、他の意識活動を許さざること。例へば一樂受の現前するとは、他の苦受も捨受も起らず、現前位は凡べて樂受のみなること。

【二六六】契經。中阿含二十四、大因經曰、阿難、若有下覺ニ樂覺一、彼於ニ其時一二覺滅、苦覺

此の樂受を受くるには非ず。但だ、樂受の自體の現前するに據りて、即ち、説きて名けて樂受を受くと爲すなり。

結文

（二六七）此の中には、但だ異熟順受を説く。業の能く、受の異熟を招くに由るが故に、業と受とは、體性殊ることと有りと雖も、名けて順樂受と爲すことを得。

第四節　三時業

第一項　四業、五業、八業

三時業

（二六八）是の如き三業に、定と不定と有り。其の相は云何。

頌に曰はく、

（二六九）此に定と不定と有り。定は三、順現等なり。

不苦不樂覺、彼於二爾時一唯覺二上樂覺一。

【二六七】此中には云云。かく順受に五種の用法ある中、今は第四に從つて順樂受業等と説くとなり。

【二六八】是の如き三業云云。以下業報を受くる時期に就て業を分類す。所謂三時業説なり。

【二六九】頌の舊譯

此或定不定、復定受有三、現等受レ報故。

復有二五種業一、餘師説二四句一。

四句中、初の二句は有部の正義的分類を明にしたるものなり。即ち受報の時の定まれるを、順現報受、順次生受、順後次受の三となし、之に不定を加へて四受業となすは、正當なる旨を明したるなり。次の二句は、異説を擧げたるものにして、その中第三句は五業家の説を擧げ、第四句は比喩部（經部）の四句分別に基く八業説を擧げたるものとす。

或は業に五有りと説く。　餘師は四句を説く。

三種の定（四業説）

論じて曰はく、此の上に説きたる所の順樂受等は、應に知るべし、各、定、不定の異有り。定受に非ざるが故に、不定と名く。定に、復た三有り。一には順現法受、二には順次生受、三には順後次受なり。

此の三の定業と、並びに、前の不定と、總じて、四種と成る。

異説、二種の不定（五業説）

或は、不定受業に復た、二種有らしめんと欲するも有り。謂はく、異熟に於いて、定と不定と有るなり。並びに、定業の三と合して五種と成る。

三定業の釋名

(一七〇)順現法受とは、謂はく、此の生に造りて、卽ち、此の生に熟するなり。(一七一)順次生受とは、謂はく、此の生に造りて、第二生に熟するなり。(一七二)順後次受とは、謂はく、此の生に造りて、第三生より後に、次第に熟するなり。

異解

(一七三)有る餘師は説く、順現法受業は、餘の生にも、亦、熟することを得るも、初熟の位に隨ひて、

【一七〇】順現報受（D.sta-dharma-vedaniyā）

【一七一】順次生受（Upapadya-vedaniyā）

【一七二】順後次受（Apara-paryāya-vedaniyā）

【一七三】有る餘師云云。大意は、强力の業は果も多き筈にて單に現生のみに限るべきに非ず未來次生以後にも亦果有るべしと雖も、唯、初めて招果する時に約してかく名づくとの意。光記に從へば、こは經部の主張にて、經部にては一業の能く多生を感することありと説く。（有部は一業は一生を引き多業はそを資助して完備せしむと説く）

業の名を建立して、順現等と爲すのみ。强力の業にして、異熟果の少きこと勿れと。

〔毘婆沙師の破〕毘婆沙師は、此の義を許さず。或は、業あり、果近くして、勝に非ざる有り。或は〔之れに〕相違する有るを以つてなり。譬へば外種あり。三の半月を經て、葵は、便ち、實を結ぶも、要らず、六月を經て、麥は、方に、實を結ぶが如しと。

〔譬喩者の說（八業說）〕譬喩者は、業を說くに、四句有り。一には業有り。時分に於いて定るも異熟定まらず。(一七四)謂はく、順現等の三は、定んで、異熟を得するに非ず。二には業有り。異熟に於いては定るも、時分定まらず。(一七五)謂はく、不定業の、定んで、異熟を得するものなり。三には業有り。二に於いて倶に定る。謂はく、順現業の、定んで、異熟を得するものなり。四には業有り。二に於いて倶に不定なり。謂はく、不定業の、定んで、異熟を得するに非ざるものなりと。彼れは、諸業を說くに、總じて八種と成る。謂はく、順現受に、定、不定有り。乃至、不定にも、亦、二種有ればなり。

第二項　四業の差別

〔順現等四業の差別〕(一七六)此に說く所の業の差別の中に於いて、頌に曰はく、

【一七四】謂はく順現等の三等。この業は必ず現在に熟すとか、順生に熟すとか、受報の時は定まり居るも、いかなる異熟果を得するかは、別緣の力に依存する者をいふ。

【一七五】謂はく不定業の等。前と逆の場合。

【一七六】此に說く所云云。この一段は專ら有情の境界と四業の作り方との關係を說明せんとするものなり。

（一七）四は善なり。倶に作り容し。同分を引くは、唯、三なり。
諸處に四種を造る。地獄の善は現を除く。
堅は離染地に於いてす。異生は生を造らず。
聖は生と後とを造らず。並びに、欲と有頂との退なり。

世親簡取

論じて曰はく、順現法受等の三業、唯、定、並びに、不定を四と爲す。是の説を善と爲す。此の中には、唯、時の定と不定とを顯す。經に説く所の四業の相を釋するが故なり。

四業を倶時に作ること

頗し、四業は、倶時に作ること有りや。
有る容し。
云何。
（一七八）三使を遣し已りて、自ら、邪欲を行ずるときは、倶時に究竟す。

【一七】頌の舊譯
引衆同分三、一切處四引、地獄引善三、凡於離欲處、堅不引生報、聖不造餘報、欲頂退不造。
是の如く、四業說、五業說、八業說有れども、世親はその中、經說に最も能く順ずる故を以て四業說を取れり。此の四業を時に望めて言へば俱時に造ることを得べく、三界五趣に望めて言へば總說して、四は皆一切の趣と處とに通ずと說くを得べきも、その中、地獄には善果なきが故に、順現報受の善なるは除くべし。之れを有情に個別的に望めて言へば不退堅性の凡夫は、離染せる界地に對しては、順生受業を造らず、聖者ならば、順生及び順後の二を作らず、[illegible]、諸の聖者は欲界及び有頂地に於いて、一度離染せば之れを退することと有りと雖も、再び順生受順後受二業を作ること無し。最後に四業の中、現在の衆同分を引くは、唯だ過去の業なるを以て、順現報受業を除きて餘の三業なり。

【一七八】三使を云云。使を遣はして殺生、偸盜、妄語の三を犯さしめながら、自らは邪婬戒を犯す時、その一は順現法受の果を受け、他の一は順次生受の果を受くといふが如く、

衆同分を引く業の數

幾の業か、(一七九)能く衆同分を引く。能く、引くものは、唯、三なり。順現受を除く。現身の同分は、先業の引けるものなるが故なり。

第三項　三界五趣の造業

四業と三界五趣の有情

何れの界、何れの趣は、能く、幾の業を造るか。

凡ての有情は四業を造作し得べし

諸界諸趣には、或は善なりとも、或は惡なりとも、其の所應に隨ひて、皆、四を造り容し。總じて開せば是の如し。若し別に就きて遮せば、(一八〇)地獄の中に於いては、善に順現を除く。

例外一 地獄の順現善

愛果無きが故なり。餘は、皆、造ることを得。

例外二 堅の異生と順次生受

(一八一)不退の姓を堅と名く。彼は、離染地に於いて、若し異生の類ならば、順生受を除きて、餘の三を造る可く、聖者ならば、雙べて、順生と順後とを除き、餘の二を造る可し。異生の不退は、次[生]

同時に四受の果を受くべき業を造作し得べきをいふ。

【一七九】能く衆同分云云。一期の生活をいふ。衆同分中に命根をも含めたるものと解するを可とす。

【一八〇】地獄の中云云。總じて言はば、三界五趣の何れにあるも、四受業を造り得べきも、地獄にては順現報受を得べき善業を作り得ず。何んとなれば地獄には樂果なきを以て、善をなしたりとて、當生にその果を受け得ざればなり。

【一八一】不退の云云。阿羅漢に七種の特性又は殊勝の性有り。其の中、第六に不動の性といふ有り。利根にして退墮せざるが故に又堅と名づく。但しこれは阿羅漢を得て初めて得するものには非ず。唯阿羅漢の位に至れば顯著殊勝なるのみ。故に不退の種性有るものの中には凡夫も有り又聖者も有るなり。その中、身欲界に在りて未至定に依り、欲界九品の惑を斷じ、第二定によりて初定の惑を斷ぜる異生は、次生には必定して初定又は第二定に生ずるが故に、欲又は初定の順生受は造らざるも後還た下に生ずるとあれば、他の三業は作り、又聖者にして不還ならば、下に還生せざるを以て順生、順後を造らず、順現と不定との二業をのみ作る。

例外三　堅の聖者と順次生受順後次受

に更に生ずること無きも、後に、還つて下に生ず。不退の聖者は、必ず下の諸地に還生すること無きが故に、「順生と順後となきも」、所生の地に隨ひて、順現受を造るべし。不定業を造ることは、一切の處に遮すること無し。

例外四　退墮の聖者

(一八二)然るに、諸の聖者の、若し欲界、及び、有頂處に於いて、已に離染を得したるものは、退墮有りと雖も、亦、順生と「順」後との業を造らず。彼より退する者は、必ず、果を退するが故に。諸の果を退し已れるものは、必ず、命終せざること、後に當に辯すべきが如し。

第四項　特に中有の造業に就きて

中有と造業

中有の位に住しても、亦、業を作るか。

亦、造る。

云何。

頌に曰はく、

(一八三)欲の中有にては、能く、二十二種の業を造る。

【一八二】然るに云云。欲界の染を離れたる不還果の聖者と、有頂の染を離れたる阿羅漢とは假令、それより退することありとも、順次生受業や順後次受業を作ることなし。何んとなれば不還及び阿羅漢の果を退したる者は必然に命終せざる中に再び回復すればなり。この事は後の賢聖品に明にする所なれば、今は詳說せずとなり。

【一八三】頌の舊譯　二十二種業、於欲中陰引、此業但現報、彼是一果報。以上は主として本有の有情に約して言ふ所なるが、之れを中有の有情に約して言はば中有の有情は定と不定と合して二十二種の業を作る。其の中の十一の定業は唯だ此の生身を求めて餘を求めざるが故に皆、順現受に攝する所なり。その理は、中有といひ、生有本有といひ、何れも同一衆同分の上の差別なれば、その中

皆、順現受に攝す。類の同分、一なるが故なり。

欲界中有の二十二種業

論じて曰はく、欲界の中に於いて、中有の位に住するものは、能く、（一八四）二十二の業を造ること有る容し。謂はく、中有の位と、及び、胎中の五位とは、一に羯剌藍、二頞部曇、三に閉尸、四に鍵南、五に鉢羅奢佉なり。胎外の五とは、一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に中年、五に老年なり。中有の位に住しては、能く、中有、乃至、老年の定不定の業を造る。

十一定業は是れ順現受

應に知るべし、是の如き中有所造の十一種の定業は、皆、順現受に攝す。（一八五）類同分に差別無きに由るが故なり。謂はく、此の中有の位と自類の十位と、一の衆同分にして、一業の引く「所」なるが故なり。是れに由りて、別に、順中有受業を說かず。即ち順生等の業の所引なるが故なり。

有の位にて作る十一の定業は凡べて現身に果報を受くるが故なり。

【一八四】二十二とは中有一、胎内の五位、胎外の五位、合して十一に、有定不定二種の業を作るが故に、合して二十二種の業を作る。

【一八五】類同分とは順正理論四十曰、謂人等類、非レ趣非レ生、以下約ニ趣生一、中有生有同分異よ故。

第五項　定受業の相

定受業の相

諸の定受業は、其の相、云何。

頌に曰はく、

（一八六）重惑と淨心と由るものと、及び、是れ恆に造る所なると、
功德田に於いて起すと、父母を害するとの業は定なり。

重惑及び淨心による業

論じて曰はく、若し所造の業にして、重煩惱、或は、淳淨の心に由るもの、或は、常に作る所のもの、或は增上の功德田に於いて起すもの〔は定業〕なり。

常作及び增上の功德田に於ける業

功德田とは、謂はく、佛、法、僧、或は勝れたる補特伽羅なり。謂はく、（一八七）勝果、（一八八）勝定を得せるものなり。此の田所に於いては、重惑及び、淳淨の心無く、亦、常に行ずるに非ずと雖も、若くは、善、〔若くは〕不善、所起の諸業〔は定業〕なり。

父母を損害する業

或は、父母に於いて、輕重の心に隨ひ、損害の事を行ずるもの、是の如きの一切は、皆、是れ、定業に攝す。餘は、定受に非ず。

第六項　順現報受の業

順現報受業

現法果の業は其の相云何。
頌に曰はく、

【一八六】頌の舊譯　重惑及淨心、或是恆所レ行、於二功德田一定、能損二自父母一。扨て、此の定業に攝するものを、その造業の因緣事情に約して考ふるに四種あり。
（一）重惑、又は最淳淨の心を以てせるものは定業なり。
（二）常習的業は定業なり。
（三）殊勝なる對境に於いて作るものは定業なり。
（四）父母を損害するものは定業なり。
而して玆に定といふは時定の謂には非ずして專ら異熟定の謂に依るものなり。

【一八七】勝果とは預流果（見惑を斷盡して見道を出づ）羅漢果（修惑を斷盡して、初めて修道を出づ）の二。

【一八八】勝定とは滅盡、慈等の定。

(一八九)田と意との殊勝なるに由ると、及び
定んで、異熟を招きて、
永離を得する地の業とは　定んで現法の果
を招く。

田勝に由る報業

論じて曰はく、田の勝れたるに由るとは、「例せば」苾芻あり、僧衆の中に於いて、女人の語を作せるに、彼れ、現世に於いて、轉じて、女人と作れりと聞く。此れ等の傳聞は、其の類一に非ず。

意勝に由るもの

意の勝れたるに由るとは、(一九〇)黄門あり、諸の牛の(一九一)黄門の事を救脱せるが故に、彼れ現世に於いて、轉じて、丈夫を作りしと聞く。此れ等の傳聞の事も、亦、一に非ず。

永離に由るもの

(一九二)或は、此の地に生じて、永く、此の地の

【一八九】頌の舊譯
此業成二現報一、由二田意勝異一、
永離二欲地一故、若業於レ報定。
上の如き定業の中、必定して現在身の上に果報を齎らす業は、
(一)殊勝の田に對して造れる業。
(二)意志の殊妙なるもの、
(三)異熟定にして、時不定の業有るものがその業の所繋の地の惑を永離して再びその地に還生すること無きとき、それ等の業は、又現生に繰り越して受報す。
等の唯三種有り。

【一九〇】黄門云云。婆沙論一百十四曰、昔健馱羅國迦膩色迦王有二一黄門一、賢二內事一、見二五百牛將レ去二其種一、以レ財救二其牛一、善業力故卽復二男身一、王聞驚喜厚賜二珍財一、博授二高官一云云。

【一九一】黄門の事とは去勢すること。

【一九二】或は、此の地云云。永離とは、例へば欲界九品の惑を斷盡せる者は不還果を得し、例令退失すること有るも、暫時にして又再得して、再び欲界に生ずることなきが如し。この聖者は、再び本の地に生ぜざるが故に、本の地に於いて受くべき善不善業の中、時不定のものは、次生以後に於いては凡べて受く可き時無かるべきが故に、現世に繰り越し的に受報す。(文中、位といふは受報の位卽ち時のこと。)但し已に順生受、順後受有るものは、初より永離染すること能はずして、それ等の業果の滿足し招果し終れるとき

染を離するとき、此の地の中の諸の善、不善業に於いて、異熟に於いては定まるも位の定まらざる者は、此の業は、必ず、能く、現法の果を招く。若し「此の地に於いて」、餘の位の順定受業有らば、彼れは、必定して、永く、離染せる義無く、必ず、餘の位に於いて、異熟果を受く。若し異熟に於いても、亦、不定ならば、永く、離染せるが故に、異熟を受けず。

第七項　現生に造りて現生に果を報ずる業

現生に造りて、現生に果有る業

(一九三)何の田に起す業が、定んで、即ち受る。

頌に曰はく、

(一九四)佛を上首とする僧と　及び、滅定と、無諍と、
慈と、見と、修との道より出づるものとに於いて、損益する業は即ち受く。

初めて離染す。

【一九三】何の田云云。前に順現法受の條件を明にしたるが、此一段は、その中にても即受、即ち業を作すや否や、即刻に類果を受して條件を明にせんとしたるものなり。

【一九四】頌の舊譯

滅定無淨、慈、見、羅漢果起、
於レ彼損益業、果於ニ現法一受。

現在に業を作りて即時に果有るものは、六種の功德田に對する業なり、謂く、佛を上首とする僧伽、滅盡定、無淨定、慈定、見道、修道より出でし勝相續身に住する比丘に對して損傷し饒益する業こそそれなりとの意。

論じて曰はく、是の如き類の功德田中に於いて、善惡の業を爲るときは、定んで、卽ち果を受く。功德田とは、謂はく、(一九五)佛を上首とする僧なり。補特伽羅に約せば、差別に五有り。

一、滅定より出でしもの

一には滅定より出でしもの。謂はく、此の定中にては、心寂靜なるを得。此の定は、寂靜なること、涅槃に似たるが故に。若し、此の定より初めて、心を起す時は、涅槃に入りて、還た、復た出づる者の如し。

二、無諍定より出でしもの

二には(一九六)無諍より出でしもの。謂はく、此の定の中にては、無量の有情を緣じて境と爲し、增上の利益の意樂の隨逐するもの有りて、此の定を出る時には、無量最勝の功德の爲めに熏修せられたる身の相續して轉ずる有り。

三、慈定より出でしもの

三には(一九七)慈定より出でしもの。謂はく、此の定の中にては、無量の有情を緣じて境と爲し、增上の安樂の意樂の隨逐するもの有りて、此の定を出づる時には、無量最勝の功德の爲に熏修せられたる身の相續して轉ずる有り。

四、見道より出でしもの

四には見道より出でしもの、謂はく、此の道の中にては、永く、一切の見所斷の惑を斷じ、

【一九五】佛上首僧の解に關しては異說有り。光記は二釋を揭げ一は佛を上首の僧として佛於二僧中一而爲二上首一、卽此僧衆名爲二佛上首僧一と云ひ、二は佛卽上首僧とし順正理論の文を引けり。今眞諦の舊譯に徵するに曰く、若總說、大比丘衆以レ佛爲二現前上首一、若約レ人差別有レ五と有りて、恰も光師の前解と合す。

【一九六】無諍(Araṇā)とは、一切衆生に對して、その惑の起るを防がんことを念じて定に入るをいふ。詳しくは定品を見よ。

【一九七】慈定(Maitri)。一切衆生に對して慈悲の念に住する定

勝れたる（一九八）轉依を得。此より出る時は、淨身續起す。

五、修道より出でしもの

五には修道より出でしもの。謂はく、此の道の中にては、永く、一切の修所斷の惑を斷じて、勝れたる轉依を得。此より出る時、淨身續起す。

結文

故に、此の五を說きて、功德田と名く。若し中に於いて、損益の業を爲ること有らば、此の業は、必定して、能く、卽果を招く。若し、（一九九）餘定餘果より出る時は、前に修する所の、定んで、殊勝に非ずして、修所斷の惑は、未だ、畢竟じて、盡くるに非ざるに由るが故に、彼の相續は勝福田に非ず。

第五節　心受業と身受業

心受を招く業と身受を招く業

（二〇〇）異熟果の中にては受最も勝れたり。今應に思擇すべし。諸の業の中に於いて、頗しや、唯、心受の異熟をのみ招くもの、或は身受をのみ招きて、心受に非ざるもの有るかを。

亦、有り。

云何。

なり。

【一九八】轉依（Āśraya-parivṛtti）とは、前の劣等の所依身を轉じて、優勝なる所依身を得ること。

【一九九】餘定とは前五定の餘。餘果とは預流羅漢の餘、一來不還なり。

【二〇〇】異熟果云云。異熟果は言ふまでもなく、種種の要素より成立すれど、その中、最も重要の意義を帶ぶるは苦樂の感情なり。故に之に就て心受と身受の招き方を區別せんとしたるなり。

頌に曰はく、

（二〇一）諸の善の無尋の業は、唯、心受を感ずと許す。

惡は、唯、身受を感ず。是れ、受を感ずる業の異なり。

善の無尋唯伺業

論じて曰はく、善の無尋の業とは、謂はく、中定より、乃至、有頂までの所有の善業なり。中に於いて能く、受の異熟を招くは、應に知るべし、但だ、心受をのみ感じて、身には非ず。身受は、必ず、尋伺と俱なるが故なり。

不善無尋業

諸の不善業の、能く受を感ずるものは、應に知るべし、但だ身受をのみ感じて、心に非ず。［そは］不善の因は、苦受を果となすも、心と俱なる苦受をば、決定して、憂と名け、［而も］（二〇二）憂は異熟に非ざること、（二〇三）前に已に、辯ずるが如くなるを以てなり。

第六節　（二〇四）心狂業

【二〇一】頌の舊譯

若善業無覺、許受爲果報、此受是心法、若惡唯身受。

扨て、以上所明の業を再び果と考合して說かんに、之れを身心二受を招得するものとして分てば、中間定以上、有頂天までの善業たる善の無尋業は、唯心受をのみを招き、餘の一般の不善業は、唯身受をのみ招く。

【二〇二】憂とは憂根。

【二〇三】前とは論卷第三。

【二〇四】心狂とは正念を失して是非を辨ぜざるに至れる狂者のこと。特別の心所あるに非ずして受相應の心心所の狂するなり。

心狂業

有情の心狂は、何の識と因と處とぞ。

頌に曰はく、

〔一〇五〕心狂は、唯、意識なり。業の異熟より生ずること、

及び、怖と害と違と憂とに由る。北洲を除きて欲に在り。

心狂は唯意識に局る

論じて曰はく、有情の心狂は、唯、意識にのみ在り。若し、五識に在りては、必ず心狂無し。五識身は無分別なるを以ての故なり。

心狂の五緣

五因に由るが故に、有情の心狂す。

（一）業の異熟

一には有情の業の異熟に由りて起る。謂はく、彼れ藥物呪術を用ゐて、他の心をして狂せしめ、或は復た他をして欲する所に非ざるもの、〔卽ち〕毒の若き酒の若きを飮しめ、或は威嚴を現じて禽獸等を怖れしめ、〔一〇六〕或は猛火を放ちて山澤を焚燒し、或は坑穽を作りて衆生を陷墜し、或は餘の事業もて、他をして失念せしむ。此の業因に由りて、當來世に於いて、別の異熟を感じ、能く、心をして狂せしむ。

【一〇五】頌の舊譯

心癲於心心、此從業報生、怖、打、不平、憂、欲界除鳩婁。

以上所說の尾に序して業所感の六種より生ぜる精神現象の記すべきもの有り。心狂は卽ち是れにして、唯有分別なる意識にのみ有り。これ心狂は正念を失して、是非の分別を失ふことを云ふに由る。之れは、

(一)業の異熟より生じ、
(二)驚怖より生じ、
(三)非人等の害によつて生じ、
(四)四大種の乖違、
(五)過度の憂愁、

の五緣によりて生ず。而してそは欲界一般に在りて、唯北洲を除く。

【一〇六】舊譯者曰、或不求欲衆生、令飮毒飮酒、或恐怖衆生、於獵等時、或在曠野等處、從

(二)驚怖

二には驚怖に由る。謂はく非人等の、怖る可き形を現じて來り相逼迫するとき、有情は、見已りて、遂に心狂を致す。

(三)傷害

三には、傷害に由る。謂はく、(二〇七)事業をもて、非人等を惱すに因りて、彼の瞋に由るが故に、其の肢節を傷けて、遂に心狂を致す。

(四)乖違

四には、(二〇八)乖違に由る。謂はく、身內の風熱痰の界の、互に相違反して大種の乖違するに由るが故に、心狂を致す。

(五)愁憂

五には愁憂に由る。謂はく、親愛を喪失する等の事に因りて、愁毒纏懷し、心、遂に發狂す。(二〇九)婆私等の如し。

難

(二一〇)若し、意識に在りて、方に、心狂有り。復た、心狂は、業の異熟より起ると許すならば、如何にしてか、心受は、異熟に非ざらんや。

答

心狂、是れ、業の異熟なりとは說かず。但、是れ、業の異熟の所生なりと言ふのみ。謂はく、惡業の因、不平等の異熟の大種を感ず。此の大種に依りて、心、便ち、失念するが故に、說きて狂と爲す。

心狂と心亂との關係—四句分別

是の如き心狂を、心亂に對して、應に四句を作るべし。謂はく、(二一一)心狂にして心亂に非ざる有り。乃至、廣く說く。狂にして亂に非ずとは、謂はく、

レ火焚燒云云。

【二〇七】事業をもて云云。大木などに、餓鬼などの住したるとき、その大木を截りて餓鬼を惱す如し。

【二〇八】乖違とは四大種が互に乖違すること。

【二〇九】婆私(Vāsiṣṭhī)の因緣は婆沙論一百二十六日、如二契經說一、婆私瑟搋婆羅門女、喪二六子一故、心發二狂亂一、露形馳走、見二世間一已、還二得本心一。

【二一〇】若し意識云云。若し心狂にして、意識に在り、且つ、業の異熟ならば、第六意識相應の憂も亦非異熟とは云ひ得ざらんとの意。

【二一一】心狂にし心亂に非ざるものとは第一單句にして、狂者の不染汙心を起すは是れなり。狂者の故に心狂なるも不染汙心の故に心亂に非ず。

諸の狂者の不染汙心なり。(三二)亂にして狂に非ずとは、謂はく、不狂者の諸の染汙心なり。狂にして亦た亂なるものとは、謂はく、狂者の諸の染汙心なり。狂亂に非ずとは、謂はく、不狂者の不染汙心なり。

心狂の處

北倶盧を除ける所餘の欲界の諸の有情類には心狂有る容し。謂はく、欲天の心にして、尚狂者有り。況んや人と惡趣と、心狂を離るることを得んや。

地獄

地獄は、恆に、狂す。多苦、逼るが故なり。謂はく、諸の地獄は、恆に、種種異類の苦具の爲に(三三)末摩を傷害せられ、猛利にして忍び難し。(三四)苦受に逼めらるるすら、尚自ら識らず。況んや是非を了せんや。故に、地獄の中には、怨心傷歎し、猖狂馳叫すること世に傳へて文有り。

欲界聖者の心狂

欲界の聖の中、唯、諸佛を除きては、大種の乖違するとき、心狂有る容し。異熟生なるは無し。(三五)若し定業有らば、必ず先づ受けて、後に、方に、聖を得すべく、若し定業に非ざるは、聖を得するに

【三二】亂にして狂に非ずとは第二句にして、不狂の故心狂に非ず、染汙の故に心亂なり。他は知るべし。

【三三】末摩。論十、參照。

【三四】舊譯十二、曰、苦受所レ逼於二自身一亦不二了別一、何況能識二是非等事一、何心何啼天地獄傳此中應レ説云々。

【三五】若し定業云云。定業とは心狂を生ずべき異熟の大種を招く定業のこと。若しそれがあれば、先づ心狂の果を受けて、然る後に入聖し、聖を得し已りては決定して、かくの如き心狂有るべきこと無し。若し定業ならぬは入聖得果して後、聖道に由りて果を無からしめ、又五畏を離れて第二の縁による心狂も無く、非人等の聖者を害すること無きを以て、第三縁に由る心狂も無く、苦空無常非我の法性を了知せるが故に、第四縁による心狂も無し。

由るが故に、能く、果無からしむ。亦驚怖も無し、五畏を超ゆるが故なり。亦傷害も無し。諸の聖者は、非人等の憎嫌の事無きを以ての故なり。亦、愁憂も無し。法性を證せるが故なり。

第七節　曲穢濁三業

曲穢濁三業

又、經の中に說かく、業に三種有り。謂はく曲、穢、濁なりと。

其の相、云何。

頌に曰はく、

(二六)曲と穢と濁と、業は、諂と瞋と貪とに依つて生ずと說く。

【二六】頌の舊譯
說二曲穢濁業、諂曲瞋欲生一。業は更に其の發端、生起の事情に溯めて曲、穢、濁の三に分つ。曲業は法の理を曲解する五見を性とする所の諂より生じ、穢業は煩惱卽ち穢の中最も重き煩惱の一なる瞋恚より生じ、濁業は境に染著する貪煩惱卽ち濁より生ず。その所依によりて之れ等に又身語意の別有ること論を俟たず。

【二七】諂は有身等の五見を體とす。五見は法の道理を曲げて見るが故に曲といふ。

【二八】諂曲を原因となすと云ふ義なり。瞋穢の類、貪濁の類も準知すべし。

【二九】瞋は一切煩惱を穢といふ中、最も重き煩惱の故に又穢と名づく。

【三〇】貪は境に貪著するを性と爲すが故に濁と名づく。

論じて曰はく、身語意の三に、各三種有り。謂はく、曲と穢と濁とにして、其の次第の如く、應に知るべし、諂と瞋と貪とに依りて生ずる所なり。謂はく、(二七)諂に依りて生ずる身語意業を名けて曲業と爲す。(二八)諂曲の類なるが故なり。若し、(二九)瞋に依りて生ずる身語意業ならば、名けて穢業と爲す。

瞋穢の類なるが故なり。若し（三〇）貪に依りて生ずる身語意業ならば、名けて濁業と爲す。貪濁の類なるが故なり。

巻の第十六（分別業品㈠第四の四）

本論第四　業品第四

第八節　黒等の四業

第一項　黒白の四業

又（二）經の中に說く。業に四種有り。謂はく、或は業の、黒にして、黒の異熟ある有り。或は、復、業の、白にして、白の異熟ある有り。或は、復、業の、黒白にして、黒白の異熟ある有り。或は、復、業の非黒非白にして、異熟無く、能く、諸業を盡す有りと。

其の相、云何。

頌に曰はく、

【一】第四の四。此卷も前卷に引き續いて、業の種種相を辨明したる部門なり。

【二】經の中云云。以下第七、黒等四業を明す。之れは經說に依れる業の分類にして佛が經中に業の不同、果の不同、所治の殊、能治の殊に順じ、又は異熟因、異熟果の性類の不同に依り（前三業）、及び有漏の所治、無漏の能治の殊なるに依りて、分別せる所を此に錄し來れるなり。謂く善の清淨を白に喩ふると共に惡の混濁を黒に喩へ、善惡を色によりて示して、業を分別す。

黒等の四業

(三)黒黒等の殊に依りて、説く所の四種の業は、
悪と色と欲界の善と、能く彼れを盡す無漏となり。
應に知るべし、次第の如く、黒、白、倶、非と名く。

四業

論じて曰はく佛は、(四)業と果との性類の不同なると所治と能治との殊るとに依りて、黒黒等の四を説く。

黒業

諸の不善業を一向に黒と名く。染汙の性なるが故なり。異熟も、亦、黒なり。不可意なるが故なり。

白業

色界の善業を、一向に、白と名く。悪を雑へざるが故なり。異熟も、亦、白なり。是れ可意なるが故なり。

即ち、
一、一切不善業は染汙の性の故に黒と名づけ、
二、色界の善業は悪を混ぜざる故に白と名づけ、
三、欲界の善業は善中に悪の伴ふ故に倶と名づけ、
四、前三業を斷ずる業は不染汙の故に黒に非ず、白の異熟無き故に倶非業と名く。經とは中阿含廿七、達梵行經。其文曰「云何知業有報、謂有業黒有黒報、或有業白有白報、或有業黒白、黒白報、或有業不黒不白、無報業、業盡、是謂知業有報云云。」中に於いて「悪名黒、色善名白、欲善名黒白、能盡彼無漏、名倶非」(光記)、

【三】頌の舊譯。
黒白等差別、復説業四種、
非善欲、色有、善、次第應知、
黒白有二業、能滅彼無流。
此の一段は業を色(いろ)に由りて分別せる、その分類を掲げたるものにして、その分類の基礎は三性に有り。即ち三界の悪業を黒業と名づけ、欲界の善業を黒白業、色界の善業を白業、一般無漏の業を非黒非白業と名づく。之れ等はその招く所の果報もその性に順ず。

【四】「業と果との性類不同」とは前三業の分類の標準にして、所治、能治の殊るとは、後の倶非業の標準をいふ。(光の第二義、頌疏、寶等)。

無色の善を言はざる理由

何故に、無色界の善を言はざるか。

毘婆沙師の解

(五)傳說すらく、若し處に、二の異熟、謂はく、中生[二一]有るとき、三種の業、謂はく、身語意を具すれば、則ち、說きて、餘には非ずと。

論主の破

(六)然れども、契經の中の有る處にも亦說けり。

黑白業

欲界の善業を名けて黑白と爲す。惡の雜る所なるが故なり。異熟も、亦、黑白なり。非愛の果、雜るが故なり。

黑白

(七)此に、黑白の名は相續に依りて立るものにして、自性に據るには非ず。

所以は何。

一業、及び、一異熟の、是れ、黑にして、亦白なること無きを以てなり。互に相違するが故に。

難

(八)豈に、惡の業と果とも、善の業と果との雜るが故に、是れ、則ち、亦、名けて白黑と爲すべきにあらずや。

答

(九)不善の業と果とは、必ずしも、善の業と果

【五】 傳說すらく云云。婆沙百十四に九說ある中、今はその第三義によりて答へたるなり。謂ふ意は、異熟に生有、中有の二あり、業に身語意の三あるの條件を具備したる場合に就て、黑白業の事を說く。然るに無色には中有なく、又身語業もなければ之を說ぜざるなりと。

【六】 然れども云云。論主の曰く、或る經には無色の業を白業にして白の異熟ある中に數へありと。

【七】 此に云云。欲界の善の業果を黑白といへるは、善の業果共者を指して云へるにあらずして、一相續の身中に或時は善、或時は惡の業果の起るを指すなりと。

【八】 豈に云云。若し善の業果にして、相續中に惡の業果の雜るによりて黑白といひ得るならば、惡の業果もその相續

非黑非白

との爲めに雜せらるべきに非ず。〔之に反し〕、欲の善の業と果とは、必定して、惡の業と果との爲めに雜せらるべし。（一〇）欲界の中には、惡の、善に勝るを以ての故なり。

諸の無漏の業の、能く永く前の三業を斷盡するを、名けて非黑と爲す。不染汚なるが故なり。亦、非白と名く。白の異熟を招くこと能はざるを以ての故なり。

此に非白と言ふは、是れ、（一一）密意の說なり。佛は、彼の（一二）大空經中に於て、阿難陀に、諸の無學法は、純善純白にして、一向に、罪無しと告げ、（一三）本論にも、亦、云何が白法なる。謂はく、諸の善法と、無覆無記〔法〕なりと言ふを以てなり。

（一四）異熟無しとは、界に墮せざる故に。流轉法と性の相違するが故なり。

中に善の業果の交ることあるべきを以て、同理にて白黑といひ能はざる理由なかるべしとの難なり。

【九】不善の業と果とは云云。斷善根者や地獄の異熟の如き、不善の業果には、その相續中に善のそれの雜らざることあれば、白黑といひ得ず。之に反し、欲の善の業果には必ず惡のそれが雜る故黑白と名づけざるべからずと。

【一〇】欲界の中には云云。婆沙論一百十四卷曰、欲界中不善强盛、不下爲二善法一之所上陵雜上、以二不善法一能斷二自地善一故、善業羸劣、而爲二不善一之所二陵雜一、以二欲界善不一レ能レ斷二不善一故云云。

【一一】密意の說とは、實は無漏法は白といひ得べきも、已に非黑といひ、且つは色善に擇ぶ必要上、暫らくかく云へるのみとの義。

【一二】大空經云云。中阿含、四九。

【一三】本論とは品類足六。其文曰、有罪法云何。謂不善、及有覆無記法。無罪法云何。謂善、及無覆無記法。黑白法、有覆無記法順退、非順退法亦爾。旣諸善云二白法一無漏是善故云云。

【一四】異熟なし云云。前に「白の異熟を招く能はざるが故に」といへる文句を釋したるものとす。

無漏業と黒等の三業との關係

(一五)諸の無漏の業は、皆、能く前の三業を盡すと爲んか不か。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

(一六)四法忍と、欲を離るる、前の八無間と倶なる、
十二の無漏の思は、唯、純黒業を盡す。
欲と四靜慮とを離する、第九の無間の思は、
一は雜と純黒とを盡し、四は純白をして盡きしむ。

黒業を斷する無漏業(第一頌、前四句)

論じて曰はく、(一七)見道の中に於ては、四の法

【一五】諸の無漏等。上に敍べたる無漏業の斷業を別に細說す。無漏業は軈がて、造惡習染の衆生の解脫入涅槃を可能ならしむ可き根帶なるも、中に於て斷業の勢力各別なればなり。

【一六】頌の舊譯

於法忍、離欲、於八次第道、
十二種故意、此能滅黒業、
於第九故意、能滅黒白業、
白業離欲定、後次第道生。

八句(二頌)の中、初の四句一頌は、頌の純黒業を斷する無漏業を明し、後の四句は純黒と、黒白と純白とを斷する無

智忍と、及び、修道に於ては、欲の染を離する位の前八無間の聖道と倶に行ずるに十二の思有り。唯、純黑をのみ盡す。

黑白業を斷ずる無漏業（五句—七句）

(一八)欲界の染を離する第九の無間の聖道と倶に行ずる一の無漏思は、雙べて黑白、及び、純黑を盡きしむ。此の時、總じて、欲界の善を斷ずるが故に、亦、第九の不善業を斷ずるの故なり。

純白業を斷ずる無漏業（五、六、八句）

(一九)四靜慮の、一一の地の染を離する第九の無間道と倶に行ずる無漏の思は、此の四は、唯、純白業をして盡きしむ。

問

(二〇)何に緣りてか、諸地の有漏の善法は、唯、最後道のみ、能く斷じて、餘には非ざる。

漏業を明にしたるものなり。

【一七】見道の中に於て云云。純黑業は、ただ欲界のみあるを以て、之を斷ずる無漏業も、所詮、欲の煩惱を斷ずるものに外ならず。先づ之を見道よりするに、十五心ある中、欲の煩惱を斷ずる作用あるは、苦法智忍、集法智忍、滅法智忍、道法智忍の四法智忍ならざるべからず。又之を修道よりするに欲界繫の修惑に九品あり、從つて九無間道九解脫道ある中、其九無間道は正しく欲惑を斷ずる作用を有するものなり。然れども第九無間道は次ぎに述ぶるが如く、特別に取り扱ふ必要あるを以て純黑業を斷ずるものとしては前八無間道にて足る。卽ち前の四法智忍とこの八無間道と伴ふ所の無漏の十二思によりて純黑業を滅するなり。

【一八】欲界の染を離する云云。頌に欲と四靜慮とを愛する云云とある中、特に欲を離する方面に就て述べたるなり。卽ち欲の修惑を斷ずる第九無間道は、純黑業を斷ずるは勿論ここに到りて總して欲の繫縛を斷ずるを以て、この無間道に伴ふ無漏思は、更に欲の善業、卽ち黑白をも斷盡し得る力あることになるなり。故に之を黑白及び純黑を双べて盡きしむといふ。

【一九】四靜慮云云。純白業は色界の善業なるを以て、色界の修惑を斷ずる聖道を倶起する無漏思により斷ぜらるべきなり。然るに、四靜慮の一一に九品の惑あるを斷ずるは、その一一に對する九無間道にして、特に第九無間道は、その

答

(三)諸の善法は、自性断に非ざるを以て、已に断ずるも、現在前す容きこと有るが故に。然るに、彼れを縁ずる煩悩の盡る時を、方に説きて名けて彼の善法を断ずと為すに由るを以てなり。爾の時、善法の、離繋を得するが故なり。

最高位なるを以て各地の第九無間道と倶起する四の無漏思こそ、純白業を断盡するものと言はざるべからず。以上の關係を暫らく圖にて示せば次の如し(普寂の要解第八参照)

無漏思┬見道─四法忍(苦、集、滅、道、各法智忍)─┐
　　　│　　　欲界の染を離るる前八無間道─────┴十二思─自性断(黒業を盡す)
　　　└修道─欲界の染を離るる第九無間道───一忍───縁縛断(黒白業を盡す)
　　　　　　　四禪の一一を離るる第九無間道─四忍───縁縛断(純白業を盡す)

【一〇】何に縁りか云云。欲界の善業にても、色界の善業にても、第九無間道に到りて、初めて断ぜらるるは何故かとの問なり。

【一一】諸の善法は云云。凡そ法には、それ自らの性質として断盡せられざるべからざるものと、それ自身は断盡せらるる必要なきも、之を縁ずるの煩悩を断ぜざるべからざるものとあり。前者を自性断といひ、後者を縁縛断といふ。此の考察を以て今の問題に向ふに、黒業は勿論自性断なれど、善業は縁縛断に属す。何となれば善業は聖者と雖も起すべきものなれど、ただそれを縁ずるの煩悩を断盡するの必要あればなり。從つて此縁縛断に属する善業は、苟も煩悩のある限りは、未だ断盡せられざる譯なるを以て、各地各地の煩悩を全く断盡し去る位の第九無間道に至らざれば断とならざるなり。

此れに由りて、乃至、彼れを縁ずる煩悩の餘り一品だも在んには、断の義は成せず。善法の、爾の時には、未だ離繋せざるが故なり。

第三項　黑等四業に關する異說

頌に曰はく、

(三)有るが說く、地獄の受と、餘の欲の業は黑と雜となりと。

有るは說く、欲の見滅と、餘の欲の業とは黑と倶なりと。

黑業等に對する異解

第一說

論じて曰はく、有る餘師は說く、順地獄受と、及び、(三)欲界中の餘受に順ずるとの業を、次の如く、名けて純黑と雜との業と爲す。謂はく、地獄の異熟は、唯、不善業をみの感ずるものなるが故に彼の受に順ずるを、純黑業と名く。唯、地獄を除いて、餘の欲界中の異熟は、皆、善惡業の感に通ずるが故に、彼の受に順ずるを黑白業と

【三】頌の舊譯

餘說地獄報、及欲受報二、
餘說見滅黑、餘欲業黑白。

以下二師の黑及び黑白二業に關する異說を揭ぐ。前揭の說と併せて三說は、善惡を黑白と即說するに於て相通ずれども、かかる善惡を決定する上の標準を那邊に置くかに由りて三說差別せり。即ち上揭の第一說は欲、色界の善、惡によりて黑、白の別を論ぜるに對し、今の二說中、前師は更にかかる善惡を五趣の中の或る物に關係せしめて一層具體的に說明せんと爲せる者と稱すべく、地獄を招感する業は不善業にして、かかる地獄の受を招く如き業即ち不善業を黑業と名づけ、欲界中の所餘の受に順ずる業は亦その中に惡善相混る故に黑白業と名づくとし、後師は所謂標準を斷業に置きて、(一)欲界見所斷の業は善業を雜うるを無きが故に、黑業と名づけ、(二)同修所斷の業は善のものも混ずる故に黑白と名づくと論ず。

【三】欲界中の餘受に順ずる業とは、地獄以外の餘の四趣に於ける善惡業をいふ。

第二記

名くと。

有る餘師は說く。欲の見所斷、及び、欲界中の所有餘の業を、次の如く、名けて純黑と俱との業と爲す。謂はく、見所斷は善の雜ること無きが故に、純黑業と名け、欲の修所斷は、善も不善も有るが故に、俱業と名くと。

三牟尼
三清淨

第九節　三牟尼業と三清淨業

〔二四〕又、經の中に三牟尼有りと說く。又、經の中に、三清淨有りと言ふ。俱に身語意なり。[其の]相は、各 云何。

頌に曰はく、

〔二五〕無學の身語業と、即ち、意とは三〔二六〕牟尼なり。

三清淨は、應に知るべし、即ち、諸の三妙行なり。

【二四】又經の中云云。第八に三牟尼及び三清淨を明す。名の示すが如く共に向上門に屬する善業なり。中に於て三牟尼業は唯無學の聖者に限り、三清淨は有漏無漏の二に通ず。即ち無學の身語意を三牟尼と稱し、諸有の身語意の妙行を一概に三種の清淨と稱す。中に於いて所謂牟尼(Mauneya)即ち寂默は勝義につきて曰はば唯心を體とするものにして外に顯はれ難きものなれど、唯その行ずる所の身語の自ら寂默を顯はるるに由る故に比知することを得。之れに隨ひてかかる身語業をも、亦牟尼と見做して、合して三牟尼と稱する也。所謂經とは牟尼は中阿含五、等心經にして、文に曰く、舍利子、當レ學ニ寂靜一、諸根寂靜、身口意業、寂靜云云。蓋し、ここに牟尼を寂靜といへるものなり。又三清淨は同中阿含五、水喩經に曰く、復次諸賢、或有二一人一、身清淨、口意淨行云云。

【二五】頌の舊譯
無學身口業、意應レ知次第、三牟那、三淨、一切三善行。

【二六】牟尼(Mauna)。舊譯には牟那に作る。

牟尼

論じて曰はく、無學の身語業を身語牟尼と名く。意牟尼は、卽ち、無學の〔二七〕意にして、意業に非ず。所以は何。勝義の牟尼は、唯、心を體と爲す。〔二八〕謂はく、身語二業に由りて比知す。又、身語業は是れ遠離の體なり。意業は然らず。無表無きが故なり。遠離の義に由りて牟尼を建立す。〔二九〕是の故に、卽ち、心は、身語業に由りて能く離る所有るが故に、牟尼と名く。

何が故に、牟尼は、唯、無學にのみ在るか。阿羅漢は、是れ、實の牟尼にして、諸の〔三〇〕煩惱の言の、永く、寂靜なるを以ての故なり。

清淨

諸の身語意三種の妙行を身語意の三種の清淨と名く。〔三一〕〔或は〕暫く、〔或は〕永く、一切の惡行、煩惱の垢を遠離するが故に、名けて清淨と爲す。

【二七】意にして意業に非ずとは　意とは心王の異名にして、意業とは思の心所をいふ。

【二八】謂はく等。牟尼卽ち寂靜の主體は、ただ心なれど、心は知り難きを以て身語の作用を見て、その心體を比知すべし。身語を牟尼といふも、所詮、その心體に關連するが爲めなり。然るに意業、卽ち內的意志は、心を比知するの手懸りとならざるが故に牟尼と名づけず。

【二九】是の故に云云。身語に律儀の無表業あるによりて、心心所をして離する所あらしむるを牟尼と名づくとなり。

【三〇】煩惱の言とは、煩惱は喧諍あること言に似たるが故に之を言と云へるなり。

【三一】〔或は〕暫く、〔或は〕永く云云。無漏の方は永久に、有漏の方は暫時にかかる。

此の二を說くは、有情の、(三二)邪牟尼、邪淸淨を計するを息めしめんが爲の故なり。

第十節　三惡行と三妙行

又、經の中に(三三)三惡行有りと說く。又、經の中に三妙行有りと言ふ。倶に身語意なり。〔其の〕相は　各　云何。

三惡行 三妙行

頌に曰はく、

惡の身語意業を、說きて三惡行と名く。
及び、貪瞋邪見なり。三妙行は此に翻ず。

三惡行

特に意惡行に就て

論じて曰はく、一切不善の身語意業を、次の如く、身語意惡行と名く。然るに意惡行に、復、

【三二】 邪牟尼とは外道の、無益の無言の行などを指し、邪淸淨とは同じく外道の牛戒、拘戒などを指す。

【三三】 三惡行……三妙行等。頌の舊譯

惡身口意行、說名ニ三惡行一、非業貪瞋等、說意惡行三。

長阿含八衆集經云、復有ニ三法一、謂三惡行、身惡行、口惡行、意惡行。…又云、復有ニ三法一、謂三善行、身善行、口善行意善行一。雜阿含十四參照。

此れは第九に、同じく身口意三業を價値的に判斷して、之れに三惡行と三妙行とを差別せるなり。前者は一切不善の三業を總括し、後者は一切善の三業を釋す。中、三惡行の一たる意行に更に差別を認めて之れに貪瞋邪見の三をも包括せんとすること、今の頌文の示す所なるが、之れに關して は異說有りて、毘婆沙系の有部にては、

(一)契經曰、貪瞋邪見、是業緣集、(故知貪等、非ニ卽業性一:順正理論)

(二)若煩惱卽是等者十二緣起、及三障等差別應レ無、(同上)

として、意業卽煩惱說を排斥し、經部の譬喩者は下記の如き故思經の經文によりて、卽一說を主張す。世親の意の例に依りて經部に伴ふこと論無し。

何れにするも、前者に屬する三種は非可愛可厭の果を招き後者に屬する者は可愛の果を感ずる故に、次の如く惡行、妙行と名づくる也。

三種有り。謂はく、意業に非ざる貪瞋邪見なり。貪等は思を離れて別に體有るが故なり。

譬喩師の説　譬喩者は言ふ、貪瞋邪見は、即ち、是れ、意業なり。(三四)故思經の中に、此の三種を説きて意業と爲すが故にと。

有部の難　(三五)若し爾らば、則ち、業と煩惱と合して一體と成るべし。

譬喩者通　(三六)煩惱即ち是れ意業なる有りと許す。斯れに何の失かある。

有部の難　毘婆沙師は説く、彼は理に非ず。若し爾りと許さば、便ち、衆多の理致と相違して、大過失を成せん。然るに、契經に是れ意業なりと説くは、思が彼を以て、門と爲して轉ずることを顯さん〔爲めの〕故のみと。

此れに由りて、能く、非愛の果を感ずるが故に、是れ聰慧の者の訶厭する所なるが故に、此の行は、即ち、惡なり。故に、惡行と名く。

三妙行　三妙行とは此れに翻じて、應に知るべし。謂はく、身語意一切の善業と、業に非ざる無貪無瞋正見なり。

問　正見邪見は既に故思して、他を益し、他を損せんと欲すること無し。如何にしてか、善惡を成せん。

答　能く損益の與に根本と爲るが故なり。

【三四】故思經(舊譯、故心作經)者、中阿含三、業相應品思經、曰、云何故作三業不善與苦果、受於苦報、一曰貪乃至二曰嫉恚乃至三曰邪見云云。

【三五】若し爾らば云云。譬喩者(經部の一派)の如く貪瞋邪見を直ちに思業と解するならば因たる煩惱と果たる業と混同する過あらんとなり。

【三六】煩惱即ち云云。業品の初に經を引いて、思業と思已業とあることを説けり。斯の如くなれば、過にあらずとは譬喩者の會通なり。

第十一節　善惡の十業道

十善十惡

（三七）又、經中に言ふ。十業道有り。或は善、或は惡なりと。其の相は云何。

頌に曰はく、

（三八）說く所の十業道は、惡妙行の中の麤品を、攝して、其の性と爲し、應の如く、善惡を成ず。

論じて曰はく、前所說の惡と妙との行の中に於て若し麤顯にして知り易きを、攝して十業道と爲す。應の如く、若し善ならば、前の妙行を攝し、不善業道には前の惡行を攝す。

十業道に攝せられざる妙惡行

何等の惡妙行を攝せざるか。

（三九）且らく、不善中の身の惡業道には身惡行

【三七】又經中云云。以下十業道を解說す。是れ第十段也。十業道に善惡二種有り。共に前所說の惡妙二行中に於いて特に顯著にして容易に知り得る如きもの十種に名づく。十不善業道とは、

(一)殺生(Prāṇātipāta)
(二)偸盜(Adattādāna)
(三)邪淫(Kāmamithyācāra)
(四)兩舌(Paiśunya)
(五)妄語(Mṛṣā-vāda)
(六)惡口(Pāruṣya)
(七)綺語(Saṃbhinna-pralāpa)
(八)貪欲(Abhidhyā)
(九)瞋恚(Vyāpāda)
(十)邪見(Mithyā-dṛṣṭi)

十善業道は各項に離の字を冠せる者也。

【三八】頌の舊譯

由レ攝ニ彼麤品一、故說ニ十業道一、如レ理謂ニ善惡一、

【三九】且らく等。十業道と惡妙行との關係を別に細說す。今は第一に惡行と十不善業道との關係を敍し、善業道の中以

に於いて、一分を攝せず。謂はく、加行と後起と、餘の不善の身業、即ち諸の酒を飲むと、執と打と縛等となり。加行等は麤顯に非ざるを以ての故なり。

若し、身の惡行にして、他の有情をして命を失し、財を失し、妻妾を失せしむる等を說きて業道と爲す。(四〇)遠離せしめんがためなり。

語惡業道には、語惡行に於て、加行後起、及び、輕きを攝せず。意惡業道には、意惡行に於て惡思、及び、輕き貪等を攝せず。

善業道の中、身善業道には身妙行に於いて、一分を攝せず。謂はく、加行後起、及び、餘の善の身業、即ち、離飲酒、施供養等なり。

語善業道には、語妙行に於いて、一分を攝せず。謂はく、愛語等なり。意善業道には、意妙行に於いて、一分を攝せず。謂はく、諸の善思なり。

第三章　特に十業道に就きて

下に於て十善業道と妙行との關係を說く。一般に業道は麤顯に依て建立し、一事業を極成する所以の最も本質的なる者に對して立つるものにして從つてその事業に不可缺の條件なりと雖も、準備的乃至接尾的(Nachdaner)のものは名づけて業道とせず。即ち加行及び後起は立てて業道となさざる所以也。

【四〇】遠離せしめんが故なりとは、世尊が特に、加行後起より離して業道と立てたる所以を明にしたるものとす。

第一節　十業道と表無表

第一項　根本業道と表無表

十業道と無表

(四二) 十業道の中、前七業道は、皆、定んで、表無表有りと爲んか。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

惡の六は、定んで、無表あり。彼の自作と婬とは二あり。

善の七の受より生ずるに二あり。定より生ずるは、唯、無表のみなり。

七惡業道と表無表

論じて曰はく、七の惡業道の中六は、定んで、無表有り。謂はく、殺生、不與取、虛誑語、離間語、

【四二】 十業道中云云。

頌の舊譯

六惡有二無教一、自作、一二種。七二種唯善、無教從レ定生。

業道を明す中の第二段として業道の差別を說く項也。今は十の中、後の貪、瞋、邪見の三を省きて、前の身語の七に關して敍ぶ。

先づ是の如き七の中に在りて(一)自らのみ能く遂行し得て、他の與り得ざるものと、(二)他を遣しても遂行し得る者との二を區別し、二者を表無表二業に約して解說す。謂く、七中の六卽ち殺生、偸盜、妄語、兩舌、綺語、惡口の六は、第二の場合なるが故に自ら之を遂行する時と、他をしてなさしむる時と各別有り。前の場合には表無表具備し、後の場合には無表のみ存す。唯一、邪淫は唯自らに於てのみ究竟し、又自らのみ遂行し得るが故に前揭の第一の場合の外無く、隨つて常に表無表の二業を具備す。

轉じて善業道の七に就きて見るに、自然見諦の得戒に非ずして他に從つて受く。別解脫戒は必ず二業を具備し、靜慮及び無漏所攝の律儀たる定生の業道は、唯無表のみ有りて表業無し。前者は常に表業に依り、後者は唯心力に依りてのみ生ずるを以てなり。

麤惡語、雜穢語なり。是の如き、六種は、若し、他を遣して爲すときは、根本成ずる時、自の表無きが故なり。若し、自ら、彼の六業道を作すこと有らば、則ち、六は、皆、表無表の二有り。(四一)謂はく、表を起す時、彼れ、便ち、死する等なり。後に方に死する等は、遣使と同じく、根本の成ずる時、唯、無表のみ有るが故なり。唯、(四二)欲邪行は、必ず、二種を具す。要ず、是れ、自身に究竟する所なるが故なり。他を遣して爲さんは、自の如く、喜を生ずるにあらざればなり。

七善業道と表無表

七善業道にして、若し受に從ひて生ずるときは、必ず、皆、二を具す。謂はく、表無表なり。受より生ずる尸羅は、必ず、表に依るが故なり。

定生は無表のみ

靜慮と無漏とに攝する所の律儀を名けて、定より生ずと爲す。此れは、唯、無表のみあり。但だ、心力に依りてのみ生ずることを得るが故なり。

第二項　加行及び後起と表無表

加行後起と表無表

(四三)加行後起も根本の如くなりや。

爾らず。

【四一】謂はく表を起す時云云。殺生の表業を起す時、向ふの相手が直ちに死すれば、表と無表とを同時に得す。然れども若し向ふの相手は直ちに生ぜざれば打撃、刀斬等の加行は、殺生業道を成ぜざるが故に殺の表業なし。而して後に其によりて相手の死するは、恰も使を遣はして殺すと同理なれば、殺生の無表のみを得すとなり。

【四二】欲邪行とは邪婬をいふ。

【四三】加行等。頌の舊譯

近方便有敎、無敎或有無、後分則翻レ此、

根本業道に附隨して、前程たる加行、後起との表無表を明す。其大意を謂はば、加行に在りては根本を極成する所以の前程的條件として常に表業

云何。

加行は、定んで、表有るも、無表は、或は有無なり。

後起は此れと相違す。

有るも、無表業に至りては、勇猛の淨信に基くか、猛利の煩惱に發する者なるときは有るも、爾らざれば無し。

【四五】前に隨ふ業とは、前の所作と類似せる業にして、若し前に殺生せりとせば、それに次ぎて打ち、割く等の作用を云ふ。

【四六】此の義の中等。上來十業道を說くにつけて用ゐ來れる三語、加行、根本、後起の概念を明らかにせん爲めに傍論を置く。

加行と無表

論じて曰はく、業道の加行には必ず定んで表有るも、此の位の無表は、或は有り、或は無し、若し猛利の纏と淳淨の心との起すときは、則ち、無表有るも、此れに異らば則ち無し。

後起と無表

後起は前に翻じて定んで無表有るも、此の位の表業は或は有り、或は無し。謂はく、若し、後時に、(四五)前に隨ふ業を起すときは、則ち、表業有り、此れに異らば便ち無し。

第二節　加行、根本、後起とは何ぞ

第一項　三者の差別と意義

加行根本後起とは何ぞや

(四六)此の義の中に於て如何が、加行、根本、後起の位を建立するや。

加行

且らく、不善の中、最初の殺業「に就きて之を明せば」、屠羊者の如き、將に殺を行せんとする時

に、先づ殺心を發し、牀より起ちて價直を執持し、賣羊の纒に趣き、羊身を揣觸して、價に酬いて捉へ取り、牽き還りて養飼し、將きて屠坊に入り、手に杖刀を執りて、若くは打ち、若くは刺し、或は一び、或は再びして命の未だ終らざるに至る、是の如きを皆殺生の(四七)加行と名く。

根本

此の表業に隨ひて、彼れの、正しく、命終する、此の刹那の頃の表無表の業、是れを殺生の(四八)根本業道と謂ふ。二緣に由るが故に、諸の有情をして、根本業道の殺罪の觸る所たらしむ。一には加行に由り、二には果の滿つるに由る。

後起

此の刹那の後に、殺の無表業の、隨轉して絕えざるを、殺の(四九)後起と名く。及び、後時に於て、剝截し、治洗し、若くは秤り、若くは賣り、或は煮、或は食して、其の美を讃述する表業の刹那、是の如きも、亦、殺生の後起と名く。

心的業道には加行後起なし

餘の六業道も、其の所應に隨ひて、三分の不同あり。准例して應に說くべし。貪瞋邪見は纔かに現在前するとき、卽ち說きて名けて根本業道と爲す。故に加行後起の差別無し。

第二項　殺生業道と所殺生者の死時との關係

殺生業道と相手の死時との關係

此の中、應に說くべし。所殺生の死有に住する時、能殺生者の、彼の刹那の頃の表無表こそ、卽ち

【四七】加行(Mayoga)。
【四八】根本業道(Maula-karma-patha)。
【四九】後起(Pṛṣṭha)。

有部徵

業道を成ずと爲んか。死後と爲んか。

若し爾らば、何の失かある。

外難

二、倶に過有り。若し所殺生の正しく死有に住するとき、能殺生者の業道、即ち、成ずとせば、(五〇)即ち能殺者の、所殺生と倶時に命終するときも、業道を成ずべし。然も宗として彼の業道、成ずと許さざればなり。若し所殺生の、命終して後に、能殺生者の業道、方に成ずとせば、是れ則ち先に是の説を作すべからず。此の表業に隨ひて、彼れの、正しく、命終する、此の刹那の頃の表無表業、是を殺生の根本業道と謂ふと。

又、應に毘婆沙師が(五一)本論中の、加行未だ息まずといふを釋するに違害すべし。謂はく、本論に説く、頗し、已に、生を害して、殺生の未だ滅せざること有りや。曰はく、有り。已に、生命を斷じて、彼の加行の未だ息まざるが如しと。(五二)毘婆沙師は此の文を釋して言はく、此の中には、後起に於いて、加行の聲を以つて

【五〇】即ち能殺者云云。有部にては能殺者と所殺者とが同時に死する時は、能殺者は殺生業道を成ぜずと主張す。然るに、若し相手の死の刹那に業道成ずとせば、此際と雖も能殺者が業道を成すとせざるべからず。何んとなれば能殺者の死とは同一刹那に屬すればなり。

【五一】本論中云云。發智論第十一に加行未息とある文を婆沙第百十八に釋せるを指す。

【五二】毘婆沙師云云。發智論に相手の生命を斷するも、尚ほ死せざるかと疑ひて打擊等を續け居るは、殺の加行の未だ息まざるものといふべしとあり。毘婆沙師は此際の加行といへるは、嚴格に言へば後起と名くべきなりと解したるなり。而して今の難意は已に婆沙師が死したるものを更に打つ等の事を、後起といへる以上、根本業道は死と同時に得せらるるものと解せるや言ふまでもなく、從つて死の後に之を得すといふは婆沙に違反す、若し死の後に得すとせば、婆沙師は宜しく根本に於て加

説けるなりと。應に根本に於いて、加行の聲を説くと言ふべし。命終して後、根本未だ息ずと許すが故に。

毘婆沙師の答

過有ること無きが如く、(五三)此の中に應に説くべし。

論主の問

此の中には何れを説きて過無しと爲るか。

毘婆沙師の答

(五四)謂はく、根本に於いて、加行の聲を説くものなり。

論主の難

(五五)若し爾らば、于時、所有表業は如何にして、根本業道を成ず可きか。

毘婆沙師反徵

何爲ぞ成ぜざるや。

論主の答

[命、既に無くんば、表業は]用無きを以ての故なり。

毘婆沙師反責

[既に表に約して爾く言はば]、(五六)無表も此れに於て、何の用有らんや。故に、業道の成ずるは、有用に由るに非ず。但だ加行と果の圓滿する時に由りて、此の(五七)二、倶に根本業道を成ず。

十業道が相互に加行後起となることあり

(五八)又諸の業道は、展轉相望して、互に加行後起と爲ること有る容し。今且らく殺生業道の、十

行といへりと注解すべきなりと。

【五三】此の中とは發智の文を指す。

【五四】謂はく根本に云云。毘婆沙師は先に發智の文を解して後起に於て加行の聲を説くと言ひしが、今は復根本に於て加行の聲を説くと云ふ。是れ前説を棄てたるが如きも實は然らず、兩個の場合あり得べければなり。謂く、若し有情が死有の刹那の內にあれば根本に於て加行の聲を説くと許し、其後は後起に於て加行の聲を説くと許すなり。

【五五】若し爾らば云云。有情已に死せば表業は何の效用もなきが故に斯く言ふ。

【五六】無表も云云。相手の命なきを以て打擊等の表業無用なりと言はば、同樣に無表に就ても爾かく言ひ得べき筈ならずや而も有情死し已りて無表の根本業道成ずるに非ずや。

【五七】二とは表、無表を云ふ。

【五八】又諸の業道は云云。以下十業道は互に加行となり後起となることを叙説す。今は順序に從ひて殺生業道を中心として叙す。

十業道が殺の加行たるの例

業道を以て、起加行と爲すことを說かんに、謂はく、如し人有り、怨敵を害せんと欲し、諸の謀計を設けて殺緣を合構し、(五九)或は衆生を殺して助力を祈請し、或は他の物を盜みて以て殺事に資し、或は彼の婦を婬して其の夫を殺さしめ、或は彼れの親友を乖離せしめんが爲めの故に語の四過を起して猜阻を生ぜしめ、(六〇)設ひ勢力有りとも、救護の心無からしめ、或は彼れの財に於いて心に貪著を生じ、或は、卽ち、彼れに於いて瞋恚の心を起し、或は邪見を起して殺業を長養し、然る後方に殺す。是の如きを名けて十業道を以て殺の加行と爲すとす。

十業道の殺の後起たるの例

(六一)怨敵を殺し已りて復た、後時に於いて其の所親を誅し、其の財物を收め、彼れの所愛を婬し、乃至、復た、貪瞋邪見を起して次第に現前す。此の十を名けて殺生の後起と爲す。

所餘の業道は如應に當に知るべし。

異說

貪等は、能く、加行爲るべからず。唯、心のみ起りて、加行、卽ち、成ずるに非ず。唯、心を起す時には、未だ、事を作さざるが故なり。

第三節　業道の三位と三根

第一項　三不善根と加行

【五九】或は衆生を殺して云云。鳥獸などを山神等に犧牲に供するをいふ。

【六〇】設ひ勢力云云。親族などの間を割きて、自己の殺さんとする人を無援の地位に置くをいふ。

【六一】怨敵を殺し云云。以下は十業道の、他の十業道に對して、後起たるべきことを說く。

三不善根と加行

（六二）又、經の中に說く苾芻、當に知るべし、殺に三種有り。一には貪より生ずるもの、二には瞋より生ずるもの、三には癡より生ずるものなり。此の中應に說くべし、何れの相の殺生を、貪より生ずと名くるか。乃至、邪見に三有ることも、亦、爾り。餘を問ふことも、亦、爾なり。

答　諸の業道は、一切、皆、三根に由りて究竟するには非ず。然れども、其の加行は彼れと同じからず。

云何が同じからざる。

頌に曰はく、

（六三）加行は三根より起る。　彼れの無間に生ずるが故なり。
貪等三根より生ず。

論じて曰はく、不善業道の加行の生ずる時は、一一、三不善根に由りて起る。先の等起に由るが故に、是の說を作す。

【六二】又經の中に云云。十業道の差別を明す中の第二段として三根に約して差別を論ず。今は其の第一段として、第一に殺生等の惡を生ずる加行を明す。經とは雜阿含三十七。扨て其の大意に謂ふ。十業道に各三種有り。（一）貪を緣として起るもの、（二）瞋恚を緣として起るもの、（三）癡を緣として起るもの、それ等は唯それ等三根を起緣と爲すのみにして、それに由りて究竟するには非ず。然れども、加行の業としては何れも上の如き三者より起るといふ也。今の「頌に曰はく」以下は之れを細說する者なるが論は先づ最初に殺生加行の三根より起ることを提示したる也。

【六三】頌の舊譯
此前分三根生、
從レ彼次第生、貪等三根生。

殺の加行と貪

殺生の加行の貪に由りて起るは、(六四)彼の身分を得んと欲するが爲めに、或は、財を得んが爲めに、或は戲樂の爲めに、或は親友と自身とを拔濟せんが爲めに、貪より殺生の加行を引き起すこと有るが如きをいふ。

殺の加行としての瞋

瞋より起るとは、怨を除がんが爲めに、憤恚の心を發して殺の加行を起すが如きをいふ。

殺の加行としての癡

癡より起るとは、(六五)祠の中に、是れ法の心なりと謂ひて、殺の加行を起し、又、諸の王等の、世の、法律に依りて怨敵を誅戮し、兇徒を除剪して大福を成ずと謂ひて、殺の加行を起し、又、(六六)波剌私にては是の如き說を作す。父母の老いて病めるを、若し命終せしめて困苦を免れ得しめば、便ち勝福を生ずと、又、諸の外道には是の言を作す有り。蛇蠍蜂等は、人に毒害を爲す。若し能く殺さん者は、便ち、勝福を生ず。羊鹿水牛、及び、餘の禽獸は、本、供養に擬するが故に、殺すとも罪無しと。又、邪見に因りて、衆生を殺害すること有るが如きをいふ。此れ等の加行は、皆、癡より起る。

偸盗の加行としての貪

(六七)偸盗の加行の、貪より起る者とは、謂はく、所須に隨ひて、盜の加行を起し、或は、別の利

【六四】彼の身分とは、その肉とか皮とかをいふ。

【六五】祠の中云云。印度には梵天等の天廟數多在りて、其の天廟を祭る時に牛羊を殺して犧牲とす。かかる習慣を妄信して祠の法なりとして行ふものなり。

【六六】波剌私(舊譯、作二波斯一。西域記十一に出づ)。ペルシヤ地方の風習を指すが如きも事實としては明ならず。

【六七】偸盗の加行云云。第二偸盜の加行の、三根より起る者を敍す。

と恭敬と名譽との爲めに、或は自身と親友とを救拔せんが爲めに、貪より偸盜の加行を引起するなり。

盜と瞋

瞋より起る者とは、謂はく、怨を除かんが爲めに憤恚の心を發して盜の加行を起すなり。

盜と癡

癡より起る者とは、謂はく、諸の王等の、世の法律に依りて惡人の財を奪ひ、法として爾るのみ偸盜の罪無しと謂ふものなり。

又、婆羅門は是の如きの說を作す。世間の財物は、劫初の時に於て、大梵天王が諸の梵志に施したるを、梵志の勢力の微劣なるに於いて、諸の卑族の爲めに侵奪せられ、受用せられたり。今、諸の梵志が、世の財物に於いて、若くは奪ひ、若くは偸みて衣に充て、食に充て、或は餘の用に充て、或は轉じて他に施すは、皆、己の財を用ふるのみにて、偸盜の罪無しと。然も彼の取る時、他の物の想有り。又、邪見に因りて他の財物を盜む、皆、癡より盜の加行を起すと名く。

邪婬の加行としての貪

邪婬の加行の、貪より起る者とは、謂く、他の妻等に於て、染著の心を起し、(六八)或は他財と名と位と恭敬とを求めんが爲に。或は自身と他身とを救拔せんが爲に、貪著の心より婬の加行を起すをいふ。

邪婬と瞋

瞋より生ずる者とは謂はく、怨を除かんが爲めに憤恚の心を發して婬の加行を起すなり。

邪婬と癡

癡より生ずる者とは、波剌私の、母等に於いて非梵行を行ずるを讃し、又、(六九)諸の梵志の牛祠の

【六八】或は他財と名と云云。所謂、色仕掛にて自己の利欲を充たさんとする計劃をいふ。

【六九】諸の梵志以下。舊譯曰、又如下於二瞿婆娑祠中一、有中餘女吸レ水嚙上レ草一。是人行著二其親一、或著二姑姨姉妹同姓等一。又如二頻那柯外道說一、女人如二臼花菓熟食水渚道路等一、

中にて、諸の女男の、牛禁を受持して水を吸ひ、草を齧みて、或は住し、或は行じ、親疎を揀ばずして、隨つて遇ひ、隨つて合ふこと有るを讃するが如し。

又、諸の外道は、是の如きの言を作す。一切の女人は、臼、花、果、熟、食、階陛、道路、橋船の如し。世間の衆人、共に受用すべしと。此れ等の加行は癡より生ずる所なり。

語四の加行としての三不善根

(七〇)虚誑語等の語四の業道の、貪「乃至、瞋癡」より生ずるは、前に類して説くべし。

然れども、虚誑語の所有加行の、癡より生ずる者は、(七一)外論に言ふが如し。

(七二)若し人戯笑し、　嫁娶し、女と王とに對し、
及び命を救ひ財を救ふに因りて、　虚誑語するは罪無し。

又、邪見に因りて起す虚誑語、離間語等所有の加行は、應に知るべし、癡より生ずる所なり。

【七〇】第三段に虚誑語等四に關して敍ぶ。その業道の貪等二より生ずるは前の殺生偸盗のより類推すべきなりとして略說し、今は唯癡を因とするもの一につきて敍し外道の論を引きて、論述に代ふ。

【七一】外論。舊譯曰、如皮陀(Veda)言。

【七二】頌の舊譯　戯笑及女人、娶ㇾ婦并救ㇾ命、救ㇾ財故妄語、梵王說ㇾ無ㇾ害。謂ふ心は、戯言の際と、嫁娶に際して、新夫新婦たるべき人を實際以上に吹き立つると、女をくどく際と、國王に對してその怒を免るるが爲めに僞りを言ふと、乃至、身命や財施の亡失を防ぐ爲に、虚言するは罪ならずといふにあり。

又、諸の(七三)吠陀、及び、餘の邪論は、皆、雜、穢語に攝し、加行としては癡より生ぜるものなり。

外問　貪瞋等の三は、既に、加行無し。如何にして貪等より生ずと說くべきか。

答　三根より無間に生ずるを以ての故に、貪等三根より生ずと說く可し、謂はく、或は時有りて、貪より無間に貪の業道を生じ二よりするも、亦、然り。瞋、及び、邪見の三よりするも亦爾り。

第二項　三善根と三位

三善根と三位　已に不善の、三根より生ずるを說きつ。善は復た云何。

頌に曰はく、

(七四)善は三位の中に於いて、皆、三善根より起る。

【七三】吠陀(Veda)。舊譯、四皮陀。蓋婆婆羅門敎の古聖典にして、廣く印度思想界最古の文書也。之に四有り。梨俱吠陀(Rg-veda)沙磨吠陀(Sāma-veda)夜柔吠陀 (Yajur-veda)阿闥婆吠陀(Atharva-veda)之也。舊譯には四と云ふ。蓋し之に依る。四吠陀に就ての詳細は木村著印度哲學宗敎史に讓る。

【七四】頌の舊譯

善業道前後、無貪瞋癡生。

業道の差別を三根に約して說く中の第二段、善性の生ずる三位を明す。一般にして曰へば、善の業道は前述の惡の業道に、凡てに於いて相反せること善の惡に逆反するが如し。是の如くにして惡の業道が惡の三根より發する如く、善の業道は亦夫等の消極的名辭(Negative terms)によつて表はさるる無貪、無瞋、無癡の三根より生ず。次に之れを加行、根本、後起の所謂三位に就きて言ふも、亦大體に於いて上述惡業道の場合を逆に考ふべきものにして、論の記述も亦之れに外ならず。謂く、惡の加行を遠離するは卽ち善の加行なり。惡の根本を遠離するは卽ち善の根本なり。後起も亦準じて知るべし。

論じて曰はく、諸の善業道の所有加行、根本、後起は、皆、無貪、無瞋、無癡の善根より起る所なり。善の三位は、皆、是れ、善心の、等起する所なるを以ての故に。善心は必ず、三種の善根と共に相應するが故に。

善の三位の相

此の善の三位は、其の相、云何。

謂はく、前の不善の三位を遠離し、惡の加行を離るるは、卽ち、善の加行なり。惡の根本を離るるは、卽ち、善の根本なり。惡の後起を離るるは、卽ち、善の後起なり、

例示

且らく勤策の具戒を受る時の如し。來りて戒壇に入り、苾芻衆を禮して至誠に請を發し、親敎師を請じて、乃至、一白三羯磨する等を、皆、名けて善の業道の加行と爲す。第三羯磨の竟る一刹那の中の表、無表業を根本業道と名く。(七五)此より已後、四依を說くに至り、及び餘の前に依りて相續、隨轉する表無表業を皆、後起と名く。

第三項　業道の究竟と三不善根

三不善根と究竟業道

(七六)先に說く所の如き諸の業道は、一切、皆、三根に由りて、究竟するには非ず。

【七五】此より以後云云。一白三羯磨(或は白四羯磨とも云ふ)によりて彌彌比丘戒を受け了りたるは、根本業道にして、それより、出家後は必ず次ぎの規約を守るべきを說く、卽ち(一)常乞食、(二)樹下坐、(三)著糞掃衣、(四)食陳棄藥なり。

【七六】先きに說く所云云。頌の舊譯

殺生瞋惡口、成就皆由瞋、
邪婬貪欲盜、由貪故究竟、
邪見由無明、許所餘由三

第三段に業道の究竟を說く。究竟といふは成辦又は終了の義にして、貪等三根に由りて業道の成辦し終了するなと云ふ。

何の根は何の業道を究竟するか。

頌に曰はく、

殺と麤語と瞋恚との　究竟するは、皆、瞋に由る。
盗と邪行と及び貪とは、　皆、貪に由りて究竟す。
邪見は癡にて究竟す。　所餘は三に由ると許す。

瞋を等起として究竟する者（初二句）

論じて曰はく、惡業道の中、殺生と麤語と瞋恚との業道は瞋に由りて究竟す。要らず、顧る所無き極麤惡の（七七）心の現在前する時、此の三は成ずるが故なり。

貪を等起として究竟する者（三四句）

諸の不與取と欲邪行と貪と、此の三の業道は、貪に由りて究竟す。要らず、（七八）顧る所有る極染汙の心の現在前する時、此の三は成ずるが故なり。

癡にて究竟する者（第五句）

邪見の究竟することは、要ず愚癡に由る。上品の癡に現前するに由りて、成ずるが故なり。

三根によりて究竟する者（第六句）

虛誑と離間と雜穢との語の三は、一一に、三根に由りて、究竟すと許す。貪瞋等の現在前する時、一一能く此の三をして成ぜしむるが故なり。

【七七】心の現在前とは、刹那等起して、業と倶時に起る心をいふ。

【七八】顧みる所あるといふは、前の瞋の後と先きを顧みることなきに反し、貪には思慮の雜るをいふなり。

第四節　惡業道の處

惡業道と依處

(七九)諸の惡業道は何れの處に起るか。

頌に曰はく、

有情と具と名色と、　名身等との處に起る。

論じて曰はく、前に說く所の如き四節の業道は、三と、三と、一と、三と、其の次第に隨ひて、有情等の四處に於いて生ず。謂はく、殺等の三は有情處に起る。偸盜等の三は衆具處に起る。唯、邪見の一のみ名色處に起る。虛誑語等の三は名身等の處に起る。

【七九】　諸の惡業云云。

頌の舊譯

衆生受用依、名色及名衆。

第四段、業道の依處を說く。

上來說き來れる殺生麤語瞋恚(以上第一節)、偸盜邪婬貪欲(第二節)、邪見(第三節)、虛誑語離間語雜穢語(第四節)等四節の業道の內、第一節の麤語と瞋恚は勿論非法に於て例へば風雨を罵倒する時等にも起せども、夫れ等は輕き故に業道に攝せずして、唯有情の上に起すと定む。第二節の三は他の有情の受用して、自ら資くる資具(妻妾をも含む)の上に起し、邪見は五蘊の法の因果を撥無する故に、受想行識(名)と色との上に起し、最後の三は言を巧にして相手を首肯せしめ、或は罵詈する性質のものの故に、名身句身文身の上に起る。

第五節　業道の主體と客體との關係

第一項　能殺者、所殺者の同時に死せる場合

能殺者と所殺者と同時に死せる場合

（八〇）加行を起して、定んで、他を殺さんと欲し、而も、所殺生と倶に死し、或は前に死せんにも、亦、根本業道の罪を得ること有りや。

頌に曰はく、

倶に死すると。及び、前に死するとは、
根無し。依の別なるが故なり。

論じて曰はく、若し、能殺者、所殺生と倶時に命終し、或は前に在りて死するときは、彼れは、定んで、根本業道を得せず。故に、有るが問うて曰はく、頗し、殺者にして殺の加行を起し、及び、果を滿しめて、殺罪の爲めに觸れられざること有りや。

【八〇】加行を起し云云。

頌の舊譯
倶死及前死、無根別依生。

第五段、問答分別す。中に二有り。

今はその中の第一、殺生し已るも、根本業道罪を成ぜざる場合を說く。

凡そ、前に、屢論述せる如く能殺生者が殺生罪を成就する爲めには、

(一)加行を起し、殺さんとすること。
(二)その加行に果、現はれて殺生者の命根斷ずること。

の二ヶ條を必要とするものなるが、此の二箇の條件具備すと雖も、

(イ)能所殺生二者の倶時に命終せる場合
(ロ)能殺者が所殺生者よりも前に命終せる場合

の二は類の場合には根本業道罪を成ぜず。

蓋し、根本業道罪を成ずるは所殺生の方に命根の斷ずる刹那に在りと雖も、前の場合には所殺生の最後刹那の命根は未だ尙現在に在り、又後の場合には能殺生者は已に命終して、彼は已に後有身を受けて加行を施設せる所依身と依身を別にするが故に、二つの場合は倶に根本業道を成ぜず。

曰はく有り。謂はく能殺者は所殺生と倶に死し、前に死するときなり。

云何。

何に縁りてか是の如くなる。

所殺生は其の命、猶存するを以て、彼の能殺生者をして殺罪を成せしめざるが故なり。能殺者は、其の命、已に終りて殺罪の得す可きに非ず。(八一)別の依、生ずるが故なり。謂はく、殺の加行の依止する所の身は、今や、已に斷滅して、別類の身同分、生ずること有りと雖も、罪の依止に非ざればなり。(八二)此れは曾て未だ殺生の加行を起さざれば、殺の業道を成ぜんこと、理として然るべからざればなり。

團體と業道

第二項　主體の團體なる場合

(八三)若し多人有り、集りて軍衆を爲し、怨敵

【八一】別の依とは、中有身を指す。前の殺生業道を行じたる依身と異るが故に、別の依と名づくるなり。

【八二】此れとは、中有身をいふ。

【八三】若し云云。頌の舊譯「軍等同事故、悉得如作者。」

上來は主として個人に約して説明し來れるが今は進んで多くの有情の業道を成ずる事を説く。軍旅等の如きは各個人の融合體と見做すべきものにして、同一精神に平等なる支配を受けたるものなれば、その内の一人は軈がて他の凡てを代表すと認むべきなり。故に論も、一人が殺生する時には、他の各員も亦同樣に殺生罪を成ずと許せり。但し、その理由としては、論は各員が心を同じくし同一目的に向ひ、同一使命によりて統一せられたるものなるが故なりとせり。此の間に於いて、例へば國王の如き者の權力入り來て、衆者をして止むなく殺生等の事を成ぜしむる時にも、各員が

を殺さんと欲し、或は獸を獵する等は、中に於て、隨つて一りの殺生すること有らん時、何人か殺生の業道を成ずることを得るか。

頌に曰はく、

軍等の若し事を同じくするは、皆、成ずること、作者の如し。

論じて曰はく、軍等の中に於いて、若し隨ひて、一り、殺生事を作す有らば、自ら作す者の如く、一切［の人］、皆、殺生の業道を成ず。彼れ［等］は、同じく、許して一事を爲すに由るが故なり。一事を爲すに展轉して相教ふるが如し。故に、一り殺生するときは、餘も、皆、罪を得。若し他の力の、逼りて此の中に入ること有んときも、因りて卽ち、同心せば、亦、殺罪を成ず。（四）唯、若し誓を立てて、自ら、要［期］して自の命を救ふ緣にも亦、殺を行せざるもの有るをば、除く。他の力に由りて逼られて、此の中に在りと雖も、而も、殺心無きが故に殺罪無ければなり。

之れを自覺的に意志して成ずる限り亦各殺生罪を成ず。

【八四】唯若し云云。除外例也。國王などに迫まられて、命を聽かざれば、殺さるる恐あるを以て、止むを得ず殺生團體に入るとも、自身の手にては殺生せずと誓ふものは、この團體の中にありとも殺生罪を成ぜずとなり。

第六節　業道を成ずる相

以下、惡業道の個個の相違を述ぶ

（八五）今、次に、業道を成ずる相を辯ずべし。謂はく、何の量に齊りて、名けて殺生と曰ふか。乃至、何に齊りて、名けて邪見と爲すか。

且らく、先づ、殺生の相を分別せば、頌に曰く、

殺生業道

殺生は故思と、他と、想と不誤殺とに由る。

論じて曰はく、要らず、先づ殺さんと欲する故思を發し、他の有情に於て、他の有情の想ありて殺の加行を作し、誤らずして殺すに由る。謂はく、唯、彼れを殺して、漫に餘を殺さず。此れに齊りて名けて殺生の業道と爲す。

猶豫の場合

（八六）猶豫有りて殺すも、亦、殺生を成ず。謂はく、彼れは、先づ、殺さんと欲する所の境に於いて、

【八五】今次に云云。之より以下惡業道の個個に就てその成立する條件を明にす。第一に殺生、第二に偸盜、第三に欲邪行、第四に誑語、第五に離間語、第六に意業を明かす。且らく先づ殺生業道は五緣に依りて成す。
(一)には意志的なること(故思)
(二)には他の有情に於て殺さんとの加行を起すこと(他)
(三)には他の有情といふ自覺有ること(想)
(四)には殺生の加行を起すこと(加行)
(五)には人違ひ等なく、目懸くる者を殺すこと(不誤殺)の五是れなり。舊の頌文は次の如し。
殺生有二故意一、他想不亂殺。

【八六】猶豫ありて云云。第三條件たる想に對する注意なり。卽ち殺生業道の一條件は、當の有情といふ自覺あることなれど、たとひ、それは不明瞭の場合なりとも、ともかく殺さんと決心して、而も誤まることなく、有情を殺さば、矢張、殺の業道を成ずとなり。

心に猶豫を懷きて、「(八七)生とせんか非生とせんか、設し復是れ生ならば彼れとせんか、彼れに非ずとせんかと、後に決意を起して、若くは是れとするも、若くは非ずとするも、我れ、定んで、當に殺すべしと、心に顧ること無に由りて、若し、有情を殺さば。亦、業道を成ず。

刹那滅の理と殺生の可能との問題

(八八)刹那滅の蘊に於いて、如何にして、殺生を成ずるか。

第一師答

息風あるを生と名く。身心に依りて轉ず。若し[是れを]斷じて、更に續生せざらしむること有りて、燈光、鈴聲を滅するが如くなるを、殺と名く。

第二師答

或は、復、生とは、即ち、是れ、命根なり。若し斷じて續かざらしむること有るを殺と名く。謂はく、惡心を以て他の命を隔斷し、乃至、一念も生くべきを生かざらしむ。唯、此にして餘に非ざるこそ殺罪の觸る所なり。

【八七】　生とせんか、非生とせんか云云。暗夜に際しての場合の如きに起る疑心なり。

【八八】　刹那滅等。以下の問答。寶疏は正量部の難とせり。正量部は色法に長時の四相を立て、刹那滅を許さざる故に此を殺すことは理あれども、已に刹那滅と云ふ以上は殺すも意義をなさざれば此の難を作る。即ち色蘊等が刹那滅なる限り、生する下に滅する故に現在の色蘊などは殺すを要せずして滅せん。故に亦何を以て殺罪を成ぜんやといふ是れ問の意なり。

答に二説有り。

第一説は謂ふ。出入息の息風有るを生と名け、現在の息風を斷じ勢力を衰へしむる故に後念の息風を引く能はず。故に後念の息風は更に續生することなし。之れを殺と名くと。

第二説は謂ふ。生は即ち命根なり。若し現在の命根を斷じて。未來の命根を續生せざらしむる、是れ殺なりと。寶疏に從へばこれが正義なりと。

命の所屬に關する

此の所斷の命は誰に屬すと爲んか。

(八九)謂はく、命、若し無くんば、彼れは便ち死者なり。

(九〇)既に、第六〔轉の字〕を標す。我にあらずして誰ぞ。〔此の義は〕破我論の中にて當に廣く思擇すべし。(九一)故に、薄伽梵所説の頌に曰はく、

(九二)壽と煖と、及び、識と、　三法の身を捨する時、
捨せらるる身は僵仆し、　木の思覺無きが如し。

と。故に、有根身に命有る者と名け、根無きを死と名く。其の理、決然たり。

尼乾子の説

(九三)離繋者は言ふ。思はずして殺すも、亦、殺罪を得。猶、火に觸るとき、設ひ、先に思ざるも、

【八九】謂はく云云。右の疑問に對する答にして、命無くんば死せる所の者に屬す。

【九〇】既に云云。「誰に屬す」(Kasya)とて、第六屬格を用ゐる以上は必ず之を我と解せざれば、外に仕方なからんと難ずるなり。

【九一】故に薄伽梵云云。この頌は本論の頌にあらず、引用頌なり、論第五根品の中にも引用せり。

【九二】頌の舊譯
命根煖及識、若三棄捨身、
彼捨即永眠、如枯木無覺、

【九三】離繋者は言ふ。離繋者とは Nirgrantha の譯にして尼犍子又は尼乾陀子ともいふ。即ち所謂、耆那派(Jaina)なり。この派は、佛教の何れかといへば動機論者たるに對して、結果論者として、たとひ動機なきも結果に於て殺生することになれば、矢張り、殺生罪を構成すと主張するなり。(特にこの派は不殺生を高調す)

亦、燒害せらるるが如しと。

論主の評

(九四)若し爾らば、汝等、適、他の妻を見、或は誤りて身を觸れんとき、亦、應に罪有るべし。又、(九五)善心の者が、離繫の髪を拔き、或は師が慈心もて苦行を修することを勸むる、或は施主の宿食の消せざるに因る、此れ等も、皆、他を苦しむる罪を受くべし。又、胎〔兒〕と母とは、互に苦の因と爲れば、母と胎〔兒〕とは、他を苦しむる罪有るべし。(九六)又、所殺の者、既に殺と合す。亦、火の、能く、自依を燒くが如くなるべく、但だ、能殺〔者〕のみ、罪を得しむべからず。又、他を遣して、殺すときには、殺罪無かるべし。火が、火に觸るることを教ふる者を燒かざるが如し。又、諸の木等も、罪の爲めに觸られん。如、舍等の崩るるとき、亦、生を害するが故なり。

(九七)又、唯だ喩のみにて義を立つることは、成ず可きに非ず。

【九四】若し云云。動機と結果との合致を以て、眞の業道と見る立場より、論主は喩によせて、その非理を明にしたるなり。

【九五】善心の者が云云。この派は苦行を貴び、髪を拔く等のことをなす。此際、耆那の信仰者が、賴まれて修行者の毛髮を拔くは、動機に於ては善なるも、修行者を苦しむるといふ結果になるが故に、罪を構成すと言はざるべからざるに到らんとなり。

【九六】又所殺の者云云。若し火が觸るる者を燒くが如く、譬ひ意志なきも、殺者は罪を得と言はば、火は觸るるものの外に自依たる木をも燒くが如くに、所殺者も亦同樣に、殺罪を得と言はざるべからざらんとなり。

【九七】又唯だ喩云云。之を要するに、單なる比喩のみては義理は立せず、宜しく之を眞に說明するの道理なかるべからずと難絕したるなり。

偸盜業道

(九八)已に殺生を分別しつ。當に、不與取を辯ずべし。

頌に曰はく、

與へられざるに他の物を取るは、　力と竊とに取りて己に屬せしむることとなり。

論じて曰はく、前の不誑等は、其の所應の如く、後門に流至す。故に重ねて說かず。謂はく、要らず、先づ盜まんと欲する故思を發し。他物の想を起し、或は力をもて、或は竊に、盜の加行を起し、誤らず取りて、己の身に屬せしむ。此れに齊りて名けて不與取罪と爲す。

結罪の處

若し(九九)窣堵波の物を盜取すること有らば、彼れは、如來に於いて偸盜罪を得す。佛の涅槃に入らんと欲する時に臨みて、世間を哀愍し、總じて所施を受けしを以てなり。

【九八】已に殺生云云。第二に不與取卽ち偸盜の業道を成就するの條件を明す。大體に於て前記、殺生業道の條件に準ずるものとす。

頌の舊譯

偸盜於他物。力闇取屬己。

【九九】窣堵波 (Stūpa)。舊譯、數料波、或は塔と言ふ。この塔の物を盜むは、直接に佛の物をとるにあらざれど、塔は佛の慈悲心による結果なれば所詮は、佛に於て罪を結ぶことになる。

(一〇〇)有る餘師は說く、守護の者に望むと。

(一〇一)若し無主の伏藏を掘取する有らば、國主の邊に於いて偸盜罪を得す。(一〇二)若し諸の廻轉物を盜取すること有るは、已に羯磨を作せるものならば、界內の僧に於いて、若し羯磨を未だ成さざれば、普く、佛弟子に於いて、偸盜罪を得す。

餘は、應に例して思ふべし。

第三項　欲邪行の業道

欲邪行の業道

(一〇三)已に、不與取を辯じつ。當に、欲邪行を辯ずべし。

頌に曰はく、

欲邪行に四種あり。　行ずべからざる所の行を行ず。

【一〇〇】有る餘師云云。塔を守護する人に於て盜罪を結ぶと。舊譯曰、若人能護ニ此物一、從ニ此人ニ得レ罪とあり。然れども前說を可とす。

【一〇一】若し無主の云云。地中に埋沒しゐるものを、無斷に發掘する場合をいふ。

【一〇二】若し諸の廻轉物云云。亡僧の所有物を廻轉物と名く。亡他比丘に廻轉すべき物なればなり。僧衆が、こはこの僧團に屬する廻轉物なりと定言したるものを已に羯磨したるものといひ、未だ其手續に及ばざるを未羯磨といふ。

【一〇三】已に不與取云云。第三に欲邪等の相を說く。

欲邪行卽ち邪婬に四種有り。

(一)行ずべからざる女に於てすること。

(二)自分の妻たりとも正當の處に於いてせざるとき。肛門、口等に於いてする如き。

(三)正當と許すべき場所に於いてせず。寺、舍利なき塔、逈處、街道等顯はの場所に於てする如き。

(四)自らの妻たりとも時ならぬ時に於いてするとき。例へば懷胎の如き。

之れ等は凡て欲邪行にして、惡業道を成ずる所なるが、その場合に何れも、前の殺生業道の場合に明せる如き條件を具すべきものなること言を須ゐず。

頌の舊譯

行ニ非行一邪婬、說ニ此有ニ四種一。

論じて曰はく、總じて四種の不應行を行ずるあり、皆、名けて欲邪行罪と爲すことを得。一には非境に於いて不應行を行ずるもの。謂はく、他の所攝の妻妾、或は母、或は父、或は父母の親、乃至、或は王の守護する所の境に於いて行ずるものなり。二には非道に於いて不應行を行ずるもの。謂はく自の妻の口、及び、(一〇四)餘の道に於いてするなり。三には非處に於いて不應行を行ずるもの。謂はく(一〇五)寺中、(一〇六)制多、(一〇七)迥處に於いてするなり。四には非時に於いて不應行を行ずるもの。

欲邪行の四種

非時とは何ぞ。

非時

謂はく、(一〇八)懷胎の時、(一〇九)兒に乳を飲ましむる時、齋戒を受る時なり。設ひ自らの妻妾なりとも、亦、邪行〔罪〕を犯す。

(一一〇)有るは說く、若し夫が、齋戒を受くることを許しながら、而も、所犯有るを、方に非時と謂ふと。

異說

(一一一)既に不誤の言は、亦、此に流至すといひたり。〔故に〕、若し他〔人〕の、婦に於いて、是れ、己の妻なりと謂ひ、或は己れの妻に於いて、謂ひて他の婦なりと爲し、(一一二)道と非道等と但だ誤心有ると

誤りて行じたる場合

【一〇四】餘の道。舊譯作ニ下道一。例せば肛門の如し。

【一〇五】寺中等。舊譯作ニ若寺塔處、支提處、修梵行處一。

【一〇六】制多(Caitya)。靈廟と翻す。

【一〇七】迥處(Abhyavakāśa)。閑靜なる處、卽ち修道者の住すべき處。

【一〇八】胎兒を損するが故なり。

【一〇九】乳のみ兒のある時に不應行を行ずれば、乳汁を減ずるが故なり。

【一一〇】有るは說く等。妻が夫の許可を得ず勝手に齋戒を受けつつある時は、犯すも罪を構成せずとなり。

【一一一】既に不誤の言云云。誤らずして行ずるといふ條件は、この欲邪行にも適用せらるといふ義。故に誤解して行ずる時は業道を成ぜず。

【一一二】道と非道等とは、生殖器を道といひ、口や肛門の如きを非道といひ、等とは、非處非時を指す。

きは所行有りと雖も、而も、業道に非ず。

問　(二三)若し。此の他の婦に於いて餘の他の婦の想を作し、非梵行を行ずるときは、業道を成ずるか。

第一答　有るは說く、亦、成ず。他の婦に於いて、婬の加行を起し、及び、受用するを以ての故なりと。

第二答　(二四)有るが說く、成ぜず。殺の業道の此に於いて、加行を起して、餘に於いて究竟するが如くなるが故なりと。

比丘尼を犯すの罪　苾芻尼に於いて、非梵行を行ずれば、何の處に從ひて、業道を得すと爲んか。

此は國王に從ふ。忍許せざるが故なり。自の妻妾に於いても、齋戒を受くる時は、尚、行ずべからず。況んや出家者をや。

童女を犯すの罪　若し童女に於いて非梵行を行せば、何の處に從ひて、業道を得すと爲んか。

若し已に他に許せるものならば、所許の處に於いてし、未だ他に許さざるものならば(二五)能護の人に於いてす。

(二六)此れも、及び、所餘も、皆、王に於いて得す。

【二三】人違して非梵行を行ずる場合に業道を成ずるか。

【二四】有るが說く云云。恰も甲を殺さんとの加行を起して、誤りて乙を殺す際は殺生業道を成ぜざるが如く、この場合も亦爾りといふ義。

【二五】能護の人とは父母、又は保護者をいふ。

【二六】此れも云云。童女の能護の人あるも、能護の人なきも犯すことは、國王の禁ずる處なればなり。

虚誑語

(二七)已に欲邪行を辯じつ。當に虚誑語を辯ずべし。

頌に曰はく、

染をもて異想し發言して、義を解するは
虚誑語なり。

論じて曰はく、所説の義に於いて、異想し發言し、及び、所誑者は所説の義を解して、染心、誤らざれば虚誑語を成ず。

疑問

若し所誑者、未だ、言義を解せずんば、此の言は是れ何。

答

是れ(二八)雜穢語なり。

問

既に(二九)虚誑語は、是れ所發の言なり。〔而も〕、多字有りて言を成ず。何の時にか業道を成ずるや。

【二七】已に欲邪行云云。第四に虚誑語の相を說く。虚誑語は四緣を具して業道を成ず。
(一)説かんと欲する事柄に關し心と違へることをいふこと。
(二)誑さるべき人に、その誑す事柄が通じて、首肯せしむること。
(三)染心ありて(一)の條件に順ずること。
(四)誤らず(相手事柄倶に)。

頌の舊譯。
別想說ニ此言一、於ニ解義一妄語。

【二八】雜穢語、舊譯翻ニ無義語一、

【二九】虚誑語は勿論多字より成立すれども、その中に在りて最後の時に生ずる表無表が、その業道を成ず。或は所誑者が、虚誑語の意義を解したる位の表無表業が業道を成ず。それ等以前の諸多の表無表は凡て加行に攝す。

答　最後の時と俱に生ずる表の聲と、及び、[その]無表業と、此れが業道を成ず。或は隨つて何の時にても、所詮[者]が、義を解するときの表無表の業、此れが業道を成ず。前の字と俱に行ずるは、皆、此の加行なり。

解に對する疑問　(三〇)所言、義を解すとは、定んで、何れの時に據るか。已に聞きて正しく解するに據りて解すと名くと爲んか。正しく聞きつつ、能く解するに據りて解すと名くと爲んか。

徵　若し爾らば、何の失かある。

双難　(三一)若し已に聞きて、正しく解するに據りて解すと名けんか。言の詮はす所の義は意識の所知なり。語表は耳識と俱時に滅するが故に、此の業道は、唯、無表のみを成ずべし。若し正しく聞きつつ能く解するに據りて解すと名けんか。失有ること無しと雖も、然も未だ了知せざれば、如何にしてか、能く解すとは名く可き。

(三二)言義を善くする者の、迷亂の緣無く、耳識、已に、生ずるを名けて能解と爲す。(三三)如し失

【三〇】所言義を解す云云。聞き了りて、心に會得したるを解すといふか、將た聞きつつ、解し行く經道を解すといふかとの疑問なり。

【三一】若し已に聞きて云云。双關論法の難なり。若し聞き了りて心に會得するを解と名くとせば、此際は已に語表なきを以て、之に依りて成ずる業道は無表のみなるべし。若し聞きつつ、解し行く經道を解すと言はば、一應は無難なるべきも、事實としては、聞き了りて心に會得せざるを解と言ひ難かるべしと。

【三二】言義を善くする者等。言葉の義理を理解し得る能力ある人に對して、發言し而も其

無くんば、應に取りて宗と爲すべし。

附論 見聞覺知の意義

(二二四)經に諸の言を説くに略して十六有り。謂はく、不見不聞不覺、不知の事の中に於て、實に見る等と言ひ、或は所見、所聞、所覺、所知の事中に於いて、不見等と言ふ。是の如き八種を非聖の言と名く。若し、不見、乃至、不知に於いて、不見等と言ひ、或は所見、乃至、所知に於いて、實に見る等と言ふ。是の如き八種を名けて聖言と爲すと。何等を名けて所見等の相と爲すか。

頌に曰はく、

(二二五)眼と耳と意識と、並びに、餘の三の所證に由りて、
次第の如く、名けて、所見、聞、知、覺と爲す。

際、別段に、その理解を妨ぐる事情もなき時は、その人の耳識を生ずる時を解といふとなり。卽ち前の双關難の中間をとりて答としたるなり。

【二二三】如し失無くんば云云。汝の提出したる二解中、何れにても失なき方をとりて正義とせよと放したるなり。

【二二四】經に諸の言云云。虚誑語を説明したる序でに、之に關連して、經中にある見、聞、覺、知の意義を明にせんとする一段なり。經とは長阿含第八衆集經の一文なり。曰く、後有二四法一、謂四不聖語、不二見聞覺知一、言二見聞覺知一。復有二四法一。謂二四聖語一。見聞覺知則言二見聞覺知一云云。

【二二五】頌の舊譯
眼耳及意識、所レ證並餘三、
此名二見聞知一、次第或説レ覺、
此の一頌解の字に關する疑義に關聯して附論として、見聞覺知の三の意義を說く。

毘婆沙師の解

論じて曰はく、毘婆沙師は是の如き說を作す。若し境あり、眼識に由りて證せらるるを所見と名け、若し境あり、耳識に由りて證せらるるを、所聞と名け、若し境あり、意識に由りて證せらるゝを所知と名け、若し境あり、鼻識舌識、及び、身識に由りて證せらるるを所覺と名く。(二六)然る所以の者は、香味觸の三は無記性なるが故に、死して覺無きが如くなるが故に、能證者に偏に覺の名を立つと。

經部結問

(二七)何の證ありて然りと知るか。

毘婆沙師の答

經と理との證に由る。

(一)經證

(二八)經に由ると言ふは、謂はく契經に說く。佛、大母に告ぐ、汝が意に於て云何。諸の所有の色は、汝の眼見にあらず。汝の曾見にあらず、汝の當見にあらず、見んと希求するところにあらず。汝、此に因りて、欲を起し、貪を起し、親を起し、愛を起し、(二九)阿賴耶を起し、(三〇)尼延底を起し、耽著を起すとせんや、不や。

(三一)爾らず大德よ。

【二六】然る所以の者云云。見、聞、知に對しては、それぞれ一定の境あるに反し、覺の對象として、香味觸の三を含む所以を明かにしたるなり。謂ふ心は、香味觸の三は、力弱く無記性なるが故に、特に所嗅、所味などと言はずして、總稱して、經驗者の心的狀態より、之を所覺といへるなりと。

【二七】何の證ありて云云。經部は見聞覺知を毘婆沙師の如くに解せざるを以て、先づ、その所覺の解釋に對して難詰の第一矢を放ちたるなり。

【二八】經に由る云云。雜阿含第十三に出づ。

【二九】阿賴耶(Ālaya)。執藏と翻す、拘泥といふ位の義。

【三〇】尼延底(? iyati ?)。執取と翻す。執著の義なり。

【三一】爾らず大德よ。大母の答なり。

諸の所有の聲は汝が耳聞にあらず。――廣說、乃至。
諸の所有の法は汝が意知にあらず。――廣說、乃至。
爾らず大德よ。
〔佛〕、復た、大母に告ぐ、汝、此の中に於て應に知るべし、所見に、唯だ、所見あり、應に知るべし、所聞、所覺、所知に、唯だ、所聞、所覺、所知ありと。

經說の解

〔三二〕此の經に、既に、色、聲、法境に於て、說いて所見、所聞、所知と爲せり。此に准ずるに、定んで、香等の三境に於て、總合して、一の所覺の名を建立し〔たるを知るべし〕。若し、然りと許さずんば、何をか所覺と名けん。

(二)理證

〔三三〕又、香味觸は所見等の外に在りとすれば、彼の三境に於いて、言說を起さざることとなるべし。是を名けて理と爲す。

論主破斥

〔三四〕此の證は成ぜず。且らく經は證に非ず、經の義は別なるが故なり。此の經の中には、世尊、見

【三二】此の經に既に云云。右の經說を通觀するに、佛は色に關しては現見、曾見、當見といひて見の字を用ゐ、聲に關しては、現聞、曾聞、當聞といひて、聞の字を用ゐ、法に關しては、意知等といひて、知の字を用ゐたり。然らば殘る覺といふ語は、色、香、法以外の香味觸に適用せらるるといふ外に解し方なからんとなり。

【三三】又、香味觸云云。右の經證に對する理證にして、右經には特別に香味觸に關して述べずと雖も、而も尙自らその中に含まるるものと見ざるべからず、何んとなれば、若し香、味、觸を所見、所聞、所知、所覺以外のものに置きたりとすれば、此の經は、香、味、觸に就ては、遂に述べざる不盡理のものとなるべければなり。

【三四】此の證は成ぜず云云。毘婆沙師の所謂經證は、眞正のものにあらず。何んとなれば佛の眞意は、毘婆沙師の解釋したるが如きものにあらざればなり。

等の四の所言の相を決判せんと欲する爲めには非ず。(二三五)然るに此の經の所說の義を見るに、謂はく、佛は、彼を、六境の中に於いて、及び、見等四の所言の事に於いて、應に知るべし、但だ、所見等の言あり。愛非愛の相を增益すべからずと勸むるなり。

有部の問

若し爾らば、何の相をか所見等と名くるや。

經部の解釋

有る餘師は說く、若し是れ五根の現に證する所の境なるは、名けて所見と爲し、若し他の傳說なるは名けて所聞と爲し、若し自心を運び、種種の理を以て比度して許す所ならば、名けて所覺と爲し、若し意の現に證する所ならば名けて所知と爲すなり。五境の中に於ては、一一に、見聞覺知の四種の言說を起し〔得〕容し。第六の境に於ては見を除きて三有り。(二三六)此に由りて覺の名は目くるに所無きに非ず。香等の三境は言說無きに非ざるなり。故に彼の理言も、亦、理無しとすと。

軌範師の解

(二三七)先軌範師は是の如き說を作す、眼の現に見る所を名けて所見と爲し、他に從ひて傳聞するを名けて所見と爲し、自ら己心を運びて諸の思構する所を名けて所覺と爲し、自ら、內に受くる所、及び自ら證する所を名けて所知と爲すと。

【二三五】然るに云云。此經の眞意は、彼れ大母に勸むるに、六境の見聞覺知に於て、ただ之を見聞覺知のままにし置いてそれに對して、愛憎の念を附すべからずといふにあるのみにて、學問的に見聞覺知のことを說明せんとするにあらずとなり。

【二三六】此に由りて云云。右の如く見聞覺知の語を、解釋すれば、覺といふ語は別段に香味觸に限らざるも、立派に用ゐる所あり。又、香味觸の三は、必ずしも覺と言はざるも、立派に說かれてある譯となる。從つて此點より香味觸と覺とを連絡せんとしたる汝の所謂正證も成立せずとなり。

【二三七】先軌範師。瑜伽師なり。

且らく傍言を止めて、應に正論を申ぶべし。

傍論終り誑語に戻る

問

(二三八)頗し、身異想を表する義に由り、發語に由らずして虛誑語を成ずること有りや。

有部の答

曰はく有り。故に論に曰はく、頗し身を動かさずして、殺生罪に觸ること有りや。曰はく有り。謂はく發語なり。頗し發語せずして誑語罪に觸ること有りや。曰はく有り。謂はく身を動かすなり。頗し身を動かさず、語を發せずして二罪觸れらるること有りや。曰はく、有り。謂はく、(二三九)仙人の意に憤ると及び(二四〇)布灑他の時なりと。

論主難絶す

若し身を動かさず、亦、語をも發せずんば、欲[界]には無表の、表を離れて生ずること無きに、此の二[仙人と布薩]のみ如何ぞ業道を成ずるを得ん。是の如きの難に於て劬勞を設くべし。

【二三八】以上の傍論を止めて、再び虛誑語の解說に返り、語を發せずして虛誑語を成ずる場合を論ず。婆沙論一百十八に準じて三義を以て答へたるが
(一)身を動かさずして殺生罪を成ずる場合、卽ち發語して遣使殺する時。
(二)發語せずして虛誑罪を得るは身を動して欺く時。
(三)身も動さず、語を發せずして殺罪を生ずるは仙人が意憤せる時(中阿含三十二參照)
等はその三答にして(二)は正しく今の問に答ふるものなり。然るに世親は(三)に對して非難を加へたり。仙人の意憤は能く身動發語なくして殺罪を成ぜんか、又布灑他の時發語せずして虛誑語罪を成ぜんか。欲界の無表は表を離れて生ぜずと云ふ說に矛盾すといふに在り。

【二三九】仙人の云云。仙人は憤りて心にて呪咀する時は、恐るべき結果を生ずとは古來よりの信仰なりき。之れ發語もせず、身を動しもせずして殺生する例なり。

【二四〇】布灑他(Posadha, Upavasatha)。布薩の時に罪ありながら嘿然として、懺悔せざるは、發語もせず身を動しもせずして、誑語を犯す例なり。

第五項　その他の語の業道

離間語
麤惡語
雜穢語

(一四一)已に、虛誑語を辯じつ。當に餘の三語を辯ずべし。

頌に曰はく、

染心をもつて他を壞する語を、說きて離間語と名く。

非愛は麤惡語なり。諸の染は雜穢語なり。

餘の說くは三に異なる染にして、佞と歌と邪論と才なり。

離間語

論じて曰はく、(一四二)若し染汙の心をもつて、他を壞する語を發するときは、若し他は壞するとも、壞せずとも、倶に離間語を成ず。(一四三)解義と不誤とは此の中に流至す。

【一四一】已に云云。此一段は語四中、離間語、麤惡語、雜穢語の三惡語の業道を成ずるの條件を一括して說明する段なり。

六句の中、初の二句は離間語を說明し、第三句は麤惡語を明し、第四句は雜穢語を明したるものとす。第五第六句は雜穢語に對する異說を擧げしものなり。

頌の舊譯

破語有二染心一、所レ說壞二他愛一、惡語非二他愛一、諸染非二應語一、餘說異レ三染、佞悲歌舞曲、邪論

【一四二】若し染汙の心等。離間語の成立する條件に四あり(一)染汙心より發す(二)他を壞する語を發す(三)他人、發語の義を理解す(四)壞せんとする對象を誤まらずして發すること。

【一四三】解義と不誤云云。前に誑語の條件として擧げたる右の二條件はここにも適用せらるといふ義。

麤惡語

(一四四)若し、染心を以て非愛の語を發し、他を毀呰するときは、麤惡語と名く。(一四五)前の染心の語は此に流至するが故なり。解義と不誤とも、亦、前と同じ。謂はく本期心の罵らんと欲する所の者、所說の義を解するとき、業道、方に成ずるなり。

雜穢語

一切の染心の所發の諸語を雜穢語と名く。

所以は何ん。

染所發の言は、皆、雜穢語なるが故なり。唯だ、前の語の字、此の中に流至す。

雜穢語に關する異解

有る餘師は說く、虛誑等の前の三種の語に異る、所有、一切の染心の發する言を雜穢語と名くと。此れは、謂はく佞と歌と、及び、邪論等なり。佞は、謂はく、諂佞なり。苾芻有り、邪命を懷に居きて諂佞の語を發するが如し。歌は、謂はく、歌詠なり。世に人有り、染汙心を以て諷吟、相調し、及び、倡妓者の他の情を悅ばしめんが爲めに、染汙心を以て諸の詞曲を作すが如し。邪論と言ふは、謂はく、廣く、諸の不正見の執する所の言詞を辯說するなり。等は謂はく染心所發の悲歎及び諸の世俗の戲論の言詞なり。

〔是れを要するに〕、但だ、前の三染心所發に異るは、一切、皆、是れ、雜穢語に收む。

【一四四】若し染心を以て云云。麤惡語の成立する條件にも四あり、(一)染汙心 (二)非愛語 (三)解義 (四)不誤。

【一四五】前の染心云云。頌文に離間語を說明して、「染心をもつて」云云といへるが、その染心といふ條件はここにも適用さるるを以て、長行に若し染心を以て非愛の語云云と解したるなりといふ義。

歌詠に對しての難
通一

輪王の現はる時も、亦、歌詠有り。如何にして、是れは雜穢語に收めざるか。

通二

彼の語は出離の心より發し、能く出離を引きて染心に預るに非ざるに由る。有る餘師は言ふ、爾の時にも、亦、嫁娶等所發の染言を成ずる有れども、過の輕きに由が故に業道を成ぜずと。

第六項　貪瞋癡の業道

【一四八】已に三語云云。以下、意の三たる貪、瞋、邪見の三業道を明にす。第一句は貪、第二句は瞋、第三第四は邪見を明にしたるものとす。

頌の舊譯

貪欲者、他財不平欲、

瞋恚捨二衆生一、於二善惡一無レ見、

邪見。

意の三業

(一四八)已に、三語を辯じつ。當に、意の三を辯ずべし。

頌に曰はく、

他の財を惡欲するは貪なり。有情を憎むは瞋恚なり。

善惡等を撥する見を、邪見業道と名づく。

貪

論じて曰はく、他の財物に於いて、惡欲するを貪と名く。謂はく、他の財に於いて、非理に欲を起し、如何にして、彼を我に屬せしめ、他「のもの」に非ざらしめんかと、力と竊との心を起して、他の物を耽求す。是の如き惡欲を貪業道と名く。

貪に對する異解一

有る餘師は言ふ、諸の欲界の愛は、皆、貪業道なりと。

所以は何。(四七)五蓋經の中に、貪欲蓋に依りて、佛は此の世間の貪を斷ずべしと說けり。故に知る、貪の名は總じて欲の愛を說くものなるを。

異解二

有るは說く、欲の愛は盡く貪と名くと雖も、而も、皆、業道を成ずとは說く可からず。此の惡行の中には、麤品を攝するが故なり。輪王、及び、北俱盧所起の欲貪は貪業道を成ずること勿れと。

瞋

有情の類に於いて、憎恚するを瞋と名く。謂はく、他の有情に於いて、傷害の事を爲さんと欲するなり。是の如き憎恚を瞋業道と名く。

邪見

善惡等に於いて、惡見をもつて撥無する、此の見を名けて邪見業道と爲す。(四八)經に說くが如し。施與無く、愛樂無く、祠祀無く、妙行無く、惡行も無く、妙惡行の業果たる異熟も無く、此の世間無く、彼の世間無く、母無く父無く、化生の有情無く、世間に沙門、或は婆羅門、是れ阿羅漢も無しと。彼の經は、具さに、謗業と謗果と謗聖との邪見

【四七】五蓋經云云。雜含第廿九息念觀を明す中に曰く、或空露地端身正坐、繫㆓念面前㆒斷㆓世貪愛㆒、離欲清淨、瞋恚睡眠掉悔疑斷遠㆓離五蓋煩惱㆒云云。

【四八】經とは雜阿含經三十七、說㆓十不善業㆒中云、不㆑捨㆓邪見㆒、顚倒如㆑是見、如㆑是說、無㆑施、無㆑報、無㆑福、無㆓善行惡行㆒、無㆓善惡業果報㆒、無㆓此世㆒、無㆓他世㆒、無㆓父母㆒、無㆓衆生㆒、世間無㆘世阿羅漢、等起等向㆓此世他世㆒、自知作證、我生已盡、梵行已立、所作已作、自知不㆘受㆓後有㆒。又中阿含三、思經曰、無㆑施、無㆑齋、無㆑有㆓呪說㆒、無㆓善惡業㆒、無㆓善惡業報㆒、無㆓此世他世㆒、無㆑父、無㆑母、世無㆘眞人、往㆓至善處㆒、善去、善向、此世彼世、自知自得、自作證成就遊㆖。これ卽ち六師の一人たる Ajita Keśamkabalin などの主張する所にして、一般に順世派(Lokāyata)と稱せらるる派は、かかる意見を主張せり。

を顯はす。

此の頌は初をのみ擧げ、等の言に後を攝したり。

巻の第十七（分別業品(一)第四の五）

本論第四　業品第五

第七節　業道の名義

十業道を業道と名くる所以

(三)是の如く、已に、十業道の相を辯じつ。何の義に依りて、業道の名を立つるか。

頌に曰はく、

此の中、三は、唯、道、七は業にして、

亦、道なるが故なり。

後三は業道なり

論じて曰はく、(三)十業道の中、後の三は、唯、道なり。業の道なるが故に業道の名を立つ。彼れに相應する思を、説きて名づけて業と爲す。

【一】第四の五。此巻も亦、前巻の如く業道に關連して種種の問題を論ずるを目的としたるものなり。

【二】是の如く云云。此の段は十業道を何故に業道を名くるか、其理由を明にせんとしたるものなり。頌の大要は十業道の中、貪瞋邪見の三はただ道なり、業の爲めの道なれど、殘りの七は業にして、亦業のための道なるが故に何れも業道と名くといふにあり。頌の舊譯此後三唯道。七業道。舊譯云、貪欲等三是業家道、故説二業道一、發二起故意一依レ彼起故、

【三】十業道の中云云。貪、瞋、邪見の三は、それ自身は業即ち思（意志）にあらずして、思の動機となる點に於て思の歩む道（思に方向を與ふるもの）

前七は業にして業道なり

加行と後起との業道にあらざる所以

(四)彼れ轉ずるが故に轉じ、彼れ行ずるが故に行ず。彼れの勢力の如くに造作するが故なり。

(五)前七は是れ業なり。身語業なるが故なり。亦、業の道なり。思の遊ぶ所なるが故なり。(六)能等起の身語業の思が身語業に託し、「之を」境と爲して轉ずるに由るが故に、業にして、業の道なれば業道の名を立つ。(七)故に此の中に於いて業道と言ふは具さに業道と、業業道との義を顯はす。「而して此の二は」同類ならずと雖も、而も、一を餘「の名」と爲すことは、世典の中に於いて、倶に極成するが故なり。

離殺等の七と、無貪等の三とに業道の名を立つることも此れに類して釋すべし。

此れの加行と後起とは、何に縁りて業道に非ざるか。

(八)此れが爲に、此れに依りて、彼れ、方に轉ずるが故なり。又、前に說くが「如く」、此れは

という意味にて業の道と稱せらる。

【四】彼れ轉ずるが故に云云。前の理由を明にしたるものにして、彼れ卽ち貪等の轉ずるに從ひて、思(意志)もその方に轉じ、彼れ貪等の行ずるに從ひて、思もその方に行ずるが故に、貪等を思の道と名くとなり。

【五】前七は是れ云云。身三語四の七業道は、それ自身業なるが故に、更に亦、思、卽ち意志の活動する舞臺なる點に於て、業にして亦業道なりと稱せらる。

【六】能等起の云云。身語を動かす原動力となる意志を能等起の思といふ。

【七】故に此の中に於て云云。右述べたる始末なれば、一と口に業道といふも、後の三の唯業道たるものにて前七の業業道とを合したる名義と心得べきなり。而も、かく合して一の業道の名を附する所以は類異にも業の名、同じきが故に、一の名を餘にも適用したるに過ぎず。此の事は世典の中にても牛車の種類、種種あるも共に牛車と名くるが如しとなり(寶による)。

【八】此れが爲に云云。加行、後起を業道と名けざるに三の理由あり。

(一)加行、後起は、此れ卽ち根

麤品を攝するが故なり。又、若し此れの滅ずることあり、增することあるに由りて、內外の物をして、增有らしめ、減有らしむるを、立てて業道と爲す。此れに異るは然らずとなす。

譬喩師が貪等を思と解する所以

〔九〕譬喩論師は貪瞋等卽ち是れ意業と執す。何の義に依り、彼れを釋して業道と名くるか。

論主代りて解す

應に彼の師に問ふべし。然れども、亦、言ふ可し。彼れは是れ意業にして、惡趣の道なるが故に、業道の名を立つ。或は互に相乘ずるは皆業道と名くと。

第八節　斷善根と業道

斷善根と業道

是の如く說く所の十惡業道は、皆、善法の現起と相違す。〔一〇〕諸の斷善根は、何なる業道に由るか。斷と續との善の相の差別、云何。

本業道の爲めに、亦、根本業道を中心として轉ずるが故に言はば業道の附屬に過ぎず。

(二)十業道といふ中には重要なるものを攝して、微細なる業まで攝せず。加行後起は微細に屬す。

(三)その業道の增減によりて內外の好惡事をして增減あらしむるを、特に業道となす。所謂、十業道は此資格に合すれど加行、後起は然らず。

【九】譬喩論師等。此の師の說にては貪等卽ち意業なれば、自體が自體の道とはなる可らざる故に、業道とはいふべからざらんといふが問意なり。之れに對して、世親は先づかかる疑問は須らく譬喩師に致すべしといひ、次に自ら代りて釋說せり。其に二釋あり、第一釋にては貪等の體は卽ち意業なれども、是れは惡趣への道なる故に業卽道の業道なりと論じ、第二釋にては瞋が貪の後に起るは、瞋が貪に乘じて起るものにして、又其次に又貪起らば、貪が瞋に乘じて起るものなり。故に爾の時には貪は初め瞋の道となり、次には瞋を道とす。かく互に相乘ずる義に依りて道の名を得と說く。

【一〇】諸の斷善根云云。十不善業道を述べたる序でとして、斷善根と業道との關係を述べんとしたるものなり。問題は三項に分たる。次の如し。

(一)斷善根は何の業道によるか
(二)斷善根の相はいかに、
(三)續善根の相はいかに、

八句ある中、初の一句は第一問に答へたるものにして、二句より六句までは第二問に、七八兩句は第三問に答へたるものとす。

頌に曰はく、

唯、邪見のみ善を斷ず。所斷は欲の生得なり。

因果を撥す。一切なり。漸に斷ず。二俱に捨す。

人の三洲なり。男女なり。見行なり。斷は非得なり。

續善は疑有と、見となり。頓なり。現なり。逆者を除く。

斷善は邪見による（第一句）

論じて曰はく、惡業道の中、（一）唯、上品、圓滿の邪見のみ、能く善根を斷ず。

問　若し爾らば、何に緣りて、（二）本論の中に說くか。云何が、上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根にして、能く善根を斷ずる者なり。或は離欲の位の最初に除く所なりと。

通　（三）不善根は、能く、邪見を引くに由るが故に、邪見の事を、推して、彼の根に在らしむ。火、村を

頌の舊譯

斷根由邪見、欲界生得善、
謂撥無因果、一切、次、人道、
能斷唯男女、見行、此非得。
接善疑有、見、今、非作無間。

【一】唯上品圓滿云云。善心を根本的に斷絕するは、極上の惡邪見によるが故に、之を上品圓滿といへるなり。

【二】本論の中云云。發智論第二巻にある文なり。卽ち發智論に從へば上品の不善根とは貪、瞋、癡の三の中、特に善根を斷ずる旨をいふと云ひ、又は、欲を離るる際に、先づ第一に斷除せらるべきものなりといへるは、今、上品の邪見を斷善根の原因といへるに相違するにあらずやとの難なり。

【三】不善根は能く云云。貪瞋癡が因となりて邪見の果(事)を惹く處より、直ちに因によりて斷善根を說明したるに外ならずとなり。

燒けども、火の賊に由りて起るが故に、世間にては、賊に村を燒かると說くが如し。

根所斷の善根は欲の生得(第二句)

問　何等の善根か、此れが爲めに斷ぜらるるか。

(一四)謂はく、唯、欲界生得の善根のみなり。色無色の善は先より成ぜざるが故なり。

通　施設足論を當に云何にか通ずべき。彼の論に言ふが如し。(一五)唯、此の量に由りてのみ、是の人は、已に、三界の善根を斷じたりと。

(一六)上[界]の善根の得の、更に遠くなるに依りて說く。此の相續をして彼の器に非ざらしむるが故なり。

問　何に緣りてか、唯、生得の善根のみを斷ずるか。

答　(一七)加行の善根は、先に、已に、退するが故なり。

斷善根は撥無因果による(第三句)

何なる邪見に緣りてか、能く、善根を斷ずるか。

謂はく、定んで、因果を撥無する邪見なり。因を撥無すとは、定んで、妙行惡行を撥無するを謂

【一四】謂はく唯欲界云云。斷善根に際しての善根は善としての最下位にあるものならざるべからず。何んとなれば上上の善心は容易に急に斷じ得べからざればなり。故に斷善根に於て斷ぜらるる善根は、ただ欲界の生得善に外ならず。その修得善たる上界の善は、ここに至る間に已に斷盡され居るものとす。

【一五】唯此の量云云。此の量とは、邪見のみによりてといふ義。即ち施設足論中に邪見によりて三界の善心を斷じたりとあるは、欲の生得善を斷ずといへると相違せずやとの難なり。

【一六】上[界]の善根の得。斷善根の最後位は欲の生得善のみなれど、之によりて益益上界の善に遠からしむる點より、かくは云へるなりと。

【一七】加行の善根云云。努力による聞思の善根は、已に前の加行位にて斷じ去れるが爲なりと。

ひ、果を撥無すとは、定んで、彼の果たる異熟を撥無するを謂ふ。

異解一

有る餘師は說く、此の二の邪見は、猶、無間、解脫〔一八〕道の別の如しと、

異解二

〔一九〕有る餘師は說く、斷善の邪見は、唯、有漏をのみ緣じて、無漏緣には非ず。唯、自界緣にして、他界を緣ぜず。〔二〇〕彼れは、唯、相應隨眠を作すも、境に隨增せず。勢力、劣なるが故なりと。

正義

〔二一〕是の如く說く者は一切の緣に通ず。隨因も亦、增す。强力有るが故なりと。

斷善根の經過。先づ異解（第四句の前半）

有る餘師は說く、〔二二〕九品の善根は一剎那、邪見に由りて頓に斷ず。見道の、見所斷の惑を斷ずるが如しと。

正義。漸斷なり

是の如く說く者は、漸に善根を斷ず。謂はく、

【一八】有る餘師は說く云云。この師の解によれば、因を撥無する邪見は無間道の如きものにて、果を撥無するそれは解脫道の如きものなり。無間解脫二道に由りて惑を斷ずるが如く、謗因謗果二邪見に由りて善根を斷ず、隨一邪見にて斷善するに非ずとなり。

【一九】有る餘師は說く斷善の云云。惑に有漏緣の惑、無漏緣の惑の別あり、亦、自界緣の惑・他界緣の惑の別あり。有漏緣の惑とは、苦集二諦に迷うて起る煩惱を云ひ、無漏緣の惑とは滅道無漏を緣じて起す煩惱なり（見道、滅道二諦下の邪見、疑、無明の六をいふ）。又、自界緣の惑とは、欲界の煩惱ならば欲界のみを、初禪の煩惱ならば初禪のみを緣ずといふが如く、他を緣ぜざるをいひ、他界緣とは欲界の煩惱にてありながら上界を緣ずるをいふ（之に九あり）。扨て、今、第二の異解にて斷善の邪見は、唯だ有漏のみを緣ずといふは、所詮、苦集に迷ふ邪見にして、滅道に迷ふものにあらずといふ義になり、又、自界緣にして他界にあらずとは、欲界のみを緣ずるものといふ義に外ならず。

【二〇】彼れは唯云云。彼とは無漏緣と他界緣との邪見をいふ。こは、唯、相應隨增とて、心心所法と相應して、心を穢すのみにて、所謂所緣隨增とて心と境と相互に漏を隨增する力なし、從つて善根を斷ずる程、有力にあらずとなり。

【二一】是の如く說く者（Evam varṇayanti 彼等は是の如く說く）とは、毘婆沙師は是の如

九品の善根は九品の邪見の（三三）逆順相對するに由りて、漸次に斷ず。修道の、修所斷惑を斷ずる如し。卽ち、下下の邪見は、能く、上上の善根を斷じ、乃至、下下の善根は上上の邪見に斷ぜらる。

若し、是の說を作さば、（三四）本論の文に符す。本論に言ふが如し。云何が微俱行の善根と名くる。謂はく、斷善根の時、最後に捨する所の者なり。彼は捨するに由るが故に、斷善根と名くと。

若し爾らば、彼の文に、何の理ありてか、復た說ける。（三五）云何が上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根の、能く善根を斷ずる者なりと。

彼れは究竟に依りて密に此の言を說く。此に由りて、善根斷じて、餘無きが故なり。謂はく、若し

く說くと云ふ義。卽ち正義說に從へば、獨り有漏緣、自界緣のみならず、無漏緣他界緣の邪見も、亦斷善根の力ありと。頌に「一切なり」といへるは特に之を示さんが爲なり。他界緣と無漏緣とは所緣隨增せずと雖も、同類因、遍行因の增すことによりて强力なる邪見を養へばなり。但し舊譯稱友所釋の梵本には「一切に通ず」とのみありて、「一切の緣に通ず」と言はず。而して稱友は釋して、一切とは諦因諦果、自界緣、他界緣、有漏緣、無漏緣を指すとす。玄奘譯文との不同を見るべし。

【三二】九品の善根云云。善根を上中下の三に分ち、上中下の各を更に上中下に分ちて九品とす。所謂有る餘師に從へばこの九品の善根は頓に斷ぜらるとなり。

【三三】逆順相對云云。正義家によれば斷善根は漸漸に行はるるものにて、上上の邪見は下下の善根を、乃至下下の邪見は上上の善根を斷ずること、恰も、修惑を斷ずるに上上の智を以て下下の煩惱を斷じ、下下の智を以て上上の煩惱を斷ずるが如しとなり。

【三四】本論とは發智論第六の文なり。此文中、最後に云云とあるは眼目にて、巳に最後といふ以上、一品斷にあらざるべしとなり。

【三五】云何か上品の云云。此文中、上品の不善根は、能く善根を斷ずとあるは、一品斷の意味に解せらるるにあらずやとなり。

猶、一品の善根有らば、餘品の善根、斯れに因りて起る可く、未だ彼れを斷善根と名くとは說く可からず。斷の究竟する時を、方に、斷善と名く。故に、唯、上品を說きて能く、善根を斷ずとは名くるなり。

異解　有る餘師は言ふ、九品の善を斷ずるに、(二六)終に中出無し、見道の中の如しと。

正義　是の如く說く者は(二七)出と不出とに通ずと。

捨律儀と斷善根（第四句後半）正義　有る餘の師は說く、先に律儀を捨して、後に善根を斷ず。(二八)末は捨し易きが故なりと。

是の如く說く者は、若し彼の律儀にして、(二九)是れ此の品の心の、等起する所の果ならば、此の品の心の斷ずるとき、彼の律儀を捨す。果と因と、品類の同じきを以ての故なりと。

斷善根の處（第五句前半）　何れの處に在りて、能く、善根を斷ずと爲んか。

人の三洲　人趣の三洲にして、惡趣には非ず。亦、天趣にも非ず。

所以は何。

(三〇)惡趣の中にては、染、不染の慧は堅牢ならざるを以ての故にして、(三一)天趣の中にては善

【二六】終に中出無し云云。九品の善根を斷ずるは、たとへ漸なりとするも、連續的に進みて中止することなしとなり。

【二七】出と不出とに通ず等。正義家は連續することもあれば休止することもありといふ。

【二八】末は云云。律儀は後天的に得らるるを以て末といへるなり。

【二九】是れ此の品等。かの律儀が此九品の善根によりて引生せられたるものならば、善根と律儀と同時に捨すとなり。第四句に二俱捨とあるは之を指したるなり。

【三〇】惡趣云云。惡趣染心の慧は善根を斷ずる能はず、不染の慧は入聖すること能はず。

【三一】天趣云云。善惡の業果を

三洲に關しての異解

論主難ず

斷善根と男女（第五句後半）

異解

論主難ず

斷善の機は見行者なり（第六句前半）

惡の諸の業果を現見するを以ての故なり。

三洲と言ふは、北倶盧を除く。彼れには極惡の阿世耶無きが故なり。

有る餘師は說く、（三一）唯、贍部洲なりと。

（三二）若し爾らば、便ち、本論の所說に違す。本論に說くが如し、贍部洲の人は極少にして八根を成ず。東西洲も、亦、爾りと。

是の如き斷善は何の類の身に依るか。

唯、男女の身なり。志意定るが故なり。

有る餘師は說く、亦、女身に非ず。欲勤慧等の、皆、昧鈍なるが故なりと。

若し爾らば、（三三）便ち、本論の所說に違す。本論に說くが如し、若し女根を成ぜば、定んで、八根を成ず。男根も、亦、爾りと。

何の行者か、能く、善根を斷ずる。

（三四）唯、見行の人にして、愛行者に非ず。謂はく、愛行者は惡の阿世耶、極めて躁動なるが故に。

諸の見行者は惡の阿世耶、極めて堅く深きが故に。

現見して因果を撥無せず。亦斷善も無し。

【三一】唯、贍部洲云云。この師は贍部洲のみ特別に尋思强きが故なりと云ふ。

【三二】若し爾らば云云。南洲の斷善根の人は極少は八根を成ず。漸命終の位に眼耳鼻舌の四根と女男根とは已に捨し、又斷善の者なれば、信等五根有るべきこと無し、又三無漏根も無し。故に唯身根命根意根五受根の八根のみ成就す。文中の本論とは發智論十五。

【三三】便ち本論とは發智論十六なり。その文によれば、女身は、女身命意喜苦樂捨八根を成ずるも、信等五根は不定とせり。是れ女身に斷善ある證なり。

【三四】唯見行云云。意見の猛利なる人を見行者といひ、意見が確實にあらずして、何れかといへば、實際的なるを愛行者といふ。

斯の理に由りて扇搋等は、能く、善根を斷ずるに非ず。愛行の類なるが故なり。又、此の類の人は〔三六〕惡趣の如くなるが故なり。

此の善根斷は、その體、是れ何ぞ。

斷善は非得を體とす（第六句後半）

善斷は、應に知るべし、非得を體と爲す。斷善の位には善の得生ぜざるを以て、非得續いて生じ・善根の得に替る。〔是の如くにして〕非得の生ずる位を斷善根と名く。故に斷善根は非得を體と爲すなり。

續善に就て（七八句）

善根の斷じ已るとき、何に由りて復た續くか。

〔三七〕疑有と見とに由る。謂はく、因果の中にて、時ありてか、疑を生じ、此れ或は有るべしと、或は正見を生じて、定んで、有にして無に非ずと。爾の時に、善根の得、還た續起す。善得、起るが故に續善根と名く。

異解、漸續

有る餘師は言はく、九品、漸く續くなりと。

正義、頓續

是の如く說く者は、頓に、善根を續ぎ、然る後、後時に漸漸に現起す。頓に病を除きて、氣力、漸く增すが如し。

現身に續善す

現身の中に於いて、能く、善を續くるか、不か。

亦、能く續くること有り。〔但し〕、〔三八〕造逆の人を除く。〔三九〕經に彼の人に依りて是の如き說を作す。

【三六】惡趣の如く云云。愛の惡趣とは形容詞にして、惡趣の有情のことなり。扇搋は惡趣の有情の如く染と非染との慧堅固ならざればなり。

【三七】疑有と見云云。從前、因果なしと之を撥無しゐたるものが、或はあるかも知れずと疑ひ出すを疑有といひ、確に有ると信ずるに至るを見（正見）といふ。

【三八】造逆の人云云。五逆罪の一若くは多を犯せる者。五逆罪とは、父を殺し、母を殺し、阿羅漢を殺し、佛身より血を出し、和合僧を破るなり。

【三九】經。中含第廿七（?）。

彼れは定んで現法に於いて善根を續くること能はず。彼の人は定んで地獄より將に歿せんとし、或は卽ち、彼に於いて將に受生せんとする時、能く善根を續く。餘位には非ざるが故にと。將に生ぜんとする位と言ふは、謂はく、中有の中なり。將に沒せんとする時と言ふは、謂はく、彼の將に死せんとするときなり。

断善者と造逆者との關係

(四〇)若し因力に由りて、彼れ善根を斷ぜば、將に死せんとする時に續き、若し緣力に由りて、彼れ善根を斷ぜば將に生ぜんとする時に續く。自他の力に由るときも應に知るべし、亦、爾り。

(四一)又、意樂壞し、加行は壞したるに非ざる斷善根者は、是の人は現世に能く善根を續く。若し意樂壞し、加行も亦壞したる斷善根者は、要らず、身、壞して後、方に善根を續く。見、壞して戒の壞せざる、[及び]見壞し、戒も、亦壞せる斷善根者も應に知るべし、亦、爾り。

(四二)斷善根にして邪定に墮するに非ざる有り。應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、布剌

【四〇】若し因力云云。因力とは同類因の力、卽ち宿習を内因とする邪見による斷善根は、地獄に於て死せんとする時、初めて眼がさめ、外教等の緣による邪見ならば、地獄に生ぜんとする時、眼がさめて續善根すとなり。因力は堅固なるが故に、容易に眼がさめざるなり。

【四一】又、意樂壞し云云。意樂壞すとは心の中にて因果を撥無するをいひ、加行壞すとはその考を實行に移して不道德を行ずるをいふ。又見壞して戒壞せずとは、心は已に邪見に落ち入りながらも、形式的には戒を守るをいひ、戒も壞すとは形式的戒をも捨つるをいふ。意樂と加行、見と戒の兩對は同義異語なり。

【四二】斷善根にして邪定云云。邪定に墮すとは逆罪を造れるものをいふ。此一段は斷善根者と造逆者との寬狹を四句分別にて示さんとするにあり。第一單句（斷善根なるも造逆者にあらず）、文の中布剌拏等とは、六師の一人たる Pūrṇa kāśyapa 等を指す。こはその

拏等なり。第二句は、謂はく未生怨等なり。第三句は、謂はく天授等なり。第四句は、謂はく前相を除けるなり。

第九節　業道と思の心所との交涉

業道と思との併起に就いて

已に、義便に乘じ、斷善根を辯じたり。今、應に、復た、本の業道の義を明すべし。(四三)所說の善惡二業道の中、幾が並生して思と倶に轉ずること有るか。

頌に曰はく、

業道の、思と倶に轉ずるは、不善は一より八に至る。

善は總じて開かば十に至り、別しては一、八、五を遮す。

意見として因果なしと主張すれど、實際に於て逆罪を造れるにあらず。第二單句（造逆者なれど斷善根に非ず）、未生怨とは Ajātaśatru（阿闍世王）の譯にして、阿闍世は、その父、頻毘沙羅を殺したる點に於て造逆者なれど、後に佛に歸依して因果の道理を信ずるに至れり。第三俱句（斷善者にして亦、造逆者）、天授とは Devadatta（提婆）の譯語也。提婆は佛身より血を出して逆罪を犯し、又、邪見を起して善根を斷ぜり。（但し歷史的に云へば提婆は必ずしも撥無因果者にあらざれど、ここは暫らく傳說によるものとす）

【四三】所說の善惡云云。業道の心理學的解明を爲す。卽ち十業道の轉ずる時の思の心所との交涉を論ずる一段なり。要して言へば、十業道の轉ずる時、或は瞋心所の倶に轉ずるあり。殺の此に加はるあり。乃至雜穢語の加はるありて、之れ等を各一俱轉二俱轉等と稱し、不善業道に在りては一俱轉より八俱轉迄有り。後の三卽ち貪等三業道は獨起するものにして並起せざる故に九十の俱轉なり。然るに善業道に在りては、顯明知り易き律儀業道の上よりせば十中一、八、五、三俱轉を除けども、處中の業道の隱にして知り難きをも勘定すれば一俱轉より十俱轉迄凡て數ふるを得。

頌の舊譯

故意俱乃至、與二八惡業道一、若善乃至十、不共一八五。

不善業と思（初二句）

論じて曰はく、(四四)諸の業道の、思と倶に轉ずる中に於いて、且らく、不善と思とは一より唯、八に至る。

一倶轉

(四五)一倶轉とは、謂はく、所餘を離れて、貪等の三の中の隨一現起するなり、若しくは、先の加行に惡の色業を造りて、不染心の時、隨つて一究竟するなり。

二倶轉

(四六)二倶轉とは、謂はく、瞋心の時殺業を究竟するなり、若くは貪を起す位に不與取、或は、欲邪行、或は雜穢語を成ずなり。

三倶轉

(四七)三倶轉とは、謂はく、瞋心を以て、他に屬する生に於いて、倶時に殺盜するなり。

三倶轉に對する難

(四八)若し爾らば所説の偸盜業道は貪に由りて究竟する理、成ぜざるべし。

通

(四九)不異心に依りて所作究竟するが故に。是の如き決判を作せるものなること、應に知るべ

【四四】諸の業道の思と云云。思即ち意志は業道の原動力也、この意志が業道と同時に轉ずる位刹那等起の思といふ。

【四五】一倶轉云云。之に二種の場合あり、第一は貪、瞋、邪見の何れかの一が現起する場合にして、一の業道と一の思と、倶起するが故に一倶轉なり、第二は先に使を遣はして欲邪行を除きたる以外の六種の身體的罪惡（殺生、偸盜及び語四）の何れか一ツを犯さしめ、而も犯す當時、自己にありては貪、瞋、邪見の染汙心なき時は、單純に一業道を成ずることになる場合をいふ。

【四六】二倶轉云云。內に貪、瞋邪見の何れかを現起して、同時に、殺生、偸盜、欲邪行、雜穢語の隨業道を成ずる場合をいふ。即ち二業道と思と倶轉するが故に二倶轉となるなり。

【四七】三倶轉云云。瞋を起して他人の犬鷄などを盜み且つ殺す場合などをいふ。三業道を倶時に成じ、之と思と倶轉するなり。

【四八】若し爾らば云云。先に第十六卷にて、盜業道は貪にて究竟すといへり。今、瞋にて盜殺すといふは何故かとの難なり。

【四九】不異心云云。先に盜は貪によりて究竟すといへるは、引等起（遠因）も刹那等起も共に不異心、即ち同一貪による場合に就て判決したるものなり。然るに今の場合は、引等起は貪にありとするも、刹那等起として、瞋によりて盜殺を成ずる場合を指せるもの、即ち、異心に就いて云へるも

し。〔五〇〕若し先の加行に惡の色業を造り、貪等起る時、隨つて二究竟す。

四俱轉

四俱轉とは、謂はく、他を壞せんと欲して、虛誑の言、或は、麤惡語を說くときの意業道一と語業道の三となり。〔五一〕若し先の加行に惡色業を造り。貪等現前するときは隨つて三究竟す。

五六七俱轉

是の如くにして、五、六、七も、皆、理の如く應に知るべし。

八俱轉

〔五二〕八俱轉とは、謂はく、先の加行に所餘の六惡、色業を造作し、自ら邪欲を行じ、俱時に究竟す。

〔五三〕後の三業道は自力にて現前し、必らず俱行せざるが故に、九、十〔俱轉〕は無し。

善業道と思（後の二句）

是の如く已に不善業道と思と俱轉するに數の不同有るとを說きつ。善業道と思とは總じて開かば十に至るべく、別して顯相に據れば〔五四〕一

のなれば、前の說と矛盾するにあらずとなり。

【五〇】若し云云。三俱轉の他の一例にて、先きに使を遣はして、同時に盜殺の二を究竟せしめ、その際、自らも貪・瞋邪見の隨一を起す時、三俱轉となるなり。

【五一】若し先の加行に云云。使を遣はして盜、殺、虛誑語等の業道を同時に成ぜしめ、自ら貪等の隨一を起す時、四俱轉となる。

【五二】八俱轉とは、身語七支の色業中、使を遣はして盜・殺語四の六を行はしめ、自ら貪心を起して邪欲行を行ずる時八業道の同時に成ずるをいふ。

【五三】後の三業道云云。貪、瞋邪見の三は、各各その性質異り、同時に起ることなきを以て、九業道十業道の俱轉なしとなり。

【五四】一と八と五とを遮すとは善の意業は一と俱轉せず、善思は必らず無貪と無瞋との二と相應するが故に。一を遮す有色の律儀所攝の業道は最小と雖も四を具す。謂く離殺生、離不與取、離非梵行、離不妄語なり。若し善思起る時は無

二倶轉　と八と五とを遮す。(五五)二倶轉とは、謂はく、善の五識、及び、無色に依る盡と無生との智現在前する時には散善の七無し。(五六)

三倶轉　三倶轉とは、謂はく、正見と相應する意識、現在前する時には七の色善無きなり。(五七)

四倶轉　四倶轉とは、謂はく、惡無記心の現在前する位に近住、近事、勤策律儀を得するなり。(五八)

六倶轉　六倶轉とは、謂はく、善の五識現在前する時には上の三戒を得するなり。(五九)

七倶轉　七倶轉とは、謂はく、善の意識の、隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時に上の三戒を得するなり。或は惡無記心の現在前する時に苾芻〔七〕戒を得するなり。(六〇)

九倶轉　九倶轉とは、謂はく、善の五識、現在前する時に苾芻戒を得するなり、或は無色に依りて盡と無生との智現在前する時苾芻戒を得するなり。或は靜慮に攝する盡と無

貪、無瞋を加ふるが故に總じて六あり、故に五を遮す、苾芻律儀は七支を具す。若し染無記心の時已に七倶轉す、若し善心の時は九倶轉す、謂く善の七に無貪、無瞋を加ふ、故に八を遮す。

【五五】二倶轉。二あり。(一)は善の五識の起る位にて是は別解脫戒を得せざる人の場合にて五識には正見無き故、唯無貪無瞋の二業道が思と倶轉す。(二)は無色定に依りて起す盡無生智の位にして、無色定なれば隨轉の無表無く、盡無生智なる故に正見無く、唯第六意識と相應する無漏の無貪無瞋の二が思と倶轉す。

尙ほ、散善の七なしとは、欲界に就て云へるものにして、未だ別解脫を受けざるものは離殺乃至、離雜穢語の七善業道なきをいふなり。若し無色に依りて說く時は、定戒の七なしと言はざるべからず。

【五六】三倶轉云云。無貪無瞋にして正見起る時をいふ。別解脫戒を受けず、定にも入らざれば、七の善色は生せざるが故に三倶轉となる。

【五七】四倶轉云云。惡無記心なるが故に無貪、無瞋、正見の三なし。而も近事等の律儀なるが故に身三、語一(虛誑語)の四律儀倶轉す。

【五八】六倶轉。善の五識起るが故に無貪、無瞋あり、而も第六識にあらざるが故に正見なし。此心を以て前の近住等の三律儀を受くる時、身三語一の四律儀を得するを以て、六の善業道倶轉することになるなり。

【五九】七倶轉(一)散善の意識起り(無貪、無瞋、正見)而も未だ定道の二戒を得す、ただ前の

生との智相應の意識の現在前する時なり。(六一)十倶轉とは、謂はく、善の意識、隨轉の色無くして、正見と相應して現在前する時、苾芻戒を得するなり。或は、餘の一切の隨轉の色有りて正見と相應する心正しく起る位なり。(六二)別して顯相に據れば、遮する所、是の如し。通じて隱顯に據らば、遮する所無し。謂はく、律儀を離るるに一、八、五有り。

十倶轉

(六三)一倶轉とは、謂はく、惡無記心の現在前する時、一支の遠離を得するなり。五倶轉とは謂はく、善の意識の、隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時、二支を得する等なり。八倶轉とは、謂はく、此の意識現在前する時、五支を得する等なり。

一倶轉　五倶轉　八倶轉

近住等の律儀を受くる時、内心の三善根と四律儀と倶轉するなり。(二)惡無記心にて、卽ち貪、瞋、邪見を離れず、身語七支の律儀を得する場合も七倶轉なり。

【六〇】九倶轉。正見の一を除いて、他の九善業道の倶轉する場合なり。

【六一】十倶轉。(一)善の意識が正見と相應して、無貪、無瞋、正見の三善業を成就し、更に身語七支の律儀を得する時(二)定道戒によりて定戒の七隨轉の色を得し、正見を起すことによりて無貪、無瞋、正見の三を具備する際。

【六二】別して顯相云云。顯相卽ち律儀を標準として論ずれば上述の如く、一、五、八の三種の倶轉なきも、更に之に隱相、卽ち處中善をも加へて考ふれば、一倶轉も、五、八倶轉もあるとなり。尙ほ律儀を離るとは八種の律儀に非ざることにして、處中業道の名稱なりとす。

【六三】一倶轉。貪、瞋、邪見を離れずして、而も或る一戒を受る場合なり。律儀には一支を離るといふことなきも、處中善としてはあり得るなり。次の五倶轉、八倶轉に於ける二支、五支も亦然りとす。

第十節　業道の界趣處に於ける成就と現行

處と善惡業道との關係

(六四)善惡の業道は何の界と趣と處とに於いて、幾くか、唯、成就し、幾くか、亦、現行に通ずる。

頌に曰はく、

(六五)不善は地獄の中に、麤語と雜と瞋とは二に通ず。貪と邪見とは成就す。北洲には後の三を成じ

雜語は、現と、成とに通ず。餘の、欲の十は、二に通ず。

善は、一切の處に於いて、後の三は、現と、成とに通ず、

無色と、無想天との前の、七は唯、成就す。

餘の處には、成と、現とに通ず。地獄と、北洲とを除く。

【六四】善惡の業道云云。十善十惡業道を界趣に配して考察すれば、何界にては、どれだけを可能性として有し、どれだけを實際に實行するかを明さんとする段なり。十二句ある中、前の六句は、惡業道を論じ、後の六句は、善業道の方を論じたるものとす。詳しくは長行に就いて見よ。

【六五】頌の舊譯

非應語惡語、瞋於二地獄一二、由二至得一貪欲、邪見、北洲二、第七彼自有、於二餘欲一十惡、後三一切有、現前至得故、無色無想天、由二至得一七、餘、由二現前一亦有、除二地獄北洲一。

次に善の十業道に關しては、三界五趣に亙りて、凡て、現行、成就の二に通ずるも、身語の七は、先づ無色界及び無想天の二には唯成就して現行せず、其の他の界、趣、處に於いては、人趣の北洲と、地獄趣とを除けば現行し、又成就す。但し、其の中、餓鬼及び傍生の二には、處中の業道の外なく、色界には、律儀の外なし。

十惡業道（初六句）

論じて曰はく、不善の十業道に於いて、〔所謂〕那落迦の中の三は二種に通ず。謂はく、麤惡語、雜穢語、瞋の三種は、皆、現行と、成就とに通ず。相ひ罵るに由るが故に、麤惡語有り。悲叫に由るが故に、雜穢語有り。身心、麤强、(六六)悷憹にして調〔和〕せず、互ひに、相ひ憎むに由るが故に、瞋恚有り。

地獄の三（初二句）

地獄と貪邪見（第三句）

(六七)貪、及び、邪見は、成〔就〕するも、現〔行〕せず。可愛の境無きが故なり。現に業果を見るが故なり。

地獄には他の五惡業なし

業盡きて、死するが故に、(六八)殺業道無し。財物、及び、女人を攝すること無きが故に、不與取、及び、欲邪行無し。無用なるを以ての故に、虛誑語無し。即ち、(六九)此に由るが故に、及び、常に、離るるが故に、離間語無し。

北洲と心の三惡（四句）

北俱盧洲には、貪、瞋、邪見、皆、定んで、成就するも、現行せず。(七〇)我所を攝せざるが故に、(七一)身心、柔軟なるが故に、惱害の事、無きが故に、(七二)惡意樂無きが故に。唯、雜穢語は、

北洲と雜語（等五句）

【六六】悷憹、互に相悖りて、和せざること。

【六七】貪、邪見は未だ斷ぜざる故に過去の貪、邪見を成就す。而も地獄には我物にしたしと願ふ程の可愛の境無き故に貪業道現行せず、又地獄には生得の業通力ありて、それにて前生の業に依り、此の惡趣に生ぜりと、業果を現見する故に邪見業道は起らず。

【六八】殺生業道等は、命終の時捨したれば、地獄に生じて後有にあらず。故に過去を成就することもなく、又業盡きて自ら死するが故に、他を殺すことも能はず。

【六九】此とは即ち前の無用を指す。地獄にては各有情、互に心の常に相離るるが故に離間語の要無し。

【七〇】我所云云。之れは貪無き所以なり。

【七一】身心乃至惱害等。瞋無き所以。

【七二】惡意樂無きは、邪見無さ

北洲に他の惡業道なき所以

現[行]、及び、成[就]に通ず。彼れ、時ありて染心もて、歌詠すること有るに由る。

(七三)惡の意樂無きが故に、彼れには、殺生等[六業道]無し。(七四)壽量の定まるが故に、(七五)財物及び、女人を攝すること無きが故に、(七六)身心、輭なるが故に、及び、(七七)無用なるが故に。其の所應に隨ひて[各無し]。

北洲と非梵行

(七八)彼の[洲の]人は、云何にして、非梵行を行ずるか。

謂はく、彼の[洲の]男女、互に染[心]を起す時は、手を執り、相ひ牽きて樹下に往詣る、樹枝、[若し]、垂れて覆はば、是れ應に行ずべしと知るも、樹[若し]、枝を垂れずんば、並びに、愧ぢて別る。

餘の欲界と十惡(第六句)

前の地獄と、北倶盧洲とを除きて、餘の欲界の中の十は、皆、二に通ず。

天鬼傍生

謂はく。(七九)欲界の天、鬼、傍生、及び人の三洲に於いては、十惡業道は、皆、成[就]と、現[行]とに通ず。然れども、差別有り。謂はく、天、鬼、傍生には、(八〇)前七業道の、唯、處中に攝するもののみ有りて、不律儀無し。

人の三洲欲天

人の三洲の中には、三種倶に有り。諸の天衆は、天を殺すこと有ること無し

所以。

【七三】惡意樂無きは、通じて六業道無きことの因。

【七四】北洲は、定壽千歳にして、中夭なし、故に殺生業道無し。

【七五】財物等。此二因の故に不與取及び欲邪行の業道無し。

【七六】身心等。此の故に、麤惡語無し。

【七七】無用の故に、虚誑、離間二語無し。北洲には心常に和睦せるが故に。

【七八】若し女人を攝する(所有する)ことなくば云何にして婬を行ずるやとなり。

【七九】欲界の天とは六欲天をいふ。

【八〇】前七業道とは身語七支の業道なり。

と雖も、而も、或は、時に、餘趣を殺害することと有り。

欲天と殺生に關する異解

〔八一〕有る餘師は說く、天も、亦、天を殺す、首を斬り、腰を截らば、其の命方に斷つと。

十善業道と處（七十二句）

已に、不善を說きつ。

心の三善（第八句）

善業道の中には、無貪等の三は、三界五趣に於いて、皆、二種に通ず。謂はく、成就と、現行となり。

身語の七善と無色無想（第九十句）

身語の七支は、〔八二〕無色〔界〕と、無想〔天〕とには、唯成就し〔得〕容きも、必ず、現行せず。〔八三〕謂はく、聖の有情の、無色界に生せるものは、過〔去〕、未〔來〕の無漏律儀を成就す、無想〔天〕の有情は、必ず、過〔去〕、未〔來〕の第四靜慮の律儀を成〔就〕す。〔八四〕然も、聖は、隨つて何の地の依止に依りて、無漏の律儀を曾起し、曾滅するも、無色に生ずる時は、彼の過去を成

【八一】有る餘師等。此說に從へば、天人は手足は、此を斷ずれば、又生ずれども、首腰を斷ずれば、再生するを無し。順正理論四十二曰、天亦殺レ天、雖ニ天身分斷已還出一、斬レ首中截、則不ニ更生一云云。

【八二】無色と無想云云。無色界には色なきが故に有色の七善業道の現起すべき筈なし、亦無想天は無心なるを以て同じく現起のたよりなし。

【八三】謂はく聖の等。無色と無想とは七善業を現起せざるも成就し得べき理由を明にしたるものなり。先づ無色の方よりすれば、聖者にして無色界に生れたるものは、已に過去世に於て七善業を現行したるや言ふまでもなく、亦未來に無色を去り、欲色に生ずれば聖者なるを以て、同じく七善支を現起すべし、即ち之を過去、未來の無漏律儀を成就すといふなり。又、無想天は前に四靜慮を修して入れる處にして、後に出觀する際にも亦第四禪に依るを以て、過去、未來の靜慮律儀を成就すといふべし。

【八四】然も聖は云云。特に無色の聖者が過未の無漏律儀を成就する所以を明にす。即ち之を過去よりするに、聖者が嘗て過去世にありて欲界四禪中の何れの身體(依止)によりて無漏律儀を起し、或はそを滅せりとするも、無色界に生ずる時は、必ず、その過去に起滅せる無漏律儀を成就す。例へば過去に於て初禪の身にて無漏律儀を起し或は滅したる聖者なれば、無色界に入る時初禪の無漏律儀を成就するが

〔就〕す。若し、未來世ならば、五地の身に依る無漏の律儀は、皆、成就することを得べし。

七善と餘界（第十一、十二句）

餘の界と、趣と、處とには、(八五)地獄と、北洲とを除きて、七善〔業道〕、皆、現行、及び、成就に通ず。然れども、差別有り。謂はく、鬼と傍生とは、律儀を離れたる處中の業道のみ有り、若し、色界に於いては、唯、律儀のみ有り。三洲と、欲の天とは、皆、(八六)二種を具す。

第十一節　業道と果

業道と果との關係

(八七)不善と、善との業道所得の果は云何。

頌に曰はく、

(八八)皆、能く異熟と、等流と、增上との果を招く。

此れは、他をして、苦を受け、貪を斷ち、威を壞せしむるが故なり。

如し。又之を未來に就て云へば、已に過去を成就し居るを以て、未來には、欲四禪の五地の何れによりても、無漏律儀を起すべき可能性あるを以て、その何れをも、今、成就し得る譯なり。

【八五】地獄と北洲には律儀を誓受することなし。

【八六】二種とは。處中及び、律儀の二を云ふ。

【八七】不善と善との云云。此一段は業道とその結果との關係を明にせんとしたるもの也。四句中、前の二句は業道は何れも異熟、等流、增上の三果を受くることを明にし、後の二句は、殺生を例としてその理由を明にしたるものとす。

【八八】頌の舊譯　一切皆能與二增上流報果一、由三困苦除レ命、滅二勢味一果三。

十惡業道と三果

論じて曰はく、且らく、先づ十惡業道の、各、三果を招くことを分別せん。

其の三とは、云何。

(一)惡の異熟果

異熟と、等流と、增上と、別なるが故なり。謂はく、一種に於いて、若くは(八九)習し、若くは(九〇)修し、若くは(九一)多く所作し、此の力に由るが故に、(九二)那落迦に生ずるは、是れ、異熟果なり。

(二)惡の等流果

(九三)彼より、出で已りて、此の間に來至し、人の同分の中に等流果を受く。謂はく、殺生者は、壽量短促なり。不與取の者は、資財、乏匱す。欲邪の行者は、妻、貞良ならず。虛誑語の者は、多く、誹謗に遭ふ。離間語の者は、親友(九四)乖穆す。麤惡語の者は、恆に、(九五)惡聲を聞く。雜穢語の者は、言、威肅ならず。貪の者は貪、盛なり。瞋の者は、瞋を增す。邪見の者は、癡を增す。(九六)彼の品は、癡の增「盛」なるが故なり。是れを、「十」業道の等流果の別と名く。

短壽に對する疑

(九七)人中、短壽なるも、亦、善業の果なり。云何にしてか。是れを、殺「生業道」の等流「果」と說く

【八九】習す(āsevita)とは加行を起すこと。
【九〇】修す(bhāvita)とは根本の位なり。
【九一】多く所作す(Bahulīkṛta)とは後起の位なり。
【九二】那落迦等。婆沙論一百十三には那落迦傍生・鬼に生ずと記せり。且らく、重を擧げて釋せるなり。
【九三】彼とは、上の如く地獄に於いて、異熟果を受けて、宿世の善業力にて、人間に生じて云云の義。
【九四】乖穆とは、和穆に乖反するの意、不和となること。
【九五】惡聲。惡評判。
【九六】彼の品とは邪見をいふ。邪見は癡の增盛せる結果なれば、等流果として愚癡となるとの義。
【九七】人中云云。短壽は殺生の等流果也といふ。然れども短命なりとも人中に生を受くるは善の果ならざるべからず。矛盾にあらずやとの難なり。

之を通す

可き。

（九八）人壽、卽ち、殺業の果なりとは言はず。但だ、殺に由りて、人の壽量短しと言ふのみ。應に知るべし、殺業は、人の命根の爲に、障礙の因と作りて、久しく住せざらしむるを。

（三）惡の增上果

此の、十〔業道〕所得の增上果とは、謂はく、（九九）外の所有する諸の資生の具は殺生に由るが故に、光澤鮮少なり、不與取の故に、多く霜雹に遭ふ、欲邪行の故に、諸の塵埃多し、虛誑語の故に、諸の臭穢多し、離間語の故に、（一〇〇）所居險曲なり、麤惡語の故に、田に荆棘多く、（一〇一）磽确（一〇二）鹹鹵にして、稼穡に宜しからず。雜穢語の故に、時候變改す。貪の故に、果少く、瞋の故に、果辣し、邪見に由るが故に、果少く、或は無し。是れを業道の增上果の別と名く。

三果は一業道の果なりや

（一〇三）一の殺生、先づ那落迦の異熟果を感じ已りて、復た、人趣の壽量をも、短促せしむと爲んか、更に、〔復た〕餘有り〔と爲んか〕。

第一解

有る餘師は言はく、卽ち、一の殺業、先づ、

【九八】人壽云云。人間に壽を受くることは、別の善事の等流果なり、ただその短なるは殺の果といふのみ。

【九九】外の所有する云云。生活に必要なる外的所有物の義。

【一〇〇】所住が險隔にして、朋友の往來絕ゆ。

【一〇一】磽确とは石礫田地に多くして堅きこと。

【一〇二】鹹鹵は、鹽氣に富みて、草木だも生ぜざること。

【一〇三】一の殺生云云。以上十業道は各三種の果を受くることを了知したるが、ここに、その三種の果は、一業道例へば殺生業道を成ぜる故に三果を等しく此一業道によりて得すべきか、乃至、各別の因卽ち業道によると解すべきかは、問題なるが、玆には二說有り、前師の說は唯一業道を成ずるによつて、一切三種の果を受くと主張し、一師は因各別なりと說く。而して、前師の說は不正義にして、後師の說は世親の正義とするものの如し。蓋し、次下の文に順合す

彼の〔地獄の〕異熟〔果〕を感じ、後に、此の等流〔果〕を感ずと。

第二解

　餘有り復た、言はく、(一〇四)二果は、因別なり。(一〇五)先は、謂はく、加行なり。(一〇六)後は、謂はく根本なり。復た、〔經に〕、總じて、一の「殺生」の言を說くと雖も、實には通じて、根本と、(一〇七)著屬とを收むるなりと。

特に等流の義に就きて

　此の中に說く所の等流の言は、(一〇八)異熟、及び增上の果を越ゆるに非ず、〔唯〕(一〇九)少しく、相似るに據りて、假りに、等流と說くのみ。

業道の三果を招く理由（後二句）

　此の十は、何に緣りて、各、三果を招くか。

異熟果を招く理由

且らく、初めの殺業は、(一一〇)他を殺す位に於いて、他をして、苦を受け、命を斷ち、威を失せしむればなり。謂はく、殺生の時、他をして、苦を受けしむるが故に、〔殺者自らは〕地獄に墮して苦の異熟果を受く。

等流果を招く理由

　他の命を斷つが故に、〔自ら〕人〔趣の〕中に來生して、命を受くること、短促なるを等流果とす。他

ろが故なり。

【一〇四】二果とは異熟、等流。

【一〇五】先とは、異熟果のこと、加行にて苦しむる故に、加行業に依りて地獄の異熟果を受け、苦果を受くとなり。

【一〇六】後とは等流果のこと。他の命を斷ずる業によりて、今人間に生じて壽短しとなり。故に一の業道と說くとも、實は加行業によつて地獄に生じ根本業道によつて、人間の等流果を受くるなり。

【一〇七】眷屬とは加行をいふ。

【一〇八】異熟云云。三果を分てども、如實には、等流果は、その體、異熟、增上二果に外ならず、自身に屬するは異熟果にして、其餘に屬するは增上果なればなり。（但し貪、瞋、邪見の三は全く等流なれば今此を除いて言ふ。）

【一〇九】少しく相似るとは、生物の愛する命を斷つによりて己れ短命の果を感じ、他物を盜むが故に己貧困の果を感ずる等を言ふ。

【一一〇】加行の位に苦を受けしめ根本の位に命根を斷じ、且つ他人の威を失墜せしむ。

増上果を招く理由

の(二一)威を壞するが故に、「自己の」諸の外物の、光澤を鮮少ならしむるを、増上果とす。餘の惡業道は、理の如く、應に思ふべし。

善業道と三果

〔又〕、此れに由りて、善業道の三果を准知すべし。謂はく、離殺等を、若くは習し、若くは修し、若くは多く所作し、此の力に由るが故に、天の中に生れて、異熟果を受く。(二二)彼より沒し已りて、此の間に來生し、人の同分の中に、等流果を受く。謂はく、離殺者は、壽命長きことを得。

餘は、上の〔惡業道〕に相違して、理の如く、應に、說くべし。

第十二節　附論　邪命

附論邪命

(二三)又、契經に說く、(二四)八邪支の中にて、(二五)色業を分ちて三とす。謂はく、(二六)邪語、(二七)〔邪〕業、(二八)〔邪〕命なりと。

邪語、〔邪〕業を離れて、邪命は、是れ何ぞ。

【二一】威(Ojas)。通常は精氣と譯す。生物の心臟の處に在りて、煖氣と活動との淵源なりと云ふ。

【二二】彼とは、天上界にて異熟果を受けて後、宿習の善業力により、人間界に轉生し來り、等流果を受く。

【二三】又契經云云。惡業道に就て述べし序でに、經中に說く邪命の意義を明にせんとする段なり。契經とは雜含廿八なり。

【二四】八邪支とは聖道支の裏にして、凡て八聖道支に準ず。(參考)。經には、八邪支を說く內、色業を邪業、邪語、邪命の三として說けり。

【二五】色業。外的に發動せる有情の言語行爲にして、換言せば身口二業。

【二六】邪語(Mithyā-vāc)。

【二七】邪業(Mithyā-karmānta)

【二八】邪命(Mithyājīva)。

彼れを離れては無しと雖も、而も別に說くは、頌に曰はく、

【二九】貪より生ずる身語業は、　邪命なり、除き難きが故に。
命の資貪より生ずと執するは、　經に違するが故に非理なり。

邪命とは貪より生ずる邪語業なり（初二句）

論じて曰はく、瞋、癡より生ずる所の語と身との二業を、次の如く、名けて邪語、邪業と爲す。貪より生ずる所の身語二業は、除き難きを以ての故に、別して邪命と立つ。

謂はく、貪は、諸の有情の心を奪ひ、彼れの起す所の業は、禁護すべきこと難し。正命に於いて、殷重に修せしめんが爲めの故に、佛は、前と離して、別に說きて、一と爲せるのみ。

【三〇】有る頌に曰ふが如し、

俗は邪見を除き難し。　恆に、異見を執するに由る。
道は邪命を護り難し、　資具の、他に屬するに由る。

【二九】頌の舊譯
貪生身口業、別立爲邪命、難治資貪生、若執非經故。
四句中、前の二句は正義を述べ、次ぎの二句は不正義を駁したるものとす。

【三〇】有る頌に云云。この頌は引用にして、本頌にあらず。
頌の舊譯
在家見難治、恆執種種見、
比丘命難治、資生屬他故。
異見又は見といふは、猥りに吉凶に執するが如きをいひ、資具の他に處すといふは、衣食の資具が、他に屬し、他の物を受けて、比丘は活命するものなれば、他の物といふ考が、とかく、邪命行に至らしむるといふ意。

不正義（後二句）

(二二)有る餘師は「是の如く」執す、命の資具のみを緣ずる貪欲より生ずる所の身語二業を、方に邪命と名く。

「又」餘の貪より生ずるものには非ず、其の所以何となれば、自らの戯樂の爲めに、歌舞等を作すは、命を資くるに非ざるが故なりと。

論主評破

此れは、經に違するが故に、理、定んで、然らず。(二三)戒蘊經の中に、象の闘ふを觀る等も、世尊は亦、立てて、邪命の中に在けり。「そは」邪に、外境を受け、虚しく、命を延ぶるが故なり。

正語、「正」業、「正」命は、此れに翻じて、應に知るべし。

第四章　業と果

第一節　有漏無漏の業と五果

諸業と五果との關係

(二三)前に、言ふ所の如く、果に五種有り。此の中にて、何の業に、幾くの果有るか。

【二二】有る餘師云云。異說也、一理ある說なれども、世親は唯參考の爲に揭げしのみにて違經の理由により排斥せり。

【二三】戒蘊經（Sīlakkhandhika）。長阿含中一部分の名、Dīgha-nikāya vol. I. Sīlakkhandhavagga を指す。今は其中の Brahmajāla-sutta 即ち長阿含第十四、梵動經の中の文也。その意は象の闘ふを見るも、そは貪より起る身語業なりとて、佛は邪命下に攝し、戒めたまへる故に、上の歌舞等も邪命に攝すべきなりとの論なり。

【二三】前に言ふ所 如く云云。この一段は有漏無漏業と五果との關係を明にせんとしたるものなり。この段以下は、言はば業に關する雜論ともいふべきものなるが、その第一として、この問題を提起したるなり。

二頌より成る中、初の一頌は斷道即ち無間道に就て述べたるものにして、次ぎの一頌は無間道以外の業に就て述べたるものとす。又、初の一頌中初二句は斷道の有漏業と五果

頌に曰はく、

(二三四)斷道の有漏業は、具足して、五果有り。

無漏業は、四有り。謂はく、唯、異熟を除く。

餘の有漏の善惡も、亦、四なり。離繫を除く。

餘の無漏と、無記とは、三なり。前に除く所を除く。

初頌斷道の意味

論じて曰はく、(二三五)道の能く斷を證し、及び、能く惑を斷ずるに、斷道の名を得、即ち無間道なり。

有漏の斷道に五果あり（初二句）

一、異熟果

此の道に二種有り。謂はく、有漏と、無漏となり。

有漏道の業には、具さに、五果有り。(二三六)異熟

の關係を論じ、次ぎの二句はその無漏業と果との關係を論じたり。同樣に第二頌にありても、初の二句（五六句）は有漏業を明にし、次ぎの二句（七八句）は無漏業及び無記業に就て述べたるものなり。

【二三四】頌の舊譯

於二滅道一有レ垢、業有レ果由レ五、於二無垢一由レ四、有流餘善惡、所餘無流業、由レ三無記爾、

【二三五】道の能く云云。斷道の意味を明にする文なり。抑も道に無間道と解脫道とあり、無間道とは煩惱を斷ずる役目を司るものにして、解脫道とは滅を證するを司るをいふ。今斷道といふは、この煩惱を斷ずる道の義にして、即ち無間道の義なり。然るにこの無間道に、有漏道と無漏道とありて、それによりて果にも相違あり。

【二三六】異熟果は云云。例へば、未至定による有漏の無間道は

果は、謂はく、自地の中の断道が招く所の可愛の異熟なり。

二、等流果

(二二七)等流果は、謂はく、自地の中の後の等、若くは、増の、諸の相似法なり。

三、離繋果

(二二八)離繋果は、謂はく、此の道の力が惑を断じて、証する所の択滅無為なり。

四、士用果

(二二九)士用果は、謂はく、道の牽く所の倶有と、解脱と、所修と、及び断となり。

五、増上果

(二三〇)増上果は、謂はく、自性を離れて、餘の「一切の」有為法なり。唯、前生を除く。

無漏断道に四果あり（三四句）

(二三一)即ち、断道の中の無漏道は、唯、四果有り。謂はく、異熟を除く。

断道外の有漏（五六句）

餘の有漏は四果（五六句）

(二三二)餘の、有漏の善、及び、不善業も、亦、四果有り。謂はく、離繋果を除く、前の断道に異るが故に、説きて、「餘」と為す。次後の、「餘」の言も、此れに例して釈すべし。謂はく、

餘の無漏無記は三果（七八句）

(二三三)餘の無漏、及び、無記の業は、唯、三果のみあり。「前に除く所を除く」とは、前に除く所の異熟、及び、離繋の「二果」を除くを謂ふ。

その異熟果として、初静慮のそれを感ずるが如き場合をいふなり。

【二二七】等流果は云云。前の例にて云へば、後念の等と勝との未至定を感得するをいふ。

【二二八】離繋果は云云。同じく未至定の無間道にて、欲界の煩悩を断じて、其の上の択滅を証するをいふ。

【二二九】士用果。無間道の引ける士用に四の別有り。

一、倶有(Saha-bhū)。相応法の受等と、不相応法の生等となり。

二、解脱(Vimukti)。無間道の無間に引起する解脱道なり。

三、所修(Bhāvyate)。未来の同類の善を得修すること。

四、断(Prahāṇa)。無間道の力にて惑を断じて証する択滅(不生の士用果といふ)。等之れなり。

【二三〇】増上果の、前生を除くとは、果前、因後といふ事なき故に、過去の有為法は除く。

【二三一】無漏道は、転廻に違反する道なれば、現實生活を意味する異熟果は果とならず。

【二三二】餘の有漏の善不善は共に断道に非ざる故に、択滅即ち離繋果無し。

【二三三】餘の無漏、及び無記は、上に断はれる如く、断道に非ざる故に、離繋果無く、又二者共に異熟因たる能はざるが故に異熟果も無し。

第二節　三性業と三性法との因果關係

以下五段異門分別

已に、總じて、諸業に果有ることを分別したり。次に、(二三四)異門の業に果有る相を辯ずべし。

一、三性相對門

(二三五)中に於いて、先づ、善等の三業を辯ぜん。

頌に曰はく、

(二三六)善等を、善等に於いてするに、初めは四と、二と、三と有り。
中は、二と、三と、四と有り。後は、二と、三と、三との果あり。

論じて曰はく、(二三七)最後に說く所の、「皆、次の如く」の言は、所應に隨ひて、前門の義に遍ずることを顯はす。

且らく、善、不善、無記の三業を、一一に因と爲して、三の次第の如く、善、不善、無記の三法に

【二三四】異門(Paryāya)とは一法を種種の見方より名くること。上に諸業を有漏無漏門に約して明し、以下三性門、三世門、諸地門、三學門、入斷門等五門を以て業に果有る相を辯ず。

【二三五】中に於て云云。此の一段は三性門に約して、善惡無記の業は、善惡無記の法に對して、それぞれ、いかなる因果關係を有するかを明にせんとしたるものなり。四句ある中、初の一句は總標第二句は善業を以て、善、不善無記の三に改めて、その果相を明し、第三句は不善法を以て、第四句は無記法を以て同じく、各各、善、不善、無記に對する果相を說明したるものとす。

【二三六】頌の舊譯　四二及餘三、善等善等果、若惡善等二、三四如次第、無記有二三、三復於善等。

【二三七】最後に云云。五門分別の最後に屬する三斷門の頌の終りに「皆、次の如く知るべし」とあり。この句は、五門に涉りて各頌の終りにあるものと心得よとなり。

對して果の數有ることを辯せん、後は、例して、應に知るべし。

善業と三性果(第二句)
(一)善に對して四
(二)不善に對して二
(三)無記に對して三

謂はく、(二三八)初の善業は、善法を以て四果と爲す。異熟〔果〕を除くなり。(二三九)不善〔法〕を以て、二果と爲す。謂はく士用、及び、增上なり。(二四〇)無記〔法〕を以て、三果と爲す等流と、及び、離繫〔との二果〕を除く。

不善業と三性果(第三句)
(一)善法に對して二
(二)不善法に對して三
(三)無記を四とす

(二四一)中の不善業は、善法を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、增上なり。(二四二)不善〔法〕を以て、三果と爲す。〔謂はく〕異熟、及び、離繫〔の二果〕を除く。(二四三)無記〔法〕を以て、四果と爲す。〔謂はく〕、離繫〔果〕を除く。

(二四四)等流は云何。

謂はく、遍行の不善、及び、見苦所斷の餘の不善業は、(二四五)有身見と、(二四六)邊執見との(二四七)品の、諸の、無記法を以て等流〔果〕と爲すが故なり。

【二三八】初の善法等。善法は異熟(無記)に非ず。故に異熟果たらず。然れども、同類因生の等流果、前念の善業より後念の善法が引く士用果、斷道にて得する離繫果、及び增上緣に依る增上果等四果有り。

【二三九】不善法等。不善法が善業に引起せらるる故に士用果あり。不善法の生ずるに善業は障を爲さざる故に增上果有り。されど二者は性異る故に等流果無く、不善法は無爲に非ざるが故に離繫果無く、無記に非ざる故に異熟果無し。

【二四〇】無記(法)等。無記の故に異熟果等有り。士用、增上は知る可し。性の異る故に等流果無く、無記法は擇滅に非ざる故に離繫果とは爲らず。

【二四一】中とは、善と無記との中間といふ義。不善業の士用力にて、善法生ずること有る故に士用果有り。增上果は知るべし。然れども、善法は異熟に非ず、又二者は異類の故に等流果無く、善法中には擇滅は有るも、不善等の離繫果とはならず、故に唯善法を不善業に對すれば、唯二果と爲るのみ。

【二四二】不善法は三果と爲る。前の二に、同類の故に等流を加ふ。

【二四三】無記法は又、異熟果たるべきが故に、上に加へて四果と爲るべし。但しその等流果は少少解し難きを以て、特に說明す。

【二四四】無記法が不善業の等流果となるは二あり。一には苦諦集諦下にある遍行の不善は苦

無記業と三性果（第四句）

（一）善法を二とす

（一四八）後の無記業は、善法を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、増上なり。

（二）不善法を三とす

（一四九）不善〔法〕を以て、三果と爲す。〔謂はく〕、異熟、及び、離繋を除く。

等流は云何。

謂はく、有身見、邊執見の品の、諸の、無記等は、諸の不善を以て、等流と爲すが故なり。

（三）無記法を三とす

（一五〇）無記〔法〕を以て、三果と爲す。〔謂はく〕、異熟、及び、離繋を除く。

第三節　三世の業と三世の法との因果關係

二、三世相對門

（一五一）已に、三性を辯じつ。當に、三世を辯ずべし。

頌に曰はく、

集諦下の有覆無記の身邊二見を等流果とす。（遍行の不善とは十一遍行の中の、身邊二見を除く餘の九をいふ。）二は、見苦所斷の遍行に非ざる貪等は苦諦下の有覆無記の身邊二見を等流果とす。前者は遍行因にて得し、後者は同類因にて得するものなり。

【一四五】有身見(Satkāyadṛṣṭi)。薩迦耶見。個身實有論なり。

【一四六】邊執見(Anta-grāha-dṛṣṭi)とは或は斷滅或は常住を執する論なり。共に隨眠品參照。

【一四七】品の字は、身邊二見と相應する心所、並に倶有の四相等を攝す。

【一四八】無記業に對すれば善法は士用、増上の二果となる。二者、類の異る故に等流果たらず、善法なれば異熟果にも非ず。善法中には擇滅を攝すと雖も無記業は斷道に非ざる故に是に離繋果あるに非ず。

【一四九】無記業に不善法を對せしむれば、上の士用、増上の二に等流を加へて、三果と爲る無記業にして不善の果を招くものは、有身見と邊執見となり、此二見は五部の染法の通因となる。

【一五〇】無記業に、無記法を對せしむれば、等流、士用、増上の三果と爲る。上に準じて知るべし。

【一五一】已に云云。此の一段は五門分別の第二たる三世相對門なり。

四句中、初の一句は過去業の三世の法に對する果相を明にし、二三句は現在業の現在、未來法に對する果相を、第四句は未來業の未來法に對する果相を明にしたるもの也。

頌の舊譯

過去一切四、中業來果爾、

過は、三に於いて、各四なり。現は、未に於いても、亦、爾り。現の、現に於けるは、二果なり。未は、未に於いて、果三なり。

論じて曰はく、過去、現在、未來の三業が、一一に因と爲りて、その所應の如く、過去等を以て、果と爲すことの別とは、謂はく、(一五二)過去の業は、三世の法を以て、各四果と爲す、唯、離繋を除く。

(一五三)現在の業は、未來〔法〕を以て、四果と爲す。前に說くが如し。現在を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、増上なり。(一五四)未來の業は未來〔法〕を以て、三果と爲す。等流、及び、離繋を除く。

(一五五)後の業に、前の果有りと說かざるは、前

(一)過去業は三世に對して各四(第一句)

(二)現在業は未來法を四とす(第二句)現在法を二とす(第三句)

(三)未來業は未來法を三とす

中果二、來業、未來果有レ三。

【一五二】過去の業は三世の法を以て、各四果と爲す云云。離繋果は三世の攝ならざるを以て除く。餘の四ある所以は相應因、倶有因、能作因は三世に通じてあるが故に、從つて士用果増上果も三世に通じてあり、又、過去の善惡を因として過去に感じたる異熟は過去なり、又、過去業の異熟果を現在又は未來に感ずるを以て、三世に各各異熟あり、又、等流果は、過去業を因として過去現在未來ともに、相似相續するの謂ひなれば、同じく三世にあるものとす。

【一五三】現在の業が、未來の法を以て四果とすることは上に準じて知るべし。現在の法を以て二果とするは、倶有因、相應因にて得せる同時の士用果と増上果となり。而も現在は唯一念の故に異熟果無く、又現在の業にて現在の法に對せば、その間に前後の關係無き故に等流果も無し。

【一五四】未來の業は、未來法を三果とす。倶有因、相應因は未來に通ずる故に士用果有り。又異熟因は體に約せるものにて、善惡法を因とし、無記法を果とする故に異熟果有り。等流果は、未來に前後の位無き故に無く、離繋果は三世に墮せざる故に除く。

【一五五】後の業云云とは、現在の業は過去法を、未來の業は、

の法は、定んで後の業の果に非ざるが故なり。

第四節　諸地の業と諸地の法との因果關係

三、諸地相對門

已に、三世を辯じたり。當に、諸地を辯ずべし。

頌に曰はく、

(一五六)同地には、四果有り。異地には二、或は、三なり。

同地相望(初句)

論じて曰はく、諸地の中に於いて、隨ひて何れの地の業も(一五七)同地の法を以て、四果と爲す。離繫を除くなり。

異地相望(第二句)

若し是れ有漏ならば、異地の法を以て、二果となす。謂はく士用と增上となり。

若し是れ、無漏ならば異地の法を以て三果と爲す。異熟と、及び、離繫とを除く。界に墮せざるが

現在及過去法を果とすること無きを云ふ。

【一五六】頌の舊譯

同地法有レ四、三二若異地。

此れは、業と果との相對關係を地に約して横に論ずる一段なり。

【一五七】同地の法を同地の業に望むれば、一般に四果となるを通則とす。故に有漏業、無漏業の別なく、初地の業は、初地の法を四果とす。(具に云はば、有漏の業は有漏法を、無漏の業は無漏法を果とす)。異地を相望するに差別有り。即ち有漏業は異地の法を以て二果とす。士用と增上となり。中に於て、增上果は、知るべし。用果に至りては、例へば欲界の加行善心を以て初定に入るゝ如き、是の善心は初定を引起し、士用力有るが故に士用果あるなり。されど異地の故に等流果なく、又異熟果も無し。無漏業ならば、異地の法を三果とす。上の二に等流果を加ふ。無漏は界繫に墮せざる故に、上地の無漏も、下地の無漏の等流果となり、乃至その逆にして、一般に九地相望めて、同類因等流果となる。

故に等流を遮せず。

第五節　三學業と三學法との因果關係

四、三學相對門

(一五八)已に諸地を辯じ。當に學等を辯ずべし。

頌に曰はく、

學は三に於いて各、三なり。無學は一と

三と二となり。

非學非無學は、二と二と五との果有り。

(一)學業は三學に對して、各、三たり（第一句）

論じて曰はく學、無學、非學非無學の三業は一一、因と爲りて、其の次第の如く、各、三法を以て果と爲す。別ありとは、謂はく、(一五九)學の業は、學法を以て、三果と爲す。異熟、及び、離繫を除くなり。(一六〇)無學法を以て、三と爲すこ

【一五八】已に云云。この一段は五門中の第四門として三學の業が、それぞれ三學の法に對する果相を明にせんとしたるものなり。
初の一句は學業の三學の法に對す、次ぎの一句は無學業の三學法に對する、三四句は非學非無學業の三學法に對する果相を明にしたるものとす。
頌の舊譯。
有學三學等、無學業學等、
諸法但一果、或三果及二、
異此二學等、二二及五果。

【一五九】有學の業に望めては、有學の法は、同じく無漏の故に等流果と爲り、彼の業は士用力ある故に士用果と爲る、知るべし、又、增上果と爲る。然れども、無漏の故に異熟果とならず、有學法の故に又離繫果とも爲らず。

【一六〇】有學の業に無學の法を對せしむる時は、共に無漏の故に、等流果と爲り、又有學の業は、金剛喩定の盡智を引起するが如く士用力ありて勝妙の無學法を引起する故に、士用果と爲る。增上果は知るべし。然れども、無學の無漏法

(二)無學業と三學法(第二句)

とも、亦、爾り。(二六一)非二〔法〕を以て、三果と爲す。異熟、及び、等流を除くなり。(二六二)無學の業は、學法を以て、一果と爲す。謂はく、增上なり。(二六三)無學を以て、三果と爲す。異熟、及び離繫を除く。(二六四)非二を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、增上なり。

(三)非二業と三學法(第三四句)

(二六五)非二の業は、學法を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、增上なり。無學法を以て二と爲すことも、亦、爾り。非二を以て、五果と爲す。

第六節　三斷業と三斷法との因果關係

五、三斷相對門

(二六六)已に、學等を辯じつ。當に、見所斷等を辯ずべし。

は異熟に非ざる故に、異熟果とならず、又離繫果とならざるは知るべし。

【二六一】非二〔法〕とは非學・非無學法の謂にして、一切有爲法と、三無爲法となり。之を有學の業に對せしむれば、擇滅は離繫果と爲り、有學法の無間に有漏法を引起する場合には、士用果(無間の士用果)と爲り、(又、擇滅を有學の業に望めば、不正士用果と爲る)、異熟、及び等流を除く所以は知るべし。

【二六二】無學の業に有學法を對せしむれば唯、增上の一果と爲る。無學の業は勝、有學法は劣なる故に、等流果とならず、無學法又劣なる有學法を引起せざる故に、士用果とも爲らず、異熟、離繫の二果とならざることは知るべし。

【二六三】無學の業に、無學法を望めしめば、無間に無學法を引起する故に、士用果となり、同類の故に等流果と爲り、增上果は知るべし。異熟、離繫の二果とならざる所以も知るべし。

【二六四】非二の有爲法と三無爲法とを、無學の業に對すれば、增上果と爲るとは知るべし。阿羅漢が無漏觀より出づるとき、有漏心を引起する場合の如く、士用果とも爲る。然るに此の非二の中には擇滅を攝すれども、無學の人は所作已に辦じ、惑を悉く斷盡して、擇滅を證せざる故に、離繫果とは爲らず。

【二六五】非二の業に、非二學の法を對すれば、非二法の中に擇滅を攝する故に、其が有漏道の爲めに離繫果と爲り、同類の故に等流果と爲り、無間に引起せらるる故に士用果と爲

頌に曰はく、

見所斷の業等は、一一各三に於てするに、
初めは三、四、一有り。　中は二、四、三
果あり。
後は一、二、四有り。　皆、次の如く、應
に知るべし。

總標（初二句）

論じて曰はく、見所斷、修所斷、非所斷の三業、一一に、因と爲りて、其の次第の如く、各三法を以て、果と爲す。

（一）見斷業と三斷法（第三句）

別ありとは、〔謂く〕。（二六七）初の見所斷の業は、見所斷の法を以て三果と爲す。異熟及び離繫を除く。（二六八）修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。（二六九）非所斷の法を以て、一果と爲す。謂は

り、增上果と異熟果との二と爲ることは知るべし。無學法を對せしむれば、無間に引生せらるるが故に士用果となり、增上果と爲ることは知るべし。有學法を對せしむる時も同樣なり。

【二六六】已に學等云云。こは五門分別の最後として、見斷、修斷、非二斷の三業を三斷法に對して、その果相を明にせんとする段なり。

六句の中、初の二は標目、第三句は見斷業と三斷法との關係を、第四は修斷業と三斷法との關係を、第五句は非斷法と三斷法との關係を論じたるものなり。第六句は、前、五段の頌文の何れにもつくべき結句なり。

頌の舊譯

三四果及一、見滅業彼等、二果四及三、修道所滅業、非滅業彼一、二四果次第。

【二六七】見所斷の業を見所斷の法に對する時、士用の力を與へて引起すること有るが故に士用果有り。同じく見所斷の性の故に、等流果有り。增上果は知るべし。而も、見所斷の法は其の體異熟に非ず。又無爲に非ざる故に、異熟果と離繫果とは無し。

【二六八】見所斷の業を、修行斷の法に對する時は、苦集諦下の遍行法の、染汙法を等流果とする有り。又修斷の法には無記を攝する故に、異熟果有り。增上士用の二果は知るべし。修所斷法は、無爲に非ざる故に離繫果を除く。

【二六九】見所斷の業を、非所斷法に對する時は、唯增上の一果有り。無漏法に望めては、見所斷の業は士用力なく、又無間に引生することも無く、類

く、增上なり。

(二)修斷業と三斷法(第四句)

(一七〇)中の修所斷の業は、見所斷の法を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、增上なり。(一七一)修所斷の法を以て、四果と爲す。離繫を除くなり。(一七二)非所斷の法を以て、三果と爲す。異熟、及び、等流を除く。

(三)非斷業と三斷法(第五句)

(一七三)後の非所斷の業は、見所斷の法を以て、一果と爲す。謂はく、增上なり。(一七四)修所斷の法を以て、二果と爲す。謂はく、士用、及び、增上なり。(一七五)非所斷の法を以て、四果と爲す。異熟を除く。

第六句

(一七六)「皆、次の如し」とは、其の所應に隨ひて、上の諸門に遍ず、略法應に爾るべし。

第五章　論所說の諸業

異る故に等流果も無く、又その業は斷道に非ざる故に、離繫果も無し。

【一七〇】三斷の中間に位置する修所斷の業は、見所斷の法に對する時、無間に之れを引生するが故に、士用果有り。增上果は知るべし。而も、見所斷の法の故に、異熟に非ず、故に異熟果無く、異類の故に等流果なく、見所斷の法は離繫に非ざる故に離繫果も無し。

【一七一】修所斷の業を同じく、修所斷の法に對する時は、修斷の法には無記有る故に、異熟果有り、同類の故に等流果有り。增上、士用は知るべし。而も、修斷の法は離繫に非ざる故に離繫果は無し。

【一七二】同じく修斷の業は、非所斷の無漏法に對しては、無漏法には擇滅を擇するが故に離繫果有り。有漏の善心の無間に無漏心を引起する故に士用果あり。無漏は善なるが故に異熟果に非ず。異類の故に等流果無し。增上は知るべし。

【一七三】最後の非所斷の業は見所斷の法を以て、增上の一果と爲す。其の理は知るべし。而も引起の力無き故に士用果と爲すこと無く、見所斷の法は異熟に非ざる故に、異熟果と爲すこと無く、離繫、等流の無きは知るべし。

【一七四】非所斷の業は修所斷の法を以て、增上果と爲すことは知るべし。無漏觀より出でて有漏心に入るときに無間に引生する士用果有り。他の無きは知るべし。

【一七五】非所斷の業は同じく非所斷の法に對する時は、擇滅有る故に、離繫果と爲し、同じく無漏の故に等流果と爲す。增上と士用とは知るべし。而

第一節　應作等の三業

應作等の三業の相

(二七七)諸業を辯ずるに因みて、復た、問うて言ふべし。本論の中に説く所の三業、謂はく、應作業、不應作業、及び、非應作非不應作業との如き、其の相、云何。

頌に曰はく、

染の業は、不應作なり。有るが説く、亦、軌を壞するなりと。
應作業は、此に翻じ、倶に、相違せるは第三なり。

(一)不應作業(第一句)

論じて曰はく、有るが説く、染業を(二七八)不應作と名く。非理の作意より、生ずる所なるを以つてなりと。

異解(第二句)

有る餘師は言ふ、諸の軌則を壞る身語業も、亦、不應作なり。謂はく、諸所有の、應に、是の如く行ずべく、應に是の如く住すべく、應に是の如く説くべく、應に是の如く著衣すべく、應に是の如く食

も、異熟果は除く。その理は又知るべし。

【二七六】皆、次の如し。凡て、上來の五門に通じて通ずること前述の如し。舊譯には、更説ニ次第言一者、應レ知於ニ前中後一爲下顯ニ因果一重説中諸義上。云云。

【二七七】諸業云云。こには、雜論の一として、應作、不應作、非二の三業の相を明にせんとする段なり。此の三業の名は發智第十一にあり。初の一句は不應作業の體を明にし、第二句は之に對する異解を擧げ、第三句は應作業を説き第四句は非二業を明にす。舊譯は非理作有レ染、餘説非ニ方次一。

【二七八】不應作。舊譯、非理作(A-yoga-nihita)。

すべき等の、若し是の如くならざるを不應作と名く。彼は世俗の禮儀に合はざるに由りてなりと。

（二）應作業（第三句）

此と相翻ずるを(一七九)應作業と名く。

異解一

有るが說く、善業を名けて、應作と爲す、如理の作意より生ずる所なるを以つてなりと。

異解二

有る餘師は、言はく、諸の軌則に合する身語意の業をも、亦、應作と名くと。

（三）非應作非不應作（第四句）

倶に前の二に違するを名けて、(一八〇)第三と爲す。其の所應に隨ひて(一八一)二說の差別あり。

第二節　引業と滿業

第一項　二業の相

業と受生との關係

(一八二)一業に由りて、但だ一生を引くと爲んか、多生を引くと爲んか。又、一生は、但だ、一業の引く所と爲んか。多業の引く所と爲んか。

頌に曰はく、

一業に、一生を引く。多業は、能く、圓滿す。

【一七九】應作(Yoga-vihita)。舊譯、如理作。

【一八〇】第三とは非應作非不應作(Nayoga-vihita na-yoga-vihitaḥ)。舊譯、非理非非理作。

【一八一】二說の差別とは、一は前の染と善との業を除て無記心所發と解する說、二は、規則に準ずるに非ず、又破るに非ずと云ふ說。

【一八二】一業に由りて云云。こは業と受生の多少とを判定せんとする段なり。業に種種あり、生に多生あるを以てその間の關係を規定するの必要あるに出でたるものとす。有部は主なる一業によりて一生を引き、多業によりて之を完成すと主張す。舊譯の頌文も、新と全く同じ。

論じて曰はく、我が宗とする所に依りては、應に、是の說を作すべし。但だ、一業に由りて、唯、一生を引くと。

此に一生と言ふは、一の同分を顯す。同分を得するを以て、方に、說きて生と名くるなり。

經部の難

(一八三)若し爾らば、何に緣りて、(一八四)尊者無滅は自ら言へるか。我れ、憶ふに、昔、一時に於いて、(一八五)殊勝の福田に於いて、一たび食を施せる異熟として、便ち、七返、三十三天に生じ、七たび人中に生れて、轉輪聖帝と爲り、最後に、大釋迦の家に生在して、珍財を豐足し、多く快樂を受くることを得たりと。

有部の答

(一八六)彼は一業に由りて、一生の中の大貴多財と、及び(一八七)宿生の智を感じ、斯に乘じて、更に、餘の生を感ずる福を造り、是の如く、展轉して、最後の身に至り、富貴の家に生れて究竟の果を得せるなり。初めの力に由ることを顯はさん[爲めの]故に、(一八八)是の言を作すのみ。譬へば、人、有り。一の金錢を持し、展轉貿易し

【一八三】若し爾らばとは、經部の難なり。經部は、一業、多生を引くを許すが故なり。

【一八四】尊者無滅（Aniruddha）。唐に阿那律、阿尼婁馱等と音譯す。佛の從弟にして、その十六弟子の一人なり。

【一八五】殊勝の福田とは、無患といふ獨覺を指す。阿那律、嘗て、宿世に於いて、大饑饉に遭ひ、一鉢の食を、無患獨覺に施したり。その功德力によりて、上記の如き果報を得たりと云ふ。

【一八六】彼は一業に由りて等。有部釋す。第一說なり。一業（根本の施業）によりて最初の一生を引くものなれども、その時に同時に得せる宿生智によりて、その前生を通見し、依りて又再び餘の生を感ずべき新なる福業を作り、輾轉して上の如き果報を受け、遂に大釋迦の家に受生する等に至れるなりとの意。

【一八七】宿生智とは、宿世の生を知る智。此論二十七を見よ。

【一八八】是の言とは「一たび食を

て、千の金錢を得、是の如きの言を唱ふるが如し、我れ、本、一の金錢有りしに由るが故に、大富樂を得たりと。

有部の異解

復た(一八九)有るが說く、彼は昔時に於いて、一たび、食を施すを依と爲して、多くの勝れたる思願を起し、天上を感ずるとあり、有るは、人中を感ずるとありて、(一九〇)刹那同じからざれば、熟に、先後有るなり。故に、一業は、能く多生を引くには非らず。亦、一生は、多業の所引なることも無し。(一九一)衆同分に、分分の差別あること勿れと。

……

多業能圓滿

(一九二)但だ、一業は、一同分を引くと雖も、彼の圓滿は、多業に由ると許す。譬へば、畫師の先づ、(一九三)一色を以て、其の形狀を圖し、後に、衆彩を塡ずるが如し。是の故に、同じく、(一九四)人身を稟くること有りと雖も、其の中に於いて、支體、諸根、形量、色力の莊嚴を具するも有り。或は、前

施して云云」を指す。

【一八九】有るが等。毘婆沙師の第二說也。昔、一の施業を起せる時、夫れを所依として、勝れたる思の心所起り、其の多刹那の思の心所が、或は天上の樂果を感じ、或は人中の樂果を成ずるにて、一業が多生を引くにも非ず、一生を多業が引くにも非らずと。

【一九〇】刹那云云。施食は一なるも、それに對する思願は刹那刹那に同じからざるによりて其の思願の種種なるに應じて種種の生を引けるなりと。即ちこの師は業の客觀的事現よりは、寧ろその主觀方面に重きを置きて、此の方より一業引一生說を主張せんとしたるなり。

【一九一】衆同分云云。多業が一生を引けば、その多業の各個のままに、屢屢死生して、一生の中に、衆同分は切れ切れとなることの過有らんとの意なり。

【一九二】但だ一業等。第二頌を釋する文にして、多業の、能く一生を圓滿し、一生の上の細事情を招感するものなることを明す。

【一九三】一色は引業に喩へ、衆彩は多業即ち滿業に喩ふ。

【一九四】人身とは身根の謂に非ずして、人の衆同分の意。身根は滿業所感の別果なるが故に。

「の諸のもの」に於いて缺減、多き者も有るなり。

唯、業力のみ、能く生を引滿するには非らず。一切の不善と、善との有漏法に、異熟有るが故に、皆、引滿し容きも、業は「其の中に於いて」、勝るを以ての故に、但だ、業の名を標するなり。然も、其の中に於いて、業と（一九五）倶有なる者は、能く引き、能く滿たす。業の勝れたるに隨ふが故なり。（一九六）若し、業と倶有ならざる者は、能く、滿たすも、引には非らず。勢力、劣なるが故なり。

有漏法と引滿業

第二項　二業の體

（一九七）是の如き二類は、其の體是れ何ぞ。

頌に曰はく、

二無心定と得とは、引く能はず。餘は通ず。

論じて曰はく、（一九八）二無心定は、異熟有りと雖も、勢力の衆同分を引くべきもの無し。諸の業と倶有に非ざるを以ての故なり。

【一九五】倶有なる者とは、此の業に相應する諸の心心所及び生等が倶有因となりて、同一果を感ずることを指す。然し、これ等も、畢竟、業が勝れたる故に、然るなりとの謂なり。

【一九六】若し業と倶有ならざる法は、唯、滿業に同じく、別果(圓滿)を感ずるのみにして、一業所引の總果(衆同分)の招感に與る所なし。そはその力の劣なるが故にして、彼の勝れたる業のみ能く總果を引くとの意。

【一九七】是の如き云云。前段の末に引滿するものは、業のみならず、有漏の善惡法も然りといへり。然れどもその中に亦區別ありて、滿ずれども、引する能はざるもの、引滿の二に通ずるものと說きぬ。今、その二類を明にせんとするはこの段の目的なりとす。

頌の舊譯

二定非二能引一、無心及至得。

【一九八】二無心定云云。無想及び滅盡の二定は共に異熟有る法なれども、業と倶有因に非ざる故に衆同分を引くものは、必ず業

（一九）得も、亦、衆同分を引くに、力、無し。諸の業と、一果に非ざるを以ての故なり。

（二〇〇）所餘の一切は、皆、引と滿とに通ず。

第三節　三障

第一項　三障の體相

三障

（二〇一）薄伽梵の說かく、重障に三有り。謂はく、業障と、煩惱障と、異熟障となり。是の如き三障は其の體是れ何。

頌に曰はく、

三障とは、無間業と、　及び、數行の煩惱と、
並びに、一切の惡趣と　北洲と無想天となり。

（一）業障（五無間業）

論じて曰はく、無間業と言ふは、謂はく、五無間業なり。其の五とは云何。

なれば、業と俱有因に非ざる者は、衆同分を引く資格無し。

【一九】得も亦云云。得は業と同一果に非ざる故に又衆同分の引に與らず。

【二〇〇】所餘の一切云云。業と同一果なるは業に順じて、衆同分を引くと同時に、亦別果を感じて、圓滿に資するも有りて、引滿に通ず。

【二〇一】薄伽梵云云。業障（Karma āvaraṇa）煩惱障（Kleśāvaraṇa）と異熟障（Viyakvaraṇa）との三障をば明にせんとする段なり。是等は無漏の聖道を障へ善根を障へて起らざしむるが故に障とは名くるなり。

頌の舊譯
無間等重業、染住惑、惡道、北洲、無想天、說此名三障。

一には母を害し、二には父を害し、三には阿羅漢を害し、四には和合僧を破り、五には惡心もて、佛身の血を出す。是の如き五種を、名けて、業障と爲す。

(二)煩惱障(數行の煩惱)

煩惱に、二有り。一には數行、謂はく、恆に起る煩惱なり。二には猛利、謂はく、(二〇二)上品の煩惱なり。應に知るべし、此の中にて、唯、數行の者をのみ、煩惱障と名づく。(二〇三)扇搋等の如し。煩惱の數行するは、伏除す可きこと難きが故に、說いて、障と爲すなり。

上品の煩惱は、復た、猛利なりと雖も、恆に起るに非ざるが故に、伏除す可きこと易し、下品の中に於いて、數行の煩惱は、猛利に非ずと雖も、而も、(二〇四)伏除し難し。彼れ、恆に行じて、〔伏除の〕便を得ること難きに由るが故なり。謂はく、(二〇五)下品を緣と爲るに從りて、中を生じ、中品を緣と爲して、復た、上品を生じ、伏除の道をして、生ずることを得るに、便、無からしむるなり。故に、煩惱の中にて、品の上下に隨ひ但だ數行の者のみを、煩惱障と名くるものとす。

(三)異熟障

(二〇六)全の三惡趣と、人趣〔中〕の北洲と、及び、〔天趣中の〕無想天とを、異熟障と名く。

【二〇二】上品の煩惱（Adhimātra-kleśa）。煩惱として資格の上等なること、卽ち勢力の猛烈なる煩惱をいふ。

【二〇三】扇搋等。別に猛利の煩惱起らざるも、始終、微弱の煩惱ある爲め、心力鈍りて修行し能はざるをいふ。

【二〇四】伏除。伏とは七方便にで伏すること、除とは見道にて斷ずることなり。

【二〇五】下品云云。假令下品の煩惱なりとも、常に起りて斷ぜざる故に、遂に夫れが緣となりて、次第に中品上品の煩惱を起す。故に伏除の道の起るべき無し。

【二〇六】全の三惡趣云云。地獄、鬼、傍生の三は、苦痛や愚癡のために、亦北洲は無常を感する機會なきを以て、無想天は外道の極位と信する所なる

障の解釋

此れは、何の法を障ふるか。謂はく、〔二〇七〕聖道を障へ、〔二〇八〕及び、聖道の加行の善根を障ふ。

特に業障に就て注意

又、業障の中にも、理としては、亦、餘の〔二〇九〕決定業を說くべきなり。謂はく、餘の一切の定んで、惡趣、卵生、濕生、及び、女人の身、〔二一〇〕第八有等を感ずるものをいふ。

〔二一一〕然るに若し、業の五の因緣に由りて、見易く、知り易きものあれば、此の中に偏に說く。謂はく、〔二一二〕處、〔二一三〕趣、〔二一四〕生、〔二一五〕果、及び、〔二一六〕補特伽羅〔の五〕なり。諸の業の中に於いて、唯、五無間のみ。此の五種〔の因緣〕を具して、見易く、知り易きも、餘の業は、然らず。故に、此〔の中〕には說かざるのみ。

餘の障の廢立も、應の如く、當に知るべし。

を以て、共に聖道に進み能はざる障と名づく。

【二〇七】聖道を障へ等。五無間業を作る者は善根にも入る可からず。又惡趣等は、聖道の加行も起らしめざるが故なり。

【二〇八】及び、亦能く異生の離染を障ふ、故に順正理論四十三に曰く、能障₂聖道及道資糧並離染₁故と。卽ち、此の理に準ずるに、異熟障の中に、大梵天を說かざる所以は、彼の天の、有漏道を以て、能く離染するを以ての故なり（光師の意を取る）。

【二〇九】決定業云云。五無間業の外に決定業を業障の中に數へざるべからず。此に決定業といふは、決定して次に列擧せる惡趣等を感ずる業をいふ。それ等の有るときは、入聖すること能はずして、聖道を起らしめざればなり。

聖者は、凡て、惡趣の卵生、濕生等を感ぜず、又女身を受くることも無し。故に之れ等の定業有るときは決定して入聖すること能はず。

【二一〇】第八有(Aṣṭama-bhava)。欲界經生の聖者は欲界の第八有身を感ずること無し。必ず第七生には、涅槃に入る。故に、若し第八有身を感ずる業有る時は、又、入聖すること能はず。

【二一一】然るに云云。かく五無間以外にも業障と立つべきもの尠からず。而も特に五無間業を業障と立つる所以は、その分り易き五種の特徵を有するによるとなり。五とは卽ち、處、趣、生、果、人なり。

【二一二】處(Aadhiṣṭhānatas)とは業道を云ふものなり。卽ち殺生業道は三無間の處なり、虛誑語業道は一無間の處なり、

三障中、煩惱障と業障は特に重し

此の三障の中にて、煩惱と業との二障は、皆重し、此の〔二障〕、有る者は、(二七)第二生の内に亦、治すべからざるを以てなり。

二障中煩惱障重し

毘婆沙師は、是の如き釋を作す。(二八)前は、能く、(二九)後を引くが故に、後は前よりも輕しと。

無間の意義

第一解、法に約す

此の無間の名は、何なる義に目くと爲んか。(三〇)異熟果、決定して、更に、餘業、餘生の能く、間隔を爲すこと無きに約す。故に、此れは、唯、無間隔の義に名くるなり。

第二解、人に約す

或は、此の業を造る補特伽羅の、此より命終するときは、定んで、地獄の中に墮して、間隔無きが故に、無間と名く。(三一)〔卽ち〕彼れは、無間を有するを以て、(三二)無間の名を得。〔換言すれば〕、無間の法と合するが故に、無間と名く。(三三)沙門〔性〕と合するが故に、(三四)沙門と名くるが如し。

殺生の加行は第五無間の處なり。

【二三】趣(Gatitas)とは、地獄趣を得るが故に。

【二四】生(Upapattitas)とは、順生受の故に。

【二五】果(Phalatas)とは、何れも非愛の果なるが故に。

【二六】補特伽羅(Pudgalatas)とは、最も重き煩惱の現行するが故に。

【二七】第二生とは、業障の人の次生は地獄、煩惱障の人の次生は惡趣なり。

【二八】前とは、煩惱障。

【二九】後とは、業障。能引は本なる故に、所引の末より重しと說くものなり。

【三〇】第一解は、業と果との中間に、更に餘の業と生等の果との間隔すること無き義に名づくと說く者也。

【三一】〔卽ち〕彼れは無間を有す(Ānantarya)云云。彼れ造業者は、無間に地獄に行くといふ運命を擔ひ居るを以て、その業を無間業と名くとなり。

【三二】無間(Anantara)。

【三三】沙門〔性〕(Śrāmaṇya)とは、無漏道の謂、無漏道を沙門の性といふこと、此の論二十四に出ず。

【三四】沙門(Śramaṇa)。

第二項　三障と界趣

三障の所在

(二三五)三障は、何れの趣の中に有りと知るべきか。

頌に曰はく、

三洲には、無間有り。餘の、扇搋等には非ず。

恩少く、羞恥少ければなり。餘の障は、五趣に通ず。

無間は三洲のみにあり（第一句）扇搋等は除外例（二三句）

論じて曰はく、且らく、無間業は、唯だ、人の三洲に〔在りて〕、北俱盧〔洲〕と、餘の趣と、餘の界とには非ず。三洲の内に於いても、唯、女と、及び、男とのみ、無間業を作る。扇搋等には非ず。

所以は何ん。

即ち、(二三六)前に、說く所の、彼れに斷善と、不律儀なしとの因は、即ち、是れ、此の中に、(二三七)逆〔罪〕無き所以〔の因〕なり。

又、彼れの父母、及び、彼の己身に、次の如く、恩少く、羞恥少きが故

【二三五】三障は何れの云云。三障を趣界に約して、其所在を明にせんとする段なり。初句は此無間業の所在所を明にし、第二三句は除外例を明にし、第四句は無間業障以外の所在所を明にしたり。

頌の舊譯

於二三洲一無間、黃門等不レ許。少恩少二羞恥一、餘障於二五道一、

【二三六】前に說くとは、此の第十七卷の初部に「扇搋等は、能く、善根を斷ずるに非ず」と云ひ、又、卷十五には、頌に「惡戒は人なり、地と、二の黃門と、二形とを除く」といひ、長行には、「唯、人趣に於いて不律儀有り。……復た、扇と及び半擇迦と、……を除く」等と有り。

【二三七】逆〔罪〕とは五無間業の謂なり。

なり。謂はく、彼れの父母は、彼れに於いて、恩少し。彼れの(二二八)缺身の增上緣たるが故なり。又、〔父母の〕、彼れに於いて、愛念少きに由るが故なり。彼れも、父母に於いて、慚愧の心、微なり。(二二九)現前の、增上の慚愧の壞するが故に、無間の罪に觸すと言ふ可き無きを以てなり。

鬼と傍生には無間業なし

(二三〇)此れに由りて、已に、鬼、及び、傍生は、母等を害すと雖も、而も、無間に非ざることをも釋したり。

然るに、(二三一)大德の說かく、若し、覺分明ならば、亦、無間を成ず。(二三二)聰慧の馬の如しと。

若し、人有り、(二三三)非人の父母を害すとも、逆罪を成ぜず。(二三四)心と、境と、劣なるが故なり。

已に、業障は、唯、人の三洲なることを辯じつ。

餘の二章は五趣に通ず(第四句)

餘の(二三五)〔二〕障は、應に知るべし、五趣に、皆有り。然れども、〔異熟障は〕、人趣に於いては、

【二二八】缺身は根の缺けて滿足に具はざる謂。不具なり。

【二二九】現前の强き愧慚が壞滅する故に、無間罪を得るといふ如き强き愧慚心無し。故に父母を殺すとも、無間罪を成ぜず。

【二三〇】此れに由りてとは、上の如く、鬼や傍生にとりてはその父母の恩少く、又自らも羞恥少きことを指す。

【二三一】大德。婆沙論中に屢屢引用せらるる論師の名なり。覺慧分明なる時は、慚愧心もあるべき故なり。

【二三二】聰慧の馬の如しとは、昔し怜悧なる馬あり、母の牝馬と交尾せしめむとせしも肯んぜず、因て馬の面を布にて覆うて母馬と交尾せしめたり。彼の馬後に此の事實を覺り自の男根を斷ちて死せりと云ふ物語を指す。

【二三三】非人(Amānuṣa)。人間が鶴の卵より生れ、或は獅子の腹より生るる如き場合。

【二三四】心とは、能害の心。境とは所害の物、謂はく、非人は人に對して適當なる恩を施すこと能はず、又た人は非人の父母に對して增上の慚愧なきを以てなり。

【二三五】煩惱障は一切處に遍し。

唯、北倶盧［洲］のみなり。［又］、天趣の中に在りては、唯、無想處なり。

卷の第十八（分別業品第四の六）

本論第四　業品第六

第六章　特に業障に就きて

第一節　五無間業の體

五無間業の體

(一)前に辯ずる所の三の重障の中に於いて、五無間を說きて業障の體と爲しぬ。〔所謂〕五無間業は、其の體、是れ何ぞ。

頌に曰はく、

四は身業
一は語業
（初二句）

此の五無間の中、　四は身、一は語業なり、
三は殺、一は誑語、　一は殺生の加行なり。

論じて曰はく、五無間の中、(二)四は是れ身業

【一】前に辯ずる所云云。之より以下、六段に分ちて特別に業障を明にせんとす。卽ち第一に業障の體を明にし、第二に破僧を說き、第三に逆罪の緣を明にし、第四に加行の定を明にし、第五に罪重と大果とを明にし、第六に無間業の同類を明にするなり。今は其第一段として、五無間業を十業道の立場より分類せんとしたるものなり。舊譯の頌文には之れに當るもの無し。唯長行に、此無間業體性云何、四身業爲ㇾ體、一口業爲ㇾ體、三殺生爲ㇾ性、一妄語爲ㇾ性、一殺生前分爲ㇾ性云云といふ有り。

【二】四とは、父、母、阿羅漢の三を殺すと、佛身より血

にして、一は是れ語業なり。㈢三は是れ殺生にして、一は虛誑語の根本業道、一は是れ殺生業道の加行なり。如來の身は害す可からざるを以ての故なり。

破僧の意義

破僧無間は是れ虛誑語なり。

既に、是れ虛誑語ならば、何に緣りて破僧と名くるか。

㈣因に果の名を受く。或は能く破るが故なり。

第二節　傍論破僧

第一項　破僧の體

僧破の體

㈤若し爾らば僧破は、其の體、是れ何ぞ。能所破の人の誰か成就する所ぞ。

頌に曰はく、

僧破は不和合にして、　心不相應行なり。

を出すこととなり。此の四は身業にして、破和合僧は、言葉を以て誑すを以て語業となすなり。

【三】三は云云。父、母、羅漢を殺すことは、殺生業道に屬し、破僧は虛誑語の根本業道、出佛身血は殺の加行とす。

【四】因に果の名云云。虛誑語が因と爲りて和合僧を破る故に虛誑語卽ち因なれども、果たる破僧の名を受けて名づけられしなり。或は破は卽ち能破、僧は卽ち所破、虛誑語の能く僧を破する故に、名づけて破僧と曰ふ。

【五】若し爾らば以下別して破僧を明す。是れ傍論也。㈠に破僧の體を明し、㈡に能破の成就と其時と處とを明し、㈢に緣を具して、破僧を成ずることを明し、㈣に二僧を破する別を明し、㈤に破法輪無き時を明す等六段あり。中に於いて最初に破僧の體を明す。

頌の舊譯

僧破非ニ和合一、性非ニ相應法一、無染無記法、衆與レ此相應。

無覆無記の性なり。所破の僧の成ずる所なり。

僧破の體は非得なり

論じて曰はく、僧破の體は是れ不和合の性なり。(六)無覆無記にして心不相應行蘊に攝する所なり。

(初三句)難通

豈に、無間〔業〕を成ぜんや。

(七)是の如き僧破は、虚誑語に因りて生ずるが故に、破僧は是れ無間の果なりと説く。

僧破を成する者(第四句)

(八)能破の者は此の僧破を成ずるに非ず。但だ所破の僧衆の成ずる所なり。

第二項　能破の成就と時及び處

能破者に就きて

(九)此の能破の人は何をか成就する所ぞ。破僧の異熟は何の處にして幾の時ぞ。

頌に曰はく、

能破者は、唯、此の、虚誑語の罪を成ず。

【六】無覆無記云云。僧破の體は和合の上の非得なり。即ち和合せしめざる或る體也。已に非得なりとすれば、これ無覆無記性にして、不相應行の一たるや言ふまでもなし。

【七】是の如き云云。僧破の體に直ちに無間業なりといふにあらず。寧ろ無間業たる、誑僧(虚誑語)の結果なりとす。

【八】能破の者は云云。かく僧破は結果なるを以て、その所在も能破者にあるにあらずして所破者にありと定む。

【九】此の能破云云。僧破の原因となれる能破者がいかなる業道を成じ、且ついかなる異熟を受けて、幾時の間、その罪の爲めに苦まざるべからざるかを明にす。初二句は成就を明にし、第三句は異熟と時間を明にし、第四句は多くの逆罪を行ひたる場合を説明したるものとす。

頌の舊譯

依レ此妄語罪、能破與相應、
毗指一劫熟、如レ增苦受增。

無間なり。一劫熟なり。　罪の増すに隨ひ苦增す。

能破者は誑語を成す

論じて曰はく、能破僧の人は破僧罪を成ず。此の破僧罪は誑語を性と爲す。卽ち僧破と俱に生ずる語の表無表業なり。

（初二句）異熟と時（第三句）

此れは、必らず、無間大地獄中に一中劫を經て極重の苦を受く。餘の逆なるは必ずしも無間に生ぜず。

多逆と一生との關係に對する疑（第四句）

〔一〇〕若し多くの逆罪を作り、皆、次生に於いて熟せば、如何にしてか、多逆同じく一生を感ぜん。

通

彼れの罪の增すに隨ひて、苦、還た增劇す。謂はく、多くの逆〔罪〕に由りて、地獄の中の大柔輭の身と、多猛の苦具とを感じ、二、三、四、五倍の重苦を受くるなり。

第三項　破僧の緣

破僧の事情に就て

〔一一〕誰か、何れの處に於いて、能く誑を破するか、破することは何れの時に在るか、幾くの時を經て破するか。

【一〇】五逆罪は必ず次生に於て熟する者故、然らば今生に多くの逆罪を作れる時、其等はいかにして、次生の一生に酬ゆるかとの問なり。

【一一】誰か何れの處云云。破僧に關して、(一)能破者の資格、(二)破僧の處、(三)破僧の相手、(四)破僧の時等を明にする段也。第一句は能破者の資格を明にし、第二句は處と相手とを明にし、第三句は時を明にし、第四句は破僧の時限を述べたるものとす。之は始終、提婆のことを念頭に置いての說明なることを忘るべからず。

頌の舊譯

比丘見好行、破、餘處、凡夫別師道忍時、已破、不宿住、說レ此名ニ破輪一。

（一）能破者の資格（第一句）

（二）能破の處（第二句前半）

（三）相手（第二句後半）

（四）破僧の成立したる時（第三句）

頌に曰はく、

苾芻なり、見なり、淨行なり、　破は異處なり、愚夫なり。
師道と異りと忍する時を、　破と名け宿を經ず。

論じて曰はく、能く僧を破る者は、要らず大苾芻にして、在家と苾芻尼等とには非ず。唯、見行の者にして、愛行の人には非ず。淨行に住する人にして、犯戒の者には非らず。犯戒者は言に威無きを以ての故なり。

〔三〕要らず異處に破し、大師に對するときに非ず。諸の如來は、輕逼す可からず。言詞威肅にして、對すれば必らず能すること無きを以てなり。

唯、異生を破りて、聖者を破るに非ず。諸の聖者は法性を證するを以ての故なり。

有るは說かく、得忍のものも、亦、破す可からずと。

二義を含むが爲めに、［頌に］「愚夫」の言を說くなり。

要らず所破の僧が、［その］師の佛に異るを忍じ、佛說に異りて餘に聖道有りと忍ず。應に僧破は是の如き時に在りと說くべし。

〔三〕要らず異處。如來の在さざる處にて僧衆を惑亂するをいふ。提婆の破僧したるは、實に象頭山にて、如來の在所たる靈鷲山より離れたる處なりき。

破法輪法

(一三)此の夜必ず、和し、宿を經て住せず。是の如きを名けて破法輪僧と曰ふ。能く聖道の輪を障へて僧の和合を壞するが故なり。

第四項　破僧の最少限と其の洲

教團分裂の最少限度とその洲

(一四)何れの洲の人の幾くの法輪僧を破り、羯磨僧を破るは何洲の人にして幾くか。

頌に曰はく、

贍部洲なり、九等なり。　方に法輪僧を破す。
唯、羯磨僧を破するは、　三洲に通ず、八等なり。

破法輪僧は極少九人、唯だ贍部洲（初二句）

論じて曰はく、(一五)唯、贍部洲の人は、少くも、

【一三】此の夜必ず等。破僧の行はれたる其夜の中に、必ず再び本の教團に歸りて、翌日に及ばずとなり。提婆が破僧を企てたるその夜の中に、舍利弗等の勸告によりて、再び和合したる事實を指す。

【一四】何れの洲の人云云。こは僧伽の分裂を來たす最少限度の人數は幾干にて、また分裂に二種ある中、何れの分裂は何れの洲にあるを明にせんとしたるものなり。

二種の分裂とは一は破法輪僧にして、二は破羯磨僧也。破法輪僧とは、恰も提婆が佛に背きて別教團の獨立を企てたるが如きことにして、畢竟佛の權威を認めざる教團を佛教教團より分立することをいふ也。破羯磨僧とは、共に同一結界を結びて同一處にて布薩し羯磨し說戒すべき規則を破りて、之を二派に分立することなり。大衆部上座部の分裂の如きは即ちこの破羯磨僧の最も大なるものなれど、佛の權威を認むることに於ては同一なりとす。扨て四句中前の二句は破法輪僧のことを明し、後の二句は破羯磨僧を明にしたるものとす。

頌の舊譯

剡浮洲、九等、三洲有二破業一、此由二八及餘一。

【一五】唯贍部洲云云。法輪僧の分裂する最少人數は九人にして、一人が主張となりて、四人宛に分るるなり。而してこの法輪僧は、佛の轉法輪を中心とする者なれば、佛なき處には、從つてその分裂もあることなし。故に佛のある贍部洲にのみある現象とす。

九に至り、或は復た此れを過ぎて能く法輪を破る。餘の洲に於いてするに非ず。佛無きを以ての故なり。世尊有る處には方に異師有るなり。要らず、八苾芻を分ちて二衆と爲し、以て所破と爲し、能破は第九なり。故に衆は極少のときも、猶、九人なるべし。

（二六）「等」と言ふは、此に過ぐるの限り無きことを明さんが爲めなり。

（二七）唯、破羯磨のみは、通じて三洲に在り。極少は八人なるも、多は、亦、限り無し。三洲に通ずるは聖教有るが故なり。

要らず一界中の僧、二部に分れて、別に羯磨を作すが故に八人を須うるも、此れを過ぎて遮すること無きが故に、亦、等と言ふ。

破羯磨僧は極少八人、三洲に通ず（後二句）

【二六】等云云。頌に九等と等の字を用ゐたるは九以上、何百千にても可也といふ義。

【二七】唯破羯磨僧等。羯磨僧の分裂は、必ずしも一人の主張者を要せざれば僧伽の最少限度たる四人に分れ得るならばその分裂を來たし得るを以て最少限八人としたるなり。而してこの羯磨僧の分裂は必ずしも佛時代に限らず、佛教の存する處にては、何れの處にてもあり得るを以て三洲に通ずとしたるなり。

(備考)此の說明中に於て吾人は二種の暗示を得べきことを見逃すべからず、その一は、贍部洲といへるは、もと全く印度の中央部を意味し、東勝身洲、西牛貨洲の如きは、この中央部を中心としてその邊土、乃至外國地方を意味せしことが、ここにも表はれゐることなり。蓋し破法輪僧を贍部洲に限れるは、印度の中央部にあらざれば佛陀のあらざりしことを暗示するものにて、破羯磨僧を三洲に通ずとせるは、佛滅後、佛教が邊土又は外國にも傳播せしことを暗示するものに外ならざればなり。その第二は佛教教團の分裂、卽ち所謂十八部等に分れたるは、必ずしも特殊の主張者ありて之を導きたる結果にあらずして、僧衆が自ら二派、三派に分れた結果なることの暗示なり。蓋し羯磨僧の破壞には八人を要すとして、別に第九人を立てざるは、暗に歷史的事實を豫想すと解し得べければなり。

第五項　破法輪僧の無き時

破法輪なき時

(一八)何れの時分に於いて、破法輪無きか。

頌に曰はく、

初と後と皰と雙の前と、佛滅と未結界と。

是の如き六位に於いては、破法輪僧無し。

(一)轉法輪の初

(二)入涅槃の時

(三)戒も見も正しき時

論じて曰はく初とは、謂はく、世尊の、法輪を轉じて、未だ久しからざるときなり。後とは、謂はく(一九)善逝の、將に般涅槃せんとする時なり。(二〇)此の二時の中には、僧、一味なるが故に。「破法輪なし。」(二一)正戒と「正」見とに於いて、皰、未だ起らざる時。要らず、二皰の生じて、方に破す可きが故なり。

【一八】何れの時分云云。教團の絕對的に破壞せぬ時を明にす頌意は長行にて自ら明なり。
頌の舊譯
初後頗浮前。雙前師滅時。
未結別住時。破輪不得成。

【一九】善逝(Sugata)。佛の稱號の一。

【二〇】此の二時云云。初轉法輪を過ぎて暫時の間は、僧衆も鮮く、又、凡て眞面目にして緊張しゐるが爲めに、又、佛の涅槃せんとする時も、僧衆は悲みと景慕に打たれゐるが爲なり。

【二一】正戒と正見云云。皰とは瘡のことにして、つまり邪戒邪見をいふ。

(四)未だ第一雙の弟子なき時

(二二)未だ止觀の第一雙を立てざる時、法爾として、彼れに由りて、速かに還た合するが故なり。

(五)佛滅後

(二三)佛滅後の時には眞の大師の、敵對を爲すこと無きが故なり。

(六)未結界の時

(二四)未だ結界せざる時には、一界中に二部を分つこと無きが故なり。

此の六位に於いては破法輪無し。

破法輪と佛陀

破法輪のことは、諸佛、皆、有るには非ず。(二五)必ず宿業に依りて此の事有るが故なり。

第三節　逆罪の緣

逆の理由

(二六)且らく、傍論を止めて、應に逆の緣を辯ずべし。

頌に曰はく、

【二二】未だ止觀云云。佛弟子中目乾連は止(禪定)の第一にして、舍利弗は觀(智慧)の第一なり、之を第一雙といふ。若し教團に異派起れば、この一雙の弟子が行ひて之を說得して、和合せしむると、提婆の際に於ける舍利弗、目連の如し。從つて弟子中に未だかかる第一雙の人生ぜざる中は破僧起るも之を調和し難きを以て、自然に破僧も起らずとなり。蓋しこれ破僧は必ず成功せざるものといふ豫定の下に案出せられたる理由とす。

【二三】佛滅後云云。佛滅後には眞の大師を向ふに廻はして、獨立を宣言し得ざるを以て、從つて人の信用を買ひ難し。

【二四】未だ結界云云。未だ確乎たる僧團を樹立せざる以前には、勿論、僧破もなし。

【二五】必ず宿業云云。今釋迦佛も、因位に迦葉佛の下にありて一度に破僧を企てたることあり。提婆の破僧は其結果なりとす(正理四十三參照)。

【二六】且らく傍論云云。以上、數段に涉れる破僧論に關する傍論を、ここに打ち切り、業障論に立ち戻りて、五逆罪の逆罪たる理由を明にせんとするはこの一段なり。初の一付は總じて五無間業の逆罪たる理由を明にし、後の五句はその種種の場合に就て論究したるものとす。

頌の舊譯

有恩功德田、由捨離除故、
別根障亦有、從血生是母、
於佛打無意、害後無學無、

恩と徳との田を棄壞するなり。形を轉ずるも、亦、逆を成ず。
母は、謂はく、彼の血に因る。誤等は無し。或は有り。
打心もて佛の血を出すと、後の無學を害するとは無し。

恩徳を捨つるは逆なり（第一句）

問　論じて曰はく、何に緣りて母等を害すれば、無間を成じて、餘に非ざるか。

答　恩田を棄て徳田を壞するに由るが故なり。謂はく、父母を害するは是れ恩田を棄つるなり。

恩田

問　如何にして、恩有るか。

答　身の生本なるが故なり。

問　如何にして、彼れを棄つるか。

答　謂はく、彼れの恩を捨つるなり。

徳田　徳田は、謂はく、餘の阿羅漢等なり。諸の勝徳を具し、及び、能く「他の勝徳を」生ずるが故なり。徳の所依を壞するが故に、逆罪を成ず。

轉形と殺親に就ての疑問（第二句）

（三七）父母の形轉ぜるを殺すときも逆を成ずるか。
逆罪、亦、成ず。依止、一なるが故なり。

【三七】父母の形轉ずとは、父の男根、轉じて女根となり、母の女根轉じて男根となるをいふ。然る時は舊の父母の形なき故に逆罪を成ぜざるべしとの意。

(二八)是の如き義に由るが故に、有るが問うて言はく、(二九)頗し男をして、命根を離れしむるに、父と阿羅漢とに非ずして無間罪の爲めに觸らるること有るか、不かと。

曰はく、有り。謂はく、母の、形を轉ぜるときなり。

頗し女をして命根を離れしむるとき、母と阿羅漢とに非ずして、無間罪の爲めに觸らるること有るか、不かと。

曰はく有り。謂はく、父の、形を轉ぜるときなり。

害母に就ての一疑問（第三句）

(三〇)設し女人の羯剌藍の墮するとき、餘女あり、「之れを」收取して產門の中に置き、子を生まんに、何れを殺して害母の逆を成ずるか。

(三一)彼の血は身の生本なるに因る故に、「逆を成ずることは、前母に於いてす。」諸有の所作有るは、後の母に諮ふべし。能く飮ましめ、能く養ひ、能く長成せしむる故なり。「而も眞の母にあらず。」

誤殺の場合（第三句）

若し父母に於いて、殺の加行を起し、誤りて餘人を殺すときは無間罪無し。

【二八】是の如き義云云。以下は毘婆娑中にある問答なり。

【二九】頗し云云。或る男子を殺したりとして、而もそは父にもあらず、羅漢にもあらずして、何には無間罪となることありやとの問なり。

【三〇】設し云云。ここに一妊婦あり、その胎子たるべき精液を落したるを、他の婦人之を拾ひ自らの子宮に入れて養ひ產めりとせんに（かかることは可能か？）其產れたる子は何れを母とし從つて何れを殺すことによりて、逆罪を犯すかといふ問なり。

【三一】彼の血等。答。舊譯は曰く因₂彼血諦₁以成レ身者、此是生母、殺成₂逆罪₁、身生本故第二女人、但是養母云云。

父母に非ざるものに於いて、殺の加行を起し誤りて父母を殺すも、亦、逆を成ぜず。〔三二〕子の杖を執りて、父の身の蚊を撃ち、〔亦は〕母の隠れて牀に在るを、餘なりと謂ひて殺すが如し。

一加行にて二罪を犯す時

若し一の加行にて母、及び、餘を害するときは、二の無表生ず。〔然れども〕表は、唯、逆罪のみなり。無間業の勢力強きを以ての故なり。尊者妙音の説かく、二の表有り。表は是れ極微を積集して成ずるが故なりと。

誤て阿羅漢を殺すも逆罪也（第三句後半）

〔三三〕若し阿羅漢を害するときは阿羅漢なりとの想無きも、彼の依止〔身〕に於いて定まれる殺心を起せば、簡別無きが故に、亦、逆罪を成ず。

父は阿羅漢たる際

〔三四〕若し父を害すること有らんに、父は是れ阿羅漢なるも一の逆罪を得す。依止なるが故なり。

難

〔三五〕若し爾らば、喩説は當に云何にしてか通ぜ

【三二】 子の杖を執り。子が杖にて父の身體にたかれる蚊を打たんとして誤りて父を殺し、又は母が何等かの事情にて隠れゐるを盜賊などと誤解して殺すも無間罪たらずとなり。但し舊譯は文異り。「因二子欲一レ殺、方便母隠二牀中一、父走二餘處一故死、此人成二無間業。一」「走二餘處一」は誤譯なり、原本の Dhāvakasya には「走る人の」と云ふ義と「洗濯する人の」と云ふ義とあり。今は第二の義に用ゐたるを眞諦は第一の義に取りたるなり。洗濯しつつある父の體に蚊のたかれるを見て父が手を離しがたきを察して子が蚊を打たんとせるなり。又た「成」の字の次下に「不」の字なきは、恐くは眞諦所覽の本の寫誤に基くものならん。

【三三】 若し阿羅漢云云。彼は羅漢なりと知らざるも、とにかく、彼を殺さんと決意して殺すは逆罪なり。何んとなれば、此の決意中に阿羅漢ならば、殺すまじといふ心を含み居らざればなり。

【三四】 若し云云。父と阿羅漢とは同一身なる故に二逆罪にはならずとなり。

【三五】 若し爾らば云云。雜寶藏經、有部毘那耶四十六等に出づる語なり。始欠持（Sikhaṇḍin）、即ち頂髻王なるものありて、その父たる阿羅漢を殺したるに對して、仙道比丘の難詰したる語なり。婆沙及び本論に佛とあるは、蓋し、同一材料を以て、異なれる作者が製作せしに基づくものなるべし。

ん。佛、始欠持に告ぐらく、汝已に二逆を造る。所謂害父と殺阿羅漢となりと。

通

(三六)彼れは、一の逆「罪」の、二縁に由りて成ずることを顯はすのみ、或は二門を以て、彼れの罪を訶責したるのみ。

出佛身血に就て（第五句）

若し佛所に於いて、悪心もて血を出すときは、一切、皆、無間罪を得するか。

要らず殺心を以てせば、方に逆罪を成ず。

(三七)打心もて、血を出すときは無間則ち無し。

殺羅漢の或る場合（第六句）

若し、殺の加行の時には、彼れ、阿羅漢に非ざりしも、將に死せんとするとき、方に阿羅漢果を得したりとせば、能く彼れを殺したる者は、逆罪有るか。

無し。無學の身に於いて、殺の加行無かりしが故なり。

【三六】彼れは等。上經を通釋する文。曰く、經の文は父、羅漢の二縁に由りて一の逆罪を成ずる故に二逆を造ると言ふもの也。乃至或ひは、恩田德田の二門を以て始欠持の罪を訶責することを顯すものなり云云の意。

【三七】打心云云。佛を殺さんと決意せず、ただ打撃を加へんとして佛心血を出したるは逆罪ならず。

【三八】若し無間を造る云云。こは一旦無間の加行を起せる時は必然的に其根本業を成ずるものにして、決して其中間に離染し得果して、永久に加行を征伏し去ること能はざるを明にせんとしたる段なり。但し加行には遠加行と近加行とある中、不可轉なるは近加行なりとす。頌の舊譯行二無間前一人、無二離欲及果一

第四節　加行不可轉

加行不可轉

(三八)若し無間を造る加行は、轉ず可からず。離染、及び、聖果を得すること有りと爲んか。

頌に曰はく、

造逆の定まれる加行には、　離染と得果と無し。

論じて曰はく、無間［業］の加行、若し必定して成ぜば、中間に決して、離染、得果のこと無し。餘の惡業道の加行は、中間に、若し聖道の生ずるときは、業道は起らず。(三九)依止の、彼れと、定んで相違するが故なり。

第五節　罪重と大果

罪重と大果

(四〇)諸の惡行の無間業の中に於いて、何の罪最も重きか。諸の妙行の世の善業の中に於いて、何れに最大の果あるか。

頌に曰はく、

破僧の虚誑語は、　罪の中に於いて最大なり。

第一有を成ずる思は、　世善の中にて大果なり。

【三九】依止の彼云云。無間の加行以外にありては、比較的に弱きを以て、中間に聖道を起し得べく、而して聖道起ればその所依止たる身體は惡の加行と相違し來るを以て、業道を成ぜずとなり。

【四〇】諸の惡行の云云。こは五無間業の中、最も罪重きは何業にして、又は世善中、最大果報は何なるかを明にせんとしたるものなり。前二句は罪重を明にし、後二句は大果を明にしたるものとす。

頌の舊譯

破僧和妄語、許二最大重罪一

世有頂故意、善中最大果。

破僧は最重罪なり（第一第二句）

論じて曰はく、(四一)法、非法を了ずと雖も、僧を破らんと欲するが爲めに、虚誑語を起し、顚倒して顯示する、此れを無間中最大の罪と爲す。此れに由りて佛の法身を傷毀するが故に。世の生天と解脱との道を障ふるが故に。謂はく、僧已に破して、乃至、未だ合せざれば、一切世間の入聖、得果、離染、漏盡、皆、悉く遮せられ、習定、溫誦、思等の業息みて、大千世界に法輪轉ぜず。天人龍等、身心擾亂するが故に、無間の一劫の異熟を招くなり。此れに由りて破僧の罪を最重と爲す。

餘の四無間業の重輕の次第

餘の無間の罪は其の次第の如く。(四二)〔第〕五と〔第〕三と〔第〕一と、後後に漸に輕く、第二は最も輕し。(四三)恩等少きが故なり。

問

(四四)若し爾らば、何が故に、三罰業の中にて、佛は意罰を説きて最大罪と爲し、又、説いて罪中、邪見は最大なりといへるか。

答一

(四五)五無間に據りては、破僧重しと說き、三罰業に約しては、意罪大なりと說き、五僻見に就きては、邪見重しと說く。

【四一】法非法云云。提婆の如く法、非法の道理が充分分って居ながら、教團を破壞せんが爲めに故意に誑語するは最も惡むべき重罪なりとす。

【四二】〔第〕五と〔第〕三と〔第〕一云云。第五は出佛身血、第三は殺阿羅漢、第一は殺母、第二は殺父なり。

【四三】恩等少き云云。父の恩德は最も少しとなり。蓋し宗教に關する罪は最も重く、父母を比較しては母の恩德は父に勝るといふ立場より來れる比較なりとす。

【四四】若し爾らば云云。若し破僧罪を最大重罪とするならば佛は何故に身語意の三罰中意罰最も重く、亦、身邊見等の五見中、邪見最も重しと說けるかの疑問なり。

【四五】五無間云云。法門の立場の相違より會通したるは答の一なり。

答二

(四六)或は大果と、多くの有情を害すると、諸の善根を斷ずるとに依りて、次の如く、重しと説く。

世善の最大果（後二句）

(四七)第一有の異熟果を成ずる思を、世善の中に於いて、最大の果と爲す。八萬大劫の極靜の異熟を成ずるが故なり。

異熟果に約するが故に、此の言を説く。離繋果に據らば、則ち金剛喩定と相應する思、能く大果を得。諸結の永斷するを此れが果と爲すが故なり。

此れを簡ばんが爲の故に、［頌に］「世善」の言を説けるなり。

第六節　無間の同類

無間の同類

(四八)唯、無間罪のみ、定んで、地獄に生ずと

【四六】或は云云。結果の方より見たる答にして、破僧は無間地獄の最大果を招く點より、意罰は多くの有情を害する點より、邪見は善根を斷ずる點より、各各最重罪といへるなりとは第二答なり。

【四七】第一有の等。第二問に答ふ。卽ち妙行に在りて極大の果を感ずる者を論ず。是れ果の方面より言はば、世間的善の中最大なるは、第一有たる非想非非想處なり。彼の處は八萬大劫の間極寂靜の果あるが故なり。更に之れを離繋果卽ち擇滅卽ち涅槃を得する主觀に約して言はば、金剛喩定に相應する無漏の思の心所こそ大果を得す。三界の煩惱を斷盡して擇滅を得するが故なり。然れども今云ふ所は、前條世間的大果の謂にして無漏思業には非ず。故に今頌文に、之れを簡んで世の善と説けり。

【四八】唯無間罪云云。再び惡業に筆を返して、無間の同類を明す。序筆として、無間罪のみ地獄に墮せしむるかと問起し、答へ、且つ異説を掲げて同類罪は地獄に生ずるも次生無間に生ずるに非ず、順後業及び不定に通ずと述べ、何れにするも、同類と云ふは奈何として頌を述ぶ。頌は五無間業同類の業を列擧せるのみ。

頌の舊譯

汙二母阿羅漢一、殺二定地菩薩一、及有學聖人一、奪二僧和合緣一、是無間同類、五破二佛支提一、

殺母同類業（第一句）　殺父同類業（第二句）　殺羅漢同類（第三句）　破僧同類業（第四句）　出血同類業（第五句）

為んか。

諸の無間の同類も、亦、定んで、彼れに生ず。

有る餘師は說く、無間に生ずるには非ずと。

（四九）同類とは何ぞ。

頌に曰はく、

母なる無學の尼を汙すと、（五〇）住定の菩薩、及び、
有學の聖者を殺すと、僧の和合の緣を奪ふと、
窣堵波を破壞するとは、是れ無間の（五一）同類なり。

論じて曰はく、是の如きの五種は、其の次第の如く、是れ五無間の同類業の體なり。謂はく、母なる阿羅漢尼に於いて、極汙染を行ずる有り、謂はく非梵行なり。或は住定の菩薩を殺害し、或は學の聖者を殺し、或は（五二）僧の合緣を奪ひ、或は窣塔波を破する有り。是れは五逆の（五三）同類なり。

【四九】害母の同類なり。
【五〇】住定の菩薩とは次ぎの菩薩論を見よ、是れ害父の同類なり。
【五一】害阿羅漢の同類なり。
【五二】僧の合緣とは、僧舍、器具等をいふ。之を奪ふは轉て僧を離散せしむることになる是れ破僧の同類なり。
【五三】出佛身血の同類なり。

第七節　三時の障

三時の障

(五四)異熟業には、三時の中に於いて、極めて能く障を爲す有り。三時と言ふは、

頌に曰はく、

將に忍と不還と、無學とを得んとするに業、障を爲す。

(一)得忍の時

論じて曰はく、(五五)若し頂位より將に忍を得んとする時には、惡趣を感ずる業は、皆、極めて障を爲す。忍は彼の異熟地を超ふるを以ての故なり。人の將に本居の所の國を離れんとするや、一切の債主、皆、極めて障を爲すが如し。

(二)不還果を得んとする時

若し將に不還果を得せんとすること有る時は、(五六)欲界繫の業は、皆、極めて障を爲す。(五七)唯、現法受に隨順する業を除く。

(三)無學果を得んとする時

若し將に無學果を得せんとすること有る時は、色無色の業は、皆、極めて障を爲す。亦、順現を除

【五四】異熟業には云云。こは修養の道程に於て、特に異熟業がその障碍をなすに三時あることを明にする段なり。頌の舊譯

忍那含羅漢、位中業起レ障、

【五五】若し頂位より云云。四善根の階程中、忍位を得れば、再び惡趣に生ずることなし。從つてここに至らんとする時は、惡趣を感ずる業は大に障碍の力を逞ふするなり。

【五六】欲界繫云云。不還果を得れば、再び欲界に戻ることなきが故なり、得忍の場合に例して知るべし。

【五七】唯、現法受云云。順現法受業は、現世に熟し、未來を繫縛する作用なきを以て、別に邪魔とならず。

く。

(五八)二の喩は前の如し。

第八節 菩薩論

第一項 菩薩の相

(五九)上に言ふ所の如き住定の菩薩は何の位より住定の名を得と爲んか。彼れは復た何に於いて、説きて名けて定と爲すか。

頌に曰はく、

妙相の業を修するより、菩薩は定の名を得。

善趣と貴家とに生ずると、具と男と念と堅固となり。

菩薩論

住定とは何ぞや（初二句）

論じて曰はく、(六〇)能く妙なる三十二大丈夫の

【五八】二の喩云云。不還果の場合にも、阿羅漢果の場合にも前に掲げし故郷を出づる人の喩が宛てはまるとなり。

【五九】上に言ふ所云云。以下菩薩論にて四段に分る。第一は住定の位を明にし、第二に修相の業を明し、第三に佛を供養することを明し、第四に六度の圓滿を明にす。今はその第一の住定の説を明にする段なり。

頌の舊譯

菩薩從何位、從作相業時、善道貴家具、男憶宿不退。

【六〇】能く妙なる云云。菩薩は佛位を得るまでには(一)三祇修行(二)百劫修行(三)王城降誕踰城出家(四)三十四心斷結成道の四階級を經ざるべからず（此事は後に説明あり）。此中已に三祇の修行を終へて第二の百劫修行に入り、此によりて三十二相を感得し得る位に達したる以後を住定の菩薩と名くるなり。これ、住定とは定んで

相なる異熟果を感ずる業を修するより、菩薩、前に住定の名を立することを得。此の時より、

善趣貴家等（後二句）

乃至、成佛まで、常に善趣及び貴家等に生ずるを以てなり。

善趣

「善趣に生ず」とは、謂はく、人天に生ずるなり、趣の妙にして、稱す可きが故に善趣と名づく。

貴家

善趣の內に於いては、常に貴家に生ず。謂はく婆羅門と、或は剎帝利と巨富の長者との(六一)大婆羅門の家なり。

諸根具足男身

貴家の中に於いても、根に具と缺と有り。然るに彼の菩薩は、恆に勝根を具し、恆に男身を受く。尙、女と爲らず。何に況んや、扇搋等の身を受くること有らんや。

宿命を知り

生生常に能く宿命を憶念す。所作の善事は常に退屈無し。謂はく、有情を利樂する事の中に於いて、衆苦、身に逼るも、皆、能く堪忍す。

志操堅固

(六二)他の種種の惡行の、違逆するありと雖も、彼の菩薩は心に厭倦あること無し。世に(六三)無價の駄婆といふ有りと傳ふるが如し。當に知るべし、此の言は彼菩薩に目くるものなるを。

善趣に生じ、貴家に生ずる等の六種の妙果を得るを以てなり。

【六一】 大婆羅門の家（Mahā-śā-lakula）。勢威赫赫たる名門のこと。

【六二】 他の種種の惡行云云。他より種種の惡行を加へらるるも善事に對して厭ふことなしとなり。

【六三】 無價の駄婆云云。駄婆（Dāsa）とは、僕又は奴といふ義。給料を拂はずして使ひ得る僕を無價の駄婆と名づく。菩薩は實に一切有情の爲めに自から進みてこの無價の奴たるを欣ぶとなり。尙ほ駄婆とあるは、婆の誤り。

彼の大士は、已に一切殊勝圓滿の功德を成就すと雖も、久しく(六四)無緣の大悲を習ふに由りて、任運に、恆時に他に[己に]繫屬するに由るが故に、普く一切有情類の中に於いて、無慢の心を以て、皆攝して己に同じくす、或は常に己を觀じて彼の僕使の如くするが故に、一切難求の事の中に於いて、皆、能く堪忍す。及び、一切勞迫の事の中に於いて、皆能く荷負す。

第二項　菩薩修相の業

菩薩修相の業

(六五)妙相の業を修すとは、其の相、云何。

頌に曰はく、

　贍部なり。男なり。佛に對す。佛の思は思所成なり。
　餘は百劫に方に修す、各百福もて嚴飾す。

修行の場所（第一句前半）

論じて曰はく、菩薩は、要らず、贍部洲の中に於いて、方に、能く、妙相を引く業を造修す。此の洲は覺慧最も明利なるが故なり。

依身（第一句後半）

唯、是れ男子にして、女等の身に非ず。(六六)爾の時には、已に、女等の位を超ゆるが故なり。

【六四】無緣の大悲とは、衆生がそれを德として恩に感ずると否とに關らず。

【六五】妙相の業云云。菩薩論の第二段としてその三十二相を修する業を明にする段なり。頌意は長行にて明となる。頌の舊譯
剡浮洲丈夫、對佛佛故意、思慧類百劫、於餘得引此、一一百福生。

【六六】爾の時云云。妙相を修する時は已に百劫修行に屬すればなり。

修行の對境（第一句末）

(六七)唯、現に佛に對す。

佛を緣す（第二句）

(六八)佛を緣じて思を起す。是れ思所成なり。聞と修との類には非ず。

修行の期間（第三句）

(六九)唯、餘の百劫に造修して、多に非ず。

(七〇)諸佛の因中には、法として是の如くなるべし。

唯、薄伽梵釋迦牟尼のみは、精進熾然にして、能く九劫を超え、九十一劫にして妙相の業成じたり。(七一)是の故に、如來、聚落主に告ぐらく、我れ、九十一劫已來を憶するに、一家として、我れに食を施すに因りて、少しなりとも傷損せること有るを見ず。唯大利を成ずるのみ。(七二)此より自性に恆に宿生を憶すと。是の故に、但だ九十一劫と言ふ。

(七三)宿舊師は說く、菩薩、(七四)初無數劫を出でてより、來、(七五)四の過失を離れ、二の功德を得すと。

【六七】唯、現に云云。菩薩が妙相を修する際は、常に佛に對し、佛を見てするなり。

【六八】佛を緣じ云云。現前に佛を緣じて一心に思念する也。此思念は聞慧又は生得慧にもあらざると同時に、亦禪定による修慧にもあらず。散位にありて起す勝思なりとす。

【六九】唯、餘の云云。この妙相を修する期間は、三祇以外の百劫間にして、之以上に上ることなし。

【七〇】諸佛の因中云云。一般に佛が因位にて修行する際、法爾として百劫に涉るは、通規なり。唯、今釋迦佛のみ、特に勉强して九劫を超越したるを以て九十劫の修行にて充滿したりとなり。

【七一】是の故に云云。雜含第三十二參照。

【七二】此よりとは、此の時よりと云ふ義。

【七三】宿舊師とは經部の一派なり（前に出づ）。

【七四】初無數劫とは、三大阿僧祇劫卽ち三大無數劫の第一無數劫を卒業したるをいふ。卽ち有部にては三無數劫を卒業して、初めて六妙相を具すといふに對する說なり。

【七五】四の過失とは、惡趣と貧家と缺支と女身となり。二の功德とは宿命念と不退屈となり。

妙相の一一と百福莊嚴(第四句)

(七六)前に辯ずる所の如き一一の妙相は百福をもつて莊嚴す。

一福の量 第一解

何等を名けて一一の福量と爲すか。有るは說く、唯、近佛の菩薩を除きて、所餘の一切の有情所修の富樂果の業を一福の量と名くと。

第二解

有るが說く、世界の將に成せんと欲する時の、一切有情の、大千の土を感ずる業の增上力を、一の福量と爲すと。

第三解

有るが說く、此の量は、唯、佛のみ乃ち知ると。

第三項 釋迦如來の供養佛

供養佛の數

(七七)今我が大師は、昔、菩薩の位に、三無數劫に於いて幾佛を供養したるか。

頌に曰はく、

三無數劫に於いて、各七萬を供養し、
又、次の如く、五と六と七との千の佛を供養す。

【七六】前に辯ずる所云云。三十二相の一一は百福を以て莊嚴せらる。而してその百福とは百の善思の謂にして、例へば足下平滿の相を修するに五十思を以て身器を清淨にし、次ぎに一思を起して之を引き、最後に五十思にて完成するが如きをいふ。但し五十思とは十善業の一に五思を乘じたる數なり。五思とは、例へば離殺の例をとれば(一)離殺思(二)勸導思(三)讃美思(四)隨喜思(五)囘向思なり。(光、頌疏)

【七七】今我が大師云云。この頌と次ぎの頌とは、菩薩論の第三段として、佛供養を述ぶ。この一段は先づその數を明にす。此の頌に當るもの舊譯に之を缺く。

論じて曰はく、初めの無數劫の中には七萬五千佛を供養し、次の無數劫の中には七萬六千佛を供養し、後の無數劫の中には七萬七千佛を供養す。

第四項　釋迦如來所逢の諸佛

主なる佛名

(七八)三無數劫の一一滿つる時と、及び、初發心のときとには、各、何れの佛に逢ひしか。

頌に曰はく、

三無數劫の滿つるときは、逆次に(七九)勝觀と、(八〇)然燈と(八一)寶髻との佛に逢ふ。初は釋迦牟尼なり。

勝觀佛
然燈佛
寶髻佛

論じて曰はく、「逆次」と言ふは、後より前に向ふことなり。謂はく、第三無數劫の滿に於いて、逢事する所の佛を名けて、勝觀と爲す。第二劫の滿に逢事する所の佛を名けて然燈と曰ふ。第一劫の滿に逢事する所の佛を名けて寶髻と爲す。

【七八】三無數劫等。前に供佛の頭數を明し、今次に逢ふ所の佛の名字を明す。頌の舊譯　三僧祇後出、毘婆尸燃燈、寶光、先釋迦。

【七九】勝觀佛（舊譯毘婆尸 Vipaśyin）。

【八〇】然燈佛（舊譯燃燈 Dipankara）。

【八一】寶髻佛（舊譯寶光佛 Ratnaśikhin）。

釋迦佛

（八二）最初の發心の位には釋迦牟尼に逢ふ。（八三）謂はく、我が世尊、昔、菩薩の位に最初一佛の、釋迦牟尼と號するに逢ひ、遂に、其の前に對して弘誓願を發す。願くは、我れ當に作佛して、一に今の世尊の如くなるべしと。

彼の佛も、亦、末劫に於いて、出世し、滅後に正法、亦、住すること、千年なり。故に今の如來も一一彼れに同ず。

第五項　釋迦如來の六度修習

六度圓滿

（八四）我が釋迦菩薩は何れの位の中に於いて、何れの波羅蜜多を修習圓滿したるか。

頌に曰はく、

但だ悲に由りて普く施すと、身を析かれて忿ること無きと、

【八二】今釋迦佛が因位に於て最初に逢ひし佛は、同じく釋迦佛といへり。つまり、今釋迦佛が釋迦佛といへるも、古釋迦を手本としたるが爲なりとの義なり。

【八三】謂はく等。順正理論四十四曰、謂我世尊、初發心位、逢二一薄伽梵號二釋迦牟尼一、彼佛出時正居末劫、滅後正法唯住千年、時我世尊爲二陶師子一、於二彼佛所一起二殷淨心一、塗以二香油一、浴以二香水一、設二供養一已發二弘誓願一云云、……中略……故今如來一一同レ彼。

【八四】我が釋迦菩薩云云。菩薩論第四段の六度圓滿の位を明にする段なり。菩薩は因位に必す六度即ち六波羅蜜多（Pāramitā）を修せざるべからず。今釋迦佛はいかなる場合に之を滿足したるかを述べんとするは今の目的なり。而してその解答の背景中には本生經（ヂータカ）にある種種の因緣譚の豫想さるるや勿論なり。第一句は布施波羅蜜の完成したる位を示し、第二句は戒と忍との二波羅蜜を、第三句は精進波羅蜜を、第四句は禪定、智慧の兩波羅蜜の完成を示したるものにして、後の三句は之を說明したるものとす。

頌の舊譯

遍處施二一切一、由二大悲一施レ滿

分二斫身一無レ怪、有レ欲戒忍成

讃二底沙一精進、定慧覺無間。

(八五)底沙佛を讚歎すると、次に無上菩提となり。

六波羅蜜多は、是の如き四位に於いて、

一と二と、又一と二と、次の如く修して圓滿す。

施圓滿(第一句)

論じて曰はく、若し時に菩薩普く一切に於いて、能く一切乃至眼、髓までも施し、「その」行ずる所の惠捨は、但だ、悲心に由るものにして、自ら(八六)勝生の差別を希求するには非ず。此れに齊りて、布施波羅蜜多修習圓滿す。

戒と忍との完成(第二句)

若し時に、菩薩、(八七)身支を析かれんに、未だ欲貪を離れずと雖も、而も心に少の忿も無くんば、此れに齊りて、戒と忍との波羅蜜多修習圓滿す。

精進の完成(第三句)

若し時に、菩薩、勇猛精進し、行に因りて、遇ま(八八)底沙如來の寶龕中に坐し、火界定に入り、威光赫奕として、常より特異なるを見、專誠に瞻仰して、一足を下すことを忘れ、七晝夜を經て怠ること無く、淨心に妙なる(八九)伽陀を以て、彼の佛を讚ず。曰はく、

【八五】底沙(Tisya)。

【八六】勝生の差別とは、施の功德によりて人天の果報を求めんとするにあらず。

【八七】身支を析かれ云云。因位に忍辱仙人となり、歌利王の爲めに手足を斷たれて忿らざりし傳說を豫想す。

【八八】底沙。又は補弗沙(Puṣya)ともいふ。今佛は過去に彌勒菩薩と共に此の佛に仕へて、その火定を見て、一週間に涉りて片足にて立ちながら之を讃嘆したりといふも、同じく本生譚として傳へらるるところなり。

【八九】伽陀(Gātha)。諷頌と譯す。吟詠すべき頌文なり。

(九〇)天にも、地にも、此の界にも、多聞の室にも、逝宮にも、天處にも、十方にも無し。大夫、牛王の大沙門は、地と、山と、林とを尋ぬるも遍く等しきもの無し。

定想の完成（第四句）

是の如く讚し已りて、便ち九劫を超ゆ。此れに齊りて、精進波羅蜜多修習圓滿す。

若し時に、菩薩、(九一)金剛座に處して、將に無上正等の菩提に登らんとして、無上覺の前に、次で、金剛喩定に住す。此れに齊りて、定と慧との波羅蜜多修習圓滿す。

能く自らの住する所の圓滿の彼岸に到るが故に、此の六を名けて(九二)波羅蜜多と曰ふ。

第七章　三の福業事

第一節　福業事の體

【九〇】頌の舊譯

地天梵靜處皆無、
三世十方未ニ曾有一、
遍行ニ尋此地山林一、
何人等尊由三德

(三或は二に作る)

此の偈は畢竟するに、佛の偉大を顯示するものなり。天地の間、此の三千大千世界、名聲遠近に彌ける毘沙門天宮(多聞室)所係一切の天處並に十方の一切處に底沙如來に等しき如來無し。大丈夫、牛王大沙門（何れも偉大を顯示せん爲めの形容詞）として實に地、山、林を遍く行いて尋ぬるも、彼れに比敵する者を見出し得ず云云の意。

【九一】金剛座(Vajrāsana)。金剛の堅なる如く、堅固なる座の意。無上覺は盡智。其の前は卽ち金剛喩定なり。

【九二】波羅蜜多（舊、波羅美多Pāramita)。波羅、此に彼岸と翻じ、蜜多、此に到ると譯す。されど是れ俗的字源論也。正しくは波羅美(Pārami)と多(tā)の合成せるものにて、波羅美とは是れ菩薩の修行の最高なるものを云ふ、多は「聚」の義卽ち種類多きが故なり。舊譯に一說として此の義を出す。曰く「復次波羅摩者、謂菩薩最上品故、是彼正行、名ニ波羅美一、是彼正行聚、名ニ波羅美多一、互不相離故」と。

(九三)契經に說かく、三の福業事有り。一には施類福業事、二には戒類福業事、三には修類福業事なりと。

以下施戒修を論ず

(九四)此、云何が福業事の名を立つるか。

頌に曰はく、

施、戒、修の三類は、　各其の所應に隨ひて、
福、業、事の名を受く。　差別は、業道の如し。

福業事

論じて曰はく、三類は、皆、(九五)福なり、或は(九六)業なり、或は(九七)事なり。其の所應に隨ひて、業道の如くに說くべし。謂はく、十業道を分別する中に、業にして亦た道なる有り。道なるも、業に非ざるもの有るが如く、(九八)此の中にも、福にして、亦業亦事なる有り。福と業とに

【九三】契經云云。前に菩薩の六度を說きたるに乘じて、以下特に、布施、持戒、修定の三を業品の問題として論ず。蓋し經中（雜含十、辰三、五八左。長含八、衆集經）には之を三種の福業事とよび、右の三類は、福(善)業(所作)事(思の所托所)の三に涉るの事項としたるを以て業品所屬の問題となればなり。

【九四】此云何が云云。施戒修の三類と福、業、事の關係を明にせんとするは、この段の目的なり。

頌の舊譯
福業福業類、此三如₂業道₁。

【九五】福(Puṇya)とは、可愛の異熟を性とするが故に。

【九六】業(Kriyā)とは、造作、即ち是身語及び意業なる故に。

【九七】事(Vastu)とは、思の依託する所なる故に。

【九八】此の中にも云云。福、業、事は右に解釋したるが如き、意味なるを以て、施、戒、修

して、事に非ざる有り。福と事とにして、業に非ざる有り。唯是れ福にして、業に非ず、事にも非ざる有り。

施類と福業事

且らく、施類の中に身語二業は、福、業、事、三種の義名を具ふるも、彼れの（九九）等起の思は、唯、福、業と名く、（一〇〇）思の倶有の法は、唯、福の名のみを受く。

戒類と福業事

戒類は、既に、唯、身語業の性なるが故に、皆、具さに福、業、事の名を受く。

修類と福業事

修類の中にて、（一〇一）慈は、唯、福、事と名く。〔事と名くるは、慈の、是れ〕（一〇二）業の事なるが故なり。〔謂はく〕、慈と相應する思は、慈を以て門と爲して、造作するが故なり。

倶有法と福業事

（一〇三）慈と倶なる思と戒とは、唯、福、業と名く。（一〇四）餘の倶有法は、唯、福の名をのみ受く。

の三類に關する吾等の身心は全部、福業事の三を具備するにあらず。例せば、三類に關する身語は福にして業、且つ事なるを以て、福業事の三を具備すれど、慈定とて慈悲の念慮に住する禪定の如きは、業にあらざるを以て、福事の二のみを具し、又、有慈定と伴ふ思の心所は、福にして且つ業なれど、それ自身は思なれば、思の依託處となることなきを以て、事にあらざるが如し。且らく以下は此等の説明なり。

【九九】等起の思は善の故に福、作の故に業と名づくるも、思は自ら依託すること無き故に事と名づけず。

【一〇〇】思の倶有の法は善の故に福なるも、作に非ざる故に業と名くること無く、思の託して起る所にも非ざれば事とも名づけ得ず。

【一〇一】慈（Maitri）。無瞋を以て體と爲す。善の故に福と名づけ、思の依託する處なる故に事と名づく。

【一〇二】業の事とは福業の依託する事の意。

【一〇三】慈と倶云云。慈倶有の思と戒とは思の正しく依託して起る處に非ざる故に事と名けず。戒類中の戒は別解脱戒に據り、是れは思の依託する處の故に事の名を得るも、修類中の戒は是非隨心轉の戒にして是れは思の正しく依託する處に非ざる故に事と名けず。

【一〇四】餘の倶有法は前に準じて知るべし。善の故に福の名あれども作に非ず、思の正しく託する處に非ざる故に業と事とに非ず。

〔總括〕以上の説明を圖表すれ

福業事に對する異解一

(一〇五)或は福、業の名は作福の名を顯はす。謂はく、福の加行なり。事は、所依を顯はす。謂はく、施、戒、修は、是れ、福業の事なり。彼の三を成ぜんが爲めの故に、福の加行を起すが故なり。

異解二

(一〇六)有るは說かく、唯、思は是れ眞の福業なり。福業の事とは、謂はく、施、戒、修なり。〔其の所以如何となれば、〕三を以て門と爲して、福業、轉ずるが故なりと。

第二節　布施及び其の果

布施

(一〇七)何の法を施と名くるか。施は何なる果を招くか。

頌に曰はく、

此れに由りて捨するを施と名く。謂はく、供の爲め益の爲めなり。

ば次の如し。

福　業　事

身語
思及び慈と倶なる思と戒
慈
倶有法

【一〇五】或は云云。異解を敍す是れ第二說也。

【一〇六】有るは等。第四說。光記曰、是經部中の有說。

【一〇七】何の法云云。三類中、先づ布施を明にす、更に之を九段に分つ中、今は布施一班に關する說明なり。

頌の舊譯

由レ此施是施、欲二供養利一意、身口及緣起、此大富爲レ果。

身と語と、及び、能發となり。　此れは(一〇八)大富果を招く。

施とは何ぞや(第一句)

論じて曰はく、(一〇九)捨する所の物も、亦、施の名を得と雖も、此の中に於いては、捨の具を施と名く。謂はく、此の具に由りて、捨事、成ずることを得るが故に。捨の由る所、是れ眞の施の體なり。或は怖畏、希求、貪等に由りて、捨事、亦、成ずるも此の意にて説くには非ず。彼れを簡ぶ「爲めの」故に、「頌中」、「供と益との爲め」の言を説く。謂はく、他に於いて供養し、饒益せんが爲めに、捨する所有る、此の具を施と名くるなり。

施の目的(第二句)

具の名は何の謂ぞ。

施の體(第三句)

謂はく、身語業、及び、此れの能發なり。

「能發とは」何をか謂ふ。

謂はく、無貪と倶にして、能く此「の身語業」を起す(一一〇)聚なり。有る頌に曰ふが如し。

若し人淨心を以て、　己を輟めて施を行ずるとき、

【一〇八】富字一本福に作る。

【一〇九】捨する所の物云云。施は與ふる心と與へらるる物とより成立するを以て、物も施と名づけらる。然ども眞の施は、捨の具、卽ち捨を行ずる所以の根元たる無貪心及び、その發する所の身語にありといふ義。頌に「此れに由りて」とある此といふは、卽ち能發の心と、之に基く身語を指すものとす。

【一一〇】聚は謂心心所法聚也。舊譯曰「是法聚、能生二起身口業一名二縁起一。」

頌の舊譯

慧人由二善心一、若捨二財於他一、此刹那善陰、説レ此名二施業一。

此の刹那の（二一）善蘊に、總じて立るに施の名を以てす、

施の果（第四句）

應に知るべし、是の如き施類の福、業、事は、能く富と現とに大財富を招くを果と爲すことを。

施類の福の義

（二二）施類の福と言には、施を體と爲すの義を顯はす。葉類の器、草類の舍等の如し。

戒と修との類の言も、此れに准じて釋すべし。

第三節　布施の目的

施の目的

（二三）何の所益の爲めに、施を行ずるか。

頌に曰はく、

自と他と倶とを益せんが爲めと、二が爲めにせずして、施を行ずるとなり。

【二一】善蘊とは善の五蘊をいふ。

【二二】施類の福云云。類とは體の義なり。故に施類の福とは「施を體とする福」といふ義なり。之れ恰も荷葉にて作れる容器を葉類の器、即ち葉を體とする器とよび、草にて造れる小舍を草類の舍とよぶと同班なりとの義。

【二三】何の所益云云。第二、施益の差別を說く。第一句は利益を目標とする施を明にし、第二句は、利益を目標とせざる施を明す。

頌の舊譯

爲レ利二自他二一、不二爲レ二故一施。

論じて曰はく、(二四)此の中、一切、未離欲貪と、及び、離欲貪の諸の異生の類が、「各」己の所有を持して、制多に奉施する、此の施を名けて、唯、自の益の爲めにして、他に非ざるものと爲す。此れに由りて、自らに益を得るが故なり。

益自の施（第一句上）

(二五)若し諸の聖者あり、已に欲貪を離れて、諸の有情に施すに、順現受を除いて、此の施を名けて、唯、他を益せんが爲めと曰ふ。他の、此れに由りて饒益を獲るを以ての故なり。自ら益する爲めには非ず。「彼れは」果地を超ゆるが故に。

益他の施（第一句中）

若し彼の一切の、未離欲貪と、及び、離欲貪の諸の異生の類が、己の所有を持して、諸の有情に施すときは、此の施を名けて、二、倶に益するものと爲す。

益倶の施（第一句の下）

(二六)若し彼の聖者の、已に欲貪を離れたるも

益非二の施（第二句）

【二四】此の中一切の未離欲貪云云。未だ欲界の繫縛を脱せざるものは、聖者にても凡夫にても又假令已に欲貪を脫したりとするも、有漏道によれる異生ならば、第二生に尙ほ下生するが故に、同じく欲界の繫縛を脱し切らざるものと見る。とにかく何れにせよ、未來に再び欲界に生るることある人人が、制多(Caitya)卽ち靈廟に供養し布施したりとせよ。之に依りて寺社は利益を受くるにあらざれば、益他にはならざれども、布施の功德は未來に自己に酬い來るを以て益自の功能あり、故に之を唯自を益する爲めの布施とは名くるなりといふ義。

【二五】若し諸の聖者あり云云。已に欲貪を離れて、再び欲界に生るることなき不還果の聖者ありて、有情に施を行じたりとせよ。之によりて有情は利益すれど、自らはその果報を受くることなきが故に、自益とならず。何んとなれば彼は、上界にて涅槃に入るを以てなり。但し、順現法受よりすれば、不還の聖者もその果を受くるを以て之を除いて、說を立てたるものとす。

【二六】若し彼の聖者云云。不還果の聖者が自の功德をも望まず、亦それによりて別段に彼より不利益を受けもせざれどただ報恩のためにする布施は全く利益なしの布施といふ。而もこの布施に貴き意味あることを見逃すべからず。

のが、制多に奉施するは、順現受を除いて、此の施を名けて、二を益する爲めにせざるものと曰ふ。此れは、唯、恭敬報恩の爲めなるを以てなり。

第四節　施果の別なる因

施果の別なる所以

前に已に、總じて施の大富を招くことを明したり。(一七)今次に當に施の果の別の因を辯ずべし。

頌に曰はく、

主と財と田との異に由る。　故に施の果に差別あり。

論じて曰はく、施に差別有り。三種の因に由る。謂はく、(一八)主と財と田との差別有るが故なり。施に差別あるが故に、果にも差別有るなり。

第一項　施主の別

(一九)且らく施主に由る差別とは云何。

【一七】今次に云云。第三に布施の果報に種種ある理由を明にす。初に先づ、その別なる所以の原因たるべき三條件を表示し、次ぎに之を一一說明に及ぶ。今は先づ標示なり。

頌の舊譯

勝別由能施、施類由勝故。

【一八】主と財と田。主とは施主のこと、財とは施物のこと、田とは相手のこと。

【一九】且らく等。先づ施主の別とそれによる果報の相違を明にす。第一句は主の異る所以の條件を說き、第二句は大果を得べき布施の方法を說き、三四句は、それに基く果を擧ぐ。

頌の舊譯

由信等人勝、以敬重等施、得尊重大樂、應時及難奪。

頌に曰はく、

主の異は信等あるに由る。　敬重等の施を行ずれば、
尊重と廣愛と、　應時と難奪との果を得。

主の異（第一句）

論じて曰はく、施主が、(二〇)信戒聞等の差別の功德を成ずるに由るが故に、主の異と名く。主の異に由るが故に、施に差別を成じ、施の差別に由りて、(二一)果を與ふるに異有るなり。

妙果を得べき條件と果の種類（第二句—第四句）

諸有の施主、[若し]是の如き德を具して、能く如法に敬重等の四施を行ぜば、次の如く、便ち、尊重等の四果を得べし。謂はく、若し施主、(二二)敬重施を行ぜば、便ち常に他の爲に、尊重せらるることを感ず。若し(二三)自手施は、便ち能く廣大の財に於いて、愛樂受用すること感得す。若し(二四)應時施は、時に應ずる財を感じて、所須時に應ず、時を過ぎざるが故に。若し(二五)無損施は、便ち資財、他の爲めに侵されず、及び、火等に壞せられざるを感ず。

【二〇】信戒聞等云云。所謂七聖財なり。一に信財、二に戒財、三に聞財、四に慧財、五に捨財(捨施)、六に慚財、七に愧財なり。卽ち施主がこの七德を具するか否かによりてその功德にも相違を來たすなり。

【二一】果を與ふとは、施が因となりて果を生ずること。

【二二】敬重施 (Satkṛtya-dātṛ)。

【二三】自手施 (Sva-ha-ta-dātṛ)。

【二四】應時施(Kālā-dātṛ)。

【二五】無損施 (Parānup hatya-dātṛ)。施す時に、他の氣嫉を損せざるをいふ。

第二項　財に由る別

財別

(二二六)所施の財に由る差別とは云何。

頌に曰はく、

財の異は色等に由り、妙色と、好名と、
衆愛と、柔輭身と、隨時に樂觸有ることを得。

色香味觸の具缺とその果

論じて曰はく、施す所の財が、色香味觸を、或は闕き、或は具するに由りて、次の如く、便ち、妙色等の果を、或は闕き、或は具することを得。

色具足　香具足　味具足

謂はく所施の財、色具足するが故に、便ち妙色を感ず。香具足するが故に、便ち好名を感ず。香の芬馥として、諸方に遍きが如くなるが故なり。味具足するが故に、便ち衆の愛を感ず。味の美妙なるは、衆の愛する所なるが如くなるが故なり。

觸具足

觸具足するが故に、柔輭の身、及び時に隨ひて、樂受を生ずること有る觸を感ず。女寶等の如し。果の減ずること有るは、因の闕くるに由るが故なり。

【二二六】所施の財に由る云云。次ぎに財物に差別あるによりて布施の功德にも別あることを明す。

頌の舊譯

色等德物勝、妙色好名聞、
可愛相輭滑、隨時樂觸身。

是の如きは、亦、色香を具する等に由るが故に、財異ると名く。財の異るに由るが故に、施の體、及び、果、皆、差別有るなり。

第三項　田に由る別

田の別

（二七）所施の田に由る差別とは云何。

頌に曰はく、

　田の異は、趣と、苦と、恩と、德との差別有るに由る。

趣苦恩德の相違と功德の相違

論じて曰はく、所施の田に、趣と苦と恩と德と、各、差別有るに由るが故に、田異と名く、田の異るに由るが故に施の果に殊あり。

趣の別

（二八）趣の別に由るとは、世尊の說くが如し。若し傍生に施さば、百倍の果を受けん、若し犯戒の人に施さば、千倍の果を受けんと。

苦の別

苦の別に由るとは、七の有依の福業事の中の如し、先に說く、（二九）應に客と行と病と侍と園林と常食と、及び、寒、風、熱、隨時の衣藥を施すべしと。

【二七】所施の田に由る云云。第三に田、卽ち施さるる相手の相違によりて、功德にも相違あることを明にす。

頌の舊譯

由二道苦恩德一、施レ田有二勝德一。

【二八】趣（Gati）。五趣のこと。

【二九】應に等。舊譯には如レ有下攝二福業類一中說上、一於二病人一行レ施、二於二看病人一行レ施、三於二寒時一行レ施、說二如レ此等施一云云。中阿含二には二種の七種有依の福業を說けり。謂はく世間福と出世間福となり。今は世間福を擧ぐ。客は旅人、行は在路の行人、病は疾病人、侍は看病人、園林は諸僧伽等、常食は錢財及び莊田等を云ふ。

異說

復た說かく、淨信を具足せる男子女人にして、此に說く所の七種の有依の福業事を成ずること有らば、獲る所の福德は、量を取る可からずと。

恩の別

恩の別に由るとは、父、母、師、及び、餘の有恩のものの如し。(三〇)熊鹿等の本生經に、諸の有恩の類を說くが如し。

德の別

德の別に由るとは、契經に言ふが如し。若し持戒の人に施さば、億倍の果を受く等なり。

第五節　最上の施福

最上の施福

(三一)諸の施福に於いて、最勝なるは何ぞ。

頌に曰はく、

脫の脫に於いてすると、菩薩と、第八との施は最勝なり。

【三〇】熊鹿等の本生經云云。本生經(Jātaka)は佛因位の積功累德を說く因緣譚にして、或は馬となり、或は熊、鹿等となりて衆生を救ひたる話あり。熊の因緣は昔一人有り、山に入りて薪を採り雪の爲に飢寒せるが遇熊有り、收め養ひて、餘命を存せしめぬ。遂に天晴れ路通ずるに及びて其人山を下り途に獵夫を見て便ち之れに彼の熊の處を告げ共に來りて害し、肉を分ち取り大患に逢ふ云云。(婆沙論一百十四參照)。鹿の因緣は謂く、鹿菩薩有り、角雪白、其毛九色なり。水中に溺れたる人を救ふ。王その鹿を訪ねて、告者を重賞せんとするや、被救者處を示して將に之を殺さんとせし時、彼の人癩を著し、亦現報を受く。王依りて之を殺さず。自ら發心せり云云。(出曜經九道品、菩薩本緣經鹿品等參照)。

【三一】諸の施福云云。施の最上なるものを明にする段なり。之に三種を數ふと雖も、要するに、無所得の布施を最上とするにあり。

頌の舊譯

脫人施レ脫勝、菩薩、及第八。

一、解脱者は解脱者に施すこと（第一句前半）

論じて曰はく薄伽梵、説く、若し離染の者の、離染の者に於いて、諸の資財を施すは、財施の中に於いて、此を最勝と爲すと。

二、菩薩の慧施（第二句後半）

若し諸の菩薩の行する所の惠施は、是れ普く、諸の有情を利樂する因なれば、名けて脱の脱に施すものとは爲さずと雖も、而も、施福に、於いては、亦、最勝なりとなす。

三、第八の施（第二句）

此れ〔等〕を除きて、更に八種の施有る中、(一三二)第八の施福を、亦、最勝と爲す。

八施とは何ぞ。

一には(一三三)隨至施、二には(一三四)怖畏施、三には(一三五)報恩施、四には(一三六)求報施、五には(一三七)習先施、六には(一三八)希天施、七には(一三九)要名施、八には(一四〇)心を莊嚴せんが爲め、(一四一)心を資助せんが爲め、(一四二)瑜伽を資けんが爲め、(一四三)上義を得んが爲めに惠施を行ずるなり。

【一三二】第八の施福云云。第八の施とは下に説明するが如し。

【一三三】隨至施。近付き來るものに、誰れ彼れを問はず施すをいふ。

【一三四】怖畏施。財寶の亡失を恐れて、布施するをいふ。

【一三五】報恩施(Adān me dānam)已れ施を受けたるに報ゆるを云ふ。

【一三六】求報施（Dāsyati me dānam)。彼は我に施すならんと惟ふて施す。

【一三七】習先施(Datta-pūrvaṃ me pitrbhiścapitāmahaiś ceti dānam)。先祖が施したりと云うて施すなり。

【一三八】希天施(Svargārthaṃ dānam)。天に生る爲に施す。

【一三九】要名施(Kirty-arthaṃ dānam)。名譽を求めんが爲めの布施なり。

【一四〇】心を莊嚴せんが爲め(Cittālaṃkārārthaṃ)。神通(Rddhi)の爲めなり。

【一四〇】心を資助せん爲め(Cittaparişkārārthaṃ)。八聖道支を心の資助と名づく。

【一四二】瑜伽を資けんが爲め(Yogasaṃbhārārthaṃ)禪定を修せんが爲めの施なり。

【一四三】上義を得んが爲め(Uttamārthasya prāptaye)。阿羅漢果又は涅槃を得んが爲めの施をいふ。

隨至施とは、(一四四)宿舊師の言はく、己に近づき至るに隨ひて、方に能く施與するなり。

(一四五)怖畏施とは、此の財に、壞相の現前するを見て、寧ろ施して失せざらんとするなり。

習先施とは、先人、父祖の家法に習ひて、惠施を行ずるものなり。

餘の施は了じ易きが故に、別に釋せず。

第六節　非聖福田と果の量

非聖の福田

(一四六)契經に說くが如し。預流向に施さば其の果無量なり。預流果に施さば果の量更に增すと。乃至、廣く說けり。頗し非聖に施して果、亦無量なること有りや。

頌に曰はく、

父と、母と、病と、法師と、最後生の菩薩とは、
設ひ證聖の者に非ざれども、施の果亦無量なり。

【一四四】宿舊師は有部の先輩といふ義(光記)、或は是れ書中に數數見ゆる先軌範師(Pūrvācārya)と同じきに非ざるか。若し同じとせば是れ瑜伽派の學者のことなり。

【一四五】怖畏施を正理四十四には災危に逢うて、恐しくなり、之を免れんが爲の布施なりと解せり。

【一四六】契經。中含第四十七瞿曇彌經の說によりて問題を提起せるなり。目的は所施者が聖者にあらざるも、亦、聖者と同樣なる所謂、福田あるを明にせんとするにあり。頌文に擧ぐるが如く之に五種あり、父母、病人、法師及び最後生の菩薩となり。

頌の舊譯

父母病說法、人後生菩薩、
雖二凡夫中施一、果報無數量、

（一四七）論じて曰はく、是の如き五種は設ひ是れ異生なりとも、但だ施して、亦、能く無量の果を招く。

（一四八）最後有に住するを最後生と名く。

最後生

（一四九）法師は四田の中にて、是れ何れの田に攝せらるるか。

法師は何の田か

答　是れ恩田に攝す。

徵　所以は何。

答　諸の世間の大善友と爲るが故に。無明に盲ひらるる者に、能く慧眼を施すが故に。世間に（一五〇）安、危の事を開示するが故に。有情に無漏の法身を生起せしむるが故に。要を以て說かば、善く法を說く師は、乃至能く佛の所作事を爲すが故に、彼に於いて、施を行ずるときは、便ち無量の果を招くなり。

第七節　業の輕重

第一項　業の動機に基きての輕重

【一四七】論じて曰はく云云。頌文に擧げし五種に對して、布施するその功德の無量なる所以は、別に多くの說明を要せざるを以て、長行には僅かの說明を與へたり。
【一四八】最後有云云。最後生の菩薩の說明なり。即ち今生に大覺を感じて再び後有を受くることなき菩薩といふ義。
【一四九】法師は云云。自己に說法し教化し與ふる師を法師といふ。
【一五〇】安危とは如法、不如法を云ふ。

業の輕重の相

(一五一)諸業の輕重の相を知らんと欲せば、應に知るべし、輕重は略して六因に由る。

其の六とは何ぞ。

頌に曰はく、

後起と田と根本と、　加行と思と意樂と、
此れに下上あるに由るが故に、　業は下上の品を成ず、

(以下、初二句)

後起　論じて曰はく、後起とは、謂はく、作し已りて、隨つて作すことなり。

田　田とは、謂はく、彼れに於いて、損を作し、益を作すなり。

根本　根本とは、謂はく、根本業道なり。

加行　加行とは、謂はく、(一五二)彼を引く身語なり。

思　思とは、謂はく、彼れに由りて、業道の究竟するなり。

【一五一】諸業云云。施を論じゐる中に、再び本に復歸して業の輕重を定む。其輕重の標準に六有り。今論の擧示する後起等六は卽ち是にして、頌には一業完成の過程を六段に分ちて、之を後の段階より次第に前の段階に及ぶ逆進の順序によりて揭ぐ。卽ち一業を完成せしむる所以の最後の手續たる後起、作業の緣たる相手の田、作業の本體たる根本業道、作業前の種種の手續を一括せる加行。かかる加行の內的原因としての思、及び其思の先驅にして思誘發の因たる意樂等是れ也。而して今の旨とする所は業が、之等六段の各に於ける目的方法、意義等によりて輕重上下の別あるによりて又自ら上下輕重の別を得といふに在り。

頌舊の譯
後分田及依、前文故意願、此下上品故、故業有下上。

【一五二】彼とは根本業道。

意樂

意樂とは、謂はく、所有意趣なり。我れ、應に、如是如是を造作すべし。我れ、當に、如是如是を造作すべしと。

(以下三四句)後起によりて上下を生ずる所以

(一五三)或は、諸業の、唯、後起に攝受せらるるに由るが故に、重品と成ることを得る有り。定んで(一五四)彼れの異熟果を安立するが故なり。

田によりて

(一五五)或は諸業の田に由りて、重と成る有り。

(一五六)或は田に於いて「一の」根本力に由りては、重と成るも、餘にては「然には」非ざるも有り。父母の田に、殺を行ずれば重く、盜等の業は、非なるが如し。

餘に由りて、重と成ることも、此れに例して思ふべし。

若し六因の、皆、是れ上品なるあらば、此の業は、最も重く、此れに翻ずるは最も輕し。

此れを除きて、中間のは、最輕重のものに非ず。

【一五三】或は諸業の云云。以下、上の六種の因によりて、業の價値に上下を生ずる所以を說明す。

【一五四】彼れの異熟果を安立す云云。例へば佛像を盜むことは若し之を禮拜せんが爲めなれば、其根本業道の罪は左程重からず。然れども盜み了りて之を鎔鑄すれば、その後起の罪大なるが如し（寶の引ける例）。卽ち此際、佛像盜みに對する異熟果は、後起によりて大に決定せらるることになるなり。

【一五五】或は諸業の云云。之れ卽ち前に說明したる、布施の功德が田によりて相違する所以の根據なり。

【一五六】或は田に於いて等。相手によりては、或る根本業道を成ずれば、最大重罪となるも、他の根本を起すも重罪とならざることあり。例へば殺と盜とは、等しく根本なれど、殺を父母に加ふれば、他を殺すよりも重罪なれど、父母の物を盜むは、他人の物を盜むよりも輕罪なるが如し。

第二項　因としての完全不完全に基く輕重

增長業

(二五七)契經に説くが如し。二種の業有り。一には造作業、二には增長業なりと。何に因りて業を説きて增長と名くるか。五種の因に由る。何等をか五と爲す。頌に曰はく、

審思と圓滿と、　惡作と對治と無く、
伴と異熟と有るに由るが故に、　此の業を增長と名く。

審思

論じて曰はく、「審思に由るが故に」とは、謂はく、彼れの作す所の業の、先に全く思はざるに非ざること、卒爾に思ひて作すに非ざることなり。

【二五七】契經云云。上に業の動機に基きて輕重を定め、茲に果報招得の因としての資格の完不完に依りて自ら又輕重有ることを論ず。その完きを增長業(Upacitam karma)と稱し、
一、有意的、用意的(審思)なること。
二、十全的、糅合的なること(圓滿)。
三、動機を妨げる條件、又は損する事情なきと(無惡作)。
四、動機及び造作完成の後、已に完成したる原因たるものを、打破する如き對治道の方便無きこと(對治)。
五、更に如上の主因を助くるに種種副的動因又は條件の具備すること(伴)。
六、必ず異熟の果報を招感すべきものたること(異熟)。
等六箇の條件あるに名く。而して之れ等の各項に就いて未だ具備せざる所有るを造作業と稱す。
頌の舊譯
故意作圓滿・無㆓憂悔對治㆒、由㆓伴類果報㆒、説㆓業所㆓增長㆒。

圓滿

【一五八】「圓滿に由るが故に」とは、謂はく、諸の有情の中には、〔三惡行に於て〕或は一の惡行に由りて便ち惡趣に墮つるあり。或は乃ち三に至るあり。〔十業道の中に於て〕、或は一の業道に由りて便ち惡趣に墮つるあり。或は乃ち十に至るあり。此の中にて若し此の量の業に齊りて、應に惡趣に墮つべきもの有りて、未だ〔其の業の〕圓滿せざる時を、但だ造作とのみ名けて、增長と名けず。若し此れにして圓滿せば、亦、增長の名を得。

無惡作無對治

「惡作と對治と無きに由るが故に」とは、謂はく、追悔無く、對治の業無きことなり。

伴

【一五九】「伴有るに由るが故に」とは、謂はく、不善業を作すに、不善を助伴と爲すことなり。

異熟

「異熟に由るが故に」とは、謂はく、定んで、異熟を與ふことなり。

善の增長

善は此れに翻じて應に知るべし。

業

此れに異る諸の業を、唯、造作と名く。

第八節　制多に施す福

【一五八】圓滿に由るが故に等。惡趣に墮するには、その業に一定の量あり。然るに同じ惡業を有しても、一業にて直ちに惡趣に墮すべき資格を具備する場合もあれば、時に二業三業乃至九業に及びて初めてその資格を具備する場合もあり。圓滿といふは、この墮惡趣の資格を具備するだけの業量を作ることにて、之を增長業といひ、未だそこに至らざるを造作と名くとの義。

【一五九】伴云云。順正理論四十四曰、如下盜二他財一、復汙二他室一、殺二他子一等上。

制多に施す福

(二〇)前に明す所の如く、未だ欲を離れざる等のものが、己れの有する所を持して、制多に奉施するとき、此の施を名けて、唯、自益の爲めと爲すと。受者無くして、福、如何にして成ずるか。

頌に曰はく、

制多は捨類の福なり。　慈等の、受無きが如し。

捨福と受福

論じて曰はく、福に二類あり。一には捨、二には受なり。捨類の福とは、謂はく、善心に由りて、但だ資財を捨するに、施の福、便ち起るなり。受類の福とは、謂はく、所施の田の施物を受用するとき、施の福方に起るなり。

制多は捨福なり

難

制多に於いて、奉施する所の供具は、受類無しと雖も、捨類の福有るなり。彼れ已に受けず。福は何に由りて生ずるか。

反難

復た何の因を以てか、福の生ずるは、要らず、彼れの受くるに由り、受けずんば、生せざることを知るか。

【二〇】前に明す所云云。途中に一般的業論を述べて、再び施論に歸りて、制多(寺社)に施すの功德を論ずるなり。
頌の舊譯
支提捨類福、如慈雖不受。

受けずんば、他に於いて、攝益無きが故なり。

難者の答　此は定證に非ず。若し福は、要らず、他を攝益するに由りて成ずとせば、則ち（二六一）慈等を修すると、及び、正見等は、應に、福を生ぜざるべし。是の故に、應に制多を供養するときは、多くの福生ずること有りと許すべし。慈等を修するが如し。謂はく、一りの慈等の定を修するもの有り、受者及び他を攝益すること無しと雖も、而も自心より無量の福を生ずるが如く、（二六二）是の如く、有德の者は、已に滅して過去すと雖も、而も、追つて敬養を申ぶるとき、福は、自心に由りて生ずるなり。

難　（二六三）豈に、此の施と敬業とを唐捐にせざらんや。

答　論主通ず　爾らず。業を發すれば、心、方に勝るるが故なり。謂はく、一り有り、怨家を害せんと欲するとき、彼れの命終ると雖も、猶、怨想を懷き、種種の惡の身語業を發起すれば、多くの非福を生じ、但だ心を起すのみに非ざるが如く、是の如く、大師は、已に過去すと雖も、追つて敬養を申べて、身語業を起すとき、方に多くの福を生じ、但だ心を起すのみに非ず。

【二六一】慈等を修する云云。慈悲喜捨の四無量心に住して、禪を行ずる時、別にそれによりて他人が實際に慈悲等を受くることなし。亦、自己が正見に住すとも、必ずしもそれによりて、他人が利益すと限らず。而もそれによりて無量の功德生ず云云の意。

【二六二】是の如く有德云云。制多は佛を初めとして有德者の紀念禮拜の爲めに建立する者なれば、之に布施することは軈て、有德者を追善供養せんが爲なり。

【二六三】豈に此の施云云。制多に供養する功德は自己より生ずとせば、施物を捧げ又は禮拜するが如きは畢竟無用の勞費ならずやとの難なり。

第九節　施業の果は心に依存す

果は心に由る

(二六四)若し善田に於いて、施業の種を植うるときは、愛果を招く可きも、若し惡田に於いてせば、施すと雖も、但だ非愛の果を招くべし。此は爾らず。所以は何。頌に曰はく、

　惡田には愛果有り。　種果無倒なるが故なり。

種果無倒

論じて曰はく、現見するに、田の中には、種と果と無倒なり。(二六五)末度迦の種よりは、末度迦の果生じ、其の味、極めて美し。(二六六)賃婆の種よりは、賃婆の果生じ、其の味、極めて苦し。田の力に由りて種と果と、倒有るには非ず。是の如く、施主は惡田に於いてすと雖も、他を益する心もて、諸の施種を植うるときは、但だ愛果をのみ招きて、非愛なるものに非ず。(二六七)然れども田の過に由りて、

【二六四】若し善田に等。相手が價値なきものにても、それに施せば功徳ある所以を明にす。之れ、前前より述べ來れるが如く、施の主體は無貪心にあるが故に、田の如きは寧ろ第二次的なればなり。

頌の舊譯

惡田有好果、果種不倒故。

【二六五】末度迦(Mṛdvīkā)。舊論に謂ゆる蒲桃なり。

【二六六】賃婆(Nimba) Azadirachta Indica。

【二六七】然れども云云。これ施は第一義諦としては、その心根に依存すれど、又、田の好惡によりて、果禍に相違あることを示すなり。

植うる所の種、或は果を生ずること少く、或は果をして全く無からしむるものあり。

第十節　戒類の福業事

戒類の福業事

(一六八)施類の福業事の傍論、已に了りぬ。今次に應に戒類の福業事を辯ずべし。頌に曰はく、

(一六九)犯戒と、及び、遮とを離るるを、戒と名け、各二有り。犯戒と因とに壞せらるるに非ざると、治の滅とに依るとにて淨なる等なり。

犯戒（性罪）

遮罪

(一七〇)論じて曰はく、諸の不善の色を名けて犯戒と爲す。此の中、性罪に犯戒の名を立つ。遮は、謂はく、「佛の」遮する所の非時食等なり。性罪には非ずと雖も、佛が、法及び有情を護らんが爲めに、別意を以て遮止せるものなり。受戒せる者の犯

【一六八】施類の福業事云云。施戒修の三福業事を說明するに當りて、施類に於て可なり詳しく、而も橫道にまで入りて述べたるを以て、之を傍論といへるなり。今之を終りて、次ぎに戒類の說明に入るべしとなり。四句ある中、初の二句は戒の自性と差を明にし、後の二句はその淨不淨を明にしたるものとす。尙ほ、末句に等とあるは之に異說あるを示すものとす。

【一六九】頌の舊譯

邪戒謂惡色、正戒離此二、
及是佛遮制、此淸淨四德、
非邪戒因汚、依對治寂滅。

以上第一の施類の福業事を詳論し來りて第五に戒類の福業事を述ぶ。一に戒の自性と差別とを說き、上に淨不淨等の異名及び異說を說く。

【一七〇】論じて曰く云云。「但だ遮の名の立つ」までは、頌文にある犯戒と遮との名義、限界を明にせんとしたるものなり。即ち玆に犯戒といへるは身三口四の不善色、即ちそれ自身に罪惡たる性罪の義にして、遮罪といふは、それ自身が罪にあらざるも、性罪の因となるの恐よりして佛陀の特に制せられたるものをいふといふ義なり。

せるも、亦、犯戒と名くるも、〔ここには〕性罪を簡ばん〔爲めの〕故に、但だ遮の名を立つ。

戒の意義（初二句）

性及び遮〔二罪〕を離るるを倶に說きて戒と名く。
此れに各二有り。謂はく、表と無表となり。身語業を以て自性と爲すが故なり。

已に略して戒の自性と差別とを辯じつ。

淨不淨（後二句）

若し四德を具するときは淸淨の名を得、此れと相違すれば、不淸淨と名く。

四德

四德と言ふは、一には犯戒の爲めに壞せられず。犯戒とは、謂はく、前の諸の不善の色なり。二には彼の〔犯戒の〕因の爲めに壞せられず。彼の因とは、謂はく、貪等の煩惱と隨煩惱となり。三には治に依る。謂はく、〔二七一〕念住等に依るなり。此は能く犯戒及び〔犯戒の〕因を對治するが故なり。四には滅に依る。謂はく、〔二七二〕涅槃に依る。涅槃に廻向して勝生に非ざるが故なり。

〔頌中の〕「等」の言は復た異說有ることを顯はさんが爲めなり。

戒淨に對する異說　異說の一

〔二七三〕有るは說く、戒淨は五種の因に由る。一には根本淨、二には眷屬淨、

【二七一】念住等云云。四念住、四正斷等の修行法を指す。

【二七二】涅槃に依る。涅槃を目標として持戒し、人間天上等の有漏果を目的とせざるをいふなり。

【二七三】有るは云云。之は第一說の後半積極的說明に類似す。五箇の條件を提示して之に忠實なるは持戒にして、軈がて淸淨なりと云ふに有り。所謂五箇の條件を雜心論によりて說明せば次の如し。
一に根本淨とは惡の根本業道を離るること。
二に眷屬淨とは殺生等の方便を離るること。
三に非尋害とは惡覺を離るること。
四に念攝受とは三寶を念ずること。（稱友は、四念住に堅住

三には尋の害するに非ず、四には念攝受す、五には寂の廻向すなりと。

異解二

有る餘師は說かく、戒に四種有り。一には怖畏戒、謂はく、(一七四)不活と惡名と治罰と惡趣との畏を怖るるが故に、尸羅を守護す。二には希望戒、謂はく、諸有と、勝位と多財と恭敬、稱譽とを貪りて淨戒を受持す。三には順覺支戒、謂はく、解脫及び正見等を求めんが爲めに淨戒を受持す。四には淸淨戒、謂はく、無漏戒なり。彼れは永く業と惑との垢を離るるが故なりと。

第十一節　修類の福業事

修類の福業事

已に戒類を辯じつ。(一七五)修類を當に辯ずべし。

頌に曰はく、

等引の善を修と名く。　極めて能く心に熏ずるが故なり。

等引

論じて曰はく、等引の善と言ふは、其の體、是れ何ぞ。

することゝ、又は戒を念ずると、と言ふ）

五に廻向寂とは涅槃を求むること。

【一七四】不活とは生活し行けざるとの恐より持戒するをいふ。

【一七五】修類云云。三福業事中、第三の修類、卽ち禪定を說明す。

頌の舊譯

寂靜地善業、修、能薰レ心故。

謂はく、(一六)三摩地の自性と倶有となり。

修

修は何の義に名くるか。

謂はく、心に熏習することなり。定地の善は、心相續に於いて、極めて能く熏習して、德類を成ぜしむること花の苣勝に熏ずるが如くなるを以てなり。是の故に獨り修と名く。

第十二節　戒修二福業事の果

戒修の果

(一七)前に施福の、能く大富を招くことを辯じつ。戒と修との二類の所感は云何。

頌に曰はく、

戒修は勝れて、次の如く、　生天と解脱とを感ず。

戒は生天　修は解脱

論じて曰はく、戒は生天を感じ、修は解脱を感ず。

「頌に」「勝」と言へるは、勝に就きて言を爲すことを顯はさんが爲めなり。謂はく、施も、亦、能く

【一六】三摩地の自性云云。三摩地(Samādhi)の自性とは、三摩地即ち心を平等に持して一境に注ぐことにして、この心一境と倶有なる心心所を總括して等引の善と名くとなり。

【一七】前に云云。施戒修の中、前に施福に關してその果を述べたるを以て、ここに修と戒との果を述べんとする一段なり。

頌の舊譯

由勝戒感天、修感相離果。

生天の果を感ずれども、勝に就きて戒と說く、持戒も、亦、能く離繫果を感ずれども、勝に就きて修と說くなり。

第十三節 梵福

梵福

(一七八)經に、四人あり、能く梵福を生ずと說く。[四人とは]、一には(一七九)如來の駄都を供養せんが爲に、(一八〇)窣堵波を未だ曾てあらざる處に建つるもの、二には四方の僧伽を供養せんが爲に、寺を造り、園を施し、(一八一)四事を供給するもの、三には(一八二)佛弟子の破し已るを能く和するもの、四には有情に於いて普く慈等を修するものなり。

梵福の量

是の如き梵福は其の量云何。

頌に曰はく、

(一八三)劫の生天を感ずる等を、　一の梵福の量と爲す。

【一七八】經に四人云云。增一含廿一にある說に基きて、梵福とは、いかなる福なるかを說明せんとする段なり。

【一七九】如來の駄都（Tathāgata-rya dhātu）。如來の遺身舍利(sarīra)をいふ。

【一八〇】窣堵波(Stūpa)。舍利を安置する處。

【一八一】四事を供給すとは、飮食衣服、臥具、醫藥を供養するをいふ。

【一八二】佛弟子の破し已るとは、僧伽の分立せるを調和するをいふ。

【一八三】頌舊の譯

四業名二梵福一、劫生天樂故。

論じて曰はく、(一八四)先軌範師は是の如き說を作す。福に隨ひて、能く一劫の天に生じ、諸の快樂を受くることを感ず、是れ一の福量なり。彼れの所感に由りて快樂を受くる時の、梵輔天の一劫の壽に同じきが故なり。〔これ〕餘部に於いて、有る伽他に言ふを以てなり。

先軌範師の解

(一八五)信正見有る人の、十勝行を修する者は、
便ち梵福を生ずと爲す。〔一〕劫の天樂を感ずるが故なり。

毘婆沙師の解

毘婆沙師は是の如き說を爲す。即ち〔前に〕妙相業を分別する中に於いて、辯じたる所の福量は、此れ即ち彼れに同じと。

〔頌中の〕「等」の言は是の如き異說を顯はさんが爲なり。

【一八四】先軌範師とは經部又は大衆部師、或は當部の異師なりと(光)。稱友の他處の釋には無著等の瑜伽師なりとあり。

【一八五】信正見ある人云云。頌の舊譯
有レ信正見人、若修二十勝行一、即生二梵福業一、劫生天樂故。
これ梵福とは梵輔天の福と等しきことを證明せんが爲めに引用せる頌なり。蓋し頌に梵福を生ずといひ、之を解して劫天樂即ち一劫天に生じて一劫の間、樂を受くといへるは梵輔天の果報と同じければなり。尙ほ十勝行に就ては種種の解あれど眞諦に從へば（光の引用による）上の四梵福の上に、父母、如來を救はんが爲めに自身を捨つること（三勝行）、正法の中に自ら出家し他を出家せしむ（二勝行）、及び無敎地にて初めて法輪を轉ず（一勝行）の六行を加へたるをいふと。

第十四節　法施

財施は已に說きつ。(一八六)法施は云何。

頌に曰はく、

法施は、謂はく、實の如く、無染に經等を辯ずるなり。

論じて曰はく、若し能く實の如く、諸の有情の爲に、無染心を以て、契經等を辯じて、正解を生ぜしむるとき、名けて法施と爲す。故に顚倒、或は染汚心有り。利と名譽と恭敬とを求めて辯ずる者は、是の人は自他の大福を損ず。

法施

【一八六】上說せる財施（Amisa-dāna)に對し、法施（Dharma-dāna）を解說す。婆沙論二十九に其體性を說きて曰く、評曰、應作是說、若能說法者語、若能發語心心所法、若受者聞已、生未曾有善巧覺慧、皆此自性、如是法供養、總用五蘊以爲自性云云。要は能說法者が無染心を以て契經、毘奈耶（律）及び論等を辯じ、善巧覺慧を所說者に生ぜしむると即ち法施にして、文義を顚倒し、乃至は利益、名譽恭敬等の染汚心有りて、辯ずる者は能化と並びに所化と二者の大福を損ずるものとの意なり。

頌の舊譯

法施如實理、無染說經等。

第十五節　順三分の善

順三分善

（一八七）前に已に別して三福業の事を釋しつ。今、經の中の順三分の善を釋すべし。

頌に曰はく、

順福と順解脱と、順決擇との分の三なり。
愛果と涅槃と、聖道とを感ずる善なり、次の如し。

順福分

論じて曰はく、（一八八）順福分と言ふは、謂はく、世間可愛の果を感ずる善なり。

順解脱分

（一八九）順解脱分とは、謂はく、定んで、能く涅槃の果を感ずる善なり。此の善生じ已るとき、彼の有情をして名けて、身中に涅槃有りと爲さしむ。若し生死は過有り、諸法は無我なり、涅槃には徳有りと説くを聞きて、身毛爲めに竪ち、悲泣して涙を墮すことあらば、當に知るべし、彼れは已に順解脱分の善を植ゑたることを。雨を得る場に、

【一八七】前に等。上に施戒修三福業の事を敍して、之れに對し今順三分の善を解說す。前の三福業事が大福、生天、解脱を感得する「福業事」なるが如く、是の順三分善は福と解脱と聖道とを果とする「三種の業類」（舊譯）なり。蓋し、順は能順の義、分は是れ別の義にして福等三分の不同なるを能順招感すべき「業類」の謂なり。頌は四句よりなる中、前二句は標目にして後二句はその說明とす。頌の舊譯

福解脱決擇、能感善有レ三、

【一八八】順福分の善（Puṇyabhāgiyaṃ kuśalam）。婆沙論七日、順福分善根者、謂種ニ生人生天種子一、生人種子、謂此種子、能生ニ人中高族大貴一、多饒財寶、眷屬圓滿…乃至或作ニ轉輪聖王一、生天種子者、謂此種子能生ニ欲色無色天中一、受ニ勝妙果一或作ニ帝釋魔王梵王一、有ニ大威勢一多レ所ニ統領一。

【一八九】順解脱分の善（Mokṣabhāgiyaṃ kuśalam）。同上日、順解脱分善根者、謂種ニ決定解脱種子一、因レ此決定得ニ涅槃果一。

芽の生ぜるもの有るを見て、其の穴の中に、先より種子有ることを知るが如し。

(一九〇)順決擇分とは、謂はく、能く聖道の果を感ずる善にして、卽ち煗等の四なり。〔是れは〕(一九一)後に當に廣く説くべし。

順決擇分

第八章　業品餘論

第一節　書印算文數の自體

書印算文數の自體

(一九二)世間に説く所の書と印と算と文と數との如き、此の五の自體は、云何ぞ知るべき。

頌に曰はく、

諸の如理に起す所の、　三業と並びに能發とを、
次の如く、書と印と、　算と文と數との自體と爲す。

論じて曰はく、(一九三)如理に起すとは、正加行生の謂なり。三業とは、應

【一九〇】順決擇分の善(Nirvedha-bhāgīyaṃ kuśalam)。婆沙論七日、順決擇分善根者、謂煗頂忍世第一法。

【一九一】後にとは賢聖品參照。

【一九二】世間に説く所云云。以上種種の方面に涉りて業を論じたる最後に、世間の日常事に關する業の自體を明にせんとするは此段の目的なり。所謂日常事とは、手書、手印、語算、文章、計數なり。頌は四句よりなる中、後の二句は五業の標にして前二句はその自體の説明なりとす。

頌の舊譯

如理所成業、共縁起有三、字印及算量、文章數次第。

【一九三】如理に起す所云云。正しく書印等の加行を起す處の身語意、並にその身語意を發す

に知るべし、即ち身語意なり。

能發とは、即ち是れ能く此の三「業」を起すものにして、其の所應の如く、受想等の法なり。

此の中、(一九四)書と印とは、前の身業及び彼れの能發の五蘊を體と爲す。次に、算と及び文は、前の語業と及び彼の能發の五蘊とを以て體と爲す。後の數は、應に知るべし、前の意業と及び彼の能發の四蘊を以て體と爲す。但だ意思のみ能く法を數ふるに由るが故なり。

第二節 諸法の異名

諸法の異名

(一九五)今應に略して諸法の異名を辯ずべし。

頌に曰はく、

善の無漏を妙と名け、　染を有罪、覆、劣といひ、
善の有爲は應習といひ、　解脱を無上と名く。

る所の四蘊乃至五蘊は、書印等の自體なりといふ義。

【一九四】書と印とは、因に果名を立つたるなり。

【一九五】今應に云云。業品の最後に當りて、諸法を修行の立場より判じて、その異名を明にせんとしたり。頌の第一句は道諦及び擇滅の異名を擧げ、第二句は染法の異名を擧げ、第三句は有爲善の異名を、第四句は解脱のそれを明にしたるものとす。

頌の舊譯

有二訶覆一下性、染汙善無流、美妙、有爲善、應事、脫無上。

善の無漏（第一句）

染法（第二句）

善の有為（第三句）

無為は應習にあらず

解脱（第四句）

論じて曰はく、善の無漏法を、亦名けて妙と為す。諸の染汙法は、亦、有罪とも、有覆とも、及び劣とも名く。

（一九六）此の妙と劣とに准じて、餘の中は已に成ずるが故に、頌には辯ぜず。

（一九七）諸の有為の善を、亦、應習と名く。餘の應習に非ざる義は准じて已に成ず。

何が故に、無為を應習と名けざるか。數習して增長せしむ可からざるが故なり。又、習は果の為めなるも、此は果無きが故なり。

解脱涅槃を、亦、無上と名く。一法として、能く涅槃より勝れて、是れ善、是れ常にして、染法を超ゆるもの無きを以ての故なり。餘の法は有上なる義、准じて已に成ず。

【一九六】此の妙と劣と云云。妙劣の中間に屬する善有漏の法又は無覆無記法等を餘の中といふ。卽ち餘の中法は妙劣に准じて自ら明ならんとなり。

【一九七】諸の有為の善云云。善の有為とは道諦の如きをいふ。これは修習して增長せしむる必要あるを以て、習ふべきものといへるなり。

卷の第十九（分別(一)隨眠品第五の一）

本論第五　隨眠品第一

第一章　隨眠

第一節　隨眠の性能と根本隨眠

發端―業と隨眠との關係

(二)前に、世の別は、皆、業に由りて生ずと言ひたり。〔而して、是の如き〕業は、隨眠に由りて、方に、生長することを得。隨眠を離れたる業は、(三)有を感ずるの能無し。

隨眠の性能及び根本隨眠

所以は何ん。隨眠に幾く有るか。

頌に曰はく、

(四)隨眠は、諸有の本なり。此れが差別に、六有り。

謂はく、貪と、瞋と、亦慢と、無明と、

【一】隨眠品。隨眠（Anuśaya）とは貪等の根本煩惱をいふ。此品は亦纏垢等をも明すと雖も隨眠は根本なるが故に、取りて以て品名とす。

【二】前にとは、論巻第十三、參照。

【三】有とは三有即ち欲、色、無色の三界のこと。

【四】頌の舊譯
隨眠惑有本、六、謂如欲、瞋、高慢、無明、見、心疑、
所謂隨眠に六有り。貪以下疑に至る六は即ち是れにして、

見と、及び、疑となり。

隨眠は有の本

論じて曰はく、此の隨眠は、是れ、諸有の本なるに由るが故に、業は此れを離れては、有を感ずるの能無し。

問 何が故に、隨眠は、能く有の本と爲るか。

隨眠が諸有の本となる理由としての十事

答 諸の煩惱、現起すれば、能く十事を爲すを以ての故なり。「所謂、其の十事とは、謂はく」一には(五)根本を堅くすること、二には(六)相續を立すること、三には(七)自田を治むること、四には(八)等流を引くこと、五には(九)業有を發すること、六には(一〇)自具を攝すること、七には所緣に迷ふこと、八には(一一)識流を導くこと、九には善品を(一二)越えしむること、十には(一三)廣く縛する義なること「是」なり、自の界地を越ゆること能はざらしむるが故なり。

此の隨眠は、「根本を堅くす」以下の十事をなすに由りて、此の隨眠より發する業は能く欲等の三有を引起し得る也。此の意味に於いて隨眠を三有の根本といふなり。

【五】根本とは煩惱の得のこと。即ち煩惱の起ることによりて、煩惱の得を益益堅固にして、離れ難からしむるをいふなり。

【六】相續とは煩惱の後念の相續のこと。立とは起す意。

【七】自田を治む。田とは煩惱を、生ずる依身のこと。治むとは煩惱の蕃殖に適するやうに仕立ること。

【八】等流とは隨煩惱を引起すること。

【九】業有とは業即有にして後有を招くの業をいふ。

【一〇】自具とは煩惱自らの資糧となるものにして、非理の作意即ち不如實の思惟のこと。

【一一】識流とは、二有り。次の生を受くるに際して父母に愛念を起すを續生の識といひ、所緣の境に觸れて起すを觸緣の識といふ。ともに染汙の識に關していふ。導くとは引導引起の意なり。

【一二】越えしむとは違せしむるの義。

【一三】廣く縛すとは、煩惱に由るが故に有情をして三界九地を脫し得ざらしむるをいふ。

此れ「等、十事を爲す」に由りて、隨眠は、能く有の本と爲るが故に、業は、此れに因りて、有を感ずるの能有るなり。

六隨眠

此れは、略して知るべし、差別に六有り。謂はく、(一四)貪と(一五)瞋と(一六)慢と(一七)無明と(一八)見と(一九)疑となり。

頌中の亦字の意義

頌に、「亦」の言を説くは、意、(二〇)慢等も、亦、貪の力に由りて、境に於いて、隨增することを顯はす。

貪に由りて、隨增する義は、後に辯ずるが如し。

〔頌の〕「及び」の聲は、六の體の、各不同なることを顯はす。

第二節　七隨眠

七隨眠

若し諸の隨眠の體にして、唯、六有るのみならず、何に縁りて、(二一)經には、七隨眠有りと説くか。

頌に曰はく、

(二二)六は貪の異に由りて七なり。有貪の上二界なり。

【一四】貪(Rāga)。
【一五】瞋(Dveṣa)。
【一六】慢(Māna)。
【一七】無明(Avidyā)。
【一八】見(Dṛṣṭi)。
【一九】疑(vicikitsā)。
【二〇】瞋のみが貪の力に由りて境に於て隨增するに非ず。
【二一】經。雜阿含十八（辰三一左）增一三十四、（昃二二）長阿含

内門に於いて轉ずるが故なり。解脫の想を遮せんが爲めなり。

二貪と七隨眠（第一句）

論じて曰はく、卽ち前に說く所の、六隨眠の中に、貪を分ちて二と爲す。故に經には七と說く。

何等を七と爲すか。

一には(二三)欲貪隨眠、二には瞋隨眠、三には(二四)有貪隨眠、四には慢隨眠、五には無明隨眠、六には見隨眠、七には疑隨眠なり。

欲貪隨眠

(二五)欲貪隨眠は、何なる義に依りて釋するか。欲貪の體は、卽ち是れ、隨眠なりと爲さんか。是れ欲貪の隨眠の義と爲さんか餘の文の義に於いて、徵問することも、亦、爾り。

九、十上經、同十、增一經(長九)等參照。

【二二】頌の舊譯

復說彼、　六由欲別七、
有欲二界生、內門起故說、
斷彼解脫想。

上の六隨眠の中、貪を開きて二として經には七隨眠と說くこと有り。欲界の欲貪と上二界の有貪とは、其間自ら大なる差別有りて、殊に上二界の有貪は、欲貪の如く外境に味著すること無しと雖も、上二界の勝定に味著して、常に內門に轉じ、殊に或種の人人は上二界の身を以て解脫涅槃なりと執する者あるが故に、之を遮せん爲に、佛は特に欲貪と分ち、有貪の重大なる意義を知らしめんと欲せしなり。

【二三】欲貪隨眠（Kāmarāga-anusaya）。

【二四】有貪隨眠（Bhavarāga-anusaya）。

【二五】欲貪隨眠は何なる云云。煩惱には後に述ぶるが如く、種種の名稱あり。煩惱（Kleśa）隨眠（Anuśaya）纏（Paryavasthānam）……等なり。然ども此等にはその用法に多少の相違ありて、殊に學派の相違によりて可なり異れる意味を附與して用ゐたるものなり。今の論點となれる所は、欲貪隨眠を解するに欲貪卽ち隨眠の義と解すべきか、將た欲貪の隨眠といふ義と解すべきかにありて、而も其何れをとるかによりてその意義も可なりに異れるものとなるなり。若しいいい欲貪卽隨眠と解すれば、欲貪の現行の煩惱なるに應じて、隨眠も亦現實的煩惱を意味することとなり、隨眠とは要するに煩惱の一異名に過ぎざることとなれど、若し欲貪の隨眠と

有部返問

若し爾らば、何なる失かある。

外、出過

二、倶に過有り。

(一)欲貪の體卽ち隨眠の非

若し欲貪の體卽ち是れ隨眠ならば、便ち契經に違す。(二六)契經に說が如し。若し、一類有り。多時に於いて、欲貪纏の爲めに、心を纏ぜられて、住するに非ずして、設ひ、心、暫爾、欲貪纏を起す、尋いで、實の如く、出離の方便を知らば、彼れは是れに由るが故に、欲貪纏に於いて、能く正に遣除し、並びに隨眠斷ずと。

(二)欲貪の隨眠も非

(二七)若し是れ、欲貪の隨眠の義ならば、隨眠は是れ心不相應なるべし。便ち對法に違す。本論に說くが如し。欲貪隨眠は三根と相應すと。

有部の正義

毘婆沙師に、是の如き說を爲す、欲貪等の體は、卽ち是れ隨眠なりと。

大衆(犢子)部徵

豈に經に違するに非ずや。

解すれば、實にその隨眠とは何ぞやの問題を惹起せざれば收まらざればなり。之を有部。大衆部、經部の三派に徵するに、有部は隨眠を現行の煩惱の義にとりて欲貪卽隨眠と解すれど、大衆部は隨眠を煩惱の起れる位に、自己の身中に引發せらるる一種の勢用の義なりと解し、之を心不相應法の一類と見做したるに應じて欲貪卽隨眠とすれば無意味のこととなるべく、欲貪の隨眠とすれば、要するに欲貪の惹起したる心不相應法の名稱となるべしと言はんとしつつあり。更に經部は隨眠を煩惱の種子の義なりと解し、煩惱の眠れる位を隨眠と名け、その覺めたる位を纏と名くと主張するに應じて、今の問題に對しては欲貪卽隨眠と解するは不可能なれば欲貪の隨眠のといふ義にて、而もそは、所詮種子の名稱なりと論ず。(稱友は、毘婆沙宗にては纏のみを隨眠と云ひ、犢子宗にては得を隨眠と云ひ、經部宗にては種子を隨眠と云ふとす。前文中大衆部とせるは光記等に依れるものなり)。この一段の問答往來を理解するは、この點を論じたるものなることを心得てかかるを要す。

【二六】契經云云。此の經文出所不明也。經意は或る一類の衆生ありて、たとひ一時欲貪纏の爲めに縛せらるるも暫時にして之を遣除して、決して纏せられたるまま永く住するにあらずと。而して引用の主眼とする所は、彼は欲貪纏を遣除し、幷に隨眠を斷つと、欲貪纏以外に隨眠を數へた所より判ずれば欲貪と隨眠とは別種ならざるべからずといふ所に

有部通ず

經に違する失なし。〔經に〕並びに、隨眠といふは、並びに(二八)隨縛の〔謂〕なるが故に。或は、經は、得に於いて、假りに、隨眠と説く。(二九)火等の中に、苦等の想を立つるが如し。阿毘達磨は實相に依りて説く。即ち諸の煩惱を説きて、隨眠と名づく。

結文

此に由つて、隨眠は、是れ相應の法なり。

大衆(犢子)部問

何の理を證と爲して、定んで相應なることを知るか。

有部答

(三〇)諸の隨眠は、心を染惱するを以ての故に、心を覆障するが故に、能く善に違するが故に、(三一)謂はく、隨眠の力は、能く心を染惱す、(三二)未生の善を生ぜず。已生の善を退失するが故に・隨眠の體は、(三三)不相應に非ず。若し不相應にして、能く、(三四)此の事を爲さば

あり。

【二七】若し是れ云云。更に之を欲貪の隨眠と解するならば、所詮、それは大衆部の主張するが如く隨眠を心不相應の義と解せざるべからざるも、かくしては發智論第六に欲貪隨眠は喜樂捨の三根に相應すと、これを相應法(心心所)としたるに違反することとならんとなり。

【二八】隨縛とは他の煩惱の生ずるに隨順してある狀態又は作用を云ふ。欲貪に屬する此の隨縛を隨眠と言へるなり。謂く九品の貪の前品を斷ずるは貪煩惱の體を斷ずるなり、而して後品總じて斷ずるは隨縛を斷ずるなり。

【二九】火即苦に非ざるも火は苦の原因なるが故に火のことを苦といふが如く、貪等の隨眠の得を暫らく隨眠といひ、その得を斷ずることを並びに隨眠を斷ずといへるなりと。

【三〇】諸の隨眠云云。この答は法勝論師の説によるものなり。故に正理論にも經主此中先敍法勝所說。彼の義は阿梨耶調(Arya)の頌文を以て綴られたり、即ち本論の八言四句是也。謂く以諸隨眠染惱心故、覆障心故能違善故、既諸善法容有起時、故知隨眠是相應法。頌中に解釋の語を挿入せるを以て頌文たることを認め難し。(法勝毘曇卷三參照)

【三一】以下前に出せる半頌の句を釋す。隨眠の力云云は是れ相應法なることを顯はす。若し不相應法ならば心を染惱せざるが故に。

【三二】未生の善云云とは上文中の第二因故の釋にして、已生の善云云とは上文の第三因故の釋なり。

即ち諸の善法の起る時無かるべし。不相應は、恆に現前するを以ての故なり。既に諸の善法、起る時有る容し。故に知る、隨眠は、是れ相應の法なることを。

論主の破

此れは皆證に非ず。所以は何。(三五)若し隨眠は、相應に非ずと許す者は、上の三事は、是れ隨眠の所爲なりと許されざればなり。

經部の解

然るに、經部師の說く所は最も善しとなす。經部の、此の〔中に〕於いて、說く所は如何。彼れは說く、欲貪の隨眠の義なり。然れども、隨眠の體は、心相應に非ず、不相應に非ず。(三六)別物無きが故なり。煩惱の睡る位を、說いて、隨眠と名づく。(三七)覺る位の中に於いては、即ち纏と名づくるが故なりと。

問

何をか名けて睡るとする。

【三三】不相應にあらず云云。若し隨眠は心不相應法ならば、かく心を左右し能はざるべしとなり。

【三四】此の事とは上の三覆障のこと。若しそれとも心不相應行法がかくの如き障をなすならば、不相應行法は常に起りつつある故に善法は決定して常に起ること有らざるべし。

【三五】若し隨眠云云。大衆（犢子）部等隨眠は不相應なりと說く者は上の如き三事は隨眠の仕業とは云はず、現行の煩惱の所爲と說く故に、上の因故は證と成らずとの謂。

【三六】別物無きが故なりとは、貪等功能を體とする種子は、貪を離れて別體あるに非ざればなり。

【三七】覺る位の中云云。大衆（犢子）部にては隨眠を不相應法と見、纏を現行の煩惱と解し、宗輪論の中にも「隨眠は纏と異り、纏は隨眠と異る。說くべし、隨眠と心とは不相應なり、纏と心とは相應なり」といへり。經部の纏を覺位の名、隨眠を眠位の名としたるは、右大衆部の思想と有部の思想とを調和せんとしたる結果に外ならざるべし。

答　謂はく、現行せずして、種子の、隨逐するなり。

問　何をか名づけて覺とする。

答　謂はく、諸の煩惱の、現起して、心を纏ずることなり。

問　何等をか名づけて、煩惱の種子とする。

答　謂はく、(三八)自體の上の差別の功能なり。〔前の〕煩惱より生じて、能く、〔後の〕煩惱を生ずること、(三九)念の種子は、是れ證智より生じて、能く、當の念を生ずる功能の差別なるが如く、(四〇)又芽等の、前の果より生じて、能く後の果を生ずる功能差別有るが如し。

大衆部經部計を破す

若し煩惱と別に隨眠有りて、心と相應せざるを、煩惱の種と名づくと執せば、念の種も、但だ、功能のみに非ず。別に不相應有りて、能く、後念を引生すと許すべし、(四一)此れは既に爾らず。(四二)彼れ、如何にして然らんや。(四三)差別の

【三八】自體(Ātma-bhāva)の上の云云。自體とは色身自體の事。差別の功能とは、例の展轉差別功能といへる、種子の解釋と見るべきなり。即ち謂ふ心は、前念の煩惱が色心自體の上にその習氣を熏習したるが、無意識ながらも、種となりて、而もそは種種の可能力(功能)を有して、後念の煩惱を現實せしむるを、煩惱の種子と名くといふ義なり。

【三九】念の種子は云云。ここに證智(Anubhava-jñāna)とあるは、言はば感覺的認識智の意味なり。即ち謂ふ意は、念即ち記憶は經驗智より生じて而もそは間もなく無意識的種子となりて、更に後の記憶を引き出す爲めの、種種の功能を有するが如く、煩惱の種子も然りとなり。但しこの喩に於て念の種子は前念より生じて後念の原因となると言ふべきなれど、經部にては念も智も畢竟するに思の分位に外ならずとするが故に、發生的に先づ證智といひ、次に念といひたるものと解すべきなり。(此喩の解釋にも種種あり)。

【四〇】能く念を生ずる因は別物にして不相應法なるべしと云ふ疑を遣らんが爲に又た喩を說く。

【四一】此れはとは念の種子のこと。

因緣の、不可得なるが故に。

有部の難　若し爾らば、（四四）六六契經と相違す。經には、樂受に於いて、貪隨眠、有りと說くが故に。

經部通經　經には、但だ（四五）「有り」と說いて、爾の時、卽ち隨眠有りとは言はず。何の違害する所ぞ。

有部の問　何の時に於いて有るか。

經部の答　（四六）彼れの睡る時に於いてす。或は、假りに、（四七）因に於いて、隨眠の想を立つ。

傍論は且らく止め、應に正論を辯ずべし。

二種の貪　貪を二に分つと言ふは、謂はく、欲と有との貪なり。

有貪に關する問　此の中、有貪は、何を以て、體と爲すか。

答（第二句）　謂はく、色無色二界の中の貪なり。

有る所以問　此の名は、何に因りて、唯、（四八）彼れに於いてのみ立つるか。

【四二】彼れとは、煩惱の種子のこと。

【四三】差別の因緣云云。煩惱の場合と念の場合とを區別して取り扱ふべき理由なしとの義。

【四四】六六契經（Saṭ-ṣaṭka）。六六とは六根六境六識六觸六受六愛の意なり。意は經に樂受の位に貪隨眠の現行することを斯く言へるが故に、貪隨眠は現行の煩惱に相違無しといふ意。（雜一七には說下於二三受一有中三隨眠上の文有り。）此の隨眠とは、貪の隨眠にして、貪その物には非ず。

【四五】「有り」とは樂受の位に生ずる貪の隨眠あり、卽ち種子が正しく生ずと云ふことにて、已に生ぜりと云ふことに非ず。經には種子の生ずる位を說けるなり。

【四六】彼れとは樂受のこと。樂受の息むとき貪の隨眠あり。

【四七】因に於いて等。因たる貪煩惱の上に、果たる隨眠の名を立てて、貪隨眠といへるものなり。

【四八】彼れとは色無色二界。

第一釋（第三句） 彼の貪の、多くは（四九）內門に託して、轉ずるが故なり。謂はく、彼の二界にては、多く定貪を起す。一切の定貪は、內門に於いて、轉ずるが故に。唯、彼れに於いてのみ、有貪の名を立つ。

第二釋（第四句） 又、人あり、上二界に於いて、解脫の想を起すに由りて彼れを遮せんが爲めの故なり。謂はく、上界に於いて、有貪の名を立て、（五〇）彼の所緣は、眞の解脫に非ざることを顯はす。

論主所見 （五一）此の中には、自體に立つるに、有の名を以てす。彼の諸の有情は、多く等至及び所依止に於いて、深く味著を生ずるが故に、彼れは唯自體を味著すと說く。境に味著するには非ず。欲貪を離るるが故なり。

此れに由りて、唯、彼れにのみ、有貪の名を立つ。

欲貪 既に、有貪は、上の二界に在りと說く。義准するに、欲界の貪を欲貪と名くべきが故に、頌には別に顯示せず。

【四九】內門とは、內境のこと。多くはとは、少しは外門轉もありといふ意を含む。宮殿等に於ての貪は外門轉なり。而して內境中に働らく貪を有貪と言ふは、有は廣くは萬有を指せども、今は心內的存在を指すものと知るべし。

【五〇】彼の所緣とは、上界も欠點、有卽ち輪廻的存在を求むる煩惱の所緣なれば、有を滅する解脫界にあらざるを示さんが爲めなり。

【五一】此の中等。上界の煩惱を有貪と名けたるに就て、その有の意義を明にせんとする文なり。有とは、廣く用ふれば內外境の一切の存在を含むの語なれど、上界の場合にては、特に狹く、自體、卽ち身體を中心として、專ら內境を主としての存在に附したる名稱なり。何んとなれば上界の有情は已に欲貪を離れたるを以て外境に執著することなく、專らその禪定と自身のみに執著すればなりと。

第三節　十隨眠

十隨眠

即ち上の所説の六種の隨眠を、(五一)本論の中に於いて、復た分ちて十と爲す。

如何にして十と成すか。

頌に曰はく、

(五二)六は、見の異なるに由りて十なり。異とは、謂はく、有身見と邊執見と邪見と　見取と、戒禁取となり。

五見

論じて曰はく、六隨眠の中に、見の(五四)行の異を五と爲す。(五三)餘の見に非ざるは五なり。數を積んで、總じて十と成る故に。十の中に於いて、五は是れ見の性なり。一には(五五)有身見、二には(五六)邊執見、三には(五七)邪見、四には(五八)見取、五には戒禁取なり。五は、見の性に非ず。一には貪、二に

五非見

【五一】本論とは發智論第五、(釋の五)

【五二】頌の舊譯　見五、謂身見、邊見、及邪見、見取、戒執取、由ㇾ此復成ㇾ十。上の六隨眠は更に見を開きて五と爲すによりて合して十となる。

【五四】行(Ākāra)とはスガタ(Form, Shape)のこと。

【五三】餘の見に非ざるは五なりとは、貪瞋癡慢疑をいふ。

【五五】有身見＝薩迦耶見(Satkāyadṛṣṭi)。身の實有を執する見。

【五六】邊執見(Antagrāhadṛṣṭi)。死後斷滅及び己身常住論。

【五七】邪見(Mithyādṛṣṭi)。妙行を信ぜず、惡行を信ぜず、一言にして云へば因果の道理を撥無する見。

【五八】見取見(Dṛṣṭiparāmarśa)。劣法を執して最上清淨の解脱なりとする迷信なり。

【五九】戒禁取(舊譯、戒執取 Śīlavrataparāmarśa)。外道所持の拔髮等の僞戒を持し、之れを至妙入涅槃の戒法と執するもの、即ち非因計因、非道計道を指す。

は瞋、三には慢、四には無明、五には疑なり。

第四節　九十八隨眠

九十八隨眠

又、即ち說く所の六種の隨眠を、(六〇)本論の中に於いて、九十八と說く。何の義に依りて、九十八と說くか。

頌に曰はく、

(六一)六は行と部と界と異なるが故に、九十八と成る。
欲の見苦等の斷に、十と七と七と八と四とあり。
謂はく、次の如く、具すると、三と二と
の見と見と疑とを離するとなり。
色無色には瞋を除く。餘は等し。欲に說く
が如し。

九十八分の根據（初二句）

論じて曰はく、(六二)六種の隨眠は、行と部と界

【六〇】本論とは發智論卷第五。

【六一】頌の舊譯
彼十七七八、三二見所レ離、
次第俱斷滅、見ニ欲苦等一故、
四惑名ニ修滅一、合レ彼唯除レ瞋、
色惑、無色爾、故立ニ九十八一。
上の十隨眠は之れを斷ずる斷道の見地と、界繫の見地と二の立場より合算して九十八隨眠に開くことを得。初の二句は總示にして、次の四句は欲界に三十六隨眠あることを明し、最後の二句(七八句)は上二界に各各三十一隨眠あることを明にしたるものとす。

【六二】六種の隨眠云云。六種の

との差別あるに由るが故に、九十八と成る。謂はく、六の中に於いて、見の行の異に由りて、分別して、十と爲すことは、前に既に辯ずるが如し。

部界

即ち此の辯ずる所の十種の隨眠は、部と界と不同にして九十八と成る。部とは、謂はく、見四諦と、修との所斷の五部なり。界とは、謂はく、欲、色、無色の三界なり。

欲界の三十六（三一六句）

且く、欲界の五部の不同に於いて、十隨眠に乘じて、三十六と成る。謂はく、見苦諦より、修に至る所斷に、次の如く、（三三）十と七と七と八と四と有り。即ち上の五部は、十隨眠に於いて（三四）一と二と一と一と、其の次第の如く、具すると、三見と二見と見と疑とを離するとなり。謂はく、見苦諦の所斷に、十を具す。見集滅諦

隨眠は、更に行相の相違によりて第六の見を開いて、十種となる。此十隨眠は總て根本煩惱なり。然ども此十は、言はば煩惱活動の要素を併べたるに過ぎざる者にて、實際問題となりて、此十種の煩惱を(一)いかなる對象に對して(三)何程の數（十の中）だけを働かせるかは別問題なり。この段は實に是を論じたるものにて、而もここに擧げし分類が、佛教に於ける煩惱論中、最も重要なるものとなるなり。簡單に之を說明すれば、先づ(一)之を心的狀態よりすれば、煩惱活動は二種に分る。一は道理の上に迷ふことにて、言はば智的迷妄なり、術語にて之を見惑といふ。見道所斷の惑といふ義なり。その二は、道理よりは寧ろ實際生活に際して起す迷にして、言はば本能的情意的迷執なり。術語にて之を思惑又は修惑といふ。思惑といふは、見の智的なるに對して意志的なるを示すものにて、修惑といふは、修道によりて斷ぜらるべき斷といふ義なり。次ぎに(二)之を對象の上よりすれば、思惑即ち情意的迷執は、その基礎が專ら內部にあるを以て、多くの分類を要せざれど、見惑の方は道理上の迷なるを以て、何の對象に迷ふかを見るの必要上、多くに分類せられざるべからず。然るに佛教教理上、あらゆる對象を總括したるは例の苦集滅道の四諦なれば、之を見惑の對象として、苦諦に對しては、かくかくの迷を生じ乃至滅諦に對してはしかじかの迷を起すと尋求し行くは、對象に就て道理上の迷を定む

の所斷に、各七有り。有身見と、邊見と、戒取とを離る。見道諦の所斷に八あり。有身見と及び邊執見とを離る。修所斷に四あり。〔五〕見と疑とを離る。

見所斷の三十二

是の如くにして、(六五)合して、三十六種となる。〔中に於いて〕、前の三十二を見所斷と名く。(六六)纔に諦を見る時、彼れは、卽はち斷ずるが故なり。

修所斷の四

(六七)最後に、四あるを、修所斷と名く。四諦を見已りて、後後の時の中に、數數道を習うて彼れ方に斷ずるが故なり。

十隨眠と五部所斷の關係

是の如くにして、已に、十隨眠の中、(六八)薩迦耶見は、唯だ一部に在り。謂はく、見苦所斷なり。(六九)邊執見も亦爾り。(七〇)戒禁取は、通じて二部に在り。謂はく、見苦と見道との所斷なり。

るに、缺くべからざるの用意と言はざるべからず。かくして見惑は四部に分たるることとなる也。(之に修道の一を加へて四諦修道の五部の迷といふ)更に(三)之を數の上よりすれば、十種の隨眠ありと雖も一一の場合に十種悉くあるにあらず。要するに、思惑は情意上の迷なれば智的に屬する五見疑の如きは、此中に數へらるべき筈なきが如し。同様に四部の見惑にありても、苦諦(現實界)に對しては、十隨眠の全部が起り得るものと定め得べきも、集諦に對しては、十種全部を許し難きものあり。例せば五見中の邊見とは死後に對する斷見又は常見た抱くの迷を指すものなるが、已に現實界(苦諦)の因を煩惱(集諦)にありと知りて、之を觀察する限り、之に對して斷常見を抱くべき筈なければ、集諦を對象としては邊見が起らざるものとせざるべからざるが如し。斯して見諦の四部中にては、苦諦に對しては十隨眠全部あれど、集滅道諦となれば二若しくは三の減ずるものあり、特に修惑となればただ貪瞋癡慢の四煩惱に過ぎずと定めらるるに到れるなり。尙ほ最後に(四)以上は專ら所謂欲界の立場より考察したる結果なるが、佛教は此外、色界無色界を立つるを以て、この上二界に對しての迷は、見修の二方面に渉りて、欲界に對するものとは、自ら別趣のものとせざるべからず(十隨眠を基礎とし、四諦修道の五部を立つる點に於ては勿論同一なれど)、ここを以て、佛教にては、三界の煩惱は、それぞれ獨立に取扱はるべきもの

見惑修惑に關する疑

答

欲界三十六惑

上二界は各三十一惑

(七一)邪見は、四部に通ず。謂はく、見苦集滅道所斷なり。(七二)見取と疑とも亦爾り。餘の貪等の四は、各五部に通ず。謂はく、見四諦と、及び修との所斷なることを顯す。

(七三)此の中、何の相か見苦所斷にして、乃至何の相か是れ修所斷なる。

(七四)若し見、此の所斷を緣じて、境と爲るを、見苦所斷と名づけ、餘を修所斷と名づく。

(七五)是の如き六の中にて、(七六)見を十二に分ち、(七七)疑を分ちて四と爲し、(七八)餘の四に、各五あり。故に、欲界の中に三十六あるなり。色・無色界には、(七九)五部に、各瞋を除く。餘は欲と同じ。故に、各三十一なり。

(八〇)是れに由りて、本論には、六隨眠を行と部と界との殊るを以て、九十八と說く。

として、遂に同じく十隨眠を基礎としながら、先づ之を五部に分ち、更に之を三界繫によりて區別して、總計九十八數とするに到れるなり。

【六三】十と七と云云。見苦所斷に十、見集所斷に七、見滅所斷に七、見道所斷に八、修道所斷に四の意。卽ち十隨眠を五部に望めて考ふるに、見苦所斷は十を具し、見集所斷、見滅所斷の二は有身、邊執、戒禁取の三を除きて各七を具し、見道所斷は身見、邊見の二を除きて八を具し、修道所斷は五見と及び疑との六を除きて四を具す。

【六四】一と二と云云。こは前に述べし十種の隨眠を四諦修道の上部に配當して說明したる文なれど、極めて機械的なるを以て、一寸解し難し。こは要するに上句の一と二と一と一とは、下の(一)具する(二)三見を離する(三)二見を離する(四)見と疑とを離するに配當して解釋すべきものなり。次ぎの謂く以下はこの解釋なれど便利上之を圖表すべし。

一、(苦諦)具(十隨眠具足)
二、(集滅)三見を離す(十より身邊戒の三を除く)
一、(道諦)二見を表す(十より身邊の二を除く)
一、(修道)見と疑とを離す、(十より五見と疑の六を除く)

【六五】合して三十六種云云。之を圖表すれば

欲界見惑三十二
苦十(全具)
集七
滅七
道八
貪 瞋 癡 慢 疑 身見 邊見 邪見 見取 戒禁取

欲界の修惑四とは貪、瞋、癡、慢の四を云ふ。

第五節　隨眠と見修斷

（八一）此に辯ずる所の九十八の中に於て、八十八は是れ所斷なり。忍の所害なるが故なり。十隨眠は修所斷なり。智の所害なるが故なり。是の如く說く所の見修所斷は、決定すと爲んか。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

（八二）忍所害の隨眠も　有頂は唯見斷なり。
餘は見修斷に通ず、　智所害は、唯、修なり。

【六六】纔かに云云。見道所斷の煩惱は、卽ち迷理の惑と稱せらるるものにして、道理上の迷なれば、四諦の道理に徹せば直ちに斷ぜらるるなり。

【六七】最後に云云。貪瞋癡慢の四は、獨り道理上の迷に止らず、亦、迷事の惑とて、言はば習慣上の迷なれば、こは道理許にては不足にて、絕えず修養練習を要する所謂修道にて斷ぜらるるものとす。

【六八】薩迦耶見とは Sat-kāya-dṛṣṭi の音譯。卽ち有身見の意なり。こは與へられたる事實、特に身心に對してのみ起す煩惱なれば、苦諦以外にはなきなり。

【六九】邊執見も亦爾りとは、邊執見とは、死後に關して斷常の二見を抱くことなれば、同じく現實の身心を對象とする外に起らざる煩惱なり。

【七〇】戒禁取見とは因にあらざるを因と思ひ、道にあらざるを道と思ふの迷なれば二部に涉るべき筈なり。卽ち外道の如く、大自在天を創造主と立つるが如きは、現在の事實に迷へる結果なれば、苦諦を緣ずる煩惱と言ふべく、亦道にあらざるを道と執するは眞道を知らざるの致す所なれば、道諦を緣じて起すの煩惱と言はざるべからず。

【七一】邪見は廣く云はば顚倒の妄見なるを以て、四諦の何れを緣じても起り得べき迷なり。

【七二】見取と疑。見取は、劣等なる見解を高等の見なりと執する迷なれば、四諦の何れに關しても起し得る迷にて、同樣に疑惑も亦爾り。

【七三】此の中、何の相か云云。この中とは前に言へる餘の貪

忍

論じて曰はく、(六三)「忍」の聲は、通じて法と類との智の忍を說く。

有頂地に於ける忍惑(第二句)

忍所害の、諸の隨眠の中に於いて、有頂地に攝するものは、唯見所斷なり、(六四)唯、類智、方に能く斷ずるが故なり。

下八地(第三句)

(六五)餘の八地に攝するものは、見修斷に通ず。謂はく、聖者の斷ずるものは、唯見にして、修〔斷〕に非ず。(六六)法と類との智の忍が、應の如く斷ずるが故なり。若し異生の斷ずるは修〔斷〕にして、見〔斷〕には非ず。數數(六七)世俗智を習うて、斷ずる所なるが故なり。

智所害の諸の隨眠は、一切の地に攝して、唯、修所斷なり。諸の聖者及び諸の異生の、(六八)其の所應の如く、皆數數無漏と世俗との智を習ふに由りて、斷ずる所なるを以ての故なり。

等の四と云ふを指す。卽ち貪瞋癡慢の四隨眠なり。十種の隨眠中、五見と疑とは智的煩惱なれば、勿論見道所斷として紛るることなきも、貪等の四は見修の何れにも通ずるを以ていかなる場合の貪等を見惑とし、いかなる場合の貪等を修惑とすべきか分り難きものあればなり。卽ちこの問は、汎爾に見惑、修惑の別を問へるものにあらずして、特に紛はしき四煩惱に關しての疑問と解すべきものなり。

【七四】若し見此所斷云云。見此所斷を緣じて境とすとは、「此を見ることによりて斷ぜらるるものを所緣の對境とする煩惱」と云ふことなり。而して此とは見苦集滅道の代名詞にて、通じて云はば四諦の義にして、此の四諦を見ることによりて斷ぜらるるものとは、要するに五見疑の純智的煩惱をいふ。何んとなればこの六は道理を知れば直ちに斷ぜらるればなり。而して更にこれを所緣の對境とする煩惱とは卽ち貪瞋癡慢の四にして、要するに五見疑を前程として更にその上に起す貪等の四は見道斷に屬する所謂見惑なりといふことになる。かくして、苦諦下の五見疑を緣じて貪等を起す時、之を見苦所斷の惑といひ、乃至、道諦下の三見疑を緣じて貪等を起す時、之を見道所斷の惑と名づくるなりと。從つて之に應じて修道斷の煩惱とは、この智的煩惱を前程とせず、ただ習慣的に情意的に起す貪等を指すや言ふまでもなし。

【七五】是の如き六とは六隨眠をいふ。

【七六】見を十二に分つとは、苦

異說

(八九)有る餘師は說く、外道の諸仙は、見所斷の惑を伏斷すること能はず。(九〇)大分別諸業契經に說くが如し、欲貪を離るる諸の外道の類には欲界を緣ずる邪見現行すること有りと。及び(九一)梵網經には亦說く、彼の類は、欲界を緣ずる諸見現行すること有り。謂はく、(九二)前際に於いて、分別する論者は全常を執する有り、一分[常]を執するあり、諸法は因無くして生ずる等を執する有りと。

色界の惑は、欲界を緣じて生ずるに非ず。欲界の境に於いて、已に貪を離る。故に、定んで、是れ欲界の諸見は未だ斷せざるなりと。

有部の釋

(九三)毘婆沙師は、彼の經の義を釋すらく、見を起す時、暫らく退するのみ。提婆達多の如しと。

諦下の身邊の二と、苦道二諦下の戒禁取の二と、四諦各下の邪見の四と見取の四とを合したるをいふ。

【七七】 疑を分ちて四とは四諦各下の四なり。

【七八】 餘の四とは、貪瞋癡慢のことにして、こは五部に通ずるを以て二十となる。

【七九】 五部に各各瞋を除く等。上二界には瞋といふことなきを以て之を除くなり。從つて三十六より五部の一瞋づつを去るを以て三十一となる。

【八〇】 是れに由りて云云。欲の三十六、色の卅一、無色の三十一合して九十八となり。

【八一】 此に辯ずる所云云。こは九十八、隨眠をいかなる修行(見道修道中)にて斷ずべきかを論ぜんとする段なり。ここに忍の所害、智の所害とあるその忍智區別は、後の智品に到りて明かとなるべきものなれど、大體よりすれば、忍とは眞理に關する忍得を意味し、智的煩惱を正面より破壞する作用を指し、智とは度度の修練の結果になる、言はば修養又は性格の義にして、其力によりて煩惱を表面より破る作用を有するをいふと、漠然と解し居るべきなり。

【八二】 頌の舊譯

有頂忍所ㇾ滅、定見滅、餘生、見修滅、非ㇾ忍、滅必修道滅。前三句は忍所害の隨眠を明かにし、彼の一句は智所害の隨眠を明かにしたるものとす。此の頌意の大要を述ぶれば、前に述べし如く、九十八隨眠中、八十八は見道斷にて忍所害に屬し、十は修道斷にて智所害に屬すれど、こは大體論にて十の修道斷たるには議論の餘地なきも、八十八の見斷

第六節　五見

五見

行に殊ること有るに由りて、見を分ちて五と爲す。名は先に已に列ねたり。自體は如何。頌に曰はく、

(九四)我我所と、斷と常と　撥無と、劣を勝と謂ふと、
因と道とに非ざるを妄に謂ふと、　是れ五見の自體なり。

薩迦耶見（第一句半）

論じて曰はく、我及び我所を執する、是れ薩迦耶見なり。

經部師の解

(九五)壞するが故に、薩と名く。聚とは、謂はく、迦耶なり。卽ち是れ、(九六)無常、(九七)和合蘊の

たるには、尙ほ論ずべき餘地あり。大體よりすれば八十八使は、見道無漏智を起して法智忍（欲界の煩惱を斷ずる作用）、類智忍（上界の煩惱を斷ずる作用）によりて之を斷ずるを通規とすれど、又或る程度までは凡夫と雖も、その修練の結果になる有漏智によりて之を斷じ得べし。蓋し、外道もその六行觀（上地は淨妙離、下地は粗苦障の觀法を以て之を練る）によりて煩惱を斷じ得ることは、佛者の認むる所なればなり。この頌文中に於ける前三句は實に、その程度を明にしたるものなり。卽ち之に從へば凡夫の斷じ得る程度は、欲界より四禪及び下三無色の八地に到る間の見惑のみにて、第九地には及ぶ能はずといふにあり。何んとなれば有頂は最上地なるを以て、ここにては上地は淨妙離の觀を起し得ざれば、從つて之を超越する手段なきを以てなり。第二句に「有頂は唯見斷なり」といへるは之を指したるものにして、つまり有頂地に屬する迷理の惑は、唯聖者の起す見道無漏智に屬する四類智忍以外には、之を斷じ得る力なしといふにあり。此事を心得をれば、長行の文は自ら解し得らるべし。

【八三】忍の聲云云。頌に忍とあるは法智類智の兩忍を含む。

【八四】唯、類智云云。有頂を緣する見惑は、ただその四類智忍、卽ち苦類智忍乃至道類智忍の斷ずる所なり。

【八五】餘の八地とは無所有處以下欲界に到る八地なり。

【八六】法と類との智の忍とは、法智忍（欲界の惑を斷ずるもの）類智忍（上界に關する者）

義なり。迦耶、即ち薩なるを薩迦耶と名く。此の薩迦耶は、即ち五取蘊なり。(九八)常一の想を遮せんが爲めの故に、此の名を立つ。要らず、此の「常」の想を先きと爲して、方に我を執するが故なり。

毘婆沙師の釋部を遮す

毘婆沙者は、是の如きの釋を作す、有の故に(九九)薩と名づく。身の義は前の如し。(一〇〇)所緣無くして、我我所を計すること勿れ。故に說く、此の見は、有身を緣ずと。薩迦耶を緣じて、此の見を起すが故に、此の見を標して、薩迦耶と名く。

通難

(一〇一)諸見の、但だ有漏の法を緣ずる者は、皆應に標するに、薩迦耶の名を以てすべし。然るに、佛の、但だ我我所の執に於いて、此の名を標することは、(一〇二)此の見の、薩迦耶を緣じて、

との義。

【八七】世俗智とは例の六行觀のこと。

【八八】其の所應の如くとは、聖者は無漏智を以て、凡夫は有漏智を以てするをいふ。

【八九】有る餘師云云。この師の考は、外道は修惑を伏し得れど、見惑は正智なきを以て、伏斷し得ずといふにあり。

【九〇】大分別諸業契經とは中含四十四、分別大業經を指す。即ち此經に「欲貪を離る」とは修惑を伏したる意味なれど、「邪見行することあり」とは見惑を斷じ得ざることを示すものなりと。

【九一】梵網經。長含六十二見經のこと。彼の類とは離欲の外道のこと。

【九二】前際に於て云云。禪定に入りて過去を考察して說を立てたるが故に、しかいふ。四種の常見論者と四種の半常半無常論者と二種の無因論者とを指す。等といへるは其の外有邊無邊論、不死矯亂論等を指す。

【九三】毘婆沙師云云。異生も亦下八地の見惑修惑を斷ずるに違ひ無きも、欲界の惑を離れて、又欲界の五蘊を緣じて邪見を起すは且らく墮退するに由るものにして、初より欲界の邪見を斷ぜざるによるものに非ずとの意。提婆達多(Devadatta)は四根本定を得し、小兒の身を現じて阿闍世王(Ajatasatru)の膝上に戲れ、王之を愛して唾氣を其の舌上に置くや、提婆は利欲を貪りて唾氣を嘗めたりといふ。之れ即ち欲界の貪煩惱にして、之れは離欲して且らく退墮せるものなりとの解釋なり。

〔起すものにして〕、我我所に非ざることを知らしむ。我我所は、畢竟じて、無なるを以ての故なり。〔一〇三〕契經に說が如し。苾芻、當に知るべし。世間の沙門、婆羅門等の、諸有の我を執するものにおいて、〔佛〕、一切を〔一〇四〕等隨觀見するに、唯五取蘊に於いて起すのみと。

邊執見（第一句後半）

卽ち執する所の我我所の事に於いて、斷と執し、常と執するを、邊執見と名く。妄に、斷と常との邊を執取するを以ての故なり。

邪見（第二句前）

實に體ある〔一〇五〕苦等の諦の中に於いて、見を起して、撥無することを名けて邪見と爲す。

邪妨

一切の妄見は、皆顚倒して〔一〇六〕轉ず。並びに應に邪と名くべし。而も、但だ撥無をのみ邪見と名くるは、過の甚しきを以ての故なり。〔一〇七〕

【九四】頌の舊譯

我我所、常斷、無、於下勝見、非因道此見、是名二五見性一。

所謂五見の中、有身見は、有漏の五蘊を執して常一の我有り、我所ありと計するをいひ、邊執見とはかくの如き我我所は或は常住不斷なり或は死時卽ち滅無すと執するを云ひ、體の實有なる四諦の道理の如きを無とする如きを邪見と說き、有漏の劣法を執して最勝とするを見取見と說き、大自在天大生主等虛妄の者を建立して世界の第一原因と說き、種種迷妄の方法を執して解脫入涅槃の方便を說くを戒禁取見と名づく。

【九五】壞するが故にとは、此の五蘊の身は無常遷流の法にして常恒ならざるものの故に、之を Sad=Sat 卽ち「壞」といふとの意。聚は迦耶(Kāya)。

【九六】無常とは薩の譯。

【九七】和合蘊とは迦耶の譯。

【九八】常の執と虛妄と知らしむる爲めに薩の字を置き、一の執を虛妄と知らしむる爲めに和合の義有る迦耶の字を置くとの意。

【九九】薩(Sat)は「有」の義なり。

【一〇〇】所緣云云。經部にては初より常一の考を破せんが爲めに、薩迦耶の名を附したりといへども、かくしては、元來何を緣じて常一の思想を起すか、所緣が無きことになるが故に、有身を所緣として常一の思想を起す所より、薩迦耶と名づけたりと解せざるべからずとなり。

【一〇一】諸見の云云。有漏法を緣ずるの見は、凡て有身を緣ずる迄に於て有身見と言はるべき筈なり。然もかく言はざる

臭蘇、惡(一〇八)執惡等と說くが如し。(一〇九)此れは唯損減し、餘は增益するが故なり。

見取見（第二句後）劣の意味

(一一〇)劣に於いて、勝と謂ふを、名けて見取と爲す。[又]有漏を劣と名く。聖の斷ずる所なるが故なり。劣を執して、勝と爲るを、總じて、見取と名づく。[故に]理實には、(一一一)見等の取の名を立つべきも、等の言を略去して、但だ見取と名けたるなり。

戒禁取見（第三句）

(一一二)非の因と道とに於いて、因なり、道なりと謂ふ見を、一切、總じて、說きて、戒禁取と名く。(一一三)大自在と生主と、或は、餘の世間の因に非ざるものに、妄りに因の執を起し、(一一四)水火等に投ずる種種の邪行の、生天の因に非ざるに、妄りに因の執を起し、(一一五)唯戒禁を受持し、數と相應との智等の解脫の道に非ざるものに、妄りに

は別の趣意ありとなり。

【一〇三】此の見の薩迦耶云云。我我所見は、眞の我我所を對象とするにあらずして、實はただ五取蘊を緣するに過ぎざることを知らしめんが爲なりとなり。

【一〇三】契經とは雜阿含二。我執を起すは我我所といふ如き特別のもの有りて、その上に於て起すには非ず。唯五蘊の上に於て起すものなり。

【一〇四】等隨觀見(Samanupaśyati)とは、餘す所なく周到に見渡すと云ふ義。

【一〇五】苦等の諦とは苦集滅道の四諦。

【一〇六】轉ずとは起るといふに同じ。

【一〇七】臭蘇とは蘇は紫蘇のことにて、その中特に臭氣の甚だしきを臭蘇と名づく。

【一〇八】執惡は旃陀羅（Caṇḍāla）の譯語にして印度の最下等の賤民なり。旃陀羅にして惡人なるを惡執惡と云ふ。

【一〇九】此れはとは邪見のことにして、此の文は上に過の甚だしといへるにつきて、其理由を釋す。此の邪見は、實有の四諦を無きものと云ひて損減し、餘の四見は無きものを有ると言ひて、强いて增益す。邊見の一分なる斷見も損減すと雖も唯に非ず。

【一一〇】劣に於て云云。見取見に二義あり、一は上の身、邊、邪の劣等なる三見を執して最勝とする迷執にて、他は有漏法の劣なるを執して、最勝と考ふるの迷なり。とにかく一般に劣れるものを、上等と執する迷見の名なり。

【一一一】見等の取とは此の見取見は單に上の如き諸見をのみ勝と見る者には非ず、他の五蘊

道の執を起すが如し。

理實には、戒禁等の取の名を立つべきなれども、等の言を略去して戒禁取と名く。

是れを五見の自體と謂ふ。應に知るべし。

第七節　特に戒禁取見に就て(其の見集斷に非ざる所以)

戒禁取見の見集斷にあらざる理由

(二六)若し非因に於いて、是れ因の見を起さば、此の見は何が故に見集斷に非ざるか。

頌に曰はく、

(二七)大自在等に於いて、非因を妄りに因と執するは、

常と我との倒より生ず。故に、唯見苦斷なり。

をも執し、例へは外道が無想天に有情を眞の涅槃と計するが如き是れなり。故に單に見取とのみ言ひては、闕減の譏有るが故に眞實意を以て言はば、見等の取といふ可きなりといふ意。

【二二】非の因云云。非因を因と計し、非道を計するの迷といふ義。

【二三】大自在天(Maheśvara)と生主(Prajāpati)云云。特に世界の原理に關する非因計因の例。

【二四】水火等云云。宗教の目的に關しての非因計因の例。

【二五】唯戒禁を受持し、數と相應との智等の云云。非道計道の迷、卽ち解脫道にあらざるを解脫道と執するの迷の例なり。此中、唯だ戒禁を受持すとは一類の外道の如く、狗のまねをなし、雞のまねをなし、牛糞を身に塗る等の苦行をなすをいひ、つまり、佛教にも戒禁あれども此のみを以て解脫の因とせず。數と相應との智とは、數は僧佉(Sāṅkhya)の譯、相應とは瑜伽(Yoga)の譯にして、數論派瑜伽派の智を指す。光記は之を數と相應する智と解し、尼犍子の說と解したれど誤解なり。舊論に曰唯執僧佉瑜伽智等とあるに徵すべし。

【二六】若し云云。前に、集論下には七隨眠(上二界は六)ありといひ、此中に戒禁取を入れざりき。若し因に迷ふが戒禁取の一特徵ならば、何故に之を集(卽ち因)に對する迷とせざるかの疑問が起るべき也、今、之を解決せんが爲めに特にこの段を設けたり。

【二七】頌の舊譯

於自在等處、從常我倒生、

因執の生起

論じて曰はく、大自在と生主と、(二八)或は、餘とが、世間の因と爲りて、世間を生ずと執する者は、必ず、先づ彼れの體は、是れ常なり、一なり、我なり、作者なりと計度して、方に因の執を起す。

見苦所斷なる理由

[而も]、纔に苦を見る時、自在等に於いて、常執我執、永く斷じて、餘り無きが故に、彼の所生の因執も亦斷ずるなり。

論主難ず

(二九)若し爾らば、水火に投ずる等の種種の邪行は、是れ生天の因なりと執し、或は、但だ戒禁等を受持するに由りて、便ち清淨を得と執することと有るは苦を見て斷ずべからず。

發智論の所説

然るに本論に説く、諸の外道有り、是の如きの見を起し、是の如きの論を立つ。若し士夫補特伽羅有りて、中戒鹿戒狗戒を受持すれば、便ち清淨解脱出離を得、永く衆苦樂を超えて、苦樂を超

因等虛妄執、是故見苦滅。

有部に從へば生主、梵天等を第一原理と執する外道の諸派にては、それ等第一原理たる梵天等を、先づその體是れ常なりと執し、一體の我 (ego. as eutity)の作者なりと誤想し、以て因執を起し、第一原理と立つるものなれば、畢竟世間の實相を如實に觀ぜざるに坐して起る執と云はざるべからず。故に一度如實の智見を生ずるに至れば、第一原理を永劫不變の實在と執する妄見の如きは釋然として除かれ、順じて派生の第一原理とする所謂因執も亦除かる。故に是の執は卽ち見苦所斷にして、從つて見集所斷の惑には非ずとなり云云。

【二八】或は餘とは、時、自性等を指す。

【二九】若し爾らば云云。右の解に對する論主の難。現在の事實に迷ふ大梵天等を第一原因と見る迷は、見苦所斷にして見集所斷に非ずと言はば、非因計因の場合には、それにてよしとするも、非道計道の場合には、適應し難き不都合を生ぜん。何んとなれば牛戒等によりて未來に清淨界に生るべしと執するものは、現在の事實卽ち苦諦を觀察したりとて、之を離るべき筈なければなり。而も發智本論第廿に之を見苦所斷なりと明言しあるをいかに説明すべきかとはその詰問なり。

ゆる處に至る。是の如き等の類の、因に非ざるを因と執する、〔此の〕一切は、知るべし、是れ戒禁取にして、見苦所斷なりと。彼れに廣く說くが如し。

有部救

此れは復た何に因りて、是れ見苦斷なるか。

(三〇)苦諦に迷ふが故なり。

(一)世親難

(三一)太過失有り。有漏を緣ずる惑は、皆、苦に迷ふが故なり。

(二)無別相の難

(三二)復た、何なる相の別の戒禁取有りて、彼れを說いて、見道所斷と爲すべきか。

毘婆沙師答

(三三)諸の見道所斷の法を緣じて生ずるなり。

論主破

(三四)彼れも亦苦諦に迷ふと名くべきが故なり。

(三)執見疑の難

(三五)又、道諦を緣ずる邪見と及び疑との、若しくは撥し、若しくは疑ひて、解脫道無しといふを、如何にしてか、卽ち此れを、能く永く淸

【三〇】苦諦に迷ふが故なりとは有部の通難なり。前には暫らく我常倒を戒禁取の代表として說明したれど、尅實して云へば、必ずしも常我の執見のみに限らず、牛戒等を執するも亦戒禁取にして、而も之も亦、現在の麤果に迷ひて起したるものなれば、同じく苦諦を見ることによりて斷じ得らるべし。何んとなれば牛戒等を情淨の因と執することは、牛戒等の眞相を徹見せざるが爲なればなりと（婆沙百九十九參照）。

【三一】太過失あり云云。論師の難なり。蓋し、論師は、非因計因、非道計道を以て戒禁取と解するに、不贊成にて、恐らく大乘唯識の如く、之を邪見の一種とすべきを妥當と考へたる爲めに、有部の戒禁取見觀を大に駁せんとしたるものならんか（要解第二、佛書刊行本三五二頁參照）。とにかく論師は、有部の救釋に對して更に四難を設けて、その非を顯はさんとしたり、第一は太過失の難、第二は無別相難、第三は、執見疑難、第四は集滅邪見難なり（光記の命名による）。今、太過失ありと云へるは、その第一難にして、謂ふ心は牛戒等の如きも、苦諦卽ち現實の事實に對して迷へる結果なれば、見苦所斷なりと言はば、抑も、有漏法を緣ずる惑にて、一として苦諦に迷はざるものありや。悉く苦諦に迷ふにあらずや。之を楯として見集所斷にあらざる理を證明せんとするは、大間違と言はざるべからずと。

淨を得と執せんや。

若し彼れ眞の解脱道を撥無して、妄りに、別に、餘の淸淨の因有りと執するには是れ則ち餘能く淸淨を得と執するものにして、邪見等には非ず。〔爾れば〕此れが見道所斷の諸法を緣ずる理も、亦成せず。

（四）集滅邪見の難

（二六）又、若し見集滅諦所斷の邪見等を緣じて、淸淨の因と爲す有り。此は、復た何に因りて彼れを見て斷ずるに非ざるか。

雙絕、勸告

故に、執する所の義は、更に思擇すべし。

第八節　四顚倒

第一項　四顚倒の體

四顚倒

（二七）前に說く所の如く、〔戒禁取〕は、常と我との倒より生ずと云ふ。但だ斯の二種の顚倒の

【二二】復た何なる相の云云。第二の無別相の難なり。有部にては戒禁取見を亦、道諦下の一隨眠、即ち見道所斷の惑となす。今は之を捉へての難なり。若し有部が牛狗戒等を、苦諦に迷ふが故に見苦所斷にして見集所斷にあらずと判ずるならば、いかなる理由に基いて、戒禁取を亦見道所斷としたりや。

【二三】見道所斷の邪見等の八を緣じて生ずる戒禁取見なり。

【二四】戒禁取見の所緣たる見道所斷の八も見苦所斷なるが故に、見道所斷（見道修道の見道と混ずる勿れ）にあらずして見苦所斷とすべき筈ならずや。若し正道を謗り邪道を主張するは、道諦の眞相を理解せざるが爲なれば見道所斷とすべしと言はば、禁戒等も亦業因に迷ふ義理ある限り、矢張、見集所斷の中にも攝すべきなりと。

【二五】又、道諦を緣ずる云云。第三の所謂、執見疑の難なり。謂ふ心は道諦下の邪見及び疑を解して、こは解脫道を撥無し又は之を疑ふ所の迷なりといふ。然れども事實をいへばいかに彼等外道と雖も、更に解脫なしと否定することのみによりて、未來に淸淨界を得と執すべき筈なし。彼等は一方には、如來の眞道を撥無しながらも、他方には、積極的に無想定の如きを涅槃道と肯定するが爲めに、之を淸淨道と執著し主張するものに外ならず。然らばそは餘の道を涅槃道と執する者にして、道諦下の邪見を執するものにあらずと言はざるべからず。かくの如く、汝有部にて執する道諦下、即ち見道所斷の戒禁取

み有りんと爲んや。

四種の顚倒

應に知るべし、(二六)顚倒に總じて四種有り。一には、無常に於いて、常と執する顚倒、二には、諸苦に於いて、樂と執する顚倒、三には、不淨に於いて、淨と執する顚倒、四には、無我に於いて、我と執する顚倒なり。

四顚倒の體

是の如き四倒は、其の體云何。

(二九)頌に曰はく、

四顚倒の自體は、　謂はく、三見に從ふ。
唯倒と推と增との故なり。　想と心とは、
見の力に隨ふ。

第二句

常倒

論じて曰はく、三見に從つて、四倒の體を立つ。謂はく、(三〇)邊見の中には、唯、常見を取り

も、同じ理屈にて成立し得べからず。何んとなればその所謂、非道計道なるものも、彼等としては、佛教の八正道を非議するにあらずして、彼等自身の所謂、淸淨道を主張するに過ぎず。而も、そは汝有部の論法を以てすれば、要するに現實の眞相に違せざる所より來る結果に外ならざればなり。

【二六】又若し見集滅諦の云云。第四の集滅邪見難なり。汝有部にては謗道邪見の戒禁取ありとて之を見道所斷となす。然るに邪見の方面を見るに、謗集邪見、謗滅邪見とて集又は滅に對する邪見あるに、獨り戒禁取にのみ、集滅に對するものなきは何故かといふ難なり。文中、此とあるは戒禁取のこと、彼とは集滅のことなり。

【二七】前に說く所云云。戒禁取は常我の二倒見より生じたりといへるに因みて、常樂我淨等所謂四顚倒の相を明かにせんとする段なり。

【二八】顚倒(Viparyāsa)の四種を左に示す。

常倒(Nitya-viparyāsa)。
樂倒(Sukha-viparyāsa)。
淨倒(Śuci-viparyāsa)。
我倒(Ātma-viparyāsa)。

【二九】頌に曰く云云。初二句にて四顚倒の體を明して、第三句にて顚倒と稱せらるべき三條件を擧げ、第四句にて倒想、倒心の第二次的命名なることを明にしたるものなり。

頌の舊譯

從二見半生、四倒顚倒故、
決度增益故、想心隨見故。

【三〇】邊見の中云云。邊見に斷常の二方面ある中、常倒はその常見の方を持立せせたもの

樂淨倒

て以て常倒と爲し、(一三一)諸の見取の中には、樂と淨とを計するを取りて、樂淨倒と爲し、(一三二)有身見の中には、唯我見を取りて、以て我倒と爲したるなり。

我倒

我倒の異說

有るは說く、我倒は、(一三三)身見の全を攝すと。

毘婆沙師より異說者に問ふ

我倒は如何にして、我所見を攝するか。

異說者反徵

如何にして攝せざるか。

毘婆者師釋

(一三四)倒經に由るが故なり。

異說者釋

諸の我は(一三五)彼れの事の中に於いて、自在力有りと計すること有るは、是れ(一三六)我所見なりと。

異說者反徵

(一三七)此れ卽ち、我見は、二門に由りて轉ず。是れ、我と、我に屬するとなり。

若し是れ、別の見ならば、「我に由る」と「我の爲め」との見も、亦、別なるべし。

といふ義。

【一三一】諸の見取の中云云。見取見は劣を勝と執するを、その持相とするが、今は、苦を執して樂と思ひ、不淨を執して淨と思ふ迷見を立てて、樂倒淨倒の二を建立したりといふ義なり。

【一三二】有身見云云。有身見に我見、我所見の二ある中、我見を我倒と名づくといふ義。

【一三三】身見の全等。有身見の全分(我見と我所見)を攝めて、我なり我所なりと執するを我倒とすとの解。論主の主意は此の分にあるが如し。

【一三四】倒經(Viparyāsa-sūtra)。四倒經のこと。無我に於て我を執するは顚倒也と說けり。七處三樹觀經下參照。

【一三五】彼れの事とは五取蘊を指す、此の師は、我所見は我見の外に別體なしとす。

【一三六】我を見るのみならず、我所をも見る。

【一三七】此れ云云。異說者の通釋は、畢竟、我所見は、衣服等の我所を通じて、我見が發現したるもの、卽ち同一我見が形式を變へて發動せるものに外ならずと見るものなり。若し、之を別種の見とするならば by himself(ātmanā 我に由る)の見と for himself (ātmane)の見も、亦、別種なりとせざるべからず。而も事實は我による見も、我の爲めの見も、要するに、同一我の働き方の相違に外ならざることは汝も認むる所ならんと云へるものなり。

第二項　顚倒の條件と廢立

問　何が故に、餘の惑は、顚倒の體に非ざるか。

答　要らず、三因を具して、勝れたる者は倒を成ず。

(第三句)顚倒の三條件

三因と言ふは、一向に倒なるが故に。(一三八)推度の性なるが故に。(一三九)妄りに増益するが故にとなり。

謂はく、(一四〇)戒禁取は、一向に、倒なるには非ず。(一四一)少淨を縁ずるが故なり。

諸見の廢立

(一四二)斷見、邪見は、妄りに、増益するに非ず。無の門に轉ずるが故なり。

(一四三)所餘の煩惱は、推度すること能はず。見の性に非ざるが故なり。

三因を具して、勝る者に由りて倒を成ず。

是の故に、餘の惑は、顚倒の體には非ず。

問　(一四四)若し爾らば、何が故に、(一四五)契經の中に、「無常に於いて、常と計するに、想と心と見との倒有り。苦と不淨と無我とに於いても、亦然

【一三八】推度の性とは推度思慮によりて起るものとの謂。

【一三九】妄りに云云。法體の上になきものを虚妄に有りと増益すること。

【一四〇】戒禁取は推度の性にして増益すること有るも、有漏の六行觀の離染道を縁じて、劣なりとも清淨行に住すること有るが故に徹頭徹尾顚倒なりとは云ひ得ず。

【一四一】少淨とは有漏の六行觀の離染道。

【一四二】斷邪の二見は見の性にして推度有り、又實有法を無と撥無して一向に倒なる義有れども、妄に増益する義なく、唯損減するのみなり。何んとなれば斷見、邪見は、有るものを無しと見るも、無きものを有りと見ざればなり。

【一四三】所餘の貪瞋慢疑等は一向倒の義も在り、妄りに増益もすれど、見の性に非ざる故に推度なし。

【一四四】若し爾らばとは、若し三

り」と言ふか。

通難（第四句）

理實には、應に知るべし。（一四六）唯見のみ是れ倒にして、想と心とは、見に隨つて、亦、倒の名を立つるのみなることを。是と相應して、行相同じきが故なり。

難

（一四七）若し爾らば、何が故に、受等を說かざるか。

答

（一四八）彼れは、世間に於いて、極成せざるが故なり。謂はく、心と想との倒は、世間に極成するも、受等は然らず。故に、經に說かず。

第三項　十二顚倒に關する有部の見所斷論

十二顚倒に關する有部の見所斷論

（一四九）是の如き諸倒は、預流の已に斷ずるところなり。見と及び「その」相應とは、見所斷なるが故なり。

分別論師の說

（一五〇）有る餘部は說かく、倒に十二有り。謂はく、無常に於いて、常と計する倒の中に、想と心と見

見を體として、唯見許りを顚倒の體と爲さばとの意。

【一四六】契經とは、大集法門經、及び七處三觀樹經等參照。常倒に想、心、見の三倒有り、又樂、淨、我の三にも各此三倒有り。合して十二顚倒と云ふ。經に倒想とか倒心とかあるも、これは、四顚倒の如き嚴格なる意味にて云へることにあらずして、ただ四顚倒に伴へる想や心を指すものに過ぎずと解すべきなりと。

【一四七】若し見と相應して行相同じきが故に顚倒と立つるならば、受等も、見と相應して、行相等しきが故に受倒等を立つべしとの難意。

【一四八】彼れは世間に於いて等。倒想或は倒心といふことは能く世間にも用ゐらるることなれども、倒受といふことは、世間の用ゐざる術語なりとの義。

【一四九】是の如き云云。有部に從へば諸見とその相應法とは、見道所斷なるを以て、已に見道を通過したる初果は、これを斷じたるものとせざるべからず。

【一五〇】有る餘部。婆娑及び正理に從へば分別論師（大衆部の一派）の主張なりといふ。部の字は朝鮮本及び現行本ともに師の字に作るも、光記、舊論の文及び稱友の釋より見て部の字に改めたり。

との三種の顚倒有り、乃至無我に於いて我と計する倒も亦爾り。

中に於いて、(一五一)八は、唯見斷なり。四は見修斷に通ず。謂はく、樂と淨との想と心となり。

(一五二)若し然らずと謂はば、未離欲の聖は、樂と淨との想を離る、寧んぞ、欲貪を起さんや。

有部の破

毘婆沙師は、此の義を許さず。若し樂と淨との想と心との現行すること有るをもつて、便ち聖者にも、樂と淨との倒有りと許さば、聖者も亦、有情の想と心とを起すをもつて、是れ則ち亦應に、「聖者に」、我倒有りと許すべし。(一五三)女等に於いて、及び自身に於いて、有情の想と心とを離れて、欲貪を起すこと有るに非ざるが故なり。

有部經を引きて見所斷の義を證す

契經の說に由る。若し、多聞の諸の聖弟子有り。苦聖諦に於いて、實の如く(一五四)見知す。(一五五)乃至、爾の時には、彼の聖弟子は、無常を常と計する想と心と見との倒を、皆已に永く斷ずと。(一五六)乃至廣く說く。

【一五一】八とは無常に於ける常の想心見倒と、無我に於ける我の想心見倒と、苦に於ける樂の想心見倒と、不淨に於ける淨の見倒となり。

【一五二】若し然らずと謂はば等。若し樂想淨想、樂心淨心の四が修所斷にあらずして、見所斷なりと言はば、何故に已に見道を通過して、而も欲の繋縛を離れざるもの(初二果)は欲貪を起すことありや。欲貪を起すは卽ち未だ樂淨の心想を斷じ居らざる證據ならずやとなり。

【一五三】女等云云。婦女等及び自身に於て、有情の根と心とを離れて欲等を起すことあるに非ず。既に有情の想と心とを起さば、應に我見の倒を起すべしとの意。

【一五四】見知すとは、見は無間道忍、知は解脫道智。

【一五五】乃至とは集滅道諦を總括す。

【一五六】爾の時とは見道十五心の位。乃至廣く說くとは、苦、不淨、無我に於ける樂、淨、我の想、心、見倒を乃至に攝取するなり。

(二五七)故に、知る。想と心とは、唯見倒相應の力を取りて是の倒を起す。(二五八)餘に非ず。

(二五九)然るに、聖は、時有りて、暫く迷亂するが故に、率爾に、境に於いて、欲貪現前す。(二六〇)旋火輪と(二六一)畫ける藥叉とに於いて、迷亂するが如し。

分別論師の辯駁

若し爾らば、何が故に、尊者(二六二)慶喜は、彼の尊者(二六三)辯自在に告げて言ふか。

(二六四)想亂倒有るに由るが故に、汝の心焦熱す。

彼の想を遠離し已りて、貪息めば、便ち淨なり。

第三師の説

故に、有る餘師は、復た是の説を作す、(二六五)八

【二五七】故にとは上の經の如く十二倒、凡べて見道にて永斷する故にとの意。

【二五八】餘に非ずとは非見相應に非ずとの謂。

【二五九】然るに云云。聖者は樂倒常倒は離れたるも、境に於て迷亂して樂なり淨なりとの想を起すとの意。

【二六〇】旋火輪とは輪に非ずして火を旋廻せるに過ぎぬものを輪と計すること。

【二六一】畫ける藥叉を云ふと迷亂して恐ろる想を起すこと。

【二六二】慶喜とは阿難陀のこと。所謂阿難なり。舊譯には大德阿難に作る。

【二六三】辯自在(舊譯、婆耆舍 Vāgīśa=Vaṅgīsa)。增一弟子品に曰く、能く偈誦を生じて如來の德を歎ず。所謂鵬者耆比丘是なり。言論辨了にして、疑滯無き者も、亦是れ鵬者耆比丘なり云云。又分別功德論中に曰く、鵬者耆比丘造頌第一備二伎術一娶二伎女一廣說。

【二六四】頌の舊譯 由レ起二想顛倒一、故汝心燋熱。評して曰ふ、辯自在は初果の聖者なり。頌意は、想顛倒有るが故に、汝の心が貪に責められて燋熱するものなれば、後に無學果を證して想顛倒を離れ終はれば、貪滅して心清淨なるべしと。

【二六五】八の想云云。此の師は四の想倒と四の心倒との八は、有學の聖者は未だ全斷するに非ず。十二中、四見は有漏なるが故に見所斷、八は迷理、迷事に通ずる故に見修所斷に通じ迷事は修斷なりと說く。而して毘婆沙師所引の經文は此

の想と心との倒は、學は未だ全斷せず。是の如き八種は、終に實の如く、聖諦を見知するに由りて、方に永く斷ずることを得。此れを離れては、餘の永斷する方便無し、故に。此の所說は彼の經に違せず。

第九節 特に慢につきて

第一項 慢の種類

慢の種類

唯、見隨眠のみ、多くの差別有りと爲んか、餘も亦有りと爲んか。

慢も、亦、有り。

如何。

〔一六六〕頌に曰はく、

七慢と九慢

慢に七あり。九は三に從ふ。皆見修斷に通ず。

聖には、殺纏等の如く、修斷にして、行せざる有り。

の倒の永斷の方便を說きしものなり。如實に四諦を見知すとは、必ずしも見道のみに局らず、修道にても惑を斷ずるは總て如實に四諦を見知せざる可からず。是れ經文に此の言ある所以なり。

【一六六】頌に曰く云云。初の一句は慢の種類を擧げ、第二句は見修斷を明にし、最後の二句は修所斷の慢中には、已に聖者、卽ち見道以上となれば未だ斷ぜざるも決して現行せざるものあることを、例を引いて明にしたるものなり。

頌の舊譯

七慢九慢類、從レ三、見修滅、殺等上心惑、修滅如レ彼爾。

七慢（第一句前半）

論じて曰はく、且く、慢隨眠の差別に七有り。一には（一六七）慢、二には（一六八）過慢、三には（一六九）慢過慢、四には（一七〇）我慢、五には（一七一）增上慢、六には（一七二）卑慢、七には（一七三）邪慢なり。心をして、高擧ならしむるに、總じて慢の名を立つるも、行、轉ずること、同じからざるが故に、七種に分つなり。

慢の意義

（一七四）劣に於いて、等に於いて、其の次第の如く、己を謂ひて、勝と爲し、己を謂ひて、等と爲して、心をして、（一七五）高擧ならしむるも、總じて說いて慢となす。

過慢

（一七六）等に於いて、勝に於いて、其の次第の如く、勝と謂ひ、等と謂ふを、總じて過慢と名づく。

慢過慢

（一七七）勝に於いて、勝と謂ふを、慢過慢と名く。

我慢

五取蘊に於いて、我我所を執し、心をして、高擧ならしむるを、名けて、我慢と爲す。

增上慢

未だ證得せざる殊勝の德の中に於いて、已に證得すと謂ふを、增上慢と名く。

【一六七】慢(Māna)。
【一六八】過慢(Atimāna)。
【一六九】慢過慢(Mānātimana)舊譯、過過慢。
【一七〇】我慢(Asmimāna)。
【一七一】增上慢(Abhimāna)。
【一七二】卑慢(Ūnamāna)舊譯、下慢。
【一七三】邪慢(Mithyāmāna)。
（舊譯を別記せざるものは、新舊同じきことを示す）。
【一七四】劣に於いて云云。七慢に分つ時の第一の慢とは相手が己より劣れるを見て、己れ勝ると慢じ、相手が己と等しきときは、自分も彼と同等なりとて慢ずるをいふ。故にこは別に事實を誣ふるの過なきも慢ずること自身のために迷の中に數へらるるものとす。
【一七五】高擧とは高ぶること。
【一七六】等に於いて等。相手が自己と等しきを、誣ひて自分が勝れるとなし、相手が自己より勝れるをば、自分と等しと謂ひて慢ずるをいふ。
【一七七】勝に於て云云。相手が實際上己に勝れたるを等しと思ふよりも更に己が、より勝れたりと思ひ高ぶるをいふ。

卑慢

（一七八）多分に勝るに於いて、己は〔彼より〕少しく劣ると謂ふを、名けて卑慢と爲す。

邪慢

無德の中に於いて、己れ德有りと謂ふを、名けて、邪慢と爲す。

發智の九慢（第一句後半）

然るに（一七九）本論に說かく。慢類に九あり、一には（一八〇）我勝慢類、二には（一八一）我等慢類、三には（一八二）我劣慢類、四には（一八三）有勝我慢類、五には（一八四）有等我慢類、六には（一八五）有劣我慢類、七には（一八六）無勝我慢類、八には（一八七）無等我慢類九には（一八八）無劣我慢類なり。

九慢と七慢との關係

是の如き九種は、前の、七慢の三の中より離出す。

三よりすとは何ん。

謂はく、前の慢と、過慢と、卑慢とよりす。〔卽ち〕（一八九）是の如き三慢が、若し〔我〕見に依りて、

【一七八】多分云云。己と比較し得ざる程勝れたる相手を目して、極めて僅かのみ勝れずと思ふをいふ。自分の卑劣なるを認むるも、その程度が實際に添はぬ點に於て慢の中に入るなり。

【一七九】本論とは發智論廿（秋、五）參照。

【一八〇】我勝慢類（Śreyān aham asmīti māna-vidhā）。我れ彼れに勝るとの慢。以下順じて知るべし。

【一八一】我等慢類(Sadṛśo Sadṛsmi-māna-vidhā)。之れは慢に當る、彼と我と等しと思ふこと。

【一八二】我劣慢類（舊譯、我下慢類 Hīno smīti māna-vidhā）。之れは卑慢に當る。我は彼に劣ると思ふこと。

【一八三】有勝我慢類（Asti me śreyān iti māna-vidhā）。之れも卑慢に當る。彼は我より勝れる處ありと思ふこと。

【一八四】有等我慢類（Asti me sadṛśa iti māna-vidhā）。之れは慢に攝す。彼と我と等しき所ありと思ふこと。

【一八五】有劣我慢類（Asti me hīna iti māna-vidhā）。之れは過慢に攝す。彼は我に劣る所ありと思ふこと。

【一八六】無勝我慢類（Nāsti me śreyān iti māna-vidhā）。之れは慢に攝す。彼は我に勝る所なしと思ふこと。

【一八七】無等我慢類（Nāsti me sadṛśa iti māna-vidhā）。之れは過慢に攝す。彼は我に等しき處なしと思ふこと。

【一八八】無劣我慢類（舊、無下我慢類 Nāsti me hīna iti māna-vidhā）。之れは卑慢に攝す（下文參照）。彼は我は劣る所なし

行〔解〕を生ずる次〔第〕に殊り有りて、三三〔が九の慢〕類を成ずるなり。

初の三は、次の如く、卽ち過慢と慢と卑慢となり。中の三は、次の如く、卽ち卑慢と慢と過慢となり。後の三は、次の如く、卽ち慢と過慢と卑慢となり。

無常慢に對する疑問

(一九〇)多分に勝るるに於いて、己れ少し劣なりと謂ふは、卑慢を成ずべし。高ぶる處有るが故なり。無劣我慢の、高ぶる所は、是れ何ぞ。

答

謂はく、是の如く、自の愛樂する所の勝れたる有情聚に於いて、己身を顧みて、極めて下劣なりと知ると雖も、而も、自ら尊重するなり。

是の如きは、且らく、(一九一)發智論に依りて釋す。

品類足の慢論

(一九二)品類足に依りて、慢類を釋せば、且らく、我勝慢は、三慢より出づ。謂はく、慢と過慢と慢過慢との三なり。劣と等と勝との境を觀ずることの、別なるに由るが故なり。

慢の見修斷門(第一句)

是の如き七慢は、何の所斷なるか。

一切、皆見修所斷に通ず。

と思ふこと。

【一八九】是の如き云云。七慢中の慢、過慢、卑慢の三が我見を根本として、その對觀する所と及び、その對者に對する自己の態度(行解)とによりて、九慢を成ずとの謂。

【一九〇】多分に勝る云云。七慢中の卑慢の意味は明なれど、九慢中の第九、卽ち彼は我より劣る所なしと思ふことには何處に慢の義ありやとの問なり。

【一九一】發智論とは卷第二十。(秋五)。

【一九二】品類足云云。現存の品類足論中には第一に七慢を明せども、九慢を明すこと無し。

修斷の慢と未斷の聖者

諸の修所斷「の慢」は、聖の未だ斷ぜざる時には、現行すべしと爲んか。

(一九三)此は、決定せず。謂はく、修所斷にして、而も、聖に、定んで、行ぜざる有り。殺生纏の如し。

引例

是れは修所斷にして、諸の聖者に、必らず、現行せざるものなり。

殺生纏とは、此の惑に由りて、故思を發起して、衆生の命を斷ずることを顯はす。

等字の解

「頌に」、「等」と言ふは、盜と婬と誑との纏と、(一九四)無有愛の全と、(一九五)有愛の一分とを顯はさんが爲めなり。

無有

無有は、何れの法に名くるか。謂はく、(一九六)三界の無常なり。此れに於いて、貪求するを、無有愛と名く。

有愛

有愛の一分とは、謂はく、當に(一九七)藹羅筏拏大龍王と爲らんことを願ふ等なり。

(一九八)此の諸の纏愛は、一切皆、(一九九)修所斷を緣ずるが故に、唯、修所斷なり。

【一九三】此は決定せず。七慢中、我慢以外の六慢は、未だ斷ぜざる限りは、聖者と雖も、起すことあるに、我慢の一は、未だ斷せざるも起すことなきを以て、しかいふなり。

【一九四】無有愛(Vibhavā tṛṣṇā)とは歸無を冀ふ心。

【一九五】有愛(Bhava tṛṣṇā)とは、逆に五有に對する貪愛なり。但し聖者は惡趣の有を冀ふこと無き故に一分といふ。

【一九六】三界の無常とは三界の衆同分の上の滅相にして、卽ち衆同分を斷滅させて消滅歸無することを貪求すること。所謂、虛無主義の最上理想なり。

【一九七】藹羅筏拏大龍王(Airāvaṇa)舊譯、伊羅槃那象王。帝釋(順正理論七十五には三十三天)所乘の象王。此れ象王となりて長壽を願ふ意。

【一九八】此の諸のとは、殺生纏、乃至無有愛等を指す。

【一九九】修所斷を緣ずとは、殺生纏は修所斷の色業を緣じ、無有愛は修所斷の衆同分の上の滅相を緣じ、有愛の一分は修所斷當來の有を緣ず。之れ等は修所斷なるも、聖者には、假令、未だ斷ぜざるも、決して起ることなし。

第二項　未斷の聖者に慢の起らざる理由

未斷の聖者に慢の起らざる理由

已に、慢類等に、是れ修所斷なるもの有ることを說きつ。何に緣りて、聖者は、未だ斷ぜざるに、起らざるか。

〔三〇〇〕頌に曰はく、

慢類等と我慢と　惡作の中の不善とは、
聖者には起らず。　見と疑との所增なるが故なり。

第一句中の等字の釋

論じて曰はく、「頌中の」「等」の言は、殺等の諸纏と、無有愛の全と、有愛の一分とを顯はさんが爲めなり。

此の慢類等と我慢と惡の悔とは、是れ見と及び疑との、親しく增長する所なり。「是れ等は、何れも」修所斷なりと雖も、而も〔三〇一〕見と疑との

【三〇〇】頌に曰はく。未斷なりと雖も聖者には、我慢の起らざることを、修道斷一般の立場より說かんとしたるなり。初の二句は、起らざるものの種類を擧げ、最後の一句はその理由を說明したるものとす。

頌の舊譯

非有愛聖人、不レ起、慢類等、無二見所潤一故、惡性憂亦無。

【三〇一】見と疑云云。此の慢類等は、見と疑との力にて扶持し、資けて起す所なれども、その支持者たる見疑が、聖者に於ては已に見道にて斷ぜられたれば、人の背を折られたるが

慢類と見登との關係

背已に折れたるに由るが故に、聖は起すこと能はざるなり。謂はく、慢類と我慢とは、有身見の増する所、殺生等の纒は、邪見の増する所、諸の無有愛は、斷見の増する所、有愛の一分は、常見の増する所、不善の惡作は、是れ疑の増する所なればなり。故に、聖身の中には、皆定んで起らず。

第二章　九十八隨眠の諸門分別

第一節　遍行非遍行

第一項　九十八隨眠の分類

（一）第一項　九十八隨眠の分類

〔一〇一〕九十八隨眠の中、幾か、是れ遍行にして、幾か、非遍行なるか。

頌に曰はく、

如く、已に稱助支持なきを以て、聖者には起ること能はずとの意。

【一〇一】九十八隨眠の中云云。以下八段に渉りて、九十八隨眠の諸門分別を明かにす。第一は遍行非遍行、第二は漏無漏緣、第三は二種の隨增、第四は二性分別、第五は根非根、第六は六惑の能繫、第七は惑の隨增、第八は惑の起る次第也。今はその第一段の遍行非遍行門の分別なり。遍行隨眠とは長行に詳しく說明するが如く四諦修道の五部の法を緣じて其れ等五部の法を染せしむる作用を有するものを言ひ、非遍行とは、唯自部の法を染する力のみありて、他部にまで影響し能はざるをいふなり。頌は二頌八句より成る中、初頌四句は、概括的に遍行惑を明にしたるものにして、後頌四句中、最初の二句（第五六句）は、遍行中、特に上界上地をも緣するの力あるもの、卽ち術語にて九上緣の惑を明し、最後の二句は、遍行惑に隨伴するものも、得を除いては、凡て同じく遍行なることを示したるものとす。

頌の舊譯

遍行見苦集、滅惑謂諸見、
疑共レ彼無明、及獨行無明。
九惑上地境、於レ彼除二二見一、
離二至得一與彼、倶起亦遍行。

見苦集所斷の　諸見と疑と相應と
及び不共との無明とは　自の界地に遍行
す。
中に於いて、二見を除きて、餘の九は能く
上縁す。
得を除きて餘の隨行も、亦、是れ、遍行の
攝なり。

十一は遍行（第一頌一―四句）

〔二〇三〕論じて曰はく、唯見苦集所斷の見と疑と、及び、〔二〇四〕彼れの相應と〔二〇五〕不共との無明とは、〔其の〕力の、能く自界地の五部に遍行するが故に、此の十一は皆、遍行の名を得。謂はく、七見と、二疑と、二無明との十一なり。

遍行の三義

〔二〇六〕是の如き十一は、自の界地の五部の諸法に於いて、遍く縁じ、隨眠し、因と爲りて、遍

【二〇三】論じて曰はく唯見苦集云云。四諦修道の五部の煩惱の中、諸部を縁ずるの力あるものは、先づ第一に苦集二諦下のそれに限る。苦集諦は現實界(迷界)の果因なれば、之を縁じて起る煩惱は、其の力、最も強く、獨り苦集諦のみならず、進んで滅道諦及び修所斷に屬する諸法をも縁じて、之を染するの作用を有するに由る。然れども第二に苦集諦下の各煩惱は凡てこの力を有するにあらず。此力を有するは苦諦下にありては、その五見と疑と無明との七種にして、集諦下にありては、見取見、邪見の二見と、無明との四種に限る。即ち特に智的思惟に關係するもののみなり。その數は苦諦下の七種と集諦下の四種となるを以て、之を合して一と口に七見二疑二無明の十一遍使と喚び慣はすを通例とす。

【二〇四】彼れの相應とは見疑と相應する無明のこと。それを相應無明 (Sampraktāvidyā) と云ふ。

【二〇五】不共との無明(Aveṇikyavidyā) とは獨立して起る無明をいふ。或は獨頭無明ともいふ。即ち貪、瞋、癡(無明)の隨一として起る無明をさすなり。

【二〇六】是の如き十一云云。右十一種の隨眠は、三界九地の各地に於て、少くも自地の五部に對して(一)その何れの法をも遍く縁ずると、(二)縁ずることによりてその對象たる五部の法を汙すこと、(三)之によりて五部の染法を生ずることの三條件を具備する

く五部の染法を生ず。此の三義に依りて、遍行の名を立つ。

第二項　五部を縁ずといふことの意義

五部を縁ずといふことの意義

問

此の中、言ふ所の、「遍く五部を縁ず」とは、漸次に約すと爲んか、頓縁に約すと爲んか。(二〇七)若し漸次に縁ずるならば餘も亦應に遍ずべし。若し頓に縁せば、誰れか、復た普く欲界の諸法に於いて、頓に計して、勝と爲し、能く清淨を得と[爲し]、或は、世間の因と爲んや。

答

(二〇八)頓に、自界地の一切を縁ずとは說かず。然れども、力有りて、能く頓に五部[の少分]を縁ずと說く。

經部難、(光師)

爾りと雖も、遍行は、亦、唯(二〇九)此れのみに非ず。是の處に於いて、我見の行ずること有らば、是の處に、必ず應に我の愛と慢とを起すべし。若し是の處に於いて、淨と勝との見の行ずるときは、是の處に、必ず、應に(二一〇)希求し、高擧すべし。是れ則ち愛と慢とも、(二一一)應に亦遍行なるべし。

點に於て遍行と稱せらるなり。

【二〇七】若し漸次に云云。次第にそれからそれへと縁じ行くを名くるならば、貪等も亦、貪より見を生じ見によりて五部を縁ずといふが如く、漸縁の意義を有すべきが故に遍行と名けらるべし。若し頓縁を遍行と名くと言はば、實際上に於て、一度に五部法、一切を縁ずること能はざるべきが故に、遍行と名けらるべきものなからんと。

【二〇八】頓に自界地云云。一切といふ語は答の字眼なり。卽ち遍行とは頓縁の義に約すれども、一切を一度にといふ義にあらずして、五部の法の少分づつを一度に縁ずといふ義なりと。

【二〇九】此れのみに非ずとは、蓋し經部にては集諦下の我愛と慢とも遍行と立つればなり。

【二一〇】希求は愛。高擧は慢。

【二一一】應に亦云云。上の如く愛慢も我見等に連れ立ちて起るが故に遍行なるべしとなり。

有部の反責

若し爾らば、頓に見修斷〔の法を〕緣ずるが故に、(二二)此の二は、何れの所斷と言ふべきか。

論主會通

應に修所斷と言ふべし。(二三)雜へて境を緣ずるが故なり。或は見所斷なるべし。見力、引くところなるが故なり。

有部の宗義

(二四)毘婆沙師は、是の如きの說を作す。此の二の煩惱は、自相にして、共に非ず。頓緣の力無きが故に、遍行に非ずと。

是の故に、遍行は、唯、此の十一にして、餘は非なること、(二五)此れに准じて、(二六)說かざるものも自ら成ず。

第三項　九上緣の惑

九上緣の惑（第二頌前半即ち五六句）

(二七)十一の中に於いて、身、邊〔二〕見を除きて、所餘の九種は、亦能く上を緣ず。

上字の解

「上」の言は、正しく上界上地を明し、兼て、下を緣ずる隨眠有ること無きことを顯はす。

八隨眠の上緣

此の九は、遍く通じて、自上を緣ずと雖も、

【二二】此の二とは愛と慢との二卽ちこの二を遍行とする限り頓に見修の五部法を緣ずとせざるべからざるが故に、その所斷を定むるの必要ありとなり。

【二三】雜へて云云。見所斷の愛慢ならば、其部其部の法を各別に緣ず。然るに此の愛慢は五部の境を雜へて緣ずるが故に、修所斷なりとの意。

【二四】毘婆沙師云云。有部にては苦空無常非我等多法を貫きて行はるる共相を緣ずる惑のみ遍行にして、愛慢の如き各法個別の自相を緣ずる惑は諸法を貫通して頓緣する力無しと說く。

【二五】此れとは愛と慢とを指す。

【二六】說かざるものとは、餘の瞋等。是等は凡て非遍行なること自ら明ならん。

【二七】十一の中に於て云云。遍行の一條件は、三界九地に各各五部ある中にて、各地各地の五部を緣ずるとにてあり。上地を緣ずると否とは同じ所にあらず。然れども十一遍行中には獨り自地の五部に止ま

然も、理として、自上を頓に縁ずること有ること無し。

品類足の二界合縁等の文

上を縁ずる中に於いては且らく、界に約して說かば、或は唯一〔界〕を縁じ、或は二〔界〕を合縁す。故に、(三八)本論に言はく、諸の隨眠有り、是れ、欲界繫にして、色界繫を縁ず。諸の隨眠有り、是れ、欲界繫にして、無色界繫を縁ず。諸の隨眠有り、是れ、欲界繫にして、色無色界繫を縁ず。諸の隨眠有り、是れ、色界繫にして、色界繫を縁ずと。

約地の分別

地に約して、分別することも、界に准じて思ふべし。

問

欲界に生在して、若し(三九)大梵〔天〕を縁じて、有情の見を起し、或は常見を起すに、如何にして、身邊〔二〕見は、上の界地を縁せざるか。

答

(三〇)彼れを執して、我我所と爲さざるが故なり。

難

若し爾らば、彼れを計して、有情とし、常と爲すは、是れ何の見の攝なりや。

らず、上地のそれをも縁じ得るものあり。卽ち苦諦下の身邊見を除きたる以後の九也、之を九上縁の惑といふ。蓋し身邊見は各地各自の身體に對して起す迷なるを以て、他地のそれにまで及ぶことなきを以て、上縁せざるものとす。

【三八】本論とは品類足論巻第五（冬、十）

【三九】大梵〔天〕云云。梵天を縁じて、是れ有情なり、是れ常住者なりとの見を起すは、是れ上界を縁ずる身邊見に非ざるか。何故に身邊二見を上縁とせざるかとの意。

【三〇】彼れとは上界の法卽ち大梵天のこと。之を執して我なり我所なりとすることなきが故に身邊見にあらずとなり。

答　對法者の言はく、此の二は、見に非ず。是れは、(三三一)邪智の攝なりと。

責　何に依りて、(三三二)所餘は、彼れを緣じては、是れ見にして、此れも亦、彼れを緣ずるに、而も見に非ざるか。

答　(三三三)宗を以て、量と爲すが故に、是の說を作す。

第四項　遍行と隨行

遍行と隨行（第二頌後半七—八句）

遍行の體は、唯、是れ、〔十一〕隨眠のみなりと爲んか。

爾らず。

云何。

並びに　(三三四)隨行の法となり。

謂はく、上に說く所の十一隨眠と並に、彼れの隨行とは、皆遍行の攝なり。然れども、彼れの得を除く。(三三五)一果に非ざるが故なり。

遍行隨眠と遍行因

此れに由るが故に、有るは、是の問を作して言はく、諸の遍行隨眠は、皆遍行因なりや不やと。

【三三一】邪智とは、先づ欲界の中にて、身邊二見を起して、欲界の五蘊を我なり常なりと執し、其の次に不共無明を起して大梵王を有情なり常なりと執するをいふ。行相盲昧にして、分明ならず、故に堅く執する見には非ず。此の不共無明と相應する慧の心所を邪智といふ。

【三三二】所餘とは見取、戒禁取、邪見が大梵天を緣ずるは見にして云云の意。

【三三三】宗を以てとは毘婆沙の宗を以て定量とする云云の意。卽ち我宗の定として之を見とせずと遁れたるなり。

【三三四】隨行の法とは十一遍行惑と相應する心心所、四相等をいふ。遍行因といふときは、是等をも含めて指すことは已に說明したるが如し。

【三三五】一果に非ざるが故に云云とは、四相等は隨眠と常に離れざるを以て、同一果なれども得には、前後倶の三得ありて必ずしも常に不離の關係あるにあらざるを以て、隨眠と其上の得とは同一果にあらず從て得は遍行因の中に數へられざるなり(婆沙十八を見よ)。

答へて謂はく、此れに於いて、四句を作るべし。(三二六)第一句は、謂はく、未來世の遍行隨眠なり。(三二七)第二句は、謂はく、過現世の彼の俱有の法なり。(三二八)第三(三二九)第四は、理の如く、辯ずべしと。

との四句分別

第二節　有漏縁無漏縁

有漏縁無漏縁

九十八の隨眠の中、(三三〇)幾くか有漏を縁じ、幾くか無漏を縁ずる。

頌に曰はく、

見滅道所斷の、邪見と疑と相應と、
及び、不共と無明との、六は、能く無漏を
縁ず。
中に於いて滅を縁ずる者は、唯自地の滅
を縁ず。
道を縁ずるは、六九地なり。別治と相因
とに由る。
貪と瞋と慢と二取とは、並びに、無漏縁

【三二六】第一句は遍行隨眠にして遍行因に非ず。

【三二七】第二句は、遍行因にして遍行隨眠に非ず。過去現在の彼(遍行隨眠)の俱有法といふ中には心所法四相を含めて得を含まざることを示す。

【三二八】第三句は遍行隨眠にして遍行因なり。謂く過去現在の遍行隨眠なり。

【三二九】第四句は前の凡べてを除く。

【三三〇】幾くか有漏縁云云。諸門分別の第二段なり。無漏縁とは無漏法を對象として起す隨眠をいふ。頌は三頌十二句より成る中、初頌四句は總じて無漏縁の體を明し、次頌(五―八句)は別して之を說明し、最後の一頌(九―十二句)は特に無漏縁にあらざるものを明にしたるものなり。

頌の舊譯

邪見疑與レ二、應無明獨行、
見滅道所滅、六無流爲レ境、
自地滅及道、六地及九地、

に非ず。

應に離すべきと、境の怨に非ざると、靜と淨と勝との性なるが故なり。

六無漏緣惑（初頌）

論じて曰はく、(三三一)唯、見滅道所斷の邪見と疑と、彼れの相應と不共との無明は、各三なれば、六を成ず。能く無漏を緣ず。

有漏緣惑

(三三二)餘は有漏を緣ずることは、此れに准じて、自ら成ず。

緣滅の諸惑は唯自地の滅を緣ず（五六句）

(三三三)此の六の中に於いて、滅諦を緣ずる者は、各、自地の滅を以て、所緣と爲す。滅は、互に相望むるに、因果に非ざるが故なり。謂はく、欲界繫の三種の隨眠は、唯、(三三四)欲界の諸行の擇滅を緣じ、乃至有頂の三種の隨眠は、唯、有頂の諸行の擇滅を緣ず。

緣ニ無流惑境一、由ニ道互爲レ因、非ニ欲所離一故、非レ瞋非レ過故、非レ慢非ニ二取一、靜淨勝性故。

【三三一】唯、見滅道所斷云云。五部の隨眠中、無漏法を對象として起る隨眠は、先づ第一に滅道二諦下のそれに限る。何んとなれば五部中、無漏法に屬するは滅道二諦の外になければなり。第二に然れとも滅道下の隨眠は凡て無漏を緣ずるにあらず、無漏を緣ずるは、其中にて、滅諦下の邪見、疑、無明と集諦下の邪見、疑、無明の六種のみなり。之を六無漏緣の惑と名く。右、邪見、疑、無明以外の隨眠は、たとひ、見滅道所斷なりと雖も、直接に滅道を緣ずるに非ず、滅道を緣ずる邪見、疑、無明を緣ずるなり、（之を重迷の惑といふ）之に反して右の六種は直接に無漏法其ものに迷を起す隨眠なればなり。（之を親迷の惑といふ）。

【三三二】餘とは上の六を除いて餘の五部の惑。

【三三三】此の六の中に於いて云云 六無漏緣の惑の中にても滅を緣ずる惑と道を緣ずる惑との間には、緣ずる範圍に區別あり。卽ち道諦を緣ずる方は、次ぎに述ぶるが如く上地のそれをも緣ずれど、滅諦を緣ずる方は唯自地に限るなり。これ滅卽ち擇滅は、所謂「繫の事に從つて各別」なるを以て、上下を相望するに、その間に因果關係なきを以てなり。

【三三四】欲界の諸行の擇滅とは、欲界の有漏法を斷じて得すべき擇滅無爲を指す。

緣道の惑は六九地の道を緣ず（第七句）

(三三五)道諦を緣ずる者は、六と九との地を緣ず。

(三三六)謂はく、欲界繫の、三種の隨眠は、唯、六地の法智品道を緣ず。若くは、欲界を治する、皆、(三三七)彼れが所緣なり、類の、同じきを以ての故に。

(三三八)色無色界の八地に、各三種の隨眠あり。一一に、唯能く通じて、九地の類智品の道を緣ず。若くは、自地を治し、若くは、能く餘を治する、皆、彼れが所緣なり。類の、同じきを以ての故に。

六地九地を緣ずるの理由に就て（第八句）

何が故に、滅を緣ずるは、自地にして、餘に非ざるに、道を緣ずるは、便ち六九の同類に通ずるか。

答

(三三九)諸地の道は、互に相因るを以ての故なり。

(三四〇)法類品も亦互に相因ると雖も、而も、類

【三三五】道諦を緣ずる者云云。道には或る程度まで上下地の間に同類因たるの關係あるを以て、之を緣ずる三隨眠も亦、或る程度まで上下地を緣じ得るなり。卽ち欲界繫の三隨眠は六地の道を緣じ得べし、上界(四禪四無色の八地)のそれは九地の道を緣じ得べし。

【三三六】謂はく欲界繫の云云。欲界繫の三隨眠は未至、中間、四根本の六地の道を緣じ得べし。これこの六地には法智品道とて、欲界の四諦を觀じて起す無漏道ありて、その中、未至の法智品道は欲界を治し、六地の滅道法智は兼て上地の修惑を治するの力あるによる卽ちこの六地の法智品道はその治力、同じからずと雖も、欲を觀じて起す智なりといふ點に於て、その類同じきを以て、未至の道法智を緣ずる三隨眠は亦、上五地の法智品道をも緣ずることとなるなり。

【三三七】彼れが所緣云云。彼とは欲界繫の三隨眠のこと。

【三三八】色無色の八地に云云。四禪四無色の八地の各三隨眠は九地の道を緣ず。九地とは、未至、中間、四根本に下三無色を加へたるをいふ。是等九地に於て上界の四諦を觀じて起す智を類智品道と名く。是等の類智品道は、或は各地の惑を治し、或は上地の惑を治するの力あり。八地繫の三隨眠は、各各自地の道類智を緣ずるを特相とすれど、類智といふ點に於て同じきを以て、亦、九地のそれを所緣とするなり。

【三三九】諸地の云云。滅諦は相望するに因果に非ざるも、道諦

智品は、欲界を治せざるが故に、類智品の道は、欲の三が所縁なるに非ず。

難

〔二四一〕法智品は既に、能く色無色を治す。彼の八地の、各三の所縁と爲るべし。

通一

〔二四二〕此れは、皆能く色無色を治するに非ず。苦集の法智は、彼れの對治に非ざるが故なり。

通二

〔二四三〕亦、全く能く色無色を治するに非ず、彼れの見所斷を治すること能はざるが故なり。

通結

〔二四四〕二の初めの、無きが故に、彼れの所縁に非ず。

九上縁に就て

〔二四五〕即ち、此の因に由りて、遍行の惑の、苦集を縁ずること有るは、諸地に遮すること無きことを顯はす。境の、互に縁因と爲りて「而も」能對治に非ざるが故なり。

貪等は無漏縁にあらざる理由

〔二四六〕何に縁りて、貪、瞋、慢、戒禁取、見取

は六地九地の道が互に同類因となるが爲なりとの意。第八句の「相因に由る」とは之を指すなり。

【二四一】法類品云云。何故に欲界繫の三隨眠が六地のみを縁じて九地にあらざるかの説明なり。謂ふ心は類智品も、亦法智品の同類因たれど、類智品はただ上界のみを對治して欲界を治せざるを以て、欲界繫の三隨眠の所縁とならずとなり。頌に「別治に由る」といへるはこの事實を指す。

【二四二】法智品は既に云云。滅法智、道法智が色無色の修惑を斷ずると有り(廿八卷參照)、備れば法智は上二界の三隨眠の所縁となるべき筈ならずや然るを欲の三隨眠に限るは何故かとなり。

【二四三】此れは等。法智品の全體が無色上二界の惑を治するには非ず。苦法智集法智の二は上二界の對治道には非ざるが故なり。蓋し上二界の苦集は極めて細なるに反し、欲界のそれは粗なるを以て、粗を縁ずる苦集法智は、細なる上を治し得ざればなり。

【二四三】亦全く云云。又法智の中には滅法智、道法智の如く、色無色の惑を斷ずるもの有りと雖も、これは唯修惑をのみ斷ずるものにして、見惑を斷ずるには非ず。

【二四四】二の初めとは四諦中の初として苦集の二を一の初とし見修所斷の中、見所斷を一の初とし、合して二の初と言ふ。即ち苦法智集法智は上二界の惑を斷ずることも能はず、又上二界繫の見所斷の惑を斷ずることも能はず。故に法智は上二界の三隨眠の所縁に非ずとの意。

(第三頌=九—十二句) 見は無漏斷にして、無漏縁に非ざるか。

答 (一)貪 貪隨眠は、捨離すべきものなるを以ての故なり。(二四七)若し無漏を縁せば、便ち過失に非ず。善法欲の如く、捨離すべからず。

(二)瞋 怨害の事を縁じて、瞋隨眠を起す。滅道は、怨に非ず。故に、瞋の境に非ず。

(三)慢 麤動の事を縁じて、慢隨眠を起す。滅道は寂靜なるが故に、慢の境に非ず。

(四)戒禁取 非淨の法に於いて、淨因と爲ると執するを戒禁取と名く。滅道は眞淨なり。故に戒禁取の境と爲すべからず。

(五)見取 非勝の法に於いて、執して、最勝と爲るを名けて、見取と爲す。滅道は、眞に勝るが故に、亦見取の境と爲すべからず。

是の故に、貪等は無漏を縁せず。

【二四五】即ち此の因に由り云云。無漏縁を論じたる序でに便利上、再び九上縁の惑に論及したるものなり。此因とは滅を縁ずるは自地、道を縁ずるは六九地といふ理由を指す。即ち有の理由によりて、遍行中の九上縁の惑が上八地の苦集を自由に縁じて別に制限なきこと明なるべしとの義。更に之を詳しく說けば、九地の苦集の境は互に增上縁となり能作因となることは、滅の自地に限ると同じからず。又、九上縁の惑は、能對治にあらざるが故に、上地の苦集を縁ずるに、或は一地を縁じ或は二地を縁じ、乃至八地を總縁する等、道諦を縁ずるに六地九地の制限あるに同じからずとなり。

【二四六】何に縁りて云云。滅道諦下の邪見、疑、無明は無漏斷と稱し、滅道の無漏を見て斷ぜられ、而も無漏縁なり。亦同じく滅道諦下の貪、瞋、慢、見取及び道諦下の戒禁取見も無漏斷なれども、無漏縁に非ざる理由如何との問意。

【二四七】若し無漏を縁ぜば云云。無漏法を貪欲するなれば、そは善事となるべければ也と。

二種隨增

九十八の隨眠の中、幾くか所緣に由るが故に隨增し、(二四八)幾くか相應に由るが故に隨增する。

(二四九)頌に曰はく、

未斷の遍隨眠は、自地の一切に於いて、非遍は、自部に於いて、所緣の故に隨增す。

無漏と上緣とに非ず、攝して有とすることなく、違するが故に。

隨つて相應の法に於いては、相應の故に隨增す。

【二四八】幾くの所緣云云。諸門分別の第三段として三種の隨增を明にす。煩惱を隨增によりて説くべきことは已に界品にもあることなるが、ここはまさしく之を明にする段なり。隨增とは隨順增長の義にして相互に力を添へて、次第に染汙を增すことなり。之に所緣隨增(Alaṃbanatonuśerate)と相應隨增(Samprayogatonuśerate)の二あり。所緣隨增とは所緣の境と能緣の境とが相互に支持し合ひて漏を增すこと、恰も色欲と美人との關係に於けるが如きをいひ、相應隨增とは、煩惱と之に相應する心心所とが相互に隨順して、その煩惱力を增長するをいふ。

【二四九】頌に曰はく云云。二頌よりなる中、初頌四句は、所緣隨增の相を明にし、次ぎの二句(五―六句)は、特に所緣隨增にあらざるものを指摘し、最後の二句は相應隨增を明にしたるものとす。

頌の舊譯

遍行隨眠惑、具自地隨眠、唯由二緣緣一故、非遍行自部、非二無流上境一、非二自取一對故。

遍行隨眠の所緣隨增(初二句)

論じて曰はく、遍行の隨眠は、普く自地の五部の諸法に於いて、所緣隨增す。能く遍く自地の法を

縁ずるを以ての故なり。

所餘の五部の(二五〇)非遍の隨眠は、所縁隨増すること、唯自部に於いてす。(二五一)唯自部を以て、所縁と爲すが故なり。

非遍行隨眠の所縁隨増(第三 四句)

此れは、總に據りて說く。別して分別せば、

六無漏縁と九上縁とは所縁隨増にあらず(第五－六句)

(二五二)六無漏縁と九上縁との惑は、(二五三)所縁の境に於いて、隨増の義無し。

所以は何。

非攝受

無漏と、上[地]の境とは、(二五四)攝受する所に非ず、及び、(二五五)相違するが故なり。謂はく、若し法の此の地の中の身見及び愛の爲めに攝せられ、己が有と爲らるること有らば、此の身見と愛との地の中の所有隨眠の爲めに、所縁隨増せらるる理有るべし。(二五六)衣、潤濕すれば、埃塵の、隨つて住するが如し。

諸の有漏及び上地の法は、諸の下の身見と愛との爲めに、攝せられて、己が有と爲らるるに非ず。故に、彼れを縁ずる下[地]或は、所縁隨増に非ず。

【二五〇】非遍の隨眠とは、苦集下の貪等九隨眠、滅諦道諦下の惑、修道の惑一切を指す。

【二五一】唯自部を以て等は、例へば苦諦下の貪惑は、苦諦下の法のみを縁じ、乃至修所斷の惑は、修所斷の法のみを縁ずるが如し。

【二五二】六無漏縁の惑は滅道諦下の惑。九上縁の惑は苦集諦下の惑なり。

【二五三】所縁の境に於いて云云。たとひ、煩惱が或る法を縁じたりとて、相互に扶助し合ひて増長するにあらざれば、之を隨増とは言はず。縁と隨増の間に意義の別あることを忘るべからず。

【二五四】攝受とは、身見と愛とが攝して、己が有とすること無きこと。

【二五五】相違すとは能縁の惑と相違すること。

【二五六】衣云云。衣は所縁の法に喩へ、潤濕は身見、愛に喩へ、埃塵は惑の隨増に喩ふ。

善法欲　下地に住する心の、上地を求むる等は、是れ善法欲なり。隨眠と謂ふには非ず。

相違　聖道と涅槃と及び上地の法とは、能く彼れを緣ずる下「地」の惑と相違す、故に、彼の二も、亦所緣隨增の理無し。(二五七)炎石に於いては、足、隨つて住せざるが如し。

異解　有るは說かく、隨眠は、是れ(二五八)隨順の義なり。無漏と上「地」との境は、諸の下の隨眠に順ずるに非ざるが故に、是れは所緣なりと雖も、而も隨增の理なし。(二五九)風病者の、乾澁藥を服するときは、病者は、藥に於いて、隨增する所に非ざるが如しと。

相應隨增（第七－八句）　已に所緣に約して、隨增の義を辯じたり。今次に相應隨增を辯ずべし。謂はく、(二六〇)隨つて何れの隨眠も、自の相應の法に於いて、相應するに由るが故に、彼れに於いて隨增す。

或隨增の制限　(二六一)諸の隨增を說くは、謂はく、未斷に至るが故に、初めの頌の首に、「未斷」の言を標す。

問　頗し、隨眠にして、無漏を緣ぜず、上界を緣ぜずして、彼れの隨增すること、但だ相應に於いてし

【二五七】炎石云云。炎石とは無漏等の境に喩へ、足は能緣の惑に喩ふ。

【二五八】隨順(Anuguṇya)。

【二五九】風病云云。風を引ける者には發汗劑を用ゐて汗を出すべきなるを却て汗を乾かす乾澁劑を用ゐては隨順すといふべからずとの意。風病者は惑に喩へ、乾澁藥は境に喩ふ。

【二六〇】隨つて何れの隨眠とは、いかなる隨眠なりともといふ義、卽ち遍行非遍行、自界緣、他界緣、何れにてもとなり。

【二六一】諸の隨增を說くは云云。凡て隨眠について論ずることは、苟も未だ斷ぜざる限りに就ていふが故に、頌首に未斷の語を置きたるなりと。

て、所縁に非ざる有りや不や。

答　有り。

謂はく、(三六二)上地を縁ずる諸の遍行隨眠なり。

第四節　性分別

二性分別

九十八の隨眠の中、(三六三)幾くか不善にして、幾くか無記なる。

頌に曰はく、

　上二界の隨眠と　及び欲の身邊見と、
　彼れと倶なる癡とは無記なり。　此の餘は皆不善なり。

上二界の隨眠の無記（第一句）

論じて曰はく、色、無色界の一切の隨眠は、唯無記性なり。(三六四)染汙法にして、若し是れ不善ならば苦の異熟有り。［然るに］苦の異熟果は、上二界には無を以てなり。他の逼惱の因の、彼れに、定んで、無きが故なり。［故に上界の隨眠は、凡て無記なりとす。］

【三六二】上地を縁ずる遍行隨眠とは、例へば初靜慮の遍行隨眠の上三地を縁ずるが如き場合をいふ。同じく色界なるを以て上界を縁ずるにあらず、又無漏にもあらず。而もそは上地を境とするが故に相應隨增のみにて所縁隨增にあらず。

【三六三】幾くか不善云云。諸門分別の第四二性分別門なり。（隨眠中には善なきを以て三性分別にあらず。）四句中、初の三句は無記の隨眠を明し、第四句は不善の隨眠を明にしたるものとす。

頌の舊譯

上界惑無記，於欲界身見，邊見共無明，所餘惑惡性。

【三六四】染汙法の中には不善法と有覆無記とを攝す。

欲界の身邊二界と癡（第二第三句）

身邊の二見と及び相應の癡との欲界繫の者は亦無記性なり。

所以は何。

常見

此は施等と相違せざるが故に。(二六五)我の當の樂の爲めに現在に施戒等を勤修するが故に。

斷見

斷を執する邊見は、能く(二六六)解脱に順ず。故に、(二六七)世尊の說かく、諸の外道の諸の(二六八)見趣の中に於いて、此の見、最勝なり。謂はく、(二六九)我有らざれば、我所も亦有らず、我、當に有らざれば、我所も當に有らずと。

又、此の二見は、(二七〇)自の事に迷ふが故に、他の有情を逼害せんと欲するに非ざるが故なり。

論主難ず

若し爾らば、天上の快樂を貪求し、及び我慢を起すも、(二七一)例して亦然るべし。

經部の釋

(二七二)先の軌範師は、是の如きの說を作す。俱生の身見は、是れ無記性なり。禽獸等も、身見の現行するが如し、若し分別より生ぜば是れ不

【二六五】我の當の云云。我を執し常住を執するものが、其の我に當來人天の樂有れとて、現在に布施し、戒等を勤修するが故にとの意。施戒等の等字には、有漏定等を攝す。

【二六六】解脱に順ずとは我我所を未來世に於て畢竟じて生ぜずと執する故に涅槃に順じ、從つて不善に非ず。涅槃に順ずとは勿論消極的の意味にて云ふことと知るべし。

【二六七】世尊說とは、中阿含五十四。

【二六八】見趣(Dṛṣṭi-gati)の趣は品類差別の義なり。

【二六九】我有らざれば云云。初の我は現在のことを指し、後の「我、當に」云云とは未來のことを指す。

【二七〇】自の事に迷ふとは、自分の身に於て我と我の所有とすること。

【二七一】例して云云。天上の快樂を貪求し、我慢を起して高擧するも、共に他を逼害するには非ざれば、此の貪と慢とも無記なるべしとの難。

【二七二】先の軌範師等。身見に先天的(此の身と倶生のもの)と後天的(分別推理によるもの)とを分ち、前者は禽獸と倶有のものにして、無記性、後者は人の特別のものにして、不

善性なりと。

欲界繫の隨眠は不善（第四句）

餘の欲界繫の一切の隨眠は、上と相違して皆不善の性なり。

第五節　根非根

第一項　不善根

根非根門

(二七三)上に說く所の不善の惑の中に於いて、幾くか是れ不善根に非ざる。

(イ)不善根

頌に曰はく、

不善根は欲界の、　貪と瞋と不善の癡となり。

欲界繫の貪等

論じて曰はく、(二七四)唯、欲界繫の一切の貪瞋、及び不善の癡は、不善根の攝なり。其の次第の如く、(二七五)世尊は說いて、貪瞋癡の三の不善根と爲せばなり。

不善根たる條件

(二七六)性は、唯不善の煩惱にして不善の法の根と爲るを不善根と立つ。

善性なりと說く。

【二七三】上に說く所の云云。第五の根非分別門なり。根とは、根本的なるものをいひ、非根とは、然らざるをいふ。この問題を亦二に分つ。一は不善根、非不善根にして、他は無記根、非無記根なり。今は先づ不善根を明にする段なり。

頌意明なり。

頌の舊譯

於欲界惡根、貪欲瞋無明。

【二七四】唯、欲界繫の云云。欲界の繫の一切即ち四諦修道の五部に涉る貪瞋の二は不善根なり。又癡即ち無明にありては身邊二見と相應するものを除きたる、餘の不善性のものは同じく不善根なりとす。

【二七五】世尊は說いて云云。長含第八衆集經參照。

【二七六】性は云云。不善根と言ふべき條件に二あり(一)その性は全く不善なること(二)一切不善の根本となることなり。

余は則ち爾らず。

所余の煩悩は、不善根に非ざることの義は、准じて已に成ずるが故に頌には説かず。

第二項　無記根

（ロ）無記根

（二七七）上の所説の無記の惑の中に於いて、幾くか是れ無記根にして、幾くか無記根に非ざる。

頌に曰はく、

三種の無記根（前二句）

無記根に三有り、（二七八）無記の愛と、癡と、慧となり。

余に非ず。二と高との故なり。　外方には

四種を立つ。

中の愛と見と慢と癡となり。　三は定なり、

皆癡なるが故なり。

論じて曰はく、迦濕彌羅國の諸の毘婆沙師

【二七七】上の所説の云云。第五、根非根分別門の第二として、無記根非無記根を明かにしたる段なり。頌の六句中、前三句は有部の説を述べたるものにして、前二句にて無記根の體を明かにし、第三句にて無記根に非ざるものを特に理由を附して述べたるものとす。後三句は經部の説を紹介したるもの也。

頌の舊譯

無記根有レ三、愛無明及慧、二緣高生故、餘非外師說、謂愛見慢癡、三觀人由レ癡。

【二七八】無記の愛云云。愛は有覆無記の貪愛癡も有覆無記の無明。慧は有覆無覆の慧の心所のこと。無記の愛とは、色無色界の五部の愛。有覆無記の慧は欲界の有身見邊執見及び色無色界の五部の染汙の慧。無覆無記の慧とは威儀路、工巧處、異熟生、變化心等を俱生する慧。無記の無明とは欲界の有身見、邊執見と相應する無明及び色無色界の五部の無明なり。其の三種は皆遍く自地の五部に遍じ、及び所有の識に隨つて體是れ無記なり。

は、無記根に、亦三種有りと説く。謂はく、諸の無記の愛と、癡と、慧との三なり。(二七九)下は、異熟生に至るまで、亦無記根の攝なり。

疑慢は無記根に非す（第三句）

何に縁りて疑と慢とは無記の根に非ざるか。疑は(二八〇)二趣に轉じ、慢は(二八一)高く轉するが故なり。

彼の師の謂はく、疑は二趣の相に轉じて、性の動搖するが故に、根と立つべからず。慢は所縁に於いて、高擧の相に轉ず。根の法に異なるが故に、亦根と立てず。根爲るものは、必ず堅く住して、(二八二)下轉すべきものあること、世間、共に了す。故に、(二八三)彼れは、根に非ず。

外方諸師の四無記根說（第四　六句）

(二八四)外方の諸師は、此れに四有りと立つ。謂はく、諸の無記の(二八五)愛と見と慢と癡となり。

[頌には]無記を「中」と名く。(二八六)善惡を遮するが故なり。

四無記根說の理由

何に縁りて、此の四を、無記根と立つるか。

無記の爲めに因と爲るが故に無記根と名づく。

【二七九】下はとは慧の中の無覆無記の攝を指す。

【二八〇】二趣に轉ずとは、有とせんか、無とせんかとの二趣の間に動くこと。

【二八一】高く轉ずとは高擧すること。

【二八二】下轉とは、下の方に根を張ること。卽ち通常の木の根、草の根などより推して、この根をも説明せんとしたるなり。

【二八三】彼れはとは慢と疑。

【二八四】外方の諸師とは、西方の諸師なり(光)、西方の經部師をいふ(頌疏、及び麟記)

【二八五】愛と見と云云。愛に無記といふは皆有覆無記の意。有覆の愛とは色無色界の五部の貪なり。有覆無記の見とは欲界の身邊二見と色無色界の五見となり。同じく慢とは色無色界の五部の慢。有覆無記の無明とは欲界の身邊二見と相應する無記と色無色の五部の無明となり。

【二八六】善惡を遮すとは、非善非惡の意。

諸の（二八七）愚夫の、上定を修する者は、愛、見、慢の三に依托するに過ぎず、〔而も〕此の三は、皆、無明の力に依りて、轉ずるが故に、此の四を立てて、無記根と爲す。

第六節　傍論　世尊の無記

無記

（二八八）諸の契經の中に、（二八九）十四の無記の事を說く。彼れも亦是れ此の無記に攝するか。

爾らず。

云何。

彼の經は、但だ（二九〇）應捨置問に約して無記の名を立つ。謂はく、（二九一）問記門に、總じて四種有り。

何等を四と爲すか。

頌に曰はく、

應一向と、分別と、反詰と、捨置との記なり。

【二八七】愚夫。愚癡無明の凡夫。南都の解に二說有りて、一は欲界の愛見慢と主張し、一は上二界の愛見慢なりと主張し、その後說を以て正義となせり。

【二八八】諸の契經の中云云。無記根を述べたる序でに、經中（例せば、雜含三十二、同三十四、中含六十見經、同箭喩經）に屬し說かるる、問答法の一方式たる無記の事に及び、更に之を機會として四記答を明にせんとしたるは此段の目的なり。從つて此段は隨眠品としては全く附錄たるや言ふまでもなし。

【二八九】十四の無記とは、外道の難に佛の捨置して答へざる問題に十四あるをいふ。此段の末を見よ。

【二九〇】應捨置問とは捨て置くべき問といふ義にして、解脫入涅槃に對して何等の關係なしとして、不問に附し捨ててかへり見ざること。

【二九一】問記門とは問答の種類と云ふに同じ。四句中前二句にて四記を明し後の二句にはそ

死と、生と、殊勝と、　我と蘊とは一か異か等との如し。

四種の問

論じて曰はく、且らく、(二九二)問の四とは、一には、應に一向に記すべし。二には、應に分別して記すべし。三には、應に反詰して記すべし。四には、應に捨置して記すべし。

此の四は、次の如く、問ふ者有り。(二九三)死と、(二九四)生と(二九五)勝と、(二九六)我は、一か異か等かとを問ふが如し。

記に四有りとは、謂はく、四問を答ふ。

一向記

若し此の問を作さく、一切の有情は、皆當に死すべきや不やと應に一向に、一切の有情は、皆定んで死すべしと記すべし。

分別記

若し此の問を作さく、一切の死する者は、皆生ずべきや不やと。應に分別して記すべし、煩惱有る者は生ずべし、餘には非ずと。

の例を擧げたるものなり。

頌の舊譯

一向記分別、反問及置記、
譬如死生勝、及我異等義。

【二九二】問の四とは云云。ここに問の四とは、かくかくに答へられざるべからざる問といふ義なり。從つてその一向に記すべし等とあるは、その問に對する答の仕方を指す。

一向記(Ekāṁśa-vyākaraṇam)

分別記　(Vibhajya-vyākaraṇam)

反詰記 (Paripṛcchā-vyākaraṇam)

捨置記 (Sthāpaniya-vyākaraṇam)

【二九三】死とは、有情は死するかと問ふ。一向記の問にして然りと答へ得べきもの。

【二九四】生とは有情は皆生ずるかと問ふ問にて、分別して答ふべき問。

【二九五】勝とは有情は勝なりやと問ふ問にて、反語して答ふべき問。

【二九六】我は一か異か等とは五蘊に約して問ふものにして一捨置すべき問なり。

反詰記

若し此の問を作さく、人は勝と爲んか、劣なり[と爲ん]かと。應に反詰して記すべし、(二九七)何れに方ぶる所と爲んかと。若し天に方ぶと言はば、人は劣なりと記すべし。若し(二九八)下に方ぶと言はば、人は勝なりと記すべし。

捨置記

若し此の問を作さく、[五]蘊と、有情とは、一と爲んか、異と爲んかと。應に捨置して記すべし。

(二九九)有情は實無きが故に、一異の性、成ぜず、(三〇〇)石女の兒の、白黑等の性の如し。

捨置して記と名くる所以

如何にして、捨置するに、而も記の名を立つるか。

(三〇一)彼れの問を記して、「此れは應に記すべからず」と言ふを以ての故なり。

大德羅摩Rāmaの說

(三〇二)有るは此の說を作さく、彼の第二問も亦、一向に、一切が當に生ずべきには非ずと記すべしと。

論主通釋

(三〇三)然るに、問者は、一切の死する者は、皆生ずべきや不やと言ふを[以て]、理として、應

【二九七】何れに云云。何に比較して人の勝劣を定めんと欲するものなるかそれを反詰して次に記答すべしとの意。

【二九八】下とは地獄傍生鬼の三惡趣なり。

【二九九】有情とは我の異名。

【三〇〇】石女。產まず女のこと。從つて不生の兒を白とも黑とも云ひ難きが如く、無我の有情に於て、我は五蘊と一なりとも異なりとも答へ難し。

【三〇一】彼れの問を云云。捨置記とは、默して言はぬ意には非ずして、言を起して、此の問は不可記なり、捨て置くべしと言ふが故なりとの謂。

【三〇二】有るは云云。第二の分別記も亦一向記となし得べしといふ難なり。卽ち一切の死者が悉く再生するかとの問に對して、一切は悉く再生するにあらずと全稱否定の形にて答へ得べし。何んとなれば、死者の中には再生せぬものもあるが故に問者の「一切は悉く」を否定し得ればなりと。

【三〇三】然るに云云。右の問の主意は、形式にあるにあらずして、內容にあるを以て、分別して、之を特稱否定と特稱肯定との兩方に分ちて答ふるを

に分別して、彼れの所問を記すべし。總答は成ぜす。總じて知らしむと雖も、（三〇四）仍ほ未だ解せざるが故なり。

羅摩の説

又是の説を作す、彼の第三の問も亦一向に記すべし。人は亦勝にして亦劣なり。所待、異るが故なり。（三〇五）識の果と因との如しと。

論主通釋

然るに、彼の問者は、（三〇六）一向に問を爲す。一向記に非ざるが故に分別記と成ずべし。但だ此れは、問の意と、方ぶる所とを詰すべし。故に、此れを名けて應反詰記と爲す。

前同人の説

又是の説を爲す。彼の第四の問には、既に全く蘊と有情との、若くは異、若くは一なることを記せず。云何にして、記と名けんかと。

論主通釋

然も、彼れの問ふ所は、理として、應に捨置すべし。記して「應に捨置すべし」と言ふは、如何にしてか、記と名けざらんや。

本論諸師の説

（三〇七）對法の諸師は、是の如き説を作す。

（イ）一向記

一向記とは、若くは問ふもの有り、世尊は、是れ如來なりや、應正等覺なりや。所説の法は、要ら

至當とすとは論主の答辯也。

【三〇四】仍ほ未だ云云。全體としては承知するも、尙部分的に明了に承知して如何なるものは生じ、如何なるものは生ぜずとの意を明にせざるが故にとの意。

【三〇五】識の云云。十二緣起の系列に於て、識は前に望むれば果にして名色に望むれば因なるが如し。

【三〇六】一向云云。問者は、人は勝なりや、劣なりやと問ふを以て一向の問と云ふなり。卽ち勝か劣かの一端を問ふが故に。されば答も亦た勝か劣かの一端ならざる可らずとなり。

【三〇七】對法の諸師とは六足論のみを學ぶ人をさす。集異門足論八、參照。及び婆沙論卷第十五、參照。

ず、是れ善說なりや。諸の弟子衆の行は、妙行なりや。色乃至識は、皆無常なりや。苦(三〇八)乃至道は、善施設なりやと言はば、(三〇九)一向に記すべし。實義に契ふが故なり。

(ロ)分別記

分別記とは、若し(三一〇)直心有りて、請じて言ふ。願くは、尊、我が爲めに、說法すべしと。應に爲めに分別すべし、法に衆多有り。謂はく、(三一一)去來今なり、何を說かんことを欲するかと。

若し、我が爲めに、過去の法を說けと言はば、應に復た分別すべし、過去の法の中に亦た衆多有り色乃至識なりと。

若し色を說けと請はば、應に分別して言ふべし。色の中に三有り、善と惡と無記となりと。

若し善を說けと請はば、應に分別して言ふべし。善の中に、七有り、謂はく、離殺生、廣說して乃至離雜穢語なりと。

彼れ若し復た離殺生を說けと請はば、應に分別して言ふべし。此れに三種有り、謂はく、無貪瞋癡の三善根の發する所なりと。

若し彼れ無貪より發する者を說けと請はば、應に分別して言ふべし、此に復二有り。謂はく、表と無表となり。何れを說かんとを欲するかと。

(ハ)反詰記

反詰記とは、若し(三一二)諂心有りて、請じて、願くは、尊よ、我が爲めに、

【三〇八】乃至道とは四諦の中集滅を略すればなり。
【三〇九】一向に記すべしとは、然り世尊は如來なり等となり。
【三一〇】直心有りてとは、眞に法を聞かんとするの心ありとの意。
【三一一】去來今とは過去法、未來法、現在法のこと。
【三一二】諂心有りとは、何か當方の缺點を見出さんとして議論を試みながら、表面にはいかにも問法者らしき態度をとる

說法すべしと言はば、應に彼に反詰すべし、法に衆多有り、何者を說かんことを欲するかと。(三一三)分別すべからず。乃至彼れをして、默然として、住せしむ、或は自ら記して、非を求むるに、便り無からしむ、

羅摩の難

豈に、(三一四)二の中には、都て、問有ること無く、唯だ請說のみ有り。亦、記有ること無く、唯反詰して、何者を說かんことを欲するかと言ふにあらずや。如何にして、此の二は、問記と成るや。

論主答釋

有るは、請じて、我が爲めに、道を說けと言ふが如し。豈に道を問ふに非ざらんや。(三一五)即ち反詰に由りて、彼の所問を記す、豈に、道を記するに非ざらんや。

難

若し爾らば、俱に是れ反詰記なるべし。

答

爾らば、問の意に、直と諂との殊有り。記に、分別と無分別と有るが故なり。

(三)捨置記

捨置記とは、若し問うて言ふこと有り、世は有邊と爲んか、無邊と爲んか等と。此れは捨置すべし。爲めに說くべからずと。

世親經に依りて釋す

今契經に依りて、問記の相を辯せば、(三一六)大衆部の契經の中に言ふが如し。苾芻當に知るべし。問記

ことをいふ。

【三一三】分別すべからずとは、分別記の如くに法に三世の別有り等と言ふ可からず。若し彼れが、法に衆多有ることを知らざれば默然として住せん。若し知らば、得れより之れを說けと請はん。之に答へて答者の述ぶる所にその非無からしむ。

【三一四】二とは分別記と反詰記。

【三一五】即ち反詰すとは、例せば富士に登るに大宮口有り吉田口有り御殿場口有り。何れの道を問うぞと反詰するは是れ問に答ふるものに非ざらんやとの意。

【三一六】大衆部の契經。中阿含二十九說處經。

四無事

に四有り、何等を四と爲すか。謂はく、或は問ふこと有り、應に一向に記すべし。乃至問ふこと有り、但だ應に捨置すべし。如何が、問有りて、應に一向に記すべき。謂はく、諸行は皆無常なりやと問ふ。此の問を名けて、應に一向に記すべしと爲す。如何が、問ありて、應に分別して記すべき。謂はく、若し諸の故思すること有りて、業を造作し已りて、何の果を受と爲んかと問ふこと有り。此の問を名けて、應分別記と爲す。如何が、問ありて、應に反詰して記すべきか。謂はく、若し〔三七〕士夫の想と我と一なりと爲んか、異なりと爲んかと問ふこと有るときは、應に反詰して言ふべし。汝は、何の我に依りて、是の如きの問を作すか。若し〔三八〕麤我に依ると言はば、想と異なりと記すべし。此の問を名けて、應反詰記と爲す。云何が問有りて、但だ應に捨置すべき。謂はく、若し問ふもの有り。世は常と爲んか、無常と爲んか、亦常亦無常とせんか、非常非無常とせんか。世は有邊と爲んか、無邊とせんか、亦有邊亦無邊とせんか、非有邊非無邊とせんか。如來は、死後、有と爲んか、非有とせんか、亦有亦非有とせんか、非有非非有とせんか。〔三九〕命者は、卽ち身なりと爲んか、命者は身に異ると爲んかと。

此の問を名けて、但だ應に捨置すべしと爲す。

【三七】士夫の想とは士夫の名のこと。

【三八】麤我とは五蘊の假我のこと。

【三九】命者(Jīva)とは生活の要素卽ち我の異名なり。

卷の第二十（分別隨眠品第五の二）

本論第五　隨眠品第二

第三章　根本隨眠餘論

第一節　隨眠の繫

隨眠の能繫

(一)諸の有情類の、(二)此の事の中に於いて、隨眠の隨增するを、(三)此の事に繫すと名く。

三世の隨眠の繫縛

(四)過去現在未來の何等の隨眠か、能く、「有情を」何れの事に繫するかを說く可し。

頌に曰はく、

若し此の事の中に於いて、未斷の貪、瞋、慢の、
過現に、若くは、已に起るなり。未來の

【一】諸の有情類の云云。以下惑の繫縛の相を明にせんとしたるものなり。大に分ちて二段となす。第一段は三世に約して之を明にし、第二段は斷惑に約して之を明にしたるものなり。

【二】此の事とは、惑によりて繫縛せらるる對境のことにして、例へば眼識相應の隨眠を能繫とすれば色境を此の事といふが如きも、必ずしも外境に限らず寧ろ心心所法の煩惱によりて繫せらるるを此の事といふが通例なり。

【三】或る對境に於て一有情の隨眠が隨增するときは、その有情は、その隨眠に由りて、その對境に繫せられたりと名づく。

意は、偏行なり。
五の可生は、自世なり、不生も、亦、偏行なり。
餘の過未は、遍行なり。現に正しく緣ずるは、能く繫す。

二種の隨眠

論じて曰はく、諸の隨眠に、總じて、二種有り。一には(五)自相、謂はく、貪と瞋と慢となり。二には(六)共相、謂はく、見と疑と癡となり。

自相　**共相**

(七)事に多く有りと雖も、此れは所繫を說く。

事

(八)應の如く、〔頌の中の〕未斷〔の字〕は、後門に流至す。

過現の自相の惑の繫（第二第三句）

(九)若し此の事の中に於いて、貪と瞋と慢と有りて、過去世に於いて、已に生じて未だ斷ぜざると、現在に已に生ずるとは、能く〔有情を〕此

【四】 過去現在未來云云。之れ第一段の三世に約して繫を論じたるものにして、卽ち種種の煩惱が、三世に於て、その境をいかに繫するかを明にしたるものとす。頌は二頌八句よりなる中、初句は、繫の事を明にし、後の七句は能繫の惑を明にしたり。然るに此段は長行の割合に短きにも關らず、その含む意味に到れば極めて複雜にして、一一理由をたづれて徹底的に論究する段となれば實に紛然雜然たるものとなり、古來より學人泣かせの一論題となれるものなり。故に普寂の如きは之を評して、「蓋し乃ち古の對法師が得定の智とて、縱橫自在に性相を判斷したる遊戲門のみ」といへる程なり。然れば今は如何にしても之を分り易く簡單に註解し得ざれば唯文句に就て表面的解釋を與へ置くに止むることとせん。

頌の舊譯
由欲瞋高慢、過去及現世、
是處起未滅、於此類相應、
一切中由當、心地餘自世、
不生一切中、一切餘中應。

【五】 自相の惑(Sva-lakṣaṇa-kleśa)とは、境の一定しゐる煩惱をいふ。貪は可意の境に起りて不可意のそれに起らず。乃至、瞋は不可意の境に起りて可意のそれを緣ぜざるが故に、之れを自相の惑といふなり。

【六】 共相の惑(Sāmānya-kleśa)とは區別なく樂受苦受等を緣じて起る煩惱をいふ。

【七】 事(Vastu)に多く有り等。事には(一)自性事(二)所緣事(三)所繫事(四)所因事(五)所攝事の五義あれど、今は第三の所繫事をとるとなり。

の事に繋す。貪と瞋と慢とは、是れ、自相の惑なるを以て、諸の有情の、(一〇)定んで、遍く起すに非ざるが故なり。

未來可生及不生の第六識相應の三惑（第四句）

(一一)若し未來世の意識相應の貪と瞋と慢との三は、三世に遍じて、乃至未斷なるは、皆、能く、繋縛す。

未生の五識相應の貪瞋二惑（五六句）

(一二)未來の五識相應の貪と瞋とは、若し未斷可生なるは、唯、未來世に繋し、未來の五識相應の貪と瞋とにして、若し未斷不生なるも、亦、能く、三世に繋す。

見疑無明等（第七八句）

(一三)所餘の一切の見と疑と無明との、去來の、未斷のものは、遍く、三世に縛す。此の三種は、是れ、共相の惑なるに由りて、一切の有情を、倶に、遍く縛するが故なり。

若し、現在世に、正しく、境を緣ずる時は、

【八】應の如く云云。第二句の初にある未斷の二字は、その下の一一にかゝるものといふ義。卽ち煩惱の繋を論ずることは、何れも未だ斷ぜざる限りに就て說くことを明にするなり。

【九】若し此の事云云。第六識相應の貪瞋慢にして、過去及び現在に於て已に起れるものは、時間の上よりすれば三世の事を緣じて此に有情を繋縛し得れども、對境よりすれば、共相惑にあらざるを以て、一定の制限ありて凡ての事に繋する能はずとなり。

【一〇】定んで遍く云云。これ頌の偏行に相應する字なり。この際の偏行の意義を解釋するに、之に二義あり、世偏行と自遍行となり。世遍行とは過現未の三世に涉りて繋するをいひ、事遍行とは自己所緣の一切に繋するをいふなり。第六不相應の貪瞋慢には世偏あれど、事偏なきを以てここに遍く起すに非ずといへるなり。

【一一】若し未來世の意識相應云云。未だ生ぜざる未來世の意識の種類は無邊なるを以て、三世に繋する可能性あるは勿論、自所緣の一切に繋するの可能性も具す。何んとなれば、已に起れるものには一定の制限あれど、未だ起らざるものは凡てに對して起し得る可能性なればなり。故にこは世偏と同時に事偏なり。

【一二】未來の五識云云。未來に必ず生ずべき、(不生法を簡ぶ)。前五識相應の貪瞋(慢は前五識に相應せず)は、前の理由によりて事偏はあれども世偏はなし。何んとなれば前五識な相應するは必ず境と倶なるを以て、一時に三世に

所應に隨つて、能く、此の事に繫す。

第二節　三世實有說

第一項　三世實有說の論據

（四）諸の事の過去未來を辯ずべし。

實に有無にして、方に繫すと說くべしと爲んか。

若し、實に、是れ、有ならば、則ち、一切の行は、恆時に、有るが故に、說きて「以て」常と爲すべし。

若し、實に、是れ無ならば、如何にして、能所繫、及び離繫有りと說くべきか。

毘婆沙師は、定んで、實有と立つ。然れども、彼の諸行を名けて常と爲さず。

有爲の諸相と合するに由るが故なり。

三世の有無

有部の一切有說

繫し得ざればなり。ただ自世、即ち未來にありては未來世、乃至、現在し過去すれば、それぞれ現在と過去とに繫し得るに過ぎず。然れども若しそは、畢竟不生法たるものならば、事徧は勿論世徧もあり。何んとなれば生ずべきものは、生ずることによりて境と俱轉するといふ制限を免れざれど、不生法とならば、そこの制限なく、而も未だ斷ぜざる限り、その所緣法に繫する性能あるを以て、三世に轉ずる自所緣の法は凡て之により て繫せらるるを以てなり。

【三】所餘の一切の云云。共相の惑は、過去未來にあるは世徧と事徧とを具備す。意識相應法なるが故に三世に緣ずるの作用あり、共相惑にして、而も現に一定の制限を受け居らざるを以て、自所緣の一切に關係し得ればなり。然ども、たとひ共相惑なりとも、現在世に起りつつあるものは、その緣ずるだけのみ繫し得ざるものとす。

便宜上、右述べたる所を圖表すれば左の如し。

要解第八卷三六三頁參照

未斷
- 未來（可生不生）意識相應の貪瞋慢
- 未來不生五識相應の貪瞋
- 餘の過去未來の見疑無明

　　→ 偏行（世徧事徧）

- 過現意識相應の貪瞋慢 ┤有／無
- 過現五識相應の貪瞋 ┤無
- 未來の五識相應の可生の貪瞋 ┤有／無
- 共相惑の現緣—不定

　　→ 世徧／事徧 ｝非偏行

此に立つる所を、決定して、增明ならしめんが爲めに、略して、宗を標して、其の理趣を顯すべし。

頌に曰はく、

三世の有は、說に由る、二と、境と果とを有するが故なり。三世有りと說くが故に、說一切有と許す。

三世實有

論じて曰はく、三世は實有なり。所以は如何。(一五)契經の中に、世尊の說くに由るが故なり。

教證(一)

謂はく、世尊の說かく、苾芻よ、當に知るべし。若し過去の色、有に非ずんば、多聞の聖弟子衆は、過去の色に於いて、厭捨を勤修すべからず。過去の色の、是れ有なるを以ての故に、應に多聞の

【一四】諸の事の過去云云。前に煩惱の繫を說いて三世に及ぶことを明にしたり。それを機會に、ここに有名なる三世實有論の問題に入ることになれるなり。問題の出發點となれる疑問は、煩惱が、有情を三世に繫すといふは、三世の實有なるによるか、將た又之を假定した說なるが、實有といふならば常恆說となるべく、假定とするならば事實なからんとなり。之に對して有部は、教證と理證とによつて、三世實有說を主張したるは、この一段の大要なり。

頌の舊譯

三世有說故、由二二有境果一、由レ執說二一切有一許。

【一五】契經云云。雜阿含三に曰はく、爾時世尊告二諸比丘一、過去未來色尙無常、況復現在色、多聞聖弟子如レ是觀察已、不レ顧二過去色一、不レ欣二未來色一、於二現在色一厭離、欲滅寂靜、受想行識亦復如レ是云云。(辰三一九左第十行以下)

聖弟子衆は、過去の色に於いて、厭捨を勤修すべし。

若し、未來の色、有に非ずんば、多聞の聖弟子衆は、未來の色に於いて、欣求を勤斷すべからず。未來の色の、是れ、有なるを以ての故に、應に多聞の聖弟子衆は、未來の色に於いて、欣求を勤斷すべしと。

教證（二）

又、二縁を具して、識は、方に生ずるが故なり。謂はく、〔一六〕契經に說かく、識は、二縁より生ず。其の二とは何ぞ。謂はく、眼と及び色と、廣く說きて、乃至、意と及び諸の法となり。

〔一七〕若し、未來世にして、實有に非ずんば、能く、彼れを縁ずる識は、二縁を闕くべし。

已に聖敎に依りて、未來の有を證したり、當に正理に依りて、去來の有ることを證すべし。

理證（一）

〔一八〕識の起る時は、必ず境有るを以ての故なり。謂はく、必ず境有りて、識は乃ち、生ずることを得。［境にして］無ならば、［識は］則ち生ぜず。其の理決定す。

若し、去來世の境の體が、實に無ならば、是れ則ち應に所縁無き識有るべし、所縁［已に］無きが故

【一六】契經云云。雜阿含八に曰く、世尊告二諸比丘一、有二二因縁一、何等爲レ二、謂眼色耳聲鼻香舌味身觸意法云云。

【一七】若し、未來世云云。認識の生ずるとは主觀と客觀との二縁によるとせば、ここに未來を縁ずる識ありとせんに、若し未來が實有にあらずとせば、これ虛無を縁ずることになり。客觀の一縁を缺くことにならんとなり。

【一八】識の起る時云云。これ前の教證の第二を理論化したる說に外ならず。之を認識論的證明と呼ぶを可とす。

に、識も亦、應に無かるべし。

(一九)又、已謝の業に、當「來の」果、有るが故なり。謂はく、若し實に、過去の體無くんば、善惡の二業の當「來」の果は、應に無かるべし。果の生ずる時、現因の在ること有るに非ざればなり。

理證(二)

此の教と理とに由りて、毘婆沙師は、定んで、去來二世は、實有なりと立つ。

說一切有宗

若し、自ら、是れ一切有と說く宗と謂はば、決定して、實に去來世有りと許すべし。三世は、皆、定んで、實有なりと說くを以ての故に、是れを(二〇)說一切有宗と許す。謂はく、若し人有り、三世實有と說かば、方に彼は、是れ、說一切有宗なりと許す。

分別說部

若し人有り、唯、現在世及び過去世の(二一)未だ與果せざる業のみ有りと說き、未來及び過去世の、已に與果せる業は、無しと說かば、彼れを許して、(二二)分別說部と爲すべし。此の部の攝には非ず。

【一九】又、已謝の業云云。これ三時業說による證明にして、蓋し三世實有論を生じたる原始的思想なると同時に亦、三世實有論が實際的意義を帶ぶる根據なりとす。之を倫理的證明とよぶを至當とせん。

【二〇】說一切有宗（Sarva-asti-vādin 音譯、薩婆多部）。

【二一】未だ與果せざる業とは、未だ果として實現せざる業にして、潛勢としてあるをいふなり。

【二二】分別說部（Vibhajya-vādin）。宗輪論によれば過去の業にして果を生じ終れば滅して無し。又果を生ぜざる間は業の體必ず在りと說くは飲光部なり。婆沙五十一、參照。曰、或復有ㇾ執、諸異熟因果若已其體卽無、如ニ飲光部一、彼作ニ是說一、諸異熟因果未ㇾ熟位其體猶有、果若熟已其體便無、如ニ外種子、芽未ㇾ生位、其體猶有、芽若生已其體更無云云。Kathavatthu 1.8 にも同說あり。

三世の別に關する四論師の異說

(二三)今、此の部の中の差別に、幾く有るか。誰れの定むる所の世が、最も善にして、依るべきか。

頌に曰はく、

此の中に四種有り。類と相と、位と待との異なり。第三は作用に約して、世を立つる最も善と爲す。

(一)法救の類說

論じて曰はく、(二四)尊者法救は、是の如きの說を爲す。(二五)類の不同に由りて三世異有りと。

彼れは、謂はく、諸法の、世に行ずる時、類に殊り有るに由る。體に、異有るには非ず。金器を破

【二三】今、此の部の中云云。三世實有は右の如く教證と理證とによりて主張せられたるも、扨て之を徹底的に考察する段となれば、容易ならざる問題なり。ここを以て婆沙論(七十七)には、之に關する四論師の說を擧げて評したるが、此段は大體に於て其說を紹介したるものなり。頌の舊譯

彼四種彼師、有ニ相位異異、分別名ニ第三可、諸世由ニ切能ニ立故。

【二四】尊者法救(Bhadanta-Dharmatrāta)

【二五】類の不同云云。類(Bhāva) 舊論は之を有と翻じ、雜心論(十一)には分と翻じ、鞞婆沙七には事と翻ぜり。蓋し此師の考に從へば、法體は恆有なれども、その狀態の相違によつて過現未と分るものにて、未來は言はば、潛在的勢力に當り、現在は活動的勢力に當り、過去は動的勢力が大宇宙に發散したるが如き狀態となるに過ぎずと言はんとするにあるものの如し。其の例をして具體的なる金器を出したるを以て、數論流に誤解さるるの恐あれど、其眞意は、矢張り作用の如何を以て、三世の區分をするにあることは、正理第五十二、顯宗第廿六に辯ずるが如し。

して、餘の物と作す時、形は殊ること有りと雖も、體は異ること無きが如く、又乳の變じて酪と成る時、味勢等を捨して、顯色を捨するに非ざるが如く、是の如く、諸法の世に行ずる時、未來より現在に至り、現在より過去に入るに、唯、類を捨得して、體を捨得するに非ずと。

(二)妙音の相有異説

尊者妙音は、是の如き説を作す、(二六)相の不同に由りて、三世異有りと。

彼れは、謂はく、諸法の世に行ずる時、過去は、正しく、過去の相と合す、而も名けて、現、未の相を離ると爲さず。未來は、正しく、未來の相と合す、而も名けて、過現の相を離ると爲さず。現在は、正しく、現在の相と合す。而も名けて、過未の相を離すと爲さず。人の、正しく、一の妻室に染する時、餘の(二七)姫媵に於いて、染を離るとは名けざるが如しと。

(三)世友の位有異説

尊者世友は、是の如き説を作す、(二八)位の不同に由りて、三世に異有りと。

【二六】相(lakṣaṇa)の不同。光に從へば、この師は不相應行中に別に三世相なるものを立て、凡ての物は之と合し居り、而もその三世相の表はれ方如何によりて、過去法、未來法、現在法と名づけらるると考へたるなりと。(然ども果して妙音は生住異滅の四相以外に三世相なるものを立てたるかは、尙ほ他の助證を要すべし。頌疏の遁麟は、この相とは世相の意味にあらずして相狀の義なりと解したるが、若し然りとすれば前の法救の説と大差なきものとならん。)

【二七】姫媵。中宮、更衣、御部屋などと言はんが如し。

【二八】位(Avasthā)の不同に云云。鞞婆沙七には肘と譯し、雜心論上には分分と譯す。こは一見すれば、時間を靜的に考へ、過去位、現在位、未來位を想定して、法が過去位にあるを過去法といひ、現在位にあるを現在法と名げたるが如くに解せり。然ども佛教にては、時間を別法と見ざるが故に、その眞意は後に解するが如く、要するに作用を基本として、未作用、現作用、既作用によりて、三世を立てたるものに外ならず。

彼れは、謂はく、諸法の、世に行ずる時、〔三世の〕位位の中に至りて、〔三世の〕異異の説を作す。位に別有るに由りて、體に異有るに非ず。(二九)一籌を運びて、一に置くを、一と名け、百に置くを百と名け、千に置くを千と名くるが如しと。

(四)覺天の待有異説

尊者覺天は、是の如き説を作す、(三〇)待に別有るに由りて、三世に異有りと。

彼れは、謂はく、諸法の、世に行ずる時、前後相待して、名を立つること異有り。一の女人を、母と名け、女と名くるが如しと。

論主の批評

(三一)此の四種の、説一切有の中にて、(三二)第一は、法に轉變有ることを執するが故に、數論外道の朋の中に置くべし。

(一)法救に對して

(三三)第二の所立は、世相雜亂す。三世に、皆、三世の相有るが故なり。

(二)妙音に對して

【二九】籌とは、算木のこと。算盤の例にてその意味を解すべし。

【三〇】待(Apekṣā)に別云云。舊論釋婆沙、雜心論等凡て之を異と翻せり。此の説は、三世とは、要するに相待的命名にして、その根據は吾等の認識にありと言はんとするにあり。可なり面白き考なれど、認識と時間との關係に就て詳しき説明なきを以て、眞意を判じ難し。

【三一】此の四種云云。こは論主が暫らく有部の立場に立ちての批評あり。第三説を正義としたれど、その眞意の必ずしもここにあらざるは、經部の批難に贊成しゐるを以て判すべし。

【三二】第一は云云。法救の類説は、少しもその比喩による限り、數論が自性より種種の變異を開展し、再び之を自性に復歸すと主張するに似たるものあるを以て、かくは評破したるなり。然れども、實をいへば、この批評は餘りに例に拘泥したる結果にして、正理も救釋したるが如く、その眞意は、第三の位説と多く異らざることを忘るべからず。

【三三】第二の所立云云。第二の妙音の相説には、凡ての物は三世相と合すといふが故に、たとひ、それに顯味ありとするも、所詮は、一物に同時に三世ありといふこととなりて世相の亂雜を來たすべし。妻妾の例當らずと。

人の妻室に於いて、貪の現行するとき、餘の境に於ていは、貪は、唯、成就すること有りて、現に、貪の起ること無し。何の義をもつてか同と爲んや。

【三四】第四の所立は、前後相待せば、一世法の中にも三世有るべし。謂はく、過去世の前後の刹那を去來と名け、中を現在と爲すべく、未來と現在とも類して、亦、然るべし。

(三)覺天に對して

【三五】故に、此の四の中、第三を最も善しとす。作用に約して、位に差別有るを以て、位の不同に由りて、世に異有りと立つればなり。彼れ謂はく、諸法の作用の、未だ、有らざるを、名けて未來と爲し、作用の有る時を、名けて現在と爲し、作用の、已に滅するを、名けて過去と爲す。體に殊ること有るには非ずと。

(四)世友の説の評取(有部の正義)

【三六】此れは、已に、具に知る。彼れを應に、復た、説くべし。

經部の難

若し、去來世の體も、亦、實有ならば、現在

【三四】第四の覺天の待説は、相待を原理とする限り、相待には區分なきを以て過去にも未來にも三世あることとなり、遂には、無窮となるべしとなり。

【三五】故に此の四の中云云。論主は婆沙に從ひて、世友の位説を善としたるなり。然れども、實をいへば四説何れもその説明が簡單なる爲めに、何れに眞の區別あるや明ならずして、寧ろ、その相違は之を言ひ表はす術語と比喩の相違にありて、意味に到れば餘り異らざるものと解するを至當とせん(但し第四説は之を認識主觀の方に望めたる限り此の趣きを異にす)。故に普寂の如きは之を評して「四家の所説が大旨妨げなし。但世友の所説は文言雅暢にして依憑すべし。今且らく毘婆沙に准じて此抑揚を作せるのみ」と言へり。適評と云ふべし。

【三六】此れはとは、三世實有説に四種の別有ること、及び、第三世友の説が有部の正義なることを指す。この事は能く分りたれど、進んでその根本に解し難き處あれば、之を説明すべしとなり。

と名くべし。何んぞ、去來と謂ふや。

有部の答

豈に、前に、作用に約して、立つと言はずや。

經部復た難ず

(三七)若し爾らば、現在に、眼等の根の、彼同分に攝する有り。何の作用あるか。

有部の答

彼れ、豈に、取果與果すること能はざらんや。

經部復た難ず

是〔の如くん〕ば、則ち、過去の(三八)同類因等は、既に、能く、與果するをもつて、應に、作用有るべし。〔已に〕、半作用有らば、世相雜〔亂〕すべし。

第三項　三世實有論の破

實有論の破

已に、略して、推徵す。(三九)次に當に廣く破すべし。

頌に曰はく、

尙ほこの「此れは已に」以下の文は、前段の附論と見るべきが、後二段に渉る經部の破の口開きと見るべきかに就きては異論あれど、種種の關係上、之を後段に屬すと見るを至當とせん。

【三七】若し爾らば等。若し作用有るを現在といふならば、發識取境の作用無き彼同分の眼根等は、何の作用有るに由つて現在と曰はるるか。

【三八】同類因等とは異熟因を等す。此の二は過去にありて與果する作用有り。但し取果の用は無し。故に唯半作用のみ有るが故に、現在とも名づくべく、過去法にても有りとの難意。

【三九】次に當に廣く云云。以下、經部が、三世實有論を廣く破とせんとする段なり。頌は四句ある中、初の三句は、經部の破にして、第四句は、有部の答なり。

頌の舊譯

何礙、緣不レ具、非レ常此云何、
壞二悉檀理一故、非二能不レ異故、
世義則不レ成、未レ生滅、云何、
由二去來體一故。

何れか用を礙ふる。〔用とは〕云何。　異無くんば、世、便ち壞せん。
誰の未生と滅とかあらん。　此れは、法性の甚深なるなり。

何の用を礙ゆる（第一句前半）

論じて曰はく、(四〇)若し法の、自體、恆有なりと說くべくんば、應に一切の時に、能く、作用を起すべし。何の礙力を以てか、此の法體より起る所の作用をして、時に有り、時に無からしめんや。

若し衆緣和合せずと謂はば、此の救は理に非ず。(四一)常有と許すが故なり。

用は云何（第一句後半）

又、(四二)此の作用を、如何にして、說いて、去來今と爲ることを得るか。豈に、作用の中に、而も、更に餘の作用有りと立つることを得んや。

作用は三世を超越し得ず

(四三)若し、この作用は、去來今に非ずして、而も復た、說いて作用、是れ有なりと言はば、〔作用は〕則ち、無爲なるが故に、應に常にして、無に非ざるべし。故に作用、已に滅したると、及び此の未有

【四〇】若し法の自體云云。法體恆有ならば、之に伴ふ用も恆有なるべき筈ならずや、過去未來にはその作用起らずと汝は言へど、然らば問はん、一體、何の力ありてそを礙えて起らざらしむるかと。

【四一】常有と許す云云。その因緣も常有なりと汝は主張するが故に、因緣の和合せざる時なければなり。

【四二】此の作用云云。作用は何によりて三世に分るるか。若し更に他の作用有りて、それが原因となりて分れしむと說かば無窮に至らん。

【四三】若しこの作用云云。作用の自體は過現未に涉らざるも而も有なりと言はば無爲なりとせざるべからず。已に無爲なりとせば、その已滅を過去と云ひ、未生を未來なりと說くを得ざるべし。

との法を、去來と名くと言ふべからず。

有部の救（第二句前半）

(四四)若し作用が、法體に異りと許さば、此の失有るべし。然も異ること有ること無きが故に、此の過失有りと言ふ可らず。

經部の破（第二句後半）

(四五)若し爾らば、所立の世の義は、便ち壞せん。

謂はく、若し作用、卽ち是れ法體ならば、體、既に恆有なるを以て、用も亦然るべし。何んぞ、有る時は、名けて過來と爲ることを得んや。故に、彼れの所立の世の義は成せず。

有部徵

何爲れぞ、成せざる。

經部の答

(四六)有爲の法の、未だ已に生ぜざるを、未來と名け、若し已に生じて、未だ滅せざるを、現在と名け、若し已に滅するを、過去と名くるを以てなり。

經部復た難ず（第三句）

彼れは、復た應に說くべし。若し現在の法體の實有なるが如く、去來も亦然らば、誰れか、(四七)未已生なる、誰れか復た(四八)已滅なるかを。(四九)謂はく、有爲の法體にして、實に、恆有ならば、如何にし

【四四】若し云云。體と用とを離して論ずるが故に、かかる難あれど、我宗にては體用を不離と見るが故に、此難成ぜずとは有部の救釋なり。

【四五】若し爾らば云云。若し體と作用と不離にして體卽用なりと云はばの意。

【四六】有爲の法云云。この句に對しては光寶の相違あれど、今は寶によりて經部の說明と見る。卽ち前に體用一ならば、用も常恆なるべきを以て過未を成ぜずといへるを、反面より證明せんが爲に、體用一なりと救釋せる有部の矛盾を指摘したるものと解すべきなり。

【四七】未已生とは未來。

【四八】已滅とは過去。

【四九】謂はく。此謂の字を「誰」に作るは非なり。鮮本及び光の如く「謂」と見るを至當とす。

て、未已生、已滅を成ずることを得べきか。

(五〇)先きに、何の闕くる所ありて、彼れ未有なるが故に、未已生と名け、後に、復た、何をか闕いで、彼れの、已に無きが故に、(五一)名けて已滅と爲すか。故に、法の、(五二)本無くして今有り。(五三)有り已つて還つて無なることを、則ち三世の義なりと許さずんば、應に(五四)一切種、皆、成立せざるべし。

(五五)然るに、彼れが所説の、「恆に有爲の諸相と合するが故に、行は、非常なり」と「の說」は、此れ、但だ、虛言有るのみ。生滅の理無きが故に、體は恆有なりと許しながら、「而も」性は非常なりと說く。是の如き義言は、未だ曾て有らざる所なり。

是の如き義に依るが故に、有る頌に曰はく、

【五〇】先きに云云。法體恆有ならば、抑も未來に何の缺く所あり、過去に何の缺く所あるによりて、未生已滅となるかとの難なり。

【五一】名けて已滅云云。而も法體恆有なる以上、缺るものは有り得ざるなりとの意。

【五二】本無くして今有りとは、現在の義。

【五三】有り已つて還つて無とは、過去の義、未來の義は、本無くして云云の語より推定することを得。

【五四】一切種とは畢竟じて、どうあつてもなどの義なり。

【五五】然るに云云。前の一切種皆成立せざるべしにて、前三句による頌文によりながらの破論を一と通り述べ終れり。この「然るに」以下は、頌を離れて、更に自由に論破せんとしたるものとす。

(五六)法體は恆有と許して、而も、性は非常と說くも、性と體とは、復た別無し、此れ眞の自在の作なり。

第一教證を破す

又、彼の言ふ所の、「世尊の說くが故に、去來二世は、その體、實有なり」とは、(五七)我等も、亦、去來の世有ることを說く。謂はく、過去世の曾有を有と名く。未來は、當有なり。(五八)果因、有るが故なり。是の如き義に依りて、去來有りと說く。去來は、現〔在〕の如く、實有なりと謂ふには非ず。

有部救

誰か言ふ、彼の有は、現在世の如くなりと。

經部反徵

現世の如くに非ずんば、(五九)彼の有は云何。

有部の答

彼は、去來二世の(六〇)自性を有す。

經部又難

此れ、復た、應に詰るべし。若し、倶に是れ有ならば、如何にして、是れを去來の性と言ふべきか。

【五六】法體云云の頌は恐らく經部に傳はれるものなるべし。頌の舊譯
法體性恆有、而不レ許二法常一、有法不レ異レ性　是眞自在事。
法體は常有にして、生滅に亙らざるも、性は無常にして生滅すと許す。但し體と性とは別體無し。かくの如き所立は實に自由自作の自在天の仕業なるべしとの嘲弄の言なり。

【五七】我等とは經部師。

【五八】果因云云。現在が有る以上は、その因として過去有り。同樣にして現在ある以上はその果として未來當有なりとの意。

【五九】彼の有とは去來二世の法の有。

【六〇】自性とは、法の自體のこと。過未の法は現在の如く用の有る自體は無きも、過未法の自體有りとの謂。

故に、〔經に〕、彼れは、有なりと說くは但だ、(六一)曾と當との因果の二性に據るものにして、體の實有なる〔がため〕には非ず。

世尊は、因果を謗る見を遮せんが爲めに、曾と當との義に據りて、去來有りと說けるなり。〔そは〕有の聲は、通じて、有無の法を顯はすが故なり。世間に、燈の、先きに、無きこと有り、燈の、後に、無きこと有りと說くが如く、又、燈の、已に滅すること有り、(六二)我れの今滅するに非らずと言ふこと有るが如く、去來有りと說くことも、其の義、亦、應に爾るべし。

若し爾らずんば、去來の性は成ぜず。

有部の難

若し爾らば、何に據りて、(六三)世尊は彼の(六四)杖髻外道の爲めに、業は過去し盡し、滅し、變壞すとも、而も猶ほ、是れ、有と說けるや。

(六五)豈に、彼れは、業の曾有の性を許さざれば、今、世尊は重ねて、爲めに有を說かんや。

經部經を通す

(六六)彼れの所引の現相續の中の與果の効能に依りて、密かに說いて有と爲す。若し爾らずし

【六一】曾と當と云云。過去は曾て有なる因の性、未來は當に有なる果の性。此の曾有、當有の因果の二性によりて經には有と說けるなりとの意。

【六二】我れの今滅するとは、自分が今消ゆるに非ずして、以前より消えてありしことが有りと云ふ意。

【六三】世尊云云。中阿含四、業相應品尼軋經、波羅牢經等、參照。

【六四】杖髻外道(Laguḍa-śikhīyaka)。舊譯、杖勝外道。

【六五】豈に彼れは云云。杖髻外道が業曾有のことを知らざるが故に、佛が之を說きて見せたものか。恐らくは爾らざらん。何んとなれば、業曾有のことは誰れも等しく許す處にして、之は杖髻外道の如きも亦許す處なり。故に此は、此外道が實有のことを知らざるが故に、佛が爲めに實有を知らしめんと欲して說ける所なるべし云云の意。

【六六】彼れ云云。彼とは業のこと、業の起るときに現在の身中に種子を引起す。その種子につきて密意を以て業は有な

て、彼の過去の業が現に實有性ならば、過去、豈に成ぜんや。理として、必らず、爾るべし。

更に經を引く

薄伽梵は、(六七)勝義空契經の中に於いて、「眼根の生ずる位に、從來する所無く、眼根の滅する時、(六八)造集する所無し。本無くして、今有り、有り已りて、還た無し」と說くを以てなり。去來の眼根にして、若し實有ならば、經に、本無等の言を說く可からず。

救を擧げて破す

(六九)若し、此の言は、現世に依りて說くと謂はば、此の救は、理に非ず、現世の性と、彼の眼根とは、體に別無きを以ての故なり。若し現世にして、本無くして、今有り。有り已つて還つて無きことを許さば、是れ則ち、眼根の去來に體無き義、已に成立せん。

第二の救證を破す

又、彼の說く所の、要らず、二緣を具して、識、方に生ずるが故に、去來の二世は、體實有なりと[の說]は、應に共に尋思すべし。意と法と緣と爲りて、意識を生ずとは、(七〇)法が、意の如く、能生の

り」と說きたりとの義。與果の効能とは與果の功能有る種子のこと。

【六七】勝義空契經とは、第一義空を說く故に名づく。雜阿含十三に曰く、「云何爲第一義空經、諸比丘眼生時、無有來處、滅時無有去處、如是眼不實而生、生已滅盡云云」。

【六八】造集する所無し(Na kvacit saṃnicayaṃ gacchati)。何處に集まると云ふこともなしとの意。

【六九】若し此の言云云。有部にては前の勝義空經の說を解して、こは現在を基本として、過去未來は現在に現はれざるを本無還無といへるのみにて、過去その者、未來その者の無なるをいふにあらずと。今文はそれに對する破なり。謂へらく法を離れて別に時なきが故に、眼根に關して現世といふは、所詮、眼根その者の現在を指すに外ならず。從つて現世を基本として、過未に於ける眼根の無を說くといふとは所詮、眼根が過未になしといふ結論に達せざるべからずとなり。

【七〇】法が意の如く云云。意根が識の所依となりて識を生ずると同じ意義に於て、境たる法も意識を生ずる作用ありとせんか、將た法はただ、識を發する爲めの對象たるに過ぎずとせんかとは問意なり。

縁と作ると爲んや。法は、但だ、能く、所縁の境と作ると爲んや。

(七一)若し、法にして、意の如く、能生の縁と作らば、如何にして、未來百千劫の後に、(七二)當に有るべき彼の法と、(七三)或は、當に、亦、無なるべきものが、能生の縁と爲りて、今時の識を生せん。

又(七四)涅槃の性は、一切の生に違す。立てて、能生と爲さば、正理に應せず。

(七五)若し法[境]にして、但だ、能く、所縁の境と爲らば、我も、過未は、亦、是れ所縁なりと説く。

有部責

若し無ならば、如何にして、所縁の境と成らんか。

經部の答

我れは説く、(七六)彼れは有なること、所縁と成るが如しと。

【七一】若し云云。前二問の中、前者の意味なりとすれば、意根が識を生ずる爲めに等無間縁となるが如くに、法も亦、識と密接に連絡すべき筈なるに、吾等は遠き未來に現はるる法、乃至縁缺不生にて、遂に現はれざる法などまでも縁じて、意識を起し得るは、何故かとなり。これ未來の法は意根の如く密接に關係せざるを指摘したるなり。

【七二】當に有るべきとは、未來可生の法。

【七三】或は當に云云　缺縁不生の法のこと。

【七四】涅槃擇滅は一切の生滅を超越して可得能證すべき法にして、無爲法爾の法なり。故にそれが能生の縁となりて第六意識を發する如きは正理に順ぜずとの意。

【七五】若し法云云。若し、法境にして、前問の第二の如く單に、所縁となる丈のものにして、別に能生の意義有るには非ずといふならば、自分(經部)の方に於ても、亦爾く説くものなれど、その範圍に於ては、法(過未の)は無體なるも、差支なく、從つて過未有體の證とはならず。

【七六】彼れは等。現在法が所縁の境となるに擬して、彼れ卽ち過未も所縁となれど、現在法が實有なるによりて對象となるが如くに、過未も然りといふ義にあらずとなり。卽ち有部の素朴的實在論が、經部に到りて漸やく觀念論的認識論となれることを看取せよ。

有部徴す

如何にして、所緣と成るか。

世親答ふ

謂はく、曾有と當有となり。過去の色受等を憶ふ時、現「在」の如く、分明に、彼れを觀じて、有と爲すに非ずして、但だ、彼の曾有の相を追憶するのみ。

逆に、未來の當有を觀ずることも、亦、爾り。謂はく、曾て、現在の、領する所の色相の如く、是の如く、過去を追憶して、有と爲す。亦た當の現在の領する所の色相の如く、是の如く、逆に、未來を觀じて、有と爲すなり。

若し、現「在」の如く有ならば、應に現世と成るべし。若し、體、現に無ならば、則ち應に無境を緣ずる識有りと許すべきことも、其の理自ら成ず。

救を牒して破す

(七七)若し、未來の極微は、散亂して有り、而も、現「在」には非ずと謂はば、理、亦然らず。彼の相を取る時、散亂に非ざるが故なり。

(七八)又若し彼の色の有ることは、現在に同じ。唯、極微散亂すること有るを異と爲さば、則ち、極

【七七】若し未來の極微云云。若し有部が救ひて、過去未來の色は、現在の如く有なるには非ず、極微が散亂して存在すと謂ふとも、實際に於て、過未を緣ずるや、散亂せる極微を緣ずること無く、積集の所造物として認識するが故に、此の救も亦理に非ず云云の意。(附記、有部にては、獨離の極微の存在を否定す。之を許すは正量部なり)。

【七八】又、若し云云。極微の散と聚とによりて現在(聚)と過未(散)とを分たんとする說を破するものなり。若し之を許すとせば、極微よりなる色法を常住なりとせざるべからざるに至らんとなり。

微の色は、其の體、常なるべし。

(七九)又、色は、唯、極微の聚と散なるべくんば、竟に、少分も、生滅と名く可きもの無く、是れ則ち、(八〇)邪命者の論を遵崇するものにして、(八一)善逝の說く所の契經に棄背す。契經に說くが如し。眼根は、生ずる位に、從來する所無しと。乃至廣く說く。

(八二)又、受等は、極微の聚成する「所」に非ず。如何にしてか、去來は、散亂すと言ふ可き。然も、受等に於いて、追憶逆觀するも、亦「前述したる」未滅已生の、時の相の如し。「從つて」若し現「在」の如く、體有ならば、(八三)是は常なるべく。若し、體、現に無ならば、還つて無の境を緣ずる識有りと許すべしとの理は、亦自ら成ぜん。

有部難ず

若し體、全く無にして、是れが所緣とならば、(八四)第十三處も、是れ所緣なるべし。

「經部の答

諸有の第十三處無しと達する(八五)此の能緣の識は、何を所緣と爲すか。

轉救を破す

(八六)若し、卽ち、彼の名を緣じて、境と爲す

【七九】又色は唯極微云云。三世の色法は、唯極微が聚(現)散(過未)する迄の相異にして、生滅することは寸分も無しと曰はば、是れ極微常住と立つる Ājivika 外道の宗を遵守して、佛の契經に棄背するものなりとの意。

【八〇】邪命者とは正當の方便によりて生活の方法を得ざるもの通例 Ājivika 派を指せど、ここは必ずしも、それのみに限らず汎く外道 (Pāṣaṇḍin) の意義に用ゐられ、勝論などを指すと解すべきものなり。

【八一】善逝(Sugata)。

【八二】又受等云云。極微の散聚に就いて過現未を立つるとの非を心理的方面より述べたるものとす。そは受等、卽ち受想行識の四蘊は極微所成に非ざれば、集散の理無きも矢張、之に過現未あればなり。

【八三】是はとは受等四蘊。

【八四】第十三處。佛家にては十二處の外無し。故に第十三處とは、龜毛、兎角の如き無體を顯はすときに用ふる言なり。

【八五】此の能緣の識云云。已に汝は第十三處無しと知るにあ

聲無の例

と謂はば、是れ、卽ち、彼の名を撥して、無と爲すべきものなり。

(八七)又、若し、聲の、先きには、有に非ざりしと緣ずるときは、此の能緣の識は、何を所緣と爲すか。

若し、卽ち、彼の聲を緣じて、境と爲すと謂はば、聲の無を求むる者は、應に、更に、聲を發すべし。

若し聲の無は、未來の位に住すと謂はば、[汝が宗にては]、未來は實有なり、如何にしてか無と謂はん。

(八八)若し、去來に、現世無しと謂はば、此れも、亦、理に非ず。其の體、一なるが故なり。

(八九)若し、少分だも、體の差別有らば、本無今有は、其の理、自ら成ず。

らずや、この第十三處無しと知る識は何を緣じて起るか。矢張、無を緣じたる結果に外ならざるべしとなり。

【八六】若し卽ち彼の名云云。有部にては、第十三處なしと觀ずる識は、第十三處といふ實有の名(不相應法の一)を對象とすと救釋せん。而もこの救釋は當らず、何んとなれば、已に第十三處なしといふ以上は、その第十三處といふ名を撥無するとにして、從つて、所謂、不相應の名を否定するの矛盾を來たせばなり。故に寧ろ正直に無を緣ずといふを勝れりとせずやとなり。

【八七】又若し聲云云。無を緣ずる場合に關して例を擧げて論ず。

例へば、ここに「前に聲がなかりき」といふことを緣ずる識ありとせんに、この識は何を對象としたるものなりや。有部は之に對して、こは聲を對象としながら、而もその無からんことを希望して緣じたるものなりと辿ずとせんに、こは甚だ拙き通じ方と言はざるべからず。何んとなれば、已に聲の非有を對象としながら、尙ほ聲を緣ずといふならば、理として聲を發すべきにあらずや、聲のなからんことを望むといふは、矛盾にあらずや。又更に、前には聲なかりしも、そは無にあらずして、ただ未來世に住するに過ぎずと言はば、三世實有なるを以て、已に前に無かりしといふは矛盾ならずや。

【八八】若し去來に云云。過去未來にも聲あれど、ただ現在に顯はれざる點に於て無なりといふも當らず、三世の聲は、體一なるを以てなり。

結論

故に、識は、通じて、有と非有との境を緣ず。

達文を會す

然るに、(九〇)菩薩が、(九一)世間に無き所を、我れ知り、我れ見るとは、是の處無しと說けるは「其の」意に說く、(九二)他人は增上慢を懷いて、亦、非有の現相に於いて、有りと謂ふも、我れは、唯、有に於いて、方に觀じて有と爲すのみと。

若し、此れに異ならば、則ち、(九三)一切の覺は、皆所緣有り。何に緣りてか、境に於いて、猶豫有ることを得んや。(九四)或は、差別有らんや。

經を引いて證す

理必ず應に然るべし、(九五)薄伽梵の、餘の處に於いて、善く來れるかな。苾芻よ、汝等、若し、能く、我が弟子と爲りて、諂無く、誑無く、信有り、勤有らば、我れは、旦に汝を教へて、暮れに勝を獲せしめ、我れ、暮に汝を教へて、旦に勝を獲せしめむ、便ち、有は是れ有、非有は是れ非有、(九六)有上は是れ有上、(九七)無上は是れ無上と知

【八九】若し少分だも云云。若し三世の體は一體ならず。其間に區別の存するものありと言はば、少くともその區別の存する限り、現實の體は、本無今有なりとせざるべからずとなり。

【九〇】菩薩とは釋迦菩薩のこと。

【九一】世間に無き所とは、世間に無き法のこと。此を我れ見、我れ知ると云ふ道理なしと菩薩の言へるは、識が無を緣ぜざる經證の知くに、見ゆるを以て、此の言を論主が通ぜんとするなり。

【九二】他人は云云。他人の增上慢を懷けるものは、不淸淨の定に入り、天眼の境界として、定中に假りに現ずる幻影を其加行位に於て全く實有なりと謂ふ、我は唯だ實有の現有を實有となすのみ。

【九三】一切の覺とは、心心所のこと。一切の心心所は凡て所緣有り。從つて一切凡て實有の境に托して起ることとなり、菩薩が、世間に無き所を我れ知り云云と云ふ猶豫疑惑を生ずべき理無し。若し境に有無の差別が有るときは、主觀的にも理として自ら猶豫無きを得ずとの謂。

【九四】他人も唯だ實有に於てのみ有と見るとせば、菩薩が他人より勝れて居ると云ふ差別あらざるべし。

【九五】薄伽梵云云。雜阿含廿六。

【九六】有上とは、上有る法の意　一にして、劣法のこと。

るならんと。

第一理證を例破す

此れに由りて、彼れの說ける。「識は、境を有するが故に、去來は有なり」といふは亦、因と成らず。

第二理證を破す

又、彼れが言ふ所の、「業は、果有るが故に、去來有り」といふも、理として亦、然らず。

經部の種子相續の因果說

(九八)經部の師は、是の如き說を作す。卽ち、過去の業は、能く、當果を生ず。然も、業を先と爲して引れたる相續の、轉變し、差別して、當果をして、生ぜしむるなりと。「是れは」、(九九)破我品の中に、當に、廣く顯示すべし。

別破

若し、實に、過去、未來有りと執せば、則ち、一切の時に、果の體は、常有なるべし。「已に爾らば」業は、彼れの果に於いて、何の功能有るか。

數論に同ずる過を出す

(一〇〇)若し、能く、生ずと謂はば、則ち、所生の果の、本無今有なること、其の理、自ら成ぜん。若し一切の法にして、一切の時に有ならば、誰が、誰に於いて、能生の功能有るや。

又、(一〇一)雨衆外道の所黨の邪論を顯成すべし。

【九七】無上とは逆に最上無二の法の意にして、從つて最勝の法のこと。俱舍等より云はば卽ち擇滅涅槃に當る。今の文中「有は是れ有、非有は是れ非有」と言ふ處が、正しく證據となる文なり。

【九八】經部にては過去の業に實體が有りて、それが、果を引くとは說かず。過去の業が起したる現在の身に、其の業の種子を引起し、その種子が、念念に相續し、轉變差別して、終に當來の果を生ずと說くなり。

【九九】破我品とは第三十卷。

【一〇〇】若し能く生ず云云。有部にて業は果を生ずと言はば、已に生ずといふ以上、生ぜざる先きには果なきことを意味すを以て云云の意。

【一〇一】雨衆外道(舊、婆沙乾若 ~ vārṣagaṇa) 數論學徒のこと。

彼れは、是の說を作す、有は必ず常有なり、無は必ず常無なるべし、無は必らず生ぜず、有は必ず滅せずと。

論主破(一)

〔一〇二〕若し、能く、果をして、現在と成らしむと謂はば、如何にして、果をして、現在に成らしむるか。

論主破(二)

〔一〇三〕若し、引いて餘の方所に至らしむることなりと謂はば、則ち所引の果は、其の體、常なるべし。

論主破(三)

〔一〇四〕又、無色の法は、當に、如何にして、引くべきか。

論主破(四)

〔一〇五〕又、此れが引く所も、「其の」體は、本無なるべし。

論主破(五)

〔一〇六〕若し、但だ、體をして差別有らしむるなりと謂はば、本無今有は。其の理、自ら成ぜん。

數論は因中有果論（Satkārya-vāda）にて、一切の現象は凡て、因たる自性中に包含せられ、少分と雖も、已に因中に內在し居らざる果なしと論じ、從つて無より生ずるものなきと同時に、因中に含まれざるものは、神我を除いては、絕對的に非有なりと主張するも亦、當然の結論なり。

【一〇二】若し能く云云。論主の破の第一なり。數論派は已に因中に果ありと說き、而かも現在に種種相あるは業の爲なりといふ。此難は之を豫想しての論にして、若し已に因中に果ありと言はば、別段に業を藉らざるも任運に其果が現出するにあらずや云云となり。

【一〇三】若し引いて云云。業の果を引くとは所詮、一所より他所に移すこと也と言はば、其引かるる果は常恆不變といふこととなるべし、而も汝は果を變異として轉變の無常を免かれずと立つるは何故か。

【一〇四】又、無色の法は云云。又、色法は形有りて、餘處に至らしむることも得べけれ、無色の心心所の如きは、云何にして引いて餘處に至らしむることを得べきか。

【一〇五】又、此れが云云。此の業が、當來の果を引くといふ意が、引發する義ならば、所引の果は體本無かるべし。

【一〇六】若し但だ云云。若し、業が果に對して功能有りといふことは果を生ぜしむる意には非ずして、果の體を差別せしめ、本に異らしむる謂なりと謂はば、已に本と異りて差別する故に、その間に本無今有の意義有り云云。

(一〇七)是の故に、說一切有部にして、若し、實に過去未來有りと說かば、聖教の中に於いて、善說たるに非ず。

論主非を結ぶ

若し、善く、一切の有を說かんと欲せば、契經に說く所の如く說くべし。

有部の問

經には如何に說くか。

(一〇八)契經に言ふが如し。(一〇九)梵志よ。當に知るべし。一切の有とは、唯十二處、或は、唯、三世、(一一〇)其の有る所の如く有の言を說くと。

有部の難

若し、去來にして、無ならば、如何にして、能所繫、及び離繫有りと說くべきか。

經部釋す

(一一一)彼の所生と因との隨眠有るが故に、去來の能繫の煩惱有りと說く。(一一二)彼れを緣ずる煩惱の隨眠有るが故に、去來の所繫縛の事有りと說く。若し隨眠斷ずれば、離繫の名を得。

【一〇七】是の故に云云。かく兩衆外道に同ずる點より非難し終りて、有部宗主張の非理を總結す。

【一〇八】契經とは、雜阿含十三、に曰く、生聞婆羅門白レ佛言、云何一切有、佛告レ彼、我今問レ汝、隨レ意答レ我、婆羅門於レ意云何、眼是有不、答言是有、沙門瞿曇、色是有不、答言是有、沙門瞿曇、婆羅門有レ色有ニ眼識一有ニ眼觸一、有ニ眼觸因緣生レ受、若苦若樂不苦不樂一不、答言、有、沙門瞿曇、耳鼻舌身意亦復如是。

【一〇九】梵志(Brāhmaṇa)婆羅門のこと。

【一一〇】其の有る所の如くとは、有と說く中に實有あり、假有あり、曾有あり、當有あり、それを實有は實有、當有は當有と說くが、是れ一切有の意なりとの意。

【一一一】彼の所生等。過去の煩惱の生ぜる隨眠即ち種子有るが故に、又未來の煩惱の因となる隨眠即ち種子有るが故に過未の能繫の煩惱有りと言ふ。

【一一二】彼れを等。又其の過未の境を緣ずる煩惱の隨眠、今有るが故に煩惱に由つて有情が繫せらるる事ありと說く。

有部の正義（第四句）

(二三)毘婆沙師は、是の如き說を作す。現の如く、實に過去未來有るなり。「然ども」所有の中に於いて、通釋すること能はざるは、(二四)諸の自愛の者は、應に是の如く知るべし。法性深甚にして、尋思の境に非ずと。豈に、釋すること能はずとて、便ち、撥して無と爲さんや。

法性甚深

(二五)異門有るが故に、(二六)此れ生じ、此れ滅す。謂はく、色等生じ、卽ち色等滅す。
異門有るが故に、(二七)異生じ、異滅す。謂はく、未來生じ、現在世滅す。
異門有るが故に、卽ち世を生と名づく。正生は(二八)時世に攝する所なるを以ての故なり。
異門有るが故に、(二九)世に、生有りと說く。未來世には、多刹那有るが故なり。

第三節　事の斷と繫の斷との關係

問

傍論は、已に了りつ。(三〇)今應に思擇すべし。
諸事の已に斷ずるとき、彼れ離繫なりや。設し、事が繫を離るれば、彼は已に、斷ずるか。

【二三】毘婆沙師云云。以上、廣く、有部を攻擊して、最後に頌の第四句に戾りて、有部をして心細き辯護をなさしめて本宗歸結としたるなり。
【二四】諸の自愛の者とは、自分の宗義（有部）を愛樂する者の意。
【二五】異門（Paryāya）。舊に別義と云ふ、說き方の不同あることなり。
【二六】一法の上に生滅を說く。
【二七】別法の上に生滅を說く。
【二八】時世を自性とするが故なり。
【二九】舊譯に「從世生」と譯す。謂く未來は多刹那あるが故に或る一刹那は其の中より生ずと說く。
【三〇】今應に思擇すべし云云。先きに世に約して繫を論じたるの續きとして、第二に斷に約して繫を論ずる段なり。問意を理解するには、先づ斷と離との相違を知らざるべからず。斷とは得を離るるに因る、或る對境が直接に自身を縛する煩惱より脫する義にして、離とは能緣の煩惱の斷ずるに因る、直接は勿論、間接

答

(三一)若し、事の繫を離るれば、彼れは、必ず、已に斷ぜり。〔然れども〕事、已に斷じて、而も、離繫に非ざること有り。

斷に約して繫を明にす

(三二)斷にして、離繫に非ざるものも有りとは、其の事云何。

頌に曰はく、

見苦の、已斷なるに於いて、餘の遍行の
隨眠と、
及び、前品の、已斷に於いて、餘の、此
れを緣ずるは、猶ほ繫す。

見道位（第二句）

論じて曰はく、(三三)且らく、見道の位に於いて苦智、已に、生ずれども、集智、未だ生ぜざるときは、見苦所斷の諸の事は、已に斷ずる

に之を縛し居る繫縛をも離るるといふ分り易き例を以て云へば、男女間の關係に於て、その一人が全くその欲情を斷ずるは所謂斷にて、離とは其上に更に向ふの相手も當方を全然思ひ切るに至れるをいふ。故に斷は狹く離は廣し。今の問意は此事に關するものにして、或る對象がその縛を斷ずれば、直ちにそれにて離繫となるや、然らざる場合もありや、第二に逆に離繫すれば、それにて斷なりやと。

【三一】若し事が云云。離の中には必ず斷を含めど、斷は必ずしも離を含まずとは、其答なり。

【三二】斷にして離繫にあらず云云。正しく斷に約して繫を明かにするものにして、つまり斷と繫との關係を說明したるものなり。

四句中、前二句は、見惑に約して、斷にして繫にあらざる場合を明かにし、後の二句は修惑に約して之を明かにしたるものとす。

頌の舊譯

滅レ苦下惑中　由ニ餘遍行應一
於ニ前品已滅一　餘同境惑應。

【三三】且らく見道の位云云。先づ見道位の例を擧ぐれば、見道十五心中、初の苦法智忍の次の苦法智生ずるとき、それによりて、苦諦下の諸事は繫縛を斷じ得べし。分り易く言へば與へられたる現實界に對する迷は滅する譯なり。然れども、集法智の未だ生ぜざる限り、集諦下の煩惱あるべく、而もその中には、遍行の惑あるを以て、この惑は尙ほ苦諦を緣じて、間接に之を繫縛すること、尙ほ、自分は已に解脫するも相手の女が離れ

も、見集所斷の遍行の隨眠は、若し、未だ永斷せざるときは、能く此れを緣ずれば、此れに於いて、猶ほ繫す。及び、(二三四)修道の位に隨つて、何れの道の生ずるも、九品の事の中にて、前品は、已に斷つとも、餘の、未だ斷せざる品の所有の隨眠の、能く此れを緣ずるもの、此れに於いて、猶ほ繫す。

修道位
（三四句）

斷にして、離繫に非ざることは、是の如く、應に知るべし。

第四節　隨眠の隨增

第一項　法と識との關係

惑の隨增

(二三五)何の事に、幾くの隨眠有りて、隨增するか。

略毘婆沙

若し、事に隨つて、別に答ふれば、便ち、多くの言論を費やさん。是の故に、應に、(二三六)略毘婆沙を造るべし。此れに由りて、少少の功力を勞すと雖も、而も、能く、大大の問流を越渡す。

ざるが如き狀態にあるを以て未だ眞の離繫とは言はれずとなり。

【二三四】修道の位に云云。修道の例を擧ぐれば、後に述ぶるが如く修惑は三界九地に涉りて各之を上上品乃至下下品の九品に分つ。而して之を斷ずる順序は上上品より上中品に及び最後に下下品に及ぶ。然るに今、假りに欲界九品の修惑に於て、其上上品を斷じたりとせんに、その限り斷なれど、尙ほ上中品等の殘る限り、そは又上上品を緣ずるを以て未だ以て、眞の離繫と稱せられず。

【二三五】何の事に幾く云云。是れ事と惑との關係を明にしたるものにして、卽ちいかなる對境に對していかなる隨眠が所緣隨增するかを論じたる段なり。此段も亦、之を詳說すれば極めて繁鎖となるべきものにして論主も其繁に堪へずとして略毘婆沙を造りたるも、その略毘婆沙すら徹底的に論究すれば容易にあらず。例によりて表面の解釋のみに止め置かん。

【二三六】略毘婆沙とは、大毘婆沙の繁雜なるを簡單に纏めたるものをいふ。

(二七)謂はく、法は、多しと雖も、略して十六種と成す。即ち、三界の五部と、及び無漏との法なり。能く彼れを緣ずる識の名數も、亦、然なり。〔此の中にて〕、但だ、應に何の法は、何の識の境なるかを了知すべし。〔然るときは〕何の事には、何の隨眠が隨增するかを思ひ易し。〔故に〕此の中にて、且らく、應に何の法は、何の識の境なるかを知るべし。

(二八)頌に曰はく、

見苦と集と修との斷にして、若し欲界の所繫ならば、
自界の三と色の一と、無漏と識との所行なり。
色は、自と下との各の三と、上の一と淨識との境なり、

【二七】謂はく法は云云。頌俑論や修養論を主として論ずる際は、四諦修道の五部と無漏との法にて之を攝し得べし。而して五部は三界の何れにもあれど、無漏は三界繫にあらざるを以て總計十六種となるなり。之れ即ち所謂、事の總體なるが、之を所緣として隨増する隨眠も心理的に言へば、要するに十六に對する能緣に外ならざるを以て、先づ一般に認識論の形にて、境と識との關係を論じて、其基礎を定むべしとは、略婆沙の精神なりとす。

【二八】頌に曰く云云。頌は三頌十二句よりなる中、初の四句一頌は欲界の苦集修の三部を緣ずる識の境を明し、中の四句一頌(第五―第八句)は、色、無色の三部法を緣ずる、識の境を明かし、最後の一頌中、初二句(第九、第十句)は三界の、見滅道の二部法に對する識の境の數を明し、後二句(第十一―第十二句)は無漏法に對する識の境を擧げたるものとす。

頌の舊譯
見苦集修滅、是欲相應法、
自界三一色、無垢識境界、
自界下界三、上一淨識境、
無色三界三、無流識境界、
見滅道所滅、一切自長境、
無流三界後、三無流心境。

無色は、通じて、三界の、各三と淨識緣ず。
見滅道の所斷は、皆、自識の行を增す。
無漏は三界の中の、後の三と淨識との境
なり。

欲界繫の三法を緣ずる識（第一頌）

論じて曰はく、若し欲界繫の見苦と、見集と修との所斷の法は、各、(二九)五識緣ず。謂はく、(三〇)自界の三は、卽ち前に說くが如し、及び、(三一)色界の一、卽ち修所斷にして、(三二)無漏は第五なり。皆、緣ず容きが故なり。

色界繫の法を緣ずる識（第二頌前半）

若し色界繫の、卽ち前の所說の三部の諸法ならば、各、八識の緣なり。謂はく、(三三)自と下との三は、皆前に說くが如し、及び、(三四)上界の一は、卽ち、修所斷にして、(三五)無漏は第八なり。皆、緣ず容きが故なり。

【二九】五識とは、欲界の苦集修の識と色界の識と無漏識をいふ。

【三〇】自界の三とは
(一)、欲界苦諦下遍行の惑と相應する識、
(二)、欲界の集諦下の遍行の惑と相應する識、
(三)、欲界修所斷の善の識と無覆無記の識、
を云ふなり。

【三一】色界修所斷の善の識無覆無記の識は、欲界の苦諦下の煩惱を緣ず。

【三二】無漏とは苦集法智品の無漏識。卽ち苦法智忍、苦法智、集法智忍、集法智は見道位に於て、滅道法智品の無漏の識は修道位に於て、各能く欲を治す。

【三三】自と下との三とは
(一)、欲界の苦諦下の上界を緣ずる識。是れは他界緣の煩惱と相應する識なる故に緣ず。
(二)、欲界の集諦下の上界緣の惑と相應する識。
(三)、欲界の修斷の善の識。(無覆無記の識は上界を緣ぜず)。
(四)、色界苦諦下の一切の識。
(五)、色界集諦下の遍行の惑と相應する識。
(六)、色界修所斷の善の識と無覆無記の識。
を云ふなり。

【三四】上界の一云云。無色界の空處の近分定の善の識。

【三五】無漏とは、類智品の無漏識、卽ち苦類智忍と苦類智、集類智忍と集類智。

無色繫の諸法を緣ずる識（第二頌後半）

若し、無色繫の、即ち、前所說の三部の諸法ならば、各十識の緣たり。謂はく、(二三六)三界の〔各〕三は、皆前に說くが如く、無漏は、第十なり。皆、緣ず容きが故なり。

見滅道所斷の諸法（第三頌前半）

見滅、見道の所斷の諸法は、應に知るべし。

一一に、自識の緣を增す。

此れは亦、如何。

謂はく、欲界繫の見滅所斷は、六識の緣と爲る。(二三七)五は、即ち前の如く、〔更に〕見滅斷を增す。

見道所斷も、六識の緣と爲る。五は亦、前の如く、〔之れに〕見道斷を增す。

色、無色界の見滅道斷は、應きに隨つて、(二三八)九と十一との識の緣と爲る。

無漏法を緣ずる識（第三頌の後半）

若し、無漏法ならば、十識の緣となる。謂はく、三界の中の、各各後の三部、即ち、見滅と道と修との所斷の識なり。無漏は第十なり。皆、緣ず容きが故なり。

前の義を攝せんが爲めに、(二三九)復た頌を說いて謂はく、

【二三六】三界の三とは、苦集修の三をいふ。

【二三七】五は即ち前の如しとは、欲の苦集修と同じく三部相應の識と、色界の識と、無漏識となり。

【二三八】九と十一とは、前の見苦集及び修の三部法の場合の識に、更にそれぞれ見識、見道の一を增すによる。

【二三九】復た頌を說いて云云。略頌なり。前一頌は見苦集修の三部に對する三界の繫を說きたるものにして、後頌中、前二句は見滅、見道の二部に關し、最後の二句は無漏法を明したるものとす。要するに前の說明を、そのまま暗記用に纏めたるに過ぎず。

頌の復譯

（復次爲レ攝ニ此義一故、造ニ二偈半一）

見苦集修滅、於ニ三界無流一、

五八及十識、十識所緣境。

見滅道所滅、一切自長境。

見苦と集と修との斷の、欲と色と無色との繫は、
應に知るべし、次第の如く、五と八と十との識の緣なり。
見滅と道との所斷は、各自識の緣を增す。
無漏の法は、應に知るべし。能く十識の境と爲る。

第二項　事の隨眠隨增

是の如く、十六種の法は、十六の識の、所緣の境と爲ることを了知し已りつ。

隨增

今、應に思ふべし、何の事は、何の隨眠の隨增なるかを。若し、別に、疏條せば、恐くは、文煩廣ならん。故に、我れは、此れに於いて、略して方隅を示す。

樂根に隨增する隨眠

且らく、問ふ者有りて、言はく、所繫の事の內の樂根に、幾くの隨眠隨增すること有りやと。應に、樂根に、總じて、七種有りと觀ずべし。謂はく、(二四〇)欲界の一、卽ち修所斷なり、(二四一)色界に五部あり。(二四二)無漏は第七なり。

【二四〇】欲界の一とは、欲界の樂根は前五識相應の故に唯修所斷にして、見取斷の四部には通ぜず。

【二四一】色界に五部とは、初定地に三識相應の樂根あり。第三定の樂根は第六識相應の故に四諦修道の五部に通ず。

【二四二】無漏とは卽ち第三定地のみにある樂根なり。

無漏は隨増せず

一切の無漏は、諸の隨眠の隨増する所に非ず。〔是れは〕、(一四三)前に、已に、說きたるが如し。

(一四四)此の中、前の六には、其の所應に隨つて、欲の修所斷、及び、諸の遍行と、色界の一切の隨眠と隨増す。

樂根を緣する識を隨増する隨眠

若し問ふもの有りて言はく、樂根を緣する識に、復た幾種の隨眠の隨増すること有るかと。應に、此の識に、總じて、十二有りと觀ずべし。謂はく、(一四五)欲界の四、見滅斷を除く。(一四六)色界の五部、(一四七)無色界の二、卽ち、見道諦と及び修との所斷なり。(一四八)無漏は第十二なり。〔是等は〕皆、能く、樂根を緣ず。

此れには、(一四九)所應に隨つて、(一五〇)欲界の四部と(一五一)色界の有爲緣と、無色界の二部と及び諸の遍行との隨眠隨増す。

【一四三】前に已にとは卷十九、參照。

【一四四】此の中云云。欲界修斷の樂根は欲界修斷の惑と欲界苦諦下の遍行の惑と欲界集諦下の遍行の惑とが、此樂根を緣じて隨増す。色界五部の樂根の中、其の修所斷のものを緣じては、修斷の惑と苦諦下の遍行惑と集諦下の遍行惑とが隨増し、苦諦下の樂根を緣じては、苦諦下の惑と集諦下の惑とが隨増し、集諦下の樂根を緣じては、集諦下の惑と、苦諦下の遍行惑とが隨増し、滅道諦下の樂根を緣じては、苦集下の遍行惑と各自部の惑とが隨増す。

【一四五】欲界の四とは、苦集諦所攝の自地或は上地の樂根は身見、邪見等相應の識の所緣なるが故に、見苦見集の所斷の識を二とす。道諦所攝の樂根は、邪見等相應の識の所緣なるが故に、見道所斷の識を一とす。五識身相應の樂根は、貪等相應の識の所緣なるが故に、修所斷の識を一とす。以上總じて四あり。見滅所斷の樂根なきは、見滅所斷の邪見等は滅を緣じ、見取見等は自部を緣じ、隨つて此の所緣の中に樂根無きが故なり。

【一四六】色界の五とは、第三定の樂根は心悅にして、五部所斷に通ずるが故なり。

【一四七】無色界の二とは、見道所斷の邪見等相應の識道所攝の樂根を緣じ、修所斷の善の識が亦た道所攝の樂根を緣す。

【一四八】一切の樂根は皆な無漏識の所緣なり。

【一四九】所應に隨つてとは、無漏を隨増せざるが故に、又た若

重緣隨增（樂根を緣ずる識を緣じて識を隨增する隨眠）

若し復た、問ふもの有りて言はく、樂根を緣ずる識を緣じて、復た、幾種の隨眠隨增すること有るかと。

應に、此の識に總じて、十四ありと觀ずべし。謂はく、前の十二に、更に二種を加ふ。卽ち〔一五二〕無色界の見苦集斷なり。

是の如き、十四の識は、能く樂根を緣ずるを緣ず。此れには、所應に隨つて、欲色は、上の如く、無色は、四部の隨眠隨增す。

此の方隅に準じて、餘は應に思擇すべし。

第五節　有隨眠心

有隨眠　〔一五三〕若し、心が彼れに由るを、有隨眠と名く。

問　〔一五四〕彼は、此の心に於いて、定んで、隨增するや不や。

答　此は決定せず。〔一五五〕或は、隨增すること有り。

干の隨眠は若干の法を隨增するが故に。

【一五〇】欲界の四部とは滅諦を除く。

【一五一】色界の有爲緣とは、五部中の滅諦下の無爲緣の惑を除く。

【一五二】無色界の遍行相應は、見苦見集所斷別なるが故に、前の見道所斷と修道所斷との外に、見苦集斷の二種と言ふ。此二部の識は無色界の見道所斷の、邪見等相應の識及び道を緣ずる無色界修所斷の、善の識を緣ず。先に樂根を緣ずる識に於ては、苦集二部の中、唯無色界の遍行隨眠のみ隨增し、今樂根を緣ずる識を緣ずる識に於ては、無色界の見苦集所斷の全部隨增す。故に遍行相應の識に於いては見苦集所斷の隨眠は、應の如く、相應に由が故に、或は所緣に由が故に隨增す。

【一五三】若し心が彼れに由る等。こは前段の斷に約しての繫論に引續いての論題にして、有隨眠(Sānuśaya)を論じたるものなり。有隨眠とは、本論にもある通り、「彼れに由る」卽ち隨眠と依存關係を有する心を指す。

【一五四】彼は此心に於て云云。隨眠はこの有隨眠の心に於て必ず隨增するかといふ問なり。

【一五五】或は隨增することあり云云。心と相應するものの斷ぜ

謂はく、心と相應すると、及び心を縁ずるものとの未だ斷せざるとなり。相應已に斷ずるときは、則ち隨增せず。

此の義門に依りて、應に是の說を作すべし。

〔一五六〕頌に曰はく、

有隨眠の心に二あり、謂はく、有染と無染となり。

有染心は二に通ず。無染は隨增に局る。

有隨眠心の二種

論じて曰はく、有隨眠の心に、總じて二種あり。〔一五七〕有染と、無染との心の、差別あるが故なり。

有染

中に於いて、有染は、或は、隨增なり。

〔一五八〕謂はく、相應と縁との隨眠の未だ斷せざる〔位〕なり。〔一五九〕相應已に斷ずれば、則ち隨增せず。

ざるとは、相應隨增のことを指すものにして、心を緣ずるものの斷ぜざるとは、所緣隨增をいふ。卽ち斷ぜざる限りは、隨眠は有隨眠の心に於て隨增すとなり。然れども、之を斷ずれば、所緣縛の方にありては、之を有隨眠と名くることなきも、相應縛の方にありては隨增はせざれど、仍ほ之を有隨增と名くとなり。

【一五六】頌に曰く云云。頌は前の略說を纏めて明かにしたるものなり。前の二句は一般論にて後の二句は之を細說したるものとす。

頌の舊譯

有縛心二種、染無染由眠。

【一五七】有染心と無染心。不善と有覆を有染心といひ、善と無覆とを無染心と名く。

【一五八】謂はく相應と緣云云。卽ち相應縛、所緣縛なり。

【一五九】相應已に斷ずれば云云。已に斷じて隨增せざるものを有隨眠と名くるは、伴の性に約していふなり。麟記に之を釋して次の如くいへり「貪等の煩惱が未だ斷ぜられざる時は心と相應して相互に力ありて、同じく前境を縛するを隨增と名く。聖道斷じ已れば境を縛する能なきを以ての故に隨增にあらず。伴の性を斷ぜずといふは、謂く貪等の如きは、必ず同時の心所法と相應して起る。設令、聖道の對治生する時も、必ず此の惑をして心と相離るべからしむることと能はざるが故に斷ずべからず。相應親近なるを以て、復た斷じ已ると雖も有隨眠と名く」と。卽ち簡單に云へば、苟も不善又は有覆なる限り、たとひ、相應縛を斷ずるも尙ほ伴性を斷ぜざるを以て有隨眠

無染

〔而も〕、仍ほ、有隨眠と說くは、恆に、相應するを以ての故なり。(二六〇)若し無染のものならば、唯、隨增に局る。此れを緣ずる隨眠は、必ず、未だ永斷せず、此れは、唯、隨增に據りて、有隨眠と名くるが故なり。

第六節　十隨眠生起の次第

十隨眠の生起の次第

(二六一)上に說く所の如き十種の隨眠の、次第に生ずる時、誰れか前にして誰れか後なるか。

頌に曰はく、

無明と疑と邪と身と、　邊見と戒と見取と、
貪と慢と瞋と次の如く、　前に由りて、後を引いて生ず。

無明—疑

論じて曰はく、且らく、諸の煩惱の次第に生ずる時、先づ無明の、諦に於いて、了ぜざるに由りて、苦乃至道諦を觀ぜんと欲せず。了ぜざるに由るが故に、次に引いて疑を生ず。謂はく、二途を聞い

と名けらるとなり。

【二六〇】若し無染の云云。有漏の善無記心はただ隨增する者に限りて有隨眠と稱せらる。已に斷じて隨增せざるをば有隨眠と名けずと。

【二六一】上に說く云云。この段は十種隨眠の次第を明にしたるものにして、次ぎに說く、起惑の因と合して一科をなすものとす。頌は次第起の順序に並べたるに過ぎず。

頌の舊譯

從レ癡疑邪見、從ニ身見一邊見、從レ此戒執取、次見取・自見、欲慢、於ニ他見一瞋起如ニ次第一。

疑邪見—

て、便ち猶豫を懷く。苦と爲んや、非苦とせんやと。乃至、廣く說く。

此の猶豫に從つて、邪見を引いて生ず。謂はく、邪の聞思が、邪の決定を生じて苦諦を撥無す。乃至、廣く說く。

邪見—有身見

諦を撥無するに由りて、身見を引いて生ず。謂はく、取蘊の中に、苦の理を撥無して、便ち決定して、此れは、是れ我なりと執するが故なり。

身見—邊見

此の身見に從つて、邊見を引いて生ず。謂はく、我に依りて斷と常との邊を執するが故なり。

邊見—戒禁取見

此の邊見より戒取を引生す。謂はく、我に由りて、隨つて、一邊を執して、便ち、此の執を計して、能淨と爲すが故なり。

戒禁取見—見取

戒禁取より見取を引いて生ず。謂はく、能淨と計し已りて、必ず、執して、勝と爲すが故なり。

見取—貪

此の見取より、次に貪を引いて生ず。謂はく、自見の中に、情に深く愛するが故なり。

貪—慢

此の貪より、後に、次に慢を引いて生ず。謂はく、自見の中に、深く己れを愛著して、情に高擧を生じ、他を凌懱するが故なり。

慢—瞋

此の慢より、後に次に瞋を引生す。謂はく、自見の中に、深く愛して、己を恃んで、他の起す所の、己に違へる見の中に於いて、情に忍ぶこと能はず。必ず憎嫌するが故なり。

異說

(一六二)有る餘師は說く、自の見解に於いて、取捨する位の中に、憎嫌を起

【一六二】有る餘師の異說にては見

すが故に。見諦所斷の貪等の生ずる時、自相續の見を緣じて、境と爲るが故なりと。

結文

是の如きは、且らく、次第に依りて記するなり、次を越えて起る者を說かば前後の定無し。

第七節　煩惱生起の因緣

煩惱生起の因緣

〔一六三〕諸の煩惱の起ることは、幾の因緣に由るか。

頌に曰はく、

未だ隨眠を斷ぜず、及び隨應の境現ずると、
非理の作意とに由りて起る。惑に因緣を具するを說く。

煩惱生起の三因

論じて曰はく、三の因緣に由りて諸の煩惱起る。且らく、將に、欲貪纏を起さんとする時の如し。

第一因

欲貪隨眠を未だ〔一六四〕斷ぜず、未だ〔一六五〕遍知せざるが故なり。

所斷の貪等は他相續には與らずして必ず自相續の己身に關し見を緣じて境と爲す。爾れば瞋を起すも自らの見に瞋を起すに外ならずと。

〔一六三〕諸の煩惱の起ること等。前に續いて起惑の因を明かにする段なり。頌は前三句にて、起惑の因に三種あることを明かし、最後の一句にて之を結びたるものとす。

頌の舊譯

從未滅隨眠　及對根現塵
由不正思惟　惑起具因緣

〔一六四〕斷ぜずとは無間道にて斷ぜざること。

〔一六五〕遍知せずとは解脫道にて擇滅を證せざること。

第二因 欲貪に順ずる境の、現在前するが故なり。

第三因 彼れを緣ずる非理作意の起るが故なり。

此の〔三〕力に由るが故に、便ち欲貪を起す。

此の三の因緣は、其の次第の如く、即ち、因と、境界と、加行との三の、力なり。

餘の煩惱の起ることも、此れに類して、知るべし。謂はく、此れは、且らく因緣を具するに據りて說く。(二六六)或は、唯境界の力にのみ託して生ずる有り。退法根の阿羅漢等の如し。

第八節 隨眠の異名

第一項 漏、暴流、軛、取等

經說の惑の異名

(二六七)即ち上の所說の隨眠と、並に(二六八)纒とを、經に說いて、漏、暴流、軛、取と爲す。

漏

漏は、謂はく、三漏なり。〔謂はく〕、一には(二六九)欲漏、二には(二七〇)有漏、三には(二七一)無明漏なり。

【二六六】或は唯境界力にのみ託して煩惱の起るならば、貪已斷已遍知にして、非理の作意を離れたる羅漢なり。これも一寸前境に迷ひて煩惱を起すことあるなり。

【二六七】即ち上の所說の云云。以下、經說にある煩惱の種種の異名又は分類を明にす。一には漏等の六行を明にし、二には結苦の六門を明にし、第三には五塵を明にす。今はその第一として漏苦の四門を明にする段なり。

【二六八】纒には無慚、無愧、嫉、慳、悔、眠、掉擧、惛沈、忿、覆の十あり、次卷に詳し。

【二六九】欲漏(Kāma-āsravā).

【二七〇】有漏(Bhava-āsra-va)又有流に作る。

【二七一】無明漏(Avidyā-āsravā)又無明流に作る。

暴流

(一七二)暴流と言ふは、謂はく、四暴流なり。〔謂はく〕一には欲暴流、二には有暴流、三には(一七三)見暴流、四には無明暴流なり。

軛

(一七四)軛は、謂はく、四軛なり。〔謂はく〕暴流に說くが如し。

取

(一七五)取は、謂はく、四取なり。〔謂はく〕一には欲取、二には見取、三には戒禁取、四には(一七六)我語取なり。

第二項　漏等の體

漏等四の體

是の如き漏等は、其の體如何。

(一七七)頌に曰はく、

欲の煩惱と並びに纒とに、癡を除きて、
欲漏と名く。
有漏は上二界の、唯煩惱にして、癡を除く。

【一七二】暴流(Ogha)。瀑流の如く能く煩惱の善品を漂流し去る故に名く。

【一七三】見暴流(Dṛṣṭy-ogha)

【一七四】軛(Yoga)。有情をして苦と和合せしむるを。牛馬を車に軛して離れざらしむるが如き故に煩惱の異名とす。

【一七五】取(Upādāna)

【一七六】我語取(Ātmavādopādāna)とは上二界に於ける內身に對する執著なり。論九、參照。

【一七七】頌に曰く云云。四頌十六句より成る中、初の二句は欲漏を明にし、次ぎの四句(第三—六句)は有漏を明にし、第七八句は無明漏を明にし、第九句より第十二句に至る一頌は、瀑流と軛とを明にし、最後の一頌四句は、四取を明にしたるものなり。

頌の舊譯

欲界共倒起、煩惱名欲流、
離癡唯隨眠、色無色有流。
無記內門起、依寂靜地生、
故合一爲根、立無明別流。
暴河軛亦爾、別立見明故、
非於流無伴、由非順流故。
如所說共癡、有二分見故、
名取由無明、非能取故合。

同じく無記にして、内門なり、定地なるが故に、合して一とす。
無明は諸の有の本なり。故に、別に一漏と爲す。
暴流と軛とも亦然なり。別に見を立つることは、利なるが故なり。
見は住に順ぜざるが故に、漏に於いて、
獨り立つるに非ず。
欲と有との軛に癡を幷す。見を二に分ちて、取と名く。
無明を別に立てざることは、能取に非ざるを以ての故なり。

欲漏（初二句）

論じて曰はく、(一七八)欲界の煩惱、並びに纒に、癡を除いて四十一物を、總じて欲漏と名く。謂はく、欲界繫の根本煩惱たる三十一と、並びに、十纒となり。

有漏（三―六句）

(一七九)色無色界の煩惱に、癡を除いて五十二物を、總じて有漏と名づく。謂はく、上二界の根本煩惱に、各二十六あるなり。

【一七八】欲界の煩惱云云。欲の見所斷の惑に三十二ある中より四諦各下の無明を去りて廿八あり、之に修道斷の四より無明を去りて殘りの三を加へて三十一となし、之に十纒を加へて四十一物となる、之を欲漏と名くるなり。(無明を去る所以は、之を別に無明漏と立つるを以てなり。)

【一七九】色無色界の云云。上二界の見修惑より無明を去りて各各廿六あるを合すれば五十二となるなり。之を有漏と名づく。但しここに有漏といへるは、欲漏に對するものにて原語は Bhava-āsrava なり。通常の Sā-srava の有漏と混同せざるを要す。

(一八〇)豈に、彼れに、惛沈、掉擧の二種の纏有るに非ずや。

(一八一)品類足の中には、亦是の說を作す。有漏とは云何。謂はく、無明を除きて、餘の色無色二界の所繫の(一八二)結と(一八三)縛と(一八四)隨眠と(一八五)隨煩惱と(一八六)纏となりと。(一八七)今、此の中に於いて、何が故に、說かざるか。

毘婆沙師の說

加濕彌羅國の毘婆沙師の言はく、(一八八)彼の界には纏、少く、自在ならざるが故なりと。

上二界の隨眠を合して有漏と名くる理由

何に緣りて、二界の隨眠を合說して、一の有漏と爲るか。

(一八九)同じく、無記の性にして、內門に於いて轉じ、定地に依りて生す。[此の]三義の同じきに由るが故に、合して一と爲す。(一九〇)前に說く所を有貪と名くる因の如し。即ち、是れ、此の中

【一八〇】豈に彼れに云云。十纏中、餘の八は上二界には無きも、惛沈掉擧の二は此觀の障となるものにして、上二界にも有り。何故に此二を有漏とせざるかとの難意。

【一八一】品類足とは卷六。

【一八二】結とは九結中、無明を除き、餘の八結中、上界になき恚、嫉、慳を除ける愛、慢、疑、見、取の五結。卷二十一參照。

【一八三】縛とは三縛の中、上界になき瞋縛と別立の無明縛とを除きたる貪縛の一をいふ。

【一八四】隨眠とは十の中、瞋と無明とを除きたる餘の八。

【一八五】隨煩惱(Upakleśa)とは根本煩惱に對する派生的第二義の隨眠をいふ。放逸、懈怠、不信、惛沈、掉擧、諂、誑、憍の八なり。

【一八六】纏とは即ち惛沈、掉擧の二。

【一八七】今、此の中とは、今、此に有漏を說くに際しても、品類足の如く、二纏を有漏に何故に加へざるかとの意。

【一八八】彼の界には云云。十纏中僅かに六纏あるに過ぎざる上に、その二纏も、他に誘はれて起り、自力にて起るにあらざるが故に、之を勘定に入れずとなり。即ち此二は貪等と相應するのみにして、嫉、慳等の如く單の無明と相應して起ることなし。

【一八九】同じく云云。上界の隨眠は㈠三性門中にては無記性に屬し㈡內外門にては常に內門轉、即ち定地及び自身を緣じて起る方に屬し㈢定散二地中にては定地に依る。

【一九〇】前に云云。前卷に於いて、上界の貪を有貪と名けし

に、有漏と名くる義なり。

無明漏（七八句）

（一九一）此れに准じて、三界の十五の無明は義准じて、已に立て、無明漏と為す。

問　何に縁りて、唯此れに、別して、漏の名を立つるか。

答　無明は、能く、諸有の本と為るが故なり。

四暴流と四軛（九一—十二句）

（一九二）暴流及び軛の體は、漏と同じ。然も、其の中に於いて、見を、亦別に立つ。謂はく、前の欲漏は、卽ち欲暴流及び欲軛なり。是くの如く、有漏は、卽ち有暴流、及び有軛なり。

見を別立せる理由

諸の見を析出して、見暴流及び見軛と為ることは、（一九三）謂はく、猛利なるが故なり。（一九四）住せしむるを漏と名く。後に當に說べきが如し。〔然るに〕見は、（一九五）彼れに順せず、性、猛利なるが故なり。此れに由りて（一九六）漏に於いて、獨り名を立てず。但だ、餘を合して立てて漏と為すべし。

欲暴流

（一九七）是の如く、已に、二十九物を欲暴流と名くることを顯はす。謂はく、（一九八）貪瞋慢に、各五種有り。

下參照。

【一九一】之に准じて三界の十五云云。前の欲漏有漏を立て、而もその中には無明を攝せざる道理よりして、三界五部の十五無明を獨立せしめたる理由を了解すべきなりと。

【一九二】暴流及び軛の體云云。欲暴流、有暴流、無明暴流（軛も同じ）の體は、大體に於て欲漏等と同じきも、唯だ、見暴流、見軛を獨立せしめたる處は、漏と稍稍異る所なりと。

【一九三】謂はく猛利なるが故に。見には推求を性とするをいふ。

【一九四】住せしむとは生死海中に安住せしむる義。

【一九五】彼れとは安住の義有る漏のこと。

【一九六】漏に於いて獨り等。見を獨立に取り扱ふ時は漏と言はず、他と合して初めて漏といひ得るが故に、暴流と軛との分類に際しては之を別立せしめたりとなり。

【一九七】是の如く云云。四十一の欲漏の中にて、十二見を析出する故に、餘の二十九は自ら欲暴流となる。

【一九八】貪瞋慢云云。五部に涉りてあるが故に三五の十五となる。疑の四とは修道になく見道の四部のみにあればなり。

疑に四、纏に十あればなり。

有暴流　二十八物を有暴流と名く。謂はく、(一九九)貪と慢とに各十、疑に八あり。

見暴流　三十六物を見暴流と名く。謂はく、三界の中に、(二〇〇)各十二見あり。

無明暴流　十五物を無明暴流と名く。謂はく、三界の無明に、各五有り。

軛＝暴流　應に知るべし、四軛と暴流と同じ。

四取（十三—十六句）　(二〇一)四取は、應に知るべし、〔其の〕體は四軛に同じ。(二〇二)然るに、欲と我語とは、各無明を併せると、(二〇三)見を分ちて、二と爲すとは、前の軛と別なり。

欲取　即ち、前の欲軛と、並びに欲の無明との三十四物を、總じて、欲取と名く。謂はく、貪と瞋と慢と無明と、各五、疑に四有り、並びに十纏となり。

我語取　即ち前の有軛と、並びに〔上〕二界の無明との、三十八物を、總じて我語取と名く。謂はく、貪と慢と無明とに各十、疑に八有り。

見取　見軛の中に於いて、戒禁取を除いて餘の三十物を、總じて見取と名く。

戒禁取　除く所の六物を戒禁取と名く。

戒禁取別立の所以　何に縁りて、別して戒禁取を立つるか。

【一九九】貪と慢とに各各十とに、二界に各各五部あるが爲めなり。瞋は上界にはなきを以て、之を立てず。

【二〇〇】各各十二見とは、見苦斷下の五、集滅下の二見づつ合して四、道諦下の三を總計したるものをいふ。

【二〇一】四取とは、欲取、見取、戒禁取、我語なり。

【二〇二】然るに云云。四取と四軛とはその體同じきも、立て方少しく異る。欲取は欲軛の二十九に欲界の五の無明を合せたる三十四物。我語取は有軛の二十八に、十の無明を合したる三十八物に名く。

【二〇三】見を分ちて云云。見取見戒禁取見の二に分つ。

此れは、獨り、(二〇四)聖道の怨と爲るに由るが故に。〔亦〕雙べて、在家出家の衆を誑すが故に。

謂はく、在家の衆は、(二〇五)此の誑惑に由りて、自餓等を計して、生天の道と爲すが故なり。〔又〕諸の出家の衆は、此の誑惑に由りて、計して(二〇六)可愛の境を捨するを、清淨の道と爲すが故なり。

無明取を立せざる所以

何に緣りて、無明を、別に取と立てざるか。

能く諸有を取るが故に、取の名を立つ。然るに、諸の無明は、能取に非ざるが故なり。謂はく、不了の相を、説いて無明と名く。彼れは、能取に非ず。猛利に非ざるが故なり。但だ餘と合して、立てて取と爲すべし。

論主自釋

經證(一)

(二〇七)然るに、契經に説く、欲軛は云何。謂はく、諸の欲の中の、(二〇八)欲貪、欲欲、欲親、欲愛、欲樂、欲悶、欲耽、欲嗜、欲喜、欲藏、欲隨、欲著の心を纒壓する、是れを欲軛と名く。有軛、見軛も、應に知るべし、亦、爾りと。

經證(二)

又、餘の經に説かく欲貪を取と名くと。

此れに由るが故に知る、欲等の四に於いて、起す所の欲貪を、欲等の取

【二〇四】僧法、瑜伽等の智に由りて解脱を得べしと謂うて、聖道に悖れる戒禁を受入るればなり。

【二〇五】此の誑惑とは戒禁取に誑されて、生死に著し、生天を冀ひて絶食などすること。

【二〇六】可愛の境を捨すとは、味を絶ちて地に臥し、垢穢を身に蒙むり、裸體となり、髮を拔く等を計して眞正のものと謂ふなり。

【二〇七】然るに契經云云、此の經文は集異門足論卷八に出づると同じ。論主經證に依りて、軛も取も其の體は唯貪なることを示す。

【二〇八】欲貪欲欲云云。■五欲の境に對して貪著親戀する等也。以て、欲貪が欲軛、有軛、見軛の體なることを知るべし。

と名くるを。

第九節　隨眠等の名義

隨眠等の名義

（二〇九）是の如く、已に隨眠並びに纏を經に說いて漏、暴流、軛、取と爲すことを辯じつ。此の隨眠等の名は何なる義有るか。

頌に曰はく、

微細と二隨增と、　隨逐と隨縛と、
住と流と漂と合と執と、　是れ隨眠等の義なり。

微細

論じて曰はく、根本煩惱の、現在前する時、行相知り難きが故に、微細と名づく。

隨眠の三義
（一）隨增

二隨增とは、（二一〇）能く所緣及び所相應に於いて、惛滯を增するが故なり。

（二）隨逐

隨逐と言ふは、謂はく、能く（二一一）得を起して、恆に、有情に隨ひて、常に、過患を爲す。

【二〇九】是の如く云云。前節の續きとして、この段は、煩惱の異名を釋せんとするものなり、特に隨眠の名義を主として、漏、暴流等の釋に及ぼしたるものとす。
初の二句は隨眠の義を說明し後の二句は漏、暴流、軛、取の名義を明かにしたるものなり。

頌の舊譯

微細隨逐故、二種隨眠故、
非二功用一恆故、故說二彼隨眠一
令レ住及令レ流、能率及能合、
能取故說レ彼、名二流暴河等一。

【二一〇】能く所緣及び所相應に於て云云。所緣隨增。相應隨增の解なり。

【二一一】得とは煩惱の得をいふ。

(三)隨縛

加行を作して、彼れをして、生ぜしむることをせず、或は、劬勞を設けて、彼れの起ることを、遮することを爲せども、而も、數現起するが故に、隨縛と名く。

是の如きの義に由るが故に、(二二)隨眠と名く。

漏（住流泄）

有情を(二三)稽留して、久しく生死に住せしめ、或は、生死の中に(二四)流轉せしめ、有頂天より無間獄に至る。彼の相續は(二五)六瘡門に於いて、泄る過窮り無に由るが故に、名けて(二六)漏と爲す。

暴流

極めて、善品を漂はすが故に、(二七)暴流と名く。

軛

有情を(二八)和合するが故に、名けて(二九)軛と爲す。

取

能く、依執と爲るが故に、名けて(三〇)取と爲す。

論主の自釋 漏

若し善釋せば、應に、是の言を作すべし。(三一)諸の境界の中に、相續を流注し、過を泄して絕えず、故に、名けて漏と爲すと。(三二)契經に說くが如し。具壽よ、當に知るべし。譬へば、船を挽き、

【二二】隨眠の原語 Anu-śaya を類似の語 anu-śaya にて解釋したるなり、anu は卽ち「微細」と云ふ字なり。此の解こそ語典的なるものにして、一般に通用する所のものなり。

【二三】漏の原語 Ā-srava は實は ā-sru てふ動詞より來るも、今は類似の語 ās(坐る)の使役法 āsayati (住せしむ)より來れるものと解し「稽留して：住せしめ」と言へるなり。

【二四】此は正しく Ā-sru の使役法 asravayati(=āsrāvayati)より來れる形と見て解釋したるなり。

【二五】六瘡門。六根。此は Ā-sru の單純なる形より來れる名詞の意味に解したるなり。

【二六】漏(Āsrava)

【二七】暴流(Ogha)

【二八】和合とは牛を車に和合するが如く、束縛するをいふ。

【二九】軛(Yoga)

【三〇】取(Upādāna)

【三一】隨眠に由るが故に識の相續が六境に向ひ行き、其の結果として種種の過を泄すなり。ā-sru は「漏る」と云ふ義あると同時に、「向ひ行く」義もあれば、論主は第二の義に見たるなり。

【三二】契經とは雜阿含十八。

(三三)流に逆ひて上るが如し。大功用を設くれども、行くこと、尙ほ、難しと爲す。若し此の船を放ちて、流に順ひて去らしむれば、功用を捨つと雖も、行くこと難しと爲さず。善と染との心を起すも、應に知るべし、亦爾なりと。

此の經の意に准ぜば、(三四)境界の中に於いて、煩惱の絕えざるを、說きて名けて漏と爲す。

暴流

若し、勢の增上するを、說いて暴流と名く。謂はく、諸の有情は、若し、彼れに墮ちては、唯隨順すべく、能く違逆すること無し。涌泛漂激して、違拒し難きが故なり。

軛

(三五)現行の時に於いて、(三六)極めて、增上に非ざるを、說いて名けて軛と爲す。(三七)但だ有情をして、種種の類の苦と和合せしむるが故に、或は、數數現行するが故に、名けて軛と爲す。

取

(三八)欲等を執するが故に、說きて名けて取と爲す。

【三三】善法に由つて、心をして境界に背かしめて居ることを喩へたるなり。

【三四】境界の中に於て、煩惱の絕えざるを防ぐを、經に「流に逆ひて上る」と言へるを以て今の「漏」は此の義にて釋すべしとなり。

【三五】軛を解かんとして先づ暴流との異を出す。現行の時、極めて增上ならざるは軛、極めて增上なるは暴流なり。

【三六】極めて增上に非ずとは、煩惱の起るときは、何時の間に起れるか了知すべからず、唯有情を色色の苦と和合せしむる故に名く。(暴流と體一にしてその意義の全然反對なるを知るべし)。

【三七】次に正しく軛の意義を出だす。

【三八】欲等とは五欲の境界の意にして、等とは見、戒、我語の三を等收す。取は欲貪を體とすと上に世親の自釋する所に順じて、釋する處なり。

本論第五　隨眠品第三

第十節　結等の五種

結等の五種

〔一〕是の如く、已に、隨眠と並びに纏とを、世尊說きて漏、暴流等と爲すことを辯じつ。唯、爾所と爲んか。復た、餘有りと爲んか。

頌に曰はく、

結等の差別に由りて、　復た、五種有りと說く。

論じて、曰はく、即ち、諸の煩惱は〔二〕結と、縛と、隨眠と、隨煩惱と、纏と、「各」、義の差別せるが故に、復た、五種を說く。

【一】是の如く云云。前卷に引續いて煩惱の種種の分類を明にしたるものなり。前には漏等の四門を明したるが、以下結等の六門を明にす。此の頌は、先づその總論にして、結、縛等五種の分類あることを明にしたるもの。

頌の舊譯

由結等差別、復說彼五種。

【二】結(Saṃyojana)、縛(Bandhana)。隨眠(Anuśaya)、隨煩惱(Upakleśa)。纏(Paryavasthāna)。

第十一節　結

結

且らく、結とは云何。

(三)頌に曰はく、

結に九あり。物と取と等しければ、見と、取との二結を立つ。

二は、唯、不善と、及び、自在起なるとに由るが故に。

纒の中に、唯、嫉と、慳とを建立して、二結と爲す。

或は、二は數行なるが故に、賤と、貪との因と爲るが故に。

偏く、隨惑を顯はすが故に、二部を惱亂するが故に。

九結

論じて曰はく、(四)結に九種あり。一には愛結、

【三】頌に曰く等。五種の分類中、先づ結を明にしたるものなり。二頌半中、初句の前半は結に九種ある旨を述べたるものにして、その以下は、特に見結、取結を立てたる理由と(第一句第二句)、嫉結、慳結を立てたる理由を明にしたるものとす。

頌の舊譯

物取平等故、立レ見爲ニ別結一、由ニ一向不善一、由ニ二自在一故、於レ中惑妬悋、別立爲ニ二結一、無ニ貴重富財一、因故、偏相故、能損ニ二部故、別立ニ妬悋結一。

【四】結に九種あり云云。梵名左の如し。

愛結(Anunaya-saṃyojana)。舊譯、隨順結。

恚結(Pratighasaṃyojana)。舊譯、違逆結。

慢結(Māna-saṃyojana)。

無明結(Avidyā-saṃyojana)。

見結(Dṛṣṭi-saṃyojana)。

二には恚結、三には慢結、四には無明結、五には見結、六には取結、七には疑結、八には嫉結、九には慳結なり。

愛結

此の中、愛結とは、謂はく、三界の貪なり。

(五)餘は所隨に隨つて當に其の相を辯ずべし。

見結

見結とは、謂はく、(六)三見なり。

取結

取結といふは、謂はく、(七)二取なり。

發智論の文

(八)是の如きの理に依るが故に、有るは說いて曰はく、頗し、見相應の法にして、愛結の爲めに繫せられ、見結の繫に非ずして、「而も」見隨眠の、「是れに於いて」、隨增すること非ざるに非ざるありや。

曰はく、有り。

云何。

集智已に生じ、滅智未だ生ぜざる、見滅道所

取結(Parāmarśa-saṃyojana)。疑結(Vicikitsā-saṃyojana)。嫉結(Irṣyā-saṃyojana)。舊譯、嫉妬結 慳結(Mātsarya-saṃyojana)。舊譯、慳悋結

【五】恚、嫉、慳の結は欲界繫、慢、無明、見、取、疑の結は三界繫なり。

【六】三見とは身、邊、邪の三見なり。

【七】二取とは見取、戒禁取の二。

【八】是の如きの理云云。こは法相上、見結取結に區別あることを引文によりて證せんとしたるものなり。文の出所は、通例、發智論第三卷の文にして、その縮めたものなりと傳へ來りたれど、法義は之を非として、雜心論第四より來れるものなりといへり。(佛書刊行本、五九一頁)

問意は或る見に相應する法ありて、そは愛結卽ち貪の爲めに縛せられながらも、見結卽ち身邊邪の三見によりては縛せられず、而もその法に於て十隨眠中の見隨眠が相應增するものありやとなり。

答意は已に苦集智生じて、苦集諦下の隨眠を斷じながらも未だ滅道智生ぜざる場合に於ける滅道諦下の見戒二取に相應する法は、卽ち、問へるが如き資格を有するものなり。何んとなれば、彼れ相應法は(一)自部卽ち滅道諦下の貪の爲めに緣ぜらるるが故に、所謂愛結の爲めに所緣繫となる。(二)已に、苦集諦下の隨眠を斷じたるを以て、その徧行惑たる三見が、滅道諦を緣するの力なきを以て、遍行惑による見繫なく、亦、滅道諦下の邪見は、尙ほ存すと雖も、そは

斷の二取相應の法なり。

彼れは。[自部の]愛結の爲めに、所緣繫となりて、見結繫には非ず。徧行の見結が、已に、永斷せるが故に。[而して]、非徧の見結には、所緣相應の二。具に無きが故なり。然も彼れに[於いて]、見隨眠の隨增すると有り。二取の見隨眠が、彼れに於いて、隨增するが故なりと。

三見及二取を別立する理由（第一第二句）

何に依りて、三見を、別して見結と立て、二取を、別して立てて、取結と爲すか。

(一)物等

三見と、二取とは、物と取と、等しきが故なり。謂はく、(九)彼の三見に、十八物あり。(一〇)二取も亦然り。故に、物等しと名く。

(二)取等

(一一)三は等しく所取にして、二は等しく能取なり。故に、取等しと名く。所取と、能取と、差別あり。故に立てて二結と爲す。

嫉慳二纒別立の所以（第三—六句）

何の故に、纒の中に、嫉と慳と、二種を建立して結と爲し、餘の纒は非ざるか。

[答ふ]。二は、唯不善にして、[並びに]、自在に起るが故なり。謂はく、唯、此の二つのみ、兩義

ただ無漏を緣する惑なれば、前の所謂、相應法（見取に對する）に對して所緣隨增することも、相應隨增することもなきも以て同じく見棄なし。(三)而も、この相應法は、已に二取の相應法なる以上、言ふまでもなく、見取戒取の二隨眠の相應隨增する所となるが故に、所謂、見隨眠の隨增せざるにはあらずといふ資格を具することとなるなり。

【九】彼の三見に十八とは身邊二見は唯見苦斷、邪見は四諦に通ず。故に總じて六種有り。三界各六の故に十八と成る。

【一〇】二取も亦然りとは戒禁取は唯苦道諦所斷、見取は四諦に通ず。故に總じて六種有り。三界各六の故に十八物と成るなり。

【一一】三は等しく云云。身邊邪三見は見取戒禁取の爲に取せられ、見取、戒禁取は身邊邪見の三を能くすることを意味す。

具足し、（二二）餘は、皆然らず。故に、唯、「此の」二のみを立つ。

（二三）若し、纏にして唯、八ならば、此の釋は、然る可きも、十纏有りと許さば、此の釋は、理に非ず。忿と覆との二種も、亦、「此の」兩義を具するを以ての故なり。

嫉慳に對する異解（第七―十句）

此れに由りて、若し、具さに、十纏有りと許さば、應に言ふべし、嫉と慳とは、「其の」過失尤も重し。謂はく、此の二種は、數數、現行するが故に。又、二は、能く、賤と、貧との因と爲るが故に。「又」、徧ねく、戚と歡との（二四）隨煩惱を顯はすが故に。「又、（二五）出家と、在家との「二」部を惱亂するが故に。或は、（二六）天と（二七）阿素洛と「の二部」を惱亂するが故に。或は、人と天との二「部」の勝趣を惱ますが故に。或は、（二八）他「部」、及び自部を惱亂するが故に。

【二二】餘は皆然らずとは無慚無愧は唯不善と雖も、自在起に非ず。悔は自在起なれども、唯不善なるに非ず。睡眠・惛沈・掉擧等は全然此の兩義を缺けり。

【二三】若し纏にして云云。纏に十纏家と八纏家と有り。八纏家とは上來說き來れる家の說にして、十纏家とは八纏に忿と覆との二纏を加ふ。

【二四】隨煩惱に二種有り、一に戚と俱行するものと、二に歡と俱行するものと有り。嫉慳の二は此の二相を顯はす。

【二五】出家は教行の中に於て、嫉及び慳に由りて極めて惱亂し、在家の衆は、財位の中に於て嫉及び慳に由りて極めて惱亂を爲す。

【二六】天の中には美味を好む。

【二七】阿素洛の中には女色を好む。

【二八】他「部」及び云云。此の二は自他の衆を惱す。卽ち嫉に由るが故に他の明を惱亂し、內に慳を懷くに由るが故に自部を惱亂す。

第十二節　五下分結

五下分結

（一九）佛は、餘處に於いて、差別門に依りて、即ち、結の聲を以て、五種有りと說く。

頌に曰はく、

又、五順下分といふあり、二に由りて、欲を超えず、
三に由りて、復た下に還へる、門と、根とを攝するが故に三なり。
或は、發趣せんと欲せず。道に迷ひ、及び道を疑ふことは、
能く解脫に趣むくことを障ふ。故に、唯三を斷ずと說く。

【一九】佛は云云。阿含五十六、五下分結經。長阿含八、衆集經。雜含十八。其他參照。結の一分類としての五下分結を明にする段なり。こは次の五上分結と相俟て有情を三界に結び付くる煩惱にして、就中五下分結は欲界に結び付くる作用あるを以て下分結の名を得たるものとす。二頌中、初の三句は五結の欲界結たるの役目を明にしたるものにして、後の五句は、預流は三結を斷ずといふ法相上の說を解釋したるものなり。

頌の舊譯

五種下分結、由レ二不レ過レ欲、由レ三更還下、由ニ執門根一三、不欲去、亂道、疑道、是三事、是障ニ解脫行一、故說レ滅ニ三結一

五下分結（第一句）

論じて曰はく、何等をか五となす。
謂はく、有身見と、戒禁取と、疑と、欲貪と、瞋恚となり。

順分下

何に緣りて、此の五を、順下分と名くるか。

此の五は、〔二〇〕下分の界を、順益するが故なり。謂はく、唯欲界に下分の名を得、此の五は、彼に於いて、能く順益を爲す。

下分結の理由（第二—三句）

〔二一〕後の二種に由りて、欲界を超ゆること能はず、設ひ能く超ゆること有りとも、前の三に由りて、還た、下る。〔二二〕守獄の卒と、防邏の人との如くなるが故なり。

異說

〔二三〕有る餘師は說く。下分と言ふは、謂はく、下の有情、卽ち、諸の異生と、及び下界卽ち欲界なり。〔而して〕、前の三は、能く、下の有情を超ゆることを障へ、後の二は、能く、下界を超えざらしむるが故に、五は、皆、順下分の名を得たりと。

三結を斷じて預流果を得と佛の說く所以（第一解答）（第四句）

〔二四〕諸の預流を得るときは、六の煩惱を斷ずるに、何に緣りて、但だ三結を斷ずと說くか。

理實には、應に、六煩惱を斷ずと言ふべし。〔然も〕、門と根とを攝するが故に、但だ三を斷ずと說く。

【二〇】下分の界とは、上二界を上分界と稱するに對する名稱にして、欲界の異名とす。

【二一】後の二とは欲貪と瞋二。

【二二】守獄の卒云云。守獄の卒は獄の出口を守る番人にして貪瞋の二に比すべく、防邏の人は、外部を守りて、逃げ出す者を追ひ込む役目にして身戒、疑の三に比すべし。

【二三】有る餘師云云。瑜伽派の解釋によれば、下分とは、有情と欲界とを總括したる語にして、五結の役目は、初の身戒疑によりて下分有情ならしめ、後の貪瞋によりて下分界に結び付くとなり。

【二四】諸の預流云云。預流果卽ち須陀洹果を得るには五見と疑との六煩惱を斷ぜざるべからず。然るに、經には、例へば雜含廿九の如き、何等爲須陀洹果、謂三結斷といひて、三結卽ち身、戒、疑の三を斷ずるを以て、預流果と名くるは何故かとの難なり。

攝門

(三五)謂はく、所斷の中、類に三種有り、唯一と、二に通ずると、四部に通ずるとなり。故に、三種を斷ずと說けば、彼の三門を攝す。

攝根

(三六)又、所斷の中、三は、三に隨つて轉ず。謂はく、邊執見は、身見に隨つて轉じ、見取は、戒取に隨つて轉じ、邪見は、疑に隨つて轉ず。「是れに由りて」、三種を斷ずと說けば、彼の三根を攝す。

故に、「此の」、三「の根本」を斷ずと說けば、已に、六を斷ずと說く「こと・となる」なり。

論主自說（第五八句）

有るは、是の釋を作す。凡そ、(三七)異方に趣くに、三種の障あり。

異方に趣くにつきての三障

一には、發することを欲せず。二には、正道に迷ひて邪道に依るが故に。三には、正道を疑ふなり。

解說に趣くにつきての三障

解脫に趣くものにも、亦た斯の如き相似の三障あり。謂はく、身見に由りて、(三八)解脫を怖畏して、發趣することを欲せず。戒禁取に由りて、邪道を執するに依りて、正路を迷失す。「正」道を疑ふに由

【三五】謂はく所斷の中云云。攝し方の相違によつて、三結を斷ずと云ふものなりとの意。即ち以上の六煩惱は斷門より三種に分類し得。身邊二見は苦一部の惑にして一類、戒禁取は苦道の二諦に通じて第二類、見取と邪見と疑とは、四諦即ち四部に通じて第三類なり。故に三種と云へば、その中に六煩惱の凡べてを包含するものなり。

【三六】又、所斷の中云云。六煩惱の中、邊見は身見に隨つて起り、見取は戒禁取に從つて起り、邪見は疑に從つて起るが故に、その中の根本たる三種は能生の根として、此の三種を斷ぜば、派生の三も、亦自ら斷ず。故に、根本の三によりて、派生の三をも攝すとの謂なり。

【三七】異方とは他處のこと。

【三八】解脫を怖畏するとは涅槃を得ば、我れ斷滅せんと怖るとの意なり。

りて、深く猶豫を懷く。佛は、預流の、永く是の如き解脱に趣く障を斷ずることを顯はさんが「爲めの」故に、三を斷ずと說くと。

第十三節　五上分結

五上分結

(二九)佛は、餘の經に於いて、順下分の如く、順上分にも、亦た五種ありと說く。

頌に曰はく、

順上分にも、亦五あり、色と、無色との、二貪と、
掉擧と、慢と、無明となり。上を、超えざらしむるが故に。

論じて、曰はく、(三〇)是の如きの五種は、若し、未だ斷せざる時は、能く、有情をして、上界を超えざらしむ。上界を順益するが故に、順上分結と名く。

第十四節　縛の分類

【二九】佛は云云。前の五下分結に對する五上分結の說明なり。
頌意は別段の說明を要せずして明ならん。
頌の舊譯
上分結有レ五、二色非色欲、
掉起慢無明。
【三〇】是の如きの五種とは、頌文にある色無色の二貪と、掉擧と慢と無明との五をいふ。

(三一)已に、結を辯じつ、縛は、如何。

頌に曰はく、

縛に、三あり、三受に由る。

三縛

論じて曰はく、縛に三種あり。一には、(三二)貪縛。謂はく、(三三)一切の貪なり。二には、(三四)瞋縛、謂はく、一切の瞋なり。三には、癡縛、謂はく、一切の癡なり。

三縛の根據

何に縁りて、唯此の三を說きて縛と爲すか。

〔答ふ〕。三受に隨ふに由りて、縛に三ありと說く。謂はく、樂受に於いては、貪縛隨增す。所緣と相應と、俱に、隨增するが故なり。苦受に於いては瞋、捨受に於いては癡〔の隨增することも〕、應に知るべし、亦爾り。捨受に於いても、亦、貪と瞋との〔隨增すること〕有りと雖も、(三五)癡の如くに非ざるが故に。〔唯、癡のみ隨增すと說く〕。

〔上來は〕、自相續の樂等の三受の縛の所緣と爲すに約して此の定說を作す。〔若し、他相續の、三受

【三一】已に結を云云。結等の五種中、第一の結を終りて、第二の縛の說明に入る段なり。頌意明なり。頌の舊譯「因受說三縛」。

【三二】貪縛(Rāgo Bandhanam)

【三三】一切とは三界五部に通じて云ふ。

【三四】瞋縛(Dveṣo Bandhanam)癡縛(Moho Bandhanam)

【三五】癡は猛利ならざるを以て猛利ならざる不苦不樂受に隨順するが故に、容易に隨增するなり。

なれば、不定なり」。

第十五節　隨眠の分類

隨眠

〔三六〕已に、縛を分別しつ。隨眠は如何。

頌に曰はく、

隨眠は、前に已に說きつ。

論じて曰はく、隨眠に六、或は七、或は十、或は九十八あり。前に已に說くが如し。

第四章　隨煩惱

第一節　總論

隨煩惱

隨眠は、既に已に說きつ。〔三七〕隨煩惱は云何。

【三六】已に縛を分別しつ等。五種中の第三たる隨眠の說明なり。然どもこはただ體裁上、並べたるのみにて、その說明は已に前に濟み居るを以て再說せざるなり。この頌に當る偈は舊譯には缺け唯長行に、

隨眠義於レ前已釋。

とあるのみ。

【三七】隨煩惱(Upakleśa)。舊譯に小分惑といふ。根本煩惱に隨伴して起るものなるが故にその名を得たるなり。頌はこの隨煩惱の體を明にしたるものなり。

頌の舊譯

餘染汙心法、說名爲ニ行陰一、於ニ煩惱小分一、說ニ彼非ニ煩惱一。

隨煩惱

頌に曰はく、

隨煩惱は、此の餘の、染の心所の行蘊なり。

論じて曰はく、(三八)此の諸の煩惱を、亦た隨煩惱と名く。皆、心に隨つて、惱亂の事を爲すを以ての故なり。

(三九)復た、此の「根本煩惱の外に」、餘の、諸「の根本」煩惱に異なる染汙の心所の、行蘊に攝するものあり。「根本」煩惱に隨つて、起るが故に、亦隨煩惱と名け、煩惱とは名けず。根本に非ざるが故なり。廣く彼の相を列ぬることは、(四〇)雜事の中の如し。

【三八】此の諸の煩惱云々。六種の根本煩惱を亦、隨煩惱と稱することあり。こは常に心に隨ひ種種に轉ずるが故なり。然れども玆に所謂、隨煩惱といへるは、心に隨ふ意味にて云へるものにあらず、その根本煩惱に隨ふ意味にて云へるものなれば、前の義による隨煩惱を指すにあらず。

【三九】復た此の餘の云云。これ眞の隨煩惱の說明なり。この隨煩惱は根本煩惱に從つて起るが故に、之を煩惱と言はず、必ず隨煩惱といふとなり。

【四〇】雜事(Kṣudravastuka)とは法蘊足論雜事品をいふ。曰く、一時薄伽梵在二室羅茂一、住二逝多林給孤獨園一、爾時世尊告二苾芻衆一、汝等若能永斷二一法一、我保二汝等一、定得二不還一、一法謂貪、若永斷者、我能保レ彼、定得二不還一、如レ是、瞋、癡、忿、恨、覆、惱、嫉、慳、誑、諂、無慚、無愧、慢、過慢、慢過慢、我慢、增上慢、卑慢、邪慢、憍、放逸、傲、憤發、矯妄、詭詐、現相、激磨、以利求利、惡欲、大欲、顯欲、不喜足、不恭敬、起惡言、樂惡友、不忍耽嗜、偏耽嗜、染貪、非法貪、惡貪、有身見、有見、無有見、貪欲、瞋恚、惛沈、睡眠、掉擧、惡作、疑、瞢憒、不樂、嚬申、欠呿、食不調性、心昧劣性、種種想、不作意、麤重、觝突、饕餮、不知輭性、不調柔性、不順同類、欲尋、恚尋、害尋、親里尋、國土尋、不死尋、陵蔑尋、假族尋、愁、歎、苦、憂擾惱、云云。

第二節　纏

(四一)復た、當に、略して、纏と煩惱垢とに攝する者を論ずべし。
且らく應に先づ纏の相の云何を辯ずべし。
(四二)頌に曰はく、

纏に八あり、無慚愧と、　嫉と慳と並びに、
悔と眠と、
及び、掉擧と、惛沈となり。　或は、十なり。忿と覆とを加ふ、
無慚と慳と掉擧とは、　皆貪より生ずる所なり。
無愧と、眠と、惛沈とは、　無明より起る所なり。
嫉と、忿とは、瞋より起る。　悔は、疑よりす、覆は諍あり。

【四一】復た當に略して云云。第四の隨煩惱の說明は、言はゞ隨煩惱論の總論といふべきものなり。以下、述ぶる所の十纏と六垢とは、言はゞ其各論といふべきものなるを以て、復た當に略して云云と隨煩惱に關して復たといへる也。但し此復たは通例、後となりけれど今は光に從つて復たと訂正す。尚ほこの「復た當に略して云云」の文を光は、前文に引續くものと見たれど實は後文に屬すと見たるが、今は實に從ふ。

【四二】頌に曰く云云。十句よりなる中、初の四句は、八纏と十纏の名稱を擧げたるものにして、後の六句は其等結纏が根本煩惱より等流流出したることを明にしたるものとす。

頌の舊譯

無羞及無慙、妬悋及掉起、憂悔疲弱睡、倒起惑有八、及忿覆、欲生、無羞掉起悋、於覆諍、癡生、疲弱睡無慙、憂悔從レ疑生、忿妬瞋恚流。

纏

論じて曰はく、（四三）根本煩惱をも、亦名けて纏と爲すことあり。（四四）經に、欲貪纏を緣と爲すと說くが故なり。

八纏說と十纏說（初頌）

然るに、（四五）品類足には、八纏ありと說く。毘婆沙宗には、纏に十ありと說く。謂はく、前の八に於いて、更に忿と覆とを加ふ。

釋名

無慚と無愧とは、（四六）前に已に釋するが如し。

嫉

嫉とは、謂はく、他の、諸の興盛の事に於いて、心をして、喜ばざらしむることなり。

慳

慳とは、謂はく、財と、法と（四七）巧施と相違して、心をして、悋著ならしむることなり。

悔

悔とは、卽ち惡作なり。（四八）前に已に辯ずるが如し。

眠

眠とは、謂はく、心をして、味略ならしむるを性と爲す。［是れの起れば］、（四九）功力の、身を執持すること有ること無し。

【四三】根本煩惱を云云。纏は元來、煩惱の異名なるを以て、有部の初の用法は必ずしも、いふが如く定まりゐたるものにあらずして、直ちに根本煩惱の名としたることもあるなり。然れども、今は根本煩惱より派生したるものの名と見るなり。

【四四】經にとは雜阿含卌五に曰く、尸婆有二五因五緣一生二心法憂苦一、何等爲レ五、謂因二貪欲纏一緣二貪欲纏一生二心法憂苦一、因二瞋恚睡眠掉悔疑一、緣二瞋恚睡眠掉悔疑一生二彼心法憂苦一云云。（辰三、一〇七右）

【四五】品類足とは其の卷第一、を參照すべし。八纏とは無慚、無愧、嫉、慳、悔、眠、掉擧、惛沈。

【四六】前に釋すとは卷第四、參照。

【四七】巧施（Kauśalasya pradāna）。汎く他に便益を與ふること。

【四八】前に已にとは、本論卷第四、參照。

【四九】入定する時も、心をして味略ならしむるも、能く身を執持する力あり。故に今は北入定心に箇ばんが爲に功力の身を執持云云と言へり。

掉擧と惛沈

(五〇)悔と、眠との二纏は、唯、染汚を取る。掉擧と惛沈とも、亦(五一)前に釋するが如し。

忿

(五二)瞋と、及び、害とを除いて、情と非情とに於いて、心をして、憤發せしむるを、説いて名けて、忿と爲す。

覆

自の罪を隱藏するを説いて名けて覆と爲す。

十纏の根本（第五句以下一頌半）

此に説く所の十種の纏の中に於いて、無慚と慳と掉擧とは、是れ貪の(五三)等流なり。無愧と眠と惛沈とは、是れ無明の等流なり。嫉と、忿とは、是れ瞋の等流なり。悔は、是れ疑の等流なり。

覆に關する異說

或は説く、覆は、是れ貪の等流なり、或は説く、(五四)是れは、無明の等流なりと。或は説く、是れは、「貪と無明との」、倶の等流なり、(五五)有知と無知と、其の次第の如しと。

【五〇】悔は善惡に通じ、眠は三性に通ずるも、纏に攝する限りはその中染行のもののみを取るとの意。

【五一】前に釋すとは、本論卷第四、參照。

【五二】瞋(Vyādha)とは、有情に殺、縛、割切、災難等を與へんと欲すること。害(Vihiṃsā)とは有情を脅迫、責役する等のこと。忿(Krodha)とは情非情に對して前の二以外の心の憤發すること、例せば、比丘が學ばんと欲して心の憤發すること、又は荊蕀に對して心の憤發することの如き是れなり。

【五三】等流とは近等流果なり。

【五四】是ればとは覆を指す。

【五五】有知云云、國王等に知られたる人が、名利を貪りて己の罪をかくすは貪の等流なり。世に知られざる人が、他人に對し懺悔することをなさずして罪を覆すは、之れは無明の等流なり。

第三節　煩惱の垢

煩惱六垢

(五六)餘の煩惱の垢は其の相云何。

頌に曰はく、

煩惱の垢に六あり。惱と、害と恨と諂と誑と憍となり。

誑と憍とは、貪より生ず。害と恨とは、瞋より起る。

惱は、見取より起る。諂は、諸見より生ず。

惱

(五七)論じて曰はく、(五八)惱は、謂はく、諸有の罪事を堅執し、此れに由りて、如理の諫悔を取らざることなり。

害

害は、謂はく、他に於いて、能く逼迫を爲し、此れに依りて、能く打罵等の事を行ずることなり。

【五六】 餘の煩惱垢云云。諂乃至纏の五分類を明にして。次ぎに六垢を明にする段なり、これも根本煩惱の等流にして、而も、至極穢汙なるものとして六種を撰べるを六垢となすなり。

前二句は六垢の名を擧げ、次ぎの四句にて其の等流を明にしたるものとす。

頌の舊譯

復餘六惑垢、誑諂醉如レ前、不捨及結過、逼惱、從レ欲生、誑醉、瞋恚生、結過及逼惱、從二見取一不捨、從レ見諂曲生。

【五七】 論じて曰く云云。六垢の名稱は頌文中にあるを以て、之を省略して直にその説明に入れるなり。

【五八】 惱(Pradāsa)。有罪を堅執して捨てず。その惱力によりて他の諫を容れざるを相とすとの意。

恨 恨は、謂はく、忿の所縁の事の中に於いて、數數尋思し、怨を結んで捨てざることなり。

諂 諂は、謂はく、心の曲れるなり。此に由りて、實の如く自ら顯はすと能はず、或は矯げて非撥し、或は、方便を設けて、解をして、明かならざらしむ。

誑 誑は、謂はく、他を、惑はすなり。

憍 憍は、(五九)前に已に釋す。

是の如き六種は、煩惱より生じて、穢汙相麁なれば、煩惱垢と名く。

六垢の根本（第三―六句） 此の六種の煩惱垢の中に於いて、誑と、憍とは、是れ貪の等流なり。害と恨とは、是れ瞋の等流なり。惱は、是れ見取の等流なり。諂は、是れ諸見の等流なり。

(六〇)何をか曲といふ。
謂はく、諸の惡見なり。

といふが如し。故に、諂は、定んで、是れ、諸見の等流なり。

第四節 隨煩惱の諸門分別

垢及纒＝隨煩惱 此の垢と、並びに、纒とは、煩惱に從つて起る、是の故に、皆隨煩惱の名を立つ。

【五九】 前にとは本論卷第四、參照。

【六〇】 何をか曲云云。諂を諸見の等流と見ることは稍稍解し難き處あるを以て、諂の異名ともいふべき曲の、惡見の等流なるを示して之を證せんとしたるものなり。舊譯には偈に造りて、何法名二邪曲一、謂邪見等見、といへり。

第一項　三斷門

【六一】此の垢及び纏は、何の所斷と爲すか。

頌に曰はく、

纏の、無慚愧と眠と、惛と掉とは見と修との斷なり。
餘と、及び、煩惱の垢とは、自在なるが故に、唯修なり。

無慚等（初二句）

論じて曰はく、且らく、十纏の中に、無慚等の五は、見と修との〔所〕斷に通ず。此れは、通じて、【六二】二部の煩惱と相應して起るに由るが故なり。

餘の纏と一切の垢（後の二句）

隨つて、【六三】見此諦所斷と相應するを、即ち、説いて名けて、見此諦所斷と爲す。
餘の嫉と慳と悔と忿と覆と、並に垢とは、自在起なるが故に、唯修所斷なり。

【六一】此の垢及び纏云云。以下は上に述べたる結等の五種及び六垢に對する諸門分別門なり。之を五段とす（一）三斷分別（二）三性分別（三）三界分別（四）六識相應（五）五受相應等なり。今はその第一の三斷門にして、纏と垢との見斷修斷を明にしたるものとす。初の二句は、二斷に通ずるものを明し、後の二句はただ修斷なる者を明にしたり。

頌の舊譯

此中無羞慙、疲弱睡掉起、有レ二、餘修滅、及自在惑垢。

【六二】二部の煩惱云云。二部とは四諦の一部と修道の一部となり、隨煩惱は上記の如く、根本煩惱に隨從して起るものなる故に、其所斷門に於ても根本煩惱に准じ、その見所斷なるに隨從して起るものは見所斷、又修所斷の根本惑に隨從して起るものは修所斷なりとの意。

【六三】見此諦所斷の意味は前に釋せり。

自在起

唯、修斷の、(六四)他力〔起〕の無明と共に相應するが故に、自在起と名く。

第二項　三性門

隨煩惱の三性門

(六五)此の隨煩惱は、誰が何の性に通ずるか。

頌に曰はく、

欲の三は二なり。餘は惡なり。上界は、
皆無記なり。

欲界繫は三性（第一句）

論じて曰はく、欲界所繫の眠と惛と掉との三は、皆不善と無記との二性に通ず。所餘の一切は、皆唯不善なり。

上界繫（第二句）

上二界の中には應に隨つて、所有一切は、唯是れ無記性に攝す。

【六四】他力の無明とは、不共無明にあらざることを明にしたるものなり。卽ち忿等も無明と相應するが故に、自在起にあるざるべしとの疑に對して忿等に相應する無明は、却て忿等の惹起したるものなるが故に、相應すと雖も、自在起なりと會通せんが爲めの文なり。

【六五】此の隨煩惱云云。諸門分別第二の三性門なり。初句は欲界の隨煩惱を明にし、第二句は上界のそれを明にしたるものとす。

頌の舊譯

於欲惡三二、上界彼無記。

第三項　界繫門

（六六）此の隨煩惱は、誰か、何れの界の繫なるか。

頌に曰はく、

諂と誑とは、欲と初定とにあり。三は三界なり、餘は欲なり。

隨煩惱の界繫門

論じて、曰はく、諂と誑とは、唯欲界と初定とにあり。

諂誑

〔問ふ〕。寧ぞ、梵世に諂と誑と有ることを知らん。

梵世（初定）の諂誑

〔答ふ〕、大梵王は、（六七）已情の事を匿し、相を現じて、馬勝苾芻を誑惑したるを以てなり。

此の二は、前に於いて、已に分別すと雖も、義、相關はるが故に、今復た重ねて辯じぬ。

惛掉憍

惛と掉と憍との三は、通じて三界に在り。

所餘の一切は、皆唯欲に在り。

謂はく、（六八）十六の中の（六九）五は、前に辯ずるが如し。

所餘の十一は、唯、欲界繫なり。

【六六】此の隨煩惱云云。諸門分別、第三の界繫門なり。頌意明なり。

頌の舊譯

誑諂從欲界、初定梵誑故、疲掉醉三界、餘惑唯欲界。

【六七】已情の事を匿すは諂也。此の物語は已に屢屢引用せられたり。

【六八】十六とは十纏六垢。

【六九】五とは六垢中の諂誑憍惛掉の五。

六識相應門

（七〇）已に、隨眠及び隨煩惱を辯じつ。中に於いて、幾くか唯意地に在り、幾くありてか、通じて六識地に依りて起る。

頌に曰はく、

見所斷と、慢と、眠と、自在の隨煩惱とは、
皆、唯、意地に起る。餘は、通じて、六識に依る。

意地起の惑（前三句）

論じて曰はく、略して說くに、應に知るべし、諸の見所斷と及び修所斷の一切の慢と眠と、（七一）隨煩惱の中の自在起の者と、是の如き一切は、皆、意識に依りて起る。（七二）五識身に依りては、起る容きこと無きが故なり。

六識起の惑（第四句）

所餘の一切は、通じて六識に依る。謂はく、修所斷の貪と瞋と無明と、及び彼の相應する諸の隨煩

【七〇】已に隨眠云云。諸心分別の第四、六相相應門を明す段なり。頌意明なり。

頌の舊譯

見滅及慢疑、依意識地生、
自在小分惑、餘依六識起。

【七一】隨煩惱の中の自在起とは十纒中の嫉、慳、忿、覆、悔の五と六垢との十一。

【七二】五識身云云　上に擧げたる諸煩惱は何れも純精神的作用なれば、感覺的認識に關係する前五識に依るべき理由なしとなり。

惱、即ち無慚と〔無〕愧と惛と悼と及び餘の〔七三〕大煩惱地法の、所攝の隨煩惱とは、〔七四〕六識身に依りて、皆、起る容きが故なり。

第五項　受相應門

受相應門

〔七五〕先に辯ずる所の樂等五受根と、今、此に明す所の煩惱と隨煩惱との如き、何れの煩惱等は、何れの根と相應するや。

(イ)根本煩惱

〔七六〕此に於いて、先づ、應に、諸の煩惱を辯ずべし。

頌に曰はく。

欲界の諸の煩惱は、貪は、喜と樂とに相應し、
瞋は、憂と苦となり。癡は徧ず。邪見は、憂と及び喜となり。
疑は、憂なり。餘の五は喜なり。一切、捨と相應す。

【七三】大煩惱地法に攝する隨惑とは放逸、懈怠、不信の三をいふ。

【七四】六識身云云。ここに述べたる諸煩惱は、獨り精神內部の作用なるのみならず、亦、感覺にも關連して起るを以ての故に、通じて六識によるといふなり。

【七五】先に辯ずる云云。憂喜苦樂捨の五受根と、煩惱との相應を論じたるものにして、所謂、五受想應門なり。これに二あり、一は根本惑と五受との相應にして、二は隨惑の相應なり。

【七六】此に於いて等。先づ本惑の相應を明にす。二頌八句中初の六句は欲界繋の本惑と受との相應を明にし、後の二句は上界のそれを明にしたるものとす。

頌の舊譯

欲與喜樂應、瞋與憂苦應、無明一切應、邪見憂喜應、疑憂應餘惑、與喜應欲生、一切與捨應、隨自如地・上地惑相應。

上地は、皆、應に隨つて、　自識の諸受に偏ず。

欲界繫（初六句）

論じて曰はく、欲界所繫の、諸煩惱の中に、

貪（第二句）

貪は、喜と、樂とに相應す。（七七）歡行に轉じて、六識に偏ずるを以ての故なり。

瞋（第三句前半）

瞋は、憂と苦とに相應す。慼行に轉じて、六識に偏ずるを以ての故なり。

無明（第三句後半）

無明は、偏く前の四と相應す、歡と慼との行に轉じて、六識に偏ずるが故なり。

邪見（第四句）

邪見は、通じて、憂喜と相應す。歡と慼との行に轉じて、唯（七八）意地なるが故なり。

何に緣りて、邪見は、歡慼行に轉ずるか。

（七九）次の如く、先に罪福業を造るが故なり。

疑（第五句前半）

疑は、憂と相應す。（八〇）慼行轉にして、唯、（八一）意地なるを以ての故なり。猶豫を懷く者は、決定して、知らんことを求めて、心に愁慼するが故なり。

餘の四見と慢（第五句後半）

餘の四見と慢とは、喜と相應す。歡行轉にして、唯意地なるを以ての故なり。

【七七】歡行に轉じ云云。貪隨眠は、歡びを相とし、而も、そは身心の兩方に跨るを以て、身受たる纏にも心受たる喜にも通ず。

【七八】唯意地に局る故に苦樂の二と相應すること無し。

【七九】次の如くとは、前に罪業を造りて後に因果を撥無するは、罪は造りても、未來の果報無しと信じて歡行相にて起り、又前に福業を造りて後に因果を撥無するは、前に造れる福業無益となると思惟して慼行の相にて起るとの意。

【八〇】慼行轉の故に樂受と相應せず。

【八一】意地なるを以て苦受と相應せず。

已に、別相に約して、受相應を說きたり。〔若し〕、通相に就いて、受相應を說かば、一切は皆捨受と相應す。諸の隨眠の、(八二)相續の斷ずる位に、勢力、衰歇すれば、必ず、捨受に住するを以てなり。

通相の受相應（第五句）

欲界は、既に爾り。上地は云何。皆、所應に隨つて、徧く自地の自識と倶起する諸受と相應す。謂はく、若し、地の中に、具に(八三)四識あるときは、彼の一一の識の起す所の煩惱は、各、徧く、自識の諸受と相應す。

上地の受相應（第七八句）

(八四)若し、諸地の中、唯意識のみあるものは、卽ち、彼の意識の起す所の煩惱は、徧く、意識の諸受と相應す。上の諸の地の中の識と、受との、多少は、(八五)前に、已に、辯せるが如し。故に、別に說かず。

(ロ)隨煩惱の受相應

(八六)已に、煩惱の、諸受と相應することを辯じつ。今、次に、復た、隨煩惱を辯ずべし。

頌に曰はく、

【八二】相續の斷ずる位とは煩惱の休む位。

【八三】四識とは眼耳身意。文の意は初禪天の如き眼等四識の在る地にては眼識の起す煩惱は遍く眼識と相應する受と相應す（眼識相應の受とは樂及び捨）乃至第六識の起す煩惱は遍く第六識と相應する受と相應すとの意。

【八四】若し諸地の中云云。二禪天以上第六識のみ在る地にては第六識相應の煩惱は第六の喜受捨受と相應し（二禪）又は樂捨受と相應し（三禪）乃至唯捨受と相應す（四禪已上）。

【八五】前に已にとは識の多少は卷二、受は同三、參照。

【八六】已に煩惱の云云。受相應門中の第二として、隨煩惱相應を明す段なり。頌意は明かなり。

頌の舊譯

憂根應二憂悔、嫉妬忿過惱、結過不捨邪、慳悋雖此義、欺誑及諂曲、覆藏睡二種、醉喜樂捨遍、餘四五根應。

諸の隨煩惱の中に、嫉と悔と忿と、及び惱と、
害と恨とは、憂と倶起す。慳は喜受と相應す。
諂と誑と、及び眠と覆とは、憂と喜とに、通じて倶起す。
憍は喜と樂と、皆、捨となり。餘の四は、徧ねく相應す。

嫉等六惑（第二三句）

論じて曰はく、隨煩惱の中に、（八七）嫉等の六種は、一切、皆、憂根と相應す。感行轉にして、唯、意地なるを以ての故なり。

慳（第四句）

慳は、喜と相應す。歡行轉にして、唯、意地なるを以ての故なり。歡行轉とは、慳の相は、貪と極て相似せるが故なり。

諂誑眠覆（第五六句）

諂と誑と眠と覆とは、憂と喜とに相應す。歡感行轉にして、唯、意地なるが故なり。歡感行とは、謂はく、或は、時ありて、歡喜の心を以て、諂等を行じ、或は、時に憂感の心を以て行ずることあるをいふ。

憍（第七句前半）

憍は、喜と樂とに相應す。歡行にして、唯、意なるが故なり。［即ち］第三靜慮にありては、樂と相應し、若し、下の諸地にありては、喜と相應す。

上の凡ては捨と相應す（第七句後半）

此の上に說く所の、諸の隨煩惱は、一切皆捨受と相應す。相續の斷ずる時には、皆捨に住するが

【八七】嫉等の六種とは嫉、悔、忿、惱、害、恨の六。

故なり。〔亦〕（八八）通行にして、唯、捨地に在るものも有るが故に、捨は一切に於いて、相應すること、遮することとなし、譬へば、無明の、徧く、〔一切の惑と〕相應するが如くなるが故なり。

無慚愧惛掉の四（第八句）

餘の無慚愧と惛沈と掉擧との四は、徧く、五受と相應す。前の二は、是れ、大不善地法の攝なるが故なり。後の二は、是れ、大煩惱地法の攝なるが故なり。

第五節　五　蓋

五蓋

（八九）說く所の煩惱と隨煩惱との中に、異門に依りて、佛は說いて、蓋と爲すことあり。今、次に應に〔是れを〕辯ずべし。

蓋の相云何。

頌に曰はく、

蓋に五あり。唯、欲に在り。　食と治と用と同じきが故に。
二なりと雖も、一蓋と立つ、　蘊を障ふるが故に唯五あり。

【八八】 通行にして云云。通行とは歡と慼とに通ずる行相の略也。憍は我身を染著する煩惱の故に第四定已上の捨地にも通ず。上の十二隨惑は此の如く唯捨受のみの地にも通ずるが故に、一切は捨受と相應すとの意。

【八九】 說く所の煩惱云云。以下は、前に述べたる結等の六門に對して、言はば、その從論として五蓋の分類を明にせんとする段なり。初の二句は五蓋の界繫とその性質とを明にしたるもの、第三句は惛と眠、掉と悔とを合して惛眠、掉悔の二となしたる理由を、第四句は蓋の五に依る理由を明にしたるものとす。

頌の舊譯

欲界中五蓋、一對治食事、
合二一能破、法聚起疑故。

五蓋

論じて曰はく、佛は、(九〇)經の中に於いて、蓋に五有りと說く。一には(九一)欲貪蓋、二には(九二)瞋恚蓋、三には(九三)惛眠蓋、四にに(九四)掉悔蓋、五には(九五)疑蓋なり。

五蓋は唯欲界に限る（第一句）

此の中に說く所の(九六)惛と、掉と、及び疑とは、(九七)欲貪と瞋恚と眠と悔との如く、唯、欲界に在りと爲んや、〔又は〕、三界に通ずるとせんや。

應に、知るべし、此の三も、亦た、唯欲にあることを。(九七)契經に、「是の如きの五種は、純ら是れ圓滿の不善聚なり」と說くを以ての故なり。〔而して〕色、無色界には、不善あること無き〔が故〕なり。然るに、此の五種は、純ら不善の故に、唯、欲界のみにありて、色無色には非ず。

惛眠掉悔を合して一體となす理由（第二句）

何の故に、惛眠と掉悔との二蓋は、(九八)各二體あるを、合して一と立つるか。

食と治と用との同じきが故に、合して一と立つ。(九九)食とは、謂はく、所食なり。亦た資糧と名く。

【九〇】經の中に於いてとは、雜阿含二十六、二十七、二十九。中阿含廿四因品念處經（長六、二〇右）等。

【九一】欲貪蓋（Kāma-cchanda-nivaraṇa）。

【九二】瞋恚蓋（Vyāpāda-nivaraṇa）。

【九三】惛眠蓋（Styāna-middha-nivaraṇa）。

【九四】掉悔蓋　Āuddhatya-kaukṛtya-nivaraṇa）。

【九五】疑蓋（Vicikitsā-nivaraṇa）

この五を簡單に貪、瞋、眠、掉、疑と記憶すべし。

【九六】惛・掉、疑は本來三界に通ずる惑にして、欲貪、瞋恚、眠の三は本來より欲界に局る惑なり。

【九七】契經とは雜阿含二七曰純一不善聚謂五蓋故。（辰三、五九右）。

【九八】各二體あることは惛沈と眠、掉擧と追悔と各二體あるをいふ。

【九九】食（Āhāra）とは蓋を助くる食の謂にして、助くる邊の意よりして別に資糧と名づくとの意。

(一〇〇)治とは謂はく、能治なり、亦た非食と名く。(一〇一)用とは、謂はく、事用なり。亦た功能と名く。
(一〇二)此の經の中に、是の如きの說を作すに由る。惛と、眠と二なりと雖も、食と非食と同じ、

惛眠蓋

何等を名けて、惛眠蓋の食となすか。
謂はく、五種の法なり。一には(一〇四)瞪瞢、二には(一〇四)不樂、三には(一〇五)頻申、四には(一〇六)食不平等の性、五には(一〇七)心昧劣の性なり。

蓋の非食

何等を名けて、此の蓋の非食とするか。
謂はく、(一〇八)光明の想なりと。
是の如く、二種の事用も、亦た用じ。謂はく、倶に能く心性をして、沈昧ならしむ。

掉悔

掉と悔とは、二なりと雖も、食と非食と同じきなり。

掉悔蓋

何等を名けて、掉悔蓋の食と爲すか。
謂はく、四種の法あり。
一には(一〇九)親里の尋と、二には(一一〇)國土の尋と、三には(一一一)不死の尋と、四には隨つて昔の種種の

【一〇〇】治(Pratipakṣa)は卽ち退治にして、二蓋を退治する能退治なり。恰も食の裏なるが故に非食と稱するが如し。
【一〇一】用(Kṛtya)とは二蓋の起す用なり。
【一〇二】此の經とは雜阿含廿七、(辰三五六丁左。)
【一〇三】瞪瞢(Tandri)とは眼の明かならぬこと。舊譯に惓(倦)とあるは一層適切なり。
【一〇四】不樂(Arati)。
【一〇五】頻申(Vijṛmbhikā)とはアクビすること。勞倦より生ず、因に果の名を與へたるなり。
【一〇六】食不平等の性(Bhakṣesamatā)とは、消化の不良なることとなり。
【一〇七】心昧劣の性(Cetaso līnatva)とは明了の感知なきことなり。
【一〇八】光明の想とは光明を緣ずる想(光師)。之れによりて心分明となり、惛沈を退治すとの文意。雜阿含には此の字明照思惟とあり。蓋し觀智の意なり。
【一〇九】親里の尋とは親屬のことを尋思すること。
【一一〇】國土の尋とは、故鄕等所愛の國土を尋思すること。
【一一一】不死の尋とは若し死せずば、此の如きことをなさんなど云ふ尋思なり。

蓋の非食

更る所の戲笑、歡娛、承奉等の事を念ず。何等を名けて、此の蓋の非食とするか。謂はく、〔二二〕奢摩他なり。是の如く、二種の事用も、亦た同じ。謂はく、倶に能く心をして、寂靜ならざらしむと。此れに由りて、食と治と用と同じきが故に、惛眠と掉悔と二を合して、一と爲すと說く。

蓋の唯五なる理由（第四句）

諸の〔二三〕煩惱等は、皆蓋の義あり。何が故に、如來は、唯、此の五を「蓋と」說くか。唯、此れのみ、〔二四〕五蘊に於いて、能く勝障と爲るが故なり。謂はく、貪と恚との蓋は、能く戒蘊を障へ、惛沈と睡眠とは、能く慧蘊を障へ、掉擧と惡作とは、能く、定蘊を障ふ。「かくして」定慧無きが故に、四諦に於いて疑ひ、疑ふが故に、能く乃至〔二五〕解脫と〔二六〕解脫知見とをして、皆起ることを得ざらしむ。故に、唯、此の五のみを建立して、蓋と爲すなり。

論主、有部を破す

〔二七〕若し、是の如く、經の意を解釋することを作さば、掉悔は、理として、應に、惛眠の前

【二二】奢摩他（Samata）。雜阿含には寂止思惟と有り。心の動搖を沈むる禪定をいふ。

【二三】煩惱等は隨煩惱を等す、何れも無漏聖道を覆蓋する義有ればなり。

【二四】五蘊とは無漏の五蘊の謂即ち戒、定、慧、解脫、解脫智見なり。

【二五】解脫とは無學の無漏の勝解の心所をいふ。

【二六】解脫智見とは盡智、無生智なり。

【二七】若し是の如く云云。五蓋はかく無漏の五蘊を障ふる順序にて說かれたるものとするならば、何故に眠掉と次第して、逆に掉眠と說かざるや。何んとなれば、所障の方は定想と次第する以上、能障の方

に說くべし、必ず、定に依りて、方に、慧、生ずることあるを以てなり、定障も、亦た、慧障より先なるべきが故なり。

經部の說

是の如き理に依りて、(二八)有る餘師の言はく、此の五蓋の中に、惛眠と掉悔とは、次の如く、能く、定蘊と慧蘊とを障ふ。

此れに由りて、契經に、是の如きの說を爲す。等持を修する者は、惛眠を怖畏す。擇法を修する者は、掉悔を怖畏すと。

先軌範師の蓋の五因

有る餘[師]は、別に說て、唯、五因を立つ。

彼れの說は云何。

謂はく、(二九)行位に在りて、先づ色等の種種の、境の中に於いて、愛憎すべき二種の相を取るが故に、後に、(三〇)住位に在りて、(三一)先のを因と爲すに由りて、便ち、欲貪と瞋恚との二蓋を起す。此の二は、能く定に入らんとする心を障ふ、此れに由りて、後時に、正しく、定に入る位に、(三二)止及び觀に於いて、正しく、習ふこと能はず。此れに由りて、便ち、惛眠と掉悔とを起して、其の次第の如く、奢

も定障、想障と次第せざるべからざればなり。已に、然らざる以上、汝の解釋は正當ならずとなり。

【二八】有る餘師云云。有部にては、惛眠は慧蘊を障へ、掉悔は定蘊を障ふと解釋するに對して、此の師は惛眠は定蘊を障へ掉擧は慧蘊を障ふと解するなり。

【二九】行位云云とは行乞するに際して美人の形を見、婦人の聲を聞く等のときは此を可愛とし、無慈悲の人に逢へば可憎とす。

【三〇】住位とは定室に入る位。

【三一】先きのをとは行位に出會せる愛憎の相のこと。

【三二】止及び觀(奢摩他 Samata 毘鉢舍那 Vipaśyanā)、禪定修行に於て、心を靜むる方を止といひ、觀察を鋭くする方を觀といふ。

摩他と毘鉢舍那とを障へて、起ることを得ざらしむ。(二三)此れに由りて、後の出定の位の中に於いて、法を思擇する時、疑、復た、障を爲す。故に、蓋を建立すること、唯、此の五のみ有りと。

第五章　煩惱の斷滅

第一節　煩惱の滅と斷惑の四因

煩惱の滅

(二四)今、應に、思擇すべし、(二五)他界の遍行と及び、見滅道斷の有漏緣の諸惑とは、彼の斷ずる位に於いて、彼の所緣を知らず、彼れの所緣を知る時は、彼れは、斷ぜず。

問

(二六)是の如き諸惑を斷ずることは、何の因に由るか。

【二三】此れに由りてとは惛眠と掉悔との力に由りての意。

【二四】今應に思擇すべし云云。以上にて、隨眠品中に於ける、所謂、惑の體を明にしたるものなり。以下その惑の滅を明にする部門にして、而も次品の賢聖等の連絡を司るものなり。之を六段に分つ。(一)斷惑の四因(二)四種の對治(三)斷煩惱の處(四)四遠の性(五)斷惑して滅を得すること(六)九種遍なり。

【二五】他界の遍行云云。こは斷惑論の總說ともいふべきものにして、斷惑の四因を明にするに先ちて、先づ之を述べたるものなり。他界の遍行とは九上緣の惑を指し、見滅道所斷の有漏緣の惑とは滅道下の貪瞋慢及び見取と戒取と、此等と相應する無明とを指す。彼の所緣とは、九上緣惑と有漏緣惑との兩對象を意味するものにして之を分ちて言はば九上緣惑の對象は上界の苦集にして、有漏緣惑のそれは滅道諦下の邪見、疑、無明の三なり。そは、九上緣の惑は、他界の自部を緣じ、滅道諦下の有漏緣の惑は、自部の無漏緣の惑たる邪見疑無明を緣ずるものなればなり。彼の斷ずる位とは、他界遍行にありては苦集智忍の生じたる位にして、滅道諦下の有漏緣惑にありては、滅道智忍の生じたる位なり。何んとなれば、其等智忍の生ずることによりて當該煩惱を斷ずればなり。かくて彼の斷ずる位に於いて彼の所緣を知らずとは、九上緣惑を斷ずるは上界の苦集を知らざる苦集法智忍の位にあればなり。有漏緣を斷ずるは

答　要ずしも、所緣を徧知するが故にのみ、斷ずるに非ず。

問　若し爾らば、斷惑は、總じて、幾の因に由るか。

答　四種の因に由る。

斷惑の四因　何等を四と爲るか。

(三七)頌に曰はく、

所緣を徧知するが故に、　彼の能緣を斷ずるが故に、
彼の所緣を斷ずるが故に、　對治起るが故に斷ず。

見惑の斷盡　論じて曰はく、且らく、見所斷の惑は、斷ずること、前の三因に由る。

其所緣の邪見、疑、無明を知らざる滅道の法智忍及び類智忍の位にあればなり。然らば逆に彼の所緣を知る時はいかにといふに、之に答へたるは卽ち「而も彼れ斷ぜず」の文にして而も之に二樣の意義あるなり。第一は九上緣の所緣を知る場合にして、九上緣の所緣は上界の苦集諦なるを以て、之を知るは卽ち苦集類智の起れる場合なり。而して此際は已に、前の苦集法智によりて九上緣惑を斷じ居るを以て、之を斷ずる必要なき點より「彼れ斷ぜず」といふなり。第二は滅諦下の有漏緣の所緣を知る場合にして、この際は、その所緣は邪見疑無明なるを以て、之を知るの智は苦集智忍ならざるべからず。何んとなれば邪見、疑、無明は、たとひ滅道諦下にありとするも、それ自身としては苦集なるを以てなり。從つて單に苦集智忍だけにて、未だ滅道智忍の起らざる限りは、その兩諦下の邪見、疑無明は未だ斷ぜられざるを「彼れ斷ぜず」といふなり。

【三六】是の如き云云。以上、所緣を遍知するより斷惑する義を述べて、其不充分なる點を明にし此外にも斷惑に關する因由あることの問を出したるなり。

【三七】頌に曰く云云。斷惑の四因を一句一句に述べたるものにして、卽ち四句にて四因を明かにしたるなり。其中、前三因は見惑を斷ずる因にして、第四因は修惑を斷ずるの因なりとす。

頌の舊譯

由了別彼境、能緣境滅故、
境界惑滅故、對治起故盡。

所縁の遍知（第一句）

（二八）一には、遍く所縁を知るに由るが故に斷ず。謂はく、見苦集斷の自界縁と、及び、見滅道斷の無漏縁となり。

能縁を斷す（第二句）

（二九）二には、彼の能縁を斷ずるに由るが故に斷ず。謂はく、見苦集斷の他界縁なり。自界縁は、能く彼れを縁ずるをもつて、能縁、若し斷ずれば、彼れも、隨つて斷ずるを以ての故なり。

所縁を斷す（第三句）

（三〇）三には、彼の所縁を斷ずるに由るが故に斷ず。謂はく、見滅道斷の有漏縁なり。無漏縁は、能く彼の境と爲るを以て、所縁、若し斷ずれば、彼れは、隨つて斷ずるが故なり。

修惑の斷（第四句）

（三一）若し修所斷の惑は、後の一因に依る。謂はく、但だ、第四の對治の起るに由るが故に斷ず。

若し、此の品の對治道の生ずる時は、則ち此の品の中の、諸の惑は頓に斷ずるを以てなり。

【二八】一には遍く云云。所縁とは苦集滅道の四諦にして、この四諦を遍く知ることによりて、之を斷じ得るを、「所縁を遍知するが故に斷ず」とはいふなり。而して之を遍知するには、苦集にありては苦集智忍の發生によるものにして、之によりて、その自界縁の惑（九上縁以外のもの）を斷じたるを、苦集を遍く知れりといふ。滅道の場合にありては滅道智忍によりて、その六無漏縁（邪見、疑、無明）を斷ずる時、之を遍知せりといふなり。

【二九】二には彼の能縁云云。苦集諦下の他界縁の惑は、その自界縁の惑によりて縁ぜらるる即ち他界縁の惑に所縁にして自界縁のそれは能縁なり。この能縁たる自界縁の惑を斷ずる時は、所縁たる他界縁の惑も自ら斷ぜらるるを「彼の能縁を斷ずるが故に斷ず」と名づく。

【三〇】三には云云。滅道諦下の貪等の有漏縁の惑は能縁となりて、邪見疑無明の無漏縁の惑を縁ず。此際、その所縁たる無漏縁の惑を斷ずれば、能縁たる有漏縁の惑も自ら斷ぜらる。之を「彼の所縁を斷ずるが故に斷ず」と名づく。

【三一】若し修所斷の惑云云。修惑にありては、その對治道の起るによりて斷ぜらる。即ち九品の修惑は九品の對治道によりて、而も上上品の惑は下下品の道により、下下品の惑は上上品の道によりて斷ぜらるるを「對治起るが故に斷ず」といふなり。

斷惑退治の次第

何れの品の諸惑は、誰を對治とするか。謂はく、上上品の所有諸惑は、下下品の道、能く對治を爲し、〔乃〕至下下品の所有諸惑は、上上品の道、能く對治を爲すなり。是の如き義門は、(二三二)後に、當に廣く辯ずべし。

第二節　四種の對治

四種の對治

(二三三)言ふ所の對治に、總じて、幾種有るか。頌に曰はく、

對治に四種有り、　謂はく、斷と持と遠と厭となり。

(一)斷對治
(二)持對治

論じて曰はく、諸の對治門に總じて、四種あり。一には(二三四)斷對治、謂はく、無間道なり。二には(二三五)持對治、謂はく、此の後の道なり、彼れは、能く、此の斷の得を持するに由るが故に。三には

【二三二】後に。第二十三卷。

【二三三】言ふ所の對治云云。惑滅の第二段として四種對治を明す段なり。頌はその四名を擧げたるものにして、その法相的意義は長行に明かなり。頌の舊譯

滅持能遠離、厭惡對治四、說次異。

【二三四】斷對治(prahāṇa-pratipa-kṣa)。

【二三五】持對治(Adhāra-pratipa-kṣa)。擇滅の得を確と任持すること。此の後の道とは、無間道の次念に起る解脫道の義なり。無間道は擇滅の得を起し、解脫道は擇滅と倶生して擇滅の得を任持するが故なり。

(三)遠對治

(二三六)遠分對治、謂はく、解脱道の後の所有の道なり。彼の道は、能く此の所斷の惑の得をして、更に遠ざからしむるに由るが故なり。

異說

有る餘師は說く、亦解脱道なり。解脱道も、彼れの如く、能く、此の所斷の惑の得をして、更に遠ざからしむるを以ての故なりと。

(四)厭患對治

四には、(二三七)厭患對治、謂はく、若し道有りて、此の界の過失を見て、深く厭患を生ずることなり。

論主、四種對治の次第を正す

然るに、此の對治を若し善說せんと欲せば、理として實に、是の如きの次第を爲すべし。一には厭患對治、謂はく、苦集を緣じて、加行道を起すことなり。二には、斷對治、謂はく、一切を緣じて、無間道を起すことなり。三には、持對治、謂はく、一切を緣じて解脱道を起すことなり。四には、遠分對治、謂はく、一切を緣じて勝進道を起すことなりと。

第三節 斷惑の處

斷惑の處

(二三八)諸惑の永斷は、定んで、何れに從ふとせんか。

頌に曰はく、

【二三六】遠分對治(Dūribhāva-pratipakṣa)。眞諦の遠離對治が能く、原語に合す。玄奘所覽の本には恐くは Dūra-bhāga-pratipakṣa とありしか。若し然らば、そは解脱道の後の精進道なり。

【二三七】厭患退治(Vidūṣaṇa-pratipakṣa)。欲界の五蘊の如きを略して厭ふことにして、多分に約して云へば、加行道、具に云へば精進道にも通ず。

【二三八】諸惑の永斷云云。第三段に斷惑の處を明す。卽ち法相上斷惑とはいかなる意味なるかを說明するにあり、頌意は長行に至りて明かなり。

頌の舊譯

應レ除、惑於二自境界一。

應に知るべし、所緣に隨つて、諸惑をして斷ぜしむべし。

論じて曰はく、應に知るべし、(二三九)諸惑の得の永斷する時、其をして、相應の法を離れしむべからず。但だ彼れをして、所緣を遠離せしむべし。所緣に於いて、復た、生ぜざらしむるが故なり。

論主難

(二四〇)未來の惑を斷ずる理は、且らく然るべし。境に於いて、復た生ぜざらしむべきが故なり。過去の諸惑は、云何にして、斷ずと說かんか。

若し、頌に「所緣に從ふ」との言を說くは、「其の」意、偏く、所緣を知るが故に、斷ずることを顯はすと謂はば、此れ、亦た理に非ず。決定せざるが故なり。

【二三九】諸惑の得云云。惑の得を斷じたりとて、惑と心心所との同聚關係を分離せしむるにあらず。何んとなれば三世實有なるを以て、惑なりとて絕滅することなく、而して惑ある限り、必ず心心所と同聚あればなり。故に煩惱を斷ずとは、所詮、そが働かぬこと、卽ち、所緣の境より能緣の煩惱を遠離せしむることに外ならずとの意なり。有隨眠の段を參照せよ。

【二四〇】未來の惑云云。これ論主の難にして、所緣に於て能緣の煩惱を起らざらしむるを煩惱の斷なりと言はば、過去法は已に生じ了れるものなれば之に對して煩惱を生ぜざらしむるといふ斷の特徵を表し得ざるべく、從つて過去法を斷ずといふこと能はざるに至らん。此難に對して、汝は、頌に「所緣に從ふ」といへるは、所緣に於て能緣の煩惱を生ぜざらしむるを斷と言ふにあらず。ただ所緣を遍知するを斷と名くとの義なりと救釋せしも、これも亦理に契はず。何んとなれば斷は必ずしも遍知と定まり居らざればなり。例せば、苦集諦下の他界緣の遍行惑を斷じ、滅道諦下の有漏緣の惑を斷ずるは、必ずしも所緣を遍知したる結果ならざることは、前に述べたる如ければなり。

論主の自釋

(一四一)此れに由りて、應に說くべし、煩惱等の斷は、定んで、何に從ふ所なるかを。
自相續の中の煩惱等の斷ずるは、〔其の〕得の斷ずるに由るが故なり。
他相續の中の諸煩惱等と、及び一切の色と、不染法との斷ずるは、能く、彼れを緣ずる自相續の中の、所有の諸惑の、究竟して、斷ずるに由るが故なり。

第四節　遠生の四種

遠生の四種

(一四二)言ふ所の遠分の(一四三)遠性に、幾かある。
頌に曰はく、

遠性に四種あり、　謂はく、相と治と處と時となり。
大種と尸羅と、　異方と二世等との如し。

四種の遠性

論じて曰はく、(一四四)傳說すらく、遠性に、總じて、四種有り。

【一四一】此れに由りて云云。論主自身にて斷の意義を明にしたる文なり。論主に從へば斷に二種あり、自在斷と緣縛斷となり。若し自身の中の煩惱の得を斷ずるとは、卽ち自性斷にて、之によりて自相續の煩惱を斷に得べし。若し、他人の煩惱、乃至不染等は、得を斷ずる自身の煩惱を斷ずることによりて斷じ得べし。之を緣縛斷と名くとなり。

【一四二】言ふ所云云。第四段として四遠の性を明す段なり。四句中、初の二句は總標にして後の二句はその釋なり。
頌の舊譯
相異對治故、各處別時故、
四大戒處所、世二如ㇾ遠義。

【一四三】遠性(Dūratā)とは「遠くあること」と云ふ義。

【一四四】傳說とは、論主が後に自意の存する經部の說を擧げんとする前提なり。

相違性　一には、(一四五)相違性、四大種は、復た、倶に、一聚の中に在りて生ずと雖も、相の、異るを以ての故に、亦、名けて、遠と爲すが如し。

治違性　二には、(一四六)治違性、(一四七)持犯戒は、復た、倶に、一身の中に在りて行ずと雖も、相治するを以ての故に、亦、名けて、遠と爲すが如し。

處違性　三には、(一四八)處違性、東西の海は、復た、倶に、一世界の中に在りと雖も、方處の、隔たるが故に、亦、名けて、遠と爲すが如し。

時違性　四には、(一四九)時違性、過未〔の二〕世は、復た、倶に、一法の上に依りて立つと雖も、時分の隔たるが故に、亦、名けて、遠と爲すが如し。

論主時違を難ず有部答　(一五〇)何に望めて、遠と說くか。

現在世に望めてなり。

論主難　無間の已滅と、及び、(一五一)正生の時とは、現〔在〕と相隣る。如何にしてか遠と名けん。

有部答　(一五二)世性の別なるに由るが故に、遠の名を得るものにして、久しき曾と、當と〔なるを以ての故に〕、方に、遠と名くることを得るには非ず。

論主難　若し爾らば、現在も、亦、應に遠の名を得べし。去來世に望むるに、性、

【一四五】相違性(Lakṣaṇa-dūratā)。その特質の別になるをいふ。例へば四大種が同一聚内にあるも、四大各各異るが如きをいふ。

【一四六】治違性(Vipakṣa-dūratā)

【一四七】持犯戒とは持戒(不殺生等の無表)と犯戒(殺生等の無表)とは同一身内にありとも、相互に反して、而も一は他を治する點より之を遠といふ。

【一四八】處違性(Deśa-dūratā)。

【一四九】時違性(Kāla-dūratā)。

【一五〇】何に望め云云。過未を遠しといふは、その標準所待云何との問。

【一五一】正生の時とは、未來生相位をいふ。

【一五二】世性云云とは過去未來と現在とは世の性違ふとの謂。

亦、別なるが故なり。

(一)救を擧げて破す

若し、去來の法は、作用無く、作用を離るゝが故に、名けて、遠と爲すと謂はゞ、諸の無爲法は、一作用、既に無し。「然るを」、如何にして、近と名くるか。

(二)救を擧げて破す

若し、現に、徧く、無爲を得するに由るが故に、近と名くと謂はゞ、(一五三)去來二世も、例して、亦、然るべく、(一五四)虛空無爲「の如きは」、如何にしてか、近と名けん。

(三)救を擧げて破す

若し、過未は、更に、互に、相望めて、現在を隔つるに由るが故に、名けて遠と爲すも、現「在」を、「過未の」二世に望むれば、倶に、極めて、相隣り、「亦た」、無爲も、隔無きが故に、皆、近しと謂はゞ、則ち、(一五五)應に、去來も、現在世に隣ると、相望めて隔り有るとの故に、「遠と近との」二名を具すべく、應に、一向に、說いて名けて遠とは爲すべからざらん。

論主の說

若し正理に依らば、應に、(一五六)去來を、法の自相を離るゝが故に、名けて遠と爲すと說くべし。未來

【一五三】去來二世も例して云云。過去法は法後得を起して得し、未來法は法前得を起して得す。その得は、何れも現在世にあり。故に近といはざる可からずとの謂。

【一五四】虛空無爲は得の無きものの故にかくいふ。

【一五五】應に去來云云。過未は現在に隣る點よりしては近と名くべく、過去と未來とを相望めては現在を相隔てる點に於いて又遠と名くべく、かくて過去と未來とはその體は一にして、その對待の異によりて、二名を得ることとなるとの難意。

【一五六】去來の法が、法の自相を離れたりとは、過去の色は變礙の相を離れて捨したれば、遠と名づけ、未來は同樣にして未だ法の同相を得ざる故に遠と名づくとの意にして、經部の過未無體の義によりて釋せる所なり。

は、未だ法の自相を得ざるが故に。過去は、已に、法の自相を捨するが故に。

頌の「等」字

「頌の中の」〔一五七〕「等」の言は、事を擧ぐることの、未だ盡さざることを明さんが爲めなり。

第五節　惑の再斷と離繫の重得

惑の再斷と離繫の重得

〔一五八〕前に、惑の斷ずるは、治道の生ずるに由ると言ひたるが、道にして、勝進する時んば、所斷の諸惑は、再斷すと爲んか、不か。〔又〕所得の離繫は、重得すること有りや。

頌に曰はく、

諸の惑には、再斷なし。離繫には重得あり。
謂はく、治生と得果と、練根との六時の中なり。

惑は再斷無し（第一句）

論じて曰はく、諸の惑は、若し彼れの能斷の道を得れば、即ち彼の道に

【一五七】等の言云云。頌中に異方と二世等と等の字を用ゐたるは、尙ほ此外にも種種の例ありとの義を示すとなり。

【一五八】前に惑の斷云云。第五に惑を斷じ滅を得することを明かにする段なり。同意は治道によりて一旦、惑を斷じたる者が更に勝進道に進む時は、更に一旦斷じたる惑を斷ずるや否や。之を反面より云へば治道によりて一旦、離繫得を得たる者は、勝進道に際して再び離繫得を得ることありや否やとなり。四句中、初の一句は再斷に關する問に答たるものにして、後の三句は離繫の重得に關して答へたるものとす。

頌の舊譯

諸惑同一滅、重得彼永離、對治生、得果、練根、六時中。

由りて、此の惑を頓に斷ず、必ず、後時に、再び惑を斷ずる義無し。

離繫重得（第二句）

所得の離繫は、道に隨つて〔自體が〕漸く勝進する理無しと雖も、道の進む時は、重ねて彼の勝得を起す義有る容し。

言ふ所の重得には、總じて幾時有りや。

離繫重得の六時（第三四句）

總じて六時有り。

何等をか六と爲す。

謂はく、治道の起ると、得果と、練根となり。

〔一五九〕治道の起る時とは、謂はく、解脫道なり。

得果の時とは、謂はく、預流と一來と不還と阿羅漢との果とを得るなり。〔一六〇〕練根の時とは、謂はく、轉根の時なり。

此の六時の中に、諸の惑の離繫は、道の勝進するに隨つて、重ねて勝得を起す。

鈍根の次第證

〔一六一〕然るに、諸の離繫は、應に隨つて、應に知るべし。六時を具して勝得を起す者あり、乃至、亦唯、二時を具してするもあることを。

【一五九】治道の起る時云云。解脫道は擇滅の得と倶時に而も之れを確乎と任持す。故に解脫道が現在前せば、擇滅の得も現在前して成就す。

【一六〇】練根とは鈍根の羅漢が轉根して利根となる時のこと。

【一六一】然るに諸の離繫云云。擇滅無爲を重得するに六時あるも、凡ての無爲は必ずしも六時全體によりて得せらるるに非ず、之を純根の者よりすれば、所斷の煩惱によりて六時乃至二時の相違ありとなり。但しここに所斷の煩惱を數ふるには見道四諦上下を八品とし、修惑を九地、九品の八十一品とし、合して八十九品に就て惡爲の重得を明かにせんとしたるなり。

謂はく、(一六二)欲界繫の見四諦斷と及び色無色の見三諦斷との所有の離繫は、六時得を具す。色無色界の見道諦斷の所有の離繫は、唯五時得なり。治の生ずる時、即ち得果なるが故に。此に於いて、分ちて二時と爲すべからざればなり。

(一六三)欲界修斷の五品の離繫も、亦、五時得なり。預流果を除く。

第六〔品〕の離繫は、唯四時得なり。謂はく、前の五に於いて、又一時を除く。得果と治生とは、時に異り無きが故なり。

第七八品も、亦、四時得なり。得果の四の中にて、(一六四)前の二を除くが故なり。

第九の離繫は、唯三時得なり。謂はく、前の四に於いて、又一時を除く。亦治生の時に即ち得果するが故なり。

色無色界の修所斷の中の、唯有頂の第九の離繫を除ける所餘の離繫も、亦、(一六五)三時得なり。

【一六二】欲界繫の見四諦斷と及び無色界の見三諦斷云云。これ六時得の例なり。欲界の見惑を斷ずるに、法智生ずる時、即ち治道(解脫道)によりて無爲を得し、初果より初まりて四果を得る時、四の得果によりて無爲を重得し、更に轉根する時、亦後重得するが故に六時得全部を具するとなる。同樣に上二界の見三諦斷(見道諦斷を除く)の惑を斷ずる際の離繫得も然り。上界の見道斷を除く理由は、道類智即ち解脫道生ずる時は、直ちに預流果を得するを以て、治道と初果の得果とは同一なるによる。

【一六三】欲界修斷の五品云云。欲の修惑に九品ある中、その五品を斷ずるまでは預流果なり。從つて其五品に對する無爲を得する上に於ても、得果の一を缺くが故に五となす。何んとなれば預流の得果は、見道十五心を終りて、第十六心の時、已に成就し居ればなり。以下は凡て此流義にて解釋すべし。

【一六四】前の二とは初果(預流)と一來との二果。蓋し第二果を得し已りてより、進んで第七八、二品の惑を斷ずるが故なり。

【一六五】三時得とは能對治の起る時と、第四果を證する時と、練根の時との三時をいふ。之れは不還果の人が進みて上界の修惑を斷ずるものなるが故に

得果の四の中にて、前の三を除くが故なり。

有頂の第九は、唯二時得なり。謂はく、前の三の内にて、又一時を除く。亦治生の時に卽ち得果するが故なり。

利根の超越證

是の如きは、且らく有り容きの理に就きて說く。(二六六)利根の者は、前の諸位の中に、一一皆練根得を除くを以ての故に、「前に於て各一を缺くものとす」。(二六七)諸有の超越して聖道に入る者は、應に隨つて、預流等を除くこと有るが故に「不定とす」。

第六節　九　徧　知

九徧知

(二六八)卽ち諸の離繫は、彼彼の位の中に、徧知の名を得。徧知に二有り。一には智徧知、二には斷徧知なり。智徧知とは、謂はく、無漏智にして、斷徧知とは、謂はく、卽ち諸の斷なり。此れは果の上に因の名を立つるが故なり。

前の三果を除く。

【二六六】利根のものには練根の必要無きが故に、前記の中に於いて各位に一時を除く。

【二六七】諸有の超越云云。例へば欲界九品の惑を斷じたる者が後に見道に入れば、第十六心の位に於いて第三果を得するが故に、初果と二果とを除くが如し。故に結局は不定とす。

【二六八】卽ち諸の離繫云云。第六に九徧知を明にする段なり。徧知(Parijñā)は舊譯に永斷と云ふ。本文にもある如く、一方には無漏智(智徧知)を意味すると同時に他方には、その無漏智の結果たる擇滅(斷徧知)を意味する語なり。この徧知は斷惑に最も關係深きを以て、本論にありても、大に之を重視し、六項に分けて之を明せり(一)九徧知の名稱(二)六對果(三)徧知を建立する因緣(四)徧知の成就(五)徧知を集むるの所(六)徧知の得捨。

問

（一六九）一切の斷に、一の徧知を立つと爲んか。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

斷徧知に九有り。欲の初の二斷に一と、二に各一と、合して三あり。上界の三も亦爾なり。

餘の五順下分と、色と、一切の斷とに三あり。

【一六九】一切の斷に云云。第一に九徧知の名を擧ぐ。問意は見修八十九品の一一の斷に徧知の名を附するか不かといふにあり。答は、その然らざることを示して、見修に涉りて、ただ九徧知のみを立することを述べたるものなり（その理由は第三項にあり）六句中、初の一句は數を擧げ、次の三句は見諦に六徧知を立つることを示し、後の二句は修道に三徧知を立つることを述べたるものとす。

頌の舊譯

永斷九欲界、初二部惑滅、一後二滅離、三上三亦爾、所餘下分色、一切惑盡滅、更三永斷智。」

【一七〇】煩惱等とは、煩惱と相應する心心所、俱有の四相を等取する也。

【一七一】一の徧知。之を見苦集斷徧知と名づく。

九徧知（初句）

論じて曰はく、諸の斷に總じて九種の徧知を立つ。謂はく三界繫の見諦所斷の（一七〇）煩惱等の斷に六徧知を立て、所餘の三界の修道所斷の煩惱等の斷に三徧知を立つ。

見諦斷の六（第二―四句）

且らく、三界繫の見諦所斷の煩惱等の斷に六を立つとは云何。

欲の三（二、三句）

謂はく、欲界繫の初の二部の斷に、（一七一）一の徧知を立つ。初の二部と言ふは、卽ち見苦と見集との所

斷を顯はす。次の二部の斷に、(一七二)各一の偏知を立つ。次の二部と言ふは、見の滅と道との斷を顯はす。

上の三（第四句）

是の如くにして、欲界の見諦所斷の煩惱等の斷に三偏知を立つ。欲界の三の如く、(一七三)上界も亦爾なり。謂はく、色無色の二界の所繫にも、亦、初の二の斷に一と、「次の」二「の斷」に各一と、合して三あり。是れ、見苦集と見滅と見道との　(一七四)所斷の法の斷を、合して三と立つる義なり。是の如きを名けて、三界の見諦所斷の　(一七五)法斷の六種の偏知と爲す。

修道の三（第五六句）

餘の三界繫の修道所斷の煩惱等の斷に三を立つることは云何。

五順下分結盡偏知（第五句）

謂くは、欲界繫の修所斷の煩惱等の斷に、一の偏知を立つ。應に知るべし、卽ち是れ　(一七六)五順下分結盡偏知なり。前を併せて、立るが故なり。

色愛盡偏知（第六句前半）

色界所繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の偏知を立つ。應に知るべし、此れは、卽ち、是れ、色愛盡偏知なり。

一切結永盡偏知（第六句後半）

無色界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の偏知を立つ。卽ち一切結永盡偏知なり。此れも亦前を併せて、合して一と立つるが故なり。

是の如きを、名けて三界修道所斷の法斷の三種の偏知と爲す。

【一七二】各一の偏知。見滅斷偏知と見道斷偏知の二なり。

【一七三】上界も亦爾なり等。色無色見苦集斷偏知、色無色見滅斷偏知、色無色見道斷偏知の三なり。

【一七四】所斷の法の斷とは所斷の煩惱の擇滅卽ち偏知の意。

【一七五】法斷とは擇滅の異名。

【一七六】五順下分結盡偏知とは、正しくは欲界修惑の擇滅のことをいふも、兼ねては、前に證得せる三界見惑の擇滅と幷せ取りて名づく。

問　何なる因緣を以て、色無色界の修道所斷の煩惱等の斷には、(二七七)別して徧知を立つるも、見所斷には非なるか。

答　(二七八)修所斷は、治の、不同なるを以ての故なり。

第七節　六對果

(二七九)是の如く立つる所の九種の徧知は、中に於いて、幾何の道の果なるかを辯ずべし。

六對果　頌に曰はく、

中に於いて、忍の果に六有り。餘の三は、是れ、智の果なり。

未至の果は、一切なり。根本は五、或は八なり。

【二七七】別して云云。修斷の惑に對しては色無色界の擇滅を別立するも、見斷の惑に於ては色無色を合して、一切徧知と立つるかとの問意。

【二七八】修所斷云云。見惑は同一對治道にて斷ずるも、修惑は色界と無色界とによりて對治道が別なるに由るとの答意。

【二七九】是の如く立つる所の等。九徧知論の第二項たる六對果を明にする段なり。六對果とは六對の道を擧げて、一對づつに就て、幾何の徧知を生ずるかを明にするをいふ。その六對とは次の如し(一)忍智一對(二)未至定根本定一對(三)空處の近分と下三無色の根本定と一對(四)俗道聖道の一對(五)法智類智一對(六)法智品類知品一對なり。頌は十句より成る中、初の二句は第一の忍智一對に就て、その果としての徧智を明にしたるもの、次ぎの二句(三四句)は第二の未至根本の一對に就て徧知を明にしたるもの、次の二句(五六)は第三の無色の近分根本一對の果を明にし、次の一句卽ち第七句は第四の俗聖の果を明にし、第八句は第五の法智類智の果を明し、最後の二句(九十)は第六の法智品類智品の果を明にしたるものなり。

頌の舊譯

六忍餘智果、非至果一切、本定五或八、無色定果一、本三無色一、聖道果一切、世道二類二、法智三二類、六五永斷智。

無色の邊の果は、一なり。三根本も、亦、爾なり。
俗の果は二なり、聖は九なり。法智は三なり、類は二なり。
法智品の果は六なり、類智品の果は五なり。

（二）忍智一對（初二句）

論じて曰はく、此の九の中に於いて、且らく、應に、先づ忍と智との道の與めに果と爲る差別を辯ずべし。

忍の六果

〔一八〇〕忍の果に、六あり。謂はく三界繫の見斷、法斷の六種の徧知なり。

智の三果

〔一八一〕智の果に、三あり。謂はく、順下分と色愛と一切結との盡徧知なり。此の三徧知は、是れ、修道の果なるに由るが故なり。

忍の果を偏と說く理由

〔一八二〕如何にして、忍の果を說きて、徧知と爲すか。諸の忍は、皆、是れ、智の眷屬なるが故なり。王の眷屬に、假りに、王の名を立つるが如し。〔一八三〕或は、忍と智とは、同一果なるが故なり。

【一八〇】忍の果云云。苦法智忍、苦類智忍等の八忍の果として見諦の六徧知あり。卽ち見苦集斷徧知乃至色無色見道斷徧知の六なり。見道は忍をその特相とするが故なり。

【一八一】智の果云云。修斷の三徧知、卽ち順下分結盡徧知乃至一切結盡徧知の三は、智の果なり。蓋し修道の特色は智にあるを以てなり。

【一八二】如何にして云云。忍の作用は惑を斷ずるにあり、智のそれは擇滅を得るにあり。然るに徧知は擇滅に關するものなるを以て、此の問を生じたるなり。

【一八三】或は云云。無間道の忍と解脫道の智とが相扶けて、同一擇滅を得するを以て、智の果たる擇滅が、軈て忍の果ともなるを以て、之を徧知といへるなりと。

（二）未至定と根本定の一對（三四句）

今、次に、【一八四】靜慮地の眷屬と根本との與めに果と爲る差別を辯ずべし。

未至定の九

未至靜慮の果には、具さに、九あり。謂はく、此れを依と爲して。能く、三界の見修所斷の煩惱等を斷ずるが故なり。

四根本定の二說

根本靜慮の果には五、或は、八有り。言ふ所の五とは、

毘婆沙師の五果說

【一八五】毘婆沙師の說かく、根本地は、唯、能く、永く色無色に攝する煩惱等は斷ずるが故なり。「而して」欲界所繫の煩惱等の斷を、彼れは、唯、是れ、未至の果と許すが故なり。

妙音の八果說

言ふ所の八とは、【一八六】尊者妙音の說かく、根本地も、亦、欲界の諸の煩惱等の與めに、斷對治と爲る。諸有の、先に、欲界の染を離れたる者の。根本地に依りて、見諦に入る時、欲界繫の見斷の法斷に於いて、別道ありて無漏の得を起すものありと許すが故なり。此れに由りて、亦、是れも、彼の見道の果なり。「唯」順下分結盡徧知を除く、彼は誰是れ、未至「定」の果なるを以ての故に、彼の斷對治を修す容きこと無きが故なりと。

【一八四】靜慮地の眷屬云云。眷屬とは未至定のことにして、根本とは四根本定の義。

【一八五】毘婆沙師の意よりせば、色界の根本定は欲界惑を斷ずる斷對治に非ずして唯色無色界の惑を斷ずるものなれば、欲界見惑の擇滅の三徧知と欲界修惑の擇滅の五下分結の一徧知と合して四は根本定の果に非ず、從つて四根本定は唯餘の五徧知を果とすとの意。

【一八六】妙音の說にては、色界の四根本定も亦欲界見惑の斷對治となるものにして、從つて見諦斷による六徧知は皆根本定の果となる。唯欲界の修惑は色界の四根本定の斷對治に非ざるが故に、五順下分結盡徧知のは、その果に非ず。他の二修惑（上二界）による二徧知に至りては、當然根本定の果となる。故に根本定の果としての徧知は八なりといふものなり。

附記、以上二說の中、有部に於ては妙音の說は不正義にして、所謂毘婆沙師の說を正義とす。

中間靜慮は、根本に說くが如し。

(三)無色の近分と根本との果一對(五六句)

今、次に、無色地の(一八七)眷屬と根本との與めに果と爲る差別を辯ずべし。無色の邊地の果は、唯、一のみ有り。謂はく、空處の近分地の道に依りて、色愛盡徧知の果を得るが故なり。前の三根本の果も、亦、唯、一なり。謂はく、無色の前の三根本に依りて、一切盡徧知の果を得るが故なり。

(四)世俗道と聖道との一對(第七句)

今、次に、世俗道と及び聖道との與めに、果と爲る差別を辯ずべし。

(一八八)俗道の果には、二有り。謂はく、俗道の力は、唯、能く、順下分盡と、及び色愛盡との徧知の果のみを獲得するが故なり。

聖道の果には、九有り。謂はく、聖道の力は、徧く、能く、三界の法を永斷するが故なり。

(五)法智類智の一對(第八句)

今、次に、法「智」と類智との果と爲る差別を辯ずべし。

(一八九)法智の果には三有り。謂はく、法智の力は、能く三界の修所斷を斷ずるが故に、後の三果を得すればなり。

(一九〇)類智の果には、二有り。謂はく、類智の力は、但だ、能く、色無色

【一八七】無色地の眷屬。空處の近分定のこと。根本とは下三無色の根本定をいふ。

【一八八】俗道とは有漏道のこと。之れによりて欲界五部九品の惑を斷盡し、五順下分結盡徧知を得し、又第四靜慮の五部九品の惑を斷盡して色愛盡徧知を得す。

【一八九】法智(Dharma-jñāna)とは欲界の修惑を斷ずる無漏道のこと。之れは欲界の修惑を斷じて五順下分結盡徧知を得し、滅道の法智にて第四定の惑を斷じて、色愛盡徧知を得し、有頂の惑を斷じて、一切結盡徧知を得す。

【一九〇】類智(Anvaya-jñāna)とは上界の修惑を斷する無漏道のこと。その斷と得果とは知るべし。

界の修所斷を永斷するが故に、後の二果を得すればなり。

今、次に、法と類との智の同品の諸道の與めに、果と爲る差別を辯ずべし。

（六）法智品類智品の一對（第九十句）

〔一九一〕法智品の果に六有り。謂はく、卽ち、是れ、前の法智法忍所得の六果なり。

〔一九二〕類智品の果には五有り。謂はく、卽ち、是れ、前の類智類忍所得の五果なり。品の言は、通じて、智及び忍を攝するが故なり。

第八節　徧知の建立

徧知の建立（九徧知に局る理由）

〔一九三〕何が故に、一一の斷に、別に、徧知を立てずして、唯、前の如き九位に就きてのみ建立するか。

頌に曰はく、

無漏の斷の得を得ると、　及び、第一有を缺くと、
雙因を滅すると、界を越ゆるとの故に。　九徧知を立つ。

【一九一】法智品とは法智と法智忍を總括したるもの。その果は法智の果としての修道の三と見道の法忍の三と合して六果なり。

【一九二】類智品とは類智と類智忍との總括。之は修道にて得る三徧知と見道にて得る二徧知と合して五徧知を果と爲す。

【一九三】何が故に云云。九徧知論の第三項として、何故に徧知を九に限るかの條件を明にする段なり。頌意は明ならん。

頌の舊譯

得無流離故、損有頂分故、拔除二因故、斷智過界故。

九偏知は四縁によりて立つ

論じて曰はく、(一九四)有漏法の斷には、多くの體と位とありと雖も、而も、四縁あるが故に、九偏知を立つ。

見道の三縁

且らく、三縁に由りて、六忍の果を立つ。謂はく、無漏の離繋得を得するが故にと、(一九五)有頂を缺くが故にと、(一九六)雙因を滅するが故にとなり。

諸の斷は、要らず、是の如き三縁を具して、偏知の名を立つ。闕けば、則ち、爾らず。(一九七)異生の位の如きは、雙因を滅すること有れども、無漏斷の得無く、未だ有頂を缺かざるが故に、亦、斷を得すと雖も、偏知とは名けず。

(一九八)若し聖位の中にては、見諦に入りてより、苦類忍の現行する以前に至るまでは、已に、無漏道の得を得すること有りと雖も、未だ、有頂を缺かず、未だ雙因を滅せず。苦類智、集法忍

【一九四】有漏法の斷云云。有部に從へば、擇滅の數は有漏法の數だけ有りといふ。從つて理を以て云へば偏知は亦同樣に無數なるべきなれども、之を九には限る見道の六偏知は、
(一)擇滅に對して無漏の得を起すこと、
(二)有頂地の五部の煩惱を缺くこと、
(三)自部の同類因と他部の偏行因との雙因としての惑を滅すること、
の三條を具して得したる擇滅にのみ名け、又修道の三偏知は、更に第四の條件を加へて欲界九品の惑を全く離れて欲界を越えるか、第四靜慮の九品の惑を全く離れて色界を越えるか、有頂地の九品の惑を離れて無色地を越えるか、一般的に云へば、上の如き三條件を具し更に越界して得する時は、擇滅にのみ偏知の名を與ふるが故に、擇滅の數は上の如く數多しと雖も、その中に唯九つのみ偏知と立つるなり。

【一九五】有頂を缺くとは、有頂地の五部の煩惱を斷ずること。

【一九六】雙因とは、自部の同類因と他部の偏行因とを滅すること。

【一九七】異生云云。異生凡夫の位には、欲界五部に亙る九品の惑を凡べて斷じて同類因偏行因を滅すと雖も、而も未だ無漏の離繋得無く有頂を缺かざれば、其の擇滅は偏知の名を得る能はず。

【一九八】若し聖位云云。聖位卽ち見道に入りても、未だ前述の三條件を具せざる限りは偏知と名けず。先づ苦法智忍、苦

の位に至るや、亦有頂を缺くと雖も猶ほ未だ雙因を滅せず、未だ見集斷の諸の徧行因を滅せざるが故に、「未だ徧知と名けず」。後の法智、類智の位の中に至りて、諸の所得の斷に、三緣の具るが故に、一一の位に於いて、徧知を建立す。

修道の四緣

具さに、四緣に由りて、(一九九)三の智の果を立つ。謂はく、前の三に於いて、越界を加ふが故なり。越界とは、謂はく、(二〇〇)此の界の中の煩惱等の法を、皆、全く離るるが故に「爾いふ」。

雜心論師の五緣說

(二〇一)有るは、離倶繫を立つ、亦、是れ一緣なるが故に、徧知を立つる緣に、總じて五種有り。離倶繫とは、謂はく、(二〇二)此れ斷ずと雖も、未だ徧知を立てず、要らず、所餘の、此の境を緣ずる惑を離るるとき、方に建立すべきものなり。

論主評破

此の離倶繫と滅雙因、及び、越界緣とは、(二〇三)用

法智を得る時は、第一の無漏道の得を得するの條件は具はれど、未だ他の二條件が具はらざれば、之を徧知と言ひ得ず。進んで苦類智、集法智忍に到れば、已に無漏得と有頂を缺く（苦類智によりて有頂の苦諦下の惑を斷ずるを以てなり）の二條件を具すれど、未だ集法智生せざるを以て、双因を滅するの條件にまで達せざるが故に、徧知の資格なし。かくして遂に集法智集類智に至るや、ここに初めて三條件を具して、見苦集斷徧及び色無色見苦集斷徧知の名を得、爾後遂次六徧知の名を得るに至るとなり。

【一九九】三の智の果とは修道の智の果としての三徧知のこと。

【二〇〇】此の界云云。欲界九品の惑を全く離るるときは欲界を越え、第四定の九品の惑を全く離るるときは色界を越え、有頂の九品の惑を全く離るる時は無色界を越ゆる意にして五下分結盡徧知は欲界を越ゆる位、色愛盡徧知は色界を越ゆる位、一切法盡徧知は無色界を越ゆる位なり。

【二〇一】有るはとは對法論師（雜心論師等光記の說）。倶繫とは、所緣の惑の相と、能緣の惑と相との兩相を倶せるものを云ふ。此兩相ある繫より離るるを離倶繫（Ubhaya-saṃyoga-visaṃyoga）と名づく。

【二〇二】此れ云云。欲界苦諦下の惑を斷ずとも、未だ集諦下の他部の徧行惑の繫縛するもの有るが故に苦諦下の惑の得せる擇滅を徧知とは立てず。その集諦下の他部の徧行の惑をも斷じたるときの擇滅に初めて徧知の名を附すべし。

【二〇三】用に別無しとは雙因を滅

に別無きが故に、義には異ること有りと雖も、而も〔今は〕別に說かざるなり。

越界と滅雙因とを別立する所以

(二〇四)諸の越界の位には、皆、雙因を滅すと雖も、而も、雙因を滅する時は、皆越界たるには非ざるが故に、滅雙因の外に、別に越界緣を立つ。(二〇五)三地の雙因を滅するとも、未だ偏知を立てざるが故なり。

機根と徧知の成就

第九節 機根と偏知の成就

(二〇六)誰れは、幾くの偏知を成就するか。

頌に曰はく、

見諦の位に住するものは、無と、或は一より五に至るを成ずるとなり。
修は六と一と二とを成じ、無學は、唯、一を成ず。

するとき要らず見惑の俱繫を離れ、越界するときに修惑の九品を斷するを以て、修惑の俱繫を離るるが故に用に別無しと云ふ。

【二〇四】諸の越界云云。例へば欲界九品の惑を全離せる位には欲界五部の煩惱は皆滅し、自部の同類因も、他部の徧行因も俱に滅す。故に越界即ち滅雙因也とも考へらるれど、必ずしも總て是の例の如くならず、越界の時には定んで雙因を滅すれども、雙因滅すればとて、必定して越界するに非ず。故に別立すとの意。

【二〇五】三地云云。有漏道斷惑の場合には初二三定又は下三無色の雙因を滅するも、未だ越界せざるが故に、偏知と立てず。此れに依りて雙因を滅する外に、越界の一緣を立つ云云の意也。

【二〇六】誰れは幾くの云云。九徧知論の第四項として、行者と偏知を獲得する關係とを明にしたるものなり。

初二句は見道位の行者に就て第三句は修道位に就て、第四句は無學位に就て、それぞれ偏知獲得の數を述べたるものとす。

頌の舊譯

無與一至五、在見位相應、住修復與六、乃至與一二。

異生

論じて曰はく、異生は、定んで、徧知を成ずる理無し。

聖者の見道に住するもの(初二句)

若し諸の聖者の、見諦の位に住するものならば、(二〇七)初より乃至集法忍の時までは諸の徧知に於いて、亦、未だ成就せず。(二〇八)集法智、集類忍の時に至りて、唯、一を成就す。(二〇九)集類智、滅法忍の時に至りて、便ち二を成就す。(二一〇)滅法智、滅類智忍の時に至りて、便ち三を成就す。(二一一)滅類智、道法忍の時に至りて、便ち、四を成就す。(二一二)道法智、道類忍の時に至りて、便ち、五を成就す。

聖者の修道位に住するもの

修道の位に住しては、(二一三)道類智を初と爲し、乃至未だ全くは欲界の染を離るることを得ざると、及び離欲退とは皆六を成就す。(二一四)全く欲を離れて、色愛の未だ盡きざるに至ると、(二一五)或

【二〇七】初より乃至集法忍云云。見道十五心中、初めの五位、即ち集法智忍の位までは未だ三緣具足せざるを以て徧知を得することとなし、頌に「無と」といへるは之を意味す。

【二〇八】集法智(第六心)に至り初めて三緣を具して一徧知を成就す。所謂欲界見苦集斷偏知なり。第七心の集類智忍も同様なり。

【二〇九】集類智(第八心)滅法忍(第九心)に至りては、上の一に色無色見苦集斷の遍知を加ふ。

【二一〇】滅法智(第十心)滅類忍(第十一心)に至りては上の二に、欲界見滅斷の偏知を加ふ。

【二一一】滅類智(第十二心)道法忍(第十三心)に至りては、上の三に、色無色界見滅斷の偏智を加ふ。

【二一二】道法智(第十四心)道類忍(第十五心)に至りては、上の四に、欲界見道斷の偏知を加ふ。

【二一三】道類智を云云。第十六心の道類智を初めとして、欲の修惑の、第六品を斷ぜざる以前の人と、一旦之を斷じながらも再び退したる人とは、前の五偏知の外に色無色見道偏知を得するのみ。

【二一四】全く。以下は次第證の人が欲界九品の惑を斷盡して、更に色界の惑の若干を斷ぜるもの。

【二一五】或は先に云云。超越證の人にして(一)に異生の位に欲界の煩惱を離れ、後に見道に入ると(二)異生位に欲界の惑と併せて色界の惑若干をも斷じ、後に見道に入るとの二は、未だ、色界の惑を悉く斷ぜざる

は、先に欲を離れて、道類智より、未だ色盡の勝果道を起さざる前とは、唯、一の偏知を成ず。謂はく、順下分盡なり。

(三六)色愛盡と、及び無學の位とより、色纏を起して退するときも、亦、一なること、前の如し。

(三七)色愛を有する者は、色愛の永盡より、先に、色を離れたる者は、色盡の道を起してより、[倶に]、未だ全く、無色の愛を離れざる前に至るまでは下分盡と、色愛盡との二を成ず。無學より退して、無色の纏を起すは、二の偏知を成ず。(三八)名は前に說くが如し。

聖者の無學位に住するもの

無學の位に住しては、唯一をのみ成就す。謂はく、一切結永盡の偏知なり。

不還果と阿羅漢果との擇滅を總集して各一偏知と立つる理由

(三九)何に緣りて、不還と阿羅漢との果には、諸の斷を總集して、一の偏知と立つるか。

限りは、五順下分結盡偏知を得す。

【三六】色愛云云。(一)色愛を斷盡せる者が後に色界の惑を起して退するときと(二)無學果より色界の惑を起して退するときとの二も亦五下分偏知の一を得す。

【三七】色愛を有する者云云。(一)次第證の人にありては、先に色愛を有して、第四禪定の第九解脫道に於て、その色愛の永盡を得したるも、而も未だ無色愛を全然離れ切れざる間(二)超越證の人にありては、先に已に色愛を離れて、更に色盡の勝果道を起しながらも、未だ無色愛を全く脫し得ざる間は―共にただ下分盡と色愛盡との二偏知を得するに過ぎず。

【三八】名は云云。下分盡と色愛盡との二。

【三九】何に緣りて云々。偏知論の第五項として偏知を集むるの理由を明にする段なり。同意は、何故に不還果にありては三界見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅とを總集して一の五下分結盡偏知と立て、阿羅漢果即ち無學果にありては三界の見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅と色無色二界修惑の擇滅とを總集して一の一切結盡偏知と立つるかといふにあり。

頌の舊譯

算レ彼由二離界一、及至二沙門果一。

頌に曰はく、

越界と、得果との故に、二處に徧知を集む。

論じて曰はく、二緣を具するが故に、一切の斷に於いて、總集し、建立して、一の徧知と爲す。一には越界、二には得果なり。[而して]、唯、彼の兩位にのみ、[此の]二緣を具足するが故に、彼の徧知を總集して一と爲す。

第十節　徧知の得捨

徧知の得捨

(三〇)誰か、幾種の徧知を捨し、得するか。

頌に曰はく、

【三〇】誰か云云。第六項として行者が徧知を得し、又は捨する次第を述べたるもの。第一句は捨の方を、第二句は得の方を述べたるものとす。

頌の舊譯

有レ人捨ニ一、二、五、六、無レ得レ五。

機根の進退に伴ふ徧知の得捨に至りては、無學果を退する者は一切結徧知の一を、色愛盡を退するものは色愛盡徧知の一を、全離欲より退する者は五下分結徧知の一を各捨し不還果の者が色愛盡より退する時は色愛盡徧知と五下分徧知との二を、又同じく不還果の聖者が、阿羅漢果を得する時には色愛盡徧知と下分結徧知との二を各捨し、前に欲界の惑を離れて後に見道に入りたるものは、第十六心の位に下分徧知を得して、前の見道の五徧知を捨し、未離欲の聖者が、離欲する時には前に得せる六の徧知を捨して一の五下分結徧知を得す。之れと附隨して、得門に於いても、初めて徧知を得するものは、必ず、その徧知の云何に論無く一を得し、無學果より退する時にも、五下分結徧知の一を退し、無學聖者が無色界の煩惱を發して退する時には下分結徧知と色愛盡徧知との二を得す、不還果を退する時には見所斷の六徧知を得す。

一と二と五と六を捨す。得することも、亦、爾り。五を除く。

一を捨するもの

論じて曰はく、(三一)「一を捨す」と言ふは、謂はく、無學、及び、色愛盡、全離欲より退するものなり。

二を捨するもの

(三二)「二を捨す」と言ふは、謂はく、諸の不還の、色愛盡より、欲の纒を起して退すると、及び、彼れ阿羅漢を獲得する時となり。

五を捨するもの

(三三)「五を捨す」と言ふは、謂はく、先に離欲して、後に見諦に入りたるものは、道類智の時に、下分盡を得して、前の五を捨するが故なり。

六を捨するもの

(三四)「六を捨す」と言ふは、謂はく、未離欲の所有の聖者が、離欲を得する時なり。

得門（第二句）

「得することも、亦、爾り」とは、謂はく、一

【三一】一を捨する場合に三あり(一)無學の人が何れかの界の煩惱を起して退する時には一切結盡偏知の一を捨す、(二)色愛盡より色愛を起して退する時は色愛盡偏知を捨す、(三)欲界の惑を起して全離欲より退する時は五下分結盡偏知の一を捨す。

【三二】二を捨するに二あり、(一)諸の不還果の色愛盡偏知を得せるものが、欲界の惑を起して退する時は色愛盡偏知と五下分偏知との二を捨す。此の時には此二を捨して見所斷の六偏知を得す、(二)不還果の色愛盡偏知を得しゐたるものが進んで阿羅漢果を得する時には色愛盡偏知と五下分偏知とを捨して、一切結盡偏知を得す。

【三三】五を捨すとは超越の人が先きに離欲して後に見道に入り、道類智起る時に、第六の色無色見道斷偏知を得せずして、直ちに五下分結偏知を得るを以て、此時前の見諦の五偏知を捨す。

【三四】六を捨す云云。次第證の人が、第十六心の道類智の位にて初果に住し、進んで欲界修惑の第九品を斷盡する時は、前の六偏知を捨して一の五下分偏知を得す。

【三五】五を得することを除くとは、世俗道を以て全く欲愛を離れて初果を得たる人にして若し退するとあらば、初の五偏知を得すべきも、凡位に全離欲せる人の所得の果は有漏無漏二道所成にして堅牢なる

を得し二を得し、六を得すること有り［との謂なり」。唯、(三五)五を得することを除く。

一を得するもの

一を得すと言ふは、謂はく、(三六)未得のを得するときと、及び、(三七)無學より、色纏を起して、退するときとなり。

二を得するもの

二を得すと言ふは、謂はく、(三八)無學より、無色界の諸の纏を起して、退する時なり。

六も得するもの

(三九)六を得すと言ふは、謂はく、不還を退するときなり。

隨眠を辯ずるに因みて、斷を分別し畢りたり。

が故に退果の義なきを以て、從つて五を得すと云ふことはあり得べからずとなり。

【三六】未得云云。何れの偏知たりとも初めて得する時は必ず一を得す。

【三七】無學云云。無學果より、色界の惑を起して退する時には、五下分偏知の一を得す。

【三八】無學より無色界の云云。無學の聖者が、無色界の煩惱を發して退する時は、五下分結盡偏知と色愛盡偏知との二を得す。

【三九】六を得すとは次第證の人不還果を退する時、五下分結盡偏知を捨して、見惑の六偏知を得す。

卷の第二十二（分別賢聖品第六の一）

本論第六　賢聖品第一

第一章　道の體性

是の如く、煩惱等の斷は、九勝位に於いて、徧知の名を得ることを說きつ。然るに、斷は、必ず、道力に由るが故に得す。〔一〕此の由る所の道は、其の相、云何。

道の相

頌に曰はく、

已に、煩惱の斷は、見諦と修とに由るが故なりと說きたり。

見道は、唯無漏なり、修道は、二種に通ず。

論じて曰はく、〔二〕前に、已に、廣く諸の煩惱の斷は、〔三〕見諦道と、及び〔四〕修道とに由るが故なりと說けり。

【一】此の由る所云云。斷惑の道たる見道修道に就て、その有漏無漏を明にする段なり。頌意は明ならん。

頌の舊譯
煩惱滅已說、由三見修二四諦一、修道有二二種一、見道唯無流。

【二】前に已にとは、卷第十九及び廿一、參照。

【三】見道(Darśana-mārga)。

【四】修道(Bhāvanā-mārga)。

見道は唯無漏修道は有無漏に通ず

道は、唯無漏なるか、亦た有漏なるか。

見道は、應に知るべし、唯だ、是れ無漏なり。修道は(五)二に通ず。

所以は何。

(六)見道は、速に、能く、三界「の見惑」を治するが故に、(七)頓に、九品の見所斷を斷ずるが故に、(八)世間道に、此の堪能有るに非ざるが故に、見位の中の道は、唯無漏なりとす。

修道は、「上の二因に異るもの」有るが故に、二種に通ず。

第二章　聖諦論

第一節　四諦

向に、言ふ所の見諦に由るが故にとの如き、此の所見の諦は、其の相、云何。

(九)頌に曰はく、

【五】二とは有漏無漏の二。

【六】見道は速に云云。見道十五心はただ十五刹那にて成就するをいふ。

【七】頓に云云。苦諦以下各諦に各九品の見惑有りて、之れを一刹那に頓斷する故にとの意。

【八】世間道。有漏道。

【九】頌に曰はく等。四諦のとは已に界品に於ても述べたる所なるを以て、頌も之を豫想して說を立てたるなり。第一句はその豫想を示し、第二句は改めてその名を列し、第三句は界品の說明を指示し、第四句はその名目の順序の根據を擧げたるものとす。

頌の舊譯

已說二諦有レ四、謂苦諦集諦、滅道諦亦爾、對二正觀次第一。

諦に四あり、先に已に説く、謂はく、苦集滅道なり。
彼の自體も亦た然なり。次第は、現觀に隨ふ。

四諦

論じて曰はく、諦に四種有り。名は、先に、已に、説けり。
何れの處に於いて、説けるか。
謂はく、初めの品の中の、[10]有漏、無漏の法を、分別したる處なり。
彼に、如何に説けるか。
謂はく、彼の頌に言はく、「無漏は、謂はく、聖道」と。此は、道諦を説けるなり。「擇滅は、謂はく、離繫」と。此は、滅諦を説けるなり。「及び苦集世間」と。此は、苦集諦を説けるなり。

四諦の次第

四諦の次第は、彼に説くが如くなるか。
爾らず。
云何。
今、列ぬる所の如く、一には、苦(Duḥkha)、二には、集(Samudaya)、三には、滅(Nirodha)、四には、道(Mārga)なり。

【10】有漏無漏云云。界品一、参照。

四諦の自體（第三句）

四諦の自體は、亦た、異ることあるか。
爾らず。
云何。
(二)先に辯ずる所の如し。體、彼れに同じきことを顯はさんが爲めの故に、「頌の中に」、「亦た然り」との聲を說く。

(一)現觀の次第

四諦は、何に縁りて、是の如く、次第するか。
(三)現觀の位の先後に隨ふて說く。謂はく現觀の中、先に觀る所の者を、便ち、先に在て說くなり。若し此に異らば、應に先に、因を說き、後に、方に、果を說くべし。

四諦次第の根據（第四句）

(二)生起の次第

然るに、或は法あり、「其の」說の次「第」は、生起に隨ふ。「例へば」(三)念住等の如し。

(三)隨便の次第

或は、復た法有り。說の次「第」は(四)便に隨ふ。(五)正勝等の如し。謂はく、此の中には、決定の理趣の是の如き欲を起して、先づ、已生を斷じ、後に未生を遮すること無し。但だ、言の便に隨へるのみ。

【二】先に辯ずる所とは、界品に說ける所の無漏は聖道云云等の說明を指す。
【三】現觀の位の云云。苦集滅道の順序は、因果の順によらずして、果因、果因の順序になり居る所には、觀法に際しての順序によるが故にとなり。
【三】念住は(一)身念住(二)受念住(三)心念住(四)法念住と次第す。こは身念住は先きに生じ、乃至、法念住は最後に生ずるを以て、その生起の順によりて列したるものなり。
【四】顯示すること又は了解せしむるに都合よしと云ふ意なり。
【五】正勝等云云。卽ち四正斷の例なり、(一)已生の惡を斷じ(二)未生の惡を生ぜざらしめ(三)未生の善を生ぜしめ(四)已生の善を增長せしむることとなり。已生は未生よりも了解し易く又た惡は善よりも所化に取りて了解し易ければなり。

四諦の次第

現觀の次第の根據

今、四諦を說くは、(一六)瑜伽師の、現觀位の中に於ける先後の次第に隨ふ。

何に緣りて、現觀の次第は、必ず然るか。

加行位の中に、是の如く觀ずるが故なり。

加行位にかく觀ずる理由

何に緣りて、加行「位」に「於いては」、必ず、是の如く、觀ずるか。

苦諦 **集諦** **滅諦** **道諦**

謂はく、若し法有り、是れ愛著する處にして、能く逼惱を作すときは、脫の因を求めんが爲めに、此の法を理として、應に最初に觀察すべし。故に、修行者の、加行の位の中に、最も初めに、苦を觀ず。苦とは、卽ち、苦諦なり。次に、復た、苦は誰を以て因と爲すかと觀ず。便ち、苦の因を觀ず。因は卽ち集諦なり。次に、復た、苦は、誰を以て、滅と爲すかと觀ず。滅は、卽ち滅諦なり、後に、苦の滅するは、誰を以て、道と爲すかと觀ず。卽ち、滅の道を觀ず、道は、卽ち、道諦なり。病を見已りて、次に、病の因を尋ね、續いで、病の愈ゆることを思ひ、後に、良藥を求むるが如し。契經に、亦た、諦の次第の喩を說く。

良醫經の喩說

何の契經に說くか。

謂はく、(一七)良醫經なり。彼の經に言ふが如し。夫れ醫王とは、謂はく、四德を具して、能く、毒の箭を拔く。一には、善く病の狀を知り、二には、善く病の因を知り、三には、善く病の愈を知り、

【一六】瑜伽師(Yogin)。禪觀者のこと。

【一七】良醫經 (Vyādhyādi-sūtra)とは、雜阿含十五(辰二、八五左)又宋施護譯醫喩經一卷(同本)等。參照。

【一八】醫王(Bhisaj)。

四には、善く良藥を知る。如來も、亦た、爾なり。大醫王と爲りて、實の如く苦集滅道を了知すと。故に、加行の位に、是の如く、次いでして觀ず。現觀の位の中の次第も、亦た、爾なり。加行の力に由りて、引發する所なるが故なり。已に、(一九)地を觀じ、馬を縱して、奔馳せしむるが如し。

現觀の名義

此の(二〇)現觀の名は、何の義に目くと爲んか。應に知るべし。此れは、(二一)現等覺の義に目づく。

現觀十六心の無漏に局る理由

何に緣りて、(二二)此は、唯だ、是れ、無漏なりと說くか。

(二三)涅槃に對向し、正しく、境を覺するが故なり。此の覺は、眞淨なるが故に、正の名を得。

四諦の體性

應に知る可し、(二四)此の中、果性の取蘊を名けて、苦諦と爲し、因性の取蘊を名けて集諦と爲す。是れ能く集むるが故なり。此に由りて、苦集は、因果の性分にして、名は殊ること有りと雖も、物には異り有るには非ず。(二五)滅道の二諦は、物も、亦た、殊り有るなり。

【一九】地を觀ずるは加行位卽ち四諦の觀に喩ふ。馬を縱すは見道の現觀に喩ふ。

【二〇】現觀(Abhisamaya)。

【二一】現等覺とは現前に平等に境を覺觀する義。

【二二】此はとは現觀十六心のこと。

【二三】涅槃云云。(一)に涅槃に對向して、その果に赴くには無漏ならざるべからず。(二)に正しく等。邪を離れて四諦の境を覺するには、亦無漏ならざれば能はず。此の理由に由りて、現觀は無漏に局る。

【二四】此の中云云。苦集二諦は體としては別物ならず、共に五取蘊なれど、その中に因たる方面を集といひ、果たる方面を苦と名つくるに過ぎずとなり。

【二五】滅諦は無爲無漏にして道諦は有爲無漏なり。

聖諦の意義　何の義ぞ、(二六)經の中に、說きて聖諦と爲すは。

有部の義　是れは、聖者の諦なり。故に、聖の名を得。

難　(二七)非聖の者に於いても、此れは、豈に、妄と成らんや。一切に於いて、是の諦の性は、顚倒無きが故なり。

答　然るに、唯、聖者のみ、實に見て、餘には非ざればなり。(二八)是の故に、經の中に、但だ聖の諦と名く。非聖の諦に非ず。顚倒して見るが故なり。

引證　有る頌に言ふが如し。

(二九)聖者は、是れ樂と說く。非聖は、說いて苦と爲す。
聖者の、說いて苦と爲すことを、非聖は、是れ、樂と說く。

經部の義　(三〇)有る餘師の說かく、二は、唯聖諦なり。餘の二は、是れ聖と非聖との諦に通ずと。

【二六】經とは、雜阿含十五、中阿含七、分別聖諦經等參照。聖諦の原語は、梵語にては、Āryā satya、巴利にてはArya sacca。

【二七】非聖の者に於て云云。有部はĀryaを聖者の義に解したれど、四聖諦の理は、聖者のみならず、何人にも妥當なるべき眞理ならずやとの難なり。

【二八】是の故に。聖者の所見の諦の意にて聖諦と名づく。

【二九】頌の舊譯

聖人說ニ是樂一、餘人說爲レ苦、餘人說ニ是淨一、聖人說爲レ苦。雜阿含十三(辰二、七二右)、日賢聖見レ苦者　世間以爲レ樂　世間之所レ苦　於レ聖則爲レ樂

【三〇】有る餘師云云。苦集の二のみは、聖者の諦(Aryāṇāṁ satye)なり。顚倒せずして見るが故に、餘の滅道の二は其の性善無漏なるが故に、聖なる諦(Aryo satye)なり。故に四聖諦と言ふときは、聖者の諦と聖なる諦との兩義を含めて云ふなりと。

第二節　特に苦諦に就て

(三一)唯だ受の一分のみ、是れ、苦の自體なり。所餘は、並びに、非らず。〔然るを〕、如何にして、諸の有漏の行は、皆、是れ、苦諦なりと言ふ可きか。

頌に曰はく、

(三二)苦は、三苦と合するに由る、所應の如く一切の、可意と非可意と、餘との、有漏の行の法なり。

【三一】唯だとは三受の中に於て唯だの意にして、所餘とは、從て三受中の苦以外の二を指す。

【三二】頌の舊譯

苦由三苦應如理皆無餘、可愛非可愛、及餘有流行。

苦に三種有り。苦苦、行苦、壞苦之れなり。諸の有漏の行法は、其の所應の如く、可意なるは壞苦と、非可意なるは苦苦と、非可意非非可意なるは行苦と、各合するが故に、總じて攝して苦と稱し、名づけて苦諦と爲す。

【三三】苦苦の性（Duḥkha-duḥkha-tā）とは、體是れ苦なるもの、卽ち苦受なり。

【三四】行苦の性（Saṃskāra-duḥkha-tā）とは、體の無常(行)なるが故に苦なること。

【三五】壞苦の性（Vipariṇāma-duḥkha-tā）とは、今は樂なるも遂には壞滅するが故に苦なること。

三苦

論じて曰はく、三苦の性有り。一には、(三三)苦苦の性、二には、(三四)行苦の性、三には、(三五)壞苦の性なり。

有漏の行と三苦

(三六)諸の有漏の行は、其の所應の如く、此の三種の苦の性と合するが故に、皆な是れ苦諦なり。亦

た、失有ること無し。

詳說

此の中、可意の有漏の行の法は、壞苦と合するが故に、名けて苦と爲す。諸の非可意の有漏の行の法は、苦苦と合するが故に、名けて苦と爲す。此れを除いて、所餘の有漏の行の法は、行苦と合するが故に。名けて苦と爲す。

可意等の意義

何を謂ひて、可意と非可意と餘と爲すか。

謂はく、樂等の三受は、其の次第の如く、三受の力に由りて樂受等に順ずる諸の有漏の行として、可意等の名を得せしむ。

所以は云何。

若し諸の樂受は、壞に由りて、苦の性と爲る。(三七)契經に言ふが如し。諸の樂受は、生ずる時も〔亦〕樂なり。住する時も〔亦〕樂なり。壞する時も苦なりと。

若し諸の苦受は、(三八)體に由りて、苦の性と成る。(三九)契經に言ふが如し。諸の苦受は、生ずる時、苦なり。住する時にも苦なりと。

不苦不樂受は、(四〇)行に由りて、苦の性と成る。衆緣の造るが故なり。(四一)契經に言ふが如し。若し非

【三六】諸の有漏の行云云。凡ての有漏行は、たとひ、今現に苦受相應せざるも、三苦性の何れかと合し居るを以て、賢者よりすれば畢竟するに一切は苦なりと。

【三七】契經とは中阿含五十八、法樂尼經。

【三八】體に由りてとは、自體が苦なる故にとの意。

【三九】契經とは上の中阿含の文と一連。

【四〇】行に由りてとは不苦不樂の捨受が、遷流生滅する行法なる故にとの意。

【四一】契經とは雜阿含十七（大二、九八）左に曰く、我以一切行無常故、一切行變易法故、說諸所有受、悉皆是苦云云。其他增一廿七、雜三、別雜一七等參照。

常なる〔ものは〕、即ち、是れ苦なり。

(四二)受の如く、受に順ずる諸行も、亦、然なり。

經部の解

(四三)有る餘師の釋すらく、苦は、即ち、苦の性なるを〔以て〕、苦苦の性と名け、是の如く、乃至、行は即ち、苦の性なるを〔以て〕、行苦の性と名くと。

三苦の通別

(四四)應に知るべし。此の中に、可意と非可意とを。壞苦を苦苦と爲すと説くことは、不共なるに由るが故にして、理としては、實に、一切は、行苦の故に、苦なることを。

伏難を通ず

(四五)此は、唯だ、聖者のみ、能く觀見する所なり。(四六)故に、有る頌に言はく、

一の睫毛を以て、掌に置かば、人は覺せず、

若し眼睛の上に置かば、損を爲し、及び安からざるが如し。

【四二】受の如く云云。以上の受同樣に、受に順ずる有漏行の法も定り同じとの意。

【四三】有る餘師云云。此は苦苦性、行苦性等の字の分け方（離釋）の異にして、義に異あるに非ず、即ち苦の苦性に非ずして、苦にして即ち苦性、行の苦性に非ずして、行にして即ち苦性等を見るなり、何れも所謂持業釋と見るなり。

【四四】應に知るべし云云。通門にて云へば、三苦は共に念念生滅の法の故に行苦にして、一切有漏の法は行苦ならざるもの無し。爾るに今此の中に可意の有漏行を壞苦と名くる等は、別門によりて説くものなりとの謂。

【四五】此は云云。伏難を通ずる意なり。謂く若し一切行苦の故に苦ならば、何が故に一切の人、是の如く見ざるやとの難意を通ず。「此」とは行苦のこと。

【四六】故に有る頌云云。光に從へば經部の鳩摩羅羅多（Kumāralata）師の作なりといふ。

頌の舊譯

譬如二一睫毛一、在レ掌人不レ覺、

此若落二眼中一、作レ損及不レ安、

凡夫如二手掌一、不レ覺二行苦睫一、

聖人如二眼睛一、由レ此生二厭怖一。

愚夫は、手掌の如く、行苦の睫を覺せず。
智者は、眼睛の如く、緣じて、極めて、厭怖を生ず。

諸の愚夫の、無間獄の劇苦を受くる蘊に於いて、苦怖の心を生ずること、衆聖の、(四七)有頂の蘊に於けるにも、如かざるを以てなり。

難

道諦も、亦、應に是れ、行苦に攝すべし。有爲の性なるが故なり。

通

道諦は、苦に非ず。「そは」聖心に違逆すること、是れ、行苦の相なるに、聖道は、起るも聖心に違逆するに非ず。此に由りて、能く(四八)衆苦の盡を引くが故なり。

經を通す

「經に」、若し、諸の有爲の涅槃寂靜を觀ずといふは、亦た、先づ、彼の法は、是れ、苦なりと見て、後に、彼の滅を觀じて、以て、寂靜と爲るに由るが故に、有爲の言は、唯だ、有漏を顯はす。

諸法中に樂を認めて而も唯苦を說く所以

若し、諸法の中に、亦た樂有りと許さば、何に緣りて、但だ、苦を說きて、聖諦と爲すか。

有部師の說

(四九)有る一類の釋すらく、樂少きに由るが故なり。綠豆を烏豆聚の中に置くに、少きを以て、多き

【四七】有頂の蘊云云。有頂地は三界中の最高の妙處なれど、聖者は、尙ほ行苦の處として此を恐怖す。凡夫が地獄の苦を恐れざることは此聖者の怖よりも劣れり。

【四八】衆苦の盡とは涅槃。

【四九】婆沙論七十八に出づ。婆沙にては此の說を正義として評取せるも、論主は婆沙の評取に從はず。

に從つて烏豆聚と名くるが如し。誰れの有智の者ありてか、水を灑いで、癰を澆め、少の樂の生ずること有るを以て、癰を計して、樂と爲んやと。

第二釋

（五〇）餘有り、此に於いて、頌を以て、釋して言はく、

能く、苦の因と爲るが故に、能く、（五一）衆苦を集むるが故に、
苦有れば、彼〔樂〕を希ふが故に、樂を說きて、亦、苦と名く。

論主の正義

理としては、實に應に言ふべし。聖者は、諸有、及び、樂の體は、皆、是れ苦なりと觀察す。行苦の同じく一味なるに就くを以ての故なり。此れに由りて、苦を立てて諦とし、樂には非ずとなすと。

樂變も苦なることの理由

如何にして、亦、樂受を觀じて、苦と爲すか。

性、非常にして、聖心に違するに由るが故なり。（五二）苦の相を以て、色等を觀ずる時の如き、彼の苦相は、一に苦受の如くなるに非ず。

上揭の有る餘の頌を破す

（五三）有るは謂はく、「樂受は、是れ、苦の因なるが故に、諸聖も、亦た、彼れを觀じて、苦と爲す」と、此の釋は、理に非ず。（五四）能く、苦の因と爲

【五〇】餘有り云云。ここに有餘といへるは經部の鳩摩羅羅多の頌なり。

【五一】衆苦を集むとは多の苦を因とする義、樂其ものは、他の種種の接待等の勞苦より生ずるものなるが故なり。

【五二】苦の相を以て云云。行苦の相を以て色等に對する時、そは苦と觀ぜらるれど、其苦相たるや苦愛と異るが如し、樂を苦と觀ずるも亦、爾りとなり。

【五三】有るは謂はく云云。以下論主は經部の苦因なるが故に樂も苦なりといふ說を破す。二破あり。

【五四】能く苦の因と爲る云云。

爲るは、是れ集の行相なり。豈に、苦に關せんや。

又、諸の聖者の、色、無色に生ずる時、(五五)彼れを縁じて、如何にしても、苦の想轉ずること有らん。所以云何となれば彼の諸蘊は、苦受の因と爲るに非ざればなり。

外難(苦因論者)

又、(五六)經に、復た、行苦を説くは、何の用ぞ。

若し、非常なるに由りて、樂を觀じて苦と爲さば、非常と苦との觀の行相に、何なる別かある。

論主の答

生滅の法なるが故に、觀じて、非常と爲し、聖心に違するが故に、之れを觀じて苦と爲す。

但だ、非常を見て、聖心に違することを知るが故に、非常の行相は能く苦の行相を引くなり。

無樂説

(五七)有る餘部師は、是の如き執を作す。定んで、實の樂無し。受は、唯、是れ苦なりと。

問 云何にして、然るを知るか。

答 敎と理とに由るが故なり。

苦の因となるは集諦なり、此れを苦諦の理由と爲すべからずとなり。

【五五】 彼れ云云。彼とは色無色界の蘊。上界には苦受無きが故に如何にして苦の想あらんや。

【五六】 經とは雜阿含十七參照。難意は、若し苦の因となるが故に樂を苦と觀ずと云はば、無常なるが故に苦也と說く、行苦性は何の用ありや、苦の因なりと云ふ理由にて、已に其の用は達せられ居るに非ずやとなり。

【五七】 有る餘部師とは室利羅多(Srilāta)等の學者。

教證

云何が教に由るや。

(五八)世尊の、言ふが如し。諸の所有の受は、是れ、苦に非ずといふこと無しと。

又、契經に言はく、汝、應に、苦を以て、樂受を觀ずべしと。

又、契經に言はく、苦に於いて、樂と謂ふ、是れを名づけて、顚倒と爲すと。

理證

云何んが理に由るや。

諸の樂の因は、皆、不定なるを以ての故なり。謂はく、諸の所有の衣服、飲食、冷煖等の事を、諸の有情の類は、計して、樂の因と爲すも、此れ、若し非時に〔又は〕過量に受用せば、便ち、能く、苦を生じて、復た苦の因と成る。樂の因とは成るべからざればなり。(五九)增盛の位に於いても或は、平等なりと雖も、但だ、非時なるに由りて、便ち、苦の因と成りて能く苦を生ず。

故に知る。衣〔服〕等は、本、是れ、苦の因なることを。苦の增盛なる時は其の相、方に顯はる。

(六〇)威儀(六一)易脱も、理として、亦、然るべし。

【五八】世尊云云は雜阿含十七を參照せよ。次の契經云云も同卷參照せよ

【五九】增盛の位云云。以下は過量と非時との受用は、復苦因となることの說明を下したるものとす。非時と過量の盛なる時とは勿論苦を生ず、或は苦因は過量に非ざるも非時、たとへば、夏にはいかに美服と雖も綿入を被るは苦の因となるが如し。

【六〇】威儀とは、行住坐臥の威儀。

【六一】易脱とは立ち居りし者が坐する如し。立ち居りし者が坐すれば、當座は樂有るも、暫く坐せば又苦となる。

又、(六二)苦を治する時、方めて、樂覺を起し、及び苦易脫すれば、樂覺、乃ち、生ず。謂はく、若し未だ、飢渴、寒熱疲欲等の苦に逼迫せらるるに遭はざる時は、樂の因に於いて、樂覺を生せず。故に重苦を對治する因の中に於いて、愚夫は、妄りに計す。「此れ、能く、樂を生ずと」。實には、決定して、能く、樂を生ずる因無し。苦の易脫する中に、愚夫は、樂と謂ふこと、重擔を荷うて、暫く肩を易ふる等の如し。

結文

故に、受は、唯だ苦なり。定んで、實の樂無し。

有部の有樂說

對法の諸師は、樂は、實に、有りと言ふ。此の言は、理に應ぜず。

經部の無樂說を破す

云何にして、然ることを知るか。

且らく、(六三)樂無しと撥する者を反徴すべし。

何を名けて、苦と爲すか。

若し逼迫なりと謂ば、(六四)既に、適悅有りて、樂有ること應に成ずべし。若し損害なりと謂はば、既に、饒益有りて、樂有ること應に成ずべし。若し非愛なりと謂はば、既に、可愛有り、樂有ること應に成ずべし。(六五)若し、可愛の體は、實を成ずるに非ず、諸の聖者が、離染する時に於いて、可愛も、復た、非可愛と成るを以ての故にと謂はば、爾

【六二】實の樂なく、唯だ比較的に少なき苦に於て樂の覺を起すのみなることを、二個の場合を擧げて說明す。

【六三】樂無しと說くは經部師なり。

【六四】既に云云。逼迫は適悅を豫想せざれば成立せず。

【六五】若し可愛の體は云云。救釋の意は、可愛の體は、實の可愛には非ず、聖者が之を厭ひて離染する時にはその可愛の境は、非可愛の境となる。故に實の可愛の境有るべき筈なりとの意。

らず。可愛は、聖の染を離るる時、異門に由りて、觀じて、非愛と爲るが故なり。謂はく、若し、受有り。[其]の自相にして、愛すべくんば、此の受は、未だ、曾て、非可愛と成るに非ず。然るに、諸の聖者の、染を離るる時に於いては、餘の行相を以て、此の受を厭患す。謂はく、此の受は是れ、放逸の處にして、要ず、(六六)廣大の功力に由りて、成る所にして、變壞し、無常なるが故に、可愛に非ずと觀ず。彼れの自相が是れ、非愛の法なるには非ず。

反難

若し彼れの自體は是れ可愛に非ずんば、中に於いて、愛を起す者有るべからず。若し、愛を起さずんば、離染の時に於いて、聖者は、餘の行相を以て、樂受を觀察して、深く厭患を生ずべからず。故に、自相に由りて、實の樂受有るなり。

論主教證を通ず

然るに、世尊の、「諸の所有の受は、苦に非ざること無し」と言ふは、佛自から釋通す。(六七)契經に言ふが如し。佛、慶喜に告ぐらく、我れは、諸行の、皆、是れ無常なると、及び、諸の有爲の、皆、是れ變壞するとに依りて、密かに、是の說をなす。諸の所有の受は、是れ、苦に非ずといふこと無しと。故に知る、此の經は、苦苦[の意]に依りて、是の如き說を作すに非ざるを。

【六六】直に苦を生じ、又は不苦不樂を生ずるが故に、樂受を繼續せしめんとするには大努力を要す。

【六七】契經とは雜阿含十七（辰二、九八左）參照。爾時尊者阿難（今は慶喜といふ）白佛言、世尊我獨一靜處禪思念言、如世尊說三受、樂受苦受不苦不樂受、又說一切諸受悉皆是苦、此有何義、佛告阿難、我以一切行無常、一切行變易法故、說諸有受皆是苦、又復阿難我以諸行漸次寂滅故說、以諸行漸次止息故、說一切諸受悉是苦云云。

若し、自相に由りて、諸の受を、皆、苦なりと說くものならば、何に縁りて、慶喜は、是の問を作して言へるや。佛は、餘の經に於いて、三受有りと說けり。謂はく、樂、苦及び不苦不樂なり。何の密意に依りて、此の經に、復た、諸の所有の受は、是れ、苦に非ずといふこと無しと言ふかと。

(六八)慶喜は、但だ應に是の如きの問を作すべし。何の密意に依りて、三受有りと說くかと。世尊も、亦、但だ、是の答を作すべし。我れは、此の密意に依るが故に、三受有りと說くと。「然も」、經の中には、既に、是の如き問答無し。故に、自相に由るに、實に、三受有るなり。世尊の、既に、「我れは、密意をもて、諸の所有の受は、是れ、苦に非ずといふこと無しと說く」と言ふは、即ち、已に、此の所說の經は、別意に依りて說くものにして、眞の了義に非ざることを顯示するものなり。

第二經を通す

又、契經に言はく、「汝、應に苦を以て、樂受を觀ずべし」とは、應に知るべし、此の經の意は、樂受に二種の性有ることを顯はすを。

一には、樂の性あり。謂はく、此の樂受は自相門に依る。是れ可愛の故に。二には、苦の性あり。謂はく、異門に依る。亦、是れ、無常變壞の法なるが故に。

然るに、「此の二の中にて」、樂を觀ずる時には、能く、繫縛を爲す。諸の有貪の者は、此の味を噉ふが故なり。

【六八】慶喜は但だ云云。若し、自相に依りて、諸の受は皆苦ならば、何故に樂と、苦と、非苦非樂との言を擧げて…といふ義。

若し、苦を觀ずる時は、能く、解脫せしむ。是の如く觀ずる者は、貪を離るることを得るが故なり。

佛は、苦を觀ずれば、能く、解脫せしむるを以ての故に、有情を勸めて、樂を觀じて、苦と爲さしむるのみ。

經部の問

如何にして、此の自相の、是れ樂なることを知るか、

世親の答

有る頌に曰へるが如し。

(六九)諸佛正徧覺は、　諸行は非常なり、
及び、有爲は變壞すと知る。　故に、受は、皆、苦なりと說く。

第三經を通す

又、契經に、「苦に於いて、樂と謂ふを、顚倒と名く」と言ふは、此れ、別意の說なり。

諸の世間に、諸の樂受と妙欲と(七〇)諸有の一分の樂の中とに於いて、一向に樂と計するを以ての故に、顚倒を成ず。

謂はく、諸の樂受は、若し、異門に依れば、亦、苦の性有り、然るに、諸の世間は、唯、觀じて、樂と爲すが故に、顚倒を成ずるなり。

【六九】頌の舊譯
已知行無常、復觀彼變異、故說諸受苦、正遍覺智者。雜阿含十七、(辰二、九八左)曰知諸行無常、皆是變易法、故說受悉苦、正覺之所知。

【七〇】諸有とは三有卽ち三界のこと。

妙欲

諸の妙欲の境は、樂少く、苦多し。〔然るを〕唯、觀じて、樂と爲すが故に、顚倒を成ず。

諸有も、亦、然なり。

總結

故に、(七一)此に由りて、能く、樂受は、實無き理、成ずることを證するにあらず。

若し、受の自相にして、實に、皆、苦ならば、佛の、三受と說くことは、何の勝利あるか。

經部を責む

若し、世尊は、俗に隨つて說くと謂はば、正理に應ぜず。(七二)世尊は「我れ、密かに、受は、苦に非ずと云ふこと無し」と言ふを以ての故なり。

救を牒して破す

(七三)又、五受を觀ずるに於いて、〔經には〕如實の言を說くが故なり。謂はく、契經に說かく、所有の樂根と、所有の喜根と、應に知るべし、此の二は、皆、是れ、樂受なりと。乃至、廣く說く。

復た、是の說を作す。若し、正慧を以て如實に、是の如き(七四)五根を觀見せば、(七五)三結は、永斷すと。乃至、廣く說く。

又、佛は、如何にして、一の苦受に於いて、世俗に隨順して、分別して三と說くか。

【七一】此れに由りてとは、以上の三經によりて、無樂受說を證し得と信ずるは虛妄なりとの謂。

【七二】世尊は云云。一切を苦といふは巳に密意なりといふ以上は、顯說たる三受說を俗說と言ひ得ざるべしとなり。

【七三】又五受云云。俗に隨ふと救釋すれども、經には五受を說くに當りて如實と說くを以て、單に開合の差に過ぎざる三受に於いて、特に如實を捨てて、世俗に隨ふ筈無しとの意。

【七四】五根とは憂喜苦樂捨の五受根をいふ。

【七五】三結とは身、戒、疑の三見。

若し、世間は、（七六）下上中の苦に於いて、其の次第の如く、樂等の三覺を起すを、佛は、彼れに隨順して、樂等の三を說くと謂はば、理亦、然るべからず。

違理の失

（七七）樂も、亦、三なるが故に、應に下等の三苦に於いて、唯だ上等の樂覺を起すべし。

世間相違の失

（七八）又、殊勝の香味觸等の所生の樂を受くる時、何の下苦有りて、世「人」の中に於いて、樂受の覺を起すか。

若し、爾の時、下苦有りと許さば、是の如き下苦は、已に、滅して、（七九）未だ、生ぜざるときは、世「人」には、應に、爾の時、極樂の覺有るべし。此の位には、樂苦、都べて、有ること無きが故なり。

欲樂を受くる時「に就きて」、徵聞することも、亦、爾なり。

救を擧げて破す

（八〇）又、下品の受の、現在前する時は、受は、分明猛利にして、取る可しと許し、中品の受の、現

【七六】　下上中の苦云云。下品の苦に樂覺を起し、上品の苦に苦覺を起し、中品の苦に捨覺を起し云云の意。

【七七】　樂も亦云云。苦に下上中の三別有らば、樂にも同樣の別有りて、從つて、凡べてが又前と同じかるべし。

【七八】　又殊勝の云云。全く苦を豫想せずして成立する樂受の例として擧げたるなり。

【七九】　未だ生ぜざるときとは、未來を指す、卽ち下苦は過去に滅し去りて未だ生ぜざる時は、最上樂のみあることとなるべしとなり。

【八〇】　又下品の受云云。經部にては、樂受は下品の苦受、捨受は中品の苦受也と說くも、之を實際の場合に徵して考ふるに、所謂下品の苦受たるべき樂受の起るときは、分明猛利にして、能く分り、所謂中品の苦受たる捨受の起るときは却て劣にして能く分らず、然れば中品の受の相が下品の受の相より劣なりと結論せざるべからず。是の如きは應理の論と稱すべからずとの謂。

在前する時は、此れと相違すと許す。「是れは」、如何にしてか、理に應ぜん。
(八一)下の三定は、樂有りと說くが故に、應に、下苦有るべし。(八二)以上の諸地は、捨有りと說くが故に、應に、中苦有るべし。(八三)定、勝れて、苦、增すこと、豈に正理に應ぜんや。故に、下等の三苦に依りて、次の如く、樂等の三受を建立すべからず。

經を引きて證す

(八四)又、契經に說く、佛、大名に告ぐらく、若し、色、是れ、一向に苦にして、樂に非ず、樂の隨ふ所にも非ずんばと。乃至、廣く說く。故に、定んで、少分の實樂有ることを知る。

理證を破す

是の如く、且らく、彼れの引く所の敎は、實樂無きことを顯すべき證たることを成ぜざることを辯じたり。

樂因不定の證を破す

所立の理言も、亦、證を成ぜず。且らく、諸の樂の因は、(八五)皆、不定なるを以ての故にと。此れは、正理に非ず。因の義に迷ふが故に。

【八一】下の三定。色界の四禪の初三禪をいふ。此三禪には受樂有ること定まりなり。故に之を經部より云はば卽ち下品の苦受有りと曰はざるべからずとの謂。
【八二】以上の諸地とは第四禪以上のこと。准じて知るべし。
【八三】定勝れて云云。定は初禪等より第四禪以上と進み行くに對して、經部の說よりせば、その中の受は、下品の苦より中品の苦と逆進することに歸すべし云云の意。
【八四】又契經云云。經の意は、若し色にして、一向是れ苦にして、樂にも非ず・樂の隨つて來るにも非ずんば、有情は之れに樂著することあらざる可し。而も少分の樂受喜受の隨逐するもの有るが故に、有情は樂を求めんとして色に染著す。故に實の樂受有りとの意。經は雜阿含三にして、其の文に曰く、摩訶男若色非二一向是苦一非レ樂、非レ隨レ樂非二樂長養一離レ染者、衆生不レ應三因レ此而生二樂著一、摩訶男以下色非二一向是苦一非二隨レ樂樂所長養一、不レ離レ染、是故衆生於レ色染著・染著故繫、繫故有レ惱云云。
【八五】皆不定云云。經部にては

謂はく、(八六)所依の分位の差別と、諸の外の境界とを觀〔待〕して、方に樂の因と爲り、或は苦の因と爲るものにて、唯外境のみには非ず。若し、此の外境が、此の所依の、是の如き分位に至らば、能く樂の因と爲る。未だ嘗て此れに至りて、樂の因と爲さずんばあらず。

是の故に、樂の因は、決定せざるには非ず。

(八七)世間の火の、煮炙する所の分位の差別を觀じて、美熟の因と爲り、或は、違因と爲る。唯彼の火のみには非ざるが如し。若し、(八八)此の火、此の煮炙する所の是の如き分位に至れば、美熟の因と爲る。未だ、嘗つて、此れに至りて、美熟の因に非ざるにあらず。故に、美熟の因は、決定せざるに非ず。

樂の因も、亦、爾り。決定して理成ず。

又、(八九)三靜慮の中の樂は、因豈に、定るにあらずや。彼の因は、時として、能く、苦を生ずること無きが故なり。

衣食等も程度によりて苦因ともなるが故に、樂因と定まらずといへるを破するなり。

【八六】所依の云云。所依の身には種種の分位有り。此分位と衣服等の外境界と對待して、樂の因ともなり、苦の因とも爲るものにして、唯外境のみにては苦樂の因とならずとの意。身の分位とは寒煖饑渇等をいふ。

【八七】世間の火の云云。適當に炙く時は美味となれど、炙き過ぐれば却て食に適せざるに至るは、一に火と炙かるる物との程度の合する所にあるものにして、獨り火が美、不美の原因にあらず。樂も内外相俟つて成立するものにして、獨り外的條件のみならずと也。

【八八】此の火云云。この火より美熟の因と爲る迄の文は、鮮本に從つて訂正せり。(旭雅本、八枚左參照)。

【八九】三靜慮とは、下三靜慮の意。

第二の理證治苦生樂を破す

又、彼の所說の、「要らず、苦を治する時、樂覺を起す」とは、(九〇)前に、準じて、已に破す。

(九一)謂はく、殊勝の香味觸等の所生の樂を受くる時、何の苦を對治して、世〔人〕は、中に於いて、樂の覺を起すか。

(九二)設し、爾の時、麤苦を治すと許さば、此の能治の苦の、已に滅し、未だ生ぜざる、爾の時には、轉じて、應に極樂の覺を生ずべし。又、(九三)靜慮の樂は、何を治するが故に生ずるか。

是の如き等の破は、前に準じて、應に說くべし。

第二の二苦易脱生樂の理證を破す

又、彼の所說の、「苦の易脱する中に、樂の覺乃ち生ず。肩を易ふるが如し」とは、(九四)此の身の分位は、實に、能く、樂を生ず。乃至身の、是の如き分位が、未だ滅せざる前には、必ず樂生ずること有り。滅すれば、則ち、爾らず。若し此れ

【九〇】前にとは所依身の分位のことを指す。卽ち、此の治苦生樂のことに關しては、又所依身の分位のことを併せ考ふる必要有り、從つて此の點に關しては、前に分位差別の條下に已に破したるも同前なりとの意。

【九一】謂はく云云。逼迫せらるるに非ずして、唯、而して直接に殊勝の香味を受用する時には、何の苦を對治して樂覺を起すかとなり。

【九二】設し爾の時云云。設し、爾の時にも麤苦有りて、之を香味所生の微細の苦が對治す。その微細の苦を樂と誤想すと謂はば、其能對治の微細の苦が、後に滅し已りて、不生の位に至れば微細の苦も無かるべく、從つてその時には極樂の覺を生ずべく、樂を生ずることは、唯香味觸を受用する時のみならず、後にもこれ有ることとなるべしとの難意。

【九三】靜慮云云。下三靜慮の樂受は如何なる苦を對治して生ずるかとの意。

【九四】此の身の分位等。肩を換へたへりといふ分位に積極的の樂が生じたるものにして、その分位の續く限り、その樂も繼續する譯なり。若しその樂は消極的の下苦なりとせば時間の經過するに從つて、肩の苦みの次第に薄らぐにつれて、樂の程度も增すべき筈なるに、然らざるは何故かと。

に異らば、此の位の後時には、樂は、應に轉た增すべし、苦、漸く、微となるが故なり。是の如く、身の四威儀を易脱して、樂を生じ、勞を解くも、應に知るべし、亦、爾なり。

經部の問　(九五)若し、先に、苦無くんば、最後の時に於いて、何にして、欻然として、苦の覺を生ずるか。

答　(九六)身の變易の分位の、別なるに由るが故なり。酒等の、後時に、甘醋の味起ること有るが如し。

結成　是の故に、樂受は、實に有ることの理成ず。此れに由りて、定んで、知る、諸の有漏の行は、三苦の合するが故に、應の如く、苦と名くることを。

㈡に集諦を破す　(九七)即ち、苦の行の體を、亦、集諦と名く。

經部難ず　此の說は、必定して、契經に違越す。(九八)契經に、唯、(九九)愛を說いて、集と爲すが故なり。

有部の答　經は、勝に就いて說くが故に、愛を說きて集と爲すも、理實には、(一〇〇)所餘も、亦、是れ集諦なり。

【九五】飲食等の場合の如し。

【九六】身の變易云云。身が變易して、前と後との分位が異る爲めに前には樂を生じ、後には苦を生ずるなり。恰も酒等が初めは甘く、後に時日を經れば、醋味を生ずるが如しとの謂。

【九七】即ち苦の行の體云云。以下、集諦觀に關する經部有部の問答なり。

【九八】契經とは、中阿含七、分別聖諦品に曰く、諸賢云何愛集苦集聖諦、謂衆生實有愛内六處、眼處耳鼻身意處、於ㇾ中若有愛、有膩有染有著者、是名爲ㇾ集、諸賢、多聞聖弟子、知我如是知、此法如是見、如是了、如是觀、如是覺、是謂二愛集苦集聖諦一云云。

【九九】愛(Taṇha tṛṣṇā)。

【一〇〇】所餘とは業等なり。

經部の問

是の如き理趣は、何によりて、證知するか。

有部の答

餘の契經の中に、亦、餘を說くが故なり。(一〇一)薄伽梵の、伽他の中に言ふが如し。業と愛と及び無明とは、因と爲りて、後の行を招き、諸の有をして、相續せしむるを補特伽羅と名くと。

又、契經に、(一〇二)五種の種子を說く。是れ、即ち、別の名にて、有取識を說くなり。

又、彼の經に「地界の中に置く」と說くは、此は、即ち、別名にて、(一〇三)四識住を說くなり。

故に、經の所說は、是れ、密意の言なり。「今の」阿毗達磨は、法相に依りて說くなり。

有部經を通す

然るに、經の中に、愛を說いて、集と爲るは偏に、(一〇四)起因を說く。

伽他の中に、(一〇五)業と愛と無明とを說いて、皆因と爲るは、具に、(一〇六)生と起と及び(一〇七)彼の因

【一〇一】薄伽梵の伽他(Gāthā 頌、偈)云云。雜阿含十三(辰二、七一左)の偈に曰く、於二是等作想一、施二設於衆生一、那羅摩㝹闍、及與摩那婆、亦餘衆多想一、皆因二苦陰一生、諸業愛無明、因積二他世陰一、舊譯には唯、業貪愛無明、此三於二未來一、能爲二諸有因一、とのみいふ。

【一〇二】五種の種子云云。稱友の釋にては五種の種子は、(一)不缺(Akhaṇḍāni)(二)不穿(Acchidrāṇi)(三)不腐(Apūtīni)(四)不被風日損(Avātātapa-hatāni)(五)堅實(Sārāṇi)也。一言にして、完全なる種子と云ふと同じ。雜阿含二に曰く、有二五種種子一、何等爲レ五、謂根種子、莖種子、節種子、自落種子、實種子、此五種種子不斷不壞不腐不中風新熟堅實、有二地界一而無二水界一、彼種子不二生長增廣一、若彼種、新熟堅實不斷不壞不腐不中風、有二水界一而無二地界一、彼種子亦不二生長增廣一、若彼種子新熟不斷不壞不腐不中風有二地水界一、彼種子生長增廣、比丘彼五種子者譬二取陰俱識一、地界者譬二四識住一、水界者譬二貪喜四取攀緣識住一云云。同樣の文は又同雜阿含卷三十にも有り。有取の識とは有漏の識蘊のこと。

【一〇三】四識住。色受想行の四蘊既に說けるが如し。種子は即ち因なり、因は即ち集なり、識住も亦た建立因(物の依存し得る因)なり。されば此の經文は集諦を說くこと明らかなり、而して餘經(前所引)には亦た業等を說て因と名くるが故に、今の經に但だ有取識

の因を説くなり。

經部の問　云何にして、爾ることを知るか。

有部の問　業を生因と爲し、愛を起因と爲すことは經に説く所なるが故なり。又、(一〇八)彼の經の中に、次第に、(一〇九)後の行等は因有り、緣有り、緒有りと顯示するが故なり。(一一〇)別に、種子及び田を建立して、有取の識、及び、四識住を説くに爲るが故に、唯、愛のみ集諦の體と爲すには非ず。

經部の問　何れの法を生と名け、何れの法を起と名くるか。

有部の答　(一一一)界と趣と生等の品類の差別して、自體の

生　出現するを、説いて生と爲す。

起　若し差別無くして、後有の相續するを、説いて名けて起と爲す。

と識住とのみを因と說けるは卽ち密意の說なり。然るに論にては法相に順じて、有りの儘に說くが故に、法相の儘に有漏を皆集諦と說くとの意。

【一〇四】起因(Abhinirvṛtti-hetu)

【一〇五】業と愛と云云。業=生因　愛=起因、無明=因因。

【一〇六】生因(Upapatti-hetu)。

【一〇七】彼の因とは生、起二因を指す。

【一〇八】彼の經とは、雜阿含十三に曰く、眼有レ因眼有レ緣有レ縛、何等爲ニ眼因眼緣眼縛一、謂眼業因、業緣業緣、業有レ因有レ緣有レ縛、謂業愛因愛緣愛縛、愛有レ因有レ緣有レ縛、謂愛無明因無明緣無明縛、無明有レ因有レ緣有レ縛、謂無明不正思惟因不正思惟緣不正思惟縛、不正思惟有レ因有レ緣有レ縛、謂緣ニ眼色一生ニ不正思惟一、生ニ於癡一、彼癡是無明、癡求レ欲名爲レ愛、愛所作名爲レ業、如レ是比丘不正思惟因ニ無明一、無明因レ愛、愛因爲レ業業因爲レ眼、耳鼻舌身意亦如レ是・是名ニ有因有緣有縛法經一、云云。因に記す。婆沙は此の經を大因緣法門經といふ。

【一〇九】後の行とは十二因緣の系列中、無明の次に行(=業)有るが故に後といふ。意は、此の因緣緒(縛の字は寫誤なり)の三は因の異名にして、其の中の因は道理として無明のことならざるべからず。無明が因となりて、第二の行を生ずるが故にて、從つて無明は生因、起因たる業愛の爲の因なり。故に此には無明を因因と說けるなり。

【一一〇】別に云云。前に引ける經を見るも別に有取の識及び四識住等を因と說けり。故に唯愛のみを因として集諦と名づ

業と有愛と、其の次第の如く、(二三)彼の二因と爲る。

譬へば、種子が穀麥等の別種類の芽の與めに能生の因と爲り、水が一切無差別の芽の爲めに能起の因と爲るが如く、業及び有愛の、生と起との因と爲ることも、應に知るべし、亦、爾なりと。

経部の問

愛を、起因と爲すことは、何の理を證と爲すか。

有部の答

愛を離れては、後有の、必ず、起らざるが故なり。

謂はく、(二三)有愛と(二四)離愛との二が、倶に命終するに、唯有愛の者のみ、後有の更に、起るを見るなり。

此の理に由りて、愛を起因と爲すことを證す。起の有も、起の無も、定んで、愛に隨ふが故なり。

又、愛に由るが故に、(二五)相續は、後に趣く、現見するに、若し是の處に於いて、愛有れば、則ち、心は、相續して、數數彼れに趣けばなり。

此に由りて、比知す、愛有るを以ての故に、能く相續をして、後有に馳趣せしむることを。

べきには非ず云云。

【二二】界と趣と云云。有情の自體に欲界の有情、色界の有情等の別有り。又人天畜鬼(趣)胎卵等(生)の品類の別有ること。

【二三】彼の二因とは、業は生因愛は起因と爲る。

【二三】有愛(Sa-tṛṣṇa)。有學の聖者。

【二四】離愛(Vigat-tṛṣṇa ?)。無學の聖者。

【二五】相續は云云。五蘊の依身が後有に趣くこと。

又、後身を取るに、更に、法の封執堅著すること、貪愛の如くなる者の有ること無し。(二六)華豆屑を澡浴の時に於いて、水に和して、身に塗るに、乾燥の位に至りて、身に著きて、離し難きこと、餘以て、加ふること無きが如く、是の如く、餘の因法と爲りて、後身を執取すること、(二七)我愛の如くなる者有ること無し。

此の理に由りて、愛は、起因と爲ることを證す。

第三節　二諦觀

世俗勝義の二諦

是の如く、世尊は、諦に、四有りと説く。「然るに、餘の經には、復た、諦に二種有りと説く。一には、(二八)世俗諦、二には、(二九)勝義諦なり。」

(三〇)是の如き二諦は、其の相、云何。

頌に曰はく、

【二六】華豆は豆なり。華豆屑は洗粉なり。

【二七】我愛とは、我の五蘊を緣じて起る愛の意。

【二八】世俗諦(Saṃvṛti-sat)。舊譯は俗諦。

【二九】勝義諦(Paramārtha-sat)。舊譯は眞諦。

【三〇】是の如き二諦云云。頌の四句中、前三句は世俗諦を明にしたるものにして第四句は勝義諦を明にしたるもの也。

頌の舊譯

若破無ニ彼智一　由レ智除レ餘爾、
俗諦如ニ瓶水一　異レ此名ニ眞諦一。

尙ほ、新譯の第一句に彼覺破便無とあるは、若しその覺に相當する對象が破すれば、彼覺便ち無しといふ義なれば、彼の覺破すればと讀むべし。此點に於て舊譯の方はまぎれなきを長とすべし。

彼の覺、破すれば、便ち無し。　慧をもて、餘を析くも亦爾なり。
瓶水の如くなるは世俗なり。　此に異るを勝義と名く。

世俗諦

論じて曰はく、(一二一)若し、彼の物の覺の、彼の破ぶるるとき、便ち無くんば、彼の物を、應に知るべし、世俗諦と名く、瓶の破ぶれて、瓦と爲る時、瓶の覺、則ち、無きが如し。衣等も、亦、爾なり。

又、若し(一二二)物有り、慧を以て析除するに、彼の覺は、便ち無し。亦、是れ世俗なり。(一二三)水の、慧によりて、色等に析せらるる時、水の覺は、則ち無きが如し。火等も、亦、爾なり。

釋名

(一二四)即ち、彼の物が、未だ破析せざる時に於て、世想の名を以て施設す。彼は施設有なるに爲るが故に、名けて世俗と爲す。世俗の理に依りて、瓶等有りと說く。是れは、實にして、虛に非ざれば、世俗(一二五)諦と名く。

勝義諦

若し、物の、此に異れば、[是れを]勝義諦と名く。謂はく、彼の物の覺が、彼[對象]の破るるも、

【一二一】若し彼の物の覺云云。其對象の破るるによりて、それに對する觀念も破壞され得べきが如き對象を、世俗諦と名くとの義。今は且らく眼見麤顯の色法につきて言ふ。

【一二二】物とは一聚倶生の所造色のこと。次に覺慧にて取らるべき微細の色等につきて言ふ。

【一二三】水(假の水大)は、色聲味觸の聚成する所也。從つて「色等に析す」とは、之れを慧の作用によつて、成素たる色等に還元分析すること。

【一二四】即ち彼の物云云は此の瓶水等は之を未だ智慧を以て分析せざるときに、立てたる名にして、土の積集又は色等の所造に假に施設安立せる所なり。故に世俗と名くとの意。

【一二五】諦とは實の義なり。

無に非ず。及び、慧もて、析除するも、彼の覺は、仍ほ有るとき、應に知るべし、彼の物を、勝義諦と名くるを。

（二三六）色等の物の如き、碎けて、極微に至るも、或は、勝慧を以て、味等を析除すれども、彼の覺は、常に、恆に、有り。（二三七）受等も、亦、然なり。

勝義諦の釋名

此れは、眞實に有り。故に、勝義と名く。勝義の理に依りて、色等有りと說く。是れは實にして、虛に非ざれば、勝義諦と名く。

經部の古師の說

（二三八）先の軌範師は、是の如きの說を作す。

（二三九）出世の智、及び、此の（二四〇）後得の世間の正智の、取る所の諸法の如きを、勝義諦と名く。此の餘の、智の取る所の、諸法の如きは、世俗諦と名くと。

第三章　加行論（三賢四善根）

第一節　緒　言

【二三六】色等云云。青色は之を分析して極微に至り、或は定俱生の法より勝慧を以て味等を分析除外して考へても、尙依然として、青色の覺除かれざるが如きをいふとの意。

【二三七】受等とは、受、思、想等の法を勝慧を以て析除して、其唯一個に至るも、受等の覺は依然として有るなり。故に此等も亦た實有なり。

【二三八】先の軌範師云云。有部は世俗勝義を專ら對象に就て判斷したるに反し、經部にありては、之を認識主觀に約して說くなり。前者に比して數段の進步あるを見逃すべからず。

【二三九】出世の智（Lokottara-jñāna）とは無漏の觀智のこと。

【二四〇】後得の正智（Pṛṣṭha-labdha-samyag-jñāna?）とは有漏の正智にして、無漏定より出觀して起る正智なり。

已に諸諦を辯じつ。應に、云何に方便勤修して、見道諦に趣くかを說くべし。

頌に曰はく、

(二三一)將に見諦の道に趣んとすれば、應に戒に住して、
聞思修の所成を勤修すべし。謂はく、名と倶と義との境なり。

戒安住と三慧勤修

論じて曰はく、諸有の、發心して、將に見諦に趣かんとするものは、應に先づ(二三二)淸淨の尸羅に安住して、然る後に、聞所成等を勤修すべし。謂はく。(二三三)見諦に順ずる聞を攝受し、聞き已りて、所聞の法義を勤求し、法義を聞き已りて、無倒に思惟し、思ひ已りて、方に、能く、定に依りて修習す。行者は、是の如く、戒に住して勤修し、聞所成の慧に依りて、思所成の慧を起し、思所成の慧に依りて、修所成の慧を起す。

三慧の差別 毘婆沙師の說

此の三慧の相は、差別云何。

毘婆沙師の謂はく、三慧の相は、名と、倶と、義とを緣ず、次の如く別有り。

聞所成の慧は、唯だ(二三四)名の境を緣ず。未だ文を捨てて、義を觀ずるこ

【二三一】頌の舊譯 住ニ善行ニ有レ聞、思後學ニ修慧、名ニ義境界、聞思修三慧。

【二三二】淸淨の尸羅(Viśuddha-śīla)淨戒のこと。

【二三三】見諦に順ずる云云。見道諦に隨順する法義を聞くこと。

【二三四】名の境とは、義を詮はす

と能はざるが故なり。

思所成の慧は、名と義との境を縁ず。有る時は、文に由りて、義を引き、有る時は、義に由りて、文を引く。未だ全く文を捨てて、義を觀ぜざるが故なり。

修所成の慧は、唯、義の境を縁ず。已に能く文を捨てゝ、唯、義を觀ずるが故なり。

譬へば、人有り、深き駛水に浮ぶに、曾て未だ「水泳を」學ばざる者は、〔一三五〕所依を捨てず。曾て學びて、未だ成ぜざるは、或は、「所依を」捨て、或は執り。曾て、善く學べる者は、所依を待たずして、自力にて、浮び渡るが如く、三慧も、亦、爾なり。

有人前説を難ず

有るは言はく、〔一三六〕若し爾らば、思慧は成ぜざるべし。謂はく、此は、既に、通じて、名を縁じ、義を縁ずるをもて、次の如く、應に、是れは、聞修の所成なるべしと。

世親自解

今、詳かにするに、三の相過無し。「其の差」別は、謂はく、修行者の、至教を聞くに依りて生ずる所の勝慧を、聞所成と名け、正理を思ふに依りて生ずる所の勝慧を、思所成と名け、等持を修するに依りて生ずる所の勝慧を、修所成と名くればなり。

所の文句のこと。聞慧は此の文句に依り之を通じて、その表詮する意義を縁ず。未だ此の文句を離れては、義を縁ずること能はず。

【一三五】所依とは浮袋浮木の類。

【一三六】若し爾らばとは、若し名と義との境を縁ずるならば、名境を縁ずるは聞慧、義境を縁ずるは修慧の故に、思慧は立ち得ざらんとの意。

所成の言を說くは、三の勝慧の、是れ、聞思等の三因の所成なることを顯はさんがためなり。猶ほ世間に、命と、牛と等に於いて、次の如く、是れ、食と草との所成と說くが如し。

第二節　身器淸淨

諸有の修に於いて、精勤して、學ばんと欲する者は如何にか、身器を淨めて、修をして、速かに成ぜしめん。

(三七)頌に曰はく、

身心の遠離を具すると、不足と大欲と無し。
謂はく、已得と未得とに、多求するを、所無と名く。
治は相違す。界は三なり。無漏なり。無貪の性なり。
四聖種も、亦、爾なり。前の三は、唯、喜足なり。
三は生具なり。後は業なり。四の愛生するを治せんが爲めなり。
我所と我との事の欲を、暫く息めて、永く除くが故なり。

【三七】頌に云云。これ、加行道の最初期に屬する身器淸淨を明にしたるものなり。身器淸淨を成就するに三條件あり、一には身心遠離、二には喜足少欲、三には四聖種なり。三頌十二句より成る中、初の六句は、身心遠離と喜足少欲を明にしたるものにして、後の六句は、四聖種を明にしたるものとす。

頌の舊譯

有二二離一人、無二不知足大欲一、
前已得求レ多、後未レ得求得、
翻二此二一對治、或三界、無流、
無貪類、聖種、前三知足體、
復顯二業三生一、愛生對治故、
我所我類愛、爲二暫永除滅一。

身器清淨の三因

論じて曰はく、身器の清淨なるは、略して三因に由る。

何等をか三因と謂ふ。

第一因身心遠離

一には、身心の遠離、二には、喜足少欲、三には、四聖種に住するなり。

身の遠離とは、(三八)相雜住を離るるなり。心の遠離とは、不善の尋を離るるなり。

第二因喜足少欲

此の二の成ず可きことの易きは、喜足少欲に由る。喜足と言ふは、不喜足無きなり。少欲とは、大欲無きなり。

不喜足と大欲

(三九)所無の二種の差別は云何。

語主對法師の說を難ず

對法の諸師は、咸な、是の說を作す。已得の妙衣服等に於いて、更に多く求むるを、不喜足と名け、未得の妙衣等に於いて、多く希求するを大欲と名くと。

豈に、(四〇)更に求むるは、亦、未得を緣ずるにあらずや。此の二の差別は便ち、應に成せざるべし。

論主自釋

是の故に、此の中には、應に是の說を作すべし、已に得る所の、妙ならざるを、不喜足と名け、未だ得ざる所の衣服等の事に於いて、妙を求め、多を求むるを、名けて大欲と爲すと。

【三八】相雜住すとは、他の人と雜り住すること。山間空處に隱退するは、卽ち身の遠離なり。

【三九】所無。喜足せずといふこと無きと、大欲無きとの二。

【四〇】更に求むる云云。上に不喜足は已得のものに於て、更に求むる謂なりといへるが、更に求むといふ以上は、未得を緣じて更に求むるに非ざるか。若し爾らば、之れは大欲と差別無しとの難。

喜足少欲と不喜足大欲との差別

喜足と少欲とは、能く此れを治するが故に、此れと相違す、應に知るべし、差別あり。

喜足と少欲とは、三界と無漏とに通ずるも、所治の二種は、唯、欲界所繫なり。

喜足と少欲とは、體は、是れ、無貪なり、所治の二種は、欲貪を性と爲す。

第三因四聖種（七八句）

能く衆聖を生ずるが故に、〔一四一〕聖種と名く。

〔一四二〕四聖種の體も、亦是れ無貪なり。

四の中、前の三は、〔其の〕體、唯、喜足なり。謂はく、衣服と飮食と臥具とに於いて、所得の中に隨つて、皆な喜足を生ずることなればなり。

第四の聖種は、謂はく、〔一四三〕樂斷修なり。

樂斷修の體の是れ無貪なる所以

如何にして、亦、無貪を用ゐて、體と爲すか。

能く〔一四四〕有と欲との貪を棄捨するを以ての故なり。

四聖種を立つる所以（第九句）

何の義を顯はさんが爲めに、四聖種を立つるか。

諸の弟子が、〔一四五〕俗の生具と、及び、俗の事業とを捨し、解脫を求めんが爲めに、佛に歸して出家するを以て、法王世尊は、彼れを愍んで、助道の二事を安立す。〔謂はく〕、一には、生具、二には、事業なり。

【一四一】聖種（Arya-vaṃśa）。
【一四二】四聖種とは(一)衣服喜足聖種(二)飮食喜足聖種(三)臥具喜足聖種(四)樂斷修。
【一四三】樂斷修とは煩惱を斷じて聖道を修することを願ふこと。從つて喜足を以て體と爲すに非ざるが故に、無貪を體とするか否かに關して、次文に未審を作す。
【一四四】有貪とは上二界の貪。欲貪とは欲界の貪（第十九卷參照）。
【一四五】俗の生具とは衣服飮食臥具等をいひ、俗の事業とは、農工商等をいふ。

(一四六)前の三は、即ち、是れ、助道の生具なり。最後は、即ち、是れ、助道の事業なり。(一四七)「汝等、若し能く前の生具に依りて、後の事業を作さば、解脫、久しきに非ず」と。

二事安立の所以（第十句）

何が故に、是の如く、(一四八)二事を安立するか。

(一四九)四種の愛の生ずるを對治せんと欲するが爲めなり。故に、(一五〇)契經に言はく、「苾芻、諦聽せよ、愛は衣服に因りて、應に生ずべき時は生じ、應に住すべき時は住し、應に執すべき時は執す。是の如く、愛は飮食と臥具と及び有と無有とに因ると。皆、是の如く說く。

此の四を治せんが爲めに、四聖種を說くなり。

別義（第十一—十二句）

(一五一)即ち是の義に依りて、更に異門をもつて說く。謂はく、佛は、我所と我との事欲を暫息し、永除せんと欲するが爲めの故に、四聖種を說くと。我所の事とは、謂はく、衣服等なり。我の事とは、謂はく、自身なり。彼を緣ずる貪を名けて欲と爲す。暫く、前の三の貪を止息せんが爲の故に、前の三聖種を說き、永く四種の貪を滅除せんが爲の故に、第四の聖種を說きたるなり。

【一四六】前の三とは、衣服喜足乃至臥具喜足の三をいひ、最後とは樂斷修をいふ。

【一四七】汝等云云。中阿含廿一參照。

【一四八】二事。生具及び事業。

【一四九】四種の愛とは(一)衣服愛(二)飮食愛(三)臥具愛(四)無有愛。

【一五〇】契經とは、大集法門經參照。

【一五一】即ち此の義云云。四聖種が四食を對治する義に依つて名目を更へて說くとの意。

第三節　五停心

第一項　總説

（一五二）是の如く、已に修所依の器を説きつ。何の門に由るが故に、能く正しく修に入るか。

頌に曰はく、

修に入る要に二門あり、　不淨觀と息念となり。
貪と尋と增上なる者　次第の如く應に修すべし。

入修の二門

論じて曰はく、正しく修に入る門の、要なる者に二有り。一には、（一五三）不淨觀、二には、（一五四）持息念、［是れなり］。

入修の門と機

誰れは、何れの門に於いて、能く正しく修に入るか。次の如く。應に知るべし。貪と尋との增する者なり。謂はく、貪猛盛なると、數數現在前すると、是の如きの有情を、貪行者

【一五二】是の如く已に云云。これ彌よ階級的修行に入るの段取りにて、所謂三賢四善根の加行を修するなり。ここに述ぶる五停心は、その中、三賢位の最下位に屬するものとす。此頌は、先づ五停心の總説ともいふべきものを述べたり。元來五停心とは不淨觀、慈悲觀、因緣觀、界差別觀、數息觀の五の何れかを修して、心病を治する修行に名づけたるものなれど、ここにては、その中にて、不淨觀と持息念（數息觀）の二を最も高調したるなり。

頌の舊譯

入修由二因、不淨觀息念、
多欲多覺觀。

【一五三】不淨觀（Aśubhā bhāvanā）

【一五四】持息念（Ānāpān -sm,t-i）、舊譯、阿那波那念。

と名く。彼れは不淨を觀ずれば、能く正しく修に入る。

尋多く心を亂すを、尋行者と名く。彼れは息念に依りて、能く正しく修に入る。

二門の役目に關する解釋

その二

有る餘師の言はく、(二五五)此の持息念は、多く緣ずるに非ざるが故に、能く亂尋を止む。不淨は多く顯形の差別を緣ずれば、多尋を引く。故に(二五六)彼れを治するに能無し。

餘有り、復た、言はく、此の持息念は內門に轉ずるが故に、能く亂尋を止む。不淨は多く外門に於いて轉ずるが故に、猶ほ眼識の如く、彼れを治するに能無し。

第二項　不淨觀

(二五七)此の中、先づ不淨觀を辯ずべし。

是の如き觀の相は云何。

頌に曰はく、

通じて四の貪を治するが爲めに、　且らく骨鎖を觀ずることを辯ず。

廣く海に至つて、復た略するを、　初習業の位と名く。

【二五五】持息念の息風には顯形色の差別得べからざるが故に。

【二五六】彼れとは尋の心所。

【二五七】此の中先づ云云。不淨觀の行じ方に種種あれどここにては專ら所謂、骨鎖觀を說明して、不淨觀の代表とせり。

頌意は、讀んで字の如し。

頌の舊譯

骨觀通欲レ治、骨量遍至レ海、

增減名二初發一、除二脚頭骨半一、

說名二數習成一、安二心於眉間一、

說名二過思量一。

足を除きて、頭半に至るを名けて、已熟修と爲す。
心を繋けて、眉間に在るを　超作意の位と名く。

不淨觀の目的と四種の貪

論じて曰はく、不淨觀を修することは、正しく貪を治せんが爲なり。然るに、貪の差別に略して四種有り。一には、〔一五八〕顯色貪、二には、〔一五九〕形色貪、三には、〔一六〇〕妙觸貪、四には、〔一六一〕供奉貪なり。

四貪の對治法としての不淨觀

〔一六二〕青瘀等を緣じて、不淨觀を修するは、第一の貪を治す。
〔一六三〕食せらるる等を緣じて、不淨觀を修すれば、第二の貪を治す。
〔一六四〕蟲蛆等を緣じて、不淨觀を修すれば、第三の貪を治す。
屍の動かざることを緣じて、不淨觀を修すれば、第四の貪を治す。
若し骨鎖を緣じて、不淨觀を修すれば、通じて、能く是の如き四貪を對治す。骨鎖の中には、四貪の境無きを以ての故なり。

骨鎖觀

應に且らく骨鎖觀を修することを辯ずべし。
此れは唯勝解の作意の攝なるが故に、〔一六五〕少分を緣ずるが故に、煩惱を斷せず。唯能く制伏して、現行せざらしむ。

【一五八】顯色貪（舊譯、色欲）。紅白等の色合を執すること。
【一五九】形色貪（舊譯、形貌欲）。姿形に執すること。
【一六〇】妙觸貪（舊譯、觸欲）。肌觸などに執すること。
【一六一】供奉貪（舊譯、威儀欲）。起居動作の妙なるを執すること。
【一六二】青瘀等を緣じとは、いかなる美人も死して日を經るに從ひ、青ぶくれになるものと思ひ定めて、その相を心中に浮べ出すこと。
【一六三】食せらるとは、死骸が鳥獸等に喰はるる相を緣ずる意。
【一六四】蟲蛆云云。死骸より出でたる蟲などのことを緣ずる意。
【一六五】少分を緣ずとは、骨鎖は

骨鎖觀を修する三位

初習業

然るに瑜伽師の、骨鎖觀を修するに、總じて三位有り。一には、(二六六)初習業、二には、(二六七)已熟修、三には、(二六八)超作意なり。謂はく、觀行者は、是の如き不淨觀を修せんと欲する時に、應に先づ心を自らの身分に繫ぐべし。或は足の指に於いてし、或は額に、或は餘の所樂の處に隨つて、心住することを得已りて、勝解の力に依りて、自らの身分に於いて、假想思惟して皮肉爛墮し、漸く骨をして淨からしめ、乃至、具さに全身の骨鎖を觀ず。一具を見已りて、復た第二を觀じ、是の如く、漸次に廣く、一房一寺一園一村一國に至り、乃至、地に徧ず。海を以て邊と爲して、其の中間に於いて、骨鎖充滿す。勝解をして、增長することを得せしめんが爲めの故に、廣くしたる所の事に於いて、漸く略して觀じ、乃至、唯、一具の骨鎖を觀ず。此の漸く略する不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の初習業の位と名く。

已熟修

略觀の勝解力をして、增さしめんが爲めに、一具の中に於いて、先づ足の骨を除いて、餘の骨を思惟し、心を繫けて住し、漸次に、乃至、頭の半骨を除いて、半骨を思惟し、心を繫けて住す。此の(二六九)轉略の不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の已熟修の位と名く。

超作意

略觀の勝解をして、自在ならしめんが爲めに、半の頭骨を除いて、心を眉間に繫けて、一緣に專注

ただ五蘊の中色蘊の一部分を緣ずるのみ。

【二六六】初習業（Ādikarmika）。舊譯、初發觀行。

【二六七】已熟習（Kṛta-parijaya）。（舊譯、已數習成行。）

【二六八】超作意（Atikrānta-manasikāra）。舊譯、已過量行

【二六九】轉略とは、うたた（漸次に）略除する意。

し、湛然として住す。

此の極略の不浄觀の成ずるを齊りて、瑜伽師の超作意の位と名く。

四句分別

〔一七〇〕不浄觀有り、所緣小にして、自在小に非ざるに由りて、應に四句を作るべし。此は、〔一七一〕作意の已熟と〔一七二〕未熟と〔一七三〕未熟と〔一七四〕已熟とに由り、及び所緣の自身と、海に至ると、差別有るに由るが故なり。

不浄觀の諸門分別

〔一七五〕此の不浄觀は、何の性なるか、幾の地なるか、何の境を緣ずるか、何の處の生なるか、何の行相なるか、何の世を緣ずるか。有漏なりと爲んか、無漏なりと爲んか、離染得と爲んか、加行得と爲んか。

頌に曰はく、

【一七〇】不浄觀有り云云。四句分別は、一身の骨觀(所緣)の大小と自在と不自在とを望めて四句を分別するものなり。

【一七一】作意の已熟。第一單句、謂はく、所緣小にして、自在小に非ず。作意の已熟の位には、數數自身を觀ずるに由りて、骨鎖觀は已に熟し特別の作意を要せず。故に自在なりと雖も、唯自身の一具の骨鎖を觀ずるに止るを以て所緣小なり。

【一七二】未熟とは第二單句にして自在小にして、所緣小に非ず。作意未熟の故に自在は小なれども、所緣の骨鎖は海に至る迄充滿するが故に所緣は少に非ず。

【一七三】次の未熟とは第三俱句にして、自在、所緣俱に小の句なり。未熟の位に自身を觀ずるもの、理は上に準じて知るべし。

【一七四】第四の已熟とは第四俱非句。所緣自在俱に小に非ずとの句。作意已熟の位に骨鎖海に至る迄充滿すと觀ずるものなり。

【一七五】此の不浄觀は云云。不浄觀に關する諸門分別なり。頌は簡單なれど八問に答へたるものとす。

頌の舊譯

無貪性十地、欲見境人生。

無貪の性なり。十地なり。　欲の色を緣ず。人生なり。
不淨なり。自世緣なり。　有漏なり。二得に通ず。

（一）體性
論じて曰はく、先きに問ふ所の如く、今次第に答ふべし。謂はく、此の

（二）所依の地
觀は、無貪を以て性と爲す。通じて十地に依る。謂はく、〔一七六〕四靜慮と及び

（三）所緣
四近分と中間と欲界となり。唯だ欲界は所見の色境を緣ず。
所見とは何ぞ。
謂はく、顯形の色なり。〔一七七〕義を緣じて、境と爲すこと、此れに由りて已に成ず。

（四）生ずる趣得
唯人趣の生なり。〔一七八〕三洲なり。北〔倶盧〕を除く。尙ほ餘趣に非ず。況んや餘界の生をや。

（五）行相
既に不淨の名を立つれば、唯だ不淨の行相なり。

（六）世緣
隨つて何れの世に在りても、自世の境を緣ず。〔一七九〕若し不生の法ならば、通じて、三世を緣ず。

（七）有無漏門
〔一八〇〕既に、唯、勝解作意と相應す。此の觀は理として、應に、唯、是れ、有漏なるべし。

【一七六】四靜慮等によりて起す不淨觀は定心にして、唯欲界によつて起す所は散心なり。此には、無色は色法を緣ぜざる故に無色定を除けるなり。

【一七七】義を緣じて云云。已に顯形の色を凡べて緣ずる以上は名義の中にては、名を離れて直ちに義を緣ずることは、自ら其の中に明なりとの意。

【一七八】三洲云云。五趣の中の人趣の中にも唯南東西の三洲に局り北倶盧洲には起らず。靑瘀等の不淨無きが故なり。

【一七九】若し不生云云。若し未來に止まる畢竟不生の物の不淨觀ならば、所緣の境が三世に流るべき性質のものなれば通じて三世を緣ずとす。

離染得及び加行得に通ず。(一八一)曾得と未曾得と有るに由るが故なり。

此の不淨觀の相の差別已りたり。

第三項　持息念

(一八二)次に應に持自念を辯ずべし。

此の差別の相は云何。

頌に曰はく、

息念は慧なり。五地なり。風を緣ず。欲の身に依る。
二得なり。實なり。外には無し。六有り。謂はく、數等なり。

息念

論じて曰はく、息念と言ふは、卽ち(一八三)契經の中に、說く所の、阿那阿波那念なり。

阿那

阿那(āna)と言ふは、謂はく、息を持して入るなり。是れは外風を引いて、身に入らしむる義なり。

【一八〇】既に唯云云。此の不淨觀は勝解の作意と相應して、不淨に非ざるものを不淨と觀ずるを以て、此の觀は理として、有漏なり。(無漏觀は十六行相の共相作意)。

【一八一】曾得云云。曾得の不淨觀は離染得にして、下地の染を離るる位に於て、上地の不淨觀を得す。又未曾得の不淨觀は、加行得にして、大加行を起して、その力によりて不淨觀を發す。

【一八二】次に應に云云。五停心中の數息觀を明す段なり。頌は簡單なれど、此中に出體、依地、境界、依身、得、作意、箇邪、辨相の八門を明す。詳しくは長行を見よ。舊頌は、阿那波那念、慧五地風境、依二欲身一、外道無、六由二數等一。

【一八三】契經とは雜阿含二十九、に曰く、世尊告二比丘一、當レ修二安那般那念一、若比丘修二習安那般那念一、多修習者得二身止息及心止息一、有覺有觀、寂滅純一明分想、修習滿足云云。阿那阿波那念とは、卽ち Āna-apāna-smṛti の音譯にて入出息念の義なり。

阿波那

阿波那(aṗāna)とは、謂はく、息を持して出すなり。是れは内風を引いて、身より出でしむる義なり。

(一)持息觀の體

(一八四)慧念力に由りて、此れを觀じて境と爲す。故に阿那阿波那念と名く。[此の觀は]慧を以て性と爲す。而るに[持息]念と說くことは、念力の持するが故に、境に於て、分明に、(一八五)所作の事を成ずること、(一八六)念住の如くなるが故なり。

(二)所依地

通じて、五地に依る。謂はく、(一八七)初と二と三との靜慮の近分の中間と欲界となり。此の念は唯、捨[受]と相應するが故なり。(一八八)謂はく、苦樂受は能く尋を引くに順ず。此の念は尋を治するが故に倶起せず。(一八九)[又]喜樂の二受は能く專注するとに違す。[然るに]此の念は境に於て、專注するが故に成ず。此の相違に由るが故に倶起せず。

異說

(一九〇)有るが說く、根本の下三靜慮の中にも、亦た捨受有りと。

【一八四】慧念力とは、此の息を觀ずる心所は慧の心所なれども其の慧は念心所に助けらるるが故に念といふ。

【一八五】所作の事とは息を觀ずること。

【一八六】念住云云。四念住は次巻を見よ。四念住は慧を體とすれども、その慧は念の力にて境に住する故に念住といふ。

【一八七】初と二と云云。この持息念あるは欲界と中間と下三禪の近分定との五地に限る。第四禪には息風なきを以て、隨つて持息念もなし。又此持息念は捨受と相應するが故に下三禪の根本にはなし。

【一八八】謂はく、苦樂受云云。欲界の苦樂二受は多尋に隨順して尋を引起するものにして、此の持息念は、かくの如き尋心所を對治するものの故に相應せず。

【一八九】[又]喜樂の二受云云。色界の喜樂二受と相應せざることをいふ。

【一九〇】有るが云云。異說にては下三定の中にも、捨受あるが故に又持息念有りとなり。從つて此の說よりせば、持息念は八地を所依とす。

彼は說く、八地に依る、(一九一)上定現前せば、息有ること無きが故にと。

(三)境界　此の定は風を緣ず。

(四)依地　欲の身に依りて起り、〔而も〕唯、人天の趣にして、北倶盧を除く。

(五)二得　離染得と及び加行得に通ず。

(六)作意　唯、眞實の作意と相應す。

(七)簡邪　正法の有情の方に能く修習するところにして、外道には有ること無し。說く者無きが故に、自ら微細の法を覺すること能はざるが故なり。

(八)滿相　此の相の圓滿するは、六因を具するに由る。一には數、二には隨、三には止、四には觀、五には轉、六には淨なり。

數　(一九二)數とは、謂はく、心を繫けて、入出の息を緣じ、(一九三)加行を作さず。身心を放捨して、唯念じて、入出の息を憶持し、數へて一より十に至りて、減せず增せず。心を境に於いて、極めて聚散することを恐るるが故なり。

數に於ける三失　然るに、此の中に於いて、三の失有るべし。

一には、數減の失、二に於いて、一と謂ふなり。

二には、數增の失、一に於いて、二と謂ふなり。

【一九一】上定現前せばとは、四禪以上の定に入る時は息なし、從つて持息念もなしと。ただ八地に限る理由を明にしたる文なり。

【一九二】數(Gaṇanā)。

【一九三】加行を作さずとは、息を出入に任せて、特に力を用ゐて緩急ならしめず、身心の二に關するも同樣に自然に任せ唯念を出入の息にかけて一より數へて十に至り、十に至れば又改めて算へ、以て、心を餘り算數に繫ること無からしめ、さりとて又餘りにその方に氣を取られて散じ安からしめること無きを期す。

三には、雜亂の失、入に於いて、出と謂ひ、出に於いて、入と謂ふなり。

若し是の如き三種の過失を離るるを名けて正數と爲す。

若し十の中間に、心散亂する者は、復た應に一より次第に之れを數へ、終りて復た始め、乃し定を得るに至るべし。

隨

〔一九四〕隨は、謂はく、心を繫けて、入出の息を緣じて、加行を作さず、息に隨つて行ず。息の入出する時、各各遠く何れの所に至るかと念ず。謂はく、息入を念ずるに、徧身に行ずと爲んか、一分に行ずと爲んか。彼の息入に隨つて、行いて喉心臍髖髀脛に至り、乃し足の指に至るまで、念、恆に隨逐す。若し息出を念ずれば、身を離れて〔一九五〕一磔、一尋に至ると爲んか、至る所の方に隨つて、念、恆に、隨逐す。

異說

有る餘師の說かく、息出の極遠は、乃至〔一九六〕風輪、或は吠嵐婆なりと。

破

此れは理に應せず。此の念は眞實の作意と倶なるが故なり。

止

〔一九七〕止とは、謂はく、念を繫けて、唯鼻端に在き、或は眉間、乃至、足の指に在き、所樂の處に隨つて、其の心を安止し、〔一九八〕息の身に住することを觀ずると、珠の中の縷の如く、〔而して〕冷と爲さんか、煖と爲さんか、損と爲さんか、益と爲さん

【一九四】隨（Anugama）とは隨逐の義。

【一九五】一磔（Vitasti）は一張手とも云ふ、手の指を擴げて拇指と小指との距離の長さなり。

【一九六】風輪は下方の極點を擧げ吠嵐婆（舊譯鞞嵐婆風 Vairambha）は日月を運轉する風なり、此れ上方の極點を擧げたるなり。

【一九七】止（Sthāna）、舊譯、安。

【一九八】息の身に云云。心を鼻端等に止めて、身中の息の住相を觀ずること珠の中を貫通せる縷の如く、その息は身を冷すか、煖むるか、損するか、益するかと觀ず。

かと。

觀 (一九九)觀とは、謂はく、此の息風を觀察し已つて、更に息と倶なる大種と造色と、及び色に依りて住する心と、及び心所とを觀じ、具さに五蘊を觀じて、以て境界と爲す。

轉 (二〇〇)轉とは謂はく、息風を緣ずる覺を移轉して、後後の勝善根の中、乃至世間第一法の位に安置す。

淨 (二〇一)淨とは、謂はく、昇進して、見道等に入るなり。

異說 有る餘師の說かく、念住を初めと爲し、金剛喩定を後と爲して、轉と名け、盡智等を方に淨と名くと。

重頌 六の相を攝せんが爲めの故に、頌を說いて言はく、

(二〇二)持息念は、應に知るべし、六種の相の異有り。
謂はく、數と隨と止と觀と 轉と淨との相の差別なり。

息の差別相 (二〇三)息の相の差別は、云何が應に知るべき。

頌に曰はく、

【一九九】觀(Upalakṣaṇā)。舊譯相。

【二〇〇】轉(Vivartanā)。舊譯も同じ。息を緣ずる覺を移して四念住已去の後後の勝義根又は、息念觀の增上力にて起れる世第一法の位に置くこと。

【二〇一】淨(Pariśuddhi)。舊譯同じ。息念の覺が進みて無漏の見道に入ること。

【二〇二】頌の舊譯
一數二隨行、三安四占相、五轉六清淨、說名息念觀。

【二〇三】息の相の差別云云。持息念は、息を觀察することなれば、特に、此段に於て、其息を詳にせんとするなり。此間

入出息は身に隨ふ。二の差別に依りて轉ず。
情數なり、非執受なり、等流なり、下緣に非ず。

(一)依地門　論じて曰はく、身の生ずる地に隨つて、息は彼の地の攝なり。息は是れ身の一分の攝なるを以ての故なり。

(二)依息門　此の入出の息の轉ずるは、身と心との差別に依るなり。無色界は生ずると、及び羯剌藍等と並びに無心定及び第四定等に入るには、此の息は、彼れに於いて、皆轉せざるを以ての故なり。謂はく、要ず、身の中に、諸の孔隙有りて、入出息地の心正しく現前するとき、息は爾の時に於いて、方に轉ずることを得るが故なり。

【三〇四】第四定等を出で、及び初生の時には、息最も先きに入り、第四定等に入り、及び後に死する時には、息最も後に出づ。

(三)依情門　息は有情數の攝なり。有情の身分なるが故に。

(四)非執受門　有執受に非ず。根と相離するが故に。

(五)五類門　是れ、等流性なり。同類因より生ずるが故に。所長養に非ず、身、増長する時、彼れは損滅するが

に六門を含む。(一)依身門 (二)依息門 (三)依情門 (四)非執受門 (五)五類門 (六)息微門なり。その一一は長行を見よ。

頌の舊譯

入出息隨レ身、衆生名、非取、等流、非ニ下心一、所緣非ニ餘心一。

【三〇四】第四定云云。第四定を出づるときと初生のときは、入息が初めにして、第四定に入るときと、命終するときとは出息が最後となる。

故に。異熟生に非ず、斷じ已つて後時に、更に相續するが故に。餘の異熟の色は、是の如くなること無きが故に。

(六)息觀門

唯自と上との地の心の所緣なり。(二〇五)不地の威儀通果心の境に非ざるが故に。

【二〇五】下地の威儀云云。例へば二定に生じて、初定の心を起すは威儀心通果心なり。威儀は借起識にして、是は唯初定の色聲觸を緣するも息を緣ぜず。又通果心は天眼通なれば色聲を緣じ、變化心の故に色聲味觸を緣するも息心を緣すること無し。

卷の第二十三（分別賢聖品第六の二）

本論第六　賢聖品第二

第四節　(一)別相念住

是の如く、已に(二)入修の二門を説きつ。此の二門に依りて、心は便ち定を得るなり。心は定を得已つて、復た何の所修かある。

(三)頌に曰はく、

已に止を修成するに依りて、　觀の爲めに、念住を修す。
自相と共相とを以て、　身受心法を觀ず。
自性は聞等の慧なり。　餘は相雜と所縁となり。

【一】別相念住。三善中の第二階段なり。此位は、身、受、心、法を別別に觀念して、その觀智を進めんとするを以て、これを別相念住とは名づくるなり。

【二】入修の二門とは不淨觀と持息念となり。

【三】頌に云云。初の二句にて念住を修すべき理由を述べ、次の二句(三四句)は念住の仕方を示し、次の二句(五六)は念住の體を明し、第七句は身受心法の順序の根據を示し、第八句は、念住の數の四に限る理由を明にしたるもの。

頌の舊譯
修觀已成就、方修二四念處一、身受及心法、由三簡二擇二相一、性慧聞思修、餘相應境故、次第如レ生四、對二治倒等一故。

説の次第は、生ずるに隨ふ。倒を治するが故に、唯、四なり。

四念住の修習（前二句）

論じて曰はく、已に修して、㈣勝奢摩他を成滿するに依りて、毘鉢舍那の爲めに、四念住を修す。

觀相（三四句）

如何にか四念住を修習する。謂はく、自と、共との、相を以て、身受心法を觀ず。

自相觀

㈤身受心法の、各別の自性を名けて、自相と爲す。

共相觀

㈥一切の有爲は、皆、非常の性なり。一切の有漏は、皆、是れ、苦の性なり。及び、一切の法は、空と、非我との、性なるを、名けて、共相と爲す。

自受心法の自相

身の自性とは、大種と造色となり。㈦受と心との自性とは、自らの名に顯はるるが如し。法の自性とは、三を除いて餘の法なり。

念住の成滿

傳說すらく、㈧定に在りて、極微と刹那とを以て、各別に、身を觀ずるを、身念住の滿と名く。餘

【四】勝奢摩他は止なり。不淨觀と持息念とによりて心の靜まれるをいふ。毘鉢舍那とは觀智なり。

【五】身受心法云云。例へば身とは四大種と所造色たる五根五境とより成る。此の相を觀ずるを自相觀といふ。

【六】一切の有爲は云云。共相觀は、例へば身は是れ非常なり、一切有漏同樣に苦なり、空なり、非我なりと、諸法一般の共相より觀ずること。

【七】受と心との自性云云。受は領納隨觸の自性。心は六識の自性。法の自性とは身、受、心以外の諸法の自性なり。

【八】定に在りて云云。例へば身念住なれば、大種と五根五境とを空間的には一極微に迄分析し、時間的には一刹那に約して、その自共相を觀ずるを成滿位と稱す。

の三の滿の相も、應の如く當に知るべしと。

四念住の體（五六句）

何等をか四念住の體と爲る。

三種の念住

此の四念住の體に各三有り。自性と相雜と所緣との別なるが故なり。

（一）自性念住

(九)自性念住は、慧を以て體と爲す。此の慧に三種有り。謂はく、聞等の所成なり。即ち、此れを、亦、三種の念住と名く。

（二）相雜念住

(一〇)相雜念住は、慧と所餘の倶有とを以て體と爲す。

（三）所緣念住

(一一)所緣念住は、慧の所緣の諸法を以て體と爲す。

自性念住の體是れ慧なる根據

寧ぞ知らん、自性〔念住〕は、是れ、慧にして、餘に非ざることを。

(一二)經に說く、身に於いて、(一三)循身觀に住するを身念住と名く。餘の三も、亦、然なりと。諸の(一四)循觀の名は、唯、慧の體に目く。慧に非ずんば、循觀の用有ること無きが故なり。

釋名

(一五)何に緣りて、慧に於いて、念住の名を立つるか。

【九】自性念住 (Svabhāva-smṛty-upasthāna)とは、聞思修の三慧を體となす。之れ念住は慧を根本として成立するが故なり。

【一〇】相雜念住 (Saṃsarga-smṛty-upasthāna)とは、慧と相應倶有の心心所四相を以て體とす。即ち慧を中心として心全體なり。

【一一】所緣念住 (Ālaṃbana-smṛty-upasthāna)とは、自相念住相雜念住の慧の觀ずる身受心法の諸法をいふ。念住は之を對象として成立するが故也。

【一二】經とは中阿含廿四、念處品。曰く、世尊告ニ比丘一、有ニ道淨一、衆生滅ニ憂畏苦惱一、得ニ正法一、謂四念處、云何處レ四、觀レ身如ニ身念處一、觀レ覺如ニ覺念處一、觀レ心如ニ心念處一、觀レ法如ニ法念處一云云。

【一三】循身觀(Kāyānupaśyanā)。

【一四】循觀(Anupaśyanā)。

【一五】何に緣りて云云。念住の體にして、慧ならば方に慧住と名づくべし。何が故に念住と名づくるかとの問意。

毘婆沙師の說

（二六）毘婆沙師の說かく、此の品は念の增するが故に、是れ念力が慧を持して、轉ずることを得る義なり。斧の木を破るは、楔の力の持するに由るが如しと。

論主の正意

（二七）理實には、應に慧は、念をして住せしむべし。是の故に、慧に於いて、念住の名を立つと言ふべし。慧の所觀に隨つて、能く明記するが故なり。

引證(一)

此に由りて、（二八）無滅は、是の如きの言を作す。

若し、能く、身に於いて、循身觀に住すること有らば、身を緣ずる念は住することを得と。乃至廣說す。

引證(二)

（二九）世尊も亦た說かく、若し、身に於いて、循身觀に住すること有る者は、念、便ち、住して謬らずと。

通經

然るに、（三〇）有る經に此の四念住は、何に由るが故に集り、何に由るが故に滅するか。（三一）食と觸と名

【二六】毘婆沙師云云。念力が加はりて慧をはたらかしむるが故に、因に從つて名を立てたりとなり。

【二七】理實云云。論主は慧の力にて、念を境に住せしめるが故に念住の名を立つとの意。

【二八】無滅(Aniruddha)云云。阿尼婁馱、又阿那律、阿菟律陀等と記す。文意は、慧の心所が循身觀によりて身を觀ずる時、俱時の念の心所が、慧の心所の觀じたる結果を憶持して、身境の上に住することを得。雜阿含十九(辰三、十一左)參照。

【二九】世尊云云。雜阿含十一、曰、世尊告二藥髮目連一言、如レ是順身身觀、住二彼順身身觀一住時繫念安住不レ忘。（辰二、六三右）

【三〇】有る經とは雜阿含廿四參照。集るとは起ること。

【三一】食によりて身、觸によりて受、名(心心所)色によりて心、作意によりて法は集り又滅す云云の義。此の文より見れば、念住の體に四有るが如く見え、從つて念住の體を慧とは言ひ難きが如きも、之は所謂所緣念住を說くものにして、念が身受心法の四の上に安住する故に、その四を念住と名けしものに外ならず。自性よりすれば矢張、慧は中心なりと。

色と作意との集るが故に、次の如く、身受心法を集らしめ、食と觸と名色と作意との滅するが故に、次の如く、身受心法を滅せしむと言ふは、應に知るべし、彼れは所緣念住を說く。念の、彼れに於いて、安住することを得るを以ての故なり。

念住の種別

又、㈢念住の別名は、所緣に隨ひて、自と他と倶との相續を緣ずること異なるが故に、一一の念住に各三種有り。

四念住の說示の次第（第七句）

此の四念住の說次は、㈢生ずる〔次第〕に隨ふ。

生ずることは、復た、何に緣りて、次第、是の如くなるか。

境の麤なる者に隨ひて、先づ觀ずべきが故なり。

或は、諸の欲貪は、身處に於いて轉ず。故に、四念住は、身を觀ずること、初めに在り。然れども、身を貪することは、受を欣樂するに由り、受を欣樂することは、心の不調なるに由り、心の不調なるは、惑、未だ斷せざるに由る。故に、受等を觀ずることは、是の如く、次第するなり。

四念住の目的（對治の對象）（第八句）

㈣此の四念住は、次の如く、彼の淨樂常我の四種の顚倒を治せ」故に、唯、四有るのみにて、增せず減せず。

【三】念住の別名は對象によりて身念住、受念住、心念住、法念住と名づけ、更にその各に於て、その對象たる身等の、自身のみの所屬なるか、他のみの身に局るか、乃至自身と他の身との兩者に通じて觀ずるかの異るによりて三種を分つが故に合計十二の念住有り。卽ち自身念住、他身念住、共身念住等なり。

【三】生ずる〔次第〕に從ふ。觀法の生ずる次第をいふ。

【四】此の四念住云云。身を觀じて不淨となすは淨倒を治せんが爲め、受を觀じて苦となすは、樂倒を治せんが爲め、心を觀じて無常とするは常倒を治せんが爲め、最後に法を觀じて無我とするは、我倒を治せんが爲なり。

（三五）四の中にて、三種は、唯、不雜緣なり。第四の所緣は、雜と不雜とに通ず。［此に］、若し、唯、法のみを觀ずるをば、不雜緣と名け、若し、身等に於いて、二三、或は、四を總じて、觀察するを、名けて雜緣と爲す。

第五節　總相念住

（三六）是の如く、身等を雜緣する法念住を熟修し已りて、復た、何れの所修かある。

頌に曰はく、

（三七）彼は、法念住に居して、總じて、四の所緣を觀じて、非常と、及び、苦と、空と、非我との行相を修す。

論じて曰はく、彼の觀行の者、總雜法念住を緣ずる中に居して、總じて、所緣の身等の四境を觀じ

【三五】 四の中にて云云・身受心法の四を觀ずる上に雜緣と不雜緣とあり。雜緣とは或は身受の二を合し、或は身法の二を合し、乃至心法の二を合し、進んで三法を合し、四法を合して、其上に同時に不淨苦、又は不淨無我、乃至不淨、苦、非常、無我と觀ずるをいふ。不雜緣とは之に反して一法一法を別に（身受心法の自相を）觀ずることなり。

【三六】 是の如く云云。四念住の次第は初めに不雜緣の身念住を發し、次に受・心、法念住の不雜緣念住を發し、最後に雜緣の法念住を發し、法念住の中にも、初めに簡單なる雜緣として二合緣の雜緣法念住を發し、以下次第して遂に總相念住に移る。

【三七】 頌の舊譯 此人法念中、總攝二境界一住、觀二法無常苦、空無我相一故。種種合緣の雜緣法念住より遂に總雜法念住に入り、觀行者は、身受心法の四を合して總合的に觀じ、非常、苦、空、非我の行相を起し、四對境を總じて是の如しと觀ず。所謂總雜法念住とは身受心法の個別的の四法を總雜的に緣ずる法念住なり。

て、四の行相を修す。所謂非常と苦と空と非我となり。

第六節　四善根

〔三八〕此の觀を修し已りて、何なる善根をか生ずる。

頌に曰はく、

此れより煖法を生じ、具さに四聖諦を觀じて、
十六行相を修す。次に、頂を生ずることも、亦、然なり。
是の如きの二善根は、皆、初めは法、後は四なり。
次に忍は、唯、法念なり。下中品は頂に同じ。
上は、唯、欲の苦を觀じて、一行一刹那なり。

【三八】此の觀を修し已り云云。前節の總相念住までの三賢位を外凡位と名く、亦之を順解脫分ともいふ。これより更に四善根に進む、四善根とは、煖、頂、忍、世第一の四位にして、之を內凡の位と言ひ、亦、順決擇分ともいふ。この四位は密接に關連して離し難きを以て、之を纏めて說明することとなれるなり。三頌十二句よりなる中、初の三句は煖を明にし、第四句は頂を說き、五六句は兩位を纏めて說きたるもの、第七より第十句に至る一頌は忍を明し、第十一句は世第一を明し、第十二句は全體に關してその體を明したるものなり。

頌の舊譯

從此暖行生、具二四諦一爲レ境、有二十六種行一、從レ暖頂亦爾、於レ二由二法念一安相、長由レ餘、從レ彼忍、二忍、同レ彼、法念長、欲界苦爲レ境、增上品一念、世第一亦爾、諸五陰離レ至。

世第一も、亦、然なり。皆慧なり。五なり。得を除く。

論じて曰はく、(二九)總緣共相法念住を修習すること、漸次に成熟して、乃し、上上品に至る。此の念住より後、順決擇分の初めの善根生ずること有り。名けて(三〇)煖法と爲す。

煖法（第一句）釋名

此の法は煖の如くなれば、煖法の名を立つ。是は能く惑の薪を燒く聖道の火の前相なり。火の前相の如くなるが故に、名けて煖と爲す。

【二九】總緣共相法念住云云。總雜法念住を修するには最初は下品より漸次に進みて乃至上上品に至り、觀習次第に成熟し、其上上品の念住の次念に順決擇分の初の煖善根生ず。之を煖法と名く。恰も火の起る前に煖の生ずると有りて火の前相たるが如く、今の道も煩惱の芽を燒く前の煖なり。故に煖法と名くといふ。體は亦、慧の心所なり。

【三〇】煖法(Uṣma-gata)。

【三一】因とは煩惱と業とは將來苦果を感ずる原因にして種子の道理の如しと觀ず。

【三二】集とは惑業と能く等しく結合する義有りと觀ず。

【三三】生とは惑業は三有の果を相續引生せしむと觀ず。

【三四】緣とは惑業は苦果に對して緣となると觀ず。

煖善根の觀察と修相（第二三句）

此の煖善根は分位長きが故に、能く具さに四聖諦の境を觀察し、及び能く具さに十六行相を修す。

苦諦を觀ずる四行相

苦聖諦を觀ずるに、四の行相を修す。一には、非常、二には、苦、三には、空、四には、非我なり。

集諦を觀ずる四行相

集聖諦を觀ずるに、四の行相を修す。一には、(三一)因、二には、(三二)集、三には、(三三)生、四には、(三四)緣なり。

滅諦を觀する四行相

滅聖諦を觀ずるに、四の行相を修す。一には、(三五)滅、二には、(三六)靜、三には、(三七)妙、四には、(三八)離なり。

道諦を觀する四行相

道聖諦を觀ずるに、四の行相を修す。一には、(三九)道、二には、(四〇)如、三には、(四一)行、四には、(四二)出なり。

此の相の差別は、(四三)後に當さに辯ずるが如し。

頂法（頂善根）

此の煖善根は下中上品と漸次に增長して、成滿の時に至りて、善根の生ずるもの有り。名けて(四四)頂法と爲す。

釋名

(四五)此は轉勝るるが故に、更に異名を立つ。動善根の中に、此の法最勝なること人頂の如くなるが故に、名けて頂法と爲す。

別釋

或は、此れは是れ、進退の兩際にして、山頂の如くなるに由るが故に、說いて名けて頂と爲す。

その功用

此も、亦、煖の如く、具さに四諦を觀じ、及び、能く、具さに、十六行相を修す。

【三五】滅とは涅槃は一切の垢染を滅盡して法淨なりと觀ず。

【三六】靜とは涅槃は三毒を止息して淨なりと觀ず。

【三七】妙とは涅槃は一切の內憂なしと觀ず。

【三八】離とは涅槃は一切の外患を離ると觀ず。

【三九】道とは無漏智は凡夫より聖者に向ふ門なりと觀ず。

【四〇】如とは無漏智は如實の眞理に契當すと觀ず。

【四一】行とは無漏智は涅槃に趣向するものと觀ず。

【四二】出とは無漏智に因りて永く生死を超出すと觀ず。

【四三】後にとは智品をいふ。

【四四】頂法(Mūrdhan)。

【四五】此は云云。此の頂法は又前の煖法より一段勝るるが故に特別の名を立つ。而して之れは煖法と共に又退することも有るが故に動善根 (Cala-kuśala-mūla) と名くるも、その中に在りては最も勝れて頭頂の如くなるが故に頂法と名く、(忍と世第一法とは動卽ち退すること無し)。或は、忍と世第一法との二は唯進の一面にして退せず、然るに煖頂の二は進み又退すること、恰も山頂の進退兩際に亙るが如くなるが故に名く。

是の如き、(四六)煖頂の二種の善根は初安足の時は、唯だ、法念住なり。

二の初安足の時（五六句）

何の義を以ての故に、初安足と名くるか。謂はく、随つて何れの善根も、十六行相を以て、最初に四聖諦の迹を遊践することをいふ。

(四七)後に増進の時に四念住を具す。諸の先の所得は、後は現前せず。彼れに於いて、欽重の心を生せざるが故なり。

忍法（七—十句）

此の頂善根の下中上品と漸次増長して成満に至る時、善根生ずること有り。名けて(四八)忍法と為す。四諦の理に於いて、能く(四九)忍可する中に、此は最勝なるが故に、又は、此の位には、忍して退墮すること無きが故に、名けて忍法と為す。

此の忍善根は安足も増進も、皆、法念住なること、前と別なるもの有り。

忍法の下中二品の用

(五〇)然るに此の忍法に下中上有り。下と中との二品は頂法と同じ。謂はく、具さに四聖諦の

【四六】煖頂の二種云云。此二が初めて四諦の十六行相を觀じて、その位に安足する時は、法念住に止まるものにして、他の三念住に住することなし。見道は法念住なるを以て、この二は之に順ずるが爲なり。

【四七】後に增進の時云云。煖位又は頂位より、その上位に進まんとして觀行の功積む時を增進と言ひ、此時は稍稍容預なるを以て四念住を具するも先の位の四念住よりも勝たれる善根のみ現前して、前生の非勝の善根は現前すること無し。

【四八】忍法（Kṣānti）。

【四九】忍可（Kṣamaṇa）とは、是れは苦、是れは集等と四諦の理を忍可し自證すること。單に忍可するにつきて言へば、廣く煖法のときよりすれども之れはその度強く、又世第一法の位には勝れたる忍可をなすも、其對象が唯苦諦の一に局らるるに反し、これは四諦全體に及ぶ。故に四諦の忍可は忍法を以て最勝とす。

【五〇】然るにこの忍法云云。忍位を更に分ちて上中下の三位となす。下品にては頂法と同じく、具さに四諦の十六行相

境を觀察し、及び能く具さに十六行相を修するなり。

同上品の用

上品は異るもの有り。唯だ欲の苦を觀ず。世第一と相隣りて接するが故なり。

准說

(五一)此の義に由りて准ずるに、煖等の善根は、皆、能く、具さに三界の苦等を緣ずる義已に成立す。簡別無きが故なり。

減緣減行（中品忍）

(五二)謂はく、瑜伽師は、色無色の對治道等の一一の聖諦の行相の所緣に於いて、漸く減じ漸く略す、乃至但だ二念の作意有り。欲界の苦聖諦の境を思惟す。此の以前を齊りて、中忍の位と名く。

上品忍

(五三)此の位より無間に勝善根を起して、一行一刹那なるを上品の忍と名く。此の善根は、起りて相續せざるが故なり。

世第一法（第十一句）

上品の忍の無間に(五四)世第一法を生ず。上品

を觀じ、中品にては、所謂、減緣減行の觀法をなし、上品に到れば、ただ苦諦下の隨一行相を念ずるを相違とす。卽ち複より單に到る相違によりて之を三品に分つなり。

【五一】　此の義によりて等。前說せる所よりして煖位にても頂位にても、四諦上下の卅二行相を具さに緣ずることは言ふまでもなしとの義。

【五二】　謂はく瑜伽師云云。これ卽ち中忍の位に於ける減緣減行の相を述べたる文なり。文面は簡單なれど、其の說は甚だ複雜にして、古來より、減緣減行の金兜と稱して、俱舍論中の一名所とせらるる段なり。蓋しこの減緣減行は、四諦に對する觀智を銳敏にするの方便なれども、毘婆沙以前には餘り論ぜられざる說にて婆沙以後大に盛になりたるものとす。然れども今は之を詳細に論ずる暇なきを以て、その要領だけを示すに止めん。觀慧の對象となるものに八あり、卽ち上下合しての八諦なり、之を緣といふ。之を觀察する慧に卅二あり。卽ち上下苦諦の八行相（上下の苦、空、非常、非我）と、同じく集諦の八行相（二界の因、集、生、緣）と、同じく滅諦の八行相（二界の滅、靜、妙、離）と、同じく道諦の八行相（二界の道、妙、行、出）となり。この卅二行相を以て上下八諦を觀察するに當つて、具觀に始り、次第に略觀に趣くが卽ち減緣減行にて、所謂、中忍の位の修行なり、初の第一回には、欲界の苦諦を四行相にて觀じ、次いで上界の共諦も同じて四行相にて觀察し、斯して欲の集より上の集に、欲の滅より

釋名

の忍の如く、欲の苦諦を縁じて、一行相を修すること、唯一刹那なり。此は、有漏なるが故に、名けて世間と爲し、是れ最勝なるが故に、名けて第一と爲す。此の有漏の法は、世間の中にて勝なり。是の故に、世第一法と爲す。(五五)士用力有りて、同類因を離れて聖道を引きて生ずるが故に、最勝と名くるなり。

四善根の體（第十二句）

是の如く、煖等の四種の善根は、念住の性なるが故に、皆、慧を體と爲す。若し助伴を併すれど、皆五蘊の性なり。然れども、彼の得を除く。諸の聖者の煖等の善根は重ねて、現前すること無きが故なり。

行修得修の行相

第七節　(五六)行修得修の行相

(一)煖位

(五七)此の中、煖法の初安足の時、「苦集道の」、

上の滅に進み、欲の道より上の道に進みて、之を道、如、行、出と觀察するに當つて、最後の出の一行だけを略するが、卽ち滅行の初めなり。かくして第二回目には前と同じ順序に進みながら最後に至りて更に行出の二行を省き、三回目には更に如を加へこの三を省き、第四回に到りて道如行出の四行相全體を省くや、ここに卽ち上界の道諦全部を省くことになるが、卽ち第一回の滅緣なり。故に第四回目は滅行にして同時に滅緣となるなり。かくして次には欲界の道諦に於て同じく三回に滅行し、第四回目に滅緣し、遂次に進みて上界の滅諦より欲界の滅諦に移り、遂に最後に欲界の苦諦下に於て、一行相を殘すに至るまで減緣し滅行す。卽ち之を通計すれば一行

づつ減じて卅一回目に其目的を完成する譯にて、此間に滅緣は七回あることとなる。故に之を廿四周に行を減し、七周に緣を減すと言ふ。(減緣の時も滅行なれど、此際は單に滅緣と言ひて、滅行と言はず)。かくて最後に殘されたる欲の苦諦下の一行相をして審慮と決定の二心にて觀察するが卽ち中忍の滿位なり。

然らば、最後に殘す苦諦下の一行相は何なりやといふに、此際は必ずしも苦の行相に限らず、機によりて異るものあり。利根者(之を見行といふ)なれば我に執する者は、非我の一行を止め、我所に執する者は空の一行相を止め、鈍根者なれば我慢に執するものは、無常の一行相を止め、懈怠の者は無我の一行相を止むるものとす。故に最後に殘る

(三)頂法

三諦を緣ずるは、法念住の現在なり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の四を修す。滅諦を緣ずるには法念住の現在なり、未來の一を修す。隨一の行相は現在なり、未來の四を修す。此の種性のものは、先に、未だ曾て得せざるに由りて、要らず、同分の者を、方に、能く、修するが故なり。

後の增進の時に、三諦を緣ずるは、隨一の念住の現在なり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の十六を修す。滅諦を緣ずるは、法念住の現在なり、未來の四を修す。隨一の相は現在なり、未來の十六を修す。此の種性のものは、先に、已に、曾得するに由りて、不同分の者も亦能く修するが故なり。

頂の初安足は、四諦を緣ずるは、法念住の現

一行相を汎稱して苦諦下の隨一行といふ。

【五三】此の位より云云。中忍の滿位は苦諦下の隨一行相を以て、二刹那の觀をなす處にあるが、更に觀智の進むに從つて之を一刹那に觀察し得るが卽ち上忍なり。從つて上忍位はただ一刹那に過ぎず。

【五四】世第一法(Lokagra-dharma)。

【五五】士用力あり云云。この世第一法の無間に見道の無漏智を引生す。然ども世第一法は有漏智なるを以て、無漏智の同類因たるにあらざるが故に之を同類因を離れてといふ。而もその無漏智は世第一法によりて引發されたるものなれば、世第一法の士用力によるといふなり。

【五六】行修得修。以下の長行は頌文中には表はれざるものにして、四善根に涉りてその行修得修の相を明にしたるものなり。行修とは、現に實際に修行することにて、得修とはその現修によりて、未來の修行の開け行く可能性を指すものにして、術語にて云へば、未來の修行力に對する法前得を得ることとなり。某某の現在に未來の某某を修すとあるはこの意味を表はしたるものとす。然るに論は此行修得修を說くに當りて、之を念住と行相(十六行相)とに分ち、現の某念住に對して、某念住の未來の得修あり、某の現行相に對して、某の未來行相を修すと分ちて觀察せり。更に又四善根の一一を(分ち得るものは)初足定と增進住に分ちて其兩位に對して、念住と行相との行修得修を明したるのみならず、四諦の觀察に於て前

在なり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の十六を修す。後の增進の時に三諦を緣ずるは、隨一の念住の現在なり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の十六を修す。滅諦を緣ずるには、法念住の現在するなり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の十六を修す。

(三)忍位

忍は初安足及び後の增進のときに四諦を緣ずるは、法念住の現在なり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の十六を修す。

然るに、增進に於いて、所緣を略する時は、彼の所緣を略するに隨ひて彼の行相を修せず。

(四)世第一法

世第一法は、欲の苦諦を緣ず、法念住の現在なり、未來の四を修す。隨一の行相は現在なり、未來の四を修す。(五八)異分無きが故に、見道

三諦を緣ずる場合と後の一諦(滅)を緣ずる場合とを分ちて其一一の觀察を下したるを以て、詳しくすれば此段も可なりに複雜なものとす。

【五七】 此の中煖法の初安足等、先づ煖法の初安足に就て、その行修得修を明にすれば、苦集道三諦を緣ずる際は、現に法念住を修しつつあれど、未來の得修としては四念住全體に及ぶ。卽ち現在に於ける法念住の修行力は、未來に於て四念住を引發するの力を養ふことになるなり。次に之を行相の方よりすれば、現在に於て十六行相中の何れかの一行相を修する時、未來に於ける四行相(現の一行相の屬する隨一諦の四行相なり)を得修す。更に滅諦を緣ずる際は、現在の法念住に對して未來の法念住を得修し、現在の隨一行相に對して未來の四行相(現の行相の屬する諦下の)を得修するなり。然るにこの煖住の別安足の住に於て、現の隨一行相が、ただ未來の四行相のみを得修して十六行相全體に及ぶ能はざる所以は、この位にて初めて四諦を觀察するを以て觀智未だ弱く、所謂同分以上に及び得ざればなり。同分とは、例へば現に欲の苦諦を、非我の行相にて緣じたりとせば、その欲の苦諦の四行相たる苦、空、非常、非我を指すものにて、他界又は他諦のそれを不同分といふに對する語なり。

以上は煖位の初安足に於ける場合なるが、更に增進位に到れば趣きを異にす。已に初安足にて四諦の觀察に慣れ居るを以て、未來修の範圍も廣くなるなり。卽ち前三諦に於て

に似たるが故に。

第八節　四善根と諸門分別

已に、所生の善根の相と體とを辯じたり。今、次に、此れが差別の義を辯ずべし。

〔五九〕頌に曰はく、

此の順決擇分は、四とも皆、修所成なり。

六地なり。二は或は七なり。欲界の身に依る。九なり。

三は女も男も二を得す。第四は女は亦爾なり。

聖は失地に由りて捨す。異生は命終に由る。

初めの二は、亦、退捨あり。本に依るは、必ず、諦を見る。

も後の一諦に於ても、現の一念住に對して未來の四念住を得修するのみならず、其隨一行相に對しては、單に同分の四行相のみならず、不同分の十二行相にも及び、全體として十六行相を得修し得る也。此の煖位に於ける說明を利用して頂、忍、世第一の場合も解すべきなり。

【五八】異分無きが故に云云。世第一法に於て未來修の十六行相なき所以は、已にここに至れば感緣行の結果として最早苦諦以上に集、滅、道の不用分なきが爲めにして、亦その行相が見道の一行一刹那に似たるが故なりと。

【五九】頌に曰はく云云。十二句中初の第一句は標示、第二句は四善根は修定の攝なるとを明にし、第三句はその依地を明にし、第四句は依身を明にし、第五六の二句は男女と四善根を得するの關係を明にし、第七八九の三句は四善根を捨する條件を明にし、第十、十一兩句は得を明にし、第十二句は捨の體を明にするものとす。

頌の舊譯

如㆑此決擇分、能四修慧類、未來中間定、地說㆓二下地㆒、欲依三第一、女得由㆓二依㆒、由㆑捨㆑地聖捨、非聖捨由㆑死、初二由㆑退捨、由㆓本中㆒見㆑諦、退已得非㆑先、二退非至得。

捨し已りて得するは先に非ず、二の捨性は非得なり。

順決擇分（第一句）
釋名

論じて曰はく、此の煖と頂と忍と世第一法との四の殊勝の善根を(六〇)順決擇分と名く。

何の義に依りて、順決擇分の名を建立するか。

決擇分

(六一)決は、謂はく、決斷なり。擇は、謂はく、簡擇なり。決斷簡擇は、謂はく、諸の聖道なり。諸の聖道は、能く、疑を斷ずるを以ての故に、及び、能く、四諦の相を分別するが故なり。分は、謂はく、分段なり。此の言は、意に、所順は、唯是れ、見道の一分なることを顯はす。決擇の分なるが故に、決擇分の名を得るなり。

順決擇分

此の四が緣と爲りて、決擇分を引き、彼れを順益するが故に、彼れに順ずとの名を得。故に、此れを名けて順決擇分と爲す。

四は是れ修慧なり（所屬門）（第二句）

是の如き四種は、皆、修所成なり。聞思の所成に非ず。唯、(六二)等引地なるが故なり。

三品の別

四の中、前の二は、是れ、下品の攝なり。倶に、動く可く、猶は、退く可きを以ての故なり。忍は、中品の攝なり。前の二に勝るが故に、「而も」世第一の、其の上と爲る有るが故に。世第一法は、獨り、是れ、上品なり。

【六〇】順決擇分(Nirvedha-bhāgīya)。

【六一】決は謂はく云云。決斷簡擇は卽ち見修無學の三聖道の用なり。かくて決擇分とは一切無漏道の一分にして、疑を斷じ決斷の用有る見道の意にして、上の四の慧は此の如き見道に順ずるものなるが故に順決擇分と名づく云云の意。

【六二】等引地とは定地の意。

依地（第三句）

此の四善根は、皆、六地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間となり。欲界の中には無し。等引を闕くが故なり。（六三）餘の上地にも、亦、無し。見道の眷屬なるが故に。又、無色界の心は欲界を緣ぜざるが故に。（六四）欲界は先に應に徧知し、斷ずべきが故に。

因としての四善根

（六五）此の四善根は、能く、色界の五蘊の異熟を感ずるに、圓滿の因と爲るも、牽引すること能はず。有を憎背するが故なり。

煖頂二法の依地に關する異說

（六六）「或は」の聲は、二に異說有ることを顯はさんが爲めなり。謂はく、煖頂の二なり。尊者妙音の說かく、前の六と、及び、欲との七地に依ると。

四善根の依身（第四句）

此の四善根は、欲の身に依りて起るも、（六七）人天の九處のみなり。北倶盧を除く。

初起と續起

前の三善根は、三洲にのみ初起し、（六八）後は天處に生じても亦、續いて現前す。〔然れども〕第四の善

【六三】餘の上地とは四善根は見道の眷屬なり。而して其の見道は無色定に出りて起ること無し。故に無色定には無し。又無色界の定心は欲界の法を緣ぜず。故に又無色定に依らず。

【六四】欲界は先に云云。無色の心は欲を緣ぜず。欲界の苦諦は先に遍知し、集諦は先に斷ずべきが故にして、從つて無色界には見道無く、見道無きが故に亦煖等無し。

【六五】此の四善根云云。此の四善根は、有漏なれば色界五蘊の異熟を感ずるに際して附帶的圓滿の原因となるも本源的中心的原因（引因）とはならず。一種の聖道として、三有に違背せざるもの無きが故なり。

【六六】「或は」云云。頌の中に「或は」といふは、煖頂の二の依地に關して異說有ることを意味すとの意。

【六七】人天の九處とは人の三洲と六欲天。

【六八】後は云云。後に相續起する（初起以外の）ものは天にも（六欲界）續いて現前す。それは上に人天の九處といふ中に明かなるが如し。

根は、天處にも亦、「初めて」起る。此には初後無し。一刹那なるが故なり。

四善根の依身と男女の別（五六句）

（六九）此の四善根は、唯、男女に依る。前の三は、男女倶に通じて二を得す。第四は女身は、亦、二種を得す。男に依るは、唯、男身の善根のみを得す。已に、女身の非擇滅を得するが故なり。

四善根の捨（七―九句）聖の失地捨

（七〇）聖は、此の地に依りて、此の善根を得し、此の地を失する時は、善根をも、方に捨す。失地の言は、還つて、上地に生ずることを顯はす。

異生の命終捨と退捨

（七一）異生は、地に於いて、若しくは失するも失せざるも、但だ、衆同分を失せば、必ず、此の善根を捨す。初の二善根は、亦、退に由りても捨す。

聖者と異生との捨の差別

死と退とに由りて捨するは、唯、異生にして、聖に非ず。地を失するに由りて捨するは、唯、聖のみにして、異生に非ず。

忍と世第一法

忍と及び世第一とは、異生も、亦、退無し。

【六九】 此の四善根云云。四善根を得る資格あるは具根者に限る。而してその得し方を考ふるに、煖頂忍の三位にありては男女共に當時の性（男か女か）の三善根のみならず、亦後に轉根して變性しても支障なき樣に、別性（男は女の、女は男の）のそれを得す。然れども世第一となれば女は男に轉根する場合もあるを以て男性のそれをも得すれども、男は最早、女に轉ずることなきを以て、男性の世第一のみにて女性のそれを得することなしと。

【七〇】 聖は此の地によりて等。四善根の捨に失地捨、命終捨、退捨の三緣ある中、今は失地捨を明かす。卽ち聖者は例へば欲界にて四善根を得し、後に色界に生ずることありとすれば、その四善根を失ふ。然れども欲界に死して欲界に生ずれば之を失ふことなし。

【七一】 異生は云云。凡夫位にありては、死後、地を變改すると否とに關はらず、とにかく命終すれば之を失ふものとす。

根本地に依りて四善根を起すもの（第十句）

（七二）根本地に依りて煖等の善根を起すは、彼れ、此の生に於いて、必定して、見諦を得、生死を厭ふ、心極めて猛利なるが故なり。

四善根と重得（第十一句）

（七三）若し先に捨し已りて、後に、重ねて得する時の所得は、必ず、先の捨する所に非ず。捨し已りて、重ねて別解脫の律儀を得するが如し。未だ曾て熟修せざるを以て、大功用を以て成ずるが故なり。

經生者の場合

（七四）若し、先に、已に、煖等の善根を得て、經生するが故に、捨するは、分位を了ずる善き說法師に遇はば、便ち、頂等を生ず。若し遇はざれば、還た、本より修す。

捨の體（第十二句）

（七五）失と退との二の捨は、非得を性と爲す。

（七六）退は、必ず、過を起す。失は、必ずしも、然らず。

【七二】根本地云云。四根本定は止觀均等にして任運に快く轉ず。故に樂通行と稱し、生死を厭ふ心盛にして深く厭ふに依りて心定して此の生に見道に入る。未至定中間定は觀增上して、止觀均等に轉ぜず。故に苦勞有り。之を苦通行といひ、厭心劣なるが故に、必ずしも此の生にて見道に入ることあらず。（樂通行等は卷の廿五を見よ）。

【七三】若し先に云云。一旦捨したる四善根を又得するときには、無始已來未だ曾て修習せざるが故に、恰も別解脫律儀の一旦捨して後に得するものは未曾得の一段勝れたる律儀なるが如く、新なる四善根を得し、又大に努力して得するが故に、聖道に於て昇進せんとを欣ぶが故に、未曾得の勝れたるものを得す。

【七四】若し先に云云。前生に四善根を得、命終して捨せる經生の者は、若し彼の善根を生ぜる程度を知れる善說法者の誘導を蒙るときは、今生に於て初より頂を得しうべし。若し說法の誘腋を蒙らずんば、又本の煖法より始むとなり。

【七五】失と退云云。頌文に失地捨と退捨との言をなせるを以て其の體と區別とを明す。

【七六】退は云云。退は必ず過を生じたる結果なれど、失は德に由ることあり、例せば見道に於て異生性を失ふが如し。失の過に由るとは、例せば、邪見に由りて善根を失するが如し、故に必ずしも然らずといへるなり。

第九節　四善根の功能

此の善根を得するに、何なる勝利有るか。

(七七)頌に曰はく、

煖は、必ず、涅槃に至る、頂は、終に善を斷ぜず。
忍は、惡趣に墮せず、第一は、離生に入る。

(一)煖法
(第一句)

論じて曰はく、四善根の中に於いて、若し(七八)煖法を得るときは、退し、善根を斷じ、無間の業を造り、惡趣等に墮すること有りと雖も、久しく流轉すること無くして、必ず涅槃に至るが故に。「煖は必ず涅槃に入ると言へるなり」。

順解脱分との差別

若し爾らば、何ぞ順解脱分に殊らん。

【七七】頌に曰く云云。こは四善根と聖道との關係を述べたるものにて、四句の一一はそれぞれ四善根の功能を説明したるものなり。
頌の舊譯
暖不受邪故、頂不斷善根、忍不墮惡道、世第一離凡。

【七八】煖法には六失一德有り。六失とは(一)伏してある見惑を起して煖善根を退捨す(二)因果撥無の邪見を發して生得善を斷ず(三)無間業を造る(四)三惡趣に墮す(五)命終の時煖善根を捨す(六)尚異生の攝なり。今はその中の四失を擧げ餘は等の中に收む。一德とは、是の如き失に拘はらず、設ひ惡趣に墮すること有りとも、久しく流轉すること、無涅槃に入らしむることをいふ。

(七九)若し障礙無くんば見諦を去ること近し、此れと見道とは行相同じきが故なり。

(二)頂法 (第二句)

若し(八〇)頂法を得れば、退等有りと雖も、畢竟じて、善根を斷せざることを增す。

(三)忍法 (第三句)

若し(八一)忍を得する時は、命終に捨して異生の位に住すと雖も、退すること無きと、無間を造なざると、惡趣に墮せざることを增す。

然るに頌に、但だ、「惡趣に墮せず」との言のみを說くも、義准じて已に知る、無間業を造せざることを。〔そは〕無間業を造する者は、必ず、惡趣に墮するが故なり。忍位は退すること無きことは、前に、已に、辯ずるが如し。此の位に、

忍位と非擇滅の得

諸の惡趣に墮せずとは、已に、彼れに趣く業煩惱に遠ざかるが故なり。若し、忍位に至れば、少しの趣と生と處と身と有と惑との中に於いて、不生の法を得るが故なり。〔此に〕、趣とは、謂はく、諸の惡趣なり。生とは、謂はく、卵濕の生なり。處とは、謂はく、無想と北俱盧と大梵處となり。身とは、謂はく、扇搋と半擇迦と二形との身なり。有とは、謂はく、(八二)第八等の有なり。惑とは、謂はく、見所斷の惑なり。

【七九】若し障礙無くんば云云。(一)若し惡趣に墮する等の障礙無き限り遠からずして見道に入り(二)四諦を觀じて十六行相を發し見道と行相同じ。此の二點に於て順解脫分と異るもの有りとの意。

【八〇】頂法は五失二德有り。五失とは(一)退捨(二)無間業を造る(三)惡趣に墮す(四)命終の際に頂法を捨す(五)頂位は尚異生也。二德とは、(一)久しからずして涅槃に入る(二)畢竟じて善根を斷ずること無し。

【八一】忍は二失五德有り。二失とは(一)命終捨(二)異生に住す。五德とは(一)久しからずして入涅槃す(二)畢竟じて善根を斷ぜず(三)退捨無し(四)無間業を造らず(五)惡趣に墮せず。

【八二】第八有とは欲界の第八有のこと。欲界經生の聖は第七有に必ず涅槃を得し、第八有を受けず。

非擇滅を得する處

此れは下上の位に於いて、所應に隨ひて得す。謂はく、下忍に於いて、惡趣の不生を得し、所餘の不生は、上忍に至りて方に得す。

(四)世第一法(第四句)

(八三)世第一法を得すれば、異生位に住すと雖も、能く、正性離生に趣入す。頌に「命終捨を離る」と言はずと雖も、既に、無間に、正性離生に入る。義准じて、已に、命終捨無きことを成ず。

世第一のみ能く離生に入れる所以

何に縁りて、唯、此のみ、能く、離生に入るか。

已に、異生の非擇滅を得するが故なり。(八四)能く、無間道の如く、異生性を捨するが故なり。

第十節　三乘の轉根

三乘の轉根

(八五)此の四善根に、各、三品有り。聲聞等の種姓の別なるに由るが故なり。

隨ひて何れの種姓も、善根の已に生ずるとき、彼れ移りて餘乘に轉向すべきや不や。

【八三】世第一法は一失一得有り一失とは尙異生の位に住。一徳とは能く見道に入る。

【八四】能く無間道云云。無間道が煩惱を正しく斷ずるが如くに、これも正しく異生性を斷ずとなり。

【八五】此の四善根に各三品あり云云。同じく四善根といへど、上中下の三品あり、上品のそれは佛になるべし。加行にては、中品は獨覺、下品は聲聞の加行なり。然らば是等、上中品を轉向して、例へば聲聞になるべき四善根を佛果のそれとなし得べきか否かといふは、今の問題なり。

第一句と第二句の前半は、聲聞種姓たるべき煖頂の二を成佛に轉向し得べきことを述べたるもの、第二句の後半は煖頂忍の三を轉じて獨覺に向はしめ得べきことを述べたるもの、後の二句は佛と麟角とのそれは轉向し得べからざるを明にしたるものとす。

頌の舊譯

轉二弟子姓一二、成佛、轉レ三餘不レ求レ利レ他故、餘轉姓不レ遮、至覺彼一坐、後定佛獨覺。

頌に曰はく、

聲聞の種姓を轉じて、二は成佛す、三は餘なり。
麟角と佛とは轉ずること無し、一坐に覺を成ずるが故なり。

聲聞の煖頂の可轉

論じて曰はく、(八六)聲聞種姓の煖と頂との已に生じたるは轉じて、無上正覺を成じ容し。然れども、彼れ、若し、忍を得すれば、成佛する理なし。謂はく、惡趣に於いて、已に、超越するが故なり。(八七)菩提薩埵は利物を〔本〕懷と爲し、有情を化せんが爲めに、必ず、惡趣に往くに、彼の忍の種姓は廻轉す可からず。是の故に、定んで、成佛を得る義無し。

忍は不可轉

聲聞の煖頂忍の可轉

聲聞の種姓の煖頂忍の三は、皆、轉じて、獨覺と成る可き義有り。(八八)佛乘の外に在るが故に〔頌に〕說いて餘と爲す。

【八六】聲聞種姓の云云。煖頂の二位にありては、聲聞種姓のそれと定まりたるものにても途中に於て、佛乘のそれと轉向し得。然ども已に一旦、聲聞種の忍位を得れば、最早轉向の餘地なし。何となれば正覺を成ずる爲には、菩薩の時屢屢惡趣に往いて下化衆生の修行を終ざるべからざるに、忍位を得れば、惡趣に往くべき力を失へばなりと。

【八七】菩提薩埵(Bodhisattva)。菩薩のこと。譯して覺有情といふ。此の文舊譯次の如し。彼說由三已過二度諸惡道生一故、諸菩薩由下化二作他利益一爲中自勝上故、意能往二諸惡趣一受レ生云云。

【八八】佛乘の外云云。頌に之は餘なりとある餘とは、獨覺の義なりといふ義、但しここに獨覺といへるは、所謂部行獨覺のことなり。

麟角喩獨覺と佛との四善根の不可轉第四定

「麟角」と「佛」との言は、(八九)麟角喩と及び無上覺との煖等の善根を顯はす。並びに移轉して餘乘に向ふ義無し。皆、第四靜慮を以て依と爲し、一坐に、便ち、自乘の覺を成ずるが故なり。第四靜慮は、是れ、傾動せず。最極明利なる三摩地なるが故に、麟角喩と無上覺との所依と爲るに堪へたり。

覺の體

此の中の覺の言は、盡無生智を顯はす。(九〇)後に當に辯ずべし。此れは菩提の性なるが故なり。

一坐の意義

一坐と言ふは煖善根より、乃至、菩提まで座を起たざる「謂」なり。

異說

有る餘師の說く、不淨觀より座を起たずして、乃し、菩提に至る「謂」なりと。

部行獨覺

(九一)有餘の獨覺は、麟角喩に異り。彼の種姓の初の二の善根を起して、轉じて餘乘に向ふことは、「其の」理、遮礙すること無し。

第十一節　四善根と其の修行期間

頗し、此の生に創めて加行を修し、卽ち、此の生に順決擇分を引起すること有りや。

爾らず。

云何。

(九二)頌に曰はく、

【八九】麟角喩とは、麟の一本角の如く、無佛世界に生れて自ら修行し、佛の如くなる獨覺をいふ、部行獨覺よりも勝る。

【九〇】後とは卷廿六を見よ。

【九一】有餘の獨覺とは部行獨覺のこと。

【九二】頌に云云。こは前の三賢位(順解脫分)より最少限度として幾何の時期を經ば、この

前の順解脫分は、速なるは三生に解脫す、
聞思の成なり、三業なり、殖ること人の三洲に在り。

今生の決擇分と前生の解脫分

論じて曰はく、順決擇分を今生に起す者は、必ず、前生に、順解脫分を起したるものなり。

順解脫分の得と解脫との時間的關係

諸有の、創めて、順解脫分を植うるものにして、極速なるは、三生にして、方に解脫を得べし。謂はく、初生に順解脫分を起し、第二生に順決擇分を起し、第三生に聖に入りて、乃至、解脫を得するなり。譬へば種を下すと、苗の成ずると、實を結ぶと、三位の不同なるが如く、(九三)身の法性に入ると成熟と解脫との三位も、亦、爾なり。(九四)傳說すること、是の如し。

順解脫分の體

順決解脫分は、唯、聞思所成にして、通じて三業を體とす。(九五)最勝に就きていはば、唯是れ意業なりと雖も、此の思願の、攝して起す身語も、亦、名けて順解脫分と爲すことを得。一食を施し、一戒

四善根位（順決擇分）に到達し得べきかを明にしたるものなり。從つて頌文も順解脫分の說明を主として、ここに及ぶの經過を示さんとせり。頌の舊譯

前彼解脫分、速解脫三生、
三業聞思性、引生於二人道一。

【九三】身の法性に入る云云。佛の正法に入り法性に證入して（第一生の順解脫分）、それが成熟し（第二生に順決擇分を得すること）、遂に解脫す（第三生の入涅槃）ること。

【九四】傳說云云。光記は下につけて訓むも、寶疏の如く上文の下に付するを可とすべし。

【九五】最勝云云。勿論其の中心的なるものにつきて言へば、聞慧思慧相應の意業を體とするも、其の意業の思願が攝して自己の有として發する身語業も順解脫分の體とす。例へば一食を施し一戒を持するにも、その身語業にして、涅槃を得んとの深き思願力に任持せらるるときは又順解脫分と名づくとの意。

を持する等も、深く、解脱を樂ふこと有る願力の持する所を、便ち、順解脱分を種植すと名く。

植の處
植の時

順解脱分を植うるは、唯、人の三洲なり。(九六)餘は、厭離と般若と、應の如く、無きが故なり。佛の出世に遇うて、此の善根を植う。

異說

有る餘師の言はく、亦、獨覺に遇ふときもありと。

第四章　聖諦現觀(見道位)

第一節　十六心、並に其依地

已に、便に因みて順解脱分を說きつ。(九七)入觀の次第こそ、是れ正しく論ずる所なれ。中に於いて已に諸の加行道は、世第一法を、其の後邊と爲ることを明せり。應に、斯れより復た何の道を生ずるかを說くべし。

(九八)頌に曰はく、

【九六】　餘は云云。三惡趣は苦を厭ふ意は强きも、智慧劣り、天は般若(Prajñā)の睿知(Intelligence)は勝るも、苦輕くして厭離心淺く、北洲も亦同樣に苦輕く厭心淺く且つ智も劣る。故に植の處は唯人の三洲に局る。

【九七】　入觀の次第云云。以上の三賢四善根を終りて、彌彌聖位に進む。以下は凡て聖位論なるが、中に就て、先づ見道位より始むるなり。

【九八】　頌に云云。四諦に對する無漏の十六心を明したるものなり。初の十句は聖諦現觀、即ち十六心發生の次第を述べたるものにして、後の二句は現觀の種類に三種あることを明にしたるものとす。

頌の舊譯

世第一無間、無流法智忍。
欲界苦次中、法智復爾生ニ、
於レ餘苦類忍、及智ニ三諦爾。
如レ此十六心　觀四諦有三
見境界及事。

世第一の無間に、卽ち、欲界の苦を緣じて、無漏の法忍を生ず。忍の次に法智を生ず。
次に、餘界の苦を緣じて、類忍類智を生ず。
集滅道諦を緣じて、各各四を生ずることも亦、然なり。
是の如き十六心を、聖諦現觀と名く。
此れに總じて三種有り。謂く、見と緣と事との別なり。

苦法智忍

論じて曰はく、世第一の善根より、無間に、卽ち、欲界の苦聖諦の境を緣じて、無漏に攝する法智忍の生ずること有り。此の忍を名けて（九九）苦法智忍と爲す。

釋名

（一〇〇）此の忍は、是れ無漏なることを顯はさんが爲めの故に、後の等流を擧げて以て標別と爲す。此れ能く法智を生じ、是れ法智の因なれば、法智忍の名を得たるなり。華果樹の如し。

正性離生又は正性決定

卽ち此れを、（一〇一）正性離生に入ると名く。亦、復た（一〇二）正性決定に入るとも名く、此れは、是れ、初めて正性離生に入り、亦、是れ、初めて、正性決定に入るに由るが故なり。

【九九】苦法智忍（Duḥkhe dharma-jñāna-kṣānti）。

【一〇〇】此の忍云云。此の苦法智忍は前の四善根中の忍法と異るが故に、その差別を標示せんが爲めに、その忍の次念の苦法智を頭に冠して苦法智忍と名く。因と爲りて次念に能く苦法智を引起するが故也。恰も華果を生ずる樹を華果樹と名くるが如しとの意。

【一〇一】正性離生（Samyaktva-nyāma）。

【一〇二】正性決定（Samyaktva-niyāma）。

其の釋

經に說く、正性とは、所謂涅槃なりと。或は、正性の言は、諸の聖道に目く。生とは、煩惱を謂ひ、或は、根の未だ熟せざるをいふ。「而して」、聖道は、能く、「此れを」越ゆるが故に離生と名く。

正性離生

決定

能く、決して涅槃に趣き、或は諦の相を決了するが故に、諸の聖道は決定の名を得。「而して」、此の

入

位の中に至るを說いて名けて入と爲す。

聖者及び異生性

此の忍の生じ已るとき聖者の名を得、(一〇三)此れ未來に在りて、異生性を捨す。謂はく、此の忍の、未だ來生せざる時、此の用有りて、餘には非ずと許す。燈及び生相の如し。

異說(一)

有る餘師の說く、世第一法によりて異生性を捨すと。

此の義は然らず。(一〇四)彼れも此れも同じく世間法と名くるが故なり。

餘師通釋

性の相違するが故に、亦、失有ること無し。(一〇五)怨の肩に上りて、能く、怨の命を害するが如し。

異說(二)

有る餘師の說く、(一〇六)此の二は、共に捨す、無間道、解脫道の如くなるが故なりと。

【一〇三】此れ未來生相位に來るを(世第一法の位に)異生性を捨すと名く。即ち有部に於いては、此の苦法智忍が世第一法の位に未來生相位に來るときに、異生性を捨する力用有り。恰も燈に未來より生ずる闇を止滅する用有りて、闇をして生ぜざらしめ、又生相に生法の用有るが如し。併しながら煩惱を斷ずる用あるに非ざれば「餘には非ず」と云ふ。

【一〇四】彼れも此れも云云。異生世第一共に世間法即ち有漏法なり。故に世間法にて世間法を捨する道理無しとの謂。

【一〇五】怨の肩云云。二人は共に世間なれども、性、相異するが故に、一の能く他を害すること、賊の賊を害するが如しとなり。

【一〇六】此の二とは世第一法と苦法智忍とが、倶に異生性を捨す。世第一法は無間道の如く、苦法智忍は解脫道の如しとの意なり。

苦法智

此の忍の無間に、卽ち、欲の苦を緣じて法智生ずる有り、(一〇七)苦法智と名く。應に知るべし、此の智も、亦、無漏の攝なることを。前の無漏の言は、徧く後に流〔至〕するが故なり。

苦類智忍

欲界の苦聖諦の境を緣じて、苦法忍、苦法智生ずること有るが如く、是の如く、復た、法智の無間に於いて、總じて、(一〇八)餘界の苦聖諦の境を緣じて、類智忍の生ずる有り、(一〇九)苦類智忍と名く。

苦類智

此の忍の無間に、卽ち、此の境を緣じて、類智の生ずること有り、(一一〇)苦類智と名く。

法智及び法類智

最初に、(一一一)諸法の眞理を證知するが故に、法智と名く。(一一二)此の後の境智は、前と相似たるが故に、類の名を得たり。後は、前に隨ひて境を證するを以ての故なり。

餘の十二心

苦諦の、欲界及び餘〔界〕を緣じて、法と類との忍と、法と類との智との四を生ずるが如く、餘の三諦を緣ずる各の四も、亦、然なり。

集法智忍と集法智

謂はく、復た前の苦類智の後に於いて、次に欲界の集聖諦の境を緣じて、法智忍の生ずる有り、(一一三)集法智忍と名く。此の忍の無間に、卽ち、欲の集を緣じて、法智の生ずる有り、(一一四)集法智と名く。

【一〇七】苦法智(Duḥkhe dharma-jñāna)。

【一〇八】餘界とは上二界のこと。

【一〇九】苦類智忍(Duḥkhe nvaya-jñāna-kṣānti)。

【一一〇】苦類智 (Duḥkhe nvaya-jñāna)。

【一一一】諸法の眞理。苦諦を非常苦空非我と觀ずること。

【一一二】此の後云云。後とは上界をいひ、前とは欲界をいふ。上界は境も行相も前の欲界に似るが故に、上界の忍と智とを類智類忍と名くとの意。

【一一三】集法智忍(Samudaye dharma-jñāna-kṣānti)。

【一一四】集法智(Samudaye dharma-jñāna)。

集類智忍と集類智

次に餘界の集聖諦の境を緣じて、類智忍の生ずる有り、(二五)集類智忍と名く。此の忍の無間に、卽ち、此の境を緣じて類智の生ずる有り、(二六)集類智と名く。

滅法智忍と滅法智

次に、欲界の滅聖諦の境を緣じて、法智忍の生ずる有り、(二七)滅法智忍と名く。此の忍の無間に、卽ち、欲の滅を緣じて法智の生ずる有り、(二八)滅法智と名く。

滅類智忍と滅類智

次に、餘界の滅聖諦の境を緣じて類智忍の生ずる有り、(二九)滅類智忍と名く。此の忍の無間に、卽ち、此の境を緣じて類智の生ずる有り、(三〇)滅類智と名く。

道法智忍と道法智

次に、欲界の道聖諦の境を緣じて、法智忍の生ずる有り、(三一)道法智忍と名く。此の忍の無間に、卽ち、欲の道を緣じて、法智の生ずる有り、(三二)道法智と名く。

道類智忍と道類智

次に、餘の界の道聖諦の境を緣じて、類智忍の生ずる有り、(三三)道類智忍と名く。此の忍の無間に、卽ち、此の境を緣じて、類智の生ずる有り、(三四)道類智と名く。

【二五】集類智忍 (Samudaye nyaya-jñāna-kṣānti)。
【二六】集類智 (Samudaye nvaya-jñāna)。
【二七】滅法智忍(Nirodhe dharma-jñāna-kṣānti)。
【二八】滅法智(Nirodhe dharma-jñāna)。
【二九】滅類智忍 (Nirodhe nvaya-jñāna-kṣānti)。
【三〇】滅類智 (Nirodhe nvaya-jñāna)。
【三一】道法智忍(Mārge dharma-jñāna-kṣānti)。
【三二】道法智 (Mārge dharma-jñāna)。
【三三】道類智忍 (Mārge nvaya-jñāna-kṣānti)。
【三四】道類智 (Mārge nvaya-jñāna)。

聖諦觀

是の如く、次第に十六心有り。總じて說いて名けて（二五）聖諦現觀と爲す。

餘部の頓現觀說 有部徵破す

此の中に、（二六）餘部は、是の言を作すこと有り、諸の諦の中に於いて、唯、頓に現觀すと。（二七）然るに、彼れの意趣は應に更に、推尋すべし。彼の、現觀の言は差別無きが故なり。

三種の現觀（十一十二句）

諸の現觀を詳にするに、總じて、三種有り。謂はく、見と緣と事との差別すること有るが故なり。

見現觀

唯、無漏の慧の、諸の諦境に於いて、現見分明なるを（二八）見現觀と名く。

緣現觀

此の無漏の慧と、並びに餘の相應との同一所緣なるを（二九）緣現觀と名く。

事現觀

此の諸の能緣と、並びに、餘の俱有の戒と生相等の不相應法との同一事業なるを（三〇）事現觀と名く。

三現觀と四諦

（三一）苦諦を見る時、苦聖諦に於いては三現觀

【二五】聖諦現觀（Ārya-satyābhisamaya）。

【二六】餘部とは法密部等（稱友）大衆部等（光記）。

【二七】然るに云云。餘部の所謂現觀の意義は云何。之を推尋せざるべからず。現觀といふには種種の別有り。その何れなるか之を差別指示すること無きが故にと。

【二八】見現觀（Darśanābhisamaya）。無漏智のみの觀察をいふ。

【二九】緣現觀（Ālaṃhanābhisamaya）。無漏の慧とその相應の心心所が同一に諦境を對象とするをいふ。

【三〇】事現觀（Kāryābhisamaya）。無漏慧を中心として、心心所、道戒、四相等の一聚心の意が同一事業をなすといふ。事業には、徧知、永斷、作證、修習の四あり。

【三一】苦諦を見る時云云。苦諦を觀るとき、無漏慧が、苦諦を推求するは見現觀なり。心心所が苦諦を緣ずるは緣現觀なり。同一に苦を知る事業を成ずるは事現觀なり。餘の三諦には事現觀のみにして、苦の一の惑を斷ずるは集諦の上の斷集の事現觀なり。其の苦

見現觀に約しての頓現觀は非理なり

若し無我の行相にて頓現觀すといはば十六行相と合はず

釋經 一諦に於いて自在なること是れ頓現觀の意といふは非理に非ず

を具せど、餘の三諦に於いては、唯、事現觀のみなり。謂はく、斷と證と修となり。

若し、諸の諦の中にて、見現觀に約して頓現觀を說かば、理として必ず、然らず。〔一三二〕諸の諦の中の行相別なるを以ての故なり。

若し、一の無我の行相を以て、總じて、諸諦を見ると言はば、則ち應に苦等の行相を用て、苦諦等を見るべからず。是の如くんば、便ち〔一三三〕契經と相違す。

契經に言ふが如し。諸の聖弟子は、苦の行相を以て苦を思惟し、集の行相を以て集を思惟し、滅の行相を以て滅を思惟し、道の行相を以て道を思惟す。〔一三四〕無漏作意相應の擇法なりと。

〔一三五〕若し「此の經は、修道の位を說く」と言はば、此れも、亦然らず。見の如く、修あるが故なり。

若し、彼が、復た、一諦を見る時、餘の諦の中に於いて、自在を得るが故に、頓現觀と說くと謂はば、理は亦、失無し。

諦の惑を斷じて擇滅を證するは滅諦の上の證滅の事現觀なり。無漏道の起るは道諦の上の修道の事現觀なり。此の三諦に於ては推求せざる故に見現觀無く、餘の三諦を緣ぜざるが故に緣現觀も無し。

【一三二】諸の諦の中の行相。十六行相をいふなり。諦によりて行相各別なれば、それ等の行相を爲す一の慧が一刹那に働らくことは心性活動の原則上(等無間緣)不可能なり。

【一三三】契經。雜阿含十五、參照。

【一三四】無漏云云。思惟すとは、その無漏の作意のことにして、その無漏作意と相應する擇法の慧を體とする意。

【一三五】若し「此の經」云云。汝が敎釋して此の經は修道の位を說くものなりと云はば、之れも非なり。修道は見道の如くに數々修するものに外ならずして、見道の觀を數數起すこと是れ卽ち修道なるが故なり。

〔一三六〕然るに、是の如き、現觀の中間に於いて、起と不起と有り。別に應に思擇すべし。若し彼れが、復た、「苦を見る時に於いて、卽ち、能く、集を斷じ、滅を證し、道を修するを頓現觀と說く」と謂はば、理として亦、失無し。先に、已に、苦諦を見る時、餘の三諦の中に於いて、事現觀有りと說くに由るが故なり。

有部の漸現觀說

見現觀に依るに、契經の中に於いて、誠文有りて、漸現觀を說くを見る。

〔一三七〕契經に說くが如し。佛、長者に告ぐらく、四聖諦に於いては、頓現觀に非ず、必ず、漸現觀なりと。乃至、廣說す。

是の如き等の三經有り。一一の經に〔一三八〕別喩有り。

大衆部の經證を破す

若し、〔一三九〕「經有り。是の如きの說を作す。但だ、苦諦に於いて、惑無く、疑無ければ、佛に於ても、亦た、無しと。故に、頓現觀なり」と謂はば、此れも亦た證に非ず。「是れは」、〔一四〇〕定んで行ぜざると、或は、必ず當に斷ずべきとの密

【一三六】然るに云云。上の如く四諦を見る時、現觀の中間に於て、有るは現觀を出づと說くり、或は出でずと說き、諸部の間に異說有り。その義は別に思擇すべしとの意。（現觀を出づ、出でずの論は宗輪論を見よ）。

【一三七】契經。雜阿含十六（辰二、九一左）の文なり。喩異りて意の同じきは同卷巽茲芻經、同、慶喜（阿難）經等有り。

【一三八】別喩とは四諦を現觀するに必ず漸次ならざる可からざる喩として、三種の喩を出せるを指す。卽ち第一の喩は基礎、壁、梁、板（イタカコヒ）の次第、第二の喩は四級又は四階に登るに必らず初級初階より順次にすること、第三の喩は、四横梯（四段の梯子）を上るに必らず一横づつ上るこの喩なり。

【一三九】經有り云云。雜阿含十六參照。佛に於てとは佛身中の無漏法の謂にして道諦に攝するものなり。從つて苦諦に於て疑無ければ、道諦に於ても疑無しとの頓現觀を極成する意の引證なり。

意に依りて說けるが故なり。

十六心の依止

已に現觀に十六心を具することを辯じつ。此の十六心は何れの地に依ると爲すか。

頌に曰はく、

(一四一)皆世第一と、同じく、一地に依る。

十六心の依と世第一法の依

論じて曰はく、世第一の所依の諸地に隨ひて、應に知るべし、卽ち、此の十六心の依なり。

(一四二)彼は六地に依る、先に已に說くが如し。

第二節　忍智の次第

(一四三)何に緣りて、必ず、是の如きの忍智は前後次第し、間雜して起ること有りや。

頌に曰はく、

【一四〇】定んで行ぜざるに依るとは、苦諦下の疑を斷ずるときは同時に道諦下の疑を斷ずるには非ず。唯現行せざるが故に、その現行せざる意によつてかく說くものなり。或は軈て斷ずる當斷の意にて密意を以てかく說けるのみ。

【一四一】頌の舊譯
世第一同地。

【一四二】彼は六地。六地とは未至中間、四根本をいふ。

【一四三】何によりて云云。十六心が忍智、忍智と次第に行ずる理由を明にしたるもの也。
頌の舊譯
忍智無間道、解脫道次第。

忍と智とは、次第の如く、無間と解脱との道なり。

忍は是れ無間道

論じて曰はく、十六心の中に於いて、忍は、是れ、無間道なり。（一四四）惑の得を斷ずるに、能く隔礙するもの無きに約するが故なり。

智は是れ解脱道

智は、是れ、解脱道なり。已に、惑の得を解脱して、離繋得と倶時に起るが故なり。

忍智の次第

二の次第を具する理は定んで然るべし。猶し、世間の、賊を驅ると戸を閉づるとの如し。

無解脱道の計を破す

（一四五）若し、第二は、唯、無間道なり。離繋得と倶時に生ずと謂はば、則ち此の位の中に、彼彼の境に於いて、應に定んで、已に、疑を斷ずる智を起さざるべし。

忍も亦た智と名く

（一四六）若し、見位にては、唯、忍のみ惑を斷ずと謂はば、即ち、本論に、九結聚を說くと相違す。

【一四四】惑の得云云。此の忍位には惑の最後刹那の得が現在に在り、未來生相位には擇滅の離繋得有るなり。爲めに惑の得は現在に在りと雖も、續起するを能はず。これ忍の力にして此の用を障ふる者無く、次念には無間に擇滅を得するが故に無間道と名づく。此の意義によりて十六心中の八忍を無間道といふ。

【一四五】若し第二は云云。こは一類の計する者ありて、忍即智と主張し、惑を斷じ、擇滅を證することは、第一念に苦法智忍、第二念に苦觀智忍によるといふを破するなり。若し第二刹那は苦法智に非ずして苦類智忍なり。此の位に離繋得倶生す、即ち苦法智の作すべきことを成ずと云はば、欲界繋の苦に於て、已に疑を斷ぜりと云ふ智は起る理なし。何となれば苦法智忍の時は疑と倶に轉ずる位にして、苦類智忍の時は欲界の境を緣ぜざるが故なり。餘の法忍と類忍と此に准じて知るべし。

【一四六】若し見位にては云云。見道にて惑を斷ずるは唯忍の力なりと言ふならば、發智論第五に、九結は是れ智斷なりといふに反すと。九結聚とは四法智所斷と四類智所斷と修道所斷とをいふ。

此の難は然るべからず。(二四七)諸の忍は、皆、是れ、智の眷屬なるが故に、王の眷屬の所作の事業を王の所作と名くるが如し。

第三節　十六心と見修

此の十六心は、皆諦理を見る。(二四八)一切、見道の攝なりと說く可きか。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

　前の十五は見道なり。　未曾見を見るが故なり。

見道の十五心

論じて曰はく、苦法智忍を初めと爲し、道類智忍を後と爲して其の中に、總じて、十五刹那有り。皆、見道の所攝なり。未見の諦を見るが故なり。

第十六心是れ修道

第十六の道類智の時に至りて、一の諦理として未だ見ざるを今見ること無し。(二四九)曾見を習ふが如し。故に修道に攝す。

【二四七】諸の忍は云云。忍は智の眷屬なるが故に忍の所作を智に寄せて九結を智にて斷ずと說けるに外ならず。

【二四八】一切云云。現觀の十六心を凡て見道位の攝とすべきか否を明にする段なり。頌意は十六心中、前十五は見道の攝にして、後の一心は修道の攝なることを明すにあり。

頌の舊譯

由見未曾見、見道十五心。

【二四九】曾見を習ふとは、見類智は凡べて重見にして、一諦として未曾見のもの無し。しばしば見るが、修道位の特徵なるを以て、この一は修道の中に攝すとなり。

難

（一五〇）豈に爾の時、道類忍を觀ずるは、見道諦の理において、未だ見ざるを今見るにあらずや。

釋

（一五一）此の中には諦に約す。刹那に約せず。一刹那の、見ざるものを、今見るとも、今、未見の諦理を見るとは名く可きに非ず。畦稻を刈るに、唯、一科を餘して、名けて此の畦は、未だ刈らずと爲す可からざるが如し、

道類智の見道に非ざる四因故

又、道類智は、是れ、果に攝するが故に、（一五二）頓に八智十六行を修するが故に、前の道を捨するが故に、（一五三）相續して起るが故に、餘の修道の如し。〔故に〕見道の攝に非ず。

道類智は不退

（一五四）然るに、道類智は、必ず、不退なりとは、見道所斷の斷を任持するが故なり。

難

（一五五）即ち此れに由るが故に、見道の攝なるべし。

【一五〇】豈に云云。第十六心に關して、他はとも角として、道諦の中の前念の道類智忍を第十六心が初めて觀ずるもの故その理によりて見道に攝すべからざるかとなり。

【一五一】此の中には云云。なるほど、其の道理有れども、そは刹那に約する議論なり。然れども、今の議論は一諦全體を對象として觀ずるに約するが故に、道諦としては重見といふの外無し。從つて第十六心は見道位に攝する能はず。

【一五二】頓に八智云云。見道位にては苦法智現在するときは、唯未來の苦法智をのみ得修して餘の七智を得修せず、又苦諦下の行相の起るときは未來の苦諦下の四行相のみを得修し餘の十二行相を得修せず。然るに今の道類智は此の一刹那の位に道類智のみならず、未來の八智及び道諦の一行相のみならず、四諦の十六行相をみな得修す。これ餘の見道に殊る點にして、又修道に攝する所以なり。

前の道云云。道類智を得るときは前十五心の向道を捨す。此の前の向道を捨すること、又餘の修道の如し。

【一五三】相續して起るとは見道の忍智は何れも唯一刹那なれども、今の道類智は多刹那相續して起る。之れも餘の修道の如し。

【一五四】然るに云云。これ伏難を通ずるなり。見道には退なし修道には退ありとは、法相上の定なるに、道類智には退なし。故に修道にあらざるべしとの難あらん。而もこは難とならず道類智の退なきに、不

論主釋通餘の七智の見道攝なる所以

此の難は然らず。(一五六)太過の失あるが故に。

(一五七)何に緣りて、七智は、亦、見道の攝なるか。

(一五八)諸の諦理を見ること、未だ究竟せざるが故なり。謂はく、未だ、周徧して、諸の諦理を見ず。中間に起るが故に、亦、見道に攝す。

第四節　聖諦現觀と聖者の區別

已に、見修二道の生ずる異を說きつ。(一五九)當に、此の道の分位の差別に依りて、衆聖の補特伽羅を建立すべし。

第一項　見道位と聖者

且らく、見道の十五心の位に依りて、衆聖を建立する差別有りとは、

(一六〇)頌に曰はく、

退の見斷を任持するが爲めにして、つまり不退の上に立ち居るが故に、退すべきやうなきが爲に外ならずと。

【一五五】卽ち此れに由るが故に云云。見斷を任持すること、聽て見道の特徵ならずやとの敵の難なり。

【一五六】太過の失あるが故云云。見斷の擇滅を任持するが故に見道なりと言はば、後の一來果等も、亦之を任持するが故に見道なりと言はざるべからざるの不都合を來たさんとなり。

【一五七】何に緣りて云云。重見を以て修道の一特徵とするならば、苦法智乃至滅類智に至る七智も亦、それぞれ前の智忍の見たるものを重見するが故に、修道の攝にあらずやとの問なり。

【一五八】諸の諦理云云。七智の間は未だ上下の八諦を見盡す能はざるが故に、邪見の意味にて見道の攝となすなり。

【一五九】當に此の道云云。この十六心を修行する上に於て、其機根によりて智者に區別あることを明にしたるものなり。之を二に分つ。第一に前十五心卽ち見道位に就て論じ、第二には第十六心以後卽ち修道位に就て之を辯ずるなり。

【一六〇】頌に曰く。初の二句は見道行者に隨信行者（Śraddhā-nusārin）と隨法行者（Dharmā-nusārin）の二類あることを示し。次の二句はこの行者の初果向たるの條件を明し、第五句は二果向たるの條件、第六句は三果向たるの條件を明にしたるものなり。

頌の舊譯

鈍利根二人、於レ中信法行、

若已滅ニ修惑一、於ニ初果道一向、

隨信法行と名くるは、根の鈍利の別に由る。
修惑を具すると、一を斷ずるより、五に至るまでとは、初果に向ひたり。
次の三を斷ずるは、二に向ひたり、八地を離るるは三に向ひたり。

乃至滅二五品一、向レ二滅レ九前。
【一六一】隨信行。舊譯、信隨行。
【一六二】隨法行。舊譯、法隨行。
【一六三】彼は先に云云。異生位に於て、他の數を受け、誘導を蒙つて、隨ひ行ずるの義によつてその慣習性となれるを隨信行と名づくとの意。
【一六四】義に隨ひ云云。苦等の諦を見るが故なり。
【一六五】先時とは異生の位。

隨信行と隨法行（前二句）

論じて曰はく、見道の位の中、聖者に二有り。一には（一六一）隨信行、二には（一六二）隨法行なり。根の鈍利に由りて、別ちて二の名を立つ。諸の鈍根を隨信行の者と名け、諸の利根を隨法行の者と名く。

隨信行

信に由りて、隨ひて行ずるを隨信行と名く。彼れは隨信の行を有するをもつて、隨信行者と名く。或は、此の隨信行を慣習して、以て、其の性と成すに由るが故に、隨信行の者と名く。（一六三）彼は、先に、他を信じて（一六四）義に隨ひ行ずるが故なり。

隨法行

此れに准じて、應に隨法行の者を釋すべし。彼れ、（一六五）先時に於いて、自ら契經等の法を披閲するに由りて、義に隨ひ行ずるが故なり。

二聖者の三別

即ち二の聖者は、修惑の具と斷とに殊なり有るに由りて、立てて三の向と爲す。

(二六六)謂はく、彼の二聖にして、若し、先時に於いて、未だ世道を以て、修断の惑を断ぜざるを名けて具縛と為す。

具縛

或は、先に、已に欲界の一品、乃至、五品を断じて、此の位に至るを、初果向と名く、初果に趣くが故なり。

初果向

初果と言ふは、謂はく(二六七)預流果なり。此れは一切の沙門果の中に於いて、必ず、初めに得するが故なり。

初果

若し、先に、已に、欲界の六品、或は、七八品を断じて、此の位の中に至るを、(二六八)第二果向と名く、第二果に趣くが故なり。

第二果向

第二果とは、謂はく、(二六九)一来果なり。偏く果を得する中、此は第二なるが故なり。

若し、先に、已に、欲界の九品を離れ、或は、先に、已に、初定の一品を断じ、乃至、具さに無所有処を離れて、此の位の中に至るを、(二七〇)第三果向と名く、第三果に趣くが故なり。

第三果向

【二六六】謂はく云云。随信随法二聖者の中、異生位に於て欲界の修惑の九品中、其一をも断ぜざるもの(具縛の聖者)と、一品を断ぜるものと、乃至五品を断ぜるものとの合計六人が見道に入るとき初果向と名く。此の六人は第十六心に至りて初果(預流果)を得するが故なり。尚ほ修惑と潤生との関係は、後に出づるを以て、ここには説明せず。

【二六七】預流果(Srota-āpanna 須陀洹)。聖道の流に預れる位なるを以て、その名を得たり。

【二六八】第二果向。之に三人あり、欲修の第六品を断じたるもの乃至第八品を断じたるものとなり。

【二六九】一来果(Sakṛdāgāmin 斯陀含)。天上に生れ、一度欲界に帰り来りて、涅槃するが故に此の名を得。

【二七〇】第三果向。六十四人あり、欲修の九品を断じたるものを一人として、上七地の九品の惑を断ずる者に六十三人あればなり。

第三果

第三果とは、謂はく、(一七一)不還果なり、數は、前に准じて釋せよ。

第二項　第十六心(修道)と聖者の別

次に、修道の道類智の時に依りて、衆聖を建立するに、差別有り。

(一七二)頌に曰はく、

　第十六心に至りて、隨ひて、三向の果に住するを。
　信解、見至と名く。亦、鈍と利との別なるに由る。」

住果の意義

論じて曰はく、即ち前の隨信と隨法との行者の、第十六の道類智の心に至るを、名けて果に住すと爲し、復た、向と名けず。

三向の住果

隨つて前の三向は、今、三果に住す。謂はく、前の預流向は、今は、預流果に住し、前の一來向は、今は、一來果に住し、前の不還向は、今は、不還果に住するなり。

阿羅漢果

(一七三)阿羅漢果は、必ず、初めて得すること無し。見道には、修惑を斷ずべきこと無きが故に、世道

【一七一】不還果(Anāgāmin 阿那含)。この世に沒して天上界に於て解脫する者をいふ。

【一七二】頌に曰く。前二句は前の諸向の聖者が第十六心に至りて、それぞれ果位に住することを明したるものにして、後の二句は、前の隨信行者、隨法行者が、ここに來りて信解見至と名けらるることを述べたるものとす。

頌の舊譯
十六二住レ果、隨所向レ三人、是時信樂得、見至軟利根。

【一七三】阿羅漢果は直接に初めて得すること無く、必ず不還果を得して後、有頂の修惑を斷じ、その上にて阿羅漢を得。

信解見至

に有頂を離るべき無きが故なり。
住果の位に至りて、二名を捨得す。謂はく、復た随信、法行とは名けず。轉じて、(一七四)信解　(一七五)見至の二名を得す。
此れも、亦、根の鈍利の差別に由る。諸の鈍根の者の、先に、随信行と名くるは、今は、信解と名け。諸の利根の者の、先に、随法行と名くるは、今は見至と名く。
此の二の聖者は、信と慧との互ひに増すが故に、信解、見至の名の別を標す。

第十六心位の向にあらざる理由

何に縁りて、先に、欲界の修惑の一より五に至るまでを斷ずる等を、第十六の道類智の心に至りて、但だ、説きて名けて預流果等と爲して、後果の向には非ざるか。
(一七六)頌に曰はく、

諸の得果の位の中には、　未だ勝果道を得ず。

【一七四】信解 (Śraddhādhimukta) とは前の随信行位の信が、此の位に至りて増上し、初めて無漏の勝解の開くるによつて名づく。

【一七五】見至 (Dṛṣṭiprāpta) とは、見に至るの意。此の位には又慧増上して、正見の慧の顯現するが故に名づく。

【一七六】頌に曰く。凡位斷惑者について、第十六心の道類智に至れる時、之を果位と名けて上果の向(豫備)と名けざる所以を明にしたるものなり。頌意は要するに、此の位は一時の安住位にして上に向ふ精進位にあらずといふにあり。

頌の舊譯

得果果勝道、由レ不レ能レ得故、
未レ修二行勝道一故住レ果非レ向。

故に、未だ、勝道を起さざれば、住果と名け、向には非ず。

論じて曰はく、(一七)諸の得果の時、勝果道に於いて、必定して、未だ、得せざるが故なり。果に住するもの、乃至、未だ、勝果道を起さざる時は、但だ、住果とのみ名けて、後の向とは名けず。

順生に勝果道を起すもの

然れども、諸の、先に、欲界の修惑の一より五に至る等を斷じて、得果するに至る時は、此の生に、必定して、勝果道を起す。(一八)此に由りて、先に三靜慮の染を離れて、後に下地に依りて見道に入る者は、彼れ、得果し已りて、現生の中に於いて、必ず能く後の勝果道を引生す。若し此に異らば、聖は、上地に生じて、定んで樂根を成ずとは說く可からず。

【一七】諸の得果云云。第十六心位に初果等を得せる位には、唯此の果を得したるのみにして未だ其の果より勝れたる道起らず。此の故に唯今の得果にのみ約して位果と名け、向と名けずとの意。勝果道とは向道の義にして、前の果道に勝れる道といふ義なり。

【一八】此れに由りて云云。例示なり。先きに凡位にありて下三靜慮の染を離れたるものは已に有漏の樂根を斷ず。此人が後に二、初、未至等の下地に依りて見道に入りて第十六心位に得果(不還果を)しそのまま向道を起さずして死して第四靜慮に生じたりとすれば彼は樂根を感ぜざることとなるべし。何んとなれば已に有漏の樂根を斷じ、四禪以上の捨地に生れたりとすれば、樂根を成ずべき理由なければなり。而も發智論第六には、「上地に生ずる聖者は定んで樂根を成就す」といへる所以は、定んで勝果道を起して、無漏の樂根を修することを豫想しての言に外ならずとなり。

第五章　修道（有學道）

第一節　修惑と治道の數

對治道によりて修惑を全斷する分位の差別

是の如く、已に、（一七九）先具と倍離と及び全離欲との見諦に入る者の、十六心の位に依りて、衆聖の別を立てたり。當に修惑に約して、漸次に能對治道を生ずる分位の差別を辯ずべし。

（一八〇）頌に曰はく、

地地の失德に九あり。下中上、各三なり。

失と德

論じて曰はく、失とは、謂はく、過失なり。即ち所治の障なり。德とは、謂はく、功德なり。即ち能治の道なり。

上地の九品の惑

（一八一）先に已に欲の修斷の惑の九品の差別を辯ずるが如く、是の如く、上地、乃至、有頂も、例して、

【一七九】先具と倍離と全離欲。先具とは、所謂具縛にして、欲の修惑の全體を具する者をいひ、倍離欲とは九品中の一部分（六、七、八品）を斷じたるをいひ、全離欲とは九品全體を斷じたるをいふ。

【一八〇】頌に云云。修惑とその能對治道との品數を擧げたるものなり。

頌の舊譯

諸失有二九品一、地地德亦爾、軟中上三品、更軟等差別。

【一八一】先にとは、隨信、隨法行者を明す處を指す。又卷第廿一、參照。即ち三界九地に總じて八十一品の修惑ありとなり。

亦、爾るべし。

所斷の障と對治道

【一八二】所斷の障が、一一の地の中に、各、九品有るが如く、諸の能治の道も、無間と解脱と、九品有ること亦、然なり。

失と徳を各九品分つ所以

失と徳とは、如何にして、各、九品に分つか。謂はく、根本の品に、下中上有り。此の三に各下中上の別を分つ。此れに由りて失と徳とは、各、九品を分つ。謂はく、下の下と、下の中と、下の上と、中の下と、中の中と、中の上と、上の下と、上の中と、上の上との品なり。

斷失と對治との關係

應に知るべし、此の中に、下下品の道の勢力は、能く、上上品の障を斷ず。是の如く、乃至上上品の道の勢力は、能く、下下品の障を斷ず、上上品等の諸の能治の徳は、初め、未だ、有らざるが故に、此の徳有る時は、上上品等の失は、已に、無きが故なり。衣を浣ふ位に、麤垢は先づ除き、後後の時に於いて、漸く、細垢を除くが如く、又、麤闇は小明に、能く、滅し、要ず、大明を以て、方に、細闇を滅するが如く、失と徳と、相對する理も、亦、然るべし。【一八三】白法は力強くして、黑法は力劣なるが故に、刹那の頃に劣道現行して、無始時來の、展轉增益する上品の諸惑を、能く、頓に斷ぜしむ。久時を經て集る所の衆病も少の良藥を服するに、能く頓に愈えしむるが如く、又、長時に集る所の大闇も一刹那

【一八二】所斷の障云云。修惑に九品あるが如く、之を治する無間道も解脱道も九品あり、從つて總じて八十一となる。

【一八三】白法とは對治道に喩へ、黑法とは諸の惑に喩ふ。

の頃の小燈に、能く、滅するが如し。

第二節　預流果

已に失と德との差別の九品の辯じつ。〔一八四〕次に、彼れに依りて、聖者の別を立つべし。

〔一八五〕且らく、諸の有學の修道の位の中に於いて、總じて、亦、名けて信解、見至と爲す。〔而も〕、位に隨ひて、復た、多種の差別有り。先づ、應に、都べて、未斷の者を建立すべし。

頌に曰はく、

〔一八六〕未だ修斷の失を斷ぜず、果に住するは極七返なり。

預流の生極七返の聖者

論じて曰はく、諸の住果の者の、一切地に於る修所斷の失を都べて未だ斷ぜざる時を、名けて、預流となす。〔一八七〕生ずること、極にして、七

【一八四】次に彼れに依りて云云。九品が惑斷によりて聖者の例を立つる意。

【一八五】且らく云云。諸の有學の修道位の聖者を總じて名くるときは根の利鈍によりて信解見至と名く。然るに之を細別して說かば、その九品の惑を斷ずる數の多寡に從ひて聖者は又種種差別す。その中、欲界の修惑を未だ一品も斷ぜざるものを立てて、極七返生(又は極て返有)の聖者と名く。今先其の義を辯ずべしとの意なり。

【一八六】頌の舊譯　未ㇾ滅二修惑品一、住ㇾ果七生竟。上の如く、欲界修惑を都べて未だ斷ぜずして、見道に入り、第十六心修道の位に至りて果に住するものを預流の極七返生の聖者と名く。是れ人天の間を極多にして七度往返する意によりて說くものなり。委しくは長行を見よ。

【一八七】生ずること極にして七返とは欲界九品の修惑は七生を潤すの力あり。即ち上上品の惑の二生を潤し、上中、上下、中上の三品は各一生づつを潤

返なり。

極七返生の釋

七返　「七返」の言は、七たび生に往返することを顯はす。是れ、人天の中に、各七生するの義なり。

極　「極」の言は、受生の最も多きを顯さんが爲めなり。諸の預流は、皆、七返を受くるには非ざるが故なり。契經に(一八八)極七返生と說くは、是れ彼れの最も多きは七返生ずるの儀なり。

預流の釋

名流　諸の無漏の道を、總じて、名けて流と爲す。此れを因と爲して涅槃に趣くに由るが故に。

預　「預」の言は、最初に、至得することを顯はさんが爲めなり。[而して]彼れの流に預るが故に、說いて預流と名く。

所目の意義

問　此の預流の名は、何の義に因ると爲すか。(一八九)若し、初めて道を得るを、名けて預流と爲さば、則ち預流の名は、第八に目くべし。若し、初めて果を得るを名けて預流と爲さば、則ち倍離欲と、全離欲との者の、道類智に至るをも應に預流と名くべし。

答　此の預流の名は、初の得果に目く。然るに、徧く、一切の果を得する者の、初めに、得する所の果

す力あり、中に、中下の二品は合して一生を潤し、最後に下の上中下は三品合して一生を潤し、總じて七生となるなり。欲修の一品をも斷ぜざる預流果が、最高限度として七往來するは、此の原則に基くものとす。

【一八八】極七返生(極七返有Sapta-kṛtva-bhava-parama)。

【一八九】若し初めて無漏道を得るを、名けて預流と爲すと云はば、見道の初念より初めて無漏の聖道を得るが故に、此の預流向の位に名くべし。(第八とは四向四向を阿羅漢果より逆に數ふるとき、預流向は第八に當る)。又若し初めて果を得るに約して名くとせば、欲界六品道の修惑を斷じて道類智の位に一來果を得せるものも、又九品の修惑を全斷せるものが道類智の位にて初めて不還果を得するも、共に亦初めて得果するものなれば、預流果と名く可しとの意。

に依りて、此の名を建立す。一來と不還とは、定んで、初めに得するに非ず、此は、定んで、初めに得するが故に預流と名く。

預流果を第八預流向に目けざる所以

何に縁りて、此の名を第八に目けざるか。

(一九〇)要ず、道類智を得する時に至りて、具さに向と果との無漏道を得するが故に、具さに見と修との無漏道を得するが故に、現觀の流に於いて、徧く至得するを以ての故に、預流の者と名く。第八は然らず、故に預流の名は第八には目けず。

極七返生

(一九一)彼れは、此れより後に、別に、人中に於いて、極多は七の中有と生有とを結び、天中にも、亦然るをもつて、總じて、二十八なり。皆七にして、等しきが故に、極七生と說く。(一九二)七處善及び七葉樹の如し。――毘婆沙師の所說は是の如し。

問

(一九三)若し爾らば、何の故に、(一九四)契經の中には、「處」も無し、容も無し、見[道]の圓滿者の、更

【一九〇】要ず云云。道類智の位を預流果と名づくるは三縁に依る、即ち、三縁とは、
(一)向道果道の無漏を得す。
(二)具さに見道修道の無漏を得す。
(三)八現觀の無漏道を得す。是れなり。而るに第八、預流向の位は未だ此の三義無し、故に預流と名けず。

【一九一】彼れは云云。預流果の聖者が此の預流果を得して後には人の中にて極多にして、中有七、生有七を結び、天の中にも同様なり。故に人天の生中二有を合して、二十八有を受くるも、(此の生の外に)第二十九有は受けず。中有、生有人天各七にして等しきが故に七生と名く。恰も五蘊を各七種づつに觀ずるが故に五七、三十五なれども、七の數の等しきによりて七處善と名け、七葉樹は葉の數は甚多なれども、一枚に於ては、必ず七葉の故に七葉樹と名づくるが如しとなり。

【一九二】七處善(Sapta-sthāna-kauśala)とは、苦、集、滅、道、愛味、過患、出離の七見地より五蘊を觀ずること。

【一九三】若し爾らば云云。光師は

に、第八有を受くること有る可き義は」と言へるや。

有部を以て答ふ

此の契經の意は、一の趣に約して說く。(一九五)若し言の如くに執せば、中有も無かるべし。

難

(一九六)若し爾らば、上流の有頂を極る者も、亦一趣に第八生無かるべし。

有部を以て答ふ
難徵

(一九七)欲界に依りて說くが故に、此の過無し。

(一九八)此れは、何を證と爲すか。教と爲んや、理と爲んや。何を以て、彼は人天の中に於て、各七生を受くるものにして、合して、七を受くるに非ざることを證するか。

有部を以て答ふ

契經に、「天の七、及び人」と說くを以てなり。

(一九九)飲光部の經には、分明に、「人天の處に於いて、各七生を受く」と說く。是れに由りて、此の中、固く執すべからず。

或は彌沙塞部(Mahīśāsaka)卽ち化地部の問と釋す。斯部に於ては、上の所謂七生を人七天七等とせず、人天を合して七なる意とし、その中に立ち入りて見れば有時には人四天三の時有り、又は人三天四の時も有りと說くが故なり。(但し化地部には中有を立てず。)

【一九四】契經。中阿含四十七、多界經を見よ。問意は、經には第八有を受くることは處無しといふ。若し人天各七有ならば唯十四有を受く。第八有のみに止まらざるに非ずやと。

【一九五】若し言の如く云云。此の經の意は唯人又は天の一趣のみに約して言へるに過ぎず。從つて二趣に約して言はば十四有を受くるを無きに非ざる也。加之、單に經の表面の意のみ取りて、言辭に執著せば所謂中有の如きも撥除して、經は生有の七生をのみ認むるものと解せざるべからざるべし。

【一九六】若し爾らば云云。若し一趣に約して第八有を受けずといふが經の意なりと曰はば、上流の那含が色界の生を徧く受け、更に無色界に生じて後に有頂に入り、遂に涅槃に入るが如きは天趣に於ける生の數は唯に八、十にして止まらず。之れは而も見道圓滿の聖者なり。之れを奈何せんとするか。

【一九七】欲界云云。第八有を受けずといふは、欲界の一趣に局りて云ふとの意。

【一九八】此れは云云。有部の人天各受七有の說の根據云何といふ意。

【一九九】飲光部の經とは別譯雜阿含十八を見よ。

第八有を受けざる理由

若し人趣に於いて預流果を得せば、彼れは、人趣に還りて、般涅槃を得し、天趣に於いて得するものは、還りて天趣に於いてす。何に緣りて、彼れは第八の有を受くること無きか。

第一因

(二〇〇)相續の、此れに齊りて、必ず、成熟するが故なり。聖道の種類は、法〔爾〕として、是の如くなるべし。七步蛇と、第四日瘧との如し。

第二因

又、彼れには、餘の七結の在ること有るが故に。謂はく、(二〇一)二の下分と、之の上分との結なり。

(二〇二)中間に、聖道の現前すること有りと雖も、餘の業力の持するを以て、圓寂を證せず。

第七有の滿相

第七有に至りて、(二〇三)佛法無き時に逢へば、彼れば居家に在りて阿羅漢果を得す。既に得果し已りては、必ず、家に住せず。法爾として、自ら、苾芻の形相を得す。

異說

有るは言はく、彼れは(二〇四)餘道に住して出家すと。

【二〇〇】相續云云。依身たる相續身が第七生に至りて必ず成熟し無漏の所依となるが故に、第八生を受くる要無し。恰も一類の毒蛇に嚙まるるときは第七步目には必ず死するが如く、又一類の瘧は第四日にして必ず發するが如し。

【二〇一】二の下分結とは五下分結中欲の身、戒、疑は見所欲の貪結と瞋結を存す。

【二〇二】中間云云。此の七生は、中途に聖無漏道の現前することと有りとも、業力がその人を持して涅槃に入らしめず、是非とも七生を受けしむ。

【二〇三】佛法無き時とは、佛教の流通せざる時なり、此の時には出家の儀式無く、在家の儘にて阿羅漢果を得す。

【二〇四】餘道とは、外道のこと。佛法無きが故に外道に歸依して出家するとの說なり。

預流果を無退墮法と名くる所以

云何にして、彼れを（二〇五）無退墮法と名くるか。

退墮の業を生長せざるを以ての故に。（二〇六）彼の生長の業の與果に達するが故に。（二〇七）强盛の善根は彼の身を鎭するが故に、（二〇八）加行と意樂と、倶に、淸淨なるが故に。

（二〇九）諸有の決定の墮惡趣の業は、尙ほ、忍に起らず。況んや預流を得るに於てをや。故に、有る頌に言はく、

引證

（二一〇）愚の作る罪は、小なりとも、亦、惡に墮ち、
智の爲くる罪は、大なりとも、亦、苦を脫す。
團鐵は小なりとも、亦、水に沈み。
鉢に爲る鐵は、大なりとも、亦、能く浮ぶが如しと。

苦の邊際としての預流果

（二一一）經に、預流は、苦の邊際を作すと說く。

【二〇五】無退墮法（Avinipāta-dharman）とは三惡趣に退墮せざる性質の謂にして、預流果の者に名く。雜阿含三十四、參照。

【二〇六】彼の云云。曾て作れる惡趣の業の與果するのに相異して與果せしめざるの意。

【二〇七】强盛の善根云云。强盛の無漏の善が其の身を鎭めて惡事を起さしめざる事。

【二〇八】加行云云。身語の加行も意業も共に淸淨にして惡に感染せられず。

【二〇九】諸有の決定云云。決定して惡趣に墮する如き業は、忍位に於ても起さず。況んや、第十六心の住預流果の位に至りて起さんやとの意。

【二一〇】頌の舊譯

愚作ニ小罪一生ニ惡道一、
智作ニ大罪一離ニ惡道一、
如ニ小圓鐵心沈レ水、
大鐵成レ鉢別得レ浮。

【二一一】經は、上の雜阿含三十四の次下參照。

何なる義に依りて、苦の邊際の名を立つるか。

(三二)此の生に齊りて、後には更に苦無きに依る。是れは、後の苦をして、相續せしめざる義なり。

異說

或は、苦の邊際とは、所謂涅槃なり。

問

(三三)如何にして、涅槃は是れ所作なるべきか。

釋答

(三四)彼の得の障を除くが故に、「作す」との言を說く。空を作すと言ふことは、謂はく、臺觀を毀つことなるが如し。

餘の位の不定

餘の位にも、亦、極七返生有れども、決定するに非ず。是の故に說かず。

【三二】此の生に云云。唯此の生限り苦を受けて、未來には苦を受けざるの義。

【三三】如何にして云云。上の經に、苦の邊際を作すといふ。然るに涅槃は擇滅無爲の法なり。何故に作すと云ふか。

【三四】彼の得云云。涅槃の得を障ふる煩惱を除く義によりて作すといふ。恰も無間に空を作すといふは、空そのものを作る謂に非ずして、臺觀を除却する意なるが如し。

巻の第二十四　（分別賢聖品第六の三）

本論第六　賢聖品第三

第三節　一來果

已に、果に住して、未だ、修惑を斷ぜざるを、名けて預流の生極七返と爲することを辯じつ。今、次に、應に斷位の衆聖を辯ずべし。且らく應に一來向果を建立すべし。

（一）頌に曰はく、

欲の三四品を斷じて、　三二生なるは家家なり。
斷ずること五に至るは二向なり。　六を斷ずれば、一來果なり。

家家の聖者

論じて曰はく、（二）即ち預流の者の、進みて修

【一】頌に云云。初の二句は家家を明し後の二句は一來向果を明したるものなり。
頌の舊譯
若滅三四品、二三生家家、已滅至五品、是向第二果、已滅第六品、則成斯陀含。

【二】即ち預流の者の云云。一來果は、欲界九品の修惑中（七生を潤ふす）ただ一生を潤す

家家の聖者の三條件

惑を斷ずるに、若し三緣具するをば、轉じて、家家と名く。一には、斷惑に由る。㊂欲の修斷の三四品を斷ずるが故に。二には、㊃成根に由る。能く彼れを治する無漏根を得するが故に。三には、受生に由る。更に欲有の三二生を受くるが故に。

頌說と、ことわり

頌の中に、但だ、㊄初後の緣をのみ說くは、預流果の後に、進みて惑を斷ずることを說くを以て、能く彼を治する諸の無漏根を成ずることは、義準じで已に成ずるが故に、具に說かざるのみ。

斷五品の家家なき所以

㊅然るに、復た、應に三に生を說くべきは、增進有るを以てなり。所受の生に於いて、或は少く、或は無く、或は此れに過ぐるが故なり。

何に緣りて、此れに、五品を斷ずる者無きか。

だけの惑を除いて他の全部を斷ずることによりて得らるる果なり。卽ち九品中、前六品を斷じたるを一來果といふなり。然どもこの六品は必ずしも現一世に於て斷ぜらるるものにあらずして、時に前三品を斷じ、時に前四品を斷じて死するものあり。然る時は前三品を斷じたるものは、已に四生を潤すだけの惑を斷じたる譯なれば、殘るは三生だけとなるべく、前四品を斷じたるものは、五生だけの惑を斷じて殘るは三生だけとなるべし。これ卽ち家家(Kulaṃkula)と稱せらるる聖者にして、言はば預流果と一來果の中間に位するものとす。試みに之を圖表せん。

欲修斷の九品

一來向——上上 (二生)
　　　　　上中 (一生)
　　　　　上下 (一生)——三生家家
　　　　　中上 (一生)——二生家家
　　　　　中中 ⎫
一來果——中下 ⎭ (一生)
不還向——下上 ⎫
　　　　　下中 ⎬ (一生)
不還果——下下 ⎭

(尙ほ次の不還果の條にもこの表を參照せよ)

【三】欲の修斷云云。此三四品の斷に二類あり。一は異生位に三品四品を斷じて見道に入るものと、二には預流果に住

(七)第五を斷ずれば、必ず、第六を斷ずるを以てなり。一品の惑が、能く、得果を障ふること、猶ほし一間の如くなるに非ず。未だ、界を越えざるが故なり。

種種の家家

應に知るべし。總じて二種の家家有り。

天家家

一には(八)天家家なり。謂はく、欲の天趣に、三二家に生じて、圓寂を證するものなり。或は一天處に、或は二、或は三なり。

人家家

二には(九)人家家なり。謂はく、人趣に於いて三二家に生じて、圓寂を證するものなり。或は一洲處に、或は二、或は三なり。

一來向

即ち、預流の者の、進みて、欲界の一品の修惑、乃至、五品を斷ずるを、應に知るべし、轉

して後に進んで三品四品を斷ずるとなり。

【四】成根云云。異生位に三四品を斷ぜる者初果に住し、未だ勝果道を起さずんば、初緣ありと雖も此の緣を闕く。

【五】初後の緣とは、三緣中、頌の三四品を斷ずといへるは第一緣を擧げたるもの、三二生なるはといへるは、第三緣を擧げたるものなれど、第二の成根を說かざるをいふ。

【六】然るに復た三二生云云。成根を說ざるは義准によると言はば第三緣たる三二生も亦第一緣より義准し得るにあらずやとの難を豫想しての辯解なり。頌の三四品を斷じたりとて必ずしも三二生を受くと限らず、三四品を斷じ終りて更に增進したる結果として、或は一來に到るともあるべし(少く)、或は現般涅槃して全く受生せざることもあるべく(無く)或は不還の聖者となり上流般者となりて四生を受くることも(過ぐる)あるべきが故なりと。

【七】第五を云云。第五品の惑を斷ずれば此の生に於て必ず第六品の惑を斷じ、直ちに次の一來果の聖位に至るが故に五品斷の家家といふものを認めず。第六品の惑は五品斷の聖者を障へて得果せしめざる力無く、一來果を得するとも同じく欲界中に止まるものなれば、不還果を得るに一惑の障ふるとは其意同じからず。(一間は次下參照)

【八】天家家。欲界天趣の中に於て二生又は三生して、次に涅槃に入る。その二生三生を受くるには同一天處に於てするもあり又は六欲天中にて、その度に天處を易ゆることも

じて（一〇）一來果向と名く。

一來果の聖者

若し、第六を斷ずれば、一來果を成ず。彼れは、天上に往いて、一たび人間に來りて、（一一）般涅槃するを以て、一來果と名く。（一二）此れを過ぎて以後は、更に、生無きが故なり。此れを或は名けて薄貪瞋癡とも曰ふ。唯下品の貪瞋癡をのみ餘すが故なり。

薄貪瞋癡

第四節　不還果

第一項　不還果一般

不還向果

已に、一來の向と果との差別を辯じつ。次に、（一三）不還の向と果とを建立すべし。

頌に曰はく、

七或は八品を斷じて　一生するを一間と名く。
此れ、卽ち、第三の向なり　九を斷ずるは、不還果なり。

有り。（二處に三生し三處に三生する等の如し）。

【九】人家家。上に准じて知るべし。

【一〇】一來果向 (Sakṛdāgāmi-p'ala-pratipannaka)。

【一一】般涅槃(Parinirvāṇa)。

【一二】此れを過ぎてとは、この一往來を過ぎてなり。

【一三】不還云云。第三果としての不還果を明す段也。この不還果は欲界を超越するの聖位なるを以て、四果中に於ても極めて重要の意義を有するものの也。從つて經中に之に關して種種の說明ある關係上、本論に於ける說明も可なりに複雜にて、數項に分る。以下項を追うて說明すべし。この項は言はば不還果一般論ともいふべきものなり。頌中、初の二句は一間を明し、次の兩句は不還向果を明したものなり。

頌の舊譯

已滅二七八品一、一生名二一間一、則向二第三果一、滅レ九阿那含。

一間の三緣具

論じて曰はく、即ち、一來の者の、進みて、餘の惑を斷ずるに、若し三緣を具するときは、轉じて(二四)一間と名く。一には斷惑に由る。欲の修斷の七八品を斷ずるが故に。二には成根に由る。能く彼れを治する無漏の根を得するが故に。三には、受生に由る。更に欲有の餘の一生を受くるが故に。

頌の中には、但だ、初後の二緣を說きて、成根を說かざることの義は、前に釋するが如し。

第九品の惑の不還果を得することを障ふる理由

如何にして、一品の惑は、不還果を得することを障ふるか。

彼れ若し斷ずれば、便ち、界を越ゆるに由るが故なり。(二五)前に、「三時の業は、極めて障をなす」と說きたるが。應に知るべし、煩惱も、亦、業と同じきことを。(二六)彼の等流異熟地を越ゆるが故なり。

一間の釋名

(二七)間とは謂はく、間隔なり。彼の餘の一生間隔を爲すが故に、圓寂を證せず、或は餘の一品の欲

【二四】一間(Ekavicika)。一來果と不還果との中間にある位なり。頌の九品全體を斷ずるは不還果なるに、ここまで至りかねて、その七八品を斷じたるままにて命終するをいふ。喩へて言へば第三年級の一學期若しくは二學期の試驗を通過しながら、第三學期を通過しかねて休學するが如き置位の聖者なり。今一息なれども欲界を超越し得ざる點に於て一間と稱せらる（一間の法相的意味は本論內にあり）。

【二五】前にとは第十八卷參照。(一)忍善根位を得るとき惡趣業が障へ(二)不還果を得するときに、欲界繫の業が障へ(三)無學果を得するときに色無色界繫の業が障ふる。

【二六】彼のとは煩惱の等流地たる欲界、又其の異熟果の有る欲界を越ゆるが故也との意。

【二七】間とは云云。人又は天に於て必ず一生を受けて、その次生に般涅槃すべく、現生と涅槃との間に一生又は一惑の間隔有るが故に涅槃又は不還果を得べからざるが故に一間と名く。

の修所斷の惑の間隔を爲すが故に、不還果を得せざるといふ一間を有する者を說きて一間と名く。

不還向

即ち。修惑の七八品を斷ずる者を、應に知るべし、(一八)亦不還果向と名く。(一九)先きに三四と七八との品の惑を斷じて。見諦に入る者は、後に果を得る時、乃至、未だ後の勝果道を修せざれば、仍は名けて、家家とも一間とも曰はず。未だ彼を治する無漏根を成ぜざるが故なり。

不還果の聖者

若し、第九を斷ずるは不還果を成ず、必らず、還た、欲界に來生せざるが故なり。

五下結斷

此れを、或は、名づけて五下結斷とも曰ふ。必ず、先きに、(二〇)或は二、或は三を斷ずと雖も、然も、此のときに於いて、總じて、斷を集むるが故なり。

第二項　七種不還

不還の位に依りて、諸の契經の中に、種種の門を以て、差別を建立す。今、次に、彼の差別の相を辯ずべし。

【一八】亦不還果向（Anāgāmi-phala-pratipannaka）。七八品を斷ずる點に於て、不還向も一間と同じきも、一間は三緣を具せざるべからざるに、不還向は緣のいかんを問はず、ただ斷惑に約す。

【一九】先きに三四と七八云云。凡位にて欲の三四品又は七八品を斷じて第十六心にて得果するも、苟も勝果道を起さざる限り、之を家家とも一間とも言はず、勝果道を起すに至りて成根の條件を具備するを以て、一間の主、家家と稱せらるとなり。即ちこは單に三四若くは七八を斷ずるは家家又は一間の條件にあらざることを注意したる文なりとす。

【二〇】或は二云云。超越證の人は異生の位に貪瞋の二、後の見道にて、身見、戒禁取、疑の三結を斷じ、又次第證の人は前の見道にて三結を斷じ、後の修道にて貪瞋の二結を斷ずるも、今の第三果の位にては此の五が揃ふを以て、特に五下結斷を云ふとなり。

頌に曰はく、

此に中と、生と、有行と無行との般涅槃あり。

上流の、若し、雜修するは能く、色究竟に往く。

超と半超と徧歿となり。餘は、能く、有頂に往く。

無色に行くに四有り。此れに住して、般涅槃するも有り。

論じて曰はく、此の不還の者は、總じて說くに七有り。且らく、色界に行くに、差別五有り。

色界に行く五種

一には（二二）中般涅槃、二には（二三）生般涅槃、三には（二四）有行般涅槃、四には（二五）無行般涅槃、五には（二六）上流なり。

【二一】頌に云云。不還果は其名の示すが如く、再び欲界に還來することなく、上界に於て解脫すれど、其解脫の仕方は一樣ならず。こは、その七種を擧げたるものなり。頌中、初め六句は行色界、卽ち色界に於て般涅槃する五種の不還を說く、卽ち中般、生般、有行般、無行般、上流般の五なり、第七句は無色の那含卽ち無色界に於て般涅槃する者を、第八句は、現般者、卽ち欲界に於てする者を說きたるものとす。

頌の舊譯

此中生有行、無行般涅槃、上流此於定、雜修行無下。(無下は新譯の色究竟なり、「無下」は西藏譯に合す)。超出半超出、遍退餘行頂、行無色餘四、欲界滅復別。

【二二】中般涅槃(Antarāparinirvāyin)。

【二三】生般涅槃(Upapadyaparinirvāyin)。

【二四】有行般涅槃(Sābhisaṃskāra parinirvāyin)。

【二五】無行般涅槃(Anabhisaṃskāra parinirvāyin)。

【二六】上流般涅槃(ūrdhvasrota parinirvāin)。

釋名

(二七)此は中間に於いて、般涅槃するが故に、此れを說きて名けて中般涅槃と曰ふ。是の如く、應に知るべし。此れの生じ已るに於いて、此れの有行に由りて、此れの無行に由りて、般涅槃するが故に、生般等と名く。此れの上流するが故に、名けて上流と爲す。

別釋(細說)(前二句)(一)中般

中般と言ふは、謂はく、色界に往くに中有の位に住して、便ち般涅槃するなり。

(二)生般

生般と言ふは、謂はく、色界に往き、生じ已りて、久しからずして、便ち、般涅槃す。(二八)勤修と、速進の道とを具するを以ての故なり。

生般は有餘涅槃

此の中に說く所の般涅槃とは、謂はく(二九)有餘依なり。

異說

有る餘師の說く、亦、無餘依なりと。

異說の批評

此れは理に應ぜず。(三〇)彼れは壽を捨するに於いて自在なること無きが故なり。

(三)有行般

有行般とは、(三一)謂はく、色界に往くに、生じ已りて長時加行して息まず、多くの功用に由りて、方

【二七】此は云云。中有と生有との中間に於て(欲界に死して色界に生ずるとき)般涅槃するを中般涅槃、色界に生じ已りて間もなく般涅槃するを生般涅槃、色界に生じ已りて、長時加行を設けて般涅槃するを有行般涅槃と名く。同樣にして而も特別の加行を設けずして般涅槃するを無行般涅槃と名け、又欲界より梵衆天に、梵家天より梵輔天と、次第に上地に生じて般涅槃するを上流と名く。

【二八】勤修を具すとは、勤勉なること、速進の道を具すとは勞力を要せざること。

【二九】有餘依とは、有餘涅槃の意。同樣に次行の無餘依とは無餘涅槃のこと。

【三〇】彼れは云云。色界にては自在に促壽する力を有せざれば、自由に捨壽して無餘涅槃に入る理無し。

【三一】謂はくとは、眞諦譯には「彼說」の二字に作り、稱友に依るに原本に Kila(傳說)の字あり。恐くは今本は此處に傳說の字を脫せるか、而して此處に傳記の語を置くは、論主の自義は後に出すが故に、例に由りて不信を表せるものと知るべし。

に涅槃す。此れは、唯、勤修のみ有りて、速進の道無きが故なり。

(四)無行般

無行般とは、謂はく、色界に往いて生じ已りて、久しきを經て加行を懈怠し、多くの功用あらずして、便ち、般涅槃す。勤修と速進との道を闕くを以ての故なり。

異說

(三一)有るは說かく、此れに、二の差別有り。有爲無爲を緣ずる聖道に由りて、其の次第の如く、涅槃を得るが故なりと。

批評

有行無行に對する經部の解を印可す

此說は理に非ず。(三二)太過の失あるが故なり。(三四)然るに、契經の中に、先づ無行を說きて、後に有行般涅槃を說く。是の如く次第するは理に相應す。速進の道有ると、速進の道無きと、無行と有行とにして而も成辦するが故に、功用に由らずして得ると、功用に由りて得るとの故なり。

(三五)生般涅槃は最速進の最上品の道を得す。隨眠最も劣なるが故に、生じて久しからずして、便ち、

【三一】有るは云云。此の說とは有爲法を緣ずる無漏道にて涅槃するは有行般、無爲法を緣ずる無漏道にて涅槃するを無行般とする意。

【三二】太過の失云云。若し異說者の言の如くんば、中般生般も有爲法を緣ずる無漏道を起し、或は無爲法を緣ずる無漏道を起すが故に、之れも亦有行般無行般と名けざるべからざるの不都合を來たさんとなり。

【三四】然るに契經の中云云。有行無行に對する經部の解を述べて之を至當とする文なり。經部謂へらく、雜阿含卄九に中、生、無行、有行、上流の順序にて五種不還を說く。而してその價値よりすれば前位にある程、貴き順なるを以て從つて有行般よりも無行般を上位とせざるべからず。何となれば有行般の分は努力を俟つて涅槃を成辦するに反し、無行の分は努力なくして成辦し得ればなり。こは生般涅槃は無行よりも一層、努力を要せずして而も速進道を得するの例にても明ならんと。

【三五】生般云云は無行般涅槃と生般涅槃と同じく速進の道を具せるを以て、其の差別を辯ず。

般涅槃す。

（五）上流（第三−六句）

上流と言ふは是れ上行の義なり。流と行とは其の義一なるを以ての故なりと。謂はく、欲界に歿して、色界に往いて生じ、未だ、卽ち、中に於いて、能く圓寂を證せず、要ず、轉じて上に生れて、方に般涅槃するものなり。

二種の上流

卽ち〔三六〕此の上流の差別に二有り。因及び果に差別有るに由るが故なり。

因の差別とは、此れ靜慮に於いて、雜修と無雜修と有るに由るが故なり。

果の差別とは、色究竟天と及び有頂天とを極處と爲るが故なり。

雜修靜慮の三種

謂はく、若し靜慮に於いて、雜修有る者は、能く、色究竟に往いて、方に般涅槃す。卽ち、此に、復た、三種の差別有り。全超と半超と偏歿と異るが故なり。

（イ）全超

全超と言ふは、謂はく、欲界に在りて、四靜慮に於いて、已に、具さに〔三七〕雜修し、緣に遇ひて、上三靜慮を退失して、初靜慮の愛味を緣と爲るを以て、命終して梵衆天處に上生し、先世慣習の勢

〔三六〕此の上流の差別に二あり云云。これを圖表すれば、左の如し。

上流般 ─┬─ 雜修（因）─┬─ 全超 ─┐
　　　　│　　　　　　├─ 半超 ─┼─ 色究竟天（果）
　　　　│　　　　　　└─ 偏沒 ─┘
　　　　└─ 不雜修（因）────────── 有頂天（果）

〔三七〕雜修とは無漏を以て有漏に雜ふること。欲界にて四靜慮を雜修し、後に退緣に逢ひて上三靜慮を退失し、唯初定のみを殘し、其定に貪愛を起して執著し、其緣に由りて死して梵衆天に生じ、更に欲界にて習へる慣習力に由りて、又第四定を雜修し、命終して、その因緣によつて色究竟天に生じ、最初の梵衆天に死して最後の色究竟天に至るまで、凡べて中間の十四天を頓に超ゆるが故に、全超といふ。

力に由りて、復た、能く、第四靜慮を雜修して彼の處より歿して、色究竟に生ずるなり。最初の處に歿して、最後の天に生じて、頓に中間を越ゆるは、是れ全超の義なり。

(ロ)半超

半超と言ふは、(三八)彼より漸次に下の淨居に生ずるに、乃至中間に能く一處を越えて色究竟に生ず。超ゆること全に非ざるが故に、名けて半超と爲す。聖は、必ず、大梵天處に生ぜず、(三九)僻見の處なるが故に。一導師なるが故に。

(ハ)偏歿

偏歿と言ふは、彼より、漸次に、一切處に於いて、皆、徧く、受生し、最後に、方に、能く、色究竟に生ず、一切處に死するが故に偏歿と名く。

不還者は一處に再生することなし

不還の者は已生の處に於いて、第二生を受くること無し。彼れは生に於て、勝進を求むべく、等と劣とに非ざるに由るが故なり。卽ち、此れに由るが故に、不還の義滿つ。必ず、曾て生ぜる處には還た生ぜざるが故なり。尚ほ本處に生ぜず、況はんや下に生ずること有らんや。

應に知るべし、此れを(四〇)二上流の中にて、雜修靜慮の因有るに由るが故に、色究竟に往いて般涅槃する者と謂ふ。

無雜修上流

餘の靜慮に於いて、雜修すること無き者は、能く、有頂に往いて、方に般涅槃す。謂はく、彼れは

【三八】 彼よりとは梵衆天より沒して、色究竟天に生ずるに、中間、十四天ある中、或は一天を超え、乃至十三天を超ゆるをいふ。但し、聖者は大梵天處をば必ず超ゆるものとす(有部は十六天說なるを以て、大梵天處を一處と認めず、論主は十七天說をとるが故にこの注意をなせるなり)。

【三九】 僻見の處とは梵天處の主たる梵天は、自ら是れ一切世間の因なりとの戒禁取見を起し、又一切世間の一導師との見を起すこと。

【四〇】 二上流とは、雜修行によりて色究竟天に行く者と、無雜行によりて有頂に行く者となり。

先に雜修靜慮無きも、（四一）諸定に於いて、愛味を緣と爲るに由りて、此に歿して、（四二）偏く色界の諸處に生ず。唯、五淨居天に往くこと能はず。色界に命終して、三無色に於いて、次第に生じ已りて、復た有頂に生じ、方に般涅槃するなり。

二種の上流結語

（四三）二上流の中にて、前は、是れ、觀行にして、後は是れ止行なり。樂慧と樂定と差別有るが故に。

二種の上流の上地に於て般涅槃し得る事の可能と色究竟有頂を極處と爲す理由

二の上流の者が、下地の中に於いて、般涅槃を得することも理に違せざるを（四四）見る、而も此を色究竟天、及び有頂天に往くを極處と爲すと言ふは、此れ、彼を過ぎては、行處無きに由るが故なり。預流の者の極七返生の如し。

此の五を名けて色界に行く者と爲す。

(六)無色界に行く四種

無色界に行く者の差別に四有り。謂はく、欲界に在りて、色界の貪を離れ、此れより命終して、無色に生ずるに、此の中の差別に唯（四五）四種有り。生般涅槃等に差別有るに由るが故なり。

此れを前の五に倂せて、六不還と成る。

【四一】諸定とは四禪定をいふ。

【四二】偏く色界の諸處とは十六天中、第四禪の五淨居を除ける十一處をいふ。五淨居天に往く能はざる所以は、ここは雜修によりて生ずべき處なるが故なり。此の節の第七項を見よ。

【四三】二上流の中、雜修定ある者は觀行の人にして、觀に勝ぐれ、無雜修のは止行の人にして止に勝る。前者は樂慧の人にして、後者は樂定の人なるに由る。

【四四】見るとは論主自己の見なり。

【四五】四種とは無色界には中有無きが故に、上の五の中にて中般涅槃の一を除けばなり。而して此の無色に行く四種を凡べて一と見做し、前の五に合せて六不還と數ふ。

（七）現般涅槃

復た色無色界に行かず。即ち此に住して、能く、般涅槃する有り。（四六）現般涅槃と名く。前の六に幷せて七と爲す。

第三項　九種不還

色界に行く一不還の中に於いて、復た異門有り。其の差別を顯さば、

（四七）頌に曰はく、

色界に行くに九有り、謂はく、三に各三を分つ。
業と惑と根とに殊り有り。故に三九の別を成ず。

九の不還

論じて曰はく、即ち色界に行く、五種の不還を總じて、立てて三と爲し、各三種に分つが故に九種と成る。

何等をか三と爲す。

中生上流の三般涅槃

（四八）中と生と上流と差別有るが故なり。

云何にして、三種を各分ちて三と爲すか。

【四六】現般涅槃（Dṛṣṭa-dharma-parinirvāyin）。

【四七】頌に云云。こは色界に行く五不還を、中、生、上流の三に攝し、その三を更に業と惑と根との相違を基礎として九種となすことを述べたるものなり。

頌の舊譯

三人更分ㇾ三、應ㇾ知九色行、
復彼人差別、業惑根異故。

【四八】中と生と上流。有行と無行とをば生般に攝す。

中般の三種

且らく、中般涅槃を分ちて三種と爲す。速と非速と經久とに般涅槃を得すること(四九)三の火星の喩の顯はす所なるに由るが故なり。

生般の三種

生般涅槃に、亦、三種を分つ。(五〇)生と有行等との般涅槃なるが故なり。此れは皆、生じ已りて、般涅槃を得す。是の故に、並びに、名づけて生般と爲す。

上流の三種

上流の中に於いて、亦、三種を分つ。超と半超と等差別有るが故なり。然るに諸の三種は、一切、皆、速と非速と經久とに般涅槃を得るに由るが故に、更互に相望して、雜亂の失無し。

三種總別と九種各別との根據

是の如き(五一)三種九種の不還は、業と惑と根と差別有るに由るが故に、速と非速と經久との不同有るなり。

且らく、總じて三と成るは、(一)(五二)順起と〔順〕生と〔順〕後との業を造し増長する差別に由るが故に、(二)其の次第の如く、下中上品の煩惱の現行するに差別有るが故に、(三)及び上中下根の差別あるが故に。〔卽ち〕此の三は一一其の所應の如く、亦業と惑を根とに差別有るが故に、各三の別有り、故に九種と成る。

【四九】三の火星云云。速般は速に涅槃を得ると、札火星の忽に飛びて忽に消ゆるが如く、非速般は中有に幾時か住して然る後涅槃に入ると、鐵火の小星の暫時飛びて滅するが如く、經久般は久時を經て入涅槃すると、鐵火の大星の遠方に至りて消ゆるが如し。

【五〇】生と有行と無行とは前註の如し。

【五一】三種九種とは總じて三種に分ち、更に別に九種に分つこと。

【五二】順起とは起は中有の異名(論第八卷參照)順起業は中般を、順生業は生般を、順後業は上流般を引く。他も準じて知るべし。

謂はく、(五三)初と二との三は、惑と根との別に由りて、各三種を成ず。業の異るに由るに非ず。後の三は、亦順後受業にも差別有るに由るが故に、分ちて三種を成ず。故に說く、是の如く、色に行く不還は、業と惑と根との殊なるによりて三九の別を成ずと。

第四項　七善士趣

若し爾らば、何故に諸の(五四)契經の中に佛は、唯、七善士趣有りと說くか。

頌に曰はく、

(五五)七善士趣を立つることは、上流の別無きに由る。善と惡とを行ずると行ぜざると、往くこと有りて還ること無きとの故なり。

七善士の別（前二句）

論じて曰はく、中と生とに、(五六)各、三あり、上流を一と爲して、經には此れに依りて、七善士趣

【五三】初と二との三云云。中般と生般との時間的に分たれたる三種は、下中上三品の惑と根との差別によりて分ち、上流般の三種は、惑根及び順後受業に更に差別有るに由りて分つとの意。

【五四】契經とは中阿含二、善人往來經、七善士趣（Sapta sat-puruṣa-gatayaḥ）は舊譯に七種賢聖人行と記す。

【五五】頌の舊譯

上流非ニ差別一、說ニ七賢聖行一、善惡行不レ行、由ニ往不ニ更還一。不還果を明す中の第四段、義便に七善士趣（舊譯七種賢聖人行）を說明す。その中前二頌は正しく問に答へ、後の二頌は獨り不還果にのみ善士趣を立てて、所餘の預流、一來果に然らざる理由を明す。

【五六】各三とは、速と非速と經久との三なり。

を立つ。
上流の法を有するが故に、上流と名づけ、此の義、同じきに由りて、且らく、立てて一と爲すなり。

不還果にのみ善士趣を立つる理由

（五七）何ぞ獨り此に依りてのみ善士趣を立て、所餘の有學の聖者に依らざるか。

（五八）趣は、是れ、行の義なり、所餘の有學は、皆、善業を行ずるも差別無きが故なり。唯、此の七種は皆、善業を行じて、惡業を行ぜず、餘は則ち然らず。

又、唯、七種のみ上界に行住して、復た還り來らず、餘は則ち然らず。

故に、獨り、此れに依りて善士趣を立つ。

經を引いて難ず

若し爾らば、何が故に（五九）契經の中に云何が善士なる。謂はく、若しくは、有學の正見を成する者と言ひ、乃至、廣說するや。

通經

諸の餘の有學も、若し異門に就かば、亦、說いて善士の性有りと爲す可し。諸の有學は（六〇）五種

【五七】何ぞ獨り云云。唯不還果にのみ善士趣を立てて所餘の預流、一來の聖者には何故に立てざるかとの問意。

【五八】趣は是れ云云。趣は行の意にして、所餘の有學の聖者も皆善業は行ずれども、不善心を以て行ずる非梵行等を行じて、凡夫と簡ぶ所無きに對し、不還の七種は善行を爲すと共に、凡て不善心を以て行ずる非梵行等を離れ、又此の七種の不還のみ、上界に往いて欲界に歸らず。故に此の不還のみに善士趣を立つ。

【五九】契經とは前引の中阿含二善人往來經參照。問意は、有學の正見とは四諦を觀じて苦非我等の行相を成ずるものにして、見道の苦法智忍以去をいふ。故に餘の有學も正見を成ずる故に善士の中に攝するに非ずやとなり。

【六〇】五種云云。異門に就きて善士と說き得る第一因故。五種の惡とは殺生偸盜邪婬妄語飲酒のこと。

の惡に於いて、皆、畢竟じて不作律儀を獲得するを以ての故に。(六一)不善の煩惱は多く已に、斷ずるが故なり。〔然るに、今〕、善士趣を立つるは、異門に就かず。唯、善を行じて、惡を行ぜざるに約するが故に。唯だ勝因に託して上界に往く〔に約する〕が故なり。

第五項　經生の聖者

(六二)諸の、聖位に在りて、曾て經生する者は、亦、此れ等の差別の相有るか。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

欲界の生を經る聖は　餘界に往いて生ぜず。
此れと、及び、上に往いて生ずるとには、　練根と並びに退とは無し。

【六一】不善の煩惱云云。第二因故。見所斷の不善は永斷せるが故に。

【六二】諸の聖位に在りて云云。他界に往かずして常に或る一界のみに生死しゐる聖者を經生の聖者といふ。問意は、この經生の聖者も不還果を得る時は、矢張り前述の如く、生、中、上流等の區別を來たすかといふにあり。頌は之に答へたるものにして、初二句は欲界經生の聖者が不還果を得るも、上界に生ぜざることを述べ、後二句はこの欲界經生の聖者と色界經生の聖者には鍊根と退となきことを示したるものなり。

頌の舊譯

欲界轉生聖、不㆔往生㆓餘界㆒、
此及上生人、無㆓練根並退㆒。

欲界の經生の聖者は上生のこと無し(初二句)

色界經生の聖者は上生有り

欲界に經生して色究竟天に生ずること有りや

毘婆沙師の説

欲界經生等の聖者と練相及退墮(三四句)

論じて曰はく、若し聖位に在りて、欲界の生を經るものは、必ず、(六三)往いて色無色界に生ぜず。彼は不還果を證得し已れば、定んで現身に於いて、般涅槃するに由るが故なり。

(六四)若し、色界に於いて、經生する聖者は、無色界に上生する義有るべし。色界に行いて有頂を極むる者の如し。

然るに、(六五)天帝釋は是の如き言を作す。「曾て聞く、天有り、色究竟と名く。我れ、後に、退落せば、當に彼に生ずべし」と。

(六六)毘婆沙師は是の如き釋を作す。彼れは對法の相を了せざるに由るが故に、喜ばしめんが爲めの故に、佛も、亦、遮せざるなりと。

即ち、此の、已に、欲界の生を經る者と、及び已に(六七)此れより上界に往いて生ずる諸聖と

【六三】 往いて色無色に生ぜず云云。欲界のみにて生死したる聖者は、欲界の劣惡のみを經驗し居るを以て、上界も亦然るべしと思ひ、そこに往かずして、般涅槃すと。

【六四】 若し色界に於いて等。色界に經生せるものは、色界の善美なるを知るを以て、更に無色界に進むを厭はざるによるなり。

【六五】 天帝釋云云。稱友に依るに、天帝釋曰く、「我此處に沒して人間に生れ、阿羅漢果を得て、般涅槃せずんば、我曾て色究竟天あることを聞けるを以て、死して其天衆中に生るべし」と、此の言の中、彼帝釋は天の中にて預流果を得て居りながら、人間に生れて涅槃すると云ふは經生する證なり、死して色究竟天に生るべしと云ふは上界に生ずる證なり云云。中阿含三十三、大品釋問經に曰く、

捨二離於天身一、來至生二人間一、不二愚癡入レ胎、隨二我意所樂一、得二身具足一已、速質直正道、行具二足梵行一、常樂二於乞食一、學レ智、學レ智已若得レ知者、便得二究竟智一、得二究竟邊學智一、學智已、若得レ智不レ得二究竟智一者、當レ作二最上妙天一、諸天聞レ名二色究竟天一、往二生彼中一、大仙人願當レ得二阿那含一、大仙人我今定得二須陀洹一、云云。

【六六】 毘婆沙師云云。婆沙論五十三、參照。帝釋天が退落して色究竟天に生ずと考ふることは、世界觀の法相に達せざるが爲めにして、亦、佛はその誤りを訂正せざるは、帝釋の喜びをそのままにして置かんとの考に基くと。

は、必ず、練根と並に退と無し。

何に縁りて、欲界の生を經ると及び上生との聖者に、練根と並に退と有ることを許さざるや、必ず無きを以ての故なり。

經生の聖者の然る理由

何に縁りて、必ず、無きか。

經生は、(六八)習根、極めて、成熟するが故に、及び殊勝の所依止を得せるが故に。

有學の未離欲の聖者に中有般涅槃せざる理由

(六九)何に縁りて、有學にして、未だ欲貪を離れざれば中有の中に般涅槃する者無きか。

彼れは、(七〇)聖道、未だ、淳熟せざるが故に、未だ、能く現在前せしめ易からざるが故に。所有の隨眠は極劣なるに非ざるが故に。

毘婆沙師の說

毘婆沙師は、是の如き釋を作す。(七一)諸の欲界の法は極めて越え難きが故に。(七二)彼れは尚ほ、餘の多くの所作有るが故に。謂はく、應に進みて、不善と無記との二煩惱を斷ずべきが故に。及び、應に進みて若くは二、若くは三の沙門果を得すべきが故に。並びに、應に、總じて、三界の法を越ゆべき

【六七】此れより上界とは色界より無色界に到るものをいふ。

【六八】習根云云。生を經て無漏根を修習し、極めて成熟し、その所依身も亦聖者の身として殊妙なるが故なりとの意。

【六九】何に縁りて云云。預流一來の聖者が中般し得ざる理由を明にしたるものにして、義便の說明とす。

【七〇】聖道云云。聖道未だ淳熟せざるが故に現前し易からず又隨眠も極劣に非ざれば、以上の二理由によりて、中般涅槃なし。以上論主の說。

【七一】諸の欲界の法とは未離欲の人の成熟せる煩惱、業、及び異熟果のこと。

【七二】彼れは尙ほ等。未離欲の聖者は尙應に成ずべき事柄の殊るもの有り。一には欲界の不善煩惱、上界の無記の煩惱を皆斷ぜざる可からず。二には不還阿羅漢の二果、又は之れに一來を加へて三果を得せざるべからず。三には欲等三界の煩惱等の法を總べて越えざるべからず。等之れなり。

が故に。〔而も〕中有の位に住しては、是の如き能無きが故にと。

第六項　靜慮の雜修に就て

(七三)前に上流は靜慮を雜修するを因と爲して、能く色究竟天に住くことを説きつ。

(一) 先づ應に何等の靜慮を雜修すべきか。
(二) 何等の位に由りて、雜修の成ずるを知るか。
(三) 復た、何の緣の爲めに、靜慮を雜修するか。

頌に曰はく、

先に第四を雜修す。　成は一念の雜に由る。
受生と現業と、及び煩惱の退を遮せんが爲めなり。

雜修の初と其の理由（第一句）

論じて曰はく、諸の四靜慮を雜修せんと欲する者は、必ず、先づ第四靜慮を雜修す。彼の等持の、最も、堪能なるを以ての故に、諸の(七四)樂行の中に、彼は最勝なるが故なり。

【七三】前に上流云云。この項は言はゞ不還果論に對する餘論とも見るべきものなり。問に三箇條あるに應じて、答も然り。即ち第一句は第一問に答へたるもの、第二句は第二問に答へたるもの、第三四句は第三問に答へたるものとす。

頌の舊譯

先雜二修後定一、成由二一念雜一、爲三生及趣歳、並怖二畏惑退一。

【七四】樂行とは止觀平等に轉じて尋伺等の動亂を離れ、容易に目的を達し得べきを云ふ。

能修の人

（七五）是の如く、諸の靜慮を雜修する者は、是れ、阿羅漢、或は、是れ、不還なり。

成滿の位（第二句）

彼は、必ず、先づ、第四靜慮に入りて、多念の無漏相續して現前し、此より多念の有漏を引生し、後に復た多念の無漏現前す。是の如く、旋還して、後後は漸く減じて、乃至、最後に、二念の無漏、

（一）加行成滿

次に二念の有漏を引いて現前し、無間に、復た、二念の無漏を生ずるを、雜修定の加行成滿と名く。

（二）根本圓成

次に、後に、唯、一念の無漏より、一念の有漏を引起して、現前し、無間に、復た、一念の無漏を生ず。是の如く、有漏の中間の刹那に、前後の刹那の無漏雜るが故に、雜修定の根本圓成すと名く。

下三定の雜修

（七六）前の二刹那は、無間道に似、第三の刹那は、解脫道に似たり。是の如く。第四定を雜修し已りて、此の勢に乘じて、其の所應に隨つて、亦、能く下三靜慮を雜修す。

修定の處

先に欲界の人趣の三洲に於いて、是の如く諸の靜慮を雜修し已りて、後に、若し、退失して色界の中に生ぜば、亦、能く、前の如く、靜慮を雜修す。

雜修の目的（第三—四句）

靜慮を雜修するは、三種の緣の爲めなり。一には受生の爲、二には現樂の爲、三には煩惱を起して、退することを遮止せんが爲めなり。謂はく、不還の中に於いて、諸の利根の者は、現法樂と、及び、淨

【七五】是の如く云云。未離欲の者は、根本定に入ること能はず。離欲の異生は、根本定に入るとも、無漏定を修すること能はず。

【七六】前の二刹那云云。前の無漏有漏の二刹那は恰も無間道の如し、第三の無漏は解脫道の如しとなり。前の二刹那に於て不染無礙の定障を滅し、後の一刹那に於て正さしくその不成就を得すればなり。

居に生ぜんが爲にして、諸の鈍根の者は亦、退を遮せんが爲なり。彼は退を畏るが故なり。〔而して〕是の如きの雜修は(七七)味相應の等持をして遠ざからしむるが故なり。

諸の阿羅漢は、若し利根の者ならば、現法の爲なり。若し鈍根の者ならば、亦煩惱を起して退することを遮防せんが爲なり。

第七項　五淨居天

淨居の五天

〔前項に〕、靜慮を雜修するは、(七八)淨居に生ぜんが爲なりといふ。何に緣りて、淨居處に唯、五有るか。

頌に曰はく、

(七九)五品を雜修するに由りて、生に五淨居有り。

論じて曰はく、雜して第四靜慮を熏修するに、五品有るに由るが故に、淨居に、唯、五あり。

所謂五品

何をか五品と謂ふ。

【七七】味相應の等持。味定は退果せしむる緣なり。

【七八】淨居五天とは無煩、無熱、善現、善見、色究竟の五天のこと。那含の聖者の生ずる所の故に五那含天ともいふ。

【七九】頌の舊譯
由雜修五品、淨居生有五。

【八〇】謂く下と中と上云云。之を圖表すれば

下　品(三　心)—無煩天
中　品(六　心)—無熱天
上　品(九　心)—善現天
上勝品(十二心)—善見天
上極品(十五心)—色究竟天

(八〇)謂はく、下と中と上と上勝と上極との品の差別あるが故なり。此の中、初品は三心現前して、便ち成滿することを得。謂はく、初めは無漏にして、次には有漏を起し、復た無漏を起すなり。第二品は(八一)六あり。第三品は九あり。第四品は十二あり。第五品は十五あり。是の如く、五品の雜修靜慮は、其の次第の如く、五淨居を感ず。應に知るべし、此の中、無漏の勢力は(八二)有漏を熏修して、淨居を感ぜしむることを。

異說

(八三)有る餘師の言はく、信等の五の、次第に增上するに由りて、五淨居を感ずと。

第八項　身證

經に不還を說きて、(八四)身證と名くること有り。何なる勝德に依りて、身證の名を立つるか。

頌に曰はく、

【八一】第二品の六は、前の三心に更に三心を加へたるもの。後の九、十二、十五も凡て三心づつを加へての結果なり。

【八二】有漏を熏習してとは、無漏心、自身が五淨居を感ずるにあらずして、有漏をたすけて生ぜしむるをいふ。

【八三】有る餘師とは室利羅多。

【八四】身證(Kāyasākṣin)とは心證を簡べる言なり。經とは中阿含五一、阿溫具經。文に曰く、若有ニ比丘一、非ニ倶解脫一、非ニ慧解脫一、而有ニ身證一、云何比丘而有ニ身證一、若有ニ比丘一、八解脫身觸成就遊、不三以レ慧見ニ證漏已盡已知一、是比丘而有身證一云云。

(八五)滅定を得る不還を、轉じて、名けて身證と爲す。

滅定の得

論じて曰はく、滅定の得有るを、滅定を得すと名く。

身證

即ち、不還の者にして、若し身中に於いて、滅定の得有らば、轉じて、身證と名く。謂はく、不還の者は、身に由りて、涅槃に似たる法を證得するが故に、身證と名く。

身證と名くる理由

如何にして、彼れを說きて、但だ身證と名くるか。

有部の說

(八六)心は無なるを以ての故に、身に依りて生ずるが故に。

經部の說（世親簡取）

(八七)理實には、應に言ふべし、彼は滅定より起ちて、(八八)先に未だ得ざる有識身の寂靜を得し、便ち此の思を作す、「此の滅盡定を最も寂靜と爲す。極めて涅槃に似たり」と。是の如く、身の寂靜なるを證得するが故に、身證と名く。得及び智の現前するに由りて、身の寂靜を證得するが故なりと。

契經の十八有學と身證

(八九)契經に十八有學有りと說く。何に緣りて、

【八五】頌の舊譯 得二滅定一那含、說名爲二身證一。

【八六】心は無なるを以ての故に云云。滅盡定なれば心心所は滅して無く、無識の身を所依として起るに由る。

【八七】理實には云云。經部の解にして、身證といふは滅定にある時の名にあらずして、滅定より出觀して、その身に大寂靜を感ずる處に名くるものなりと。

【八八】先き未だとは、入定前のこと。

【八九】契經等。中含三十福田經に二十賢聖を說く段參照。十八有學とは、預流向果、一來向果、不還向果、阿羅漢向、隨信行、隨法行、信解、見至、家家、一間、中般、

中に於いて、身證を說かざるか。

依因無きが故なり。

何をか依因と謂ふ。

謂はく、(九〇)諸の無漏の三學及び果なり。彼の差別に依りて、有學を立つるが故なり。滅定は學に非ず、亦た學の果にも非ず、故に彼れを成ずるに約して、有學の差別を說かざるなり。

第九項　不還の種類に關する結辭

不還の差別の麤相、是の如し。若し細かに分析せば、數、多千と成る。

其の義、云何。

且らく、中般の如きは、根に約して建立すれば、便ち三種と成る。下中上の根に差別有るが故なり。地に約して建立すれば、則ち四種と成る。(九一)初定に往く等の差別有るが故なり。種性に約して建立する時は、則ち(九二)六種と成る。退法種姓等差別有るが故なり。處に約して建立すれば、十六種と成る。梵衆天等の處差別あるが故なり。地と離染とに約すれば、(九三)三十六と成る。色界の具縛と乃至已に第

生般、有行、無行、上流をいふ。此中に身證なきを以て、この問あるなり。

【九〇】諸の無漏云云。凡そ有學と立つる者は、(一)に無漏の三學有り(二)に擇滅の果有るものに局る。然るに今の身證不還の得せる滅盡定は有漏なるが故に三學に非ず、有爲なるが故に離繫果に非ず。此の相違有るが故に餘の有學には身證を說かず。

【九一】初定の中般より第四定の中般迄四種有り。

【九二】六種姓のことは論第二十五卷に出づ。

【九三】三十六とは四定の各の離染に各九人（具縛より乃至八品の斷迄）有るが故なり。

四靜慮の八品の染を離るるとの故なり。處と種性と離染と根とに約して建立すれば總じて、二千五百九十二と成る。

云何にして、是の如くなるか。

一處の種性

且らく一處に於いて、種姓に六有り。一一の種姓を離染門に約すれば、[その]差別九と成る。謂はく、隨つて何れの地にも、具縛を初めと爲し、乃至已に八品を離るるを後と爲し、是の如くにして六九、五十四と成る。十六處を以て、五十四に乘ずれば、八百六十四と成る。根を以て之に乘ずれば、復た三倍と成る。故に總じて、二千五百九十二と成る。

具縛

(九四)諸の下地の九品の染を離るる者を、卽ち說きて名けて上地の具縛と爲す。一一の地の離染の(九五)數の等しきことを成ぜんが爲の故なり。

是の如く、乃至上流も、亦、爾なり。總じて計るに、(九六)五種を積數して合して、一萬二千九百六十と成る。

第六章　無學道

第一節　無學果總說

【九四】諸の下地云云。欲界の第九品の惑を斷じたるを色界の具縛といふが如し。

【九五】數の等しきことは、四定に於て各各九あらしめんがためなり。若し是の如く計へずんば、初定には具縛を一とし、一品乃至九品斷を九とし合して十あるべく、第二定には一品斷乃至九品斷にて九あるべく、第二定亦是の如し、第四定は一品乃至八品斷にて八あるべし、第九品斷は無色の具縛なれば此を除く。

【九六】五種。中般以下上流迄五種各二千五百九十二の故に全數は積みて一萬二千九百六十と成るとの意なり。

已に、第三の向果の差別を辯じつ。次に、應に、第四の向果を建立すべし。

(九七)頌に曰はく、

上界の修惑の中に、　初定の一品を斷ずるより、
有頂の八品に至るまでは、　皆阿羅漢向なり。
第九の無間道を、　金剛喩定と名く。
盡の得と倶なる盡智は、　無學の應果を成ず。

阿羅漢向

論じて曰はく、即ち不還の者は、進みて、色界及び無色界の修所斷の惑を斷ずるに、(九八)初定の一品を斷ずるを初めと爲して、有頂の八品を斷ずるに至るまでを後と爲す。應に知るべし、轉じて阿羅漢向と名く。

【九七】頌に云云。第四の羅漢果に關する一般相を述べたるものなり。前四句は阿羅漢向を述べ、第五句は特に金剛喩定を説明し、第六、七句は無學果を説きたるものとす。

頌舊の譯

滅ニ有頂八品一、成ニ阿羅漢向一、
第九無間道・此名ニ金剛定一、
由レ得ニ第九滅一、盡智無學應。

【九八】初定の一品を斷ずる等。之を圖表すれば次の如し。

上二界修惑
阿羅漢向 ┬ 下七地各九品
　　　　 └ 有頂地八品斷
阿羅漢果 ─ 有頂地第九品 ┬ 無間道 ─ 金剛喩定
　　　　　　　　　　　　 └ 解脫道

即ち此に說く所の阿羅漢向の中にて、有頂の惑を斷ずる第九の無間道を、亦說きて、名けて（九九）金剛喩定と爲す。一切の隨眠を、皆、能く、破するが故なり。（一〇〇）先に、已に、破したるが故に、一切を破せざれども、實は、能く、一切を破する功能有り。諸の、能く、惑を斷ずる無間道の中にて、此の定と相應するものを最も、勝れたりと爲すが故なり。

金剛喩定の差別

金剛喩定に多種有りと說く。謂はく、（一〇一）有頂の第九品の惑を斷ずる無間道の生ずることは、通じて、九地に依る。

第一師の說未經定に攝する五十二

以て（一〇二）此の定の、智と行と緣との別ありて、未至定に攝するものに五十二有りと說く。謂はく、苦集の類智は、有頂の苦集を緣するに、各四行相有れば、應に八有るべく、滅道の法智は、各四行相有れば、應に八有るべく、滅類智は（一〇三）八地の滅を緣するに、一一に各四行相有れば、應に合して三十二となるべく、道類智は八地の道を緣するに、總じて、四行相有れば、應に四有るべ

【九九】金剛喩定（Vajropama-samādhi）。

【一〇〇】先に已に云云。下地の煩惱は先に已に破するが故に今は破せざれども、其實は一切の惑を破する功能有り。諸の無間道中に在りて、此の定と相應する無間道を最も勝れたるものとなすが故に、之を金剛に喩へたるなり。

【一〇一】有頂の云云。有頂の第九品の惑を斷ずることは、未至中間四根本下三無色の九地の無漏定による。故に九地に通じ、その何れによるも、その無間道を金剛喩定と名く。

【一〇二】此の定の智と行と緣と云云。金剛喩定を說くに智の區別（法智、類智）、行相の區別（苦空等）、緣の區別（四諦）等に約して、之を考ふる時は、同一定に攝せらるるものにても數多に分るべし。本論はその數の計へ方として三說を擧げたれども、之を一一詳しく解說すれば、極めて紊雜となる恐あるが故に、今は略註に止め置くべし。

【一〇三】八地とは四禪と四無色。

し。〔一〇四〕八地を治する類智品の道は、同類に相因りて、必ず總緣するを以ての故なり。未至に攝むるものに五十二有るが如く、中と四靜慮とも、應に知るべし、亦、爾なり。

中間定と四根定とに攝するもの

〔一〇五〕空處は二十八なり。〔一〇六〕識處は二十四なり。

三無色定に攝するもの

〔一〇七〕無所有處は二十なり。

〔一〇八〕無色に依るを以て、法智及び下の滅を緣ずる滅類智有ること無きが故に。然も、下地の對治道を緣ずるは、同品の道互に因と爲るを以ての故なり。

第二說

〔一〇九〕有るが說く。此の定の智と行と緣との別るるを以て、未至地に攝むるものに、八十種有り。謂はく、道類智の、八地の道を緣ずるに、亦、各別に、四行相有り。此れに由りて、前に於いて、二十八を增す。未至に攝むるものに八十種有るが如く、中と四靜慮とも、應に知るべし、亦爾なり。空處に四十あり。識處に三十二あり。無所有處は二十四ありと。

【一〇四】八地を治する云云。上八地の能對治たる類智品の道は互に同類因となるが故に、八地の道諦を緣ずるに、之を別劫にせずして、總緣するを以て、ただ、道如行出の四行相に過ぎず。

【一〇五】空處の二十八とは前の五十二行の中より、滅道二法智と下四靜慮の滅を緣ずる類智との六智、下の各四行相卽ち四六、二十四行相を除けるものなり。

【一〇六】識處の二十四は前の二十八より、空處の滅を緣ずる類智の四行相を去れるもの。

【一〇七】無所有處の二十は前の廿四より識所の滅を緣ずる類智の四行相を去れるものなり。

【一〇八】無色に依るを以て云云。かく次第に行數を減ずる所以は、無色界によるが故に、法智なきは勿論、亦無色にありては下地の滅諦を緣ずる滅類智なきが爲めにして、又、道諦を緣ずる道類智にありては自地上下地を通じて一類として觀ずるを以て、ただ四行相あるのみなれば、上述の如き計算となるといふにあり。

【一〇九】有るが說く。以下は、第二師の笇定なり。

第三說

(二〇)復た、金剛喩定の智と行と緣との別るるを以て、未至地に攝むるに、總じて、一百六十四種有らしめんと欲する有り。謂はく、滅類智の八地の滅を緣ずるに、別有り、總有り。各四行相あり。應に此れに由りて、(二一)初めに於いて、百一十二を增すべし。未至に攝むる百六十四の如く、中と、四靜慮とも、應に知るべし、亦、然なり。

空處は五十二、識處は三十六、無所有處は二十四なり。

種性根等の差別

若し種性と根と等に就いて、分別すれば、更に多種と成る。理の如く、應に思ふべし。

金剛喩定と盡智(第七句)

此の定は、既に、能く有頂地の第九品の惑を斷じ、能く、此の惑の(二二)盡の得と倶に行ずる(二三)盡智を引きて、起らしむ。

金剛喩定は、是の斷惑の中にて、最後の無間道なり。所生の盡智は、是れ、斷惑の中の最後の解脫道なり。

盡智の釋名

(二四)此の解脫道は、諸の漏盡の得と、最初に倶に生ずるに由るが故に、盡智と名く。

盡智と阿羅漢果と無學(第八句)

是の如く、盡智、已に生ずる時に至りて、便ち、無學の阿羅漢果を成ず。已に(二五)無學應果の法を

【二〇】復た金剛喩定云云。以下は第三師の說。

【二一】初めに於いてとは第一說の五十二に加へる義。

【二二】盡の得とは擇滅の得のこと。

【二三】盡智とは、煩惱已に滅し我生盡きずといふ大自覺をいふ。後の智品參照。

【二四】此の解脫道は、三界一切の煩惱を斷盡して得たる擇滅(諸の漏盡の得)の得と倶生する故に盡智と名くとの意。

【二五】無學應果。無學卽ち應果なり。

得るが故なり。別果を得んが爲めに、修すべき所の學の、此に有ること無きが故に、(二六)無學の名を得す。

阿羅漢の釋名

(二七)即ち、此れは、唯、他の事を應作が故に、諸の有染の者の應供き所なるが故に、此の義に依りて、阿羅漢の名を立つ。

四向三果の准釋

義を准じて、已に、前來辯ずる所の四向三果を、皆(二八)有學と名くることを成ず。

何に緣りて、前の七は有學の名を得るか。

漏盡を得んが爲めに、常に樂學するが故なり。

三學

學要に三有り。一には(二九)增上戒、二には(三〇)增上心、三には(三一)增上慧なり。戒定慧を以て、三の自體と爲す。

難

若し爾らば、異生をも應に有學と名くべし。

釋

爾らず。未だ(三二)如實に諦理を見知せざるが故に。彼は、後時に、正學を失すべきが故に。此れに由りて、善逝は、再び、學の言を說く。(三三)契經の中に、佛の、憺怕に告ぐるが如し。「所應の學を學し、所應の學を學するを、我れ、唯だ此を說きて、有學の者と名く」と。

【二六】無學(Aśaikṣa, Asekho)。最早、學ぶべきものなき人といふ義。

【二七】即ち此れは云云。阿羅漢(Arhan)譯して應といふ。應とは(一)衆生の利益を作すべく(二)他の供養を受くるに相應する資格ありといふ義なりと。

【二八】有學(Śaikṣa sekho)。尙ほ學ばざるべからざるものある人といふ義。

【二九】增上戒(Adhiśīlam)。

【三〇】增上心(Adhicittam)。

【三一】增上慧(Adhiprajñam)。

【三二】如實に云云。たとひ、凡夫は戒學を學ぶも未だ無漏智を以て諦理を見ず、又一旦學びながらも再び退失することあるが故に有學と名けず。佛は此事を明にせんが爲めに、有學者に於て、學の言を二度繰返へせりと。

【三三】契經とは雜阿含三十五、(辰三、一〇七右)參照。

經を釋す

正に、學すべき所を學して、退失すること有ること無きを、有學の者と名くることを、了知せしめんが爲めの故に、薄伽梵は、重ねて、學の言を說けるなり。

難

聖者の（二二四）本性に住するを、如何にして、有學と名くるか。

答

（二二五）學意、未だ滿たざるが故なり。行く者の、暫く息ふが如し。或は、學法の得の、常に隨逐するが故なり。

學法

學法とは云何。

謂はく、有學の者の無漏有爲の法なり。

無學法

無學法とは云何。

謂はく、無學の者の無漏有爲の法なり。

涅槃を學と名けざる所以

云何ぞ、涅槃を名けて、學と爲さざるか。

無學も異生も、亦、成就するが故なり。

無學と名けざる所以

此れは、復た、何に緣りて、無學と名けざるか。

有學も異生も、亦、成就するが故なり。

四向四果總釋

是の如く、有學及び無學の者を、總じて、八の聖の補特伽羅と成す。向を行じ、果に住するに、各

【二二四】本性（Prakṛti）とは有情の入定せざる場合を云ふ。聖者の本性に住すとは乞食等に出でたる時なり。

【二二五】學意云云。恰も行く人の暫時休むが如く、聖者の本性に住するものも、表面の平靜に拘らず、更に進まんとの意業の曾て休むこと無きが故に依然として有學たり。乃至學ぶべき戒定慧の法の得の常に身に隨逐するによつて有學と名くるなり。

八聖の體

四有るが故なり。謂はく、預流果を證得せんが爲の向と、乃至所證の阿羅漢果となり。名に八有りと雖も、事は唯だ五有り。謂はく、四果に住すると及び初果向となり。後の三果向は、前の果を離れざるを以ての故なり。

超越證の聖者

此れは漸次に果を得する者に依りて説く。(二二六)若し、倍離欲と全離欲との者の、見道の中に住するは、名けて一來と不還との果の向と爲す。前の果に攝するに非ず。

第二節 (二二七)治道の種種相

第一項 道と地染

前の所説の如き、修道に二種有り。有漏と無漏と差別有るが故なり。何等の道に由りて、何の地の染を離るか。

(二二八)頌に曰はく、

有頂は無漏に由り、　餘は二に由りて、染を離る。

【二二六】若し倍離欲云云。若し欲界の修惑の六品を離れ、又は九品を離する等の超越證の人が見道に入るときは預流果等を超證するが故に、其の向道は前果に攝せらるべき筈なり。故にそれ等の體には、前果たる預流果又は預流果及び一來果を除く代りに別に一來向(倍離)不還向(全離)を認むとの意。

【二二七】治道の種種相。この節は無學論に關連して、言はば序でに述べたるものにして、廣く修道に關して、種種の問題を取扱へるものとす。

【二二八】頌に云云。地の染と、有漏、無漏との關係を明にしたるものなり。

頌の舊譯

由二出世一離欲、有頂餘二種。

有頂の無漏道離染と其の理由

論じて曰はく、唯だ無漏道のみ有頂の染を離す。有漏道に非ず。

所以は何ん。

(二九)此の上に、更に、世俗の道無きが故に。自地は自地を治すること能はざるが故に。自地の煩惱の隨增する所なるが故に。

(三〇)若し、彼の煩惱にして、此れに於いて、隨增するときは、此れは、必ず、彼の煩惱を治すること能はず。(三一)若し此の力、能く彼を對治するときは、則ち、彼は、此に於いて、必ず、隨增せざるが故に、自地の道は自地を治せず。

餘の八地の二道に依る離染

餘の八地を離るるには、通じて二道に由る。世、出世の道によりて、倶に能く、離るるが故なり。

【二九】此の上に云云。有漏道の斷惑は例の六行觀にて上地は淨妙離、下地は粗苦障の觀をなして、上地の近分定にて次の下地の煩惱を斷するものなるも、有頂地には上の定地無きが故に有漏道斷無し。又自地の有漏道は自地の惑を治する能はざるの定め有り、加之自地の有漏道は、却つて煩惱の隨增の食と成ること有るが故なり。

【三〇】若し彼の煩惱云云。自地の道は自地を治し得ざる理由を述べたるものなり。彼の煩惱とは彼の地の煩惱のこと。此れに於てとはこの治道に於てなり。

【三一】若し此の力の云云。此の有漏道が能く自地の煩惱を對治するならば、この煩惱は有漏道に從つて隨增する筈無し然るに隨增するは治道の力なきが爲めなりと。

第二項　道と離繫

既に、通じて、二に由りて、八地の染を離すとせば、各各幾種の離繫得有るか。

頌に曰はく、

〔二二〕聖は二をもつて、八の修を離る、各二の離繫得なり。

有學の聖者

論じて曰はく、諸の有學の聖は、有漏道を用つて、下の八地の修斷の染を離るる時、能く、具さに、〔二三〕二の離繫得を引生す。無漏道を用つて、彼を離るるときも亦然り。二種の道は所作を同じくするに由るが故なり。

二の離繫得を引生する理由

異說

〔二四〕有る餘師の釋すらく、無漏道を以て、彼の染を離るる時、何に緣りて、亦、有漏の離繫得を生ずと證知するかといはば、無漏の得を捨するときも、煩惱の成ぜざること有るが故なり。謂はく、有學の聖は、無漏道を以て、彼の染を離るる時、若し、同治の有漏の離繫得を引生せずんば、則ち、聖道を以て、具さに八地を離れ、後、靜慮に依つて、轉根を得る時、頓に先來の諸の鈍の聖道を捨し、唯、靜慮の利果の聖道を得するのみに

【二二】頌の舊譯　由二世道一聖人、離レ欲至得二、餘說由二出世一、捨レ惑不レ應故、有頂半解脫、如二上生一不レ應。

【二三】有漏と無漏との二。

【二四】有る餘師云云。異說也。意は無漏道に依つて下八地の惑を斷ずるも、又有漏の離繫得を引起する理由は、蓋し有學の聖者が無漏道を以て下八地の惑を離るる時、後に色界の四根本定によつて鈍根の不還より轉じて利根の不還に至り、前より成就せる純の無漏道を向道果道の別無く悉く捨し、唯不還果の利根の果道の無漏をのみ得するを以て、下三無色の惑の擇滅に對する有漏の離繫得は無となるべし。故に此の際、若し兼ねて有漏の得を得せずんば、下三無色の煩惱の擇滅を成就せず、從つて煩惱の現行するに至るべきが故なりとの意。

して、上惑の離繫は、應に皆、成ぜざるべし。是れ則ち還りて、應に彼の煩惱を成ずべしと。

論主の批評

此の證は理に非ず。

所以は何ん。

彼の聖は、設ひ有漏斷の得無きも、亦、上地の煩惱を成就せず、分に有頂を離れて、轉根を得る時と、及び異生の上生して惑を成ぜざるとの如くなるが故なり。謂はく、(一三五)分に有頂地の染を離れ、後に靜慮に依りて、轉根を得る時、無漏斷の得は、既に頓に捨てて、彼の地の離繫は有漏の得無し。而も彼の地の惑も、亦成就せざるが如く、又(一三六)異生の二定等に生ずるとき、欲界等の煩惱の斷の得を捨すと雖も、而も欲界等の煩惱を成就せざるが如く、此れも、亦然るべし。故に、證と成らず。

異生と聖者の餘の惑を斷ずるその場合

既に、聖者は、二を以て、八の修を離るるに、各、能く、二の離繫得を引生すと說く。義准するに異生は有漏道を用つて、唯、能く、有漏斷の得を引起し、並びに、諸の聖者は、無漏道を用つて、見

【一三五】分にとは全分に比して一分と云ふ義なり。謂く、有頂地の惑を一品より乃至八品まで離する時は、所對治が有頂の惑の故に、勿論無漏道にて斷ずると決定の道理にして、有漏の離繫得は無し。其が後に四根本定によりて轉根して先の鈍の無漏道を悉く捨するとき、依然有頂地として有漏の得無きも、惑を重得すること無きが如しとの意。

【一三六】異生云云。異生が未至定に依つて欲界の惑を斷じ離繫得を起して擇滅を得し、進んで初定までの惑を斷じ、命終して後に第二定に生ずるときは、初定の善法に悉く捨して欲界初定の煩惱の擇滅の得無きも、その惑を成就すること無きが如しとの意。附記。舊譯は「此異生云云」以下にて、卷を改めて第十八卷に移る。

斷惑及び有頂の修を離し、唯、能く、無漏斷の得のみを引生す。

第三項　道と離染との依地の關係

何れの地の道に由つて、何れの地の染を離するか。

（三三七）頌に曰はく、

無漏の未至道なるは、能く一切の地を離す。
餘の八は自と上とを離す。有漏の次下を離す。

無漏道（前三句）

論じて曰はく、諸の無漏道の、若し未至の攝なるは、能く欲界、乃至、有頂を離し。靜慮中間及び四靜慮、三無色に攝するものは、其の所應に隨ひて、各能く自及び上地の染を離するも、下をば離せず。（三三八）已に離するが故なり。

有漏道（第四句）

諸の有漏道は、一切、唯、能く、次下の地を離し、自地等に非ず。（三三九）自地の煩惱の隨增する所なるが故なり。勢劣なるが故なり。已に離るるが

【三三七】頌に云云。前二句は未至定による無漏道の一切地を治することを述べ、第三句は中間、四根本、下三無色地によるものは自地と上地とを治することを明し、第四句は有漏道の次下を治するを明したるものとす。
頌の舊譯
由無流非至、離欲一切地。

【三三八】已に離すとは斷じ終りて無漏の根本定等を得するが故なりとの意。

【三三九】自地の煩惱云云。自地の煩惱を斷ぜざるは自地の煩惱の隨增する所なるが故にして上地の惑を斷ぜざるは勢の劣なるに依り、次下の外の下の諸惑を斷ぜざるは、已に離するが故なり。

故なり。

第四項　近分と離染

諸の近分に依るものは、下地の染を離る。

無間道の、皆、近分の攝なるが如く、諸の解脱道も、亦、近分なるか。

爾らず。

云何。

（二四〇）頌に曰はく、

近分にして、下の染を離するに、初の三
の後の解脱は、
根本或は近分なり。上地は、唯根本なり。

八近分定

論じて曰はく、（二四一）諸の道の所依の近分は、八有り。謂はく、四靜慮と無色との下邊なり。

【二四〇】頌に云云。近分による有漏道と離染との關係を述べたるものなり。頌意は、初の三の後の解脱、即ち下三禪の第九品の解脱道は或は近分定によることあり、或は根本定によることあれど、第四禪以上四無色に至る各地の第九の解脱は凡て根本によるといふにあり。

頌の舊譯

從定近分後、解脱道三地、勝、
非上近分、擧由八自上滅。

【二四一】諸の道の所依云云。無間道、解脱道、有漏道、無漏道を論道といふ。近分中には、

近分定の九所離

離する所、九有り。謂はく、欲と八定となり。

近分定の離染

(一四二)初の三の近分は下三の染を離る。第九の解脫の現在前する時は、或は根本に入り、或は即ち近分なり。

(一四三)上の五近分は、各下の染を離る。第九の解脫の現在前する時は、必ず、根本に入る。即ち近分に非ず。近分と根本と等しく捨根なるが故なり。

理由

下の三靜慮の近分と根本とは受根の異なるが故に、(一四四)入ること能はざるものあり。(一四五)轉じて、異受に入ることは、少しく艱難なるが故なり。下の染を離る時は、必ず、上を欣ふが故に、若し、受の異ること無きときは、必ず、根本に入る。

有漏道は勿論、無漏の所依となるものあり（未至定これなり）。無間道は勿論、解脫道の所依となるものあるを以て、諸道の所依と言へるなり。近分定とは屢屢言へるが如く、四禪定四無色定の豫備定の名にして根本定に近きものといふ點に於て、その名を得たるものなれば、之に八種あるは勿論なり。（初禪の近分を特に未至といふ。）

【一四二】初の三とは未至定と第二定の近分と第三定の近分となり。即ち未至定にて欲界の染を離し（此の一は上地の煩惱も離すれども今は除いて言はず）、第二定の近分にて初定の染を離し、第三定の近分にて第二定の染を離す。但し此の際第九解脫道の現前する時は根本定に入ることも有り、又近分定に入ることも有り。

【一四三】上の五近分。即ち第四定以上には、第九の無間道は近分定なるも、解脫道には必ず根本定に入る。第四定以上にては近分も捨受、根本定も捨受にて、受の同じきによつて近分より根本に入り易きを以てなり。

【一四四】入ること能はざるものとは即ち下根のもの。

【一四五】轉じて云云。下三定の近分定は凡べて捨受にして、根本定は初二定は喜受、第三定は樂受なれば受を異にするによりて、入ること難く、又上五近分定に關しては、下地の惑を離するときは必ず上地を欲求するが故に、受にして異らずんば必ず根本定に入る。

無漏道

諸の出世道の無間と解脫とは、(二四六)前に、既に、已に四諦の境を緣ずる、十六行相を說くをもつて義淮じて(二四七)自ら成ず。

有漏道

世道は何を緣じて、何なる行相を作すか。

(二四八)頌に曰はく、

世の無間と解脫とは、次の如く、下と上を緣じて、
麤苦障の行と　及び靜妙離の三とを作す。

有漏の二道の功用

論じて曰はく、世俗の無間と及び解脫との道は、次の如く、能く下地と上地とを緣じて、麤苦障と及び靜妙離とを爲す。

無間道の所緣及び行相

謂はく、諸の無間道は、自と次下との地の諸の有漏法を緣じて、麤苦等の三の行相の中の隨一の行相を作す。

解脫道の對象及び行相

若し、諸の解脫道ならば、彼の次上の地の諸の有漏法を緣じて、靜妙等の三の行相の中の隨一の

【二四六】前にとは第廿三卷參照。
【二四七】出世道は四諦の境を緣じて十六行相をなすこと明らかなり。
【二四八】頌の舊譯
解脫無間道、世間如次第、
寂靜麤重等、想上下地境。

行相を作す。

別釋麤行相

寂靜に非ざるが故に、說いて名けて麤と爲す。(一四九)大劬勞に由りて、方に、能く、越ゆるが故なり。

苦行相

美妙に非ざるが故に、說いて名けて苦と爲す。(一五〇)多くの麤重の、能く、違害するに由るが故なり。

障行相

(一五一)出離に非ざるが故に、說いて名けて障と爲す。此は、能く、自地を越ゆることを礙ふるに由るが故なり。嶽の厚壁の、能く、出離を障ふるが如し。

靜妙離の三は、此に翻じて、應に釋すべし。

第三節　盡智の後智

傍論已に了る。應に本義を辯ずべし。盡智の無間に何れの智生ずること有るか。

(一五二)頌に曰はく、

【一四九】大劬勞云云は、下地の寂靜に非ざる理由なり。

【一五〇】多くの云云。下地の美妙に非ざる理由なり。下地は身心ともに事業に堪能ならず、煩惱に隨順すればなり。

【一五一】出離に非ずとは依つて以て出離すべき法の意。

【一五二】頌に云云。阿羅漢果を得、盡智を發得したる後に、いかなる智を生ずるかを明にする段なり。前二句は利根の羅漢を明し、後の二句は鈍根の羅漢に就て說けるものとす。

頌の舊譯

若不壞盡智、後無生不生、盡智或無學、正見此通應。

不動は盡智の後に、必ず無生智を起す。
餘は盡、或は正見なり。此れは應果に皆有り。

不動性の羅漢と無生智（前二句）

論じて曰はく、(一五三)不動種姓の諸の阿羅漢は、盡智の無間に無生智を起す。更に盡智と無學の正見との、生ずること有るには非ず。

餘の五阿羅漢

不動法を除いて(一五四)餘の阿羅漢は、盡智の無間に盡智生ず、或は即ち無學の正見を引生して、無生智に非ざること有り。後に退すべきが故なり。

不動性の羅漢と正見

前の不動種姓は、正見の生ずること無きか。

正見の生ずること有り。而も說かざるは、一切の應果に、皆、此れ有るが故なり。謂はく、不動法は無生智の後に、無生智起り、或は無學の正見なること有るなり。

第四節　道果

第一項　沙門の性果

(一五五)前に四果を說く。是れは誰の果なるか。

【一五三】不動種姓云云。後に述ぶるが如く、羅漢に六種ある中最上の利根者を不動種姓といふ。この種の羅漢は煩惱已に盡きたりといふ自覺を生ずると殆ど同時に「更に煩惱の盡すべきなし」といふ、所謂無生智を生ずるものにて、盡智の後に更に盡智又は正見を生ずることなしと。

【一五四】餘の阿羅漢は云云。退法思法などの阿羅漢は、後に退轉することもあるを以て、未だ「更に煩惱の盡すべきなし」といふ大自覺心まで起し得ずして、盡智の後に前の如く盡智か、又は無學の正見を起すに過ぎず。

【一五五】前に四果を說く云云。上來、四果を說き來りて、ここに更に沙門果に就て說明す。三問あり (一)沙門とは何ぞや

此の四は、應に知るべし、是れ、沙門の果なり。

何を沙門の性と謂ふか、此の果の體は是れ何ぞ、果位の差別に、總じて、幾種有るか。

頌に曰はく、

淨道は沙門の性なり。　有爲と無爲との果なり。
此に八十九の、　解脫道と及び滅とあり。

沙門の性（第一句）

論じて曰はく、諸の無漏道は、是れ、(二五六)沙門の性なり。此の道を懷く者を名けて(二五七)沙門と曰ふ。能く、勤勞して、煩惱を息むるを以ての故なり。

引證

(二五八)契經に說くが如し。「能く勤勞して、種種の惡不善の法を息除するを以て、廣說して乃至、故に沙門と名く」と。異生は(二五九)異ることなく究竟して、涅槃に趣くこと能はざるが故に、眞の沙門に非ず。

沙門果の體（第二句）其の數

(二六〇)有爲と無爲とは、是れ沙門の果なり。契經には、此の差別に四有りと說くも、理實には位に就いて、八十九有り。皆、解脫道と、擇滅とを性

(二)四果と五果との關係いかん(三)果位の數云何との三なり。頌中、第一句は第一問に答へ、第二句は第二問に答へ、後の二句は第三問に答へたるものとす。

頌の舊譯
沙門無垢道、有爲無爲果、
彼一滅二九十一、解脫道與レ滅。

【二五六】沙門の性(Śrāmaṇya)。

【二五七】沙門(Śramaṇa)。

【二五八】契經とは中阿含四十八、馬邑經に曰く、云何沙門、謂息二止諸惡不善之法、諸漏穢汙爲二當來有本煩熱苦報生老病死因一、是謂二沙門一云云。增一阿含四十六、雜阿含廿九等ニ參照。

【二五九】異ることなくとは邪計しては涅槃なりと思ふことも、眞實の涅槃に相違なく達し得ずとなり。

【二六〇】有爲とは有爲の無漏の五

と爲す。謂はく、永く見所斷の惑を斷ぜんが爲に、八の無間と、八の解脫との道有り。及び永く修所斷の惑を斷ぜんが爲に、八十一の無間と、八十一の解脫との道有ればなり。

沙門の性と果との分別

諸の無間道は、唯、沙門の性なり。〔一六二〕諸の解脫道は亦、是れ、沙門の有爲の果體なり。是れ、〔一六三〕彼の等流と士用との果なるが故なり。

擇滅

一一の擇滅は、唯、是れ、沙門の無爲の果體なり。是れは、彼の離繫と士用との果なるが故なり。

是の如く、合して、八十九種と成る。

第二項　四果とする理由

〔一六四〕若し爾らば、世尊は、何ぞ具さに說かざるか。

果に多有りと雖も、而も說かざることは、

頌に曰はく、

五因をもて、四果を立つ、　曾を捨すると、勝道を得すると、

蘊、無爲とは擇滅無爲。
契經とは雜廿九、(展三、六八右)沙門法と沙門果とを說く條參照。沙門法としては聖(又は正)道を說き、沙門業として須陀洹等四果を說く。其の他中阿含二六師子吼經。長阿含十增一經等參照。

〔一六二〕諸の解脫道は是れ沙門の性にして、亦、是れ沙門の果なり。無間道は煩惱を斷じて解脫道を引起するもの故に單に因にして果に非ず。

〔一六三〕彼のとは無間道の沙門性を指す。

〔一六四〕若し爾らば云云。かく八十九種となれど、特に四沙門果と立つる理由を明す。

頌の舊譯
成ニ立四種果一、由ニ五因俱有一、
捨レ前得ニ別道一、得ニ通滅ニ果果一、
及至ニ得八智一、修ニ習十六行一。

斷を集むると、八智を得すると、頓に十六行を修するとなり。

論じて曰はく、若し斷道の位に於いて、五因を具足するを、佛は、經の中に於いて、建立して果と爲す。

斷道の五因

五因と言ふは、一には、曾道を捨す。謂はく、先に得せし果と、向との道を捨するが故なり。二には、勝道を得す。謂はく、果に攝する殊勝の道を得するが故なり。三には、總じて（一六四）斷を集む。謂はく、總じて、一の得をもつて、諸の斷を得するが故なり。四には八智を得す。謂はく、四の法と四の類との智を得するが故なり。五には、能く、頓に、十六行相を修す。謂はく、能く頓に無常等を修するが故なり。

四果の位に於いて、皆、五因を具するも、餘の位は然らざるが故に、佛は說かざるなり。

第三項　一來不還の二果に就きて

若し唯淨道のみ、是れ、沙門の性ならば、（一六五）有漏道の力を以て、得する所の二果は、如何にして、

【一六四】斷とは擇滅のこと。
【一六五】有漏道にて得する二果とは、一來不還の二果をいふ。頌意は、この二果は單に有漏道の所得にあらずして、其間に無漏道も交りて、之を得するのみならず、その所得の擇滅を持するは無漏道なれば沙門の姓たるを失はずとなり。
頌の舊譯
世道得レ離故、得ニ無流持果一。

亦、是れ沙門果に攝するか。

頌に曰はく、

世道所得の斷と、　聖の所得と雜するが故に、

無漏の得〔此を〕持するが故に、　亦、沙門果と名く。

有無漏二道所得の擇滅の雜得（前二句）

論じて曰はく、世俗道を以て、二果を得する時、此の果は、唯、世俗の道を以て、得する所の擇滅のみを斷果の性と爲すに非ず。〔二六六〕兼ねて、見道所得の擇滅を以て、中に於いて、相雜して、總じて一果を成ず。同一の果道の、得の得する所なるが故なり。

引證

此れに由りて、〔二六七〕契經に言はく、「云何が一來果なる。謂はく、〔二六八〕三結を斷ずる薄貪瞋癡なり。云何が不還果なる。謂はく、五下分結を斷ずるなり」と。

有漏道所得と無漏道所得との關係（第三句）

又、世俗の道の所得の擇滅は、無漏斷の得の住持する所なるが故に、此の力の所持に由りて、退すれば命終せざるが故に、亦、名けて沙門の果體と爲すことを得。

【二六六】修道の斷果のみならず、見道の斷果も合して、一の沙門果を得するが故なり。

【二六七】契經。雜阿含廿九、曰、何等爲須陀洹果、謂三結斷。何等爲斯陀含果、謂三結斷、貪瞋癡薄、何等爲阿那含果、謂五下分結盡云云。（辰三、六八右）

【二六八】三結云云。三結とは身、戒、疑にして見所斷、貪、瞋、癡は修所斷なり。今此を合して一來果の答とし、又身、戒、疑の見所斷と、貪瞋の修所斷との五下分結を斷ぜるを合して不還果の答としたるは、其の意五部合斷、卽ち有漏道斷の者を指すや明なりとなり。

第四項　沙門の性の異名

此の沙門の性に、異名有るか。

亦有り。

云何。

(一六九)頌に曰はく、

所説の沙門の性を、　亦は婆羅門と名く。
亦は名けて、梵輪と爲す。　眞の梵の轉ずる所なるが故なり。
中に於いて、唯だ見道を、　説いて名けて法輪と爲す。
速等は輪に似、　或は輻等を具するに由るが故なり。

婆羅門(初二句)

論じて曰はく、即ち前の所説の眞の、沙門の性を、(一七〇)經に、亦、説きて、(一七一)婆羅門の性と名く。能く、諸の煩惱を(一七二)遣除するを以つての故なり。

【一六九】頌に云云。沙門性を亦、婆羅門性(Brāhmaṇya)梵輪(Brahmacakra)法輪(Dharmacakra)等と名くることを明したるものとす。

頌の舊譯

婆羅門梵輪、説ㇾ此梵轉故、法輪名二見道一、疾行等輻等。

【一七〇】經に云云。中阿含四十八馬邑經參照。

【一七一】婆羅門の性(Brāhmaṇya)

【一七二】遣除(Vāhana)とは婆羅門(Brahman; Brāhmaṇa)と同一語原に屬するものと見て義を與へたり。勿論俗的解釋と知るべし。

梵輪

即ち此れを、亦、說きて名けて、(一七三)梵輪と爲す。是れ、眞の梵王の力の轉ずる所なるが故なり。佛は(一七四)無上の梵德と相應す。是の故に、世尊を獨り梵と名くべし。(一七五)契經に、佛を說きて、亦梵と名け、亦寂靜と名け、亦淸涼と名く。

法輪(後の四句)

即ち此の中に於いて、唯、見道に依りて、世尊は、(一七六)有る處に、說いて法輪と名く。世間の輪の速等の相有るが如く、見道も彼に似たるが故に、法輪と名く。

見道と無間の輪

見道は如何にか彼れと相似する。

速行等の彼の輪に似たるに由るが故なり。謂はく、見諦の道は、(一七七)速疾に行ずるが故に、捨取有るが故に、未伏を降するが故に、已伏を鎭するが故に、上下に轉ずるが故に、此の五相を具すること、世間の輪に似たり。

妙音の說

尊者妙音は、是の如き說を作す。世間の輪の輻等の相有るが如く、八支聖道の彼に似たるを輪と名く。謂はく、正見、正思惟、正勤、正念は、世輪の輻に似、正語、正業、正命は、轂に似、正定は輞

【一七三】梵輪(Brahma-cakra)。眞の梵王とは佛を喩ふ。
【一七四】無上云云。無上の無漏道を所有する義。
【一七五】契經とは中阿含三十四、增含第九、雜含十七、及び廿六、中含四十八馬邑經等參照せよ。
【一七六】有る處とは雜阿含十五。
【一七七】速疾等。所謂轉輪王の輪寶に速疾等の五相あるが如く無漏の見道にも五相あり。

(一)十五刹那に四諦を現觀するは速疾に行くなり。(二)無間道と解脫道と順番に、又は四諦順次に進むは捨取あるなり。(三)無間道にて有身見等を斷ずるは未伏を降するなり。(四)解脫道にて離繫得の倶生するは已伏を鎭するなり。(五)欲の苦、上二界の苦、欲の集等と上下交番に觀智の轉ずるは上下に轉ずるなり。

に似たり。故に、法輪と名くと。

法輪の見道に局る根據

寧ぞ法輪は、唯是れ見道なることを知るか。

（一七八）憍陳那等の、見道の生ずる時を、說いて、「已に正法輪を轉ず」と名くるが故なり。

三轉十二行相

云何が（一七九）三轉十二行相なる。

此は苦聖諦なり。此を應に徧知すべし。此れを已に、徧知せりと。是れを三轉と名く。

卽ち是の如く、一一に轉ずる時に於いて、別別に、（一八〇）眼と智と明と覺とを發生す。此れを說いて、名けて十二行相と曰ふ。

是の如きの、三轉十二行相は、（一八一）諦諦に皆有り、然れども數等しきが故に。但だ三轉十二行相と說く。（一八二）二法七處善等を說くが如し。

此れに由りて、（一八三）三轉は、次の如く、見道、修道、無學道の三を顯示す。毘婆沙師の論ずる所、是の如し。

【一七八】憍陳那(Kauṇḍinya)等の五比丘が、初めて鹿野園に於いて佛の說法を聞き、見道に入りしとき、地神天神は佛が已に法輪を轉ぜりと稱せり。雜阿含十五參照。

【一七九】三轉十二行相 (Tri-parivartaṃ dvādaśākāram) とは雜阿含十五、參照。法輪の解說に序して同義の此の名辭を釋する文なり。

【一八〇】眼(Cakṣus)智(Jñāna)明(Vidyā)覺(Buddhi)。

【一八一】諦諦皆有りとは各諦に皆有りとの意。

【一八二】二法とは根と境と合して十二處有れども、略して、相對する二法に對して二法といひ、五蘊各七有りて三十五有れども、各七の故に略して七處善といふが如しとの意。

【一八三】三轉は次の如く云云。これは苦諦なり集諦なり……とあるは見道。此を遍知すべしといへるは修道。これを遍知せりとあるは無學道なり。

論主毘婆沙師の説を批評す

若し爾らば、三轉十二行相は、唯、見道のみに非ず。如何にしてか、唯見道に於いてのみ、法輪の名を立つと說く可きか。是の故に、唯應に、卽ち、(一八四)此の三轉十二行相の所有の法門を、名けて法輪と爲すべしと云ふこと、正理に應ず可し。

如何が三轉なるか。

三周に轉ずるが故なり。

如何が十二行相を具足するや。

三周に四聖諦を循歷するが故なり。謂はく、(一八五)此れは、是れ、苦なり、此れは、是れ、集なり、此れは、是れ滅なり、此れは、是れ、道なり。(一八六)此れ應に徧く知るべし、此れ應に永く斷ずべし、此れ應に作證すべし、此れ應に修習すべし。(一八七)此れ已に徧知す、此れ已に、永く斷ず、此れ已に作證す。此れ已に修習すと。

轉の意義

云何が轉と名くるや。

此に由りて法門の、他相續に往いて、義を解せしむるが故なり。

(一八八)或は、諸の聖道は、皆、是れ、法輪なり。所化の生の身の中に於いて、轉ずるが故なり。(一八九)他の相續に於いて、見道の生ずる時、已に轉の初

【一八四】此の三轉云云。上の理由によりて見道の作用に非ずして三轉十二行相の言教を法輪と名くべし。三轉とは四諦を三周に說く意にして、四諦を三周に循歷するが故に三四十二行相を具足すといふ云云。

【一八五】此れは是れ云云。第一周。

【一八六】此れ應に徧く知るべし云云。第二周。

【一八七】此れ已に徧知す云云。第三周。

【一八八】或は云云。上は言教を輪と云ふことの理由にして、今は言教所詮の見修無學三道をも輪と云ひ得との意なり。

【一八九】他の云云。若し一切の聖道皆な法輪ならば、何故に憍

めに至るが故に。已に轉ずと名く。

第五項　沙門果の依身

何れの沙門の果は、何の界に依りて得するか。

〔二九〇〕頌に曰はく、

三は欲に依る、後は三なり。　上に見道無きに由るなり。
聞無く、下を縁ずること無く、　厭ふこと無く、及び經あるが故なり。

得果の身　論じて曰はく、前の三は、但だ、欲界の身に依りて得す。阿羅漢を得するは、三界の身に依る。

問　前の二果は、未だ欲を離れざるが故に、上に依りて、得するに非ざる理は、且らく、然るべし。〔二九一〕第三は、云何にして、上に依りて、得するに非ざるか。

答　理と教とに由るが故なり。

陳如に見道の生ぜるときを轉と名けたるやの答なり。他の相續とは憍陳如を指す。

【二九〇】頌に云云。第一句は、初三果は必ず欲界の身により、第四果は三界の身によりて得することを明にしたるの。第二句は、上界には見道なきを以て、第三果をも上界の身にては得し難きことを明にしたるもの。第三句は、無色界に見道なき理由を、第四句は、色界に見道なき理由を明にしたるものなり。

頌の舊譯

欲三、三界後、上界無二見道一、無レ厭故、此作、彼究竟、經故。

【二九一】第三果も次第證の人は初て欲界の惑を離れて第三果を得れば欲界の身なるも、超越證の人は凡夫位に於て已に欲界の惑を斷盡するが故に、色界の身に於て、第三果を得す

理證

且らく理とは云何。

上界の身に依りては、見道無きが故なり。〔然も〕見道を離れてか、已離欲の者も、不還果を超證する義有る可きに非ず。

上界に見道なき所以（第三—四句）

何に緣りて、上界には必ず見道無きか。

且らく、無色の中には、正聞無きが故なり。又、彼の界の中にては、下を緣ぜざるが故なり。

色界の異生は、勝定の樂に著し、又、苦受無ければ、厭を生ぜざるが故に、厭有ること無くして、能く、見道を得るに非ず。

教證

教は、復た云何。

〔一九二〕經に說くに由るが故なり、經に言はく、〔一九三〕五の補特伽羅有り。此の處に通達し、彼の處に究竟す。說く所の中般乃至上流なりと。

此の〔一九四〕通達の言は唯、見道に名く。是れ圓寂を證する初めの加行なるが故なり。

此に由りて、見道は上界には定んで無し。

可きに非ずやとの問意。

【一九二】經とは古來雜阿含廿一に近似の文有りといふも不明、一般に本卷初に明したる五種不還の條下に引ける諸經を參照。

【一九三】五の補特伽羅とは中般等の五不還のこと。此の處とは欲界、彼の處とは色界をさす。

【一九四】通達とは四諦に通達することにして、欲界にて四諦に通達して、色界にて涅槃を究竟する意。

卷の第二十五（分別賢聖品第六の四）

本論第六　賢聖品第四

第五節　阿羅漢の六種姓

第一項　六阿羅漢

六阿羅漢

前の所說の如くんば、不動の應果は、初めの盡智の後に、無生智を起す。諸の阿羅漢も、預流等の如く、差別有るか、不か。

亦有り。云何。

（一）頌に曰はく、

阿羅漢に六有り。　謂く、退より不動に至る。
前の五は信解より生じ、　總じて、時解脫と名く。
後は不時解脫なり。　前の見至より生ず。

【一】頌に曰く云云。前四句は六阿羅漢中の前五阿羅漢、即ち時解脫者を明にし。後の二句は不動羅漢、即ち不時解脫者を明にしたるものとす。

頌の舊譯

阿羅漢有レ六、前五信樂性、彼脫依ニ時愛一、不壞法無壞、故非時解脫、此先見至類。

六種の名

論じて曰はく、契經の中に於いて、阿羅漢は種姓の異なるに由るが故に、六種有りと說く。一には(二)退法、二には(三)思法、三には(四)護法、四には(五)安住法、五には(六)堪達法、六には(七)不動法なり。

此の六の中に於いて、前の五種は、先の學位の信解の姓より生じたるものなり。

時愛心解脫

即ち此れを、總じて、(八)時愛心解脫と名く。恆時に愛護し、及び心解脫するが故なり。

時解脫

亦說いて名けて(九)時解脫と爲す。要ず、時を待ち、及び解脫するを以ての故なり。(一〇)初の言を略するが故に。酥瓶と言ふが如し。

此れは時を待ちて、方に、能く入定するに由る。謂はく、(一一)資具と無病と處と等の勝緣の合する時を待ちて、方に入定するが故なり。

不動心解脫

不動法の性を「頌に」說いて、名けて「後」と爲す。即ち此れを名けて、(一二)不動心解脫と爲す。退動無

【二】退法(Parihāṇa-dharman)
【三】思法(Cetanā-dharman)。
【四】護法 (Anurakṣaṇā-dharman)。
【五】安住法 (Sthitākampya-dharman)。
【六】堪達法 (Prativedhanā-dharman)。
【七】不動法 (Akopya-dharman)。
右六種性の說明は次ぎの第二項を見よ。
【八】時愛心解脫 (Sāmayikī kāntā ceto-vimukti)。已得の功德を退失せざるべく、恆時愛護し、及び心の煩惱の繫縛を解脫するが故に名く。
【九】時解脫(Samaya-vimukta)とは阿羅漢果を得るも、適當の機會に相遇せざれば入涅槃し得ざる故に時解脫といふ。
【一〇】初の言云云。待時解脫といふべきを待の字を略して、時解脫といふ意。
【一一】資具云云。婆沙論第一百一卷には六勝緣を說く。謂はく、
一、得好衣時、
二、得好食時、
三、得好臥具時、
四、得好處所時、
五、得好說法時、
六、得好補特伽羅時。
【一二】不動心解脫(Akopyā ceto vimukti)。不動性は利根にして煩惱に退動せられず、心も亦煩惱を解脫するが故に不動の心解脫といふ。

く、及び心解脱するを以ての故なり。

不時解脱

亦說いて名けて、(一三)不時解脱と爲す。時を待たず及び解脱するを以ての故なり。謂はく、三摩地、欲に隨ひて現前し、勝緣の和合する時を待たざるが故なり。

兩解脱に對する異釋

或は、(一四)暫時と畢竟との解脱に依りて、時解脱と不時解脱との名を建立す。退墮する時有るべきと、退墮する時無かるべきとの故なり。

(一五)此れは、學位の見至の姓より生ず。

第二項　六種姓と先後天性、並に六種姓の說明

(一六)是の如く、明す所の六阿羅漢の所有種姓は、是れ、先より有りと爲すか、後に、方に得ると爲すか。

不定なり。

云何。

【一三】 不時解脱 (Asamaya-vimukta)。いかなる場合にても隨意に入定し入涅槃し得るが故に、之を時機を待たずして解脱し得るものといふ意味にて不時解脱と名く。

【一四】 暫時云云。暫時解脱して退墮する時の有るを時解脱と名け、畢竟じて、根本的に解脱し、退墮すること無きを不時解脱と云ふ意。

【一五】 此れは云云。不時解脱は上機根の獲得する所にして有學位に於ける見至の人が無學果に至るときに入る位なり。

【一六】 是の如く云云。阿羅漢の六種性は先天性の差異によるか、將た後天的修養の差異によるかを明にしたるもの也。頌意は、先天的なるものあり、後天的なるもありといふ義なり。

頌の舊譯

有餘本得生、有餘練ㇾ根得。

頌に曰はく、

是れ先よりの種姓なるも有り、　後に練根して得するも有り。

六種の相異

論じて曰はく。退法種姓は、必ず、是れ、先より有り。思法等の五は、亦後に得するも有り。謂はく、先來より是れ思法の姓なる有り、先には退法の姓なれども、後に練根して、思と成るもあり。乃至、不動も、應に隨ひて、當に說くべし。

六種姓の說明

(一)退法　退法と言ふは、謂はく、小緣に遇へば、便ち、所得を退す、思法等には非ず。

(二)思法　思法と言ふは、謂はく、退失を懼れて、恆に自害せんことを思ふ。

(三)護法　護法と言ふは、謂はく、所得に於いて、喜びて自ら防護す。

(四)安住法　安住法とは、勝れたる退緣を離れては、自ら防がずと雖も、亦、能く退せず。勝れたる加行を離れては、亦增進せざるをいふ。

(五)堪達法　堪達法とは、彼の性、堪能にして、好んで練根を修して、速に不動に達するをいふ。

(六)不動法　不動法とは、彼れ、必ず退すること無きをいふ。

六種の差別と學位に於ける修行

此の六種姓は、先の學位の中にありて、初めの二は、(一七)恆時、及び尊重の加行を闕く。根に異有るに由るが故に、(一八)「二の」差別有るなり。第三は、唯、恆時の加行のみあり。第四は、唯、尊重の加行のみあり。第五は、二を具するも而も、是れ、鈍根なり。第六は利根にして、「而も」二の加行を具す。

六種姓と三界

(一九)退法種姓は、必ずしも、定んで、退するに非ず。乃至堪達は、必ずしも、能く、達するに非ず。但だ有り容きことに約して、此の名を建立す。故に、六阿羅漢は、三界に通じて、皆有るなり。

異說

若し退する者は、必ず定んで應に退すべく、乃至堪達は必ず能く達すと執する者は、彼は、欲界は具足して、六あるも、無色界の中には、唯だ安住と不動とのみなり。彼には退失と自害と自防と及び練根を修するとの無きが故に、唯二のみ有りと執すべし。

【一七】恆時とは、恆時に加行を修すること。尊重とは加行を發すに際し、法を尊び重んずること。

【一八】退法は恆時と尊重の加行を闕き、思法は亦た恆時の加行を闕くも、特に尊重の加行を闕く、此を二の差別とす。

【一九】退法種姓云云。六種羅漢の區別は、ただ、その可能性(容有)に約して建立したるものにして、退法羅漢なりとて、必ず退する者と定まれるにあらず。若し退法は必ずしも退し堪達は必ず上進するものと定まらば無色界には六種姓なく、ただ安住と不動とのみならん。何んとなれば無色界は極めて靜寂の處なれば、退失とか鍊根とかいふが如き變動なければ也。然も法相上、六種姓は三界に通じてありと立つる所以は、その區別の可能性に約するが爲なりと。

是の如き六種の阿羅漢の中に、(二〇)誰れは、何より退するか、姓と爲んか、果と爲んか。

(二一)頌に曰はく、

四は種姓より退す。五は果よりす。先に非ず。

退義の有無

論じて曰はく、不動種姓は、必ず、退する理無し。前の五種は、皆、退の義有り。

退性

中に於いて、後の四は、姓より退すること有るも、退法の一種は、退姓の理無し。(二二)此の種姓は、最も下に居るに由るが故なり。五種は、皆、果より退する義有り。

先姓は退せず

(二三)倶に退有りと雖も、然も、並びに、先に非ず。

【二〇】誰れは何により云云。時解脫の羅漢はその位より退することあり。然らばその退とはいかなる義ぞ、種姓を退して下種となる義か、第四果を退して下果となる義か、姓と果と並び退する義かといふ問なり。

【二一】頌に曰く云云。頌意は、大體よりすれば退法の一は果を退するのみにて、種姓を退することなきも(これより以下の種姓なきを以て)、他の四は種姓と同時に果をも退失す。但し姓果共に先きの學位より得來れるものは退失せずといふにあり。

頌の舊譯

退姓有二四人一、五退果非レ先、
見惑無レ類故、說レ無二放逸事一、
時解脫羅提。

【二二】此の種姓云云。此の退法は六種の中の最下位に居するを以て、此上に退し得ざればなり。

【二三】倶に退ありと雖も云云。これ第二句の先にあらずを解したるものなり。而してこの「先にあらず」は、先姓は退せずと先果は退せずの二義を含むものなれど、姓と果とにありて、先の義に些か相違あるを忘るべからず。

無學

(二四)謂はく、諸の無學の、先の學位の中に住する所の種姓は、彼は、此の姓より、必ず、退する理無し。學無學道の成ずる所にして、堅なるが故なり。

有學

(二五)若し、諸の有學の先の凡位の中に住する所の種姓は、彼は此の姓より、亦退する理無し、世出世の道の所成にして、堅なるが故なり。

後姓に退あり

若し、(二六)此の位に住して後、練根を修して、得る所の思等の四種の種姓は、彼は此の姓より退する理有る容し。

先姓の果の退不退

(二七)二の先位の中より思等の姓に住するときは、必ず、亦、此の所得の果を退すること無し、唯、先の退法のみ、退果の義有り。

先果に退せず

(二八)又、亦先の所得の果を退すること無し。後の所得の果は、退する義有る容し。

【二四】謂はく諸の云云。これ先姓は退せずの義を明にしたるものにして、其意味は例へば學位にありて思法種姓なりしものが、進んで無學位に到るも、思法種姓を繼續し居るならば、その姓は、學無學の兩道にて堅められたるを以て、退失することなしといふにあり。

【二五】若し諸の有學云云。これは無學の種姓に關連しての序での說明なり。卽ち學位より引き續ける無學位の種姓を退することなきが如く、居住より引續ける學位の種姓は同じく退せずとなり。

【二六】此の位とは有學無學位のこと。例せば、無學位に住して、退法種姓が練根して、思法種姓となる場合の如く、一般に、新に練根して得たる所は、その住する所の有學と無學とに別無く、有學無學二道の所成に非ずして堅牢ならざるが故に退すること有る意。

【二七】この先位の中云云。これ種姓と關連して、果の不退を論じたるものなり。二の先位とは、無學果よりは學位、學位よりは凡位を指したるものなり。謂ふ心は、凡位にありて思法等の種姓に住して學位に至るも、同じく思法等の姓に住すとせば、そは世道、出世道の二によりて養はれたるもの故、其有學果を退することなく、同樣に學位にありて思等の姓に住して無學位まで引續けるものは同じくその無學果を退することなし。學無學の二道によりて堅められたればなり。但し退法種姓のものは、たとひそは凡位より學

（二九）是の故に、定んで預流果を退すること無し。

退法羅漢の三種

此れに由りて、應果の退法に三有り。一には、（三〇）根を增進す。二には、（三一）退して學に住す。三には、（三二）自位に住して、般涅槃す。

思法羅漢の四種

思法に四有り、三は、前に說くが如し。更に一種の退の種姓に住するものを加ふ。

餘の三は、次の如く、五六七有り。應に知るべし。（三三）後は一一を、增するが故なり。

思法等の四の退して學位に住する時は、還りて退に住して餘に非ず。若し此れに異らば、勝種姓を得するが故に、應に是れは進にして、退に非ざるべし。

先果の退不退に關する論諍

（三四）何に緣りて、定んで、（三五）先の果を退する

位に、學位より無學位に繼續したりとしても、餘の退失あるべきは、その名稱よりしても自ら明ならんとなり。

【二八】又亦先の所得の果云云。先の所得の果とは、最初所得の果なり。預流果には得る人（次第證）と、得ざる人（超越證）とあれども、若し得られたらば、必ず最初なるを以て此を退せず、一來と不還は次第證者は最初の得果に非ざれども、超越證者には最初得なれば、此の場合には退することとなし。以上の外の一來、不還と阿羅漢果とは退あるなり。

【二九】是の故に云云。預流果は最初所得の果なるを以ての故なり。

【三〇】根を增進すとは練根して思法種姓となること。

【三一】退して云云。有學の聖者と成るもののこと。

【三二】自位に住し云云。退法羅漢の儘にて入涅槃すること。

【三三】後は一一を增すとは護法羅漢ならば、思法の四の上に更に護法より退して思法に住するもの一を加ふるが如し。

【三四】何に緣りて云云。大衆部にては四果中の初三果は有退にして、第四の阿羅漢果は無退と立て、經部にては初の預流、後の阿羅漢の二は無退にして、中の二果は有退と立て、有部は初一果は決定不退にして、後の三果は有退と說く。今は有部を中心として三者の論諍を叙する文なり。

【三五】預流、一來、不還の隨一の最初所得を指す。

者無きか。

有部の說

(三六)見所斷は、無事に依るを以ての故なり。謂はく、有身見は、我處に依りて轉じ、見所斷の惑は、此の見を根と爲す。我體既に無ければ、無事に依ると名く。無事を以ての故に、必ず退する理無し。

大衆部難ず

(三七)若し爾らば、應に此の惑は無を縁ずと說くべし。

有部答ふ

此れは、無を縁ずるに非ず、諦を境と爲すが故に。然も諦境に於いて、實の如く縁せざるのみなり。

大衆部難徵す

諸の煩惱の中、誰れか是の如くならざらんや。

有部有事無事を差別す

皆是の如くなりと雖も、而も差別有り。修斷の惑は各別事有るを以て、卽ち是れ可意不可意等なり。所縁の境に於いて、此の相、無きに非ず。見所斷の惑は我等有りと計するも、諸の諦境に我等の相有るに非ず。無事を以ての故に、修斷と別なり。謂はく、(三八)色等の所縁の境の中に於いて、我見妄に增して、作者受者自在に轉ず。實の我の

【三六】見所斷は無事云云。見惑は我見を根本として成立するに、その我は元來存在せざるものなれば、一度その迷見を打破すれば、再び之を起すことなし。これ見惑を打破して得する初得の果に退なき所以なりといふにあり。

【三七】若し爾らば云云。有部は素朴實在論者にして、凡べてを實在的に見、無を縁じて識の生ずること無しと說くが故に、此の難を作る。

【三八】色等云云。色等の中に、全然虛妄なる我を增益して、作者なり、受者なりと計し、自在に轉ずるも、要するに虛妄の計にして、色等は實に我たるに非ず。邊執見等も、此の我見に就きて起る。故に之れ等は皆無事の惑と名くとの意。要するに有部の意よりすれば、無事の惑とは客觀的事物(色等)それ自體に約して、それより直接に生ずる惑にてはなく、それ等の事物に對して非理の作竟を施設し、その結果に對して起るもの卽ち我見等にして、從つて直接に色等を對象とせざる意に於て無

性に非ず、邊執見等は此れに隨ひて生ず。故に、並びに說いて、無事に依るの惑と爲す。

若し修所斷の貪瞋癡ならば、色等の境の中に、唯染著と憎背と高擧と不了との行を起して、轉ずるが故に、並びに說いて、有事に依るの惑と爲すなり。

(三九)又、見斷の惑は、諦理の中に於いて、我我所と斷と常との見等を執するも、諦の中には、少の我等の事有るに非ず。見斷の貪等は此を緣じて生ず。是の故に、皆無事に依る惑と名く。修所斷の惑は、色等の中に於いてす。謂はく、好醜等なり。然も色等の境に、少分の好醜等の別無きに非ず。是の故に、有事に依る惑と名く可し。

(四〇)又、見斷の惑は、諦理に迷うて起れば、無事に依ると名け、修所斷の惑は、麁事に迷うて生ずれば、有事に依ると名く。

諦理は眞實なり。楷定として依る可く、聖慧にて已に證するときは、必ず退する理無し。事相は浮僞なれば、定んで依る可きこと無し。彼に迷ふ惑を斷ずとも、失念の退有るなり。

事の惑たり。修惑は直接に色等を條件として起る意味に於いて有事の惑たるなり。

【三九】又見斷云云は、上の議論より必然に來る結論にして、既に見斷の惑は直接色等を對象として起るものに非ざるが故に、現實的にその妄計の對象は與へられたるものには非ず。されど、修所斷の惑に至りては、勿論その幾分は主觀的なりとするも、亦幾分は客觀的に與へられたる條件そのものに坐して生ず。此の點に於いて二者は亦異り。(事理の境に就きて有事無事を辨ず)。

【四〇】又見斷の惑云云。見惑は單に現實に迷ひて事物その者に關せざれば之を無事の惑と稱し、修惑は事體そのものに迷ふが故に有事の惑と稱すべしとなり。

或は、修斷の惑は、審慮より生ずるに非ず。昧鈍の性なるが故なり。見所斷の惑は、審慮に由りて生ず。推度の性なるが故なり。聖も審慮せざれば、麁事の中に於いて、失念して惑生ず。審慮すれば、爾らず、纒等に於いて、卒爾に蛇と謂ふが如し。故に修斷の惑は、聖も退して起すこと有るも、卒爾に由りて、見惑を起す可きに非ず。聖、若し審慮すれば、便ち、諦理を見るが故に、聖の見斷は、定んで、退の義無し。

經部の說

經部師の說かく、阿羅漢よりも、(四一)亦退する義無しと。

有部の問

彼の說は、理に應ず。云何にして、然ることを知るか。

經部の答

敎と理とに由るが故なり。

有部徴す

如何が敎に由るか。

經證

(四二)經に言はく、苾芻の、聖慧を以て、惑を斷ずるを、名けて實斷と爲すと。

【四一】亦とは、單に見道所斷より退の義無きのみならず、亦た阿羅漢位よりも退無きとの意。最初得に非ざる一來、不還は世道所得の場合あるべきを以て退することあるべしとの意なり。

【四二】經に言はくとは中阿含二十三、靑白蓮華喩經參照。經部の意にては聖者が無漏慧を以て煩惱の種子を拔きて再び現行せしめざるを實斷といひ、一來不還は有漏道によりて得することあるを以て、其の際には唯煩惱の現行を伏し種子を拔く能はず。故に之は退する義有るも、初めの預流と後の阿羅漢とは、無漏道にて煩惱の種子をも斷ずるものの故に實斷にして不退也との意。

(四三)又、契經に言はく、我れ說く、有學は應に放逸ならざるべしと。阿羅漢には非ず。(四四)經に、佛、慶喜に告げて、「我れ、利養等も。亦、阿羅漢を障ふと說く」と言ふこと有りと雖も、阿羅漢果を退すとは說かず。但だ現法樂住を退失すとのみ說く。

(四五)經に、「不動なる心解脫を身に作證せば、我れ、定んで、此れより退する因緣無しと說く」と言ふが故なり。

救を作りて破す

若し、「退有り。(四六)經に、時愛解脫有りと說くに由る」と謂はば、我れも亦然りと許すも、但だ彼の所退を觀察すべし。應果の性なりと爲んや、靜慮等なりと爲んやと。

經部の時愛解脫

然も、彼の根本靜慮と(四七)等持とは、要ず、時を待ちて現前するが故に、時解脫と名け、彼は、現法樂住を獲得せんが爲めに、數數現前を希ふが故に、名けて愛と爲す。

經部の異說

(四八)有るは說く、此の定は、是れ愛味する所

【四三】又契經とは中阿含五十一阿濕貝經、雜阿含八參照。此の經には有學を誡めて放逸ならざるべしと敎へあり。之れ、有學は退すること有るが故にして、羅漢は退すること無きが故に除くと解する意。

【四四】經に佛云云。中阿含經四十九、大空經參照。此の意は利養等が、阿羅漢を障ふとは言ふも、阿羅漢果を退すとは說かず。ただ阿羅漢と雖も四靜慮による現法樂住を退失することありと說くのみと。

【四五】經に不動心解脫云云。前掲大空經及び雜阿含八參照。經部に於ては、此の經に所謂不動心解脫を以て一切羅漢と解するものにして、經部よりすれば、阿羅漢は惑の爲に退動せられざるが故に不動と名くるものなり。

【四六】經。前掲中阿含大空經の次下の文にして、經部に於ては、時愛解脫は、有漏の現法樂住の者に名くるものなり。

【四七】等持とは、四無色定のことなり。

【四八】大德羅摩(Bhadanta-rāma)の說、「愛」の字の見方を出す。

なればなりと。

諸の阿羅漢の果性の解脫は、恆に隨逐するが故に、時と名くべからず。更に欣求せざるが故に、愛とも名けず。

應果無漏の果性の退

若し、應果の性より退する者有るべしと云はば、如何にして、世尊は、但だ、所證の現法樂住のみを退す可き理有りと說くか。此れに由りて證知す、諸の阿羅漢の果性の解脫は、必ず、是れ、不動なりと。

經部の九種羅漢

(四九)然るに、利等の擾亂の過失に由りて、所得の現法樂住に於いて、自在を退失すること有り。謂はく、諸の鈍根なり。若し諸の利根は、則ち退失すること無きが故に、(五〇)所得の現法樂住に於いて、有退無退の故に、退不退の法と名く。

是の如く、思等も、理の如く思ふべし。

不退安住不動の差別

不退と安住と不動とに何の別かある。

練根に非ずして、得するを、名けて不退と爲し、練根の所得を名けて不動と爲す。此の二の所起の殊勝の等至は、設ひ退緣に遇ふとも、亦退する理無し。

安住法とは、但だ已住の諸の勝德の中に於いて、能く退失すること無きも、更に餘の勝德を引いて

【四九】 然るに云云。經部に於ては現法樂住の定の退不退に就きて九種の羅漢を立つ。(成實論一、參照)。但し無漏の果性に就きていはば、一切の羅漢は皆果性を退動せざるが故に不動羅漢なり。

【五〇】 所得の現法樂住云云。現法樂住を退する鈍根者を退法羅漢といひ、之を退することなき利根者を不退法羅漢と名くとなり。

生ずること能はず、設ひ復た引生すとも、彼れより退すべきをいふ。

是れ不退等の三種の差別なり。

通經

然も、(五二)喬底迦は、昔、學位に在りて、時解脱に於いて、極めて嗽味したるが故に、又鈍根の故に、數數退失し、深く自ら厭責して、刀を執りて自害しぬ。身命に於いて、戀惜する所無きに由りて、命終の時に臨んで、阿羅漢を得し、便ち般涅槃せり。故に喬底迦も、亦、阿羅漢果を退失したるには非ず。

時解脱は應果に非ざる證

(五三)又、增十經に是の如きの説を作す。一法應に起すべし、謂はく時愛心解脱なり。一法應に證すべし、謂はく、不動心解脱なりと。

若し應果の性を名けて、時愛心解脱と爲さば、何が故に、此の增十經の中に於いて、再び應果を説くか。

又、曾て、處として、阿羅漢果を説いて、名けて應起と爲ること無し。但だ説いて應證と名く。

又、鈍根の所攝の應果を説いて、名けて應起と爲さば、何の義を顯はさんが爲めなるか。

【五二】喬底迦。（舊譯瞿提柯（Go-dhika)）。雜阿含三十九、參照。之れに關しては異説有りて、有部に於ては、六度阿羅漢果を退して第七度に於て本の如く羅漢果を得し、之を失はんことを恐れて自害すと言ひ、經部に於ては、六返退は有學位に於ける有漏定の退のことと解し、時解脱に深く愛味を發し、下地の惑を起して數數退せしを、深く厭ひて刀を取りて自害し、其の剎那に於て不惜身命の故に羅漢果を得し、無餘涅槃に入れりと解す。

【五三】又、增十經云云。時解脱といふは、有漏定のことにして、應果性は無漏道なれば、時解脱は應果に非ずと證する文なり。經中時解脱と不動心解脱とを別説するは體の別にして異ろに由ろとの謂なり。增十經とは長阿含第九、十上經と參照せよ。

若し彼の、能く起りて、現前することを顯はさんが爲めならば、則ち餘の利根は、應に最も能く起すべし。

若し、彼れ、應に起りて、現前すべきを顯さん爲めならば、亦た餘の利根は、最も、應に起るべき所なり。

故に時解脱は、應果の性に非ず。

有部難ず

若し爾らば、何が故に、時解脱の應果と說くか。

經部の答

謂はく、應果有り。根性の鈍なるが故に、要らず時を待つが故に、定んで、方に、現前するなり。若し彼れと相違するを不時解脱と名く。

論義に於ける羅漢果不退の證

〔五三〕阿毘達磨にも、亦、是の言を作す。欲貪隨眠は三處に由りて起る。一には、欲貪隨眠を未だ斷じ徧知せざるが故なり。二には、彼の纏に順ずる法の正しく現在前するが故なり。三には彼に於いて、正しく非理の作意を起すが故なりと。

若し〔五四〕「彼れは、因を具して生ずるに據りて說く」と謂はば、〔五五〕復た何の法有りて、因を具せずして生ずるか。

是れを敎に由ると名く。

【五三】阿毘達磨とは品類足論三參照。論には上揭の如き三因に據りて欲貪を發すと說く、今の證として用ゐる所は、其の第一と第三とにあり。阿羅漢果は貪を斷じ已り非理作意も起さざれば、惑を起して退すべき筈なしとの意。

【五四】彼れはとは上の品類足の說はといふ意。

【五五】品類足は因の具足して煩惱の生ずる場合を說けるが、或は又た因の具足せずして、即ち唯だ境界力のみに由りて煩惱の生ずることありと解するならば、之れ理に應ぜず、因を具足せずして生ずるものは決して無ければ也との意。

理證

如何なる理に由るか。

畢竟斷と無漏の治道

若し、阿羅漢は、煩惱をして、畢竟じて起らざらしむること有るは、治道已に生ずればなり。是れ則ち退して、煩惱を起すべからず。

若し阿羅漢にして、此の道の未だ生ぜずんば、未だ、永く、煩惱の種を拔くこと能はざるが故に漏盡に非ざるべし。

漏盡

若し漏盡に非ずんば寧ぞ說いて、應と爲さんや。

是を理に由ると名く。

有部解す

若し爾らば、(五六)炭喩契經を釋すべし。「多聞の諸の聖弟子は、若しくは行じ若しくは住するに、處有り、時有りて、失念するが故に、惡不善の覺を生ず」と說くが如し。

此の經には、唯、阿羅漢果を說く。此の經に、「彼の聖弟子の心、長夜に於いて、遠離に隨順す、廣說して、乃至、涅槃に臨入すと」言ふに由る。

餘の契經の中に、卽ち此の遠離に順ずる等を說いて、應果の力と名くる有り。

又、此の經に說く、彼れ一切の漏に順ずるに於いて、已に能く永く吐き、已に淸涼を得すと。

【五六】 炭喩契經とは雜阿含四十三、參照。經に行住の位に於て多聞の聖弟子も時に不善の覺を起すこと有りと說く。之れは次下の文によれば、阿羅漢果に約していふ所なり。彼の文に、隨順といひ、遠離といふは羅漢の相にして、そのことは、又雜阿含二十六に、佛告舍利弗、漏盡比丘有八力、何等爲八。謂漏盡比丘心順趣於離、流注於離、浚輪於離、順趣於出、云云。等と說きて、又炭喩經の次文に一切有漏の法に於て、「已に能く永く吐き、已に淸涼を得す」といふは明に應果の相なるが故なり云云の意。

經部通釋

此れに由りて、定んで知る。是れ阿羅漢なり。實に後に說く所は、是れ、阿羅漢なり。然も、（五七）彼の乃至、行住の時に於いて、未だ善く通達せざるは、此の事有るべし。謂はく、有學の者は、行住の時に於いて、失念に由るが故に、煩惱を起すべし。後に無學を成じては、則ち起の義無し。前は學位に依るが故に、說くに失無し。

有部に歸す

毘婆沙師は、定んで、是の說を作す。阿羅漢果にも、亦た、退の義有りと。

第四項　學位と凡位の六種姓

（五八）唯だ阿羅漢のみ、種姓に六ありや。餘も、亦、六種の姓有りと爲んや。設し有らば、皆能く練根の修するか、不か。

頌に曰はく、

【五七】彼のとは前文に說く所といふ義。卽ち後文は羅漢に就きて說きたるも、前文は有學位に就きて述べたるものなりといふ義。

【五八】唯、阿羅漢のみ云云。羅漢の六種姓を明にしたる序でに學位と凡位とにも亦、六種あることを明にしたるものなり。

頌の舊譯

凡學人六性、見道無練根。

學と異生とにも、亦、六あり。練根は見道に非ず。

論じて曰はく、有學と異生とにも、種姓に、亦六あり。六種の應果は、彼れを先と爲すが故に。

見道の位と練根

然るに見道の位には、必ず練根無し。此の位には加行を起すべきこと無きが故なり。(五九)唯、信解と異生との位の中に於いて、能く、練根を修すること、無學位の如し。

第五項 (六〇) 三種の退

(六一)契經に說くが如くんば、「我れは、斯の所證の、四種の增上の、心所の現法樂住の、隨一に由りて、所得を退すること有りと說く。不動なる心解脫を身に作證せるものは、我れ、決定して、此れより退する因緣無しと說く」と。

如何にして、不動法は、現法樂住を退するか。

頌に曰はく、

【五九】唯信解と異生と云云。信解は修道位、異生は凡夫位。

【六〇】三種の退。こも退果退姓論に乘じて、序でに總じて退と言はるるものに三種あることを明にしたるものなり。

【六一】契經とは中阿含四十九大空經參照。四種の增上の心所とは四根本定のことなり。意は、佛說に順へば、佛は一面に現法樂住の四根本定の隨一が現前すれば、他の三は現前せず。故に此の三に約して、退といふ。他方に於ては、不動心解脫身作證の羅漢は此の解脫を退せずといふ。然らば彼は現法樂住を退すべき理無かるべきなり。之れは奈何なる理由に坐するか。

（六二）應に知るべし、退に三あり。已と未との得と受用となり。
佛は、唯、最後のみあり。利は中後なり、鈍は三なり。

三種の退
(一)已得退
(二)未得退
(三)受用退

論じて曰はく、應に知るべし、諸の退に總じて、三種有り。一には（六三）已得退、謂はく、已得の殊勝の功徳を退することなり。二には未得退、謂はく、未だ殊勝の功徳を得ること能はざるをいふ。三には（六四）受用退、謂はく、諸の已得の殊勝の功徳の現在前せざることなり。

世尊と退

此の三の中に於いて、世尊には、唯一の受用退のみ有り。衆徳を具するも、一時に、頓に、現前すべきこと無きを以ての故なり。

不動の羅漢の退

餘の不動法は、具に受用及び未得退有り、亦、己に勝れる殊勝の功徳に於いて、猶ほ未だ得ざるが故なり。

餘の五羅漢と退

餘の五の種姓は、具に三有るべし、亦已得の徳を退失すべきが故なり。

不動法の現法樂住の退

受用退に約して、不動法、現法樂を退すと說くものなれば、相違の過無し。

【六二】頌の舊譯
退墮有三種、已得未得用。最後佛不壞、中間餘有三。

【六三】已得退とは、已に一度得ながら、何等かの因緣によりて之を退失することにして、眞に文字通りの退なり。未得退とは、未だその位を得ざるに名けたるものなれば、全く消極的立言なり。

【六四】受用退とは、假令、其位を得るも、之を受用せざるをいふ。これ恰も懐に金銭を持ちながら之を使用せざるが如きものにて、受用を休ませ置く點に於て暫らく退と名けられたるなり。

經部の說

無退論者は、是の如き說を作す。諸の無漏なる解脫を、皆、不動と名くるも、然も、別して第六の不動法を立つるは、(六五)前に釋通するが如くなれば、難を爲すべからずと。

第六項　羅漢は果退するも更生せず

(六六)諸の阿羅漢は、既に果を退すと許さば、更に生ずと爲んか不か。諸の果に住する時に、作さざる所の事を退する時に作すか、不か。

爾らず。

何に緣るか。

阿羅漢の退果と命終

(六七)頌に曰はく、

　一切の果より退するは、必ず得して、命終せず。
　果に住して、爲さざる所は、慙の增するが故に作さず。

(前二句)

論じて曰はく、果より退して中間に命終すること無し。退し已りて須臾にして、必ず還た之を得

【六五】前に釋通云云。現法樂住を退すると退せざるとに由りて羅漢に六種姓を分ち、或る鈍根の者は退あり、利根の者は退なし、而して其利根なるものは、不動種姓なること前に已に明せるが如し。されば今、何故に不動法が現法樂住を退するやとは問にならずとなり。

【六六】諸の阿羅漢云云。羅漢は退果するも更生に至らず、又羅漢位にて作さざることは退果しても爲さざることを明にしたるものなり。

【六七】頌に云云。前二句は第一問に答へたるもの、第二句は第二問に答へたるものとす。

頌の舊譯

退位不死故、不作非所作。

經の文

するが故なり。(六八)契經に說くが如し、苾芻、當に知るべし、是の如き多聞の諸の弟子は正念を退失しても、速かに、復た、還りて、能く(六九)退起する所のものをして、盡沒滅離せしむと。

若し然らずと謂はば、(七〇)梵行を修するも果は、應に安隱にして、委信す可き處に非ざるべし。

住果位の不作の事業(後二句)

又、住果の位は、爲すべからざる所の、果に違する事業は、漸の增すに由るが故に、暫らく退する時に於いても、亦必ず造らず。譬へば、壯士の、蹶くと雖も、仆れざるが如し。

第七項　練根の不同

練根の差別

上に言ふ所の如くんば、練根にして無學有學を得すること有り。(七一)正しく練根する時、(一)各幾くの無間、幾くの解脫道あるか、(二)何れの性の攝ぞ、(三)何れの所依なるか。

(七二)頌に曰はく、

【六八】契經は雜阿含四十三。

【六九】退起する所云云。退果して煩惱を起すも速に又得果して、所起の煩惱を盡沒せしむといふ義。

【七〇】梵行とは無間解脫精進の三道のことにして、清淨の行の義なり。文意は、若し還つて果を得ること能はずんば、梵行を修して得たる果は安穩に委信して安住すること能はざるべしと言ふ心。

【七一】正しく練根する時云云。此問に三問あり、(一)練根と無間道解脫道との關係、(二)其無間解脫道は有漏か無漏か、(三)何の地によりて練根するかとの三なり。

【七二】頌に云云。初の三句は初問に答へたるもの、第四句の無漏なりは第二問に答へたるもの、その以下は第三問に答へたるものとす。

頌の舊譯

無間解脫九、不壞由久事、於見至一一、無流人道增、無學依九地、有學但依六、捨有差別果、得勝果道增。

練根は、無學の位には、九の無間解脫あり。
久習なるが故なり。學は一なり。無漏なり。依は人の三なり。
無學は九地に依る。有學は但だ六に依る。
果と勝果との道を捨して、唯、果道を得するが故なり。

無學の練根（初二句、第三句前半）

論じて曰はく、勝種姓を求めて、練根を修する者は、（七三）無學の位の中には、一一の姓を轉ずるに、各九の無間、九の解脫あり。應果を得するが如し。

所以は何ん。

彼の鈍根の姓は、久しく慣習するに由りて、少功力の能く轉ぜしむ可きに非ず。學と無學との道の所成は堅なるが故なり。

有學の練根（第三句後半）

有學の位の中には、一一の姓を轉ずるに各一の無間、一の解脫道あり。初果を得るが如し。（七四）上と相違するが故なり。

加行道

（七五）彼の加行道の諸位は各一なり。

【七三】無學の位の中云云。個個の種姓を障る不染無知に九品有るが故に之れを斷する無間道と解脫道とにも各九有り。そは恰も有頂の惑を九無間道九解脫道にて斷ずるが如し。鈍根の無漏道は有學位、無學位の二位に俱に起して、久しく慣習し、九品の不染無知は堅牢にして少しの功力にて轉ず可きに非ず。九の無間解脫二道によりて初めて斷じて鈍根の道を捨し、利根の道を起し得べきが故なり云云の意。

【七四】上と相違すとは有學の鈍根は久しく慣習せざる故に轉じ易きこと。

【七五】彼の云云。加行道は有學も一加行を發し、無學も一加行を起す。有學ならば一無間一解脫道有り、無學ならば九無間九無學道有り。

無間解脫二道の性（第四句前半）

是の如き無間と及び解脫との道は、一切、唯、是れ、無漏の性の攝なり。聖者は、必ず、有漏道を用つて、根を轉ずる理無し。增上に非ざるが故なり。

練根の依身（第四句後半）

「依」とは謂はく、身と地となり。此の所依の身は、唯、人の三洲なり。(七六)餘は、退無きが故なり。

練根の依地としての定（第五―八句）

此の所依の地は、無學は九に通ず。謂はく、未至と中間と四定と「下」三無色となり。有學は、唯、六なり。謂はく、後の三を除く。所以は何ん。

(七七)夫れ轉根は、果及び勝果道を捨すること有る容く、所得は、唯、果にして、向道に非ざるが故に、有學の果は、無色地に攝すること無きが故に、學の練根は、但だ六地に依るなり。

第八項　九無學

諸の無學の位の補特伽羅に、總じて、幾く種有るか。何の差別に由るか。

【七六】餘とは色無色二界及び六欲天には無漏道は有れども、退失すること無きが故に練根を修せず。唯人の三洲には退失有るが故に夫れを恐れて練根を修す。

【七七】夫れ轉根云云。有學の轉根に下三無色を除く所以を明にす。轉根とは今までの果道及び向道を捨して、ただ增上の果を得するを目標とするをいふ。然るに有學を得るには前二果は未至により、不還は未至、中間、四根本の六地によるを以て、その轉根に際しても同じく六地により、無色によることなきが故に三無色を除くなり。

頌に曰はく、

(七八)七は聲聞なり、二は佛なり。差別は九根に由る。

九無學 論じて曰はく、無學の位に居する聖者に、九あり。謂はく、七の聲聞と二の覺者となり。

七聲聞 退法等の五と、不動に二を分つは、(七九)後と先との別なるが故にして、「合して」七の聲聞と名く。

二覺 獨覺と大覺とを二の覺者と名く。下下等の九品の根の異るに由り、無學の聖をして、九の差別を成ぜしむ。

第七章　學無學位に渉る諸問題

第一節　七　聖　人

七種の聖人 學無學位に七聖者有り。一切の聖者を、皆、此の中に攝す。一には(八〇)隨信行、二には(八一)隨法行、

【七八】頌の舊譯
二佛聲聞七、有レ九由ニ九根一。

【七九】後と先云云。後とは練根して不動羅漢と成りたるもの(之を練根不動といふ)。他の先來不動とは練根に依らず、先來本得の不動なり。之れ等九種の差別は根に下下品より上上品に至る九種の差別有るに由る。

【八〇】隨信行(Śradhānusārin)。
舊譯、由信隨行。

【八一】隨法行(Dharmānusārin)。
舊譯。由法隨行。

三には(八二)信解、四には(八三)見至、五には(八四)身證、六には(八五)慧解脫、七には(八六)倶解脫なり。

(八七)何に依りて、七を立つるや。事の別に、幾ばくか有る。

(八八)頌に曰はく、

加行と根と滅定と、解脫との故に七を成ず。

此の事の別は、唯六あり。三道に各二あるが故なり。

隨信法行の根據

論じて曰はく、加行の異に依りて、初めの二種を立つ。謂はく、(八九)先の時に、他及び法に隨ひて、所求の義に於いて、加行を修するに依るが故に、隨信行、隨法行の名を立つ。

信解及び見至

(九〇)根の不同に依りて、次の二種を立つ。謂はく、鈍と利と、信と慧との根增するに依りて、次の如

【八二】信解(Śraddhādhimukta)。舊譯、信樂。

【八三】見至(Dṛṣṭiq-rāpta)。舊譯、得見至。

【八四】身證(Kāya-sākṣin)。

【八五】慧解脫(Prajñā-vimukta)。

【八六】倶解脫(Ubhayato-vimukti)。舊譯、二分解脫。

【八七】何によりて云云。右の七聖者に關して、(一)七聖を建立する理由と(二)その實體の數との二問題に關する質問なり。

【八八】頌に云云。初の二句は初問に答へ、次ぎの二句は第二問に答へたるものとす。頌の舊譯

加行根滅定、解脫二故成ㇾ七人ㇾ或六人、三道人雙故。

【八九】先の時云云。見道以前に於て、他の教を信じて利益を目的として、加行を修するを隨信行をいひ、自ら教法に隨ひて所求の利益を目的として修する聖者を隨法行の聖者と名く。

【九〇】根の不同云云。見道鈍根の隨信行が修道に至れば、信が增上して無漏の正解の顯れ來るに由りて信解を立て、見道利根の隨法行が、修道位に至り、慧が增上して正見現はる。之に由りて見至を立つ。

身證

く、名けて信解、見至と爲す。

滅定を得るに依りて、身證の名を立つ。身に由りて滅盡定を證得するが故なり。

慧解脱と倶解脱

解脱の異に依りて、後の二種を立つ。謂はく、唯、慧に依りて、煩惱障を離るる者に、慧解脱を立つ。兼ねて定を得るに依りて、解脱障を離るるをば、倶解脱と立つ。

七聖人の證（後二句）

此の名は七なりと雖も、(九一)事の別は唯六なり。

謂はく、見道の中に、二の聖者あり。一には隨信行、二には隨法行なり。此れは、修道に至りて、別ちて二の名を立つ。一には信解、二には見至なり。此れは、無學に至りて、復た二の名を立つ。謂はく、時解脱と不時解脱となり。

隨信行の聖者

應に知るべし、此の中にて、一の隨信行は、根の故に、三と成る。謂はく、下中上なり。姓の故に、五と成る。謂はく、退法等なり。道の故に、十五と成る。謂はく、八忍七智なり。離染の故に、(九二)七十三と成る。謂はく、具縛と八地の染を離るるとなり。依身の故に、九と成る、謂はく、三洲と(九三)欲天となり。

若し、根と姓と道と離染と依身と相乘ずれば、合して(九四)一億四萬七千八百二十五種と成る。

【九一】事の別は唯六とは見道、修道、無學道の三道に渉りて利鈍の二あるを分ちて七聖とするをいふ。身證は信解、見至の外に、體無きを以て、事としては別物ならず。

【九二】七十三とは三界見惑修惑を残らず具したる具縛の聖者を一人とし、下八地の九品の修惑を斷ずる聖者が、八九、七十二人あるが故なり。

【九三】欲天とは六欲天。之れに三洲（北洲を除く）を加ふるが故に九となる。

【九四】十萬を億とす。

隨法行等は、理の如く、應に思ふべし。

第二節　俱解脫と慧解脫

何等を俱と及び慧との解脫と名くるか。

（九五）頌に曰はく、

俱は滅定を得るに由る。　餘をば慧解脫と名く。

【九五】頌の舊譯
得滅定俱脫、餘人慧解脫。
七種聖人を明す第二段。俱解脫と慧解脫とを別に詳釋する條なり。前頌は俱解脫を明し、後頌は慧解脫を明す。

俱解脫　論じて曰はく、諸の阿羅漢の滅定を得する者をば、俱解脫と名く。慧と定との力に由りて、煩惱と解脫との障を解脫するが故なり。

慧解脫　所餘の未だ滅盡定を得ざる者をば、慧解脫と名く。但だ慧の力に由りて、煩惱の障に於いて、解脫を得るが故なり。

第三節　學無學の滿たる條件

(九六)世尊の說くが如し。五煩惱を斷じて、牽引すべからざるも、未だ滿の學と名けずと。(九七)學無學の位は、各幾くの因に由りて、等しき位の中に於いて、獨り稱して滿と爲すか。

頌に曰はく、

有學を名けて、滿と爲るは、根と果と定との三に由る。

無學に滿の名を得るは、但だ根と定との二に由る。

有學の具滿（初二句）

論じて曰はく、學の、學位に於いて、獨り滿の名を得るは、具に三因に由る。謂はく、(九八)根と果と定となり。

利根漢（分滿）

有學の者有り。但だ根に由るが故に、亦滿の名を得す。謂はく、(九九)諸の見至の、未だ欲染を離れざるなり。

【九六】世尊云云。舊譯にては偈に作りて、若捨此五結、不壞法具學。と記す。雜阿含二十九に曰く、斷此五下分結、受生般涅槃阿那含、不還此世、是名增上慧學。何等爲增上慧學、是比丘重於戒戒增上、重於定定增上、重於慧慧增上、彼如是知如是見欲、有漏心解脫、有漏心解脫、無明有漏心解脫、解脫知見、我生已盡、梵行已立、所作已作、自知不受後有、是名增上慧學」云云。「牽引すべからず」とは、經の不還此世に當る。稱友は此を不退の性質と釋す。

【九七】學無學の位云云。同じく學位、無學位と稱するも、その中に種種の種類あることは前來已に述べたる處なるが、然らば學位及び無學位に於て當該位の最高たるの條件はいかにといふ問意なり。頌中、前二句は有學位に於ける滿たるの條件を述べ、後二句は無學位の　れを述べたるものとす。

頌の舊譯

由定根果故、說圓滿具學、無學圓滿德、由一。

【九八】根と果と定。有學位にありて當該位に於ける完全たるの條件に(一)その果を得ること(二)利根なること(三)滅盡定を得ることの三を具するにあり。之を圓滿といひ、その一二を具するを分滿といふ。

果滿（分滿） 有學の者有り。但だ果に由るが故に、亦滿の名を得す。謂はく、信解の不還の、未だ、滅盡定を得ざるなり。

根果滿 有學の者有り。根と果とに由るが故に、亦滿の名を得す。謂はく、見至の不還の、未だ、滅盡定を得ざるなり。

果と定との滿 有學の者有り。果と定とに由るが故に、亦滿の名を得す。謂はく、諸の信解の滅盡定を得るものなり。

具滿 有學の者有り。具さに三に由るが故に、獨り滿の名を得す。謂はく、諸の見至の滅盡定を得るなり。

有學の者は、但だ定に由るが故に、及び根と定との故に、亦滿の名を得ること無し。

無學の聖者（後二句） 諸の無學の者は、無學の位に於いて、根と定との二に由りて、獨り滿の名を得、無學の位の中には、果滿に非ざること無きが故に、果に由りて、亦滿の名を立つること無し。但だ根に由りて、亦、名けて滿と爲ることあり。謂はく、不時解脱の、未だ滅盡定を得ざるなり。

但だ定に由りて、亦、名けて滿と爲ること有り。謂はく、時解脱の滅盡定を得るなり。

具さに二に由りて、獨り名けて滿と爲ること有り。謂はく、不時解脱の、已に滅盡定を得るなり。

【九八】諸の見至云云。見至は利根なるが故に根滿の資格はあるも欲染を離れざるは、不還果を得ざるを以て果滿なく滅定を得ざれば定滿なし、斯の如きを卽ち分滿といふ。

第八章　諸道論

第一節　四道

四種の道の差別

廣く諸道を說くに、差別無量なり。謂はく、世、出世、見、修道等なり。略して、幾くの道を說いて、能く徧く攝するか。

頌に曰はく、

(一〇〇)應に知るべし、一切の道に、略說するに、唯四有り。

謂はく、加行と無間と、解脫と勝進道となり。

加行道

論じて曰はく、(一〇一)加行道とは、謂はく、此れより後、無間道を生ずるをいふ。

無間道

(一〇二)無間道とは、謂はく、此は能く應に斷ずべき所の障を斷ずるをいふ。

解脫道

(一〇三)解脫道とは、謂はく、已に應に斷ずべき所の障を解脫して、最初に

【一〇〇】頌の舊譯　畧說ㇾ道、四加行無間、解脫道進道。第二十二卷より受け來り、諸道卽ち世俗道、出世道、見道、修道と種種有る中、今は略攝の關係によりて加行、無間、解脫、勝進の四道となす。加行道は準備的施設、無間道は正しく斷惑する施設、解脫道はその結果として得する勝道にして、玆に正しく擇滅涅槃を得するなり。かくて一連の修行終る。而して、此の一段の修行に於て、此三道に攝せざる諸の施設を凡べて勝進道と名く。

【一〇一】加行道(Prayoga-mārga)。

【一〇二】無間道　(Ānantarya-mārga)。

【一〇三】解脫道(Vimukti-mārga)。

生ずる所なり。

勝進道

（一〇四）勝進道とは、謂はく、三の餘の道なり。

道の意義

道の義、云何。

謂はく、涅槃の路なり。此れに乘じて、能く涅槃の城に往くが故なり。

或は、復た、道とは、謂はく、求の所依なり。此れに依りて、涅槃の果を（一〇五）尋求するが故なり。

解脱と勝進

（一〇六）解脱と勝進とを、如何にして道と名くるか。

（一〇七）道と類同じくして、上の品に轉ずるが故なり。

或は、（一〇八）前前の力にて、後後に至るが故なり。

或は、（一〇九）能く無餘の依に趣入するが故なり。

第二節　四　通　行

道は餘處に於いて、（一一〇）通行の名を立つ。能く通達して涅槃に趣くを以ての故なり。

此れに幾くの種有るか、何に依りて建立するか。

【一〇四】勝進道（Viśeṣa-mārga）。

【一〇五】尋求す（Mārgayati）。

【一〇六】解脱と勝進とは已に擇滅を證し、趣求する相無し。故に道と名く可きにあらずとの疑問なり。

【一〇七】道と類同じく云云。道と同樣に、後の上品の位に向ふものにして、下品の解脱と勝進とは、轉じて中品の加行道無間道となるが故にとの意。

【一〇八】前前の力とは前の解脱勝進の力にて後の諸行に至る故にとの意。

【一〇九】能く無餘の依とは解脱勝進二道は無餘涅槃に趣入する意義有るが故にとの意。

【一一〇】通行（Pratipad）。舊譯は唯、行といふ。增一阿含二十三には行跡といふ。中阿含五十九第一得經・長阿含十二自歡喜經參照。

頌に曰はく、

(二一)通行に四種有り、樂は四靜慮に依る。
苦は所餘の地に依る。遲速は鈍利の根なり。

通行の四種

論じて曰はく、經に通行を說くに、總じて、(二二)四種あり。一には苦遲通行、二には苦速通行、三には樂遲通行、四には樂速通行なり。

樂通行

道の、根本四靜慮に依りて生ずるを、(二三)樂通行と名く。支を攝受して、止觀平等にして、任運に轉ずるを以ての故なり。

苦通行

道の無色と未至と中間とに依るを、(二四)苦通行と名く。支を攝せず、止觀等しからずして、艱辛にして轉ずるを以ての故なり。謂はく、無色の定は、觀減し、止增す、未至と中間とは、觀增し、

【二一】頌の舊譯
依レ定道樂行。於ニ餘地ニ苦行、遲智軟根人、速智約ニ利根ニ。
上の如く道をその通達して、涅槃に赴く意義に依りて通行（增一、行跡、中阿含、第一得經、有斷）と名く。之れに苦遲、苦速、樂遲、樂速の四別有り。今之れを說明す。爰に苦樂といふは、所依の定によりて分ち、遲速といふは、所依の人の根の鈍と利とに由りて分つ。

【二二】四種云云。その梵名左の如し。
一、苦遲通行(Duḥkhā pratipad dandhābhijñā)。
二、苦速通行(Duḥkhā pratipat kṣiprābhijñā)。
三、樂遲通行(Sukhā pratipad dandhābhijñā)。
四、樂速通行(Sukhā pratipat kṣiprābhijñā)。

【二三】樂通行とは恰も船にて流を下るが如く、努力せずして任運に轉するをいふ、樂受の多き通行といふ義にあらず。これ四根本靜慮には後に述ぶるが如く十八禪支を具備し、觀智と定心とが平均し居るを以てなり。

【二四】苦通行とは恰も步行して險隘を行くが如く、努力を要するをいふ、同じく苦受ある道といふ義にあらず。これ未至中間は觀勝りて止劣り、無色は止勝りて觀劣り、兩者の平均を缺くによる。

止滅す。

遲速の別

即ち此の樂苦の二通行の中、鈍根を遲と名け、利根を速と名く。二行の、境に於いて、通達するに、稽遲するが故に、遲通と名く。此れに翻ずるを速と名く。或は遲鈍の者の起す所の通行を、遲通行と名く。速なるは、此れと相違す。

第三節　三十七菩提分法

第一項　名　數

道を亦名けて、(二五)菩提分法と爲す。此れに幾くの種有るか、名義は云何。

(二六)頌に曰はく、

覺分に三十七あり。謂はく、四念住等なり。
覺は、謂はく、盡無生なり。此れに順ずるが故に、分と名く。

三十七覺分

論じて曰はく、(二七)經に覺分を說くに、三十七有り。謂はく、四念住と四

【二五】菩提分法（Bodhi-pakṣa-dharma）。舊譯、覺助法。

【二六】頌に云云。前二句は名數を擧げ、後二句は覺分の名を解したるものとす。

頌の舊譯

盡無生二智、菩提由レ順レ此。
三十七覺助。

【二七】經とは雜阿含廿六、增一阿含十八、參照。

念住（Smṛty-upasthāna）。身、受、心、法。

正斷（Samyak-prahāṇa）。斷斷、律儀斷、隨護斷、修斷。

神足（Ṛddhi-pāda）。欲、勤、心、觀。

正斷と四神足と五根と五力と七等覺支と八聖道支となり。

覺

盡と無生との智を說いて名けて、覺と爲す。

(後二句)三菩提

覺する者の別に隨ひて、三菩提を立つ。一には聲聞の菩提、二には獨覺の菩提、三には無上菩提なり。

覺の意義

無明、睡眠の、皆、永く斷ずるが故に、及び如實に、已に己の事を作し、復た作さずと知るが故に、此の二を覺と名く。

三十七の法は菩提に順趣す。是の故に、菩提分法と名く。

第二項　菩提分法の體

此の三十七の體は各各別なるか。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

(二八)此の實の事は、唯、十なり。謂はく、慧と勤と定と信と、

根(Indriya)。信・進・念、定・慧。

力(Bola)。同上。

覺支(Bodhy-aṅga)。(一)擇法、(二)精進、(三)喜、(四)輕安、(五)念、(六)定、(七)行捨。

八聖道支 (Āryāṣṭiṅgiko-mārga)。(一)精進、(二)念、(三)定、(四)見、(五)思惟、(六)語、(七)業、(八)命 (但し凡て上に正の字を附す)

【二八】頌の舊譯

由レ名實義十、信精進憶念、三摩提智慧、喜捨及輕安、戒覺。

支は三十七に別ると雖も、その體は慧以下の十に過ぎざることを敍したるものとす。

念と喜と捨と輕安と、及び戒と尋とを體と爲す。

十體

論じて曰はく。此の覺分の名は、三十七なりと雖も、實の事は、唯、十なり。卽ち、慧と、勤と等なり。

慧

謂はく、四念住と慧根と慧力と擇法覺支と正見とは、慧を以て體と爲す。

勤

四正斷と精進根と精進力と精進覺支と正精進とは、勤を以て體と爲す。

定

四神足と定根と定力と定覺支と正定とは、定を以て體と爲す。

信

信根と信力とは、信を以て體と爲す。

念

念根と念力と念覺支と正念とは、念を以て體と爲す。

喜　行捨　輕安

喜覺支は、喜を以て體と爲す。捨覺支は、行捨を以て體と爲す。輕安覺支は、輕安を以て體と爲す。

戒

正語と正業と正命とは、戒を以て體と爲す。

尋

正思惟は尋を以て體と爲す。

是の如く、覺分の實の事は、唯十なり。卽ち是れ信等の五根力の上に、更に喜と捨と輕安と戒と尋とを加へたるものなり。

毘婆沙師の異說

毘婆沙師は說く。十一あり、身業と語業と相ひ雜らざるが故に、戒を分ちて二と爲し、餘の九は前

に同じと。

第三項　特に念住、正斷、神足に就いて　並に五根五力の區別

(二九)念住等の三の名は、別の屬無し。如何にして、獨り說いて、慧と勤と定と爲すか。

頌に曰はく、

四念住と正斷と、神足とは增上なるに隨ひて、

說いて、慧と勤と定と爲す。　實は諸の加行善なり。

論じて曰はく、(三〇)四念住等の三品の善法の體は、實には、徧く、諸の加行善を攝す。然るに同品の增上なる善根に隨ひて、次の如く、說いて慧と勤と及び定と爲す。

慧と念住　毘婆沙師の說

何に緣りて、慧に於いて、念住の名を立つるか。

毘婆沙師、是の如きの說を作す、慧は念力の持して「境に」住せしむるが故なりと。

【二九】念住等の三の名云云。四念住、四正斷、四神足の中には特に十實事に屬當すべきものなし。何故に前に、念住をば全部、慧に配當し、正斷を勤に、神足を定に配當したりやとの問なり。頌は之に答へたるものなり。

頌の舊譯

慧念處、　精進名二正勤一、
如意足名レ定、由下隨レ勝立上レ名、
一切加行得。

【三〇】四念住等云云。四念住等の三は、相應、倶有をも含めて攝するも、別ちて云へば、念住は慧を主とし、正斷は勤を主とし、神足は定を主とするを以て、三者に配したるなりと。

正義

理實には、慧の念をして境に住せしむるに由る、實の如く見る者は、能く明かに記するが故なり。(三一)念住「論」の中に、已に、廣く成立したるが如し。

勤と正斷

何の故に、勤を說いて名けて、正斷と爲すか。正しく、(三二)斷修を修習する位の中に於いて、此の勤の力の、能く、懈怠を斷するが故なり。或は(三三)正勝と名く、正しく身語意を(三四)持策する中に於いて、此は、最勝なるが故なり。

定と神足

何に緣りて、定に於いて神足の名を立つるか。

正義

(三五)諸の靈妙の德の依止する所なるが故なり。

異說

(三六)有餘師は說く、神は卽ち是れ定なり、足は謂はく欲等なりと。

論主異說を破す

(三七)彼れ「に從へば」、應に覺分の事に十三有るべし。欲と心とを增すが故なり。

又、經說に違す。契經に言ふが如し。吾れ、今、汝が爲めに、神足等を說かん。神は、謂はく、種種

【三一】念住の中云云。卷第二十三、參照。

【三二】斷修とは勤めて已生、未生の二惡を斷じ、已生未生の二善を修するに際し勤の心所が勝力を有し、斷修を怠る所の懈怠を斷するが故に正斷と名くる意。

【三三】正勝(Samyak-pradhāna)。

【三四】持策とは邪を離れて、身語意の三業を任持し勵んで善を修するとき、此の勤の心所が最も勝るが故に名くる意。

【三五】諸の靈妙の德云云。定は能變化心等を起して、諸の神變不可思議の境界(神)を變作する所依止(足)となるが故に名くる意。

【三六】有餘師の異說の意にては定は神變不思議の妙用を顯はすものの故に、定に卽ち神と名け、欲勤心觀の四はその定の因となるが故に、足と名く、卽ち定及びその因に名くる意なり。

【三七】彼れは云云。若し足が欲勤心觀の四を體とすと說かば覺分の體は上の毘婆沙師の十一說の上に更に欲心の二を加へて十二と爲るべしとの謂。

の神境を受用し、一を分ちて多と爲す。乃至、廣說す。足は謂はく、欲等の四の三摩地なりと。

此の中には、佛は、定の果を說いて、神と名け、欲等の所生の等持を足と名くるなり。

根力の區別

何に緣りて、信等を、先には說いて根と爲し、後には名けて力と爲すか。

(三八)此の五法は、下と上との品に依りて、先後を分つに由るが故なり。

又、屈伏す可きと、屈伏す可からざるとによるが故なり。

信等五の次第

信等は、何に緣りて、次第是の如くなるか。

(三九)謂はく、因果に於いて、先づ信心を起して、果の爲めに因を修し、次に精進を起す。精進に由るが故に、念は所緣に住し、念力の持するに由りて、心、便ち、定を得。心、定を得るが故に、能く實の如く知る。是の故に、信等は是の如く次第す。

第四項 諸位と主なる覺分

覺分の增

當に何れの位に、何れの覺分が增すと言ふべきか。

【三八】此五法は云云。同じく信勤念定慧なりとも、その下品なるを五根と云ひ上品なるを五力と名く。若しくは屈伏し得べき程度の信勤等をば根といひ、屈伏し得べからざる程堅く進めるをば力といふとなり。

【三九】謂はく因果等云云。因果の道理に於て、先づ信じ、信ずるに由りてその果を求め、果を要望して、精進を起し、その精進の力によりて念力が境に住して、所緣の境を明記し、之によりて心を任持し、以て定に入り、法の性相を如實に知る。是の故に、信等は一連の過程に於て、功用を作す時の分位によりかく次第す云云。

頌に曰はく、

（二〇）初業と順決擇と、及び修と見との道の位に、
念住等の七品は、應に知るべし、次第に增す。

初業位と念住

論じて曰はく、（二一）初業の位の中には、能く審かに身等の四境を照了す。慧の用の勝れたるが故に、念住增すと說く。

煖法位と正斷

煖法の位の中には、能く（二二）異品の殊勝の功德を證して、勤の用勝れたるが故に、正斷增すと說く。

頂法位と神足

頂法の位の中には、能く勝善を持して、無退の位に趣き、定の用勝れたるが故に、神足增すと說く。

忍位と根

忍法の位の中には、（二三）必ず退墮せず。善根堅固にして、增上の義を得するが故に、根增すと說く。

世第一法位と力

第一の位の中には、惑と世法との、能く屈伏する所に非ず、無屈の義を得するが故に、力增すと說く。

【二〇】頌の舊譯　初發行、決擇、分中所分別、於修位見位、七部次第知。順決擇分、修道、見道等の諸位と、三十七覺分の顯現との關係を叙す。

【二一】初業の位とは順決擇分の前の別相念住、總相念住位にして、此の位に於ては、身受心法の四を明に照し、その自相共相を了ずるが故に、慧の用最も勝れ、念住顯現す。

【二二】異品云云。前と異りて、より以上に勝れたる功德を得し、此の功德を得んとして勵んで勤むるが故に勤の用勝り正斷增す。

【二三】退墮せずとは惡趣に墮せざる意。

修道位と覺支
見道位と道支

修道の位の中には、菩提の位に近くして、覺を助くること勝るが故に、覺支增すと說く。見道の位の中には、速疾にして轉じて、通行勝るが故に、道支增すと說く。

經の次第

然るに〔一三四〕契經の中には、數の增に隨ひて、先づ七、後に八と說く、修の次第には非ず。

道支と覺支

〔一三五〕八の中、正見は、是れ、道にして、亦道支なり。餘は、是れ、道支にして、道に非ず。〔一三六〕七の中、擇法は、是れ、覺にして、亦覺支なり。餘は、是れ、覺支にして、覺に非ず。毘婆沙師の說く所、是の如し。

論主等の說

有餘は此に於いて、契經に說く所の次第を破せずして、念住等を立つ。謂はく、修行者の、修行せんとする時、多境の中に於いて、其の心、馳散するを以て、先づ、念住を修して、其の心を制伏するが故に。〔一三七〕契經に言はく、此の四念住は、能く、境界に於いて、其の心を繫縛し、及び正しく〔一三八〕耽嗜依の念を遣除すと。是の故に、念住を說

【一三四】契經の中とは雜阿含二十四(辰三・四四右)、二十六(辰三・五二右)此の經には四五六七と次第に數の增す義邊にて七覺支八聖道と次第するも、若し修行の次第よりすれば、見道にて八正道を修し、後の修道にて七覺分を修するべく順序を定むべきなりと。

【一三五】八聖道の八の中、正見の一は卽ち見道なると同時に見道位に修する所の八聖道の一支として、道を助成する支分の一たりとの意。

【一三六】七の中云云。覺支とは覺の支分といふ義なるが、中に於て擇法覺支は、擇法卽ち覺なるを以て、覺なると同時に覺支なりといふなり。餘の六は凡て覺に到るの支分のみにて覺その者にあらず。

【一三七】契經とは中阿含五十二、調御地經に曰く、此四念處謂在賢聖弟子心中、禁縛貞心、制樂實意、除家欲念、止家疲勞、令修業正法修習聖戒。

【一三八】耽嗜依の念とは貪愛る所依とする念のこと。

いて、最初に在くなり。

此の勢力に由りて、勤、遂に增長し、(二三九)四事を成ぜんが爲めに、正しく心を策持す。是の故に、正斷を說いて、第二と爲す。

精進に由るが故に、憂悔の心無し。便ち能く勝定を修治するに堪ふること有り。是の故に、神足は說いて、第三に在り。

勝定を依と爲して、便ち信等をして、出世の法の與めに、增上緣と爲らしむ。此れに由りて、五根を說いて第四と爲す。

根の義、既に立ちて、能く正しく所治の現行を伏除し、牽いて聖法を生ず。此れに由りて、五力を說いて第五と爲す。

見道の位に於いて、覺支を建立す。實の如く、四聖諦を覺知するが故なり。(二四〇)通じて二位に於いて、道支を建立す。俱に通じて、直ちに涅槃の城に往くが故なり。

道により て道支を 建立する に對する 引證

(二四一)契經に說くが如し。八道支に於いて、修すること圓滿なる者は、四念住より七覺支に至るまでに於いて、亦修すること圓滿すと。

【二三九】四事とは二善を修し、二惡を斷ずること。

【二四〇】通じて二位とは見修二道のこと。

【二四一】契經に說くが如しとは雜阿含十三、六分別六入處經に曰はく、八聖道修習滿足已四念處修習滿足、四正斷勤・四如意足、五根五力七覺分修習滿足、云云。八聖道は修道にも在る意を示す經なり。(辰二・七一右第七行以下)

又、(一四一)契經に說く、苾芻、當に知るべし、如實の言を宣る者を、四聖諦を說くに喩ふ。本路に依りて、速かに行出せしむる者を、八聖道支を修習せしむるに喩ふと。故に知る、八道支は、通じて、二位に依りて說くことを。

第五項　菩提分法の有漏無漏分別

增位に隨ひて次第を說くことは、既に然り。理實に言ふべし、此の三十七の幾は有漏に通じ、幾は無漏なるか。

頌に曰はく、

(一四二)七覺と八道支とは、一向是れ無漏なり。
三の四と五の根と力とは、皆な二種に通ず。

七覺支と八正道

論じて曰はく、此の中、七覺と八聖道支とは、唯だ是れ無漏なり。唯、修道と見道との位の中に於

【一四一】又、契經云云。雜阿含四十三に曰く、譬如下有二邊國土一、善治二城壁一、門下堅固、郊道平正。於二四城門一、置二四守護一、悉皆聰慧知二其來去一、當二其城中一、有二四郊道一、安二置牀榻一、城主坐レ上、若東方使來、問二守門者一、城主何在、彼卽答言、主在二城中四郊道頭牀上一而坐、彼使問已往詣二城主一受二其敎一、令中復道而還南上、西北方遠使來、復如レ是受二其敎一、令三各還二本處一、所レ謂城者、以二人身麤色一、如二篋毒譬經說一、善治城壁者、謂正見、郊道平正者謂內六入處、四門者謂四識住、四守門者謂四念處、城主者識受陰、使者謂正觀、如實言者謂四眞諦、復道還者以二八聖道一云云。八聖道は見道にも有ることを證せんとする經。中阿含三十四商人求財經、參照。

【一四二】頌の舊譯
無流覺道分、餘法有二二種一。

いて、方に建立するが故なり。

所餘の諸支　世間にも亦正見等の法有り、而も彼は、聖道支の名を得るにあらず。所餘は、皆有漏無漏に通ず。

第六項　菩提分法と依地

此の三十七は何れの地に、幾く有るか。

頌に曰はく、

〔一四〕初靜慮には一切あり。　未至には喜根を除く。
二靜慮には尋を除く。　三と四と中とには二を除く。
前の三無色地には、　戒と前の二種とを除く。
欲界と有頂とに於いては、　覺と及び道支とを除く。

初禪（初句）　論じて曰はく、初靜慮の中には、三十七を具す。

未至地（第二句）　未至地に於いては、喜覺支を除く。〔一五〕近分地の中には、力を勵まして轉ずるが故に。下地の法に於

【一四】頌の舊譯　於₌初定₋具足、非至定除ㇾ喜、第二定離ㇾ覺、於ㇾ二二所離、及中定離₌戒、前二₋三無色、於₌欲界有頂₋、離₌覺聖道分₋。

【一五】近分地は力を盡して道を起すが故に喜受無し。未至定は下地と相隣るが故に、下地の煩惱に障へられんかとの疑有ろが故に、力を盡して道を起し、安心無きが故に喜覺無きなり。

いて、猶ほ疑慮するが故に。

第二禪（第三句）

第二靜慮には、正思惟を除く。彼の靜慮の中には、已に尋無きが故なり。此れに由りて、二地には各三十六なり。

三四兩禪と中間定（第四句）

第三第四の靜慮と中間〔定〕とには、雙べて、喜と尋とを除く。各三十五なり。

前三無色定（第五六句）

前の三無色には、(一四六)戒の三支を除き、並びに喜と尋とを除く。各三十二なり。

欲及び有頂（第七八句）

欲界と有頂とには、(一四七)覺道支を除きて、各二十二なり。無漏無きが故なり。

第四節　四種の證淨

(一四八)覺分の轉ずる時、必ず證淨を得す。(一)此に幾種有るか。(二)何の位に依りて得るか。(三)實體は是何なる法なるか。(四)有漏なるか無漏なるか。

頌に曰はく、

證淨に四種有り、謂はく、佛と法と僧と戒となり。

【一四六】戒の三支とは正語正業正命をいふ。無色界には色法なきを以て此の三道支なし。

【一四七】覺道支とは七覺支と八正道となり。

【一四八】覺分の轉ずる時云云。前節の覺分が順決擇分より修道まで轉ずる時に、佛、法、僧、戒の四に於て證淨を得す。今はその證淨に關する說明なり。問題は(一)その種類(二)之を得する位(三)その實體(四)漏無漏の問に渉る。頌中、初二句は第一問に、次の四句は第二問に、第七句は第三問に、第八句は第四問に答へたるものなり。

頌の舊譯

見二三諦一得レ戒、及法正解信、於二見道一信レ佛、及信二弟子衆一、法謂三諦及、菩薩獨覺道、若約レ物唯二、信戒皆無流。

三を見るに、法と戒とを得す。道を見るに、佛と僧とを兼ぬ。
法は謂はく、三諦の全と、菩薩と獨覺との道なり。
信と戒との二を體と爲す。四は皆唯無漏なり。

四證淨（初二句）

論じて曰はく、〔一四九〕經に證淨を說くに總して四種有り。一には〔一五〇〕佛に於いて證淨、二には法に於いて證淨、三には僧に於いて證淨、四には聖戒證淨なり。

見道位と證淨（第三—六句）

〔一五一〕且らく、見道の位にて三諦を見る時は、一一、唯、法と戒との證淨を得し、見道諦の位に、兼ねて佛と僧とを得す。謂はく、爾の時に於いて、兼ねて佛を成ずる諸の無學の法と、聲聞僧を成ずる學無學の法とに於いて、亦證淨を得す。「兼ぬ」の言は、見道諦の時、亦法と、及び戒とに於いて、證淨を得することを顯はさんが爲めなり。

法の二種（五六句）

然るに所信の法に、略して二種有り。一には別にして、二には總なり。〔一五二〕總じては四諦に通

【一四九】經にとは雜阿含三十、法鏡經十九、三十三等參照。證淨（Avetya-prasāda）を舊譯には證解淨信とせり。

【一五〇】佛に於いて證淨。四諦の理を證するによつて、佛寶に於て無漏の信を發することなり。他は準じて知るべし。

【一五一】且らく云云。見道位に苦集滅の三諦を證るときは、無漏の心が俱起して三諦の理を信す。その信を法證淨といひ、その無漏道には必ず隨心轉の道俱戒あり。故に夫れを戒證淨といふ。更に第四の道を見る時其無漏慧は佛身中の無漏法を觀にて無漏の信を起し又僧中の有學無學の法を觀じてこれを篤信し、前の二證淨に加へて、佛證淨と法證淨とを得す。

【一五二】總じては云云。法證淨に於ける法とは、概括的に言へば四諦全體なれど、區別して

じ、別しては、唯、三諦の全と、菩薩と獨覺との道なり。故に、四諦を見る時、皆、法の證淨を得するなり。(一五三)聖の所受の戒は、現觀と俱なるが故に、一切時に、亦得せざること無し。

四證淨の體（第七句）

所信の別なるに由るが故に、名に四有るも、應に知るべし、實事は唯二種あるのみ。謂はく、佛等の三種の證淨に於いては、信を以て體と爲し、聖戒證淨は戒を以て體と爲す。故に唯二あるのみなり。

四證淨の有無漏門（第八句）

是の如き四種は、唯、是れ、無漏なり。有漏の法は、證淨に非ざるを以ての故なり。

證淨の意義

何の義に依りて、證淨の名を立つと爲んか。實の如く、四聖諦の理が覺知するが故に、名けて證と爲し、正しく、三寶及び妙尸羅を信ずるを、

淨

皆名けて、淨と爲す。不信の垢と破戒の垢とを離るるが故なり。淨を證得するに由りて、證淨の名を立つ。

四證淨の次第

(一五四)出觀の時の現起の次第の如きが故に、觀の內の次第は是の如しと說く。

云へば苦集滅三諦の全部と第四の道諦の中の菩薩法と獨覺法とのみにして、聲聞法は之に攝せず。何んとなれば菩薩と獨覺とは、たた一人あるのみなればなり。僧(四人以上)の意味を有するものは僧證淨に攝せらる。

【一五三】聖の所受の戒云云。是れ戒も法と同じく見四諦に通ずるを明にしたるものにて、道俱戒は四諦を現觀する時、必ず俱時に起るが故に、四諦全體に通じて起るといふ意味なり。

【一五四】出觀の時の現起の次第云云。佛法僧戒の四證淨の次第は、四諦を觀察してその觀より出づる時に、行者の心の中に起る次第によりて順序立てたるものなり。

如何が出時の現起の次第なる。

謂はく、出觀の位に、先づ、世尊は是れ正等覺なりと信じ、次に正法と毘奈耶との中に於いて、是れ善說なり「と信じ」、後に聖僧は、是れ、妙行者なりと信ず。正しく、三寶は、猶し、良醫の如く、及び良藥と看病者との如しと信ずるが故なり。心の淨なるに由るが故に、淨尸羅を發す。是の故に、尸羅を說いて、第四と爲す。要ず、淨信を具して、此に乃ち現前すること（一五五）三緣に遇うて、」病の方に除くが如くなるが故なり。

異解

或は此の、四種は、猶し導師と道路と商侶と及び所乘の乘との如し。

第五節　正智正解脫に就いて

第一項　正智正解脫と無學位

（一五六）經に言はく、學位は八支を成就し、無學位の中には、具さに十を成就すと。

何に緣りて、有學位の中に正解脫あり、及び正智有りと說かざるか。正脫正智は、其の體、是れ何ぞや。

【一五五】三緣とは上の良醫、良藥看病の三。

【一五六】經。中含第四十九聖道徑及び同第四十七五支物主經。八支とは八聖道支、十支とは其に正智支正脫支を加へたるもの。此の項の問題は(一)何故に有學にも正智正解なきかと(二)正智正脫とは何ぞやとの二點にあり。頌は初二句にて第一問に答へ、後の六句にて第二問に答へたるものとす。

頌の舊譯

解脫非ニ學分一、有レ縛故二種、惑滅是無爲、心淨了有爲、此分卽二脫、慧如レ說ニ菩提一。

頌に曰はく、

學には餘の縛有るが故に、　正脫と智との支無し。
解脫は爲と無爲となり。　謂はく、勝解と惑の滅となり。
有爲は無學の支なり、　卽ち二は解脫蘊なり。
正智は覺に說くが如し。　謂はく、盡と無生との智なり。

有學と解脫支及び正智支（前二句）

論じて曰はく、有學の位の中には、尙ほ餘縛の未だ解脫せざるもの有るが故に、解脫支無し。少縛のみを離るるを脫者と名く可きに非ず。解脫の體無きに、解脫の智を立つ可きに非ず。

無學と二支

無學は已に諸の煩惱の縛を脫し、復た能く（一五七）二の解脫を了する智を起す。（一五八）二の顯了なるに由りて、二支を立つ可し。

二種の解脫（第三—六句）

有學は然らず。故に、唯八と成る。（一五九）解脫の體に二有り。謂はく、有爲と無爲となり。有爲解脫とは、無學の勝解を謂ひ、無爲解脫とは、一切の惑の滅を謂ふ。

有爲解脫を無學支と名く。支の名を立つることは、有爲に依るを以ての故なり。

【一五七】二の解脫云云。此の二は盡智無生智の二。

【一五八】二の顯了とは正解脫と正智。

【一五九】解脫の體に二有りとは、一に無爲解脫は擇滅を體とするものにして、不變不動なるが故に之を無爲といふ。二に有爲解脫はその解脫を得る所以の勝解の名にして、動くが故に之を有爲解脫といへるなり。

解脫支の二種

支に攝する解脫に、復た二種有り。卽ち、餘の(二〇〇)經には心と慧との解脫といふ。應に知るべし、此の二は卽ち解脫蘊なり。

經部難ず

若し爾らば、契經の中に「是の言を」說くべからず。「謂はく契經に言ふが如し」云何が(二〇一)解脫の淸淨の最勝なる。謂はく、心は貪より離染解脫し、及び瞋癡より離染解脫し、「此の」解脫蘊に於いて、未滿を滿さんが爲めと、已滿を攝せんが爲めに、欲勤等を修すと。故に、解脫蘊は、唯勝解には非ず。

有部を以て徵す

若し爾らば是れ何ん。

論主答ふ

有餘師の說かく、眞智の力に由りて、貪瞋癡を遣り、卽ち心の離垢するを解脫蘊と名くと。

正智の體（第七八句）

是の如く、已に正解脫の體を說きつ。正智の體は、前の覺に說くが如し、謂はく、卽ち前に說きたる盡「智」無生智なり。

第二項　正解脫の時

【二〇〇】餘の經とは雜阿含卷八、曰、亦當下不レ久得中盡二諸漏一無漏心解脫慧解脫上（辰二・四三左）心解脫とは心王と相應する勝解、慧解脫とは慧の心所と相應する勝解なり。

【二〇一】經に四種の淸淨の最勝を明す、第一戒、第二定、第三見、第四解脫なり。今は第四の解脫を說明せる一段なり。解脫と淸淨と最勝との三問あり、心の貪瞋癡より離染解脫するは第一問に答へ、未滿を滿さんが爲め云云は第二問に答へ、欲勤等を修すは第三問に答へたるなり。已に解脫は貪等より解脫すと言ふが故に而して解脫は勝解なりと言はざるが故に、勝解のみが解脫に非ざるべしとの意。

〔一六二〕心は、何れの世に於いて、正しく解脱を得、而も無學の心解脱と言ふか。

頌に曰はく、

無學の心の生ずる時、　正しく障より解脱す。

發智論の説　論じて曰はく、〔一六三〕本論に說くが如く、初無學の心の、未來生の時、障より解脱す。

障　何をか謂ひて、障と爲すや。

謂はく、煩惱の得なり。彼は、能く、此の心の生ずるを遮するに由るが故なり。

正解脱　金剛喩定の正滅の位の中に、彼の得、正しく斷じ、初無學心の、正生の位に於いて、正しく解脱を得するなり。

已解脱　金剛喩定の、已滅の位の中には、彼の得は、已に斷じ、初無學の心の、已生の位に於いて、已解脱と名く。

未生の無學心及び世俗心　未生の無學と及び世俗との心も、〔一六四〕爾の時に當りて、亦、解脱すと名くるも、然も、今は、且らく、

【一六二】心は何れの世等。（正理顯宗兩論には何れの位に作る）こは正解脱と稱せらるるは三世の中、何れの位にあるやを明にしたるものなり。頌の舊譯　解脱正生心、無學從二惑障一。

【一六三】本論とは發智論第十五、參照。初無學の心とは無學の初の盡智のこと。それが未來生相位に有るとき、障を解脱するを正解脱と名くとの意。こは現在世を已解脱と名くるを簡ぶ命名なることを忘るべからず。

【一六四】爾の時とは無學の初心位をいふ。

決定して生ずる者のみを説く。爾の時に於いて、(一六五)身と世とを行ずるを以ての故なり。

世俗心の解脱

(一六六)諸の世俗の心は、何より解脱するか。

亦、即ち、彼の心の生ずることを遮する障よりなり。

難　(一六七)未だ解脱せざる位には、此れ豈に生ぜざらんや。

釋　已に生ずること有りと雖も、今の者に似ず。

問　彼れは、何の似る所ぞ。

答　(一六八)惑の得と倶なり。此の後、若し生ぜば、惑の得と倶なること無ければなり。

第三項　斷障の時

(一六九)道は、何れの位に於いて、生障をして斷ぜしむるか。

頌に曰はく、

【一六五】身と世とを行ず云云。無學の初心は定んで現身と現世とに行ずれど、餘の心はその生不生定まらずとなり。

【一六六】諸の世俗心とは、ここにては無學の生ずる世俗の善心を指す。俗人のそれにあらず。

【一六七】未だ解脱云云。有漏世俗の心の未解脱の位より已に生じつつあり、而も上に解脱といふは、障碍せられて生じ得ざりしものを、その障を除きて生ぜしむる謂に外ならず。然れば已に生じて有る有漏心は、如何にして解脱すと稱することを得べきかとの難意なり。

【一六八】惑の得云云。無學心の生ぜざる時の有漏の善心は惑の得を伴へど、無學心の起れる以後のそれには、惑の得を伴はずとなり。

【一六九】道は何れの位云云。無學心の生ずることを斷ずるものを斷ずるは何れの位かといふ問なり。但しここに道とは金剛喩定をさす。頌意は、金剛喩定はその現在に於て障を破する力あり、過去未來に於てにあらずといふにあり。

頌の舊譯

正滅道能滅㆓能障㆑道諸惑㆒。

道は唯正滅の位に、能く彼の障をして斷せしむ。

正滅と正生

論じて曰はく、「正滅の位」の言は、現在に居ることを顯はす。「正生」の言は、未來世を顯はすが故なり。

道の斷障

道の能く障を斷ずるは、唯正滅の時なり。餘の位には、定んで、斷障の用無きが故なり。解脫の、未生の者に通ずるが如きには非ず。「解脫は」生と未生と、離障同じきを以ての故なり。

第四項　斷離滅の三界

經に三界を說く。(一七〇)謂はく斷と離と滅となり。(一)何を以て體と爲すか。(二)差別は云何。

頌に曰はく、

無爲を三界と說く。離界は、謂はく貪を離るるなり。

斷界は餘結を斷ずるなり。滅界は彼の事を滅するなり。

【一七〇】謂はく斷離滅云云。雜含第十七長含第八衆集經等に斷と離と滅とを名けて三界といへり。(一)其三界の體はいかん(二)その區別はいかんの二問を論するはこの項の目的なり。頌は初句にて第一問に答へ、後三句にて第二問に答へたるものとす。

頌の舊譯

無爲解脫界、離欲謂欲滅、

滅界餘惑滅、永除別類滅。

三界の體（初句）

三界の差別（後三句）

論じて曰はく、斷等の三界は、即ち前に說ける無爲解脫を分ちて、以て自體と爲す。離界と言ふは、謂はく、但だ貪を離し、斷界と言ふは、謂はく、餘結を斷じ、滅界と言ふは、謂はく、所餘の貪等の隨眠の隨增する所の事を滅するなり。故に、經に說かく、三界は、即ち、無爲解脫なりと。

第五項　厭と離との關係

（一七一）若し事の能く厭するは、必ず、能く、離するや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

厭は苦集を緣ずる慧なり。　離は四を緣じて能く斷ず。
相對して互に廣狹あり。　故に應に四句を成ずべし。

厭の體

論じて曰はく、唯、苦集を緣じて、起す所の忍と智とを、說いて名けて（一七二）厭と爲す。餘は、則ち

【一七一】若し事の云云。一口に厭離と云へど、厭と離との間には廣狹の差異あることを明にしたるものなり。

頌の舊譯

厭離由二苦集一、忍智一故離欲、二由二一切滅一、此中立二四句一。

【一七二】厭（Nirveda, nirvidyate）。

離

然らず。

四諦の境の中に於いて起す所の忍と智との能く惑を斷ずる者は、皆、(一七三)離の名を得。

厭と離との四句分別

〔此の二は〕廣狹の殘りあるが故に、四句を成ず。

第一單句

厭にして離に非ざる有り。謂はく、苦集を緣じて、惑をして斷ぜしめざる所有忍と智となり。厭の境を緣ずるが故に、染を離るるに非ざるが故に。

第二單句

離にして厭に非ざる有り。謂はく、滅道を緣じて、能く惑をして斷ぜしむる所有忍と智となり。欣境を緣ずるが故に、能く染を離るるが故に。

第三俱句

厭にして亦離なるあり。苦集を緣じて、能く惑をして斷ぜしむる所有忍と智となり。

第四俱非句

厭離に非ざる有り。謂はく、滅道を緣じて、惑をして斷ぜしめざる所有忍智なり。

(一七四)應に知るべし、此の中、先に欲染を離れ、後に諦を見る者は、所有法忍と、及び諸の智の中の加行と解脫と勝進との道に攝むるは、惑をして斷ぜしめず。惑已に斷ずるが故に、斷治に非ざるが故に。

【一七三】離(Virāga, virajy te)。

【一七四】應に知るべし云云。上の四句の中、先に離欲せる者が後に見道に入るときの法忍にして、若し苦集諦を緣ずるときは厭にして離に非ず、故に第一句に攝す。若し滅道を緣ずるときは厭にも非ず、又離にも非ず、故に第四句に攝す。又智の中、見道の解脫道に攝すると、修道の加行と解脫・精進二道に攝するとは若し苦集を緣ずるときは厭にして、離に非ず、故に第一句に攝す。若し滅道を緣ずれば厭離俱に非ず、故に第四句に攝す。

卷の第二十六（(一)分別智品第七の一）

本論第七　分別智品第一

第一章　忍と智と見との關係

前品の初めに、諸忍と諸智とを説き、後に於いて、復た正見と正智とを説きつ。(二)忍にして智に非ざるもの有りと爲んか、智にして見に非ざるもの有りと爲んか。

頌に曰はく、

聖慧の忍は智に非ず。　盡と無生とは見に非ず。
餘は二なり。有漏の慧は、　皆な智なり。

【一】分別智品。舊譯、分別慧品。上來分別賢聖品四卷に於て悟の果としての賢聖を明し來りたる次を受けて、以上の二品に於て、是の如き聖果を得すべき因緣を明さんとす。その中今は親因としての如上の賢聖の内包たる聖智を解説するものなれば智品と名く。その中二大科有り。初に諸の智の差別を明し、後に智所成の功德を明す。第廿六卷は前問題を論じたるものにして、第廿七卷は後問題を論じたるものとす。

【二】忍にして智にあらざる云云。忍(Kṣānti) 智(Jñāna)見(Dṛṣṭi) の三は共に七十五法よりすれば慧(Prajñā)の異作用なり。然ども其間に區別ありて、忍は忍可とて、大體に於て諦理の眞相を認めながらも、未だ決斷に至らざるをいひ、智とは確かに相違なしと決斷する作用をいひ、見とは主として推理等求の作用をい

六は見の性なり。

慧の二種

論じて曰はく、慧に二種有り。有漏と無漏となり。唯、無漏の慧に立つるに、聖の名を以てす。

八忍（第一句）

此の聖の慧の中にて、㈢八忍は智の性に非ず。自らの所斷の疑、未だ已に斷ぜざるが故なり。見の性に攝む可し、推度の性なるが故なり。

盡無生二智（第二句）

盡と無生との二の智は、見の性に非ず、已に求むることを息めて心に推度せざるが故なり。

所餘の無漏慧（第三句前）

㈣所餘は皆智と見との二性に通ず。已に自疑を斷じ、推度の性なるが故なり。

有漏慧（第三句後半以下）

諸の有漏の慧は、皆智の性に攝む、中に於いて、唯六は、亦、是れ見の性なり。謂はく、㈤五の染汙の見と、世の正見とを六と爲す。是の如く、説く所の聖と有漏との慧は、皆擇法なるが故に、並びに慧の性に攝む。

ふ。今は智品の總説として其三者の法相的意義を明にせんとしたるものなり。頌中、初二句と第三句の前半は無漏の慧を明にしたるものにして、其餘は有漏想を明にしたるものとす。

頌の舊譯

無垢忍非レ智、盡無生非レ見、異レ彼聖智二、餘智見有レ六。

【三】八忍は其斷する所の疑と倶生して之を斷ぜんとする位にして未だ疑の得の爲めに障へられて決斷すること能はず。又は忍は未だ嘗て見ざる四諦の理を今初めて見るものにして、未だ重觀せざるが故に智と名けず。而も忍は推考し推し計りて起るものの故、見の性に攝す。

【四】所餘とは八忍二智を除いたる餘の無漏想をいふ。

【五】五の染汙の見とは身見等の五をいふ。

第二章　十智の相に就て

第一節　十智の開展

第一項　二智三智

智の十種

(六)智に幾種有るか。相の別は云何。

頌に曰はく、

智に十あり、總じては二有り。有漏と無漏との別なり。
有漏は世俗と稱し、無漏は法類と名く。
世俗は徧く境と爲す。法智と及び類智とは
次の如く、欲と上界との、苦等の諦を境
と爲す。

論じて曰はく、(七)智に十種有り。一切の智を

【六】智に幾種云云。こは十智を明にするに先ち、先づ有漏無漏の二智を開きて世俗智、法智、類智の三智となすを明にしたるものとす。頌中、前四句は二智三智の名を擧げ、後四句は三智の作用を明にしたるものとす。頌の舊譯 有流無流智、第一名二俗智一、無流智有レ二、法智及類智、俗智一切境、欲苦等爲レ境、法智、若類智、上苦等爲レ境。

【七】智に十種。十智の梵名は

攝す。一には世俗智、二には法智、三には類智、四には苦智、五には集智、六には滅智、七には道智八には他心智、九には盡智、十には無生智なり。

二智

是の如きの十智は、總じては唯、二種なり。有漏と無漏との性、差別するが故なり。

三智

是の如き二智の相の別に三有り。謂はく、世俗智と法智と類智となり。

世俗智

前の有漏智を、總じて、世俗と名く。〔八〕多く瓶等の世俗の境を取るが故なり。

法類智

後の無漏智に法と類との別を分つ。

三智の境

三が中に、世俗は徧く一切有爲無爲を以て所緣の境となし、法と類との二種は、其の次第の如く、欲と上界との四諦を以て境と爲す。

第二項　三智を開いて九智とす

卽ち是の如き二種の智の中に於いて、

頌に曰はく、

左の如し。
一、世俗智 (Saṃvṛti-jñāna)。
二、法智(Dharma-jñāna)。
三、類智(Anvaya-jñāna)。
四、苦智(Duḥkha-jñāna)。
五、集智 (Samudaya-jñāna)。
六、滅智(Nirodha-jñāna)。
七、道智(Mārga-jñāna)。
八、他心智(Para-citta-jñāna)。
九、盡智(Kṣaya-jñāna)。
十、無生智(Anutpāda-jñāna)。

【八】時としては自相・共相をも取るが故に「多く」と云ふ。

(九)法と類とに境の別なるに由りて、苦等の四の名を立つ。皆盡と無生とに通ず。初めは唯苦と集との類なり。

六智

論じて曰はく、法智、類智は境の差別に由りて、分ちて苦集滅道の四智と爲す。

盡智無生智

是の如き六智の、若し無學の攝にして、見の性に非ざる者を、盡無生と名く。(一〇)此の二の初生は、唯、苦集の類[智]なり。苦集を緣ずる、六種の行相を以て、有頂の蘊を觀じて、境界と爲すが故なり。

金剛喩定の境

(一一)金剛喩定の境は、此れに同じきか。苦集を緣ずるは同じきも、滅道を緣ずるは異なり。

【九】頌の舊譯
此二由諦異、成四四更二、名盡無生智、此智復初生、苦集類智性。
法智、類智の二を開きて八智と爲すことを明す。法智、類智は總稱にして、更に之れを其の境の差別によつて苦等四智となし、彼此合して六と成し、その中更に無學に攝して見に非ざる者を盡智無生智と名けて別立して、合して八智と名く。之に世俗智を加へて九智と稱す。

【一〇】此の二の初生云云。盡智無生智は、四諦に對する自覺智に外ならざれば自體は矢張法智類智なり。然しこの盡無生智は有頂地の四諦を觀察するに及んで初めて生ずるものにして、而もその初めは苦諦下の非常と苦との行相、集諦下の四行相の六にて、有頂の五蘊を觀じ終りて生ずる故に初生は唯苦集の類智なりと云ふなり。四諦の境ある中何故に有頂の苦集のみ觀ずるかと言ふに、有頂の苦集は無始以來斷ぜしと無きに、今始めて斷ぜるを以て慶慰を生ずるなり、又空非我の行相を作さざるは、出觀の後「我生已盡」等の俗心を起す筈のものなればなり。

【一一】金剛喩定は苦集の類智にて有頂の四蘊を緣ずることも有り、又滅道の法智、類智にて九地の滅道諦を緣ずることも有り。その中、有頂の苦集諦を緣ずるときは初念の所觀は盡智無生智と同じく、若し九地の滅諦道諦を緣ずるときは異る。盡無生二智の初念はただ苦集の類智のみなり。

(三)前の所說の九種の智の中に於いて、

頌に曰はく、

法と類と道と世俗とは、他心智を成ずること有り。
勝れたる地と根と位と　去來世とに於いては知らず。
法と類と相知らず。　聲聞と麟喩と佛と、
次の如く、見道の、二と三との念と一切とを知る。

他心智（前二句）

論じて曰はく、法と類と道と及び世俗との智の、他心智を成ずることあり。餘は則ち然らず。

他心智の境界（三四五句）

此の智は、境に於いて、(三)決定の相有り、謂はく、勝と及び去來の心とを知らず。

三勝心

〔所謂〕勝心に三あり。謂はく、地と根と位と

【二】前の所說の九種云云。前所說の九智より更に他心智を開いて十智となすことを述べたるものなり。八句中前二句は他心智所立の條件を述べたるもの、第三四五の三句は他心智の制限を述べたるもの、後の三句は聲聞、圓覺、佛の三者の有する他心智の範圍を明したるものなり。

頌の舊譯

從レ四他心智、過地根人上、滅未レ生不レ知、法類互不レ知、見位初二念、聲聞犀喩三、佛自然具知。

【三】決定の相とは、一定の制

(一)地　なり。地とは謂はく、(四)下地の智は上地の心を知らず。**(二)根**　根とは謂はく、(五)信解と時解脱との根の智は見至と不時解脱との心を知らず。**(三)位**　位とは謂はく、(六)不還と、聲聞の應果と獨覺となり。前前の位の智は、後後の勝位の者の心を知らず。

他心智と三世

此の智の去來の心を知らざることは、唯現在の他の相續の中にて、能く心等を緣じて、境界と爲すを以ての故なり。

法類智

又法と類との品は、互に相知らず。謂はく、法智に攝する諸の他心智は類品を知らず。類智に攝する所の諸の他心智は法品を知らず。法と類との智は、(七)欲と上界との全分の對治のみを以て、所緣と爲るに由るが故なり。

他心智と見道位

(八)此の他心智は見道の中には無し、總じて諦理を觀じて、極めて速かに轉ずるが故なり。然も皆此の智の所緣と作るべし。

限ありといふ義。

【四】下地の智は云云。他心智は色界四根本定によりて起る その初定發の他心智は二定已上の心を知らざるが如し。

【五】信解云云。信解の他心智は見至の心を知らず、時解脱の他心智は不時解脱の心を知らざる意。見道位に於ては他心智は起らざるが故に、隨信行、隨法行の他心智といふもの無し。

【六】不還云云。不還果の聖果の他心智は羅漢、獨覺、佛の心を知らざるが如し。聲聞の應果とは羅漢のこと。

【七】欲と上界との云云。法智品の他心智は欲界の見惑修惑の對治を境とし、類智品の他心智は上二界のそれを境とするものにて、その性質異るを以て互に知らずとなり。

【八】此の他心智は云云。見諦の觀は、共相の理を總觀するものなるも、他心智は一有情の一刹那の心を別緣するものなり。又見道は更に轉じて他心を知る暇無し、故に他心智は見道位には無し。但し見道の心も他心智の所緣とは作るとの意。

三乘の他心智（六七八句）

若し諸の有情の、將に見道に入らんとするに、聲聞獨覺は、預め加行を修して、彼の見道の位の心を知らんと欲することを爲す。

（一九）彼の諸の有情の見道の位に入るに、聲聞の法分の、加行の若し滿ずるは、彼の見道の初めの二念の心を知る。若し更に、類分の心を知らんが爲めの故には、別して加行を修す。加行の滿ずるに至りては、彼は已に度して、第十六心に至る。此の心を知ると雖も、見道を知るに非ず。

麟角喩獨覺

（二〇）麟喩の法分は、加行若し滿ずれば、彼の見道の初二念の心を知る。若し更に、類分の心を知らんが爲めの故には、別して加行を修す。加行の滿ずるに至れば、彼の第八の集類智の心を知る。（二一）此れ、但だ、下の加行に由るを以ての故なり。

【一九】彼の諸の有情云云。一有情ありて見道に入る時、その心を知る爲めには聲聞と獨覺とは、それだけの加行を修せざるべからず。然れども聲聞は唯その初二念、即ち苦法智忍、苦法智を知るのみにて、それ以上に及ぶ能はず。第三念は類分（苦類智忍、苦類智）にて、法分と異るを以て、法分を知る丈けの加行にては之を知り能はざればなり。然るに更に類分をも知らんとして新に加行を起しつつある中に相手の方にては、容捨なく觀智を進めて十三念を經、第十四念目に加行を滿じて、彌彌向ふの心を知らんとする時には、向ふは已に第十五心を終りて修道に進み居るが故に、二念以上は知らずとなり。

【二〇】麟喩の法分云云。獨覺は聲聞の如く、法分の初二念を知り、更に之の類分を知らんとして新なる加行を起すに、聲聞よりも早く向ふの方にて第八集智まで進む間にその加行を滿ずることを得。之によりて初二念と第八集類智の三念を知ることを得れど、他は矢張、知ること能はず。

【二一】此れ但だ下の加行とは、獨覺は聲聞より利根なるが故に下即ち少しの加行に由つて他心を知ることを得。此れ聲聞の大加行に由つて、第十六心を知るが如くならずして、集類智の心を知る所以なり。

有るは説く、初二及び第十五心を知ると。

世尊　世尊は知らんと欲すれば、加行に由らず。彼の見道に於いて、一切能く知る。

第二節　特に盡智無生智に就て、並に十智の相攝

盡と無生との智は二の相は、何なる別あるか。

〔三二〕頌に曰はく、

智の四聖諦に於いて、　我れ已に知る等と、
更に知るべからず等と知るとは、次の如く、盡と無生となり。

品類足論の記述　盡智　論じて曰はく、〔三三〕本論に説くが如し、云何が盡智なる。謂はく、無學の位に若し正しく我れ已に苦を知り、我れ已に集を斷じ、我れ已に滅を證し、我れ已に道を修すと知る。此れに由りて、所有智と見と明と覺と解と慧と光と觀と、是れを盡智と名く。云何が無生智なる。謂はく、正しく自ら我れ已

無生智　に苦を知る、更に知るべからず。廣說して、乃至我れ已に道を修す、更に修すべからずと知る。此れに由りて、所有廣說乃至、是れを無生智と名くと。

【三二】頌の舊譯
盡智於二四諦一、已知等決知、不二更應一レ知等、說名二無生智一。
【三三】本論とは品類足論一、參照。

無漏智の作智の位

(二四)如何にして、無漏智は、是の如き知を作す可きか。

有部の本義

(二五)迦濕彌羅の諸論師の說かく、二智より出でて、後得智の中に是の如き知を作すが故に失有ること無し。此れ後に得る二智の別なるに由るが故に、前觀の中の二智の差別を表はすと。

經部の說

有るが說かく、(二六)無漏智も、亦、是の如きの知を作すと。

本論の見字を通釋す

(二七)然るに「本論に」「見」の言を說くは、言便に乘ずるが故なり。或は諦理に於いて、現に照して轉ずるが故なり。此れに由りて、本論に、亦、是の言を作す。且らく諸の智も、亦見と名くと。

十智の相攝

是の如きの十智の相攝は云何。

謂はく、(二八)世俗智には一の全と一の少分とを

【二四】如何にして云云。無漏智は四諦を觀じて十六行相を作すものなるが、今の盡無生智も無漏智なれば、初念は四諦を觀じて十六行相を作し、後念も四諦を觀じて十六行相を作すべく、從つて無分別なるべく、爾れば我れ已に苦を知る等の悟性的行解を爲すべきに非ず、其の官能は唯見道の感性的範圍に止るべきに非ざるかとの問意なり。

【二五】迦濕彌羅の諸師云云。吾已に知る等の悟解的自覺は、無分別の無漏たる盡智無生智より出觀して、後に有漏心を起して觀ずる所たり。而もその有漏心に於ける差別は、前の無漏心に起因するを以て、無漏心そのものを直に盡智無生智といふなりと。

【二六】十六行相より外の行相を作す無漏智ありて、我已に苦を知る等と知る。

【二七】然るに見の云云。本論に所有る智と見と云云といひ、推度を性とする見をも盡智無生智の一屬性としたるは、その眞意にあらずとなり。

【二八】世俗智は、世俗智の全分と他心智の少分有漏の他心智を攝す。法類智は法智類智の各全分と苦集滅道盡無生他心七智の少分とを攝し、四智は各の全分と法類盡無生の四少分とを攝し、道智は自の全分と法類盡無生他心の五智の少分とを攝し、他心智は自の全分と法類道世俗四智の少分を攝し、盡無生二智は自の全分と苦等四及び法類の六智の少分とを攝す。

攝す。法類智には各一の全と七の少分とを攝す。苦集滅智には各一の全と四の少分とを攝す。道智には一の全と五の少分とを攝す。道心智には一の全と四の少分とを攝す。盡無生智には各一の全と六の少分とを攝す。

第三節　十智建立の理由

何に縁りて、二智を建立して十と爲すか。

頌に曰はく、

(二九)自性と對治と、行相と行相の境と、
加行と辦と因圓とに由るが故に、十智を建立す。

論じて曰はく、七縁に由るが故に、二を立てて、十と爲す。

世俗智　一に自性の故に、世俗智を立つ。(三〇)勝義智を自性と爲るに非ざるが故なり。

法類智　二に對治の故に、法と類との智を立つ。全く能く欲と上界とを對治するが故なり。

苦集智　三に行相の故に、苦と集との智を立つ。此の二智の境の體に別無きが故なり。

【二九】頌の舊譯
由ニ自性、對治、行相行相境、加行、作事辦、因圓一故說レ十。

【三〇】勝義の智とは勝義諦を知る智のこと。

滅道智

四に行相と境との故に、滅道智を立つ。〔三一〕此の二は行相と境と、倶に別有るが故なり。

他心智

五に加行の故に、他心智を立つ。〔三二〕此は他の心所法を知らざるに非ず。本と加行を修するは、他の心を知らんが爲めなり。成滿の時も、亦、心所を知ると雖も、加行に約するが故に、他心智の名を立つ。

盡智

六には事辨の故に、盡智を建立す。〔三三〕事辨の身中に最初に生ずるが故なり。

無生智

七には因の圓かなるが故に、無生智を立つ。一切の聖道を因と爲して生ずるが故なり。

第四節　法智類智の對治に就て

〔三四〕上に言ふ所の如く、法智類智は、全く能く欲と上界との法を對治するか、少分の上と欲とを治すること有りと爲んか。

頌に曰はく、

【三一】此の二とは滅諦の境を觀じて滅靜等の行相を作すを滅智とし、道諦の境を觀じて道如等の四行相を作すを道智とする意。

【三二】此は他の心所云云。他心智といひて他心心所智と言はざるは、初に專ら他の心を知らんと努力して、心所を計算に入れざりしに因める命名なりと。

【三三】事辨の身中とは我が生已に盡き梵行已に立つ等と觀じ得る所作の事業の已に全く成辨せる無學の身に、最初に生ずる故に盡智と名く。

【三四】上に言ふ所の如く等。大體よりすれば法智は欲惑を對治し、類智は上惑を對治する智なり。然れども修道に屬する滅道法智は、亦兼ねて上欲をも治する力あることを述べたるものなり。

頌の舊譯

法智於滅諦、及道諦修道、是三界對治、類智非欲治。

滅道を緣ずる法智は、修道の位の中に於いて、
兼ねて上の修斷を治す。類は能く欲を治
すること無し。

修道位の滅道法智

論じて曰はく、〔三五〕修道所攝の滅道の法智は、兼ねて、能く、上界の修斷を對治す。欲の滅道は、上界に勝るが故なり。〔三六〕已に自らの怨を除いて、能く他を兼ぬるが故なり。〔三七〕此れに由りて、類智は能く欲を治すること無し。

第三章　十智の行相に就て

第一節　行相の差別

〔三八〕此の十智の中に於いて、誰れは何なる行相を有するか。

【三五】修道所攝の滅道云云。欲界の滅道も上界の滅道も、その種類同じく、共に滅は是れ常、是れ善にして、道は共に出離たり。されば、滅道法智はたとひ欲界のものなりと雖も、上界の苦集の法に勝るるなり。

【三六】已に自らの怨とは第二因故にして、自らの所斷の惑を怨敵に喩ふ。上界の惑を斷ずる位には法智は已に欲界の惑を斷盡し自己の怨敵は退散せるが故に、兼ねて他の上界の惑をも一分斷ずる意。

【三七】此れに由りて云云。已に上界の惑を斷ぜんとする位には下界の惑は斷ぜるが故に、此の理由に依りて、類智は自らの對象たる上界の惑以外の欲界の惑を斷ずべき理由無しとの意。

【三八】此十智の中に於いて等。十智に於ける其の行相の狀を示したるものなり。初二句は法智類智に就て、第四句は四諦智に就て、五六七八の四句は他心智に就て、九十の二句は盡智無生智に就て述べたるものとす。

頌の舊譯

法智及類智、有二十六行相一、
俗智如レ不レ如、由二自諦相一四、
他心智亦爾、無垢、復有垢。
如應知二自相一、緣二一物一爲レ境
後二十四相、空無我所レ離。

頌に曰はく、

法智及び類智は、　行相倶に十六なり。
世俗は此れと及び餘なり、四諦の智は各四あり。
他心智の無漏なるは、　唯四あり、謂はく、道を緣ずるなり。
有漏は自相緣なり。　倶に但だ一事を緣ず。
盡と無生とは十四あり、　謂はく、空と非我とを離す。

法類智（初二句）

論じて曰はく、法智と類智とは、一一に具さに非常苦等の十六行相あり。十六行相は、後に廣く釋すべし。

世俗智（第三句）

（三九）世智には此れあり、及び更に餘あり。能く一切の法の自共相等を緣するが故なり。

四諦智（第四句）

苦等の四智は一一各自諦の境の四種の行相を緣ずることあり。

他心智（五―八句）

他心智の中には、若し無漏ならば、唯道の四種の行相を緣ずること有り。此れは即ち是れ道智の攝なるに由るが故なり。若し有漏ならば、自の所緣の心心所の法の自相の境を取るが故に、境の自相の

【三九】 世智には云云。世俗智は煖、頂、忍に於いて十六行相を有するのみならず、更に五停心別總念住等に於いて、一切法の自共相を緣ずるが故に此れあり、更に餘ありといへるなり。

他心智の能緣

如く、行相も亦爾なり。〔四〇〕故に此れは前の十六の所攝に非ず。

是の如きの二種は、一切時に於いて、一念に、但だ、一事を緣じて境と爲す。謂はく、心を緣ずる時は、心所を緣ぜず。受等を緣ずる時は、想等を緣ぜざるなり。

難

若し爾らば、何の故に、〔四一〕薄伽梵は、「如實に有貪心を了知す」と說けるや。

釋答

〔四二〕俱時に貪等及び心を取るに非ず。俱時に衣及び垢を取らざるが如し。

傍論（二）有貪心雜貪心

〔四三〕有貪心とは二義ありて有貪なり、一には貪相應、二には貪所繫なり。

〔四四〕貪相應の心は具さに二義に由る。餘の有漏心は唯貪の所繫なり。

異說

〔四五〕有るは說く、經に有貪心と言ふは、唯第一の貪相應の心を說き、離貪心とは、貪を治す

【四〇】故に此れは云云。この有漏他心智は前の無漏の十六行相の所攝にあらずとなり。

【四一】薄伽梵云云。中阿含十九迦絺那經參照。難意は、他心智は例せば唯一受を緣じ、而も其一受を緣ずるときは想等を緣ずると無しと言はば、今の中阿含の經文に見るに、如實に有貪心等を了知すと說けるは、是れ貪と心と俱時に緣するの謂に非ざるか云云。

【四二】俱時に云云。貪の心所と心とを別別にとるも、ただその時間の極めて短き爲に同時の如く思はるるのみとなり。これ恰も衣を取るに垢をとらず、垢を取るに衣を取らざるが如しとなり。

【四三】有貪心(Sa-rāgam cittam)とは云云。前に有貪心のことを說きたる因みに經中にある有貪心以下十一對の心を明にする段なり。十智の行相に對しては直接の關係を有せざる問題とす。今は先づ第一に有貪離貪の一對を明す。

【四四】貪相應(Saṃsṛṣṭa-rāga)の心云云。貪相應の心とは、貪の心所と相應し、且つ之によりて繫せらるる心を指す。他の染汙と無記と世間との有漏心は、亦之を有貪心といふも、こはただ貪心所のために繫せらるる(Saṃyukta-rāga)點に就て云へるのみにて貪と相應するものにあらず。

【四五】有るは說く。有部に於け

る心を謂ふと。

若し單に貪と相應せざるを、離貪心と名くと云はば、(四六)餘の惑と相應する者も、離貪の名を得べしと。

論主評取

(四七)若し爾らば、心あり、貪の對治に非ずして、不染汙の性ならば、應に此の心を有貪心に非ず(四八)等と許すべし。是の故に、應に、餘師の所說の、貪の爲めに繫せらるる所を有貪心と名くることを許すべし。乃至、(四九)有癡、離癡も亦爾なり。

(二)有癡心 離癡心

毘婆沙師は、是の如きの說を作す。(五〇)聚心とは、謂はく、善心なり、此は所緣に於いて、馳散せざるが故なり。(五一)散心とは、謂はく、染心なり。此は散動と相應して起るが故なりと。

(三)聚心、散心

異說

西方の諸師は是の如きの說を作す。眠と相應する者を名けて聚心と爲し、餘の染汙の心を說いて名

る異師の有貪、離貪の解釋にして、之に從へば有貪心とは唯だ貪と相應する心にして、離貪（Vigata-rāga）とは、貪と相應せずといふ義にあらずして、寧ろ積極的に貪心を退治する作用をいふとなり。

【四六】瞋等と相應する心も離貪と云ふべし。然るに經には此等は有瞋心等と言ひて、離貪心と言はず。瞋等と相應する心を離貪と言はざること明けし。故に離貪とは單に貪と相應せざるのみに非ず、積極的に貪を對治する心とすべし。

【四七】若し爾らば云云。前師を難じたる文にして、離貪心とは、積極的に貪を治する心作用の名なりと言はば、その性無覆無記にして、而も特別に貪を對治せんとするにあらざる心作用をば何と名づくべきや。汝の解に從へば、勿論離貪にあらざるべく、亦、貪と相應するにあらざるが故に有貪心にもあらざるべし。而も實際に心を有貪離貪と分類する時は、此中に一切の心を攝すべき筈なるを以て、汝の解釋は不都合ならずや。故に有部の或る師の解の如く、貪の爲に繫せらるるものならば、そは直接に相應せざるも有貪心といふべく、貪と相應せざるものは離貪心といふべきなりと。

【四八】等とは有瞋、有癡も、同理なるを以て等取するなり。

【四九】有癡(Sa-moha)離癡(Vigata-moha)。

【五〇】聚心(Saṃkṣipta-citta)。

【五一】散心(Vikṣipta-citta)。

けて散と爲すと。

毘婆沙師の破

此は理に應ぜず。諸の染汙の心が、若し眠と相應すれば、聚散に通ずべきが故なり。又、(五二)應に本論に言ふ所に違害すべし。實の如く、聚心を知るに、具足して四智有り、謂はく、法智と類智と世俗智と道智となりと。

(四)沈心と策心

(五三)沈心とは、謂はく、染心なり。此は懈怠と相應して起るが故なり。(五四)策心とは、謂はく善心なり此は正勤と相應して起るが故なり。

(五)小心と大心

(五五)小心とは、謂はく、染心なり。淨品少き者の、好みて習ふ所なるが故なり。(五六)大心とは謂はく、善心なり。淨品多き者の、好みて習ふ所なるが故なり。

異解

(五七)或は、根と、價と、眷屬と、隨轉と、力用との少多に由るが故に、小大と名く。[卽ち] (五八)染心は根少し、極は二と相應するが故なり。善心は根多し、恆に(五九)三と相應するが故なり。染心は價少し。功用を以て成ずるに非ざるが故なり。善心は價多し。大資糧を以て成ずるが故なり。染心は眷屬

【五二】本論とは發智論十九。此の文に徵するに聚心は道智の所知と說く。道智の所知なれば必ず無漏心なり。無漏心が睡眠と相應する理なきが故にとの意。

【五三】沈心(Lina-cittı)。懈怠をいふ。

【五四】策心(Pragrhita-cittı)。努力心をいふ。

【五五】小心(Paritta-citta ?)。

【五六】大心(Mahadgata-citta ?)

【五七】或は根云云。小大の分れは、根、卽ち善根惡根の相應の多少により、或は價値の多少、或は眷屬の多少、或は隨轉(心所)の多少、或は力用の多少によりて、その名を得となり。

【五八】染心は根少し。獨頭の無明と俱起するは一根と相應し貪瞋と俱起するは二根と相應す。貪瞋の起は必ず相應無明あるを以て、極は二といへるなり。

【五九】三とは、無貪、無瞋、無癡の三善根をいふ。

少し。未來修無きが故なり、善心は眷屬多し、未來修有るが故なり。(六〇)染心は隨轉少し、唯三蘊なるが故なり。(六一)善心は隨轉多し　四蘊に通ずるが故なり。染心は力用少し、斷ずる所の善根は、必ず還りて續くが故なり。善心は力用多し、忍は必ず永く諸の隨眠を斷ずるが故なり。此れに由りて、染と善とは小と大との名を得するなりと。

(六)掉心と不掉心

(六二)掉心とは、謂はく、染心なり。掉擧と相應するが故なり。(六三)不掉心とは、謂はく、善心なり。能く彼れを治するが故なり。

(七)不靜心と靜心

(六四)不靜と靜心とは應に知るべし。亦爾なり。

(八)不定心と定心

(六五)不定心とは、謂はく、染心なり。散動と相應するが故なり。(六六)定心とは、謂はく、善心なり。能く彼れを治するが故なり。

(九)不修心と修心

(六七)不修心とは、謂はく、染心なり。(六八)得修と習修とに、倶に攝せざるが故なり。(六九)修心とは、謂はく、善心なり。二修有るべきが故なり。

(十)不解脫心と脫心

(七〇)不解脫心とは、謂はく、染心なり。(七一)自性と相續との解脫せざるが故なり。解脫心とは、謂は

【六〇】染心は隨轉少し。受想行を三といふ。卽ち染の識にはただ右の三のみ隨轉するなり。

【六一】善心は隨轉多し。散の善心ならば、受想行の三のみなれど、定心となれば定道戒の無表色も隨轉するを以て四蘊となるをいふ。

【六二】掉心(Uddhata-citta)。

【六三】不掉心(Anuddhata-citta)。

【六四】不靜(Avyupaśānta)。靜(Vyupaśānta)。

【六五】不定心(Asamāhita-citta)。

【六六】定心(Samāhita-citta)。

【六七】不修心(Abhāvita-citta)。

【六八】得修とは未來修をいひ、習修とは現在修をいふ。

【六九】修心(Bhāvita-citta)。

【七〇】不解脫心(Avimukta-citta)。

【七一】煩惱相應の故に、自性の解脫を得ず。煩惱盡の相續の解脫生ぜざるが故に、相續の解脫を得ず。

く、善心なり。自性と相續と解脱すべきが故なり。

經部の反對

是の如きの所釋は、契經に順ぜず。亦、能く諸句の別義を辯ぜず。

如何にして、此の釋は契經に順ぜざるか。

中阿含觀法經の文

(七二)經に曰はく、此の心は云何が內聚なる。謂はく、心若し惛眠と俱行し、或は、內に相應するに、止のみ有りて觀無きをいふ。云何が外散なる。謂はく、心の五妙欲の境に遊涉し、隨つて散じ、隨つて流し。或は、內に相應するに觀のみ有りて止無きをいふと。

有部前文を引きて難ず

豈に、前に說くにあらずや。染心が眠と俱なれば、便ち一心が聚散に通ずる過有りと。

經部の答

(七三)說くと雖も、理に非ず。眠と俱なる諸の染汙の心は、是れ散心なりと許さざるが故なり。

有部の難

豈に、又、本論と相違すと說くにあらずや。

經部の答

寧ろ論文に違すとも、經說に違すること勿れ。

有部より問ふ

如何にして、諸句の別義を辯ぜざるか。

經部の答

(七四)謂はく、此の釋に依るに、散等、聚等の八の異相を辯了すること能はざるが故なり。

【七二】經とは中阿含四十二分別觀法經(長七、頁八以下)參照。

【七三】說くと雖も云云。眠と相應する染心は、聚心なるを以て、一心が聚散に通ずるの過なしとなり。

【七四】謂はく此の釋に依るに云云。若し有部の如く釋するときは、散心等は同じく染汙心の故に、散心卽沈心卽小心等となり、聚心等は善心の故に聚心卽策心卽大心等となり、後の八句の差別の相が立たざるべしとの意。

有部の救

我が諸釋に依るに、此の契經の中の八句の別義を辯ずること能はざるに非ず。謂はく、散等は同じく是れ染心なりと雖も、其の過失の差別を顯さんが爲めに、及び聚等は同じく是れ善心なりと雖も、其の功德の差別を顯はさんが爲めの故に、八義に依りて、別して八の名を立つるなり。

經部の破

旣に、違する所の經說を通ずること能はず。辯ずる所の句義も、亦、成ぜず。

特に沈及び掉二心によって破す

又、若し沈心は卽ち掉心なりと云はば、(七五)經に、應に、「若し爾の時に於いて、心沈まば沈むを恐れて、安と定と捨との三の覺支を修する者を、非時修と名く。若し爾の時に於いて、心、掉すれば、掉を恐れて、擇と進と喜とを修するを、非時修と名く」と說くべからず。

有部反難

(七六)豈に覺支を修するに、散[位]の別なる理有らんや。

經部の答

(七七)此れは、作意して修せんと欲するを修と名くるに據る。現前に修するには非ず。故に失有ること無し。

有部經を通ず

豈に我が說も亦經に違すること無きにあらずや。諸の染心は皆、沈、掉と名くと雖も、懈怠の增せる者を、經に沈心と說き、掉擧の增せる者を、經に掉心と說く。恆に相應するに據れば、我れは體一と說く。

【七五】經に云云。婆沙論九十五參照。沈心卽掉心に非ざることを證する文。

【七六】豈に覺支云云。七覺支は定中に修するものなり。それを別の散心位にて修する理有らんやとの反難。

【七七】此れはとは經はとの意にして、經には作意して定に入らんとするに就きて說くものにして、定に入りて覺支を起し、正修することを說きたるには非ず。故に失無しとの意なり。

論主の難有貪心に關する徵破

自意に隨ふ語は、誰れか復た遮せん。然るに實に此の經の意は、是の如くならず。前に說く、一切の貪所繫の心を、皆有貪心と名くと。貪の繫とは、是れ何の義か。若し貪の得の隨ふが故にといはば、有學の無漏心をも〔七八〕應に有貪と名くべし。貪の得、隨ふが故なり。若し貪の所緣の故にといはば、無學の有漏心も應に、有貪と名くべし。貪の所緣なるが故なり。若し彼の貪の所緣と爲ることを許さずんば、云何にして、彼の心は有漏と成る可きか。〔七九〕若し共相の惑の緣と爲るに由ると謂はば、有癡と名くべし、癡の所緣なるが故なり。然るに他心智は貪の得を緣せず、亦心を緣ずる貪を緣ずとも說く可からず。寧んぞ他心は是れ有貪等なることを知らんや。故に、貪の繫を有貪心と名くるに非ず。

有部を以て徵す

若し爾らば云何。

論主の自意

今經の意を詳かにするに、貪と相應するが故に、有貪心と名け、貪と相應せざるを離貪等と名くるなり。

有部を以て難ず

若し爾らば、何故に餘の〔八〇〕契經に貪瞋癡を離るる心は、還つて三有に墮せずと言ふか。

【七八】貪を斷ずること未だ徧からざるが故に。

【七九】若し共相の惑云云。若し他の有情の貪に緣ぜらるるには非ざれども、他の有情の共相の惑に緣ぜらるるが故に有漏と名くと謂はば、無學の有漏心は共相の無明に緣ぜらるるが故に有癡心と名くべし。(不共無明は共相の惑なり)。

【八〇】契經とは雜阿含十八、參照。世親の如くせば離貪とは貪と相應せざる心の義となりて有漏の善無記等を皆攝すべきも、今の雜阿含十八の文よりすれば、欲色無色三界に墮せずと有りて無漏心をいふが如し。その間に撞著を來たすが故に難ず。

世親經を通す

得を離るるに依りて說くが故に、過有ること無し。

有部の難

豈に前に於いて、已に此の說を破するにあらずや。餘の惑と相應する者は、離貪の名を得べし。彼れも亦貪と相應せざるが故なりと。

論主の答

若し此の意に依らば、許すも亦違すること無し。然も說いて離貪心と爲さざるは、彼れ有瞋有癡等に屬するが故なり。

且らく傍論を止めて、本宗を述ぶべし。

他心智の所緣

此に明す所の他心智は亦能く他心の所緣を取ると爲んや、及び亦他心の能緣の行相を取るや不や。

答

倶に取ること能はず。彼の心を知る時、彼の所緣と能緣の行相とは觀せざるが故なり。謂はく、但だ彼の有染等の心を知りて、彼の心の所染の色等を知らず。亦彼の能緣の行相を知らず。(八一)爾らずんば、他心智は亦應に色等をも緣ずべく、又、亦能く自ら緣ずる失有るべし。

他心智の一般的決定相

諸の他心智に、決定の相あり。(八二)謂はく、唯能く欲色界繫及び非所繫、他相續の中の現在

【八一】 爾らずんば云云。他心智が若し他心の對境をも知るとせば、その對境には色等もあるべければ、他心智と言はれまじく、亦、他心の能緣の行相を知るとせば、却て自ら自身の能緣心を緣することとなるべし。何んとなれば、自心は是れ他心の能緣の行相なればなりと。

【八二】 謂はく唯能く云云。他心智の制限を擧げたるもの也。(一)界繫よりすれば三界中、欲色の二界と無漏(非所繫)とのみにして無色には通ぜず。他心智は上地を知り得ざればな

の同類の心心所の法の、一と實と自相とを取りて、所緣の境と爲す。空と無相と相應せず。盡無生の攝せざる所なり。見道と無間道との中に在らず。餘は遮せざる所なり。應の如く有るべし。

盡智無智の行相（九―十句）

盡無生智は空と非我とを除きて、各具さに餘の十四の行相有り。此の二智は勝義の攝なりと雖も、世俗に涉るに由るが故に、空非我を離るるなり。謂はく、彼の力に由りて、出觀の時に於いて、是の言を作す。我が生已に盡き、梵行已に立し、所作已に辨じ、後の有を受けずと。

第二節　無漏智と十六行相

（八三）無漏は此の十六を越えて、更に是れ所餘の行相に攝むるもの有りと爲んか、不か。

頌に曰はく、

り。(二)他身を緣じて自身を緣ぜざること。(三)ただ同類心のみを緣ずること。卽ち法分の他心智は法分を知り、類分の他心智は類分を知り、有漏はただ有漏を知るといが如きことを云ひ、異類にに及ばず。(四)ただ他人の心心所のみを緣じて色を緣ぜざること。(五)唯一事のみを緣ずること。(六)實法を緣じて假法を緣ぜざること。(七)自相のみを緣じて共相を緣ぜざること。(八)三解脫門にては無願三昧と相應すれど、空三昧、無相三昧には相應せざること。これ他心智は道智をその一要素とするを以て、道如行出の道諦觀にて無願三昧と相應すれど、苦智の空非我による空三昧又は滅智の滅靜妙離による無相三昧には相應し得ざるによる。(九)他心智は見の性なれば盡智無生智に攝せざること。(十)見道の中に他心智なきこと。これ速疾に轉ずるが爲なり。(十一)無間道は斷惑を司るものなれば、同じく之に他心智なし。

【八三】無漏は此十六云云。十六行相の外に無漏智あるや否やを明す段也。前句は有部の正義として、十六行相の外に無漏智なしといふ說を述べたるものにして、第二句は有說としてその外にも無漏智ありといふ說を述べたるものとす。

頌の舊譯

無㆔淨出㆓十六、行相㆒餘師有

淨は十六を越ゆること無し。餘は有と說く、論にあるが故なりと。

迦濕彌羅師の說（第一句）

論じて曰はく、迦濕彌羅國の諸論師の言はく、無漏の行相にして、此の十六を越ゆるもの無しと。

外國師の說（第二句）

（八四）外國の師は說く、更に所餘の無漏の行相の十六に越ゆるも有りと。云何にして然るを知るか。

識身足論の文

（八五）本論に由るが故なり。本論に說くが如し。頗し、不繫心の能く欲界繫の法を了別するもの有るか。（八六）曰はく、能く了別す。謂はく、非常の故に、苦の故に、空の故に、非我の故に、因の故に、集の故に、生の故に、緣の故に。（八七）是の處有り、是の事有り。「是れは」如理の「作意の」所引の了別なりと。

西方師異解を通ず

若し「彼の文は、不繫心の、欲界繫の法を了別する時、前に明す所の八行相を除きて、外に別に是の處有り、是の事有る行相有ることを顯示せんが爲めにはあらず。但だ八行相を作すは斯れ是の處有り、斯れ是の事有ることを顯示せんが爲めなり」と謂はば、此の釋は然らず、餘に說かざるが故なり。謂はく、若し彼の論が、此の意に依りて說

【八四】外國の師とは西方健馱羅（Gandhāra）國の經部師のこと。

【八五】本論とは識身足論六、參照。不繫心は三界の繫を離れたる心即ち無漏心のこと。

【八六】曰はく能く了別す等。西方師の解に從へば本論中に八行相の外に是の處有り、是の事有りの二行相を說くが故に十六行相の外にも無漏の行相あるべきなりと。

【八七】是の處有り（Asty etat-sthānam）とは是の相有り（Asty etat lakṣaṇam）の義、是の事あり（Asty etat vastu）とは是れ因なり（Ayaṃ hetuḥ）の義。

かば、應に餘の處に於いても、亦此の言を說くべし。

然るに彼の餘の文には、但だ是の說を作す。頗し見斷の心の能く欲界繫の法を了別すること有るか。曰はく、能く了別す。謂はく、我の故に、我所の故に、斷の故に、常の故に、無因の故に、無作の故に、損滅の故に、尊の故に、勝の故に、上の故に、第一の故に、能く淸淨なるが故に、能く解脫するが故に、能く出離するが故に、惑の故に、疑の故に、猶豫の故に、貪の故に、瞋の故に、慢の故に、癡の故にとは、不如理の所引の了別なりと。

此等も亦、應に是の處有り等の言を說くべし。[然も]既に此の言無し。故に釋する所は理に非ず。

第三節　十六行相の實體、能所等に就て（十六行相の說明）

(八八) 十六行相の實事は幾有るか、何を行相と謂ふか、能行なるか所行なるか。

頌に曰はく、

【八八】十六行相の云云。こは十六行相に就て、(一)十六の實體は幾何か、(二)行相とは何ぞや、(三)能行の義か所行の義かの三問題を明したるもの也。頌中、第一句は初問に答へ、第三句は第二問に答へ、第二句は能行を明し、第四句は所行を明にしたるものなり。

頌の舊譯

實物有二十六一、行相謂智慧、
共此緣レ境法、所取別有レ法。

行相は實には十六あり、此の體は唯是れ慧なり。
能行は所縁なり。所行は諸有の法なり。

十六行相の實體（第一句）異說は七

論じて曰はく、有る餘師の說かく、十六行相の名は、十六なりと雖も、實事は、唯七なり。謂はく、(八九)苦諦を緣ずるは、名實倶に四なり。餘の三諦を緣ずるは名は、四なれども、實は一なりと。

正義は十六

如是の說者は實も、亦、(九〇)十六なりといふ。謂はく、苦聖諦に四相有り。一には非常、二には苦、三には空、四には非我なり。緣を待つが故に非常なり。逼迫の性なるが故に苦なり。我所の見に違ふが故に空なり。我見に違ふが故に非我なり。集聖諦に四相有り。一には因、二には集、三には生、四には緣なり。種の理の如くなるが故に因なり。等しく現ずる理なるが故に集なり。相續の理なるが故に生なり。成辦の理なるが故に緣なり。譬

【八九】苦諦の下の四行相は常樂我淨の四顚倒を對治するが故に名、體、倶に四有り。餘の三諦を緣ずるものは、名は四有れども、體は唯一にして、その行相は、集滅道に外ならざれば總して七となると。

【九〇】十六行相の梵名は、
(一)非常(Anitya)。
(二)苦(Duḥkha)。
(三)空(Śūnya)。
(四)非我(Anātmaka)。
(五)因(Hetu)。
(六)集(Samudaya)。
(七)生(Prabhava)。
(八)緣(Pratyaya)。
(九)滅(Nirodha)。
(十)靜(Śānta)。
(十一)妙(Praṇīta)。
(十二)離(Niḥsaraṇa)。
(十三)道(Mārga)。
(十四)如(Nyāya)。
(十五)行(Pratipad)。
(十六)出(Nairyāṇika)。

へば、泥團と輪と繩と水と等の衆緣和合して、瓶等を成辦するが如し。

滅聖諦に四相有り。一には滅、二には靜、三には妙、四には離なり。諸蘊、盡くるが故に滅なり。(九一)三火息むが故に靜なり。衆患無きが故に、妙なり。衆災を脱がるるが故に離なり。

道聖諦に四相有り。一には道、二には如、三には行、四には出なり。通行の義なるが故に道なり。正理に契ふが故に如なり。正しく趣向するが故に行なり。能く永く超ゆるが故に出なり。

又、究竟に非ざるが故に非常なり。重擔を荷ふが如きが故に苦なり。(九二)內に士夫を離るるが故に空なり。自在ならざるが故に非我なり。

牽引の義なるが故に因なり。出現の義なるが故に集なり。(九三)滋產の義なるが故に生なり。依と爲る義なるが故に緣なり。

續せずして相續斷ずるが故に滅なり。(九四)三の有爲の相を離るるが故に靜なり。勝義の善なるが故に妙なり。極めて安穩なるが故に離なり。

邪道を治するが故に道なり。不如を治するが故に如なり。涅槃の宮に趣入するが故に行なり。一切の有を棄捨するが故に出なり。

世親の自釋

是の如く、古の釋すること既に一門に非ず、故に所樂に隨ひて、更に別釋を爲す。

【九一】三火とは貪瞋癡の三。

【九二】內に士夫云云。五蘊の中に士夫(Puruṣa)の具體的固定的の我(Ātman)無きが故に空なりとの意。

【九三】滋產(Prasaraṇa)とは增生すること。

【九四】三の有爲の相とは生異滅三相。

生滅の故に非常なり。聖心に違するが故に苦なり。此れに於いて、無我なるが故に空なり。自ら非我なるが故に非我なり。

因集生緣は、【九五】經に釋する所の如し、謂はく、五取蘊は欲を以て根と爲し、欲を以て集と爲し、欲を以て類と爲し、欲を以て生と爲す。【九六】唯此の生の聲は後に在りて說くべきを、論と異ると爲す。

此の四「の欲」の體相の差別は云何。

位の別に隨ふに由りて、四の欲異有り。一には現の總我を執して、總の自體の欲を起す。二には當の總我を執して、總の後有の欲を起す。三には當の別我を執して、別の後有の欲を起す。四には續生の我を執して、續生の時の欲を起す。或は、造業の我を執して、造業の時の欲を起す。

第一は、苦に於て、是れ初因なるが故に、說いて名けて因と爲す。種子の果に於けるが如し。第二は、苦に於て、等しく招集するが故に、說いて名けて集と爲す。芽等の果に於けるが如し。第三は、苦に於て、別緣と爲るが故に、說いて名けて緣と爲す。田等の果に於けるが如し。謂はく、田水糞等の力に由るが故に、果の味勢熱の德をして、別に生ぜしむ。第四は、苦に於て、能く近く生ずるが故に、說いて名けて生と爲す。華蘂の果に於けるが如し。

或は、【九七】契經に說くが如く、二の五と二の四との愛行ありて四種の欲と爲る。

【九五】經とは雜阿含第二參照。

【九六】唯此の云云。經には生の字を最後の以前に說きたるのみが論と異る所なり。

【九七】契經云云。雜阿含三十五に曰はく、謂有我故有我欲我爾時有、我無我異我當我不當我欲・我當、爾時當異異滅、

現の總我を執するに五種の異有り。一には我れ現に決定して有りと執す。二には我れ現に是の如く有りと執す。三には我れ現に變異して有りと執す。四には我れは現に有りと執す。五には我れは現に無しと執す。

(九八)當の總我を執するにも亦、五の異有り。一には我れ當に決定して有るべしと執す。二には我れ當に是の如く有るべしと執す。三には我れ當に變異して有るべしと執す。四には我れ當に有るべしと執す。五には我れ當に無かるべしと執す。

當の別我を執するに、四種の異有り。一には我れ當に別に有るべしと執す。二には我れ當に決定して、別に有るべしと執す。三には我れ當に是の如く別に有るべしと執す。四には我れ當に變異して別に有るべしと執す。

續生の我等を執するにも、亦四種の異有り。一には我れ亦當に有るべしと執す。二には我れ亦當に決定して有るべしと執す。三には我れ亦當に是の如く有るべしと執す。四には我れ亦當に變異して有るべしと執す。

流轉、斷ずるが故に滅なり。衆苦、息むが故に靜なり。(九九)說くが如し。苾芻よ、諸行は皆苦なり。

或欲我、或爾我、或異、或然、或欲然、或爾然、或異、如レ是十八愛行從レ內起、比丘言、有我於諸諸有、言我欲我爾乃至十八愛行從レ外起、如レ是總說十八愛行、如レ是三十六愛行、或於ニ過去一起、或於ニ未來一起、或於ニ現在一起、如レ是總說ニ百八愛行一云云。

【九八】當とは未來のこと。

【九九】說くが如しとは雜阿含十七(辰二)參照。

唯涅槃のみあり、最も寂靜と爲すと。

更に上無きが故に、妙なり、不退轉の故に離なり。正道の如くなるが故に道なり。如實に轉ずるが故に如なり。定んで能く趣くが故に行なり。說くが如し。此の道は、能く清淨に至る。餘の見は必ず清淨に至る理無しと。永く有を離るる故に出なり。

別釋

又常と樂と我所と我との見を治せんが爲めの故に、非常苦空非我の行相を修す。(一〇〇)無因と一因と變因と知先因との見を治せんが爲めの故に、因集生緣の行相を修す。解脫は是れ無しとの見を治せんが爲めの故に滅の行相を修す。解脫は是れ苦なりとの見を治せんが爲めの故に、靜の行相を修す。靜慮及び等至の樂は是れ妙なりとの見を治せんが爲めの故に、妙の行相を修す。解脫は是れ數退墮し、永に非ずとの見を治せんが爲めの故に、離の行相を修す。無道と邪道と餘道と退道との見を治せんが爲めの故に、道如行出の行相を修す。

行相とは何ぞや（第二句）

是の如きの行相は、慧を以て體と爲す。

【一〇〇】無因と一因と變因と知先因。（一）總ての物は偶然なりと說くは無因にして、之を治せんが爲めに因の行相を爲す。（二）自在天等の一因より總ては生ぜりと說くは一因觀にして之を治せんが爲に集の行相をなす。（三）第一原因が變異して萬有となるといふは變因。之を治せんが爲に生の行相をなす。（四）第一原因が豫め知的に計劃したる結果として萬有となるといふは知先因也（因中有果論のこと）。之を治せんが爲に緣の行相をなすとなり。

若し爾らば、慧は應に〔一〇一〕行相を有するに非ざるべし。慧と慧と相應せざるを以ての故なり。〔一〇二〕此れに由りて、應に、諸の心心所の境を取る類の別を皆、行相と名くと言ふべし。慧及び諸の餘の心心所法は、有所緣なるが故に、皆是れ能行なり。〔一〇三〕一切の有法は、皆是れ所行なり。

此れに由りて、三門の體に寬狹あり。慧は行相と能行と所行とに通じ、餘の心心所は、唯能所行にして、諸の餘の有法は、唯是れ所行のみなり。

第四章　十智に關する諸門分別

第一節　性と依地と依身

已に十智の行相の差別を辯じたり。當に性の攝と依地と依身とを辯ずべし。

〔一〇四〕頌に曰はく、

【一〇一】行相を有するとは行相を有するものといふ義なり。故に想は卽ち行相ならば有行相ならざるべしとなり。

【一〇二】此れに由りて云云。想の一心所を行相と名くるは不都合なるを以て、經部の解釋を提示せるなり。卽ちそれに從へば、心心所が總じて對境を取る時に、その影像の相が各別なるを名けて行相といふべしと。

【一〇三】一切の有法とは有爲無爲の一切法をいふ。

【一〇四】頌に云云。初句は三性を明にし、二三四句は依地を明にし、五句以下は依身を說明したるものなり。

頌の舊譯

初智三、餘善。此智通ニ諸地一、法智六地、類、九地、復六智。四定他心智、欲色身依止、法智依ニ欲身一、餘智依ニ三界一。

性は俗は三なり。九は善なり。依地は俗は一切なり。
他心智は唯四なり。法は六なり、餘の七は九なり。
現起の所依身は、他心は欲色に依る。
法智は但だ欲に依る。餘の八は三界に通ず。

三性門（初句）

論じて曰はく、是の如き十智を三性に攝せば、謂はく、世俗は三性に通ず。餘の六智は、唯是れ善なり。

界地門（二—四句）

依地の別とは、謂はく、世俗智は通じて、欲界乃至有頂に依る。他心智は、唯、四根本靜慮に依る。法智は此の四〔地〕と及び未至と中間とに依る。餘は此の六地及び下三無色に依る。

依身門（五—八句）

依身の別は、謂はく、他心智は欲色界に依りて、倶に現前す可し。法智は但だ欲界に依りて現起す。餘の八智の現起は、通じて三界の身に依る。

第二節　十智と四念住との相攝

已に性と地と身とを辯じたり。當に念住の攝を辯ずべし。

（一〇五）頌に曰はく、

【一〇五】頌の舊譯　念處一滅智、他心智三念、

諸智の念住の攝は、滅智は唯最後なり。
他心智は後の三なり。餘の八智は四に通ず。

論じて曰はく、滅智は法念住の中に攝在す。他心智は(一〇六)後の三に攝す。所餘の八は皆な四に通ず。

第三節　十智相互の認識關係

是の如き十智は展轉相望して、一一に當に幾ばくの智を、境と爲すと言ふべきか。
頌に曰はく、

(一〇七)諸智互に相緣ずること、法と類と道とは各九なり。
苦と集との智は各二なり。四は皆十なり。滅は非なり。

法智の境

論じて曰はく、法智は能く九智を緣じて境と爲す。(一〇八)類智を除く。

所餘四念處。

【一〇六】後の三とは受心法の三念住をいふ。

【一〇七】頌の舊譯

法智境九智、類道智境九、苦集智境二、四智十、非レ一。

【一〇八】類智を除くは、法智と類智とはその性異るを以て也。

類智の境

類智は能く九智を緣じて境と爲す。法智を除く。

道智

道智は能く九智を緣じて境と爲す。世俗智を除く。［そは］道の攝に非ざるが故なり。

苦智集智

苦集の二智は一一に能く二智を緣じて境と爲す。謂はく、俗と他心となり。

世俗他心盡無生智

世俗と他心と盡と無生との智は、皆十智を緣ず。

滅智

滅智は緣ぜず、唯擇滅を以て、所緣と爲すが故なり。

第四節　十智の境に就いて

第一項　十智の緣境

〔一〇九〕十智の所緣に、總じて、幾ばくの法有るか。何の智は、幾ばくの法を、所緣の境と爲すか。

頌に曰はく、

所緣に總じて、十有り。　謂はく、三界と無漏と、
無爲とに各二有り。　俗は十を緣ず。　法は五なり。
類は七なり。　苦集は六なり。　滅は一を緣ず。　道は二なり。

【一〇九】十智の所緣云云。二問あり、第一は總じて十智の境に幾種ありやにして、第二は別して各智は幾法を緣境とするやの問題なり。頌中、初三句は第一問に答へたるものにして、後の五句は第二問に答へたるものとす。

頌の舊譯

應ニ合レ法有レ十、三界無流法、無爲二二種。

他心智は三を緣ず。　盡無生は各九なり。

論じて曰はく、十智の所緣に總じて十法有り。謂はく、有爲法を分ちて、八種と爲す。〔卽ち〕三界の所繫と無漏有爲とに、各〔一〇〕相應と不相應と有るが故なり。無爲を二種に分つ。善と無記と別なるが故なり。

俗智は總じて十法を緣じて境と爲す。

法智は五を緣ず。謂はく、欲界の二と無漏道の二と及び善の無爲となり。

類智は七を緣ず。謂はく、色と無色と無漏道との六と、及び、善の無爲となり。

苦と集との智は各三界の所繫の六を緣ず。

滅智は一を緣ず。謂はく、善の無爲なり。

道智は二を緣ず。謂はく、無漏道なり。

他心智は欲と色と無漏との三の相應の法を緣ず。

盡無生智は有爲の八と及び善の無爲とを緣ず。

【一〇】相應と不相應とは、心心所を相應法といひ、色及び不相應法を不相應といふ。

總じて十（初三句）

俗智は十（第四句前半）

法智は五（第四句後半）

類智は七（第五句前半）

苦集智は六（第五句後半）

滅智は一（第六句前半）

道智は二（第六句後半）

他心智は三（第七句）

盡無生智は九（第八句）

第二項　特に俗智の緣境に就いて

頗し一念の智の一切の法を緣すること有りや、不や。

爾らず。

豈に非我觀の智は、一切の法を皆非我と知るにあらずや。

此れも亦一切の法を緣ずること能はず。

何れの法を緣せざるか。此の體は是れ何ぞ。

頌に曰はく、

(二二)俗智は自品を除いて、總じて一切の法を緣ず。
非我の行相と爲す。　唯聞思所成なり。

世俗智の非我觀

論じて曰はく、世俗智を以て、一切の法を觀じて、非我と爲す時も、猶ほ自品を除く。自品とは、謂はく、自體と相應倶有の法となり。(二三)境と有境と別なるが故に。(二三)同一所緣なるが故に、(二四)極めて相隣近せるが故に、此の智の所緣に非ざるなり。

【二二】頌の舊譯　世智除類初、一智由無我。

【二三】境と有境と云云。世俗智(有境)が自體をも境として緣ずる時は、有境卽境となるの過失有るべきが故に、自體を緣ずると無し。卽ちいかなる場合にも認識主觀自體は認識の對境とならざるなり。

【二三】同一所緣とは心心所は同一所緣の故に一相應法を緣ぜざること。

【二四】極めて云云。四相等倶有法は世俗智と極めて隣近なるが故に之を緣ぜず。眼が眼藥を視ざるが如し。

世俗智の界繫及び三慧の別

(二五)此の智は唯是れ欲色界の攝なり。聞思の所成にして、修の所成に非ず。修の所成の慧は、地別に緣ずるが故なり。若し此れに異らば、應に頓に染を離すべし。

第五節　十智と修行者の成就

已に所緣を辯じつ、復應に思擇すべし。(二六)誰れは、幾ばくの智を成就するか。

頌に曰はく、

異生と聖の見道の　初念とには、定んで一を成ず。
二には定んで三智を成ず。　後の四は一一に增す。
修道は定んで七を成ず。　離欲は他心を增す。
無學の鈍利の根は、　定んで九を成じ、十を成ず。

【二五】此智は云云。この無我觀は俗智を體とするものにて、而も聞思所成にして修所成にあらず。そは、世俗の修慧は六行觀にて三界九地を別別に緣ずるものなれば、無我觀の如く一切を舉げて一時に緣じ得ざればなり。若し之を修所成とすれば、修所成智には離染の力あるを以て、無我觀を修する時は、一時に一切の染を離すべき筈なりと。これ婆沙又は正理が修慧に通ずと主張する所と異れる本論の立場なり。

【二六】誰れは幾ばく等。修行者はその修養道程に於て、十智中の幾何を得るかを明にせんとする段なり。第一頌は凡夫位と見道位に就て明し、第二頌の前半(五六句)は修道位に就て說き、その後半は無學位に就て說きたるものとす。

頌の舊譯

一智應有レ欲、於ニ無流初念一、
第二三應上、於レ四一一增。

見道位（初四句）

論じて曰はく、諸の異生の位と、及び聖の見道の第一刹那とには、定んで一智を成ず。謂はく、世俗智なり。第二刹那には、定んで三智を成ず。謂はく、法と苦とを加ふ。第四と六と十と十四との刹那には、次の如く、後後に類と集と滅と道との智を増す。諸の（二七）未増の位は数を成ずること、前の如きが故なり。

修位（五句）

（二八）修位の中に、亦定んで七を成ず。

離欲者（第七句）

（二九）是の如き諸位の、若し、已に欲を離するときは各に一を増す。謂はく、他心智なり。唯異生の無色に生ずる者を除く。

時解脱の者は、定んで九智を成ず。謂はく、尽智を加ふ。不時解脱は、定んで十を成就す。謂はく、無生を増す。

第六節　諸の位と十智の修

第一項　見道位

（三〇）何の位の中に於いて、頓に幾ばくの智を

【二七】未増の位とは第三、第五、第七等の刹那。

【二八】修位の中云云。修道にても未離欲の位には、見道の如く七智を成就す。七智とは俗智、法智、苦智、類智、集智、滅智、道智なり。

【二九】是の如き諸位とは、異生位、見道位、修道位をいふ。この三位に於て欲を離れたるもの、即ち異生位と見道位とにありては豫め有漏の六行観にて欲惑を滅したるもの、修道位にありては不還果に達したる者は、前の七智の外に他心智の一を加へて八智を成就するなり。これ他心智は欲惑を断ずることによりて得べきものなればなり。但し異生の他心智は有漏性のものにて、而も有漏性の他心智は無色界に生ずれば、之を捨するを以て、成就せざるものとす。無漏の他心智は無色に生ずるも捨せず。

【三〇】何の位の云云。これ諸位

修するか。

且らく見道の十五心の中に於いては、

頌に曰はく、

見道の忍智起るときは、　即ち彼れを未來に修す。

三類智には兼ねて、　現觀邊と俗智を修す。

不生なり、自下地なり、　苦集は四なり、滅は後なり。

自諦の行相と境となり、　唯加行の所得なり。

見道の同類修（初二句）

論じて曰はく、見道の位の中に、(二二)隨ひて忍智を起すときは、皆即ち彼の類を未來に於いて修す。然も具さに、自諦の諸の行相、念住を修するなり。

見道の同類修なる所以

何に縁りてか、見道は唯同類修なる。(二三)先に未だ曾て此の種姓を得ざるが故なり。(二四)對治と所緣と倶に決定するが故なり。

に約して十智の得修を明にせんとしたる段にして、見道修道以下六項に分ちてこれを述ぶ。今は先づ見道に約す。

頌の舊譯

如レ生彼所修、忍智於二見位一、未來於レ中爾、世智於二三類一、名二對觀後智一、此無生爲レ法。自下地、滅後、共諦相、用得。

【二二】隨ひて忍智を起すとき云云。見道の八忍智を起すときは、例へば苦法忍を起す時は未來の苦法忍の一を得修する等の如く、未來の各類を得修す。然るに行相と念住とに至りては、自諦の四行相と四念住とを具さに得修す。之れ等を同類修といふ。

【二三】先に未だ云云。種姓を得ずとは同類因を得ずと云ふ義なり。此の種姓の善業は無始已來未だ得せず。見道の位に

三類智の後邊の俗智を修す（三四句）

（二三四）唯だ苦集滅の三類智の時、能く兼ねて未來の現觀邊の俗智を修す。一一の諦の現觀の後邊に於いて、方に能く兼ねて修するが故に、斯の號を立つ。此れに由りて、餘の位には未だ兼修すること能はず。

道類智現觀に世俗を得修せざる理由

道類智の時は何にしてか此れを修せざる。

（二三五）俗智は曾て道に於いて、事現觀無きが故なり。又、必ず道に於いて、徧く事現觀無きが故なり。謂はく、苦集滅に於いては、徧く知り、斷じ、證すべきも、必ず道に於いては、能く徧く修す可きこと無し。集滅の邊には未だ徧く斷證せずと雖も、當位に於いて、斷證已に周し。道は則ち然らず、種姓多きが故なり。

異説

（二三六）有るは言はく、此れは是れ見道の眷屬なるも、彼れは修道の攝なるが故に、修すること

初めて今得するが故に、同類のみを得修して異類を得修する力なり。

【二三三】對治と所緣と云云。見道の位は對治所緣倶に決定し、必定して初には先づ欲界の苦諦を緣じ、次いで上界に還るといふ順序なれば、異類を得修し能はずとなり。

【二三四】唯だ苦集滅云云。見道の未來修は同類修なれど亦異類修の場合もあることを明にしたるなり。即ちそは苦集滅の三類智を修する時、又、未來の三類智の後邊に生ずる所謂現觀邊の俗智を兼修することなり。そは世俗智は無始以來苦を知り集を斷じ滅を證し來れるが、今、無漏の類智を以て苦を知り、集を斷じ、滅を證するも亦之と同じきを以て、三類智の後邊に一一世俗智を兼修するなり。而して此の俗智を現觀邊の俗智といふは、三諦の一一を現觀し了れる後邊に得修するものなるが故なり。

【二三五】俗智は嘗て云云。道類智の時に現觀邊の俗智を修せざる理由に二あり、(一)には無始以來、有漏の六行觀を以て苦集滅の三を修したることあるも、道に對しては事現觀をなしたることなし。そは道は無漏なれば有漏智の及ぶ處にあらざればなり。從つて今道類智起るも、前の習慣なきを以て、それに對して現觀邊の俗智を得修じ得ざるものとす。(二)には、苦集滅の三に對しては之を徧く觀じ得るも、無數の道に對して徧く現觀する能はざるを以て、たとひ道類智起るも未來の俗智まで及びかぬるなり。然るに此の第二理由に對して或は言はん、遍く

能はずと。

論主の批評

(二七)理極成に非ず、證と爲すべからず。

世俗智は不生法なり(第五句前半)

(二八)此の世俗智は是れ不生の法なり。一切の時に於いて、起り容きこと無きが故なり。

經部問ふ

若し爾らば、何故に說いて名けて、修すと爲すか。

有部答ふ

先に、未だ曾て得せざるを、今、方に得するが故なり。

經部難ず

既に起ること能はず。得の義は何に依るか。

有部によりて答ふ

但だ、得に由るが故に、說いて名づけて、得と爲す。

經部を以て難絕す

得に由るが故に得すとは、曾て未だ聞かざる所なり。故に辯ずる所の修の理は成立せず。

經部古師の說

古師の說くが如くんば、修の義、成ず可し。

有部徵す

彼の說は云何。

觀じ得ざるは必ずしも道に限らず、見道位に於て集滅を觀ずるも亦然らずやと。然れども此抗議は非なり。いかにも初めは未だ徧く斷證せざるも後の無學位に到れば、苦集滅の三は全部徧く知斷證せらるべきも、道はここに至るも然らず、無數の道あればなりと。卽ち佛陀、獨覺、聲聞の道各別なり。又聲聞の中にても上中下の道各別あり。尙ほ斷證已に周しとある周しの字は、通例、同となりをるも、今は光に從ひて改たり。

【二六】有るは言はく云云の異說は雜心論六參照。世俗智(此)は見道の眷屬なるが故に兼修するも、道類智は修道の攝にして類の別なるが故に俗智を兼修すること能はずとの謂。

【二七】理極成に非ずとは世俗智を見道の眷屬と云ふは諸部極成一致の說に非ず。現に我我は修道の眷屬とするが故にとの意。

【二八】此の世俗智云云。三類智の現觀邊に世俗智を得修すといふも、その世俗智は、現起するものにあらずして、不生法たるものなり。蓋し見道は無漏智なれど世俗智は有漏智なるを以て、三類智の邊に世俗智は非擇滅を得して畢竟不生法となればなり。

經部答ふ

（二九）聖道の力に由りて、世俗智を修す。出觀の後に於いて、勝れたる諦を緣ずる俗智現前すること有り。此れの起る依を得するが故に、此れを得すと名く。金の礦を得るを名けて、金を得と爲るが如しと。

毘婆沙師の不信

見道の起る地と俗智の得修（第五句後半）

毘婆沙師は此の義を樂はず。

隨つて何の地に依りて、見道の現前するも、能く未來の自地と下地とを修す。謂はく、未至に依りて見道現前する時は、能く未來（三〇）一地の見道と二地の俗智とを修す。［乃］至第四［禪］に依りて、見道現前するは、能く未來（三一）六地の見道と七地の俗智とを修す。

世俗智と四念住との關係（第六句）

（三二）苦集の邊に修する［世俗智］は、四念住の攝なり。滅の邊に修する者は、唯法念住なり。

三類智の邊に修する俗智の行相（第七句）

（三三）隨つて、何れの諦の現觀邊に於いて修するも、卽ち此の行相を以て、此の諦を緣じて境と爲す。

世俗智の得（第八句）

見道の力にて得するが故に、唯加行の所得なり。

【二九】聖道の力云云。見道の無漏の力に由りて、身内に勝れたる有漏智現前して四諦を觀す。此の有漏の俗智の起るに所依と爲る所の依（光師は所依の種子と稱す）を見道の中にて得するに由りて、その依に約して世俗智を得すといふとの說。卽ち例によりて種子の熏習を以て得修を說明せんとしたるなり。

【三〇】一地の見道とは、未至の一地をいひ、二地の俗智とは未至と欲界との二をいふ。

【三一】六地の見道とは未至中間四根本の六地をいひ、七地とは之に欲を加へたるものをいふ。

【三二】苦集の邊云云。苦類智集類智の位に得する俗智は四念住に通ず。其の故は苦集二諦は身受心法を具するが故なり。唯滅類智の位に得修する俗智は、四念住の中にては唯法念住なり。そは滅諦には身受心の三無きが故なり。

【三三】隨つて云云。苦類智の位に得修する世俗智は、苦諦下の四行相にて、苦諦を觀するが如し。

世俗智の體

智の増すが故に智の名を立つ。若し眷屬を并すれば欲の四蘊、色界の五蘊を以て、其の自性と爲す。

第二項　修道位

修道の并修

次に修道の離染の位の中に於いては、頌に曰はく、

〔一二四〕修道の初刹那は、六と或は七との智を修す。

八地を斷ずる無間と、及び有欲の餘の道と、

有頂の八解脫とには　各七智を修す。

上の無間と餘の道とには、　次の如く、六と八とを修す。

道類智の二智現修（初一句）

論じて曰はく、修道の初念は謂はく、第十六の道類智の時には、〔一二五〕二智を現修す。

【一二四】頌の舊譯

十六六有欲、離レ欲人有レ七、有欲修道中、從レ此上七修、七地勝通解、得ニ不壞ニ雜修・於ニ無間道ニ上、諸八解脫道。

修道云云の頌を初めとして其より以下の六頌は其の說述の方法、舊譯と大に相違せり。蓋し、原本に於て、最初は舊譯の如き編述なりしを、後に至りて斯く改めしものか、或は玄奘が翻譯の際に整理して斯くなせしものか詳ならず。是の如き例は單に此處に止まらず、餘の文段に於ても數數ありと雖も、そは唯だ一段中の文句の位置を換へたるに過ぎず。今は一段中にての文句の轉換に非ずして、三段に涉りての說述の變化なり。但し稱友の釋、及び舊譯に徵するに、俱舍の本文は全體として玄奘譯の如く頌文長行ともに一段づつ分れ居るに非ず。是の如く整理したるは譯者玄奘にあるか、將た印度の學徒の手にありしか詳ならず。

【一二五】二智とは道智、類智の二をいふ。

未離欲者

離欲者

八地を斷ずる無間道乃至解脱（四―六句）

有頂の無間道（七句）

餘道（八句）

、未離欲の者は、未來に六を修す。謂はく、法と及び類と苦と集と滅と道となり。

離欲〔の者〕は七を修す。謂はく、他心を加ふ。〔一三六〕世俗を修せず、有頂の治なるが故なり。

欲の修斷を斷ずる九無間道と、八解脱道とは、俗と〔一三七〕四と法智と應に隨つて現修す。

〔一三八〕上の七地を斷ずる諸の無間道には、四の類と世俗と滅と道と法智とを應に隨つて現修す。

欲を斷ずる加行と、有欲の勝進とは、俗に四と法と類と、應に隨つて現修す。

〔一三九〕此の上は未來に皆七智を修す。謂はく、俗と法と類と、苦と集と滅と道となり。

有頂地を斷する前の八解脱には、四と類と二の法と、應に隨つて現修す。此は未來に於て、亦唯七を修す。然るに世俗を除いて、他心智を加ふ。

有頂地を斷ずる九無間道には、四と類と二の法と應に隨つて現修す。未來に法と類と苦と集と滅と道との六を修す。

欲の修斷を斷ずる第九の解脱には、俗と四と法との智を應に隨つて現修す。上七地を斷ずる諸の解脱道は、四と類と世俗と滅と道との法智とを、應に隨つて現修す。

【一三六】世俗を修せず云云。道類智は有頂を治するものなるに俗智は有頂を治するの力なければなり。

【一三七】四とは四諦智なり。

【一三八】上の七地とは四禪と下三無色をいふ。

【一三九】此の上とは前の欲の修斷を斷する九無間道八解脱と、欲を斷する加行と、上七地を斷する無間道と、有欲の勝進道とを指す。即ち此等の場合に於ける未來の得修を明にするなり。

欲の修斷を斷ずる第九の勝進と、上の八地を斷ずる諸の加行道には、俗と四と法と類と、應に隨つて現修す。上の七地を斷ずると、有頂の八品との諸の勝進道とには、俗と四と法と類と及び他心との智とを、應に隨つて現修す。

此の上は、未來に皆八智を修す。謂はく、俗と法と類と四諦と他心となり。

第三項　無學位

次に離染得の無學の位を辯ずべし。

頌に曰はく、

無學の初めの刹那は、　九を修し、或は十を修す。
鈍と利との根別なるが故なり。　勝進道も亦た然り。

論じて曰はく、無學の初念、謂はく、有頂を斷ずる第九の解脫には、苦と集と類と盡とを、應に隨つて現修す。有頂を緣ずるが故なり。勝進には九と十と應に隨つて現修す。未來は應に隨つて、九を修し、十を修す。謂はく、鈍根の者は、唯だ無生を除き、利根は亦た無生智をも修するが故なり。

第四項　餘位

〔一四〇〕次に餘位に智を修する多少を辯ずべし。

頌に曰はく、

練根の無間道は、學は六なり、無學は七なり。
餘は、學は六と七と八となり。應は八と九と一切となり。
雜修と通との無間は、學は七なり、應は八と九となり。
餘道は、學は八を修す。應は九・或は一切なり。
聖の餘の功德を起すと、及び異生の諸の位の、
所修の智の多少は　皆理の如く應に思ふべし。

約練根（初頌）學位の無間道

論じて曰はく、學位の練根の諸の無間道は、四と法と類との智を應に隨つて現修す。未來に六を修す。四諦と法と類となり。見道に似るが故に世俗を修せず。能く斷障するが故に他心を修せず。

【一四〇】次に餘位云云。見道・修道・無學道の三道に約して智修を說けるも、それは要するに一般的說明たるを免れざるを以て、右三道内に於ける特殊の場合も含め、更に凡位にまで及ぼして十智の得修を明にせんとしたるはこの項なり。頌は三頌（十二句）より成る中初頌（四句）は練根に約して修を明にし、第二頌（五―八句）は雜通に約し、第三頌（九―十二句）は聖凡に約して修を明にしたるものとす。

頌の舊譯

學練根解脫、六七智修餘、無間道六修、有頂勝亦爾、於盡智修九、得不壞修十、練不壞解脫、所說餘修八。

學位の解脫道

諸の解脱道には、四と法と類との智を應に隨つて現修す。未離欲の者は未來に六を修す。四諦と法と類となり。已離欲の者は、未來に七を修す。謂はく、他心を加ふ。

異說

有る餘師の言はく、解脱道の位にも亦世俗を修すと。

學位の加行道

諸の加行道には、四と法と類とを應に隨つて現修す。未離欲の者は、未來に七を修す。已離欲は八なり。謂はく、他心を加ふ。

學位の勝進道

諸の勝進道には、若し未離欲は、俗と四と法と類と、應に隨つて現修す。未來も亦七なり。若し已離欲は俗と四と法と類と、及び他心智とを應に隨ひて現修す。未來も亦八なり。

無學位の無間道

無學の練根の諸の無間道には、四と類と二の法とを應に隨つて現修す。未來に七を修す。四諦と法と類と盡となり。世俗を修せず。有頂を治するが如きが故なり。

無學位の解脫道

(四一)五の前の八解脱は、四と類と二の法とを應に隨つて現修す。未來に八を修す。四諦と法と類と他心と及び盡となり。

(四二)四の第九の解脱は、苦と集と類と盡とを應に隨つて現修す。未來に九を修す。

(四三)最後の解脱は、苦と集と類と盡とを應に隨つて現修す。未來に十を修す。

【四一】五の前の八解脱とは六種姓中の退法等の前五種の羅漢が、九解脱中の前八解脱を修する時をいふ。因みに第四句に應は八と九とある應とは羅漢の義。

【四二】四の第九解脱とは、六種姓中の前四種姓の羅漢が第九解脱道を修する時をいふ。

【四三】最後の解脱とは、五種姓中の最後、即ち堪達法羅漢が第九解脱を修するをいふ。

無學位の加行道

諸の加行道は、現修は學の如く、未來に九を修す。

無學位の勝進道

諸の勝進道に於いて、鈍の者は、九智を應に隨つて現修す。未來も亦九なり。利の者は、十智を應に隨つて現修す。未來も亦十なり。

約雜通修學位の無間道（第二頌）

學位の（二四四）雜修の諸の無間道は、四と法と類と俗とを、應に隨ひて現修す。未來に七を修す。

同上解脱道

諸の解脱道は、唯、四と法と類となり。

同上勝進道

加行には俗を增す。諸の勝進道は、又他心を加ふ。應に隨つて現修す。未來は皆八なり。

無學の雜修の無間道

無學の雜修の諸の無間道の現修は、學の如し。未來の所修は、鈍は八にして、利は九なり。

同上解脱道

諸の解脱道は、唯四と法と類と、加行は俗を增して、應に隨つて現修す。未來の所修は、鈍は九にして、利は十なり。

同上勝進道

諸の勝進道は、練根と同じ。

通を修する有學の無間道

學位に（二四五）通を修する五の無間道は、俗智を現修す。未來は七を修す。

同上解脱道

（二四六）宿住と神境との二の解脱道と、（二四七）五の加行道とは、俗智を現修す。他心の解脱は、法と類と道と俗と、及び他心智となり。

【二四四】雜修とは靜慮を雜修するをいふ。

【二四五】通を修すとは、六神通の中、第六の漏盡智通を除いて前五通を修するをいふ。

【二四六】宿住と神境とは五通の中、二通の名なり。後を見よ。

【二四七】五の加行道とは五通を得べき加行道をいふ。

同上勝進道

一切の勝進は、苦集滅を並せて應に隨つて現修す。

此の上は、未來に皆八智を修す。

無學の修通の無間道

無學の修する通の五の無間道は、現修は學の如し。未來の所修は、鈍は八にして、利は九なり。

同上、解脫道と加行道

解脫と加行とは、現修は學の如し、未來の所修は、鈍は九にして、利は十なり。

同上、勝進道

諸の勝進道は、練根と同じ。

（一四八）天眼と天耳との二の解脫道は、無記性なるが故に、名けて修となさず。

約凡聖（第三頌）

（一四九）聖の、所餘の四無量等の修所成に攝むる有漏の德を起す時は、現在に皆一を修す。世俗智なり。［而して］有學は未來に未離欲は七なり。已離欲は八なり。無學は未來に、鈍は九にして、利は十なり。

（一五〇）微微心を除く。此れは未來に於いて、唯俗を修するが故なり。

【一四八】天眼と天耳云云。通を修する解脫とは、五通の中、宿住、神境、他心の三通を修する場合のみを指す。天眼通と天耳通とは通果無記なれば之を修と言はず、從つて解脫道もなきなり。

【一四九】聖の所餘の云云。これ以下は凡聖に約して修智の多少を明にす。先づ聖の場合を擧ぐれば、若し聖者が四靜慮四無量等の諸功德を起す際は、ただ世俗智の一を現修するのみ別に障を除くにあらざれば無間、解脫、加行、勝進の四道に約して說く能はず。而してその未來修となれば、その聖者が有學の未離欲者なれば七、已離欲者なれば、他心智を加へて八を修し、若しそは無學者なれば、鈍根は九、利根は十とす。

【一五〇】微微心を除く。微微心とは滅定に入る心をいふ。滅定に入らんとする時は、心、微劣なるを以て、現に俗智を修するのみならず、未來修も亦然るを以て、四無量等の如く未來に無漏を得修すること能はず。故に之を除外例とするなり。

若し所餘の無漏の功德の靜慮に攝むる者を起すときは、四と法と類との智を應に隨つて現修す。無色に攝むる者は、唯四と類との智を應に隨つて現修す。未來の所修は、前の有漏に同じ。

（一五一）異生の離染は、現に世俗を修す。欲と三定とを斷ずる第九の解脫と、及び根本四靜慮定に依りて、勝進道と離染の加行とを起すとは、未來に二を修す。謂はく、他心を加ふ。（一五二）所餘は、未來に唯世俗を修す。

五通を修する時の諸の加行道と、（一五三）二の解脫道とは、俗智を現修す。（一五四）一の解脫道は、現には俗と他心となり。

（一五五）諸の勝進道は、（一五六）二を應に隨つて現〔修〕す。未來は一切皆二種を修す。五の無間道は、現と未とは唯俗なり。本靜慮に依りて、餘の功德を修するときは、皆俗を現修す。未來は二を修す。唯順決擇分は、必ず、他心を修せず。是れ見道の近眷屬なるを以ての故なり。餘地の定に依りて、餘の功德を修するときは、皆唯だ世俗を現と未來とに修す。

第五項　依地

【一五一】異生の離染は云云。異生の位に四靜慮又は神通を修する場合に就いて述ぶ。異生の離染とは、六行觀によりて惑を斷じたるものをいふや勿論なり。

【一五二】所餘とは前所說を除きたる以後の一切の加行、無間、解脫、勝進をいふ。

【一五三】二の解脫道とは、宿住と神境との二のそれをいふ。

【一五四】一の解脫道とは、他心のそれをいふ。

【一五五】諸の勝進道とは、五通のそれをいふ。

【一五六】二をとは他心智と俗智と

（二五七）諸の未來修は、幾ばくの地を修すと爲すか。諸の所起の得は、皆是れ修なるか。

頌に曰はく、

諸の道の此れに依ると、得ると、此の地の有漏を修す。
此れを離れ、得し、起さんと爲るときは、此れと下との無漏を修す。
唯初めの盡のみ徧く、九地の有漏の德を修す。
上に生じては下を修せず。曾所得は修に非ず。

有漏智の得修（初二句）
無漏智の得修（第三四句）

論じて曰く、（二五八）諸道の此の地に依ると、及び此の地を得るとの時、能く未來の此の地の有漏を修す。
（二五九）聖の此の地を離れんと爲ると、及び此の地を得るとの時と、並びに此の地の中の諸道の現起す

の二、次の二も同様也。

【二五七】諸の未來修云云。これに二問あり、第一は未來修と依地との關係にして、第二は得と修との關係なり。頌中前七句は第一問に答へたるもの、後の一句は第二問に答へたるものとす。

頌の舊譯

爲レ離二此地欲一、是得此下修、有流於二盡智一、先曾得非レ修。

【二五八】諸道の云云。諸道とは有漏道及び無漏道をいふ。この有無漏二道の有漏道を修するに(一)或る地に依るときは其地の未來の有漏を得修す、(二)或る地を得る時はその地の未來の有漏を得修す。

【二五九】聖のとは無漏智を得修することは聖者に局るが故にいふ。此の聖者が何の地に道を發すとも、第三定の染を離れんとするときは、未來の第三定の無漏と下地の無漏とを得修し、又例へば初定の染を離れて第二定の根本定を得るときは、第二定の無漏と下地の無漏とを得す。又第二定に攝する見道の起るときは、第二定の無漏と未至中間初定の無漏とを得修す。

るとは、皆能く此れと及び下との無漏を修す。

「此れを離れんと爲すとき」との言は、(二六〇)二の四道に通ず。

初盡智位の得修（五六句）

(二六一)唯、初めの盡智の現在前する時、「その」力能く九地の有漏の、不淨觀等の無量の功德を修す。能縛の衆惑斷じて、餘すこと無きが故なり。(二六二)能縛斷ずれば、所縛の氣通ずるが如し。又、(二六三)彼の自心、今王位に登れば、一切の善法は得を起して來朝す。譬へば、大王の祚に登り、灌頂すれば一切の境土「のもの」皆來りて朝貢するが如し。

(二六四)然れども、此れは上に生ずれば、必ず下を修せず。

初めの盡智といふ意義

(二六五)初めの盡智の言は、有頂を離るると、及び五の練根の位との第九の解脱道を顯はす。

修（第八句）

諸の言ふ所の修とは、唯、先に未だ得ざるものを、今起し、今得するをいふ。「卽ち」是れ

一所修

(二六六)能所修なり。謂はく、若し先時に未だ得せざるを、今得するに、功を用つて得するものは

【二六〇】二の四道云云。有漏と無漏との加行無間解脱勝進の四道に通ずとの意。

【二六一】唯初めの盡智の云云。煩惱已に斷じ所作已に辨じたりといふ大自覺を生じたる時は三界の閉塞が一時に開けたるが如くになるを以て、其力は能く九地の有漏の無量の功德を修し得るなり。

【二六二】能縛斷ずれば云云。人を纏縛する繩が切斷すれば、其人の氣息が初めてゆるやかに通ずるが如しとなり。

【二六三】彼の自心とは、心王をいふ。心王が煩惱の賊を殺して盡智を得るを王位に登るといへるなり。

【二六四】然れども云云。盡智の初念に三界九地の一切の善法を得修すといふは、身が欲界に在りて初めて盡智を發する時のことにして、若し身が上地に生ずるときは下地の法を得修すること無し。

【二六五】初めの盡智といへるは、有頂地を離るる第九解脱道と前五種姓の練根時の位の第九解脱道とに、前道を捨して初めて果を得ることを意味するなり。

【二六六】能所修とは能修所修の義

能修

方に是れ所修なり。〔之に反して〕若し法の先時に曾て得せられたるものを棄捨したるを、今還りて得すと雖も、〔それは〕所修には非ず。劬勞を設けて證得するに非ざるが故なり。

若し先に、未だ得せざるものを、功を用つて現前するときは、能く未來を修す。勢力勝るるが故なり。〔之に反し〕曾て得して起るは、未來を修せず。多くの功の起す所に非ずして、勢力、劣なるが故なり。

第六項　四修

唯得に約して、說いて名けて修と爲すと爲んか。

爾らず。

云何。

修に四種有り。一には(一六七)得修、二には(一六八)習修、三には(一六九)對治修、四には(一七〇)除遣修なり。

是の如き四修は、何の法に依りて立つるか。

なり。能修とは未だ嘗て得ざりしものを功用を以て現前せしむるをいひ、所修とは嘗て未だ得られざりしものが初めて得られたるをいふ。未來修の修とは實に右の二條件を具するをいふ。

【一六七】得修 (Pratilambha-bhāvanā)。

【一六八】習修 (Niṣevaṇa-bhāvanā)

【一六九】對治修 (Pratipakṣa-bhāvanā)。

【一七〇】除遣修 (Vinirdhāvana-bhavanā)。舊譯・治淨修。

頌に曰はく、

（二七一）得修習修を立つることは、善の有爲の法に依る。
諸の有漏の法に依りて、治修と遣修とを立つ。

得習二修

論じて曰はく、得と習との二の修は、有爲の善に依る。未來は唯得［修］なり。現には二修を具す。

治遣二修

治と遣との二修は、有漏の法に依る。故に、有漏の善は、四修を具足す。無漏と有爲と餘の有漏の法とは、次の如く、（二七二）各前後の二修を具す。

外國師の六修説

外國の諸師は修に六ありと説く。前の四の上に於いて、（二七三）防と（二七四）觀との修を加ふ。諸根を防護し、身を觀察するが故なり。（二七五）契經に説くが如し。云何にして、根を修するか。謂はく、六根に於いて、善く防ぎ善く護ると。乃至廣く説けり。

防護の證文

【二七一】頌の舊譯
得修及習修、是善有爲修。
對法治淨修、有流諸法修。

【二七二】各前後の二とは無漏の有爲法は得修習の修の二、有漏の惡無記法は對治修除遣修の二ある意。

【二七三】防修(Saṃvara-bhāvanā)。

【二七四】觀修(Vibhāvana-bhāvanā)。

【二七五】契經とは雜阿含十一、參照。文に曰く、云何六根善調伏、善關閉、善守護、善執持、善修習、於ニ未來世一、必受ニ樂報一、多聞聖弟子眼見レ色、不レ取ニ色相一、不レ取ニ隨形一、好任ニ其眼根

又、(一七六)契經に說く、云何にして、身を修するか、謂はく、自身に於いて髮毛爪を觀ずと。乃至廣く說けり。

有部の正義

迦濕彌羅國の諸論師は言はく、防と觀との二修は、卽ち治と遣との修の攝なりと。

之所二趣向一常住二律儀一世間貪愛惡不善法、不レ漏二其心一、能生二律儀一善護二眼根一耳鼻舌身意根亦復如レ是(辰二)。

【一七六】契經とは中阿含二十念身經(晨三)。文に曰く、復次比丘修習念身比丘者、此身隨住隨二其好惡一從レ頭至レ足、觀見種種不淨充滿、謂此身中有二髮毛爪齒麤細薄膚皮肉筋骨心腎肝肺大腸脾胃膽及脳根涙汗涕唾膿血肪髓涎痰小便一云云。

大正九年十二月二十八日印刷
大正九年十二月三十一日發行
昭和二年十一月廿五日再版發行
昭和四年二月十五日三版發行

（岡山製本）

【非賣品】

國譯大藏經 論部 第十二卷

編輯兼發行者 國民文庫刊行會
東京市神田區小川町一番地

右代表者 鶴田久作
東京市本郷區西片町十番地

印刷者 君島潔
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 共同印刷株式會社
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 國民文庫刊行會
電話神田 一五三五番
　　　　 一八三八番
振替東京一八五七二番